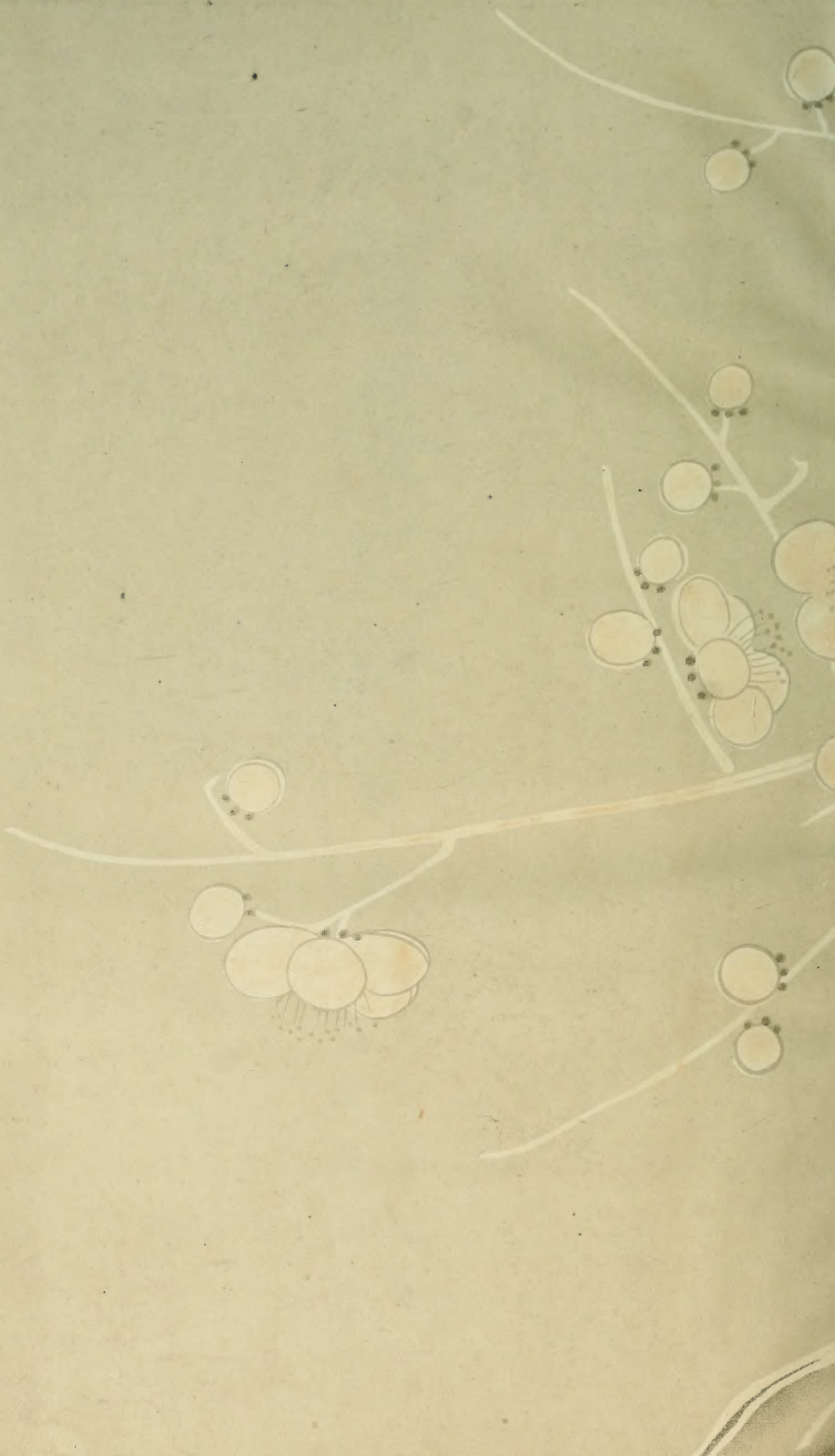


加賀藩史料

第壹編

自天文七年
至慶長拾年

敍

江戸幕府時、余先世封加越能三州、任藩翰之責、以訖祖考慶寧、邁明治中興、中興初、祖考欲修三州三百年史、以傳先世事蹟、今編纂史料、事纔就緒、儀

捐館舍、先考利嗣紹其志、置編輯所、俾人從事編摩、且廣据博採、以補祖考所編纂史料、迨余承家、亦繼纘之、久之其成冊者頗多、竊惟、徒度之書庫、以飽白魚、不若公之以便學士攟尋、於

是、屬日置氏校理之、且補其遺漏、付之印刷、今也第一編成、出以問世、因書卷端如此、

夫修史、以編纂史料爲先務、觀史、不如寓目史料之或優、世有定論、不復待余之言也、乃史料之爲用也、爲不尠

矣、方今國家熙洽、諸凡圖書、日刊月布、不止汗牛、而獨至史料、殊爲寥寥、寔可痛恨、是編雖不過方隅之書、或可取以爲温古徵昔之資歟、抑余有所感焉、譬之猶貨殖乎、積銖累錙、不倦不

懈、竟得巨萬之富、昔時列藩、及今各出史料、集而大成之、則莫府時代之史蹟、森然其有詳備者焉、雖然、如是編猶多遺漏、謂之三州史料麤匯於此、則匪所敢當也、

昭和四年三月　侯爵前田利爲識

緒言

封建の時、前田氏の領する所は、加賀・能登・越中三國に亙り、假令その間に若干の幕府直轄領あり、幕臣の采邑ありて交錯し、寛永以降またその一部を富山・大聖寺兩支藩に分割したるにもせよ、通常三國の太守を以て呼ばれ、封土は之を加賀藩の名に於いて總稱せり。

この加賀藩なるものに就きて、人若し終始一貫せる史的研究を試みんとする時、その始期を何れの年に措くべきか、將たその終期を何れの時に定むべきかは、多少の考察を經ざるべからず。即ち嚴密に前田氏の領土が、加賀・能登・越中の大部分を含むこと、恰も後世の如くなれる時を擇ぶべしとせば、前田利長卿の世、慶長五年關ケ原戰役以降に在りとせざるべからざるも、これを以て

加賀藩治の發端とすべからざること勿論なり。柳ケ瀨戰役の後前田利家卿が豐臣秀吉より佐久間盛政の遺領加賀石川・河北二郡を受け給ひたる天正十一年を採ること、或は可ならざるに非ずといへども、こは尙加賀の地名に拘束せられたる嫌なしとせず。三國中の能登は、是より先天正九年織田信長の利家卿に授けたる所なるが故に、溯りてこゝに及ぶことは最も當然なりとし、更に利家卿が能登一國の侯伯となり給ふまで立身せられたる所以の、信長配下の一將として千軍萬馬の間に馳驅し給ひたる戰功に因るを思ふ時は、天文七年卿が尾張愛知郡荒子に生誕し給ひたる時に端緒を求むるも、研究上の利便寡しとせず。況んや此の如くにして、加賀藩史と前田家史との間に、完全なる融合を發見し得べきに於いてをや。

次に加賀藩の終期に關しては、史實の上より見て極めて明瞭な

り。何となれば、そは明治二年六月十七日、明治天皇が加賀藩主前田慶寧卿の版籍を還し奉らんと請へるを嘉納あらせられ、これと同時に、三國は既に前田氏の封土にあらず、加賀藩は變じて金澤藩となり、封建時代の侯伯たりし慶寧卿は、郡縣制を布ける明治新政府の一官吏たる藩知事に任ぜられ給ひたればなり。而も此の如きは大義名分の上の論議にして、殆ど三百年に近き星霜の間、至治に浴せる三國の士民は、情誼に於いて前田氏を見ること、尚今の昨に異ならざるものあり。加賀藩といふも金澤藩といふも、藩侯といふも藩知事といふも、唯これ時世の推移に伴ひたる制度の變化たるに止まり、慶寧卿が現に藩知事たる如く、子孫累葉同じく藩知事たるべきものなりとは解せるなり。是を以て明治四年七月十四日廢藩置縣の大詔を拜し、同月十八日東京府より、前田氏が當時貫屬せる東京に歸還すべきことを命ぜられ、

隨ひて慶寧卿が八月十一日を以て金澤の山河を後にし給ひ、前侯齊泰卿亦九月四日東上の途に就き給ひたる時には、恰も赤子の慈母に離るゝ如き思あるを免かれざりしといへり。されば加賀藩の名の廢せられたること既に二ケ年前にあるも、舊藩主と舊領民との情誼は、こゝに至るまで毫末の增減なかりしと見るべく、加賀藩の修史の事に當るものは、必ずや餘說を此の際に及ぼさゞるべからず。而して是と同時に、加賀・能登・越中に於ける前田家史も亦全く終局し、新たに東京に於ける前田家史は、榮光に輝ける開幕を報じ、侯爵前田家と石川・富山兩縣民と、別種の意味に於ける深甚の關係を生ずるには至りしなり。

版籍奉還直後に於ける三國の士民は、國運推移の形勢を豫測するに迂なるの感なきにしもあらざりしが、此の如きは啻り金澤藩の狀態たりしのみにはあらず、海內皆概ね揆を一にせしなる

べし。然りといへども常に上國に往來し、搢紳顯要に直接し給ひたる慶寧卿にありては、夙く政界の眞相を看破し給ひたるべく、明治二年二月八日車駕東巡に先だちて、鹵簿の後驅たるべき命を拜し給ひたると同時に、自から進みて斷然版籍を皇室に還し奉らんことを請ひ給ひしなり。是を以て六月十七日に至り、朝議の之を許可せられたることは、卽ち卿の素志を達し給ひたる所以にして、固より何等驚くべき事象にあらざりしのみならず、天恩の辱きに狃れて藩知事の任も亦久しく留まり給ふべきにあらず、士民が新政府の新施設に熟するを待ち、直に之を中央派遣の新官吏に引繼ぐべきものなりと思惟し給ひしが如く、一意彼等の敎誨誘導に從ひ給ひたるなり。

飜つて藩初以來の經過を案ずるに、藩侯の世を累ぬること、利家卿以下十四代、年を經ること之を能登就封より數ふれば二百八

十九年、加賀入國よりすれば二百八十七年、領土の大に於いて海內に肩を比ぶべき侯伯あることなく、易封轉城のことなきに於いて亦比類尠し。而して能く此の如きを得し所以は、祖宗歷世仁慈明恕の政を以て下に臨み給ひたると、臣僚皆忠良實直にして能く君に仕へたると、庶民の溫和從順にして、前田氏の治下に在るを喜び、各業務に勵精せるに依らざるなし。今や版籍朝廷に歸し、藩侯その印綬を解く。是の時に當りて加賀藩と前田家との史を編して之を後昆に傳ふるは、一は以て祖宗の偉勳と士民の美德とを顯彰する所以にして、一は以て國史の一端を補ふ所以たらずんばあらず。明治二年十二月慶寧卿が家錄方を邸內に置き、廣く舊領內に史料の採訪を命じ給ひしもの實に之に因るなり。この時家錄方の發したる書面は即ち左の如く、今に至るまで前田家に修史の局あることこゝに淵源す。

今般御家錄編輯職被命候に付而は、御先祖樣御盛業は不及申、御代々樣御政績曁世臣の勳勞等も取調可申儀に付、御藩士を初、三州の社寺町在に至迄、右に關係致候記錄類、且又忌諱に相觸候品幷草稿等に而、見苦敷候而茂致所持候者、無斟酌其儘御家錄方に早々指出可申、尤御用濟之上は御返に相成候に付、指出候節目錄相添、身柄姓名等書記指出候樣、至急夫々御申談之樣仕度候事。

十二月

御家錄方

是に於いて翌三年以來、關係職員の採訪は普く行はれ、三國士民も亦喜びて旨を奉じて家藏の文書典籍を提供せり。然るにその後幾くならずして慶寧卿の東京に移り給ひしこと、既に前に言へるが如く、卿が壯年以來の宿痾亦漸み、明治七年五月十八日遂に易簀を見るに至りたるを以て、比較的焦眉の急を要せざる家

錄方の事務は自から閑却せられたりき。是を以て世子利嗣卿の家を襲ぎ給ふや、至孝の性を以て先考の遺績を追慕し給ふこと厚く、殊にその企て給ひし家錄編輯の業未だ成らざるを遺憾とせられ、明治十六年春再び東京本鄉邸內に編輯方の一局を設け給へり。

爾後編輯方の事務に關係せられたる諸士には、史料の調査に森田平次・野口之布・世良太一・石埼謙・永山近彰・戶水信義・近藤磐雄の諸氏、嘉永六年以後の事蹟調査に岡田棣・安井顯比・澤田直温・陸義猶の諸氏あり。その編輯方針は、初め史料を年月の序次に從ひ集成し、之に基づきて歷代の本紀と侯族臣僚の列傳とを起稿するにありしもの丶如し。是を以て採訪せられたる史料と、その餘業になれる諸種の編纂とは、現に尊經閣文庫に保存せられて幾多の櫃を充たすのみならず、明治三十二年世良・永山・石埼・戶水四氏

の名によりて、利家卿及び諸臣の事蹟を收めたる加賀藩史稾八巻を公刊するには至りたるなり。然るに其後我が邦史學界に於ける風潮急激に變動し、修史の面目大に改まりたると、祖宗の祭典に際會して、その傳記を編纂するの必要ありたるが爲、加賀藩史稾の續稿は一時停止せられて、明治四十二年に近藤氏の加賀松雲公三巻を出し、同年文學博士藤岡作太郎氏はその要を採りて松雲公小傳となし、大正三年に永山氏の瑞龍公世家を刊し、大正六年近藤氏の芳春夫人小傳、大正十年永山氏の淳正公家傳、大正十一年近藤氏の天德夫人小傳等、相續いで剞劂に附せられたり。

上述諸書、皆加賀藩と前田氏との史實を闡明するに緊要缺くべからざる述作なりといへども、加賀藩の終始を一貫する史籍編輯の事は、尙未解決の問題として遺されたり。蓋し加賀藩史の如

き特殊の研究は、多年之に沒頭するを要し、而して略々通曉したる時には鬢髮半ば白からざるを得ず。隨ひて加賀藩史稾に類する編纂方法を擇ばゞ、到底一人の生涯を以て完了すること難く、その人を代ふれば即ち論斷文章自から異ならざる能はざるなり。故に若しこの缺點を避け、假令多年に亙りて數々編纂者を代ふるも、常に同一方針を以て事業の進捗を謀らんとせば、史料その物を世に發表し、之が利用は學者各自の研究に一任するを勝れりとすべく、慶寧・利嗣二卿の遺志亦かくして遂行し得べきが如く考慮せらる。

曩に昭和三年侯爵家編輯方その人を缺くを以て、余に事務の一部を囑託せらるゝや、余は前記の鄙見を具して、現侯爵前田利爲閣下の清覽を煩したり。時に閣下、英國在勤帝國大使館附武官として倫敦に駐在し給ひしが、余が意の在る所必ずしも甚しく過

謬にあらざるべしとし給ひ、乃ち前編輯方諸氏の蒐集せられたる史料を整理加除し、且つ逐次之を刊行すべきことを命じ給へり。余固より不敏、果して閣下の盛意に添ひ奉ることを得るや否やを知らざるも、閣下の寛仁宏量、直に余の進言を容れ給ひたるに感奮し、全力を盡くして之が編纂に着手し、こゝに加賀藩史料第一編を發刊するを得るに至れり。この書幾十卷を以て完成すべきかを知らず、余の齡亦既に知命を過ぐること遠くして、耳順に達すること將に近からんとするを以て、自から幾卷を脱稿し得べきかを豫定し得ざるも、天文七年利家卿の生誕を以て筆を起せる加賀藩史料が、當初の企畫の如く、遂に明治四年慶寧卿東遷の時に至りて擱筆せらるゝの期あらんことを庶幾ふ。

昭和四年二月　　侯爵前田家囑託　日置　謙

加賀藩史料第一編

天文七年

是歳。前田利家尾張愛智郡荒子に生る。父を縫殿助利春といひ、利家はその第四子なり。

高徳公は前田利家

私は前田綱紀

〔松雲公御考記〕

高徳公生卒。天文七年戊戌誕生。慶長四年己亥逝去。系圖六十二歲。

古老云。大夫人嫁于公時。（在于天文十九年戌）公年正十三。大夫人少于公九歲。

陰陽師吉田氏記曰。大夫人以丁未（天文十六年也）七月九日生。

私云。如此則公之生也。蓋在于戊戌之年尤明矣。

古老云。前田備前守利貞者。公之六十有二之二歲子也。

私云。世俗四十二・六十二之二歲子爲禁忌。利貞以慶長三年而生。以元和六年而卒。于時歲二十有三。

私云。以天文戊戌算之。當至于慶長三年而得六十有一。

延寶第六嘉平二十五日

利は前田綱紀の初諱綱利

〔松雲公御考記〕

天文七年戊戌公生于尾陽荒子城。

利按。系圖慶長四年薨歳六十二。袖中東海慶長四年逝歳六十二。貞里記慶長四年卒歳六十二。然則公之生也。正當天文七年。如其時月者不可考也。姑闕之以期其考出焉。重賴記載。公六十三歳以慶長四年逝。由此觀之。其生也丁天文六年。然大率爲六十二歳。則重賴所記其誤乎。

又按系圖。生國尾張。重賴記亦謂。公六世之祖。自紫陽來尾陽。住於荒子。至公始移越州府中。而未考利春公之在他州事。因以荒子爲生所。尚俟他日之考究。

〔考據摘錄〕　橫山筑後書翰

高徳院様御誕生月日之儀、隨分承合候得共知不申候。

一、當所町人油紙屋次郎右衞門与申者之祖母妙祐与申者、幼少より芳春院様江御奉公申上候付而、若此者承及申傳候歟、又は覺書等仕置候物茂無御座候哉、次郎右衞門江相尋申處、妙祐次郎右衞門江申聞候義も無之候。覺書等も無御座候。妙祐召使候老女於于今罷在候付相尋申候處、十一月御誕生之旨常々妙祐物語仕候。御誕生日は承申候哉覺無之由申旨御座候。三

大納言は前田利家

久保權左衛門と申浪人、是も天文七年戊戌十一月廿三日御誕生之旨承及候。去共慥成義には無御座由申旨次郎右衛門申候故、權左衛門何方より承傳候哉相尋候處、野村伊兵衛諸事覺書仕置候紙面に在之見申旨に付而、伊兵衛覺書在之候哉親類共ゐ相尋候之處、伊兵衛死去以後左樣之物不殘燒捨候而、少も無御座旨申候。

一、丹羽權兵衛承傳候義も在之候哉、前田備前ゟ相尋申候之處、天文七年戊戌八月十四日之夜中御誕生、明十五日八幡樣之緣日故別而目出度御義とて、小豆飯を刀指候者には器に入、下々には手に入祝申由、六十年以前豆腐屋次右衛門与申者物語仕候を覺申候。右次右衛門は、越前於府中御膳豆腐を上候由承申候。右次右衛門御當地ゐ引越罷在、權兵衛伯父丹羽故織部方へ出入仕候付而、右之咄承候由權兵衛申旨に御座候。

一、右次右衛門子孫相尋申候處、今當町に金屋次右衛門と申罷在候由付而、先祖次右衛門右申傳之趣承及候哉、自然書記置候義に無御座候哉相尋申處、其身承及義無御座候。其外一門共ゐも相尋申候得共存候者無御座、書記候物も無之由申候、以上。　横山筑後

〔壬子集錄〕　奥村家來覺書

一、縫殿助樣・藏人樣・大納言樣、御生の月日奉存者無御座候。

〔袂　草〕

天文五年とするは異說なり

光壽院は香壽院なるべし

利家公は天文七戊戌御出生の事世に普く知る。但天文五丙申御出生、秀吉公と御同年也。然ども日比御隱被成。秀吉公慶長三戊戌八月十八日薨去、時に利家公奥へ被爲入ければ、芳春院樣餅を利家公の御耳の側へよせ給ふ。利家公其故を御尋の時、御耳塞の由芳春院樣宣けり。此餅を持出る女中は、織田河內娘にて不破彥三母也。後尼に成光壽院と云けり。此老尼委く物語有けると橫山氏咄なり。

〔前田家雜錄〕　馬淵氏談

高德院樣御誕生日は、天文七年十二月廿五日と也。是先年綱紀公御尋にて、方々より存たる者共書上候と也。

〔關屋政春古兵談〕

天文七戊戌年於尾州荒子御誕生、犬千代丸と稚名す。有元服、前田又左衞門利家と云。

〔乙卯集錄〕

天文六年とするは亦異說なり

加賀大納言利家、天文六年丁酉尾州誕生云々。同十九年庚戌十四歲、正月信長公仕、初祿七十貫被下、犬千代と稱す。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

今年は天文七年

今年十二月二十五日國祖高德公尾州海東郡荒子邑に誕生し給ひ、幼字を犬千代と尊稱す。乃

陽廣公は前田光高

公は利春公、尊慈は某、卒後妙久と號す。國祖容貌端麗、幼にして穎悟聰敏と前田創業記に見ゆ。蓋し臣景周謹で此誕產の歲月日を今年と定むる者は、寬永十八年陽廣公より官へ上る譜牒、及び靑地禮幹撰する系譜年表等に因る也。然るに一說に公天文六年丁酉に生れ給ひ、同十九年庚戌十四歲にして初て信長公に事へ、年信長公より少き事二歲とあり。按ずるに二說相反す。有澤武貞も惑ひしか、一定の確說なし。又馬淵が混目集に、公は天文五年の出生にて、太閤と同甲子なるを、恒に之を隱させ給ふに、太閤薨去の時、芳春夫人耳塞げの餠を織田河內守の女に持せ、公の耳邊に寄らるゝ事、右の女後は不破彥三の母にて光壽院と云しが、此物語の由明かに聞ける旨橫山山城守長知談とあり。然れども公を天文七年の誕生とすれば、慶長四年の薨歲六十有二となす者的當す。若し天文六年或は五年の誕生とせば、公の壽六十三又六十四と成て脗合せざるを以て、景周は之を取らず。且此荒子は海東郡と是まで二百年許り謬り來り、官へも書上り。又寬永正譜にも海東郡荒子城主、荒子与前田相去る事十町餘許と載すれども、景周近者尾州の正圖にて是を正し、其國儒秦鼎なる者に通倘して其地界を質問陶汰するに、荒子は海東郡に屬せずして愛智郡なる事分明なり。山本基庸曾て尾州に遊んで愛智郡と云ひ、靑地禮幹の公の系譜圈外の說に、前田氏領愛智郡前田莊、乃城荒子居焉。と記する者的確す。然れども是まで海東郡と官へも書出て、江戶城武鑑等にも久く載

て、海内の人口に藉來れば、而今私に更定するの罪を怯れ、姑く本文は舊傳に從ふ者也。有澤永貞云、荒子は熱田より津島へ行道の南の方、万場の渡しの近所也。御舘の跡今にあり。前田の城は万場の渡の少し西にあり、其間十間許と也。猶詳なる解は、來因巻荒子城考條と相發す、併見すべし。

〔村井重賴覺書〕

一、縫殿介様御子七人、藏人様・五郎兵衛様・十右衛門様・利家様・姫君・右近様、今一人は御早生。右十右衛門様は討死被成候。姫君様は高畠石見殿様に御座候。

一、惣領前田藏人様、二番目五郎兵衛様、三番目十右衛門様と被申候。此十右衛門は頓而討死被成候由御座候。前田右近殿も利家様御舍弟様、大地しん之時越中きぶねにて夫婦御遠行被成候。

〔利家記〕

利家様御父様は前田縫殿助と申候由。御子七人御座候由、前田藏人殿・五郎兵衛殿・利家様・十右衛門殿、高畠石見殿御うへ様・右近殿、此外御一人は若き御時御遠行被成候由承申候。

〔壬子集錄〕　大西金右衛門覺書

一、御嫡子御隱居様七尾に御座候。一、二番目高畠五郎兵衛様。一、三番目御女子高畠石見

二番目の次高畠の二字衍

安勝は播摩守、右近は孫次郎にあらず

守殿へ被成御座候かと存候。一、四番目大納言樣。一、五番目前田右近樣。此外は不存候。

〔壬子集錄〕 高畠五郎兵衞覺書

大納言樣御兄前田藏人殿・前田五郎兵衞殿、御弟前田右近殿。

〔壬子集錄〕 大瀧檢校物語覺書

一、前田三右衞門樣は藏人樣御さし次の御舍弟にて御座候。大納言樣御爲に御舍兄樣にて御座候。信長樣御代に若き時御死去被成候由申候。

一、右三右衞門樣御內儀樣は、其後佐久間右衞門殿へ被遣候由候。則不干御母儀にて御座候。

一、三右衞門樣御息女一人御座候。是は先安見隱岐內儀に被遣候由に御座候。

〔關屋政春古兵談〕

利家公の御先祖、何の比より荒子に住し玉ふか不知。荒子の前を流るゝ川を前田川と云。天文の比前田縫殿助利春公御子一男藏人頭利久、二男三右衞門尉利玄、三男又左衞門利家公、四男五郎兵衞安勝、五男藤八郎良之、後佐脇藤八郎殿と云、遠州味方ヶ原合戰に討死、佐脇の由來不知、六男右近大夫秀繼、七番目は高畠石見定吉室、已上七人也。利家公任大納言。安勝は播磨守。右近は孫次郎、越中木船の城にて地震にて死去也。

〔壬子集錄〕 春香院殿文

ちゆは前田利家の女春香院

さきのうけ給候こをりふるき物にもこい申候。思ひいだし候へどもひさしき事ゆへわすれ申候。まづ覺え申候はくろうず殿・五郎兵衞殿・こう八殿・うこん殿・いはみ殿ないぎ殿まで覺え申候事候。なのりもおぼへ不申候。此こをり御申つかひ候べく候。又ほそかわ殿ないしもわすれ申候事候。くれ〴〵こしよりたる物共にたづね候へども、ひさしき御事故しかこおぼへ申候はず候。又申候は大なごん殿きやうだいは、以上七人御入候こうけ給候こ申人も御入候へども、しかこわれ〴〵などちいさく御入候ゆへ覺え候はず候。尙々みぎの五人まではよくおぼへ申事候かしく。

ちゆ

ひやうぶ殿參る

〔前田家雜錄〕　尾州古城覺

尾州愛智郡荒子村古城、構之內東西三十八間南北二十八間、四方一重堀、城所荒子村之內。

但戌亥の方前田又左衞門利家取立之。

〔張州府志〕

觀音寺。在荒子村號常海山天台宗。（中略）天平元年泰澄和尙觀音像安置於此。是尾張四觀音其一也。天平十三年以自性上人爲開山云々。

荒子城。在荒子村。土人曰前田又左衛門居之。其地今爲陸田云々。

〔尾張名所圖會〕

淨海山觀音寺圓龍院。天平元年〻今も尾張四觀音の一寺なり云々。今の堂は前田又左衛門利家天正四年に再建のよし、尾張雜記に見えたり。

〔可觀小說〕　山本基庸話

尾州荒子邑へ山本基庸爲巡見參見申候。城址も有之、御屋敷は僅方一町計り有之候。大手の虎口は北に向候。是より艮に當觀音寺といふ寺あり。笠寺の觀音等、尾州四箇寺觀音の一寺に候。于此高德公被爲入候時分の屋敷の圖あり。寺西治右衛門未詳其外高畠誰彼の屋敷ども有之候。右の寺に何哉覽紙面の末、年號月日等有之候而、其下に前田菅原朝臣寺西平朝臣と書記有之候由。

〔可觀小說〕

荒子邑は淸洲より一町計の道程也。荒子の邊に奧村・高畠・前田等の邑名あり。小夜の川を隔て向に河原前田と云もあるよし。奧村の邑には奧村何某と云百姓あり。本藩奧村氏の同姓也と云。

〔漸得雜記〕

筈也と云。

〔前田御家雜錄〕　杉本義隣覺書

菅丞相筑紫にて儲給ふ御子の子孫を原田と云ふ。永正年中に原田中務大輔西國より武者修行に出で、尾州の前田氏へ聟入して前田の名跡を相續と云也。

〔三壺記〕

前田又左衞門樣利家公の御先祖之御事

大納言利家公の御先祖を云傳けるは、むかし近江の國を領せられし人、西坂本に在城して、狩のために湖水の邊を遊行せらる。菅のはえしげりたる澤水に、天女あま下りたるはふれけるを具して歸り、三とせ在城有し内に一子をもふけて、母は天へ飛行して失給ふ。其所を菅の里と申けり。彼若君いとけなくして諸藝に達す。七歳よりみかどへ召され、詩歌管絃の道にくらからず、菅丞相と申奉り宇多天皇に愛せらる。當今醍醐の天皇御即位なりし時、宇多の天皇は院の御所へ入せられ、宇多の法皇と申奉る。菅丞相は大納言迄へて右大臣まであがり給ふ。當今の御しうとは、大職冠の御末時平の大臣にてましますが、菅丞相をねたみ度々讒訴をくわだて、終に菅丞相を筑前の國太宰府に左遷せらる。筑紫安樂寺にて終に空しくおはらせ給ふ。無實の難に逢給ふ事をいきどほりおぼしめして、いかづちと成て都をさわがせ給

ひ、讒言にくみせし光卿・定國・菅根などゝいふものをつかみころし、時平のおとゞを即時に取ころし、みかどへ御惱をかけ給ふ。天台座主是を加持被成、都北野の右近の馬場に御廟所を建、南無天滿大自在天神と勅號有て都はしづまりけり。筑紫にて御出生の御子を原田黨の元祖と申けり。其中より尾張に一人御越被成、代々前田の庄に住給ひ、自然と前田氏に成給ふ。根本菅丞相の御子、十六人とも八人とも申傳る。奥州にもまします。北國に能州・加州に御一人づゝおはしますよし聞えたり。前田氏の中よりも高畠氏へわかれしとかや。其後織田氏尾張に繁昌して家盛に成給へば、前田氏も此幕下に屬し、荒子の城に前田縫之助利高(マヽ)公と申奉る。御子數多おはします。惣領は前田藏人大輔利久、二男前田五郎兵衛尉安勝、三男前田又左衛門尉利家、四男前田十右衛門尉利玄、五男前田右近大夫秀繼、六人目は娘君にて高畠石見守定吉の御内室なり。

〔續漸得雜記〕　森田平次考

寛永十八年の系圖に、菅丞相在筑紫、生二子。兄曰前田。弟曰原田。其後前田氏來尾州爲住人。靑地禮幹撰の前田家譜に、菅丞相左遷紫陽大宰府。謫居三年生二子。兄以前田爲稱。弟以原田爲稱。俱以爲氏。久之前田氏擧族。東移尾州荒子。と載たれとも、菅家文章等を考るに、菅公筑紫にて二子を設け給ふ事見えず。また原田は異姓にて菅公の後胤に非ず。太宰府天滿

宮故實に、始は太宰帥と成人其祭を司れり。其後菅原氏勅を承て、替々御社の別當と成、七年を以て任として其祭禮を務む。堀川院御時菅公九世孫菅原善昇といふ人、おほやけの詔にて宰府に下り、社務の祭祀を司れり。後に祝髮して信□と號す。其嫡子を信昇と云。是より大鳥居・小鳥居などの家分れて、其子孫相續で今に至て社務職たりと見えたれば、筑紫にて前田氏を稱したる一流も、菅公の後胤ながら彼社務職の分家ならんか。藩翰譜に、或人云く菅原の御末筑紫太宰府の菅廟の邊り前田と云所に住す。是筑紫前田のよつて出し處也。其子孫尾張國に移る也と云とあり。太宰府は在御笠郡と和名抄に見えたれば、筑前國御笠郡太宰府の近邊に、前田村と云邑名あるよし申。但し貝原氏の筑前志略遠賀郡の條に、皿倉山の事を記して、前田村尾倉村の上に在り、郡中第一の高山とあれば、前田は遠賀郡に屬するにや。文德實錄に、齊衡二年十一月癸丑筑前國奏言す、上座郡の大領外從七位上前田臣京成、理郡年久。善政日聞云々。と見えたり。此前田臣と云姓は、當國前田村より負へる姓なれば、上代よりの地名なる事著明也。されば前田の稱號は筑前より起りたれども、尾州へ移住して其居住地をば又前田村と稱したるか。但尾張の前田村も古き邑村なりけん。既に神鳳抄に尾張國前田と記載し、寛永十八年の系圖に荒子前田相去僅十町と見え、可觀小說に荒子邊に與村・高畠・前田等の邑あり、小夜川を隔て向ひに河原前田と云ふもありと。漸得雜記には、前田村と

荒子村との間に川あり、是を前田川と云ふとも見えたり。靑地撰の家譜には、或曰前田氏擧族東移美濃。再移尾張領愛知郡前田庄。乃城荒子邑居焉。と見え、菅家見聞集の序に、筑紫より美濃國に移り、又美濃より尾張に趣き、愛智郡前田の庄を領し、荒子村に城を築きて住給へり。去に依て人其家を前田殿と稱す。三壺記に、代々尾張前田庄に住給ひ、自然と前田氏に成給ふとあれども、其さき筑紫より前田を稱號となし來りたるならば、尾張にて前田の稱號を初て起すに非ず、傳說の誤なるべし。有澤永貞の夜話錄頭書に、荒子は熱田より津島へ行道の南の方、万場の渡の近所也。御舘の跡今にあり。前田の城は万場の渡の少し西にあり、其間十間ばかりの由とあり。又行囊鈔尾張國愛智郡八劍宮の條に、八劍宮は路より左の田の中にあり。自此邊左の方に蜂須賀村・前田村など云村あり。何れも名將の出たる所也。阿州・加州の大守のみならず、蜂須賀又十郎・稻田隼人・日比野六太夫・松原內匠等も皆此八劍宮の邊より出し人だち也。又熱田詣の記にいふは、先づ熱田神宮八劍の宮に詣でゝ、昔今の事を尋ねありきし程に、此邊より出し名將の跡を尋ぬるに、上中村・中々村・下中村・前田村・蜂須賀村、又西の方北の方に廻りけるに、凡て此愛智郡より大亂の間に追々出られし勇士、加藤・福島の外に四十餘人に及べりと聞くもいぶかしと見え、橘守部の歷朝神異例卷三熱田大神の靈異の條にも委く載たり。

天文十六年

七月九日、前田利家夫人芳春院、尾張海東郡沖之島に生る。

〔壬子集錄〕　陰陽師吉田右衛門覺書

芳春院様丁未七月九日生、丁巳七月十六日御死去。

〔松雲公夜話〕

芳春院様の御父は篠原主計こ申候由、享保七年四月七日御意也。右主計は信長公の御弓頭に候由、其以後御意に御座候。

〔壬子集錄〕　大石齋宮書翰

芳春院様御親父様篠原主計殿御儀不奉存候。せがれ之時分之義に御座候へば、一圓承候覺も無御座候以上。

六月廿三日　　　　　　　　　　　　　判

横山志摩様　　　　　　　　大石齋宮

〔村井重頼覺書〕

芳春院様御親父様は篠原主計殿こ申候。御母儀様方は覺不申候。篠原彌助こ申候て、篠原織

御意は前田綱紀のなり

大石齋宮は九歳にて芳春院近習役となりし人

部父芳春院様御いとこにて御座候。伏見の時分まで大納言様へ御奉公にて、御亭所方に居被申候事。

〔袂草〕

芳春院様は篠原竹阿彌娘也と云々、竹阿彌は信長の出頭人也。故に利家御小身の時、信長御指圖にて御嫁娶有と云々。篠原彌助は芳春院様兄弟と云。彌助に子なき故、勘六を利家公の御意にて養子とす、時に彌助七百石也。其後彌助に加增五千石、但彌助に可被下哉、勘六に可被下哉御尋の處、同くはせがれ勘六に被下候ば有難可奉存旨申に依て、勘六に五千石賜。勘六以前は御小者草履取に候處、加様に立身任官して肥前守と號、後出羽守に改む。芳春院様の御姉土方氏に嫁して、土方勘兵衞を儲く。夫早世して太田氏に嫁し、太田但馬を儲く。夫早世して武田氏に嫁して武田宮内を儲く。宮内一萬石御家禮也。芳春院様は未の歳御生也と云。是は妙ゆう・貞壽とて、兩人ともに御先祖に御奉公したる老尼の覺也。是にて考るに、天文十六丁未の御生にて、元和三丁巳年御卒去、御歲七十一歟。

〔享保雜誌〕

芳春院様は篠原竹阿彌娘に而、未の年の御生、元和三巳年御逝去、御歲七十一歲と申事は、妙祐・貞壽とて御奉仕之老尼物語也。然者天文十六丁未年御生也。竹阿彌は信長公の出頭人故に、利家公御少身之時信長公御指圖に而御嫁娶也。篠原彌介は芳春院様之御兄弟也。彌介子

無之故、勘六を利家公御意にて養子とす。時に彌介七百石也。其後御加増五千石、彌介にて被下候哉、勘六に可被下候哉御尋之處、同くはせがれ勘六に被下候はゞ難有可奉存旨申により、勘六に五千石被下之、勘六以前御小者草履取にて、御取立ヶ様に立身、任官して肥前守と號、後出羽守に改し也。

〔享保雜誌〕

芳春院様御父は、篠原安阿彌とて、信長公御咄衆也。子息彌介出羽と號し、織部父也。出羽は賤人之由。織部は寶圓寺に而御法事之節、石野讃岐と中分に而浪人し、在鄕に蟄居。

〔重輯雜談〕　今枝直方編纂芳春公御家傳

芳春院殿は高德公の御配、瑞龍公の御母儀、人皆知處也。此御家の事不詳。先聞及處は普く高畠家にて、石見は芳春院公の甥也と云。又一說には篠原家と云。尾州士にて、總領家は今世の三千石計領する程の人也けれども、嫡家は愚にして弟たる人棟梁の様になり、其息女乃芳春公也。偖右に云總領筋の人の子、篠原彌助と云て御家に仕へ、七百石の身上也。芳春公の從弟故、御心易筋を以御内證方の御用被仰付。春香院殿を御安産の時、二子にて有故、芳春公聞召ば定而御産後の御惱に可成とて、成程密々にて御筋目の彌助方へ引取養育をなし、十四五迄彼家に御座しゝ好にて、末々迄村井家篠原家入魂也。又右春香院殿と同生の御子は、

春香院の双生児たりしといふ說は誤なり

幼稚の時早逝し給。偖御取立の篠原勘六は出頭也。彌助養子に被仰付、一萬石に被成時も、忰に御知行被下候へば、私拜領同事に候と申上、勘六に御加增、名も出羽になされ、彌助加增を辭し、乃出頭の養子に令爲給。彌助は元の七百石にて、隱居同事にして罷在て、後に至り男子出生す。是織部長次也。微妙公御世に、大阪の軍功もあるに因て、六千石迄御取立也。右長次は高德公の御子也。懷孕の妾を彌助に被下て長次を生す。仍長次に微妙公御目掛られしとの說あれども、篠原家には曾て其沙汰無して、彌助召置たる寵愛の妾に長次出生と云。先押並て御外戚高畠家とあらば、それに仕置て可然。高畠・篠原元一家たりしも難計。何樣彌助をば、諸人殿を付て、身上に合せては急度もてなしけるとぞ。

〔三壺記〕

芳春院殿と申奉るは、御祖父高畠左京大夫、其御先祖鎌倉より來り給ふ。鎌倉將軍の御時に尾張へ御越、代々在城有て、尾張の山田郡の內高畠にましまして、自然と在名を名乘まします。京都の尊氏將軍の御代に成て、越前の國に斯波の右兵衞頭、管領職にて三人之內一人なり。是を武衞と申奉り、越前より尾張へ引越給ふ。織田の何某武衞の家を執權す。是信長公の御先祖也。後には武衞の家絕て、織田氏尾張を押領す。其時高畠左京二代目に成て、織田氏の家人と成。此人六人の子を持、惣領は高畠左門吉光と云。此妹姬を以利家公の御內室に

ならせ給ふ。高畠左門子息孫十郎、後は織部、其後石見守貞吉と申、則利家公の御妹聟にておはします。高畠の御先祖、鎌倉にて日蓮沙門に懇切なりけるゆゑに、日蓮身延山建立せられて後、破損修理の時、高畠左京大夫黒漆の圓柱六本寄進せられ、六人の子供達の榮久を祈願せらるゝよし。就夫高畠一門中悉法華經信心者也。信長公の御代に成て、安土に日蓮宗淨土宗と宗論有て、日蓮宗不足をかく。其後高畠一類宗旨を替る。身延山に是を憤りて、高畠氏を調伏いたすよし聞えけり。又法華に立歸る者もあり。高畠久兵衛・同茂助、其外高畠權兵衛・高畠引兵衛、ヶ樣の人々左京大夫殿兄弟の末なり。石見守貞吉に九人の兄弟有。川尻肥前内室也。寛和泉内室也。山田孫右衛門尉の内室也。高畠引兵衛内室也。高畠權兵衛内室也。阿波加藤八郎内室也。高畠彌左衛門早世す。高畠九藏後に平右衛門と云。此子甲斐守と云は岡島備中聟也。甲斐死去し、後家を奥村周防牧領源左衛門嫁娶被仰付。甲斐守姉有之、不破大學妻に成。今一人妹有之、台德院樣御歩行頭猪子次左衛門に嫁娶す。甲斐守を左京と云、前田三左衛門妹聟也。左京に子なくして早世す。後家を四辻大納言へ嫁娶して、重丸と云子出生す。左京弟猿松を高畠主膳とす、杉江兵介聟なり。是に三歳の女子有て、父早世す。九里覺右衛門弟の十三に成を、三歳の女子に妻合て、後の高畠主膳是也。是に子なくして家斷絶す。高畠石見殿御内室は、利家公の御妹にてましますが、慶長十四年に御死去有之、金

澤大豆田村清覺寺にて葬送被成、御戒名を長久院殿椿庭久壽大姉と號し奉り、其の寺を長久寺と名付、高畠平左衞門殿下屋敷に寺建立有之て、百五十石の寺領を付置被成しが、後には高畠五郎兵衞に被遣、五郎兵衞より十五石づゝ長久寺へ茶湯領遣申さるゝよし。高畠平右衞門五十餘歳にて病死。子息甲斐守廿五歳にて病死。其世繼左京進、前田孫四郎樣御息女嫁娶にて、三四年の間に虛勞の咳痰盛に煩給ふ。中小姓高畠安右衞門・堀田彌五兵衞・大澤惣兵衞、其外の者共入替立替、口鼻より出る痰を吸ぬきけれども、廿二歳にて病死。家中の者共此時馬廻與力に被召出也。

孫四郎は利政なるべし

〔前田家雜錄〕 馬淵氏談

尾州加藤與三右衞門と云侍あり。かれが家に傳る書に、芳春院殿の御父は奥村正清と云人也。此正清は則奥村助右衞門父也といへり。とかく芳春院殿の御父は說々不同也。

芳春院の父を奥村正清とするは異說なり

天文十九年

是歲。前田利家夫人芳春院來嫁す。

〔松雲公御考記〕

古老云。大夫人嫁于公。在于天文十九庚戌。公年正十三。大夫人少于公九歲。

〔横山外記書翰〕

芳春院様御輿入之御時分之儀、慥覺申者無御座候。乍然高德院様御十三之時分御聟入にて、芳春院さは九之御達に而御座候と申義、御國に而古き者共申傳たる義之由、私父式部召仕候倉知宗右衛門と申もの覺に而申聞候。其以後荒木六兵衛妹妙詠と申候女、老人に而御先祖様之御義能覺申聞候内、右之通高德院様御聟入、芳春院様には御歳九の御達と承候由。爲申聞候事。

右承合候通如此御座候以上。

四月六日　　横山外記

〔芳撲摘錄〕　大石齋宮書翰

芳春院様御輿入候時分の儀。

右何も慥成儀承知不仕候。左様の義承知可仕者も、只今存付不申候云々。

十月二日　　大石齋宮

横山志摩助様

猶以芳春院様被仰候は、幼少之時分はまゝ矢をいさせられ、大納言様に御しかられ被成候由、御物語承申候。事之外御幼少之御輿入と奉存候、以上。

〔壬子集錄〕

大納言樣之御前樣者、海東郡之内沖之島より御嫁娶被成候。荒子村よりは西の方、道程四里御座候。御前樣者加州ゟ被成御座候。御名字不奉存候由。

〔可觀小說〕

芳春夫人は秀吉公之奥方御媒にて御嫁娶。

〔混見摘寫〕

高德公御少祿の時、太閤も小身、互に尾州に被成御座候。此太閤の奥方は、高德公の御媒に而御嫁娶、又芳春夫人は太閤の御媒に而御婚禮也。依て御夫婦共に互に御入悃也云々。

〔關屋政春古兵談〕

芳春院は秀吉公政所樣の御肝煎にて御嫁娶、御小身より御互に御知音にて、安土にても御隣屋敷、境の屛なく木槿垣にて、日の内に幾度も晝夜彼方此方ゟ一刀にて御往來御咄の由也。

天文二十年

正月。前田利家初めて織田信長に仕へ、田五十貫を食む。

〔陳善錄〕

初祿七十貫は五十貫なるべし

御意は前田利家のなり

一、大納言様さい〱御咄、御近習に御奉公申上るもの共に御よまひ事にも、信長公へ御奉公に御十四の年御出にて、初五十貫被下、其後御加増にて百五十貫ニ成云々。

〔乙卯集録〕

加賀大納言利家、拾四歳正月信長公仕、初祿七拾貫被下。

〔關屋政春古兵談〕

天文廿辛亥年信長公に奉仕、時に十四歳。

八月。前田利家始めて擐甲し、織田信長に從ひて尾張海津の戰に首級を獲たり。

〔村井重頼覺書〕

十四御年、御具足被召初、則御高名被成候旨御意に御座候。所之義は爾与覺不申候御事。

〔村井重頼覺書〕

利家様十四に而信長公へ御奉公に御出に成、則其年八月御具足めしはじめ、尾州に而御高名被成候由御意に御座候。處之義は前如申上しかと覺不申候。十五の春よりは、信長公御前片時も御はなれなく、御目附つき御奉公被成候御事。

〔國初遺文〕　横山大膳・奥村河内書札

天文廿三年とあるは誤なり

十六歳初て着甲とあるは重頼覺書等と符合せず

先日村井又兵衞書付之內、大納言樣十四之御歲、初而御具足御着、其年被成御高名、所之義何茂相尋申候へ共、慥存候もの無御座候。

〔寬永系譜〕

利家自幼仕于織田信長公。天文二十三年十四歲初着鎧。

〔三壺記〕

未だ犬千代丸殿と申て御としし十四の春の頃、信長公へめし出されさせ給ふ云々。十六歲に而御具足めし初、十八歲にて又左衞門利家にならせ被申候。

〔松雲公御考記〕

天文二十年公十四歲。春出仕信長公。秋八月始著甲冑。從信長公之軍。乃獲首級。譜稱。自幼仕于織田信長公。天文二十三年十四歲。初着鎧。此年臨陣有高名。按。以天文二十三年爲十有四歲。則至慶長四年而五十有九。考諸說共爲享年六十有二。譜之所記。端末何鉏鋙哉。

是歲、前田利家元服して孫四郞利家と稱す。織田信長の伯父津田孫三郞信家之が烏帽子親たり、故にその偏稱偏諱を取る。

〔利家公御武功覺書〕

本條原本天文廿一年に係け十六歳とするもの並に非なるべし

本條原本天文廿年に係く。その十六歳とするは非なるべし

一品利家公御年十四歳、天文廿年に始而鎧を著。此年尾州海津合戰あり。幕下信長公並伯父津田孫三郎信家兩將にて、清洲表に發向し、在々所々放火し働給。清洲之城主織田彦五郎も海津邊に駈合相戰。下方左近・中條小市郎・柴田權六等急に進て坂井甚助を討捕、火花を散し挑戰。此時一品公幕下に屬し本陣に居給しが、旗本より眞先に駈出高名仕給。兩將共に感之、其勇を褒賞して、孫三郎信家烏帽子子として名一字を給。依之元服有て前田孫四郎利家と名乘給也。

〔菅家見聞集〕

今年利家公初而御具足著、于時十六歳、御名を孫四郎と稱す。

〔奥村年表〕

公御歳十六、孫四郎と稱す。

弘治二年

八月廿四日。前田利家織田信長の軍に從ひ、尾張稻生に戰ひて敵將宮井恒忠を斬る。

〔考據摘錄〕 北藩廣譜

弘治二年丙辰十九歳。八月信長公之弟織田勘十郎信行尾州末森城主叛于公。使其臣柴田權六勝家・林美作守。攻佐久間大學助所守名塚村壘。公救之相戰於稻生。信行之隊宮井勘兵衞恒忠所發之箭。中卿之右眼下。卿不屑之。揮鎗縱殺勘兵衞。不拔其箭。獲首献于公。公馬上提其首。觀衆曰。犬千代丸獲宮井。汝曹努力云々。

〔考據摘錄〕有澤永貞御夜話頭書

稻生合戰。弘治二年の夏より、織田勘十郎信行信長公に背き、尾州篠木三郷を押領あり。是を退治の爲、淸洲の東五十町に當て、名塚村取出を築き、佐久間大學を籠置る。八月霖雨に小多井川洪水也。于時柴田勝家一千餘にて、末盛の城を出、林美作七百餘にて名古屋の城を出、名塚の城を攻、信長淸洲より七百不足の人數を以て、河を渡り後詰、稻生村にて敵と奮戰、林美作を討御勝利と成。此合戰に利家公宮井を討給ふ也。

〔利家公御武功覺書〕

弘治二年丙辰八月二十四日尾州飯尾合戰あり。幕下の御舍弟織田武藏守、岩倉の同苗伊勢守と合躰して、幕下に逆心あり。先柴田權六を以、幕下より名護屋の城代に被居置し林佐渡守兄弟をかたらひ、則舍弟林美作守一千餘騎にて名護屋より押寄、柴田も一千餘騎にて末森より打立、佐久間大學を被居置たる名塚の要害に押寄、兩口よりもみ合、おめきさけんで責入

一品は前田利家

ける。此城俄に拵たる事なれば、塀堀一重にてかゝはりがたく覺ける故、水練の上手をえらんで川を越、清洲へ急をつげ、狼煙ひまなくあげにける。依之幕下後詰として、有合所の軍勢纔に七百餘騎を率して出張し、敵を見合給へば大勢なり、味方は小勢にて川を距てたり。幕下是を見て、千死一生の合戰此時可成とて、川水に少もためらはず打入、向の岸に上るとひとしく備を三に分給、一手は織田造酒之丞・同勝左衛門を武者大將として、柴田が勢に向、一手は山田治郎左衛門・佐々孫助を大將として、林が勢に被向。本陣は近習の兵計なり。山田・佐々魚鱗に成て、旗本に突通らんと懸りける。林もさすがの者なれば、鶴翼に開て、大勢を以て是を包で、一人ものがさじと、火花を散て戰ける間、山田・佐々兩人共に被討にけり。敵勝に乘、備を崩て追にける。幕下是を見給て、林が旗本に横合に駈入給へば、亂たる大勢纔の小勢に駈立られ、しどろに成て見えにける。幕下も自身鑓を入、美作守を突たふし、其首をさらせらるゝ。大將討れたる故、右往左往に退散す。柴田が手も城中より佐久間駈出双方もみ合せ戰ける間、こらへずして敗北する所を、駈破駈破追討に數百人討捕ける。此時末森方より宮井勘兵衛と名乘て出、一品公鑓ひつさげ進み給、勘兵衛相向て矢を放、一品の右の眼の下にあたる。直に鑓を入、勘兵衛を突倒、其首を捕て、彼矢を不拔して、折掛て幕下の御前に來、首を實檢に被備、其勇力のたくましき事不勝計と感給事甚以也。其矢可拔と依

十八歳とあるは誤なり

仰に、近習の衆中走りよりて、彼矢を抜取。然ども氣色替事なかりければ、諸人皆是を感じあへり。此合戰兩度有之故、爰に不詳。是則一品公十八歳の御時也。

〔村井重頼覺書〕

十六の御年、信長公御舍弟勘十郎殿と御取合之刻、稻生合戰之時、勘十郎殿御内御小姓頭宮井勘兵衞と申もの、弓を持大納言樣へかけ向射申矢、右の御目の下に當申候。則其もの御鑓に而御突倒被爲成、頸御取被成候。其御勢を以、御合戰信長公御勝に罷成候由に御座候。此御儀は淺野但馬殿へ、大納言樣御具足をきせまいらせられ候御時、淺野彈正殿・淺野紀伊守殿御所望に而、右の御働の御咄被爲成候御事。

〔考據摘錄〕 戰功記

勘十郎殿御小姓頭宮井勘兵衞と云者、弓を持蒐向て、前田孫四郎利家を射る。其矢利家の右之目の下に中る處に、則鑓にて突伏首を捕。歳纔十六歳と也。御勝に成申旨也。此儀は淺野又八郎殿に利家卿御名を被付て、則具足をも着せさせ給ふの刻、淺野彈正殿・同左大京夫殿望に依て御物語也。

〔寬永御系譜〕

弘治二年。以織田勘十郎既被殺故。其家人等蜂起。有尾張稻生之戰。勘十郎小姓頭宮井勘兵

衞。與利家相向。發矢中右眼下。利家以鑓衝倒勘兵衞。取其頸。不拔其矢而折掛之。以捧于信長。信長甚感之。遂得勝利。時利家生年僅十六也。

〔聞見雜錄〕

稻生合戰と申候は、犬山の岩倉殿信長の伯父にて御座候處に、對信長心替り付而人數被遣候。信長も俄に御人數御出し、始ての御取合にて御座候。兩方立合の所、犬山方より名乘かけ〳〵參候。其時利家樣、宮井勘兵衞と申者と鑓を御合候て、勘兵衞首を御取被成候。鑓手一ヶ所、左の御目の上矢手負、其儘織田信長の御前へ御出候處に、先急ぎ矢の根御ぬき候樣御意にて、御前に於て御近習衆ぬき被申候。利家樣始て御合戰、御年十六にて御座候。其後利家樣へ母衣可被仰付之旨云々。

〔陳善錄〕

利家樣鶴の汁あがり候へば、はや御虫當申候。其故は御物語被成候。信長公安土山御城に御成候而、何れも御振舞被下候。柴田修理殿上座、これを初二十人計御ふるまひ被下、鶴。色々珍物の上に、信長公御引物を、御自身御引被成候。柴田前にて御意に、貴殿を始め度々被致手柄候故、斯樣に天下をしづめ、萬事成就滿足申候由御意。其外それ〴〵に御言葉。扨七八人末座に利家公御座候へば、御引物被下刻、利家樣若き時は、信長公御傍に御ねふし被成候、

御秘藏にて候、御ざれ事御意候而、利家樣其比迄は大ひげにて御座候鬚を御取候て、其方稻生合戰の刻、十六七の比、武藏守內の宮井勘兵衞と云者を首を取候刻、我等大成合戰初に候、其首を小せがれなれ共此手柄見よと、我等馬の上にてふり候へば、味方氣を得て、只七八百計にて三四千の人數押崩候。其ごとく各手柄取、斯樣に我等天下をしづめ、萬事成就いたし候由御意に而候。扨も忝御諚と存處に、御近習衆かよひを被仕候衆迄も、扨も〳〵冥加成又左殿かなと、あやかりものと、ばひあひ候樣かよひもの候故、おごり候て忝御諚と、ひたもの食をすごし、鶴の汁を無是非過したれば、其後鶴の汁あたり申候由御意にて、御笑被成候。右之通り太閤樣も度々被仰候由、金森法印・羽柴下總殿なども、利家樣へ御出被成候て御申候を承書付申候事。右御合戰之刻は柴田殿は武藏殿衆にて御座候。色々物語。

是歲。前田利家稻生の戰功により、祿百貫を增賜せらる。

〔越登賀三州志本封敍次考〕

弘治二年丙辰、國祖貴庚十九。信長公尾州稻生の役に國祖槍功あるを以、益祿百貫を賜ふ。仍て本益合て、此時百五拾貫の御家祿也。

〔陳善錄〕

大納言樣さい〳〵御咄、御近習に御奉公申上もの共に御よまひ事にも、信長公へ御奉公に御

永祿十年とあるは恐くは衍

前田藏人は利久

荒虎は荒子

十四の年御出候て、初五十貫被下、其後御加增候て百五十貫に成云々。

是歲、前田利家村井長頼を祿す。長頼は通稱を長八郎といひ、後に又兵衛と稱す。

〔陳善譜〕

村井豐後守長頼、父は村井玄蕃長忠と云、尾州荒子の住人たり。永祿十年、豐後十一にして父玄蕃にはなれ、前田藏人殿近習になる其時は十三。御十四の夏より利家樣藏人殿より御もらひ候て、利家公そばをはなれず奉公仕候由候事。

〔村井家譜〕

元祖村井豐後守長頼、天文十二年尾州荒虎に生る。童名長八郎。父を玄蕃長忠と號す。平姓、其先坂東八平氏より出、濃州岐阜に生る。織田備後守信秀に仕、五百貫を領す。家之紋上羽蝶、信長公より賜之。故有之身退、羽州秋田に到り、其後尾州に歸て居住、天文二十二年死す。于時長頼十一歲、孤と成、弘治元年利久公之御撫育を蒙る。同二年夏十四歲之時、御求に依て利家公奉仕。

〔奥村年譜〕

弘治二年村井長八郎長頼初て公に仕ふ。長頼父は村井玄蕃長忠と云、尾州荒子の人。御夜話曰、永祿十年長頼十一歲の時、父玄蕃死す。十三にて前田利久に仕へ、十四の夏公に仕

長頼は家譜に據れば天文十二年生にして是時六十三歳なり

美濃とあるは尾張なるべし

ふと云。永祿元年七月十二日信長浮野に於て、岩倉城主織田伊賀信知と戰ふ。此時村井長八太刀打して功有。或曰、是年正月信長岩倉城を攻らる。城主織田新右衛門（或犬山晉未詳）敗北、此時公首一級を獲給ふと云。此時長頼十七歳と云。私考此段不審、慶長十年長頼卒する年五十九とあり。此時十七歳ならば、慶長十年六十四歳なり。亦前段永祿十年長頼十一歳の說に隨ふ時は、慶長十年四十八歳也。彌不審可考。

永祿元年

七月十二日。前田利家織田信長に從ひ、尾張浮野に戰ひて敵首を獲。

〔陳善錄〕

大納言樣廿一の御としの由御物語被成候。其比度々武篇被成候へ共、信長公御內にては、森三左衛門殿年はいと申、數度手柄有人に候間、美濃國御取合の時、取出を御攻候時、三左衛門殿と一所に懸り、くらゐを御覽可被成与被思召、御馬を引付めし御懸り候へば、山城にて頓而人數馬より下り御懸り候處に、味方きほひ懸り申刻、三左衛門殿ひかんでうにて候を、大納言樣三左衛門殿手を引立、おそく成候間御いそぎ候へと御いらち候へば、三左衛門殿今は皆々はやるものに候。今はくたびれぬやうに行候て、敵前に成、人のひかゆる處を懸るを武篇と云もの也。おれ次第にして孫四郎御いらち有まじき由被申候。扨城ぎはへつき、人々たまる處を見て、三左衛門殿御申候は、孫四郎今は懸り時と互に詞を懸合候時、利家樣一番に

御懸入、つゞいて三左衛門殿懸入、御兩人共に御高名被成候而、信長公の前にても、又は後迄も孫四郎に被越候由被申候。さりとては森三左衛門殿程成功者は、其比はまれ成よし御物語。

〔考據摘錄〕　高德院樣御戰功殘遊覺書

廿三日とあるは十二日なるべし

永祿元年七月廿三日に、初て信長公尾州岩倉の城へ押寄給ひ、近き在々放火し給處、岩倉城より勢を出し小競合有之處に、森の三左衛門武者大將に而有之處、岩倉の若武者共、三左衛門軍功の次第をば不知、押懸り突懸り候へば、三左衛門頓て敗北す。能時分を見計、討死愛なりと名乘懸、取て返し候處に、利家公まだ御若年の時分、三左衛門と取て返し、はや鑓下にて先懸の者討取、信長公の御實檢に備ふる。まだ若者の無比類働と、御感悦不淺候事。

〔前田創業記〕

正月は七月なるべし

永祿元年戊午正月。信長率軍襲攻岩倉城。城主織田新右衛門（或曰城主犬山哲齋不詳）雖防戰。城遂敗。公取首一級。

〔村井家譜〕

元祖村井豐後守長頼。永祿元年七月信長公尾州浮野に出張、岩倉之城を攻給ふ時、利家公御目下に於て大刀擊し、其首を取、于時十六歲。

〔陳善錄〕

村井豐後な十七とするは十六なるへし

弘治とあるは永祿なるべし

利犀は幸姫の法名

豐後十七にして初而敵と太刀打して、則其首を取、豐後刀は二尺五寸一文字也。敵の甲のしころにあたり、及打をれ、其刀數年はなし不被申候。此頃は村井左馬助に渡被申候事。

是歲、前田利家通稱を又左衞門と改む。

〔村井長時筆記〕

永祿元年又左衞門樣と御改稱被成候由。

〔與村年表〕

弘治元年公御元服、又左衞門利家と御改稱。

永祿二年

六月七日、前田利家の女幸姬生る。母は芳春院なり。

〔壬子集錄〕　前田丹後手紙

然者利犀誕生月日、六月七日之由存知たるもの申候。

一、かうはつねにゐしが文などに書申候はらうと書申と見申候。彌其にて年號御吟味可被成候、以上。

七月四日　　前田丹後

前田對馬樣

〔壬子集錄〕　前田對馬覺書

利屋俗名かう、元和二年四月十八日五十八歳に而死去。春桂院殿月照利屋大姉。

〔壬子集錄〕　松村中山文

古大納言樣芳春院樣御腹の御子樣方の事。

御嫡女。前田源峯御内儀。院號御戒名、春桂院殿月照利屋大姉。

六月。前田利家織田信長の同朋十阿彌を害し、爲に譴を蒙る。

〔村井長時筆記〕

永祿二年六月信長公御同朋拾阿彌、御次にて利家樣御腰物之金笄をぬき申を御覽被成、御前近く罷在同朋心操悪敷由御意被成、扇子にて御打被成候處に、拾阿彌引廻候佐々内藏介殿・蜂谷出羽、利家樣御成樣結句悪敷樣に御噂さまぐ有之由被聞召及、御腹立被成御座候處に、二三日過信長公櫓に被成御座、下に右兩人衆も拾阿彌も有之、拾阿彌利家樣ゐ對し逆顏之体御覽被成、即時に御手打に御成敗被成候。信長公、御座近所に而荒き被成樣と御叱被成、當分御出仕被止候にと被仰出由に御座候御事。

〔陳善錄〕

利家樣十九の御歳の事、御腰物の笄を信長公の同朋盜候を、信長公へ被得御意、成敗可被成

十九は二十二なるべし

十八は二十二なるべし

由御申候處に、彼同朋に目を懸被申候衆、佐々內藏助殿を初として、此度はひらに下にて免じ候へと佗言被申候へ共、御近所に有之ものなれば、以來の爲ぞと被成御意候得ば、日比不便がらせられ候同朋故、此度は免じ申候樣にと信長公御意候。利家樣無是非御意次第と思召候處に、彼同朋に目を懸られ、前廉詑言被申候衆、大納言樣を影にて笑候よし御聞候而、御腹立被成、二の丸櫓に信長公御座候其下にて、彼同朋を利家樣御成敗被成候由。其時大納言樣はお犬樣と申候由に候。曲事成間犬を御成敗と信長公御怒候由に御座候。柴田修理殿・森三左衛門殿などかけふさがり、其時利家樣御牢人被成候由。其の明る年よしもと合戰にて一番首御取被成候へ共、御免御言葉なく云々。

〔陳善錄〕

大納言樣御わかき時御らう人被成候時の御物語御座候。信長公同朋を御きり被成候時、御はうばい衆御兄弟ほどにつねに御中よき衆無沙汰、然々見廻もなく候間、佐々內藏助は彼同朋に目をかけ候衆故、其時より御中あしく、後までも其分に御座候。右人多內に森三左衛門殿・柴田修理殿計、其外御小姓衆二三人ならでは御らう人中、消息なく候由御意に候。

〔寛永系譜〕

利家十八歲。爲信長公之近習時。同朋十阿彌忤利家意。乃手自斬之。公怒而叱之。

〔壬子集錄〕　荒子村庄三郎口書

信長樣尾州淸須に被爲成御座候時分、大納言樣之御腰物御小姓に爲持被爲置候處に、信長樣御小姓盜申を御聞、御成敗可被成旨御窺被成候處に、せがれに候間可有赦免旨御意御座候へ共、御門外に御待請、右之御小姓を御つきたふし被成候。此段信長樣被聞召、大納言樣を御しかり御出仕被止候云々。

永祿三年

五月十九日、前田利家私に桶狹間の役に從ひ、敵首を獲て之を織田信長に獻ず。

〔壬子集錄〕　大西金右衞門覺書

信長樣尾張淸守之御城に被成御座候時、利家樣の刀の御かうがいうせ申候處に、利家樣御穿鑿被成候へば、信長樣より被爲付置候ごうぼう取申候。利家樣右之同朋を御手討に被成候。信長樣被爲聞召上、御腹立に而御前惡候。然所に駿河國義元御合戰御座候。其時利家樣御年十五歲に而敵軍ゟ掛被爲入、一番首壹御取被成、信長樣御前ゟ御出候へば、何共御言葉懸り不申候。右之首そこにて御捨候而敵軍ゟ被爲入、又首一つ御取被成、信長樣ゟ御捧被成候處

清守は清須

十五歲は二十三歲なるべし

十九歳は二十二歳なるべし

に、其時御言葉懸り申候。古今無之御手柄之由、諸人申を承及申候御事。

〔壬子集録〕 奥村家來覺書

其折節尾州をけはざま合戰、駿州義元と御取合之刻、大納言様御出陣大名之首御取被成候。信長公ゟ被懸御目候處に、何共御意無御座候故、大納言様御腹立、無十方主君とて御立退被成候。其後御前宜成、御出仕被遊旨、奥村伊豫守殿常々御咄被成候を承及候由。

〔村井重頼覺書〕

義元合戰之刻、信長公御前近被召仕候同朋不相届仕合御座候付而、御年十九の御時大納言様御手うちに被成候。其御遺恨より當分御出仕無御座候へば、右御合戰之刻一番頸御取被爲成候へ共、御前宜無御座候付而、信長公御馬前に而水田へくびを御すて被成、重て御高名可被爲成ため敵に御かけ向候處に、何も御前に有合申候衆被申上候は、はやき頸を取、其上うす手をもおひ被申候樣に見え申候間、如何可有御座候哉と被申上候處に、則信長公御内意に而御前衆押留被申候。翌年美濃森部合戰之時、又無比類御働被爲成、一番首御取被成候に付、御前相濟申候由御意に而御座候事。

〔村井長時筆記〕

永祿三年五月駿河國今川義元信長公御合戰之時、於中島利家樣一番頸御取被成御捧候へ共、

信長公先年同朋御成敗之御憤止不申候故乎、御勘顔被成御詞なく候處に、其頸田中に御捨被成、又頸一御捧被成候得共、御詞無御座由。二度めの御働之時は、御手もおはせられ候へ共、又敵陣に御かけ向被成候故、御前衆被申上候は、手をも負申候に、又駈向申候は打死可致と存知候哉と被申候得者、押留候へと御内意に而、いづれも留被申候由に御座候御事。

〔利家記〕

よしもと合戰にて一番首御取被成候へ共、御免の御言葉なく、御前衆前田孫四郎首を取申候由被申上候へば、侍の役と御意にて候時、彼首を水田へ御前にて投すて被成かけ出給時、御前に有之衆、孫四郎はやき首を取、其上うす手をも負申候と見申候。此度者打死可仕躰御座候。如何可有御座と被申上候へば、急ぎ留置候へと信長公御意にて、何も押留被申候由に御座候。後年森部合戰の時、又一番に御かけ入首を御取候て、御前被召置候由御物語之事。

〔寛永系譜〕

永祿三年五月十九日。信長公與今川義元合戰。利家一番取敵首以謁公。公不言。利家退捨其首于水田中。又入敵陣得首以捧之。公猶默然云々。

〔三壺記〕

此義元合戰之時、前田利家公御年十八歳なり。信長公の御内成十阿彌と云坊主、利家公いか

十八歳は二十三歳なり

うがいを盜取、すでに顯れて御成敗可被成と有處に、信長公御あつかひ被成御赦免之處に、十阿彌圖に乘て出頭を鼻に懸、利家公を影にてそしるを聞かせられ、屋ぐらの下にて出合一討に被成ければ、信長公御腹立有て、五十日も御勘當にて蟄居あそばし御座有しに、此御陣に發向之砌也、御供に出給ひ、一番首を取て出させ給へども、信長公御言ばも懸たまはず。利家討死せんと思召、又取し首をなげ捨かけ入給ひければ、信長御覽ぜられ、利家うたすな〳〵と御意之處、田の中へ首をすてかけて、又壹つ取て出させたまへども、又御言葉なし。利家又首取出させらるゝ。其時信長公是へ〳〵と御意有て、其首馬上にとらせ給ひ、さて〳〵甲斐〳〵敷働、日本一の功のもの、是を柴田・青山・丹羽・川尻など打つゞきかけ入。其時利家見よ〳〵と、軍兵どもに見せ給ふ。利家公十八歳の御時、五月十九日辰の刻なり。誠に末代迄の面目哉と、諸人うらやましく思ひ申もことはりこそ申ける。

七月十三日。前田利春歿し、尾張荒子の觀音寺に葬る。

〔壬子集錄〕寶圓寺書付

休嶽道機庵主年號不知七月十三日大納言樣御親父樣。

〔壬子集錄〕長齡寺書付

永祿三庚申七月十三日、休嶽道機庵主、大納言樣御父樣、御位牌御座候。

〔壬子集錄〕　荒子村庄三郎口書

大納言樣御兩親樣者、天台宗觀音寺の旦那に御座候。御逝去被遊候刻、右之寺に而御送葬被遊候。其後觀音之法印常樂坊、切に加州江御見廻に被罷下、銀子拾枚宛被致拜領、被罷歸候由。

〔壬子集錄〕　奥村家來覺書

大納言樣御先祖樣、天台宗に御座候由承及候由。

一、觀音寺の棟札に、檀方前田入道淨憲　檀方奥村入道正淸。

一、觀音寺の末寺、東谷院・福壽坊・大仙坊・東光坊・仙藏坊・常樂坊。

右六ヶ寺大納言樣加州江被召連、不殘禪宗に被爲仰付候由。

〔又新齋日錄〕

利家公の御父前田縫殿助殿利治卿、永祿三年七月十三日休嶽道機庵主と御位牌の銘に有御位牌、尾州荒子の觀音堂に有。越前高瀨寶圓寺・能州七尾長齡寺等にも有之と云々。

利治は利春の誤

〔乙夜之書物〕

利家樣御父前田縫殿助利春公、御法名休學道喜大居士、大德寺高林院に御いはい在　高林院仔細在て御當家と不通なり。畠山代々の菩提所なり。

休學道喜は休嶽道機の誤

十月は七月なるべし

是歳。前田利家兄利久家を繼ぎ、祿二千貫を領す。

〔考撼摘錄〕 北藩廣譜

永祿三年十月十三日縫殿助利春主逝于荒子城。長子藏人利久繼其家督。

〔陳善錄〕

前田藏人殿と申は、利家樣御舍兄にて候云々。利家樣御父は前田縫殿助樣と申候由。御子七人御座候由。前田藏人殿・五郎兵衞殿・利家樣・十右衞門殿・高畠石見殿御うへ樣・右近殿、此外御一人は若き御時御遠行被成候由承候云々。前田藏人殿貳千貫の御家、今ほどは七千石計之御知行之由、大納言樣も豐後も御申候事。

〔利家記〕

前田藏人殿二千貫の御家、今程者七千石計の御知行候由、大納言樣も豐後も御申候事。

永祿四年

五月十三日。前田利家美濃森部の役に出戰して功あり。織田信長乃ち利家の譴を解き、復仕を許す。

〔壬子集錄〕 大西金右衞門覺書

信長様之御時、美濃國森部御合戰、日比野下野守御敵に而御座候。則下野守被爲討捕候。此時も利家様一番に御懸入被成、首二御取被成候。此時に右之御勘當を御免被成候と承及申候。義元御合戰之明る年に而御座候御事。

〔信長公記〕

頸二つ前田又左衞門討とる。二つ之内一人は日比野下野守與力足立六兵衞と云者也。是は美濃國にて推出して頸取足立と云者也。下野と一所に討死候也。此比蒙御勘氣前田又左衞門出頭無之、義元合戰にも朝合戰に頸一つ、惣崩に頸二つ取進上候へども被召出候はず候つる。此度前田又左衞門御赦免也。

〔村井長時筆記〕

永祿四年五月十三日長井氏と美濃森部に而、信長公御合戰之時、先がけ被成、頸御捧被成候時、御詞あつて事の外前後を御感被成、其節赤母衣被進候。御辭退候處、年若候へ共武功抽萬人、因て被仰付之由信長公被仰、御請被成之由御事。

〔考據摘錄〕　高德院様御戰功殘遊覺書

信長公永祿四年八月中旬に西美濃へ御發向有て、近き在々放火し給ふ處に、丸毛兵庫頭・市橋九郎左衞門尉、是は織田信長卿今川義元合戰討勝、其競を以て此國を乘取んとの義也。懸

向追散さんとて二千騎の勢を率し懸向ひけり。則大垣へも使者を立、早々人數を可被出、我等は先懸向ふ旨申遣しければ、永井甲斐守二千餘騎にて馬煙を立進向ふ。信長の御先勢は酒井右近將監・池田勝三郎懸向ひけり。其時利家・佐々内藏助眞先に敵の中へ懸入、兩人ながらはや首討捕、信長の備御實檢。信長公御覽じて、扨々物早き働きかなと御感悅不淺候。福富平左衞門・野々村三十郎・中條將監、佐々・前田に被越ぬる事こそ無念なれとて、敵の中へ面も不振懸入、何も首を討捕、御實檢にぞ備へける。

〔村井重賴覺書〕

森部合戰之時、又無比類御働被成、一番頸御取被成候付、御前相濟申候由御意に而御座候御事。

是歲、前田利家森部の戰功を以て、祿三百貫を增す。

〔陳善錄〕

大納言樣さい／＼御咄、御近習に御奉公申上もの共に御よまひ事にも、信長公へ御奉公に、御年十四の年御出にて、初五十貫被下、其後御加增にて百五十貫に成、又森部合戰之後は御加增被下四百五十貫。

〔有澤永貞御夜話頭書〕

御意は前田利家のなり

森部合戰。信長公永祿四年五月十三日西美濃森部へ御働、長井甲斐守・日根野下野守兩人と御一戰御勝利。此時利家公御加增三百貫と見えたり。

本文その日附を詳にせざるも、祿四百五十貫とあるによりて此年に係く

〔村井勘十郎物語〕

大納言樣、美濃國ニ信長公御働之時、有時いまだ四百五十貫の御身上之時、利家樣御たはぶれにて、豐後末長八郎と申時、かねくらべ可有由御意にて、御きんちやくより、金子を四兩三分御座候を、是は父のたまはり候間、今に持候由被仰候。長八郎きんちやくより二兩一分持申候を、大納言樣、おれにあはすれば長八郎はかねもちのよし御意候。後までも豐後に、彼二兩一分のかね持候や、おれも四兩三分の金、大なるおこを引申と存、今によくしておきたりと御意にて御笑被成候。とかく金もてば、人も世上もおそろしくおもはぬもの也。すりきれば世上もおそろしきものなりと、若き物共に殿樣御意候事。

永祿五年

正月十二日。前田利家の世子利長荒子城に生る。幼名は犬千代、母は芳春院なり。

〔壬子集錄〕吉田右衛門覺書

肥前様は前田利長

すいりういんも亦前田利長

此年正月は小盡なり。故に三十三日目は二月十五日に當る

肥前様、壬戌正月十二日生。

〔壬子集録〕 荒子村九兵衛口書

大納言様・古肥前様御生荒子村に御座候。御兩殿様より以前之御先祖様は、前田村に而御生被遊候由申傳候由。

〔壬子集録〕 香壽院覺書

一、大なごん様御こさまがた御たんじやう月日の事、どれ殿のもぞんじ不申候。

一、すいりういんさま、いぬちよさまとうけ給候。

〔壬子集録〕 香壽院覺書

一、利長様は芳春院様御腹に而御座候。

二月十五日。前田利長尾張熱田社に參詣す。

〔壬子集録〕 荒子村庄三郎口書

犬千代様御誕生三十三日目に熱田之大明神ゟ御參詣被遊候由。

五月三日。前田利家織田信長に從ひて美濃に入り、輕海に戰ひて功あり。

〔壬子集録〕 大西金右衛門覺書

信長様之御時、美濃國かるみ御合戰、御敵稲葉又右衛門討死仕候。此時も利家様御手柄被爲

成候由承及申候御事。

〔利家公御武功覺書〕

永祿五年五月朔日に幕下濃州ゑ發向し、洲股に在陣也。爰に齋藤右衛門尉龍興者、對陣せんと思ふ所に、幸に江河洪水の折なれば、幕下の助勢不可叶とて、同三日に織田勘解由左衛門を被差たる九條の要害へ押寄る。依之水練の達者を以て洲股に急を告、幕下即時に出馬有て、川を越彼地に至給。漸日暮に及けれども、幕下の着陣を見て、勘解由左衛門先陣に進で合戰を始、纔に三日の月影に暫挑戰へば、闇夜にぞ成にける。互に入亂、勘解由左衛門討るれば、敵の武者大將稲葉も討れにけり。音を計に戰勞て、敵も味方も不知ければ、相引にこそ仕たりけれ。幕下は不知道に退懸、途に迷事を計、夜明まで備を守て居給。此時一品亦鑓を合、高名して其首を幕下の實檢に入給と也。

一品は前田利家

永祿六年

是歳。前田利家の女蕭姫生る。

〔前田氏系譜〕

女。名蕭、永祿六年癸亥生。後因所居之地名。呼稱増山。下嫁臣越中増山城主將中川武藏守

そうはんは中川宗半光重なり

本文前田利家の事に係る。廿二とあるは誤なるべし

本文日附を詳にせず、八月の頃とあるを以て

光重。慶長八年癸卯十一月廿九日卒。年四十一。號瑞雲院梅顏貞芳。生一男二女。

〔壬子集錄〕香壽院覺書

そうはんのおくさまは、おせうさまと申候。

永祿七年

八月五日。前田利家織田信長に從ひ、齋藤龍興を美濃稻葉山城に圍み、力戰して功あり。

〔前田創業記〕

永祿七年八月五日。信長圍稻葉山城。後號岐阜此時公及森三左衞門。受信長之命。至先陣而倶合鑓。取首。

〔村井重頼覺書〕

廿二の御年、森三左衞門殿と一所に御高名被成候由御意承候へ共、所を覺不申。

〔陳善錄〕

一、美濃・尾州取合の時、日暮に成時、互兵共鑓を持ねり合居時、佐久間右衞門と云功者武篇者、是は佐久間玄蕃父柴田修理殿の姉むこ也。日暮に左右を下知して小聲に成、田をむす

ここに掲ぐ

べむすべしと云時、八月の比成に、何れもあり合たる兵共、さすが心得たる者共故、鑓を柄を持ながら田をむすび、靜にのけし六七間さつとのき候時、敵どつと鑓を入來る。彼武者共むすびたる田につまづき候て、ころび候處を、十五六人美濃方の兵共の首を取申候。それゆゑ美州より五十日程人數出し不申候よし。利家樣御物語被成候。皆々扨も〳〵かやうの御物語、うかと聞御事に無御座候由被申候。耳を驚かし承申候事。

〔村井重頼覺書〕

本文村井長頼の事に係る

永祿七年豐後初而御供申候て、高名いたし候事。

永祿八年

十二月五日。前田利家兄藏人利久の女某歿す。

〔壬子集錄〕　奥村因幡家來覺書

藏人樣之御息女樣、於熱田加藤隼人方に御嫁娶被遊候。右隼人より七代目加藤嘉右衛門与申、則熱田に在之候。岡田豐前守之御末子之由申候。右藏人樣御息女樣之御位牌、熱田禪宗龍珠寺に御座候。

叔林慶仲大姉　永祿八年乙丑十二月五日

右之通に而御座候。

是歳。能登國能登郡を改めて鹿島郡と稱す。

〔能州郡方舊記〕

永祿八年能登國能登郡を鹿島郡と更む。

永祿十年

是歳。織田信長材武の士を簡びて赤幌黑幌諸騎を置く。前田利家赤幌に列す。

〔考據摘錄〕 戰功記

永祿十年に、黑赤の母衣の者廿人製し立らるべきとて、衆に撰て校量して觀給へども、全備に及ぶ輩廿人あらざれば可被止かと被仰しを、博學の老人萬事全備する事は稀なる事に候、其長ずる所一二侍る人々を、先撰み出され可然候はんやと申しゝかば、佐々內藏助・毛利新左衞門尉・河尻肥前守・生駒勝助・水野帶刀左衞門尉・津田左馬允・蜂屋兵庫頭・中川八郎右衞尉・中島主水・松岡九郎二郎、此十人は黑母衣に定給ふ。織田越前守・前田又左衞門尉・飯尾隱岐守・福富平左衞門尉・原田備中守・黑田次右衞門尉・毛利河內守・野々村三十郎・猪子內匠助、此

九人は赤母衣に被仰付たり。件の人々は皆出群拔萃の士にして、最羽翼の臣たり、爪牙の臣たり。一說、利家卿の母衣は森部合戰之後也。信長公赤母衣を給る。利家卿、若年の者殊無武功しては如何可有とて辭し給ふ處に、信長公其方事年若しと雖ども、武功は年寄なりとて被下と也。

私曰、永祿十年は利家卿三十歲、若年とは云ふべからず。

〔考據摘錄〕寬永系譜

信長公與長井氏戰濃州森部。利家先登。取敵首以捧之。公於是有詞以美之。其後公賜赤緥。利家以弱年而辭之。公謂。年雖少而長武功。勿辭退。受之。

〔利家記〕

信長公御代赤母衣・黑母衣の物語を、世上に色々此內かうおつ有之樣に申候。大納言樣御咄も度々承。扨又伏見河ばた御屋敷に御座候時、金森法印・蒲生飛驒殿・有馬法印・戶田武藏殿・佐々淡路殿・奧山佐渡殿も利家樣へ御出、色々御咄の上に、武藏殿御申候は、世上に昔を聞はつり、色々の事を申候。何事ぞと大納言樣も何も御申候へば、其時、信長公の時、大納言殿も御差被成候赤母衣・黑母衣に、赤母衣は少下、おぼえもうすきやうに申候。私は母衣は差不申候故、若き衆に樣子を申聞候へば、扨は左樣に候かと申候と御申候得ば、飛驒殿・金森

法印・佐渡殿も、からくと御笑候て、其御事我等も、其儀を聞はつり申候衆候間、樣子語聞せ候へば、最候と申候由御語候。大納言樣はあまりの事に、につこと御笑候て御座候。其故は信長公廿人御書付候て、赤黑をくじに被成、御前にて置鬮に被成候由、名も其時一々御物語にて候。黑母衣衆知音殘候て申出し候かと、各御笑候を承書付候事。

〔金澤古蹟志〕

信長記に、永祿十年武功の勇者を撰擧して、黑母衣衆十人赤母衣十人を定められしも、是利家の時の母衣一揆などに據られたるものなるべし。村井長明の陳善錄に、信長公御代赤母衣・黑母衣の物語を世上に色々申、赤母衣は少し下、おぼえも薄きやうに申由、戸田武藏殿御語候へば、利家樣餘りの事に、につこと御笑にて御座候。其故は信長公二十人御書付候て、赤黑を鬮取に被成、御前にて置鬮に被成候。黑母衣衆の知音の者殘り居候て左樣に申歟と、各御笑候を承書付候とあり。右母衣衆の人々は、則後にいふ使番也。故に信長記にも、姉川合戰の條に追討に討て行けるを、引返せとて耀衣の者共を被爲遣引取給ひける。又長篠合戰の條に、信長公母衣者を召て、諸勢一度に勝時を噇とあげよと仰せけるなど見えたり。又黑母衣・赤母衣といふ事も、是利家の時の流例に據て定められたりけん。藩翰譜南部家の譜に、南部庄司義政永享十一年鎌倉の合戰に、大手を攻破て普光院殿の御感に預り、黑母衣をゆるさる

とあり。さて吾舊藩も織田家に倣うて、使番は黒母衣を掛て出軍する定めと成たり。大阪軍役帳にも、加州勢使番黒母衣衆とて、伴雅樂介・宮本釆女・西尾隼人・森權太夫・脇田帯刀・葛卷隼人・生田四郎兵衛などを初めとして、人員廿八人の姓名を擧たり。藩國職員考に、使番母衣衆は皆譜代の士にて、新參は金の番鳥なりといへり。

永祿十一年

九月十二日。前田利家織田信長に從ひて近江箕作城を攻め、敵首を得又創を蒙る。

〔陳善錄〕

大納言樣、近江箕作山信長公御攻候時、御使に御越被成、山下にて鑓下之、首一番に御取被成候儀、度々御物語被成候事。

〔村井重賴覺書〕

近江箕作山。信長公御せめ被成候時、其節は御使番故先へ御使に御越被成、箕作山下に而鑓下之、首御取被成候由、度々御物語に御座候。坪内平太・私おや村井豐後も其段申候。

〔利家公御武功覺書〕

一品は前田利家

永祿十一年戊辰九月十三日、將軍義昭公歸洛のため幕下數萬騎を率上洛し、先江州の大守佐佐木常貞の城を被責、和田山の押へには氏家卜仙・稻葉伊豫守・伊賀守を被向、亦觀音寺の押へも置、中成箕作の城を被攻。先陣は木下秀吉公也。此時幕下先手の樣子可見合とて、一品を遣給。一品則先手に至、秀吉公に對面有り。秀吉公の曰、爰元は早取堅め候間、此旨幕下に可被仰上と達而曰といへども、何樣和田山觀音寺と調ひ事合、城中より突て可出と一品被思召ければ聞入不給、眞先に進門脇につき給。如案敵門を開て切て出る。一品一番に鑓を合、其首を捕、疵二ヶ所被り給といへども勇氣たゆまず、敵の大勢を突留、剩門內へ押込給。堀尾茂助・神子田半左衞門・谷大膳・中村孫平次續て懸入、敵數輩討捕の間、則敗北して降る。從茲佐々木常眞父子、其夜の內に觀音寺の城を明退く。是偏に一品の武功也と云り。此時秀吉公の曰ふ所、一品承引し不給とて事の外腹立し給と也。後於聚樂秀吉公、箕作にて一品の働手柄の程今以感深の旨曰ふとなり。

〔關屋政春古兵談〕

永祿十一年九月十三日江州箕作の城攻玉ふ。其時一番鑓、二ヶ所疵を蒙り玉ふ。其上能武士を討高名在。信長公御覽被成、形を見れは鬼神詞を聞ば利家也と、大きに御感なり。秀吉公其後聚樂にて被仰は、利家の江州箕作にて、一番に掛破り玉ふ威勢鬼神の如く也しと、滿座

の中にて御物語ありしとなり。

〔三壺記〕

十年は十一年なるべし

永祿十年九月之事成に、信長公岐阜を御發足被成、佐々木御方へ使者を立、義昭公に隨ひ御味方可申哉いなやと被仰遣處に、佐々木請も付ざれば、九月七日に先箕作山の城を取卷、佐佐木義弼を攻玉ふ。森三左衞門可成・坂井右近・柴田權六先手として、佐久間右衞門・木下藤吉郎・丹羽五郎左衞門・淺井新八等相續き、箕作山をもみにもんで攻らるゝ。城中より取て出ふせぎ戰ふ。家康公より松平勘四郎信吉に多勢を添て、信長公を見次給ふ。和田山城も觀音寺の城も箕作の城も悉破軍して退散す云々。此箕作山の合戰の時、前田利家は信長公より御使者として、先手の者どもに被仰遣、しひて人數を討死せぬやうに可仕、急に攻べからずとの御事也。然處に城中より城の大手の門をひらき、どつと切て出るに付、利家公一番に鑓を合、首を取給ふ。此事聚樂にて太閤も被仰出、比類なき働にて有けると御物語も被成しなり。

九月廿八日。前田利家織田信長に從ひて京師に入る。

〔三壺記〕

和田山の城も、觀音寺之城も、箕作の城も悉破軍して退散す。佐々木父子は三好と堅約して、

織田信長の京に入りしは九月二十八日なり

義昭公を討べきことはかりごとをめぐらせども、信長公の武功におされて、あなたこなたにておくれをとり、近江國和田の要害十八ヶ所、信長公の御手につき、柴田・森・坂井・蜂谷などに城々を預け、佐々・不破・前田其外歴々御供に而、義昭公を都へ御供被成、清水へ入置奉り、信長公は東福寺に御座被成、菅谷九右衛門に都の政道被仰付。

永祿十二年

八月下旬。前田利家織田信長に從ひて伊勢大河內城を攻む。

二十三は三十二なり

〔陳善錄〕

利家樣村井豐後を又兵衛と名を御付被成候。又左衛門之又之字を被下候は、度々御咄承申候事。豐後も語被申候。伊勢國大河內城信長公御攻被成候時、大納言樣御そばにて太刀打いたし首を取申候。其時迄は若名村井長八郎と申を、右のごとく又兵衛と被成候。常に若き時は愛宕を信仰仕候へば、御利生有ての儀、是は豐後二十三の年の時候由被申候。此時にかぎらず、度々愛宕山御利生御告を承候由被申候事。

十三年は十

〔村井重賴覺書〕

同十三年伊勢大河內之城にて、豐後太刀打いたし高名して、其時又左衛門樣又の御字を被

二年なり

公は織田信長なり

利昌は利久のことなり

下、村井又兵衛に罷成候事。

十月、前田利家兄利久に代りて宗家を繼ぎ、舊祿に倂せて二千四百五拾貫を食む

〔前田氏系譜〕

十二年己巳十月。公使利家繼前田氏之宗。以知荒子邑事。賜利久舊領二千貫。倶領二千四百五十貫。壬子集錄領七箇村。所謂荒子・高畠・本江・万丁・中・日比津・岩塚也。準草高三千餘石。○一曰。荒子隷邑有四也。所謂四女子・五女子・中江・牛龍。其秩二千四百五十貫也矣。

〔壬子集錄〕　脇田・富田覺書

前田藏人利昌、尾州海東郡荒子城主弟古大納言利家に讓、兩人共信長公に仕。

〔壬子集錄〕　荒子村九兵衛口書

大納言様御知行所荒子村・高畠村・本江村・万丁村・中村・日比津村・岩塚村、此外近邊之在鄕御收納被遊候。其時分は何貫何百目と申候。今程は知行に圖り候へば、右所三千石計之由申傳候由。

〔村井重賴覺書〕

一、前田藏人様二千貫の御家、御父縫殿助様より相渡申候へ共、藏人殿御若年より物六ヶ敷がり被成、武者道少御無沙汰に御座候。其故御舍弟五郎兵衛殿御息女御養子被成、瀧川左近

殿おい慶次殿を入むこに被成、御跡をつがせられ候はんよし、信長公御耳に入候處に、前田の家他家へ渡申儀無用也、又左衞門はせがれより我等近習に召仕、殊手柄度々いたし候間、又左衞門に渡候への由御意にて、伊勢御陣よりすぐにあらこの城へ御請取被成、色々品々御座候。其時より利家樣御自分御知行、合二千四百貫被爲成候御事。瀧川儀太夫とは慶次殿いとこにて御座候。儀太夫も瀧川左近殿おいにて御座候。

〔三壺記〕

藏人殿の御跡職に成給ひ、荒子の城へ御入城、貳千貫の領知御取被成。此時藏人殿は家老奥村助右衞門城代に有て、信長公の御判にて城を渡し申間敷とて、藏人殿御折紙を以て相渡す。藏人殿は御隱居被成おはします。奥村助右衞門は牢人いたし有、在鄕に蟄居して罷在。利家公には近藤善右衞門つき奉り、頓而病死し、せがれ幼少なり。柴田權六利家公へ申上るは、奥村助右衞門事比類なき功のものなり、召よせられて可然由申上るに付被召寄、萬事御家之事を被仰付。

〔陳善錄〕

大納言樣御咄にも、人をのろひ申事成間敷。其故は利家樣あらこを信長公御意にて、前田藏人殿御渡しの時、藏人殿御內儀腹を御立、色々のろひ事あされ、屛風障子迄も封じさせ御出

候得共、大納言様結句彌増に吉事有と、色々御物語被成候。豐後も語申候。

〔利家記〕

藏人殿御知行を、右のごとく信長公御意にて、利家様へ被下、あらこ御請取候故、御兄弟に候へ共、はや御敵々のやうに御中悪敷御座候。就其柴田修理殿・佐久間右衛門殿・森三左衛門殿・佐々內藏助殿・利家様など御集會にて色々御咄しの上に、又左殿御手柄度々儀故、前田の惣領を御繼候事最存由にて、御次而に御舍兄藏人殿事皆々そしり口にて御咄之時、誠辱と御挨拶に候。其上に武道も藏人殿ぬるく候様に、とり〴〵に詞のはし出候得ば、利家様おしひざまづき被成、藏人聞ぬ分別仕故、跡職私に被下候、忝拜領仕、前田の惣領私持申候。但藏人義武道の儀は、我等前にて御申候事御免候へと、急度御申候へば、最と各御申候て、物も申仁無御座候。是も柴田殿・森殿計候へば、御知音の間不苦候得共、右衛門殿・內藏助殿其外二三人御入候故、右之通御意の由御物語被成候。是を又一入、又左衛門はさりとてはたゞものにあらずと申ならはし候て、信長公御耳にも入御感じ候よしに御座候。其後柴田殿・三左衛門殿も利家様へ御斷、又大納言様も御兩人へは御斷候て、彌々間柄よく御成候御物語被成候事。

金崎城とあるは手筒山

四月廿五日。前田利家織田信長の軍に從ひて越前手筒山城を攻む。

〔前田創業記〕

四月二十五日信長率大兵攻越前天筒山城。城兵上田兵部・中村兵庫・萩原氏及敦賀祉人川端筑前守防戰。公先衆勵武勇。敵兵發火砲頗如雨。公殆危。因家人村井又兵衛長賴遮公先進。中鐵砲玉貫肩。可謂忠義士也。

〔利家公御武功覺書〕

元龜元年庚午四月二十五日に、幕下數萬騎を率し、江州熊川より若州佐垣に懸て敦賀に押寄する。城主朝倉中務大輔數千の軍兵を籠防是。先金ヶ崎の上成手筒の城を攻らるゝ。然ども險阻の高山と云、勇士數多籠りたれば、攻あぐんで見えける間、急に可攻旨柴田・池田・木下方に下知し給、一品こ福富平左衛門を使として被相越。此兩人先陣に先立て敵に馳向、兩使共に眞先に鎗を合、其勇力をあらはし、諸勢續て攻上り、敵味方入亂火花を散て攻戰、城中の兵共さすが勇士なりければ、一人も不殘討死をこそ仕たりけれ。首數千三百七十餘、幕下の實檢に供ける云々。

〔村井重賴覺書〕

越前金之崎城御攻被成候時、御先手衆へ大納言樣並福富平左衛門殿御兩人御使に御越被成。

城のことなるべし

二十六日は二十五日なるべし

本文村井長頼の事に係る

則御兩人共御鑓合申候由御意にて御座候御事。

〔考據摘錄〕　奧村家譜

朝倉中務大輔守越前金崎城。元龜元年四月二十六日信長公攻之。遣利家公及福富平左衛門見先手陣。兩人共合鎗。此時永福從利家公有軍功。取首三級。

〔考據摘錄〕　村井家譜

元龜元年四月信長公越前國に發向、手筒山の城を攻給ふ時、城中より所放之鐵砲如雨。利家公城下に御着、枯木を楯とし御猶豫。此時蜂谷出羽守跡より來るに依て、先を御爭御先登。長頼矢表に立て防之、鐵砲長頼が右之肩を貫く。

〔陳善錄〕

越前手筒山城信長公攻給ふ時、利家様早く城下に御つかせられ候付、村井豐後鐵砲すじにたてに罷成、右の肩を打貫かれ申候由御意候事。

〔村井重頼覺書〕

元龜元年越前金崎にて、大納言様御そばにて首を捕手柄。

五月六日。村井長頼近江膊村に戰ひて功あり。

〔陳善錄〕

近江へそ村信長公御攻候時、利家公御そばにて村井豐後手柄仕由、殿樣一度御咄候を、表へ御使へ罷出候て、罷歸御返事申上刻、ちらと承申候へ共、しかと不承候間書付不申候事。

騰村討伐は信長公記に據るに五月六日なり

六月廿二日。織田信長淺井長政を小谷城に攻めて急に軍を收む。此の役前田利家奮鬪し、家臣村井長頼亦功あり。

この戰信長記に據るに六月二十二日なり

〔陳善錄〕

近江國淺井と御取合、柴田修理殿殿(シツハライ)の時、引取候樣にと日暮に蜂屋出羽を御使に被遣候へ共、埒明不申候。又左衛門參候而申渡候樣にと信長公御意候。畏御越候。其時敵したひ付申候を、大納言樣御居留り御鑓合申候。其時御そばにて、村井豐後・木村三藏・小塚藤右衛門など、鑓をつきおひくづし申候。其時柴田殿、事外大納言樣へ御禮御申、右三人にも銘々御禮に候。此儀度々大納言樣御咄被成候。三度迄御鑓合申候。

〔村井重賴覺書〕

近江淺井と御取合之刻、柴田修理殿陣所之先手へ、御引取候へ之由御使に、大納言樣御越被爲成候處、則柴田殿御引取之刻敵したひ、味方あしく〳〵に罷成候處に、大納言樣御返し被成、無比類鑓を御合被爲成候故、てきしりぞき安々と御引取被成候。右御手柄之樣子、柴田殿事の外御感候て、大納言樣へ御禮被仰候由に御座候事。

十七日は二十七日なるべし

〔村井重頼覺書〕

今度は淺井と取合の時、柴田しゆり先手申付のき口の時、其方使に遣候へば、今に不し初ひるるなき鑓をつき、其ゆゑかる〳〵と引取候儀、てがらの段可申樣もなく候。殊其方家來村井又兵衛をはじめ二三人手がらいたし候由、しゆりも申きかせ候、滿足申候。其方少手をおひ申候儀、やうじやう專一に候。右之通ゆへ自筆にて申候事に候。猶以面可申渡候、恐々かしく。

六月十七日　　　　　　　信長判

前田又左衛門殿

本文村井長頼の事に係る。二十四は二十八なるべし

〔村井重頼覺書〕

同年淺井退口時二十四、柴田殿より御禮、其上御使に、利家よりさきへ信長公へ參候て申上、御あしなか拜領之事。

〔國祖遺言〕

一、淺井御取合柴田退口之時、豐後も鑓、利家公御そばにて三度迄あはせ、信長公へ御先へ御使に參る時、信長公より御こし物に付おかせられ候御足中拜領仕候事。

六月廿八日。織田信長淺井・淺倉二氏と近江姉川に會戰す。前田利家又戰功あり。

信長公記に據るに此の戰十四日に在り

〔考據摘錄〕　高德院樣御戰功殘遊覺書

江北姉川合戰之時、信長公人數を七段に立給處を、淺井備前守鑓を入崩し、六段迄切崩し候處に、信長卿御身をもませ給ひ、御馬廻を以て淺井を突崩し給ひけり。其時御小姓衆、我もと押懸り給ふ。其中に利家公眞先に揰懸り、淺井助七郎と鑓を合せ、無難助七郎を突たふし、首おつ取公の備見參、佐々內藏助押懸り、上坂源五と鑓を合突たふし、無難首を打てんげり。織田御名安養寺源三郎と鑓を合、源三郎を打捕給ひき。織田の御菊安養寺甚八郎と鑓を合、押へて首を討。竹中久作遠藤喜右衞門と渡し合、互に火花を散、突相くたびれる處に、久作が郎等二騎落合切て懸れば、遠藤事之外つかれ候故、竹中に突たふされ、其にて討死してんげり。是は淺井內にて、若者なれ共度々の覺不淺し事共也。

九月十四日。前田利家織田信長の攝津大坂城攻擊軍に從ひ、村井長賴と共に敵數人を殪す。

〔村井重賴覺書〕

元龜元年九月大阪天滿森御合戰之刻、味方あし〲に罷成候處に、其節は利家樣他所へ御使に被成御座、其場に御有合不被成、いくさ過日暮御歸被成候處に、何れも御歷々衆御寄合、右合戰之樣子讃談御座候へば、利家樣御意被成候は、我等有合候はゞさほどに有之間敷旨御

廣言に而、即翌日無比類御働被成候。味方突立られくづれ來候處に、御一人御かへし折り敷、前田又左衞門是に有と御名乘、鑓を御合せ、二三人御つきふせ候故、味方返し合敵くづれ申候。前日の御言葉筈、右御一人御踏留之時、味方破軍無之旨何れも感じ申候由に御座候。其時村井又兵衞一人御そばに引付、鑓を合手負申候由、大納言樣御物語承申候御事。

〔陳善錄〕

大納言樣大阪合戰の時、前日御使に御越被成候て、信長公御内佐々内藏助殿などを初惡く候つる事を、其日ぐれ御歸の時、歷々御寄合候而御咄候へば、利家樣我等共有合候はゞ、左程には有間敷ものをと御威言候而、各つら〳〵に御成候由。後日に利家樣鑓を被成、おし返し兩三度迄御手柄被成候。其時村井豐後御そばにて鑓を入、二人迄つきたふし、左の肩鑓手を負申候。此時の事を度々大納言樣御咄被成候事。

〔陳善錄〕

戸田武藏守殿も坪内平太も物語御申候。利家公を中比取沙汰申候は、又左衞門は此比威言がない程に、はやしまり候哉と申候へば、大阪合戰の時又日本無雙の鑓を被成候へば、又左衞門は若き時威言を云ても武篇をしたゝ今しまりても斯樣に手柄をするなれば、とかくおせぬ人と上下申候由の事。

永祿六年とあるは非なり

〔高德公遺誡〕

村井豐後云々、大阪合戰の刻は、我等傍にて鎗を突致手柄候云々。

〔壬子集錄〕　大西金右衞門覺書

信長樣の御時、天間門跡籠城之刻、天王寺ゟ堤通に而、利家樣御自身御鑓を被爲入、無比類御手柄に而御座候由、諸人申を承及申候御事。

〔三壺記〕

大阪之城攻の事

永祿六年九月大阪の城へ發向被成。本願寺と申者、都東山大谷と云ふ所に親鸞開山の御廟所有、此所に親鸞上人の御息女に覺信尼公の、人王八十九代龜山院御宇に、文永九年に御建立有て、御子息如信に跡を讓りましります。是月の輪關白の御孫也。是より五代存如上人迄大谷にましく〳〵、六代蓮如上人より、尊氏の末義政將軍の御時代、大阪に本願寺建立有て移りします。其後顯如上人の時代に當りて、國々所々に要害を構へ、旦方と號し公方武家共に本願寺へ歸服し、在々所々迄押領す。信長公安からず思召て、多勢を以て大阪をせめさせ給ふ。野田・福島と云所に、阿波の修理の大夫三好一黨一味して旗を擧る。城中より下間與四郎と名乘て、はんくわい張良の勇をなし、寄手の野村越中を討取、城中きをはかつて一面について

出、味方破軍に及ぶ。然る所に前田利家一人鑓をかまへ、ふみ留りて待給へば、城中の人數是に憶してとゞまる所に、毛利河內・湯淺甚助・中野又兵衞など、相續て鑓を合、つきふせつきふせ首取る。是に敵もおくれを取て引色に成、味方追討に首取。

〔國祖遺言〕

一、信長公御はたらきの時、淺井のおさへに稻葉伊豫おかせられ、大阪表へかなたこなた御はたらき候て、ぎふへ御歸城候へば、其後日々御城へいづれも被罷出時、柴田殿へ稻葉伊豫被申候は、今度はなにのせんもなく、おさへに有之候。我等も御供に參候はゞ、ちの川をながし可申候ものをなど被申候時、柴田聞あへず、やれ伊豫守、前に柴田が居不申時、左樣の口いけん被申候へ、柴田の前にある間は口いけん無用と急度被申候へば、稻葉もとかう返報なく候。大將は大事のものに候。そこにて柴田おつとらで居られ、たれぞわきよりたれにても返報申候へば、柴田は武よう計にて、氣のつかぬ大將と可申を、か樣につよく返事被申候事。いよ〳〵いづれも其より用ひ申候。戰場の一言とはか樣の事かと上下申候由、大納言樣御物語被成候而、肥前樣・孫四郎樣へ御意。

九月。前田利家織田信長の命を受け、諸將と共に近江比叡山を攻む。

〔菅家見聞集〕

今年淺井・朝倉比叡山に楯籠。依て信長公の命に從ひ、利家公・佐々内藏助・丹羽五郎左衛門・柴田勝家等をして令攻、終に得勝利給ふ。

〔三壺記〕

かゝる處に越前之朝倉左衛門義景、並近江の淺井備前守申合、上方へ切て登る。比叡山の衆徒も一味する由飛脚到來す。信長公驚給ひ、都を破られては大事なりと思召、大阪を引取坂本へ出向ひ、ふせぎ戰ひ給へば、敵も信長公の出向ひ給ふを聞て、あし〳〵になり、信長公より比叡山へ使者を立、此方へ一味せば安堵すべし、さなくば比叡山を滅却すべしと有ければども、山法師共聞も入ず。信長公は腹を立給ひて、佐々と前田と丹羽と柴田に被仰付、朝倉・淺井が人數に押向けて、火花をちらしふせがしめ、旗本にて山法師を押へたまへば、淺井・朝倉引退き、山法師ども引にけり。是に依て翌年の九月、信長公人數をつかはされ、比叡山根本中堂を初、堂社佛閣悉燒拂、僧堂寺院一軒も不殘、僧坊喝食兒童子三千餘人を追出、なで切に被成、ひとへにやけ山とぞ成にける。

九月。前田利家近江長濱に封ぜられ、一萬石を食む。

〔越登賀三州志本邦叙次考〕

元龜元年庚午九月一萬石を領し給ふ。是はこれまでの二千四百五十貫に、江州坂田郡長濱の

金ヶ森征伐は信長公記に據れば九月三日なり、

内を御引たし拜領、都合一萬石となし此時領し給ふと也。

〔藩翰譜〕

元龜元年九月攝津の國大阪の合戰、味方散々に打なされ、利家一人ふみとまり、追くる敵をうちやぶりて引かへす。其抽賞に所領おほく加へらる。始めて一万石を領す。當時天下につたへし前田が堤の上の鎗此事なりと

元龜二年

九月三日、前田利家諸將と近江金ヶ森の賊を撃つ、村井長頼戰功あり、

〔陳善錄〕

江州かねがもり之城信長公御攻の刻、村井豐後夢に、時分もよく候、かまへて左の道へつきと候へと、山伏枕もとにて慥に御つげ有。目さめて、扨も日頃愛宕山を信仰仕ゆへ、御つげと難有思ひ、水ごりをかき、具足を着、利家樣御陣所へまいり候得ば、未だ鳥まへとおぼえ候間今少と御意の時、こやへ罷歸居眠りして有之候へば、其内に又御つげ左へつけと有。扨又信長公本陣一番貝たつ。我人城下へよせる時左右に道有。いづれも右の道へ行。豐後も其通に候へ共、いやいやかつきりと愛宕山の御つげ候間、其にまかせ一人歸て左へ行、から堀柴折につく。たれと不知四五人、柴折ぎはに四五人見え候間、豐後殿は敵か味方かとつゝとよる。其時名乘て、其へ來るは何者、こゝに在は柴田修理のおい佐久間玄蕃と云もの也と名の

本文村井長頼の事に係る。二年八月は元年九月、二十五は二十九なるべし。

り給ふ。其時豐後申は、前田又左衞門內に村井又兵衞と名のり候へば、玄蕃又左衞門殿が內にて內々は承及候人に候。合戰場にて初めて參會申義大悅也。夜明候はゞ柴折切可申と申合。其內に跡より味方共よせ來る時、玄蕃・又兵衞言葉をかけあひ、柴折を切、兩人ながら鑓をつき、即首をとり、利家樣は信長公の本陣に御座候へ、右の首持參いたし候由。其首信長公へ、利家樣御ためにかけたまへば、信長公兼ての又兵衞手柄仕と御意にて、つるしがき五つ、御前に有を御手づから被下、並働の驗と御意にて、なんばん笠拜領仕候由に候事。其時佐久間玄蕃は柴田修理殿へ首を見せ被申候故、信長公へ遲く御目にかけられ候由に候事。

〔高德公遺誡〕

豐後者江州金賀森と云處にて、佐久間玄蕃と一所に有合、一番乘を致し、其上能首を取、信長公へ懸御目候。

〔村井重頼覺書〕

同二年八月江州かねがもり手柄共、上樣より南ばんがさ拜領、二十五也。

元龜三年

七月廿一日。前田利家織田信長に從ひて、近江虎御前山に陣し、淺井長

虎御前山に陣を構へたるは七月二十一日なり

備前守は淺井長政

越前は朝倉義景

政を攻む。

〔考據摘錄〕 高德院様御戰功殘遊覺書

元龜三年三月上旬に、信長公御分國御人數悉引率し、都合其勢貳萬五千餘騎にて、江北小谷へ出張有て、淺井城西向なる虎御前山に取出を拵、淺井を可押詰御分別にて、佐久間右衞門尉・池田勝三郎・林新五郎・山田三左衞門・毛利河内守、彼等五人を小谷の町中へ押入、備前守をぞ押へける。柴田修理亮・內藤勝介をば後備にぞ扣へける。御旗本をば八相山に立、殘る勢と人夫八千餘人をば、虎御前の御普請をぞ被仰付ける。備前守是を見て、越前に再三人數を被出候様にと使者を立候度毎に、早罷出るとの返事にて延引故、かゝる無念の次第中々云はん方なし、討死して胸を散ぜんとて、千三百の勢にて眞黑に切て出、五人の者共を無難追拂ひ給ひけり。柴田よき時分を見計、淺井勢に押懸り、互に命も不惜、火花を散てぞ戰ひけり。既に柴田引色に見えし處に、信長卿御旗本を崩し、山より懸下らせ給ふ。其時一番に利家公、脇鑓に成て柴田が陣へ懸加り、面も不振突相給ひ、鑓下の高名無比類とて、敵も味方も感じけり。淺井勢心は猛くいさめ共、跡より續く勢なき故、そこを被追立城中へぞ引入けり。若者共續て追討にぞしたりける。信長公何とか被思けん、長追すな、早く引取勢をまとめ、淺井を押へ可申と、再三御使番の者共走廻て制し、人數を立揃へ、備前守を押へ、夜日

山本城攻撃は七月廿二日なり

此時の殿に以下は元龜元年六月小谷城退軍の時の事を混入せるなり

三日三夜に虎御前の要害を拵へ、柴田修理亮・木下藤吉郎・中川八郎右衞門を込置、横山へぞ御人數を入られける。

〔三壺記〕

元龜三年七月五日信長公の御嫡子城之助殿は御具足召初、それより追付北近江へ打出、淺井備前守旗下阿閉淡路守居城山本へ取かけ攻め給へば、淺井・朝倉申談じ、越前・近江の人數二萬餘騎にて出向ひ、互に入亂合戰に及ぶ處に、信長公・信忠公父子共に爰を大事と思召、木下藤吉郎・佐々内藏助・不破彥三下司して、火花をちらし戰ふ。然る所に敵方の前波九郎左衞門父子・富田權六・戶田與四郎・毛屋猪之助申合、信長公へうらがへり降參いたすに付、信長公勝利を得させ給ひ、虎御前山の要害に木下藤吉郎を入置、宮部の城へは則安部善住坊を入置、歸陣を被成けり。此時の殿に柴田權六被仰付。然る所に淺井が人數跡にくひ付、追討に首を取る。柴田難儀せし處に、信長公は蜂谷出羽を召され、前田又左衞門立歸而埒を付よと被仰。承て候とて引返し給へば、村井又兵衞・木村三藏・小塚藤右衞門・奥村助右衞門・土肥伊豫、一陣に進で鑓をかまへつきくづす。柴田是に力を得、一手に成てこみ返し〳〵追拂ひ、心安く引取けり。此事いつも柴田申出し、利家公の御働に依、大事の所をのがれたりと聚樂などにて物語申さるゝ。柴田別而利家公へ其時御恩を得たりと申されし。

十二月廿二日。前田利家の弟佐脇藤八郎。遠江味方ケ原に戰死す

〔壬子集録〕　大瀧檢校覺書

一、佐脇藤八殿と申候は、大納言樣御さし次御舍弟にて御座候。

〔壬子集録〕　富田下總守覺書

一、大納言樣御兄弟衆の次第は、如御書付覺申候。府中に拙子居申候時は、九つ十計に付而、佐脇藤八殿の義は能不存候事。

〔桑華字苑〕

一、利家樣御舍弟佐脇藤八郎殿と云在、佐脇の家に養子に被成候由。遠州味方ヶ原にて討死、佐脇の家何人とも不知。

〔桑華雜記〕

信長公赤母衣衆　　加賀大納言舍弟、後藤右衛門と云　　佐　脇　藤　八

右渥美刑部丞入道曾手書也。本書に如此、何人候哉可尋之。

〔佐脇譜略〕

先祖佐脇藤右衛門實名興世之儀者、織田信長公に奉仕、永祿三年五月桶狹間の合戰に先登振勇。日本治亂記にも相見え申候。清洲の城代も相勤申候。興世儀實子所持不仕候付、利家公の御舍弟利之公を養子

實名眞之と改めらる。に仕申候。元龜三年十一月二十二日遠州味方ヶ原へ出陣苦戰の處、終に討死有之候。然るに娘貳人有之、其節妊娠に御座候處、月滿て男子出生仕、是作右衞門實名久好に御座候。右長女は京極家臣堀江九左衞門へ嫁し、次女は篠原出羽へ嫁し申候。利家公御遺訓記にも、篠原出羽守は律義者なり。依て金澤城代留守居とし、我等姪聟に致すとの御意也。右母寡婦に相成候付、淺井備前守長政嫡女の乳母と相成、大局と申候。其後金澤へ來申候處、前條の由緒も御座候付、從利常公貳百石被下置、利次公富山の御先祖の御乳母に被召出、表局と申候。江戸之御殿に在勤罷在、病死仕候。久好義九歳の時、從利常公御知行百五十石被下置被召出、利次公へ被爲遊御附、追々御加增被下置六百石に相成。其上右局へ被下置、御知行貳百石之遺知御引結、都合八百石被下置候。御分封に付富山表へ御入部之節、御供罷越、御城代被仰付相勤、延寳四年三月十九日病死仕候。御宗國樣以來、富山樣に而結構被爲召仕、難有仕合奉存候。其鴻恩に浴し罷在候處、御維新御改制の際八百石の斜減百五拾九俵、其後再減、百四拾石以上惣而百俵に御改相成候。爾來自から家事不如意に相成申候。良之殿三百回忌明治八年十一月二十二日三百忌の正當執行も指延置申候。此度御舊記御調之趣傳承仕候付、乍恐御舊縁の御由緒上申仕度、御序之刻可然御執成の程偏に奉懇願候、以上。

明治十七年八月　　富山舊藩士　　佐脇良忠印

是歳。前田利家の女摩阿姫生る。母は芳春院なり。

〔前田氏系譜〕

女。名摩阿、又阿茶、元龜三年壬申生。母堂芳春院殿。

天正元年

八月十四日。前田利家等朝倉義景を越前刀根山に擊ち、敵將を馘す。尋いで義景自殺して朝倉氏亡ぶ。

〔寬永系譜〕

天正元年八月十四日朝倉義景沒落之時。利家於越前刀根山峠。二度合鑓。即取其首。

〔村井重賴覺書〕

一、義景陣の刻、越前刀根に而兩度迄鑓御合せ、二度目に大將分の首御取被成候。村井又兵衞・小塚藤右衞門・木村三藏、御そばに而鑓をつき、何れも首を取申候由。奧村助右衞門は荒虎御うつり之時より牢人いたし有之處に、はやき首を取參申候。利家樣御目にかけ申候へ共、御顏を脇へ被成候處に、村井又兵衞進而申上候へば、御前被召置候。右之段御物語承申候。此段も最前申上候。

〔關屋政春古兵談〕

元龜三年は誤なり

元龜三年江州刀根山合戰の時、朝倉の先陣山崎七郎左衞門と鑓合玉ふ。

〔武家昆目集〕

一、扨又前田又左衞門以下十八、御觸を守り宵より支度し拵居ければ、結句御先へ參けるを、先に行は何者ぞと御尋あり。其時一々名乘て申上ければ、信長公御感ありて御馬を早め給ふと記せり。是は刀根山追打の時の事也。

八月。前田利家、奧村永福を祿す。

〔陳善錄〕

越前國刀根くづれの時云々。其時奧村助右衞門は浪人にて居つるが、首を取候て被參、召なはされ候由御意候事。

〔奧村家譜〕

天正元年八月朝倉義景沒落之時。永福從利家公有軍功。先此永福罷屏居。此行自出竊從。獲首最早。依功謝罪。利家公許之。於是復仕。

八月廿六日。前田利家織田信長に從ひて越前より歸り、再び虎御前山に陣す。

信長公記によるに信長の虎御前山に納馬したるは八月廿六日にして其前に淺井軍に奪はれたること見えず

信長公記によるに淺井長政の生害は二十八日なり

〔三壺記〕

元龜四年八月淺井備前守長政は、小谷の城より人數を催し取て出、虎御前山の城は、信長公より人數を入置被成けるを、淺井人數を取懸て責破り乘取。信長公此由被聞召、多勢を引率し取懸、柴田・前田・丹羽・佐々・青山・不破を先として、もみにもんで責給ふ。

八月廿八日。前田利家、諸將と共に淺井長政を近江小谷城に攻む。是日長政自殺し淺井氏亡ぶ。

〔菅家見聞集〕

天正元年八月廿九日辰の刻淺井備前守切腹。昨日下野守切腹。此時江州淺井の一黨、信長公の爲に悉亡。前田氏・柴田氏・丹羽氏・佐々氏・青山與三右衞門・不破彥三等、淺井長政の小谷の城の先陣たり。

十一月十六日。前田利家諸將と共に、三好左京大夫義繼を河內若江城に攻めて之を亡す。

〔菅家見聞集〕

天正元年十一月信長公被命利家公・佐々氏・丹羽氏・不破彥三・川尻與兵衞、於河內國三好左京

一黨を被亡。
〔三壺記〕
天正元年十一月信長公は御上洛被成、佐々内藏助・前田又左衛門・丹羽五郎左衛門・不破彦三・川尻與兵衛、其外大將共に被仰出、河内國に將軍の御かたき三好一類有之間、何共して討取敎養に報じまゐらせんとて、人數をかりもよふし、三好左京居城を取まきたまひ、大阪並畠山などの押へに、爰はの大將どもをそなへ置、三好をもみにもんでせめ給へば、こらえずして切腹す。

十一月廿四日。前田利家母長齡院歿す。次で荒子觀音寺の塋域に葬る。
〔壬子集錄〕長齡寺書付
天正元癸酉十一月二十四日
長齡妙久大姉　　大納言樣御母樣
大納言樣當寺御建立被仰付、右の御影御位牌御安置被成候。
御影御位牌御座候
閏六月二十日　　能州七尾　長齡寺　徐映判
〔壬子集錄〕奥村家來覺書

大納言様御袋様御名字知不申候。

〔壬子集錄〕　荒子村百姓庄三郎口書

大納言様御兩親様は、天台宗觀音寺の檀那に御座候。御逝去被遊候刻、右之寺に而御送葬被遊候。

天正二年

正月元日。織田信長岐阜城に諸將の賀正を受け、宴を張りて之を饗す。前田利家亦之に與る。

〔三壺記〕

天正二年正月信長公岐阜の城にて、元日の御祝儀三献に及で、諸大名衆の禮を請させ給ひ、其後坐中へ黑漆の箱を一つ取出させ被成、滿座の侍共に是は珍物の肴なり、是に而酒をたべられ候へ、年々各の武功に依て大敵を討取事各の勇力なり、骨折を謝せんため酒をすゝめ申とて、箱の内より金箔にてかためたる首三つ、札をさし、足打に一つ宛のせ並べさせ給ふ。見れば朝倉義景・淺井下野・同備前三人の首也。各是を見るよりも、扨々珍敷御肴を辱奉存候。信長公被仰候は、武功次第に盃をめぐらし、給べ申されよとの御意に付、一番に柴田罷出、其

高畠氏は芳春院なり

御意ならば私先可被下とて、三盃かたふけ、前田利家公へまゐらせければ、取上げて呑れ、秀吉へまゐらせ、それより各々に廻り、大酒盛に成て、天下太平國土安穩をうたひ、君が代は千代に八千代にさゞれ石の岩ほと成てこけのむすまでとうたひ、末世に殘る名をあげたり。目出度かりける有樣なり。

正月。前田利長近侍の士と破魔弓を弄す。

〔壬子集錄〕

一、古肥前守樣犬千代樣と申奉りし時、正月はまま矢被遊候。其時分、私親太夫と申候歲十二、犬千代樣は御歲十三、かけに的を被遊候。御負被成候へば御鼻紙を被下候。御勝被成候へば、太夫の耳を御引被遊候旨、此後常々親咄申候由。

是歲。前田利家の女豪姬生る。母は芳春院なり。

〔前田氏系譜〕

女。名豪。天正二年甲戌生。母高畠氏。太閤養之爲子。嫁備前中納言宇喜多秀家。衆呼備前君。

〔可觀小說〕

安土城下御隣家之時、備前秀家之奥方御誕生之時は、秀吉公御附被成有之候而、男子に而も

女子に而も、我等の子にもらひ候とて、御出生其儘懷中被成て御歸り、後太閤より浮田公に嫁娶被成候。

〔關屋政春古兵談〕

備前秀家の御內室樣御出生の時は、秀吉公御付被成御座候て、男子にても女子にても、我等の子に貰ふとて、御誕生と等しく御懷中被成御歸の由也。

〔陳善錄〕

太閤樣へ、利家公御息女樣、今は備前中納言殿に御座候を、御幼少より御養子にて御座候故云々。

天正三年

五月廿一日。前田利家織田信長に從ひ、三河長篠に戰ふ。

〔村井重頼覺書〕

一、天正三年三州長篠に而、武田勝頼と信長公御合戰之時、三千人之御鐵砲、又左衛門樣・佐々內藏之助殿・福富平左衛門殿三手に御わけ、御下知被仰付御うたせ、其場御仕廻被成候。然る處に、勝頼內惣頭と相見え、弓削左衛門と承申候朱武者猩々皮の袖なしの羽織着、馬をはなれ歩にて通申候を、利家樣御馬にて追懸、御詞御かけ候處に、待請いたして走り向、御馬より御下り

本文村井長頼の事に係る。三十は三十三なるべし

候所を、右の御むかうずね切、深手おはせられ候。村井又兵衛わきに相はたらき有之、其まゝ御そばへ罷越候へば、てきはあれぞと御臥ながら御意を承り、追かけ詞をかはし、太刀打いたし則切かゝ、首を取候。其首信長公御本陣へ御持參被成、右之段具に被仰上候處、無比類御働の旨御感にて、則又兵衛へも骨折之働のしるしに仕候への由信長公御意に而、御具足羽織拜領仕候。又兵衛も甲のまびさしきりわられ、脣に手を負候。右之段度々御咄に相成候を承申候。

〔村井重賴覺書〕

一、天正三年五月に長篠合戰の時手柄、三十の年、信長公より御はおり拜領。

〔陳善錄〕

一、長篠合戰之時、信長公の御鐵炮三千てう之者、利家樣・佐々內藏介・福富平左衞門御下知に付、大納言樣、敵の物頭朱武者罷通候を、御ことば御かけ、御太刀打被成、御むかうずね大なる御きずおはせられ、其時村井豐後追付、川中にて太刀打いたし、彼朱武者の首を取申。其時豐後甲のまびさしきりわられ、餘太刀くちびるにあたり、手おひ申候。其時信長公より御ぐそくはおり拜領仕候。其刻血とまり不申候へば、信長公御手づから御くすり被下、又は福富平左衞門殿、三色草御付候由、大納言樣度々御物語被成候。豐後つねに申候は、こ

一品は前田利家

れも利家樣御かげと申候事。

〔有澤永貞御夜語頭書〕

長篠合戰参州の內なり。天正三年五月廿一日也。長篠の城奧平美作守々之、武田勝賴攻之。家康公・信長公後詰に御出、川の此方新城と云所に御陣をすえられ、大宮・柳田・竹廣三筋の道を勝賴方働來、兩公柵の木三重振て、鐵炮を揃打かけ、御勝利之時の事也。

〔寛永系譜〕

天正三年五月廿一日。信長與武田四郞勝賴。相戰於三州長篠。時有鐵炮三千挺。利家・佐々內藏助・福富平左衞門尉・塙九郞左衞門尉・野々村三十郞。相替奉行而下知之。利家當番之時。與敵物頭通言語。短兵急接。右脚被疵。信長感此時之勇。

〔利家公御武功覺書〕

一、天正三年乙亥五月廿一日也。武田四郞勝賴數萬騎を引率參州長篠へ出張し、先家康公より被居置し奧平九八郞が城を圍ける。依之家康公より岐阜へ注進有り。幕下早速五萬餘騎を引率し、長篠に至て家康公と評議有て、備々を堅固に守らせ、小松原のかげ味方の陣の前に、一夜の內に柵を付させ、其內に三千挺の鐵炮を備、敵近く寄來らば見合、下知を加へ可打立と、一品並に佐々成政・福富平左衞門・塙九郞左衞門・野々村三十郞、此五人にこそはのたまひ

けり。あんの如く敵備を不亂、しづ〱と押來る所を、彼五人替々驅廻下知して、一度に千挺充放懸る。先に柵の有をも不知して、行懸り引んとすれども、あとより味方の大勢押來ればゝ、不叶して途方をうしなひ、働事も不成して、居ながら討倒さるゝ者幾百千と云數を不知。然ども强將剛兵なればゝ、少しもたゞよふ事もなく、入替々々懸りける。此時一品は鐵炮を下知して打せらるゝ所に、急に進敵有。幸に鑓を入て能時なりと、鑓おつとり驅合、敵の大將と辭をかはせ鑓を合す。敵兵是を見て大將を擒せじと、大勢突懸ける間、一品の腕に疵をかうむり給。然ども其場を突崩、猛勢を追立給。依之大軍靡立て、惣敗軍せり。幕下此時一品の疵を見給ひ、鑓場をも見給て、彼勇武を甚感じ、大に賞美し給と也。

〔村井家譜〕

天正三年五月三州長篠合戰武田勝頼敗軍之後、利家公其場御退なく、御自身之御働を御心懸有り。時に勝頼弓之將弓削某、朱之鎧猩々皮之羽織を着して退く。利家公追懸らる。弓削立歸り遮て、右之御膝下を切る。其疵深くして、進退御心に任せられず。弓削退かんとする時、長頼見之、村井爰に有と名を顯して追之、太刀擊して其首を取、則從利家公信長公に被獻。信長公甚感之、着し給ふ處の御具足羽織を脫、手自賜之。傳へて家に有り。弓削が打つ所の太刀、長頼が兜鍪之眉庇を割り、殘刀脣を切て血不止。信長公血止薬を賜ふ。福富平左衞門

其方は前田利長を指す

永福は奥村氏

三色草を貼して血止る。

〔高徳公御遺誡〕

井村豐後云々。長篠合戰之刻は、我等目前にて致太刀打、名有者之首を取候。此義常々其方へも物語申候。

〔奥村家譜〕

此時永福。從利家公合鎗。

八月十五日。前田利家織田信長に從ひて發し、越前の賊を討ち、遂に進みて加賀に入る。

〔加越鬪諍記〕

天正三年信長公、越前一揆征伐せんとて、八月十五日諸手一度に打立云々。大坊主一揆等山林峰森に隱れ居る事有べし。搜出し可討罰と、信長公の下知に依て云々。大野郡宅良・三尾・河内へは、前田・佐々・瀧川・武藤・桑原黨・酒井黨を大將として三萬五千餘騎、土橋附近に相向。惣て此軍勢は無躰無道に押通れば、民屋は不及云、神社佛閣までも燒拂へば、草木の一本も無く成にける云々。斯て諸軍勢加州へ打入、今湊川を境放火し、亂妨苅田して、大正持・津葉の城を構、別喜・堀江を城主として、諸卒頓て歸陣せり。

前揭加越闘諍記と日附一致せず

〔前田創業記〕
天正三年八月。信長爲鎮越前國一揆蜂起。率數萬人進發越前。割數城。一揆巨魁筑後坊敗走。公及佐々成政・瀧川一益。擊一揆軍於士橋。大破之。越前悉平。

〔越前誌〕
天正三年八月十二日織田氏軍數十萬、近江・若狹の兩道より入て賊徒を征伐す云々。其九月織田氏豐原の坊舍を燒き、（豐原下間に屬する故也。）瀧川・佐々・前田・武藤等に命じて、國中の神社佛宇の燼餘を燒て是を盡す。本願寺より置所の郡司皆戰死す。

九月廿三日。前田利家越前府中に封ぜられ、三萬三千石を食む。

〔陳善錄〕
信長公は御奉公に、御年十四の年御出候て、初五十貫被下、其後御加增候て百五十貫に成、又森部合戰之後は御加增被下四百五十貫、其後は舍兄藏人殿之跡目を被下、合貳千四百五十貫に成、其後越前府中三萬三千三百石被下云々、常に御意の事。

〔壬寅妄志〕
信長公より、天正三乙亥九月廿三日越前府中拾萬石を、高德公・佐々內藏助・不破河內守三人に給り、三萬石餘御拜領。

〔信長朱印狀〕

越前國之儀多分柴田令覺悟候。兩三人をば柴田爲目附兩郡申付置候條、善惡之趣を無私曲可申越。又兩三人覺悟之善惡をば柴田方より可告越候。互に磨合候樣に分別專一候。於用捨者可爲曲事者也。

天正三年九月　日　印(信長)

不破河內守どの

佐々內藏助どの

前田又左衛門尉どの

〔壬子集錄〕　大西金右衛門覺書

一、越前府中に而　四萬石　大納言樣

同　佐々內藏助

同　不破河內守

大納言樣府中へ御座候儀は、信長樣より御拜領に而御座候。其後能登一圓、太閤樣より大納言樣御拜領被成候也。

〔壬子集錄〕　脇田富田覺書

本文各四萬石を領すとせるは非なるべし

越前府中之城利家拜領に付、荒子之城上る。

是歲、前田利家配下の將士漸次越前府中に移り住す。

〔陳善錄〕

越前府中利家樣三萬三千三百石御取被成候刻、御知行割。後大名に皆々成被申候衆之覺。

一、千石　前田五郎兵衞　一、千石　前田右近　一、千石　青山與三

一、八百石　高畠孫十郎　一、四百五十石　村井又兵衞　一、二百五十石　近藤善右衞門

一、百七十石　奧村助右衞門　一、百五十石　篠原勘六　一、百石　富田與六郎

一、八十石　片山内膳　一、八十石　岡島喜三郎　一、七十石　岡田長右衞門

一、百五十石　原田又左衞門　一、七十石　北村作内　一、七十石　木村久三郎

右大名に後成申候衆書付申候。

一、二百廿石　小塚藤右衞門　一、百八十石　木村三藏　一、百五十石　富田與五郎

此三人は柳ヶ瀨にて討死之由御意。

殿樣越前府中にての比御傍に小々姓に而被召仕候衆、篠原勘六・富田與六郎・木村久三郎・北村作内、彼等御身近く、勘六は御もつ之由。能登御拜領、其時分右衆は中小姓に成云々。

〔三壺記〕

越前之內大野郡三歩一を金森五郎八、三ケ一原彥二郎、府中拾萬石之所を前田利家・不破彥三・佐々內藏助三人拜領被仰付、敦賀郡を武藤宗右衞門、殘る所越前一國柴田修理勝家云々。府中三人の大將衆は十萬石領分割付被仰付、面々に家禮のものども作事を營み住居けり。中にも前田利家公の御家禮の內、御一家之人々前田五郎兵衞殿・同孫右衞門殿・同右近太夫殿・高畠孫十郎殿何も千石宛、奧村助右衞門・村井又兵衞・片山內膳・篠原勘六・岡島喜六郞・北村作內・青山與三・近藤善右衞門・原田又右衞門・富田與六郎・同與五郎・岡田長右衞門・木村久三郎・木村三藏・小塚藤右衞門・中川武藏・前田左馬・大音藤藏・荒木善太夫・山崎彥右衞門・同庄兵衞・吉田數馬・三輪作藏・姉崎勘右衞門・脇田善左衞門、其外追々に新參候もの共數多に成り、侍の立身すべき世なりとて、何も賴母敷高名せん事を心懸し人々なり。果して後々は其名を顯し、大身に成人々多かりけり。

〔考據摘錄〕　湯淺進良兵卒秩祿考

御先筒頭田邊判五兵衞組足輕大屋彥太郎由緒中に云、玄々祖父大屋九郎右衞門、高德院樣御代越前府中に而、御鐵炮之者五十人外小頭五人被召抱、小塚藤右衞門は御預、則九郎右衞門小頭被仰付。右五十五人は御知行貳千三百六拾石、越前於本保村被下。小頭には七拾石宛被下、五人に而三百五拾石、裁許之者五拾人は貳千拾石、壹人に四拾石貳斗宛被下置、度々御

昌披問答一本には北村作內を八兵衛先祖とあり

陣御供仕。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

所謂此時よりの從ふ輩は、前田五郎兵衛安勝君國祖の貴兄千石。同右近秀繼君國祖の貴弟千石。青山與三千石、將監祖。高畠孫十郎五郎兵衛祖八百石。村井又兵衛二百五十石又兵衛祖。近藤善右衛門二百石、嫡流は富山甲斐祖、本藩の新左衛門は二男家なり。奥村助右衛門百石、河内守祖。篠原勘六百三十石賴母祖。片山內膳八十石、後號伊賀、慶長四年殺害を命し家斷。富田與六郎百石權佐祖。岡島喜三郎百石、此末孫本貫は享保九年圓次郎にて絕ゆ。今の市郎兵衛家は嫡家なれども配分知也。岡田長右衛門八十石求馬祖。原田又右衛門百二十石。北村作內七十石、昌披問答に新七先祖、後宗甫と云とあり。左れば作內は三郎左衛門の初名にて、今の三郎左衛門祖也。木村久三郎七拾石、昌披問答に新七祖とあり。されば土佐守の初名にて、今の義太夫先祖也。又此久三郎を、有澤永貞頭書の亞相公夜話錄には、森久三郎とも、又丹羽久三郎ともあり。然れども森・丹羽の先祖に久三郎見えず。小塚藤右衛門二百二十石。同藤十郎淡路の初名並に織部祖。木村三藏百八十石義太夫祖也。家譜甚だ疎鹵三藏柳瀨にて討死は無紛事なるを、土佐守の初名となす甚だ誤れり。按ずるに三藏は土佐守の兄弟などにてもありしなるへし。富田與五郎百五十石、與六郎養兒。此十八人は亞相夜話錄に載する府中衆也。是に吉田孫兵衛百石。八郎太夫祖。同長藏百五十石、孫兵衛子。を加へ、府中二十人衆と號する事昌披問答に見ゆ。按ろに昌披問答に載する名井に祿高是と不同あり。今村井長明筆記を本とし從之。此外前田孫左衛門利好君安勝君男。中川清六清六郎祖。前田與十郎伊勢守祖。大音藤藏帶刀祖。橫山半喜山城祖。荒木善太夫五左衛門祖。但し家譜天正十七年より筵仕となすは、疑くは家譜の誤ならん。山崎庄兵衛伊織祖。同彥右衛門鋹助祖。三輪志摩釆男祖。姉崎勘右衛門勘兵衛祖。千秋主殿助次郎吉祖。有賀秦六清右衛門祖。笠間與七郎此胤與三兵衛に至て享和元年七月絕。千秋喜兵衛主殿助弟。齋藤忠左衛門一作治郎兵衛金十郎祖。森太左衛門小十郎祖。九里甚左衛門覺右衛門祖。脇田兵部源左衛門祖。出野金左衛門左兵衛祖。青木善四郎左仲祖。野村七兵衛伊太郎祖。今村藤九郎藤九郎祖。杉本四郎右衛門嫡流は覺丞の

時絶す、孫六は四男の末流。同作左衛門幡兵衛祖。渡部彦左衛門三輪吉平祖。川緣彌左衛門此胤不詳、安永十年斷絶の川緣宇左衛門の祖にもあらず。野村六左衛門瀬兵衛祖。齋藤久右衛門此胤寛政二年兵三郎出奔斷絶。水上三丞助三郎祖。山本傳次郎左次馬祖。中村常吉勘兵衛祖。前波加右衛門嫡流は義兵衛に至て明和に斷絶、今の長三郎家は加右衛門二男の流。奥田庄左衛門金太夫祖。大村右文助七郎左衛門祖。隱岐治郎左衛門江州佐々木近江守の臣隱岐右近の子也、府中にて高德公に仕へ二百石、後八王寺にて討死、此四世の孫市郎兵衛享保五年自殺家絶。和田善兵衛左平祖。河村五右衛門此胤源五郎に至て夭し、遺知三の一にて、家斷絶。河北彌左衛門此胤富十郎に至て、安永十年夭し遺知三の一にして、家絶す。田邊將監五郎左衛門祖。田内清右衛門宗太夫祖。長田彌右衛門此胤作左衛門に至て安永八年絶。半井新藏人用左衛門祖。加藤宗兵衛弓吉祖。三輪藤兵衛仙太夫祖。青木四郎兵衛是より四世の孫八郎まで青木を稱す。此子九八郎大野清左衛門知行相續す、大野は今の太郎左衛門祖。氏家彌三八郎兵衛祖。井口茂兵衛勇次郎祖。野々村庄八末孫勘左衛門にて寛文九年谷市十郎と爭傳斷絶す。久津見十兵衛甚兵衛祖。澤村伊右衛門甚右衛門祖本姓佐藤。進藤三助百八十石、後前田安壽君へ附らる、今此末孫なし。岡田兵內五左衛門祖。杉江丹後長八郎祖也、兵助父。唐人民部眞田佐次兵衛祖、眞田勘解由の父。松原金太夫二百石、大坂冬陣にも從ふ、是より五世の孫兵助の時、正德三年流刑斷絶す。渡邊左衛門黑坂左兵衛祖。中村十右衛門直記祖。をも府中衆とあり。此餘本藩諸士系譜を査考するに、府中よりの從臣と書する家甚だ多し。枚擧するに遑あらず。然れども舊記に連名して、古へ府中衆と云の目は、茲に載する者に限るなれば、其他は姑く缺く。後の君子諸家に就て其世貫譜籍を正し、之を追補する者ならば、又後證の一助たらん。

〔菅君雜録〕

九月二日云々、荒子より御一族御家人此所へ追々移り玉ふ。於之御一族御家人賜所知。

御家人給知之覺

一、前田五郎兵衛安勝 千石後二萬石
一、前田右近秀繼 千石後壹萬三千石
一、奥村助右衛門永福 百石後壹萬石改伊豫守
一、片山内膳延高 八十石後壹萬三千石改伊賀
一、岡嶋喜三郎一吉 八十石後壹萬千七百五十石、改備中
一、青山與三吉次 千石後壹萬七千石改佐渡
一、原田又右衛門 百二十石
一、富田與六郎景家 百石後五千石改治部左衛門
一、木村久三郎 七十石後八千石、改三郎兵衛又土佐
一、小塚藤右衛門秀正 二百二十石後九千石餘改淡路
一、山森伊織 百石
一、前田與十郎長種 領不知後貳萬石、改對馬守、入道而源峯
一、三輪作藏長好 二百五十石
一、姉崎勘右衛門 領不知
一、同 孫左衛門良繼 千石後改播磨守利好
一、高畠孫十郎定吉 八百石後壹萬七千石改石見守
一、村井又兵衛長賴 二百五十石後壹萬七千石改豐後守
一、篠原勘六一孝 百三十石後壹萬七千石改肥前守又出羽守
一、北村作内 七十石
一、近藤善右衛門 貳百石後壹萬三千石改大和
一、富田與五郎景勝 百五十石後改吉右衛門
一、岡田長右衛門 七十石後七千石
一、木村三藏 百八十石
一、中川清六光重 貳百石後壹萬三千石、改武藏守、入道而宗半
一、吉田孫兵衛 百石
一、大音藤藏 領不知後千五百石改主馬
一、荒木善太夫 領不知

右之外朝倉・淺井の家士山崎庄兵衛・齋藤・小林・脇田・福岡抔、此時賜小祿被召抱と云へり。

〔金澤古蹟志〕

元祿十四年參議中將綱紀卿、藩祖利家卿の時より奉仕する足輕小者穿鑿し給ふに依て取調書に、岩崎彥助の曾祖父七右衛門者、越前府中に於而御草履取に召抱られたり。又伊關權左衛門の曾祖父彥助は、越前府中に於而御鑓持に召抱らる。又森久兵衛の曾祖父喜右衛門は、御長刀持に召抱られ、御小人小頭に命ぜられたるよし記載す。是三十人御手廻者の起本と云へり。故に其子孫は皆足輕組に立身命ぜられしと聞ゆ。

〔越前屋文書〕

由緒書

一、先祖（生國越前府中西片喜右衛門与申候）越前屋空遍

高德院樣越前府中被爲遊御座候時分、被爲御仰付每度御前ゟ被爲召出、御咄之御伽に罷在候。其後府中より御當地ゟ御入國之節、空遍並せがれ喜右衛門・次男孫兵衛父子三人共に被爲召連、御當地奥村主稅殿只今之御屋敷に、居屋敷被下住居仕候。當地ゟ罷越候而も、每度御前ゟ被召出御料理被下、空遍宅ゟ折々被爲御腰懸候內、商賣仕候酒指上申候所に、應御意御自筆之御書頂戴仕候。天正十三年八月朔日病死仕候。

長九郎左衞門は鏑木賴信の誤

八月八日。前田利家諸將と共に出陣し、加賀に赴きて上杉輝虎を拒がんとす。後戰はずして歸る。

〔信長公記〕

八月八日柴田修理亮大將として、北國へ御人數被出候。瀧川左近・羽柴筑前守・惟住五郎左衞門・齋藤新五・氏家左京亮・伊賀伊賀守・稻葉伊豫・不破河内守・前田又左衞門・佐々内藏介・原彥二郎・金森五郎八・若狹衆賀州へ亂入、湊川・手取川打越、小松村・本折村・阿多賀・富樫所々燒拂、在陣也。

十月三日。北國表の諸勢歸陣也。

〔前田安太夫記〕

信長天下の執權として、畿内近國を攻なびけ、元龜の末つかた信長越前に發向して、朝倉左金吾義景を攻亡し、越前は不及申、加州迄手を延られしが、天正五年の頃より信長と上杉輝虎入道謙信と取合起り、謙信加州に亂入して、信長方にて松任に立籠る長九郎左衞門尉を責つぶし、手取川をさかうて信長衆と度々せり合有て、已に上方へ對してのぼらんとしたまふ

城主長は鏑木の誤

が、俄に病死せられける。此長九郎左衛門は能州にてうたれし長對馬守が弟成しが、遊佐温井と中違て、信長の手に屬、松任に居城せしとかや。信長公則加州をおさめ、其後退治のため、柴田修理亮・佐々内藏助成政・前田又左衛門尉利家・佐久間玄蕃・德山五兵衛を遣して、景勝謙信養子也。初は喜平次、後に米澤中納言と號す。持の城々を攻取也。

〔菅家見聞集〕

天正五年九月越後謙信出馬、加州石川郡松任之城主長を取詰る。依之信長爲後詰、柴田修理・佐久間玄蕃・丹羽五郎左衛門・長谷川竹・羽柴筑前守・德山五兵衛・大楸の卜全・瀧川伊豫・利家公以下、都合四萬八千、手取川の北迄後詰なり。然共謙信松任之城を攻落し、城主の首を取。依之信長公之勢越前迄引上る。

〔長家譜〕

二十一代九郎左衛門連龍。實長對馬守續連三男、幼年之節禪宗臨濟派之沙門に罷成、號宗顓、於能州熊木定蓮寺勤學、後同國池崎孝恩寺致住職云々。天正五年閏七月上杉謙信重而發向能州、依之兄綱連與郡を引拂、七尾へ引取籠城云々。然處國主畠山義春卒去、城内の將卒勢氣を失に付、綱連援兵之義信長へ爲上聞、孝恩寺自七尾乘船、海上を經江州安土へ致參向、以菅屋九右衛門長賴委曲及言上。然處信長公、東南之敵方御手遣之義に付事及遲々故、再往孝

鐘ヶ崎は金ヶ崎の誤

恩寺及言上處、依之爲援兵、同九月下旬高德公・秀吉公 柴田修理亮勝家等、其勢四萬餘出軍、孝恩寺共に發安土、十月上旬先陣既加州水島に着陣之處、物見走來七尾落城と見え、長家一族之首之由にて倉部濱に梟之。謙信者松任に在陣之由告之。依て諸將評議有之、梟首之實否孝恩寺可見屆旨に付、則罷越見屆罷歸、向諸將、作首を掛置欺諸將謀計と相見え候。長家一族之首にては無之旨申演、其夜潜に秀吉公・柴田勝家之趣陣所、實は父兄を初一族之首に御座候、前に實を述候得ば恐諸勢之氣撓、僞言を申候。七尾落城疑無之、謙信當國に出張之由相聞候間、是より被進兵被遂御一戰、父兄之仇を被討亡候樣致歎願候處、七尾落城之上は、信長公御下知無之ては、難決一戰之旨各評定有之、自水島歸陣に付、孝恩寺不能是非抑愁憤、掛置候首を取收、共に安土へ致歸參、起義兵父兄之仇を報度旨、重て信長公へ願候處、段々懇命有而、可致還俗旨被命、於營中饗應、近侍中村彌傳次相伴被命、且助勢之義柴田勝家へ被命云々。

〔有澤永貞古兵談殘嚢錄〕

秀吉公鐘ヶ崎に望て殘り給ふは、天正五年長家後詰のため、柴田勝家加州の松任迄下らるゝに同じて下りたれば、長家の首五十餘掛ならべたり。如庵に尋るに、長家の者の首は一つも不見と被申。其夜に勝家の陣へ行て、先刻申候長家の親類の首一つも不殘御座候へども、人

の間前にては如何と不申入候と有之。勝家如何可有之やと相談のとき、一言も詞を出す者無之。其時秀吉公末座より出で、只御引取可然と被仰しと也。扨諸勢は其詞不出前より敗れたり、此退口の發言もある事なれば、彌强て鐘ヶ崎に殘り給ふと。

是歲。前田利家の女與免姬生る、母は芳春院。

〔前田氏系譜〕

女。名與免。天正五年丁丑生。母高畠氏。嫁淺野左京大夫幸長。

天正六年

十一月九日。前田利家織田信長に從ひて、荒木村重の攝津高槻城討伐の爲に出陣す。

〔信長公記〕

十一月九日信長公攝州表御馬を被出。其日山崎御陣取、次日瀧川左近・惟任日向守・惟住五郎左衛門・蜂屋兵庫頭・氏家左京亮・伊賀伊賀守・稻葉伊豫、芥川・糠塚・太田村・獵師川邊に陣取、御敵城茨木之陣へ差向。大田之郷北の山に御取出之御普請被申付候。中將信忠・北畠信雄卿・織田上野守・神戸三七信孝・越前衆 不破彥三・前田 又左衛門・佐々 內藏佐・原彥次郎・金森五郎

八・日根野備中・日根野彌治右衛門罷立、攝津國天神之馬場に御陣を懸られ、高槻へ差向、天神山御取出之御普請被申付。

〔菅家見聞集〕

天正六年十月攝州高槻の城主荒木攝津守謀反、信長公の爲に悉滅亡。此時同國茨木の城主高山右近降參、依て茨木の城へ利家公・佐々成政・金森五郎八を暫入置給ふ。

〔三壺記〕

茨木の城は前田又左衛門・佐々内藏助・金森五郎八を入置給ひ、郡山へ御本陣をすえられ、高山御目見申上る處に、吉則の刀に鹿毛の馬を被下、芥川一郡を高山右近へ被下。夫より茨木の城に置給ふ者を惣持寺の城へ移らせ、茨木の城へ伊勢の人數を入させらる。

是歳。前田利家の子利政生る。母は芳春院。

〔前田氏系譜〕

利正。正或作政。直躬家譜利正手書以正字云。天正六年戊寅生。母高畠氏。以上年譜備考。〇壬子集錄。前田直之咨于綱紀書。寛永十年卒五十六歲。且誕歲月及拜能登守不傳云々。〇直躬家譜曰。利正元龜二年生。寛永十年卒。六十三歲矣。〇元龜二年生不審。利正文祿四年於聚樂邸患疱瘡。于時年十八云々。然則天正六年生必矣。〇菅見見聞集。元龜二年生尾州。恐非。幼名又若、後孫四郎。稱羽柴氏。

〔壬子集錄〕

生母は隆興院なり

りうこうは隆興院

然ば利致名之義、被御尋候之由奉得其意候。御紙面之通童名者又若、其已後は孫四郎と申候由承候。右兩樣之間に付申名は、曾承不申候。能登守と被申候も、是又終承及不申候。勿論判形之物所持不仕候。

七月七日　　　　　　　　　前田三郎右衞門　判

横山志摩樣　御報

是歲。前田利家の女菊姬生る。母は隆興院。

〔前田氏系譜〕

女。名菊。天正六年戊寅生。幼而太閤育之爲子。十二年甲申八月二十一日夭于京師。于時七歲。葬於江州坂本西敎寺。號金溪空玉。生母與摸知姬同。

〔續漸得雜記〕

一、高德公第十公女菊姬君之御事。天正六年月日不知御誕生、御生母は笠間氏、初秀吉公之爲に育せらる。金澤西方寺記曰、於上方御出生。其頃大津責人西川孫右衞門重元に御預置れ、御生育あり。重元は北國筋唐物問屋とあり。當時子孫西川屋彌藏と稱し、大津に居住すと云。

〔前田家譜〕　笠間半七郎母の文

りうこうはゝには御子樣御五人樣御ざ候とうけ給申候。わか子樣はほどなく御せいきやうあそばし候とうけ給申候。御ひめ樣御一人樣のうち、御あね君樣御きく樣と申は、大かう樣の

御やうしにあそばし、御七つにて御せいきやうあそばし候。今御一人樣は、御ぼち樣にて御ざ候。御としはたゞ今まで御そくさい樣に御ざなされ候へば、七十八にならせられ候。御たんじやう月は九月にて御ざ候とうけ給申候。御たんじやう日はおぼえ不申候。御せいきやうは御二十にて、六月二十四日にて御ざ候。

九月の說確かならず

きしの樣　　　　　半七郎母
おりわ樣　參

かさねて御きく樣御せいきやう月日、御たづね下され候へ共、かつておぼえ不申候。御なは御きく樣と申よし、つねぐ\りうこう物がたりにてうけ給申候。つぎにりうこうわか子いわと申候。

いわは岩姬
一名模智姬
又保智姬

きしの樣　　　　　半七郎母
おりわ樣　御返事人々申給へ

天正七年

三月七日。前田利家織田信長に從ひて攝津伊丹附近に陣す。

〔信長公記〕
三月七日信長公古池田に至而御陣を居させられ、諸卒は伊丹四方に陣取。越前衆不破・前田・

佐々・原・金森、是等も參陣也。

四月八日。前田利家織田信長に從ひて播磨に出陣す。

〔信長公記〕

四月八日。播州へ御人數被出、越前衆不破・前田・佐々・原・金森・織田七兵衛信澄・堀久太郎。

十二月十六日。前田利家荒木村重一族の京師六條磧に戮せらるゝを監す。

〔信長公記〕

十二月十六日。荒木一類之者都にて可被成御成敗之旨被仰出云々。御奉行越前衆不破・前田・佐々・原・金森五人。

〔織田信長譜〕

天正七年九月荒木攝津守。密出伊丹城。逃入尼崎城。信長入洛直伺攝州云々。既而信長進到池田。赴伊丹附城。以慰諸將行賞。而後歸洛。十月瀧川一益攻伊丹城云々。十一月城代荒木久左衛門乞降曰。願往尼崎。說攝津守。可献尼崎・花熊兩城。然則赦父母妻子之死。一益許之。久左衛門避伊丹城而赴尼崎。織田七兵衛信澄入伊丹城守之。攝津守在尼崎城。聞之閉城

門而不納。久左衛門亡跡而逃去。信長命一益・長秀及蜂屋兵庫頭。以捕伊丹城兵之妻子百二十二人。而磔之於尼崎七本松。使尼崎城兵見之。十二月信長捕荒木一族及其妻子若干人。使之乘車。（一輛載兩人。）以狗於洛中悉斬之。佐々內藏助・前田又左衛門・金森五郎八・不破河內守・原彥次郎奉行之。

天正八年

五月七日。前田利家の女千代姫生る。母は芳春院なり。

（與免姫の生誕は天正五年にして千代姫と双生にあらず）

〔前田氏系譜〕

女。名千代。天正八年庚辰五月七日生。母高畠氏。（或千代姫與免姫生誕年月日同云々。未詳爲同母如之何。）嫁細川與市郎忠隆。慶長五年有故爲所出。因還于加州。再嫁臣村井出雲長次。而後長次歿。於是改稱春香院。

〔壬子集錄〕　陰陽師吉田右衛門覺書

春好院樣庚辰五月七日生。

〔壬子集錄〕　橫山志摩覺書

一、春好院樣こ御よおさまは、一度に御出生之由。

〔壬子集錄〕　香壽院覺書

一、春好院樣、庚辰五月七日生。

〔壬子集録〕 香壽院文

しゆかういんさまは御ちよさまと申候。六十二にて十一月廿日に御しきやうにて御ざ候。

しゆかういんは春好院

六月廿五日　前田利家羽柴秀吉に副として發し、因幡鳥取城を攻む

〔信長公記〕

六月廿五日、羽柴筑前守秀吉中國へ出勢、打立人數二萬餘騎。

〔菅家見聞集〕

六月廿五日利家公秀吉公に隨、因幡國鳥取之城を攻給ふ。十一月廿五日之朝落城す。是信長公命に依て也。籠城は吉川式部少・森下出羽入道・子中村對馬也。

六月廿五日は出陣の日なるべく、十一月は十月なるべし

〔漸得雜記〕

因州鳥取城を天正九年攻給ふ。十一月廿五日の朝落城す。信長公の命によりて、利家公も秀吉公に從ひ、今年六月廿五日より此城の寄手の中に御座有之也。六月廿五日・十一月廿五日共にふしぎなり、なほ可考也。

九年は八年、十一月は十月なるべし

天正九年

二月廿八日。前田利家、織田信長に從ひて禁裏の馬揃に參加す

〔信長公記〕

二月廿八日。五畿內隣國之大名小名御家人を被召寄、駿馬を集於天下、御馬揃聖王へ被備御叡覽訖。中略御馬場入之次第、一番に惟住五郎左衛門尉長秀。中略越前衆柴田修理亮・同伊賀・柴田三左衛門・不破河內守・前田又左衛門・金森五郎八・原彥次郎・御弓衆百人、頓而御先を平井久右衛門・中野又兵衛兩人、二手に分而二段に參り候也。

三月。前田利家織田信長の命を奉じて、上杉景勝の兵を擊退せんが爲越中に出陣す。

小井手は小出

〔信長公記〕

三月十五日朝、松原町御馬場に而御馬めさせられ候越中衆、何れも御禮被申、一々加御詞添次第也。爰に而長尾喜平次越中へ罷出、小井手之城取卷之趣言上之處、則爲先勢越前衆不破・前田・原・金森・柴田修理人數、不移時可致出勢之旨被仰出、各御暇被下、夜を日に繼、越中に至而着陣候き。

三月。前田利家、菅屋長賴等と共に織田信長の命を受け、能登の國事を治む。

〔前田創業記〕

本文温井備中等の信長に降りたるは天正八年なるも、利家等の能州に入りたるは九年三月以降なり

原隱岐守の能登を治せしこと諸書に見えず

本文前田利家の事に係る、池水は井水なるべし

天正八年庚辰。能州之主温井備中景隆・三宅備後長盛。恐懼長九郎左衛門連龍武威。而謝累年之不義。献能州而請事於信長。因是信長使公及菅屋九右衛門長頼・福富平左衛門。主能州之政務。因公居飯山。後居菅原。菅屋長頼居七尾。福富居富木。匡正國中定法式。

〔聞見雜錄〕

謙信より七尾の城代として、越後の住人鰺坂備中に、越中の住人轡田肥後・長澤筑前を御添、右三人を七尾の城代に置、並國侍に先知の十ヶ一宛を遣し、右三人の與力になし、昔の寺屋舗に置。六七年を經て、國侍同事に謀叛を發し云々。鰺坂備中ははなはこらえて本丸に有しを、國侍日比の情を勘して扱をなし、先知の十分一を遣し、麓におろし、本丸に入替つて前後三年國を治る。其後信長公より菅屋九右衛門を大將として、前田又左衛門殿・原隱岐守・不破彥三、右四人此州へ打入給ふ。菅屋九右衛門は、信長よりの御意を披露して國侍に云付、遊佐美作守・其弟伊丹・同名遊佐長門守・郎等四人、已上七人を討捕、其首あづちへ送云々。

〔古老紀談〕

當國へ御入被成刻、飯山より四町程西方に、大惠寺と申寺屋敷を御見立、御普請被仰付候。此に池水無之故、菅原へ御歸り、亦御馬立申候。それより七尾本城へ御入被成候。

〔温故集錄〕

羽咋郡邑知院飯山村。此村往古大成林山に而、山犬多有之、往來も不自由に付、其後林伐絶し村立出來、犬の山村与申由候申傳候。何頃より飯山村与書替り申候哉、相知不申候。正保・寛文・貞享高辻帳に飯山村与御座候。

右飯山村は七尾往來の驛宿にて、子浦と高畠との間なる驛なり。正保四年幕府へ進達の繪圖に指添たる三州道程書上帳に、中川村より飯山町まで拾六町十二間、飯山町より四柳村まで三十一町四十八間とありて、飯山町と載たり。

元祿十五年二月、里正千代町村七郎右衞門書付に、飯山村之義昔年より飯山町与唱申義承傳無御座、農民迄に而家居は町立に罷在候へ共、町年寄・町肝煎と申義傳無御座、唯今家數百拾七軒御座候。

寛文十年村御印にも、飯山村与被爲下候とあり。按ずるに北陸七國志に、天正八年前田又左衞門利家に、能州の國政を執行はすべしとて、菅屋九右衞門長頼・福富平左衞門行清兩人を相添へ差遣さる。其より利家は能州飯山の城に居り、菅屋は七尾城、福富は富木に居て、國中の政事を執行ひけると。前田創業記にも、于時公居飯山後居菅原とあり。されば飯山は高德公入部の初に居給ふ地なるにより、昔は飯山町とも呼びたるならんか。但し今此地に城跡もなく、館跡と云傳ふる遺蹟もなし。延寶五年酒井永光寺の訴訟狀に、大納言樣能州御入國

本文八月十七日の條にあり

八年は九年の誤、府中は越前のなり

の時、永光寺近邊千代町村大護寺に御越年被遊と記載し、古老紀談に大納言樣當國へ御入被成刻、飯山より四町程西方、大恵寺と申寺屋敷を御見立、御普請被仰付處に、池水無之故、菅原へ御歸り御馬立申されり。畠山記にも、公能州に入らせ、飯山より四町計離れて、大光寺と云寺地に普請を命ずといへども、井水不清故に、菅原に轉ぜらるると。按に大護寺・大恵寺・大光寺並に同寺なるべし。三州志に、世說飯山館といひなすは、菅原の事にて、菅原と飯山村並なるが故に、爾く唱ふるならんと云へり。

八月十七日。前田利家能登一國に封ぜらる。

〔信長公記〕

能登國四郡前田又左衛門被下、忝次第也。今度能登・越中城々、菅屋九右衛門御奉行にて悉破却申付、安土至而罷歸候。

〔村井長時筆記〕

同八年能登一國御拜領、七尾城へ府中より御移被成由。

〔袂　草〕

天正九年己巳年信長公より能登國を賜、七尾に居城、于時四十二歲。但四十四歲歟

〔續本朝通鑑〕

井河は飯川なるべし

信長賜能登國於前田利家云々。而命菅谷氏悉壞能登・越中諸城。

〔能州鵜飼妙嚴寺由來書〕

高德院樣能州御下向被成候刻、先祖祐忍御迎に、能登郡井河迄罷出御目見仕候。就其最前所所御合戰之刻御用等相勤申所に、彌御尋之上を以、被爲聞召上、則珠洲郡御廻被成候節、先祖祐忍新造御所建請待仕、捧御一献申候處、御盃被下今以所持仕候事。

〔北陸七國志〕

前田又左衞門尉利家能州七尾に移り住し、國政を執行はれけるが、放鷹して所々に至り、民の貧苦を問ひ、德を以て撫育せられしかば、國中大に悅服し、其德になつき從ひけり。其頃或人利家に告けるは、頃年不思議の異人候が、此七尾に來り住し候が、能天地を禱祈し、人の諸願を叶へ候。其言ふ所巧にして、妻子もなく、其生所も知らず、其年も知る人なし。常に自ら戲れて百歲と申候。國中の諸人是を信仰し、種々の者を送り候ゆゑ、只今は金銀衣食に飽滿候と云ふ。利家聞玉ひ、早く其者に逢ふべしとて、彼者を召出され、已には是妖怪國賊なりとて、死罪にぞ行れける。是眞實の道者にあらず、能く僉議し玉ふに、利家の兼而察し玉ひしに違はず、果して耶蘇宗門の徒なりけり。去れば前田又左衞門利家、仁を以て諸士をなつけ、德を以て民を憐まれければ、國中の諸士民百姓に至るまで、歸服せしこそ聞えし。

〔菅君雜錄〕

利家公移七尾城、國中の貧乏の徒其多少を問ひ、國制を嚴重に被撫育。仍て國民安堵し、國中泰平也。温井・三宅野心有と云へども、公の剛勇に難敵、謝罪の上住す。然ども終には亡命せられんと、夜逃して往越後。公聞召、是國賊也可誅物をと甚御不快也。

此年利家公、所々御鷹野として御順見、百姓野人に寄て貧苦を問ひ、每度順見あり。或時所の長者百姓語て云、近年不思議の異人七尾に來り住居す。天地を禱て諸願を叶ふ、其云處巧にして妻子もなく、何國より來り、又其年を知人なし。我常に戲て百歳と云。諸人信仰し、種々の物を送て、金銀衣食飽滿すと申上る。公聞召、早く呼來れ。則其者を呼來る。一二問玉ふに甚不分明也。公汝は妖怪國賊也、早く首を打つべしと、則死罪に被行。後耶蘇宗徒と云事知たり。

九月八日。前田利家能登鳳至郡道下村逃散の農民をして、歸りてその業に就かしむ。

〔能登國文書〕

道下百姓等被逐電、所々に有之由候。然者地下人長者肝煎早々可呼返候。萬一兎角申在所候者、急度可申付者也。

天正九　九月八日　　利　家

八ヶ内道下之内百姓中

十月二日。織田信長前田利家に越前府中に於ける封地を返上すべきを命ず。後利家・利長尙是に居る。

〔寸錦雜編〕

猶々府中、其方要害並下々私宅ともに、無異儀入念候而可相渡事肝要也。

其方事能登國並に知行に申付候條、越前國遣之知行之事は、菅屋九右衞門に申付候。可成其意候。當年所務の義は其方可申付候。來年より可相渡候。次に妻子之儀、急度其國ゟ可引越候。不可有由斷候。爲其九右衞門は至越前近日差越候、可成其意得者也。

十月二日　　信　長　印

前田又左衞門殿　楠長安手跡に而御座候

〔三壺記〕

前田又左衞門利家公、數年の武功に忠節を抽で給ひしかば、能州一國に嶋八ヶ相添、國侍長九郎左衞門に羽咋郡半郡を被下、與力分に被爲附、不破彥三も四萬石に被成、利家公の與力に被仰付、能州ゟ被遣、府中拾萬石は柴田勝家に爲御加增被遣。去共府中には利家公も彥三

羽咋郡は鹿島郡の誤

八年は九年なり

八年は九年の誤

も在城して勝家が組也。能州へは御兄弟の人々に高畠石見など御城代として遣し給ひけり。

〔菅家見聞集〕

天正八年庚辰。今年利家公能州一國拜領、不破彦三四萬石になし、並國侍長九郎左衛門如庵、與力に被附、府中は勝家に給ふといへども、利家公も彦三も未だ府中に在城、能州に者利長君（于時十九歳。）利家公御舍弟前田五郎兵衛殿・高畠石見を被遣、七尾に介居給ふ。

〔壬子集錄〕

能州四郡信長公より利家拜領、七尾に在城、越前府中之城には、肥前守樣利長居住。

〔前田安太夫記〕

前田又左衛門は能州一國拜任有りて下向せらるゝ。利家の嫡子利勝は、（後に肥前守利長と改む。）越前府中領を賜て在城也。

〔袂草〕

同九年利家公能州一國御拜領、七尾に御移り、利長公は越前府中に被成御座候。

〔袂草〕

利家公天正三年府中御拜領、同八年に能州御拜領、御一門方御家中ともに同九年能州へ引越。然ども利家公、天正十一年柳ヶ瀨陣の時迄、府中に被成御座ゝ也。同年石川・河北兩郡御拜

嶋八ヶは能登島なり

領、佐久間玄蕃關所金澤の城へ御移りと云々。

十月九日、前田利家令を能登珠洲郡正院に下し、農民をして寃枉を訴へしむ。

〔能登古文書〕

當國一職に被仰付間、爲御禮罷上候。然者代官其外誰々にても、非分之義於申懸は、百姓罷出訴訟可申者也。

十月九日　　利家印

正院百姓中

是歲、前田利家の世子利長、織田信長の命を承けて其第五女と婚す。

〔三壺記〕

前田又左衞門利家、數年の武功に忠節を押給ひしかば、能州一國に嶋八ヶ御添被進。利長公信長公の御姬御緣組究り、其暮に御輿入被成けり。

〔菅君雜錄〕

此年信長公姬君八歲利長公へ御入輿去年とも未詳。

〔菅君雜錄〕

此年信長公の姫君（于時七歳、後號玉泉院殿。）を以て、公の御嫡子利長公へ可被嫁有御約談云々。

〔菅家見聞集〕

天正八年九月（一説五月）利家公能州御拜領と同時に、利長公へ信長公之御姫君御緣組被仰出。于時姫君七歳。（此姫君則玉泉院殿也。）

是歲。前田利家禪刹寶圓寺を能登七尾郊外に創し、僧大透を以て住持たらしむ。後改めて長齡寺と號す。

〔考據摘錄〕金澤寶圓寺由來記

天正元癸酉歲秋八月。利家公在越前府中之城。歸依高瀨寶圓寺大透和尙。同六年戊寅利家公在能州七尾之城。於是建立禪刹。以寶圓爲寺號。及敦請大透和尙爲第一祖。同十一年癸未利家公築城郭於加之金澤。即于城之東南之際。再造立寶圓禪寺。自能州之七尾。又請大透和尙住持云々。文祿三年甲午大透和尙招象山和尙爲第二代。退居能州之舊寺。改能之寶圓號長齡寺。蓋於先妣長齡妙久大姉之淑靈意也。

〔考據摘錄〕能州長齡寺由來書

一、當寺開闢者、高德院樣能州ぇ被成御入國、天正六戊寅年に御建立被仰付、至當歲百八年

七歳は八歳なるべし

八年九月は九年三月、七歳は八歳なるべし

六年戊寅は九年辛巳なるべし

六年は九年の誤なり

孫四郎は利政、修理は知好

五郎兵衞は安勝、播磨守は利好

に能成候。住持者、越前國高瀨寶圓寺之住持大透和尙ゟ御使者を以被召寄、當寺之住持に被仰付候。高德院樣越前に被成御座候御時、高德院樣之御母公樣長齡妙久大姉御死去被成故、大透和尙被致導師候。大透和尙當地ゟ下向之時、長齡妙久大姉之御影御位牌持參に而、于今當寺に致安置候。

一、休嶽道機樣御位牌、並芳春院樣之御兩親樣之御位牌、當寺に御座候。

一、高德院樣之御影御位牌當寺に御座候。高德院樣之御墓本七尾山之下御座候。孫四郎樣被仰付候。瑞龍院樣之御墓、同所に御座候。前田修理樣被仰付候。每年七尾之町中より、七月者右御墓の掃除仕候。七月十四日に拙僧罷出、手向之御回向仕候。

一、前田五郎兵衞樣・同播磨守樣、當地に而御死去之節、當寺にて法事等執行仕候。御影御位牌並御墓當寺に御座候。

一、從高德院樣、大透和尙當寺在住之內被下候御書御座候處、當時三代雲堯和尙野田桃雲寺へ住持に參候時分、當寺住持相定不申に付、野田へ持參申候處に、桃雲寺慶長十九年に炎燒仕候節、御書不殘燒失致候。

一、芳春院樣惣持寺へ御參詣被遊候歸之節、七尾御通被遊、當寺ゟ被成御參詣、當寺破損仕段立御聽、大井久兵衞・三輪藤兵衞兩人御奉行に而、御普請之義被仰出候。金澤へ御歸被爲成

候而、菊之繪金屛風御寄進被爲成、于今所持仕候。
一、高德院樣御代被仰付候通に、前田修理樣當地に御座候內者、寺破損等不相替被仰付候。其後修理樣上方へ御越被成、寺破損等自力を以修理仕候。寺屋敷之儀、今以拜領地に罷在申候。

能州能登郡七尾曹洞宗

貞享二年丑九月廿二日

長齡寺徐映

天正十年

正月廿日、前田利家能登七尾築城の用に供する鑄物を同國鳳至郡中居に徵す。

〔能登中居鑄物師傳書〕

七尾府中において城を築候條、かねて申付おき候鑄物等、早々可指出候。若及遲滯候はゞ可爲曲事者也。

天正十年正月廿日

利家印

十兵衛方へ

〔陳善錄〕

本文以下七尾築城の事に關するを以て此に掲ぐ

片山伊賀の越中より出づといふは誤なるべし。伊賀が越中氷見の守將となりしは天正十三年にあり

能州こころの口城まわり繩張を、殿様上方より被仰下候は、村井豊後と片山伊賀に仕候へよし。その時豊後は尾添へ湯治仕刻にて、越中より片山出、一人いたし繩張いたし候由申上候へば、殿様被聞召、指出ものゝ伊賀一人仕事いかゞの義、豊後一人罷越、繩張仕直し候へのよし御意にて、罷越仕直し候。加様に指出申候者は追込被成、又ひかゆるものは被召出候儀、みな／＼心得可申よし申事。いろ／＼物語有之事。

〔享保雜志〕

能州いがけ山に大成楠有。其廻り大竹藪也。是に主有て人を取とて、近所に人不行。利家公御入部之節、是を聞給て被仰付るは、我此度國主として爰に至れり。然ば何ぞ我領分に他主有哉、是を退治有べしとて、四方之竹藪に火を付て燒立る。楠に火もえ付て、三日が間もえたり。山大に震動す。終に楠を燒たふす。人々寄て見れば、大成うはゞみ燒殺したり。其時楠のやけ殘りを取て、能州御城之御門に被作。後廢城に成て、加州に引こして公事場之門と成と也。右之蟒蛇のうす骨を、能州七尾之町人之内取傳て持者有。横の渡り三尺計、ふみだんにして置也。

〔金澤古蹟志〕

公事場門傳話

小丸山城は即ち新七尾の城郭なり

武家耳底記に云、能州伊影山に大成楠有り、其木の廻りは大竹藪なり。昔より此木に主ありとて、彼山の近所へ往人なし。瑞龍大納言利家卿能登國へ入部し給ひて、此事を聞給ひ、我此度國主として爰に至る、我領分に他の主あらんや、速に退治すべしとて、四方の竹藪に火を放たしめられしに、楠に燃付て三日の間山中震動し、終に彼楠を燒倒す。人々打寄見けるに、大蛇を殺したり。其楠の燃殘りを取て、能登七尾の城門を作らしめられ、後廢城の節加州へ引寄られて、公事場の門とせられける。右蟒蛇の臼骨をば、七尾の町人の内に持傳へて今に有り。横の渡り三尺計にて、踏壇石となし置たりと。三州志鞬櫜餘考に云。景周曰、僧兼好徒然草曰、龜山帝欲使造皇居、其地有古塚、發之見大蛇若干、衆爲地神而憚之、帝勅問除之何如、諸卿皆答曰不然、獨大納言實基謂、普天之下何處非皇土、於是遂除蛇、沈之於大堰川云、今我公之燒大蛇、亦與之同一膽識と。又云、國祖老楠の燒殘る者を取て、七尾の城門を造らしめ、此城を廢せらるゝ時金澤へ引移し、公事場の門となすと也。公の至仁にして且勇敢なる、拔群の天質可仰可嘆と。平治按に、七尾の城門といふに、小丸山の城なるべし。此城は利家卿入部の後新築せしめられ、寛永十六年廢城と云々。三州志古墟考にいへり。されば右老楠の燒殘を以て、入部し給ふ天正の初、小丸山城新築の時城門となし給ひ、寛永十六年廢城の時金澤へ移さしめ、公事場の門となし置れたること知られける。

正月廿一日。前田利家先に能登鳳至郡鳳至町鍛工の税を除きたりといへども、自今舊に仍りて之を徵すべきを令す。

〔能登古文書〕

鳳氣至町鍛冶屋諸役雖相除、百姓迷惑之旨訴訟候條、如先諸役可相勤者也。

天正十　正月廿一日　　利　家　印

ふげし町　鍛冶屋中

二月廿一日。大納言日野淳光禁裏御料所能登鳳至郡中居釜屋村の事に關して、書を式部卿法印に與ふ。

〔能登中居村三右衛門藏文書〕

態令申候。抑舊冬被仰出候能州中井釜屋村御料所之義、任先規之旨御分國中可爲御直務之旨就仰付、內儀從貴所前又左へ被申下候處に、無別義候由返札披見候。然共一圓在所納之儀不及其沙汰候事如何候哉。定下々猥之儀に候。此旨重而被申屆、以其意可被立御耳候由、此趣具被申屆可爲神妙由、前又左へ以直札可申遣旨候。猶口上申含之閣筆候、恐々謹言。

二月廿一日　　淳　光

三月八日。大納言日野淳光禁裏御料所能登鳳至郡中居釜屋村の事に關して、書を前田利家に與ふ。

〔能登中居村三右衛門藏文書〕

雖未申通候令談候。抑其國中井釜屋村御料所之儀、舊冬內々被仰下候。則式法・長雲先內儀被申越候處に、無別儀由通令披露候。然共在所一圓不致納所候。其故者中與相違候間下々相亂候哉。此義者諸國に雖有之、不謂前儀付而、國猥候刻茂不致運上候き。御分國中御料所、任先規之旨可爲御直務由就被仰付□方相濟候。此度被抽忠節者可爲神妙候。此直通御耳へ入候へ者御爲如何候。右兩人任異見如此候。猶眞繼兵庫助被差下候間閣筆候、恐々謹言。

三月八日　淳光

前田又左衛門尉殿

三月十一日。越中富山神保長住の家臣亂を爲して城を奪ふ。尋いで前田利家諸將と共に之を討す。

〔信長公記〕

去程越中國富山之城に神保越中守居城候。然而今度信長公御父子信州表に至而御動座候之

日附に依て見るに此消息は三月十一日の動亂を報ぜるものに對する返書にはあらざるべし

處、武田四郎節所を拘遂一戰悉討果候之間、此競に越中國も一揆令蜂起、其國存分に申付候へと、有〳〵と越中へ僞申遣候事實に心得、小島六郎左衛門・加を戸式部兩人一揆大將に被成、神保越中を城內へ押籠、三月十一日富山之城居取に仕、近邊に擧煙候。不移時日柴田修理亮・佐々內藏介・前田又左衛門・佐久間玄蕃頭、此等之衆として富山之一揆城取卷候間、落去不可有幾程之旨注進被申上候。信長公御返書之趣。

武田四郎勝賴・武田太郎信勝・武田典廐・小山田・長坂釣竿初として、家老者悉討果し、駿甲信無滯一篇被仰付候間、不可有機遣候。飛脚見及候間可申達候。其表之事是又可爲存分事勿論也。

三月十三日

柴田修理亮殿　佐々內藏介殿　前田又左衛門殿　不破彥三殿

三月廿四日。前田利家越中富山より、能登に留守する前田安勝に書を與へて警戒を嚴にせしむ。

〔能登古文書〕

五郎兵衛尉殿　御返報　前又左　利家

尙以當表富山城取とへき候て有事候。併色々城中より懇望申候間、二三日中相果可申候。將

柴修は勝家佐藏は成政

此文書中、有事候又は申事候とあるは原文なを誤讀せるなるべし

又柴修・佐藏之御あひ散々にて亂がはしき体候。併我等立入申、諸事相濟候分候。於時宜者可被御心安候。將又證人之義、除在所者何も代官にあづかり申候。正院い證人まで出申さず候由、孫介申事候。是も堅申付候而、今明日中に出し申候由申事候。將又御國より御申候而、きやう弟に一人はいだかをすえさせ候て、早々御こし有べく候。くれぐれ孫介在所い證人は、孫介宿に置申候由申事候、以上。

御懇札委曲拜見仕候。仍爲御音信鷹壹被懸御意候。恐悅至極候。

一、夫丸出不申在所には、其方より御小者被使候而、御せんさくなされ、早々出申候樣に可被仰付候。

一、舟之儀も小者を被使、堅被仰付、早速罷越樣可被入御情候。

一、證人之儀、代官に預り候へ由堅申付候間、定而可爲其分候哉。其表番之儀、御油斷有間敷候、恐々謹言。

三月廿四日　　利家判

五月十五日。前田利家又令を能登に下して戒嚴せしむ。

〔能登鹿島郡黑崎村德左衛門藏文書〕

猶以浦々をこなしき者共罷越申分は、舟共をあつめ敵船を可取、我等まへにて請乞申候。穴

はれは羽根
まわきは眞
脇

水・諸橋之舟共もよほし、右之分可才覺之由可被申付候。此時候間忠節次第、何樣之訴訟之儀候共可申付候由可被仰觸候。自此方も申付候。此折紙はね・まわきへ急可被指遣候。將亦諸橋へも同前候、以上。

書狀之通令披見候。其國之牢人共、以舟手守出津へ上候由候。雖然一向無人之由追々申越候。定而指儀有之間敷候。自此方長九郎左差越申候。一左右次第尙以人數可遣候。然者當城氣遣之事、萬端油斷有間布候。此表無相替義候。城中も五三日中に可爲落居候。其元樣子承度候間、見屆可有注進候、恐々謹言。

五月十五日　又左　利家　印

眞柄助三郎殿
今村藤二郎殿
奥田所右衞門殿
高畠毛介殿

五月廿二日。長連龍能登鳳至郡棚木城を攻めて長景連を誅す。

〔長家譜〕
然處能州之虛を伺、景勝家臣長與市入道景連長氏庶流並島倉吉藏・熊倉伊勢・劔見與十郎等、能州奥

郡に亂入、棚木城に楯籠候付、奥郡爲平治、連龍魚津表を發、一手之勢を以同月五月廿二日棚木城に押詰、從高德公爲御檢使大井久兵衞被指添候處、城兵郭外に働出、度々盡力戰、與市入道を初、島倉・劔見等悉遂戰死落城。連龍家士高名死傷之者數多有之。高德公に右之趣爲御注進、以兩使與一入道首並分捕之太刀、攻戰之終始委曲及言上處、御書兩通被成下。

〔長家文書〕

尙々其元手柄共無是非候。頸到來次第、其元之儀注進可仕候。尙以生捕之事、其國之者共助置申義有間敷候。自然御尋之儀候得者如何候條、一人も不殘早々爲牽、可被懸御意候。

早々飛脚、殊御狀五通委細令拜見候。仍其表、去廿二卯刻、彼持口押破、悉御討捕之由、併御苦勞故早速討果候事、大慶此時候。誠に無比類御仕合共無殘所候。則彼與一首安土に爲持、右之通注進仕候。就其生捕之者共數多有之由、一人茂無御成敗此方にひかせ可給候。何も自是可申入候、恐々謹言。

五月廿三日　　前又左　利家判

長九郎左衞門殿　御返報

〔長家文書〕

與一首到來候。今度之御手柄共不及是非候。兩人口上之趣具承屆候。此方に御出陣之儀者、自是以使者可申入候。御手柄能者共、手負死人有之由、近頃無御心元存候。如何樣以治部左

衛門可申入候。

一、上樣ゟ今度之御働之樣子、態注進申入候。猶期後音之時候、恐々謹言。

五月廿四日　前又左　利　家　判

長九郎左衛門殿　御返報

〔能登鵜飼妙嚴寺由來書〕

一、越後勢黒瀧長能州奥郡責入、珠洲郡之内河尻村に在城候處、畠山殿衆温井・遊佐・神保・長・三宅、此五人衆七尾より責出、珠洲郡鹿野濱に而御合戰候へば、討負御引候。其後黒瀧長者、鳳至郡穴水に關をすえ、則關留には黒瀧與市殘置、黒瀧長は宇出津・棚木に在城候御事。

一、高徳院樣爲御先手、長如庵老奥郡ゟ御下、穴水に而黒瀧與市と御合戰候處、右與市討負候。其より宇出津・棚木之要害ゟ御責入黒瀧長与御取合、早速御討勝候。其時先祖祐忍御馳走申上、諸事御用相勤候旨申傳候。

（黒瀧長も黒瀧與市も共に長與一景連のことなるが故に、此記事誤れり）

〔可觀小說〕

一、魚津御出陣御留守、能州奥郡宇出津たなぎの古城へ、慥越後國長與市与申者、船に而寄上り申旨注進仕候に付、魚津より長九郎左衛門足輕頭大屋助兵衛今一人之交名不記置候。兩人被遣、七尾御留守に罷在候侍中被指添、たなぎゟ被遣候。五郎兵衛樣よりは西村源六・高野久内・岡野少右

衞門・梅覺兵衞四人被遣候。敵之船隱を破り追拂申候。御家來中高名御座候。

一、其後松波村より宇出津の城へ、敵十六人籠居申候に付、五郎兵衞樣より御家來中、勿論右四人之者義被遣候處、敵落行壹人茂見え不申に付、其妻子一門五十二人搦捕歸陣、則利家樣へ御注進被成候處、本七尾町末赤坂と申處に、磔に御懸被成候事。

〔北陸七國志〕

係る處に能登の國より飛脚到來して、扨も長與市景連上杉景勝の下知を受、越後より能州に押渡り、棚木の城に入て近隣を攻靡け候と云。前田利家は能州の守護なりければ、大に驚き諸將と評議あつて、長九郎左衞門尉連龍を招き、御邊は累代能州に住し、彼地の案內は能知られたる處なり。急ぎ棚木に馳向ひ、敵を退治せられよと申さるゝ。連龍大に悅び、與市以下の逆徒を攻滅さんこと、連龍が掌の中に候也。敢て御心を勞せらるゝ事あるべからず。願くは檢使を御添下さるべしと望みしかば、利家尤なりとて、大井久兵衞尉を監察として指遣はさる。九郎左衞門連龍頓て魚津を打立、同き五月二十一日能州棚木に着陣し、長與市を攻亡ぼし、長景連が首を魚津表に指遣はし、合戰のやうをぞ告たりける。利家大に悅び、景連が首を鹽に漬し、合戰の次第を安土に注進せられければ、信長公大に感美し玉ひて、連龍に感狀をぞ賜はりける。

五月二十三日なり

小津は魚津

六月二日。是より先前田利家諸將と共に魚津城を圍みしが、この日城遂に陷る。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

二十三日瀧川一益三國嶺（信濃・上野・越後三國分界の地。）に到り、森長一大田切（越後）より芋川城を陷し、越後二本木に入り、春日山を襲はんと各甲兵を進むる注進あり。景勝越中に在り、之を聞て驚き、二十七日越後へ卻く。（一說に六月二日とす。武貞は三日とす。公の由緒には二三日對陣、景勝且寄手多勢、卒在松倉城者、退于越後とあり。然れば景勝五月廿三日より同月廿七日まで越中にあるときは、其日數五日也、追考すべし。）勝家等此機に乘じて火急に松倉を攻む。魚津城は河田豐前・吉江織部は固く之を守り、容易に拔くべからざるを知りて、（士肥記には之を成政に作る。）奇計を以て柴田專齋（勝家の從弟。）佐々新右衛門（成政の甥。）二人を質とし、城を擧げて關領せば講和を爲んと城將へ言送る。河田等吾を欺かずとおもひ、即ち諾し、成政を內城に延き、河田・吉江は外羅城に出づ。即ち城の內外より河田・吉江を挾擊す。二將暨び中條越前・寺島六藏等、血戰苦擊死力を窮めて斃れ、城遂に陷る。實に六月二日の平旦也。

〔豐鑑〕

越中國は織田信長公佐々陸奥守主にあたへ給ふ。越後の境小津といふ城に、越後の國より兵を置て守らせけるを、責めしたがへ陸奥守にあたふべきとて、柴田修理・前田筑前守をむけ

給ふ。彼城に至、まはりをかこみ戰ける。越中・越後の境、名にあるけはしき道なれば、越後より赴後責も叶はざりけるにや、城主和をこひて城を明わたし、越後の國に歸ぬ。その頃信長公、明智がためにうたれ給ぬと聞えしかば、柴田は越前、前田は能登國へ歸りぬ。佐々陸奥守越中に留りて彼國を守りぬ云々。

〔陳善錄〕

一、越中魚津の城を、北國人數柴田修理殿大將に而御取卷の時、景勝越後より出、天神山迄後卷心に人數出候に付、柴田伊賀・佐久間玄蕃・佐々内藏助、其日先手をあらそひの時、利家樣被仰分。其時大將修理殿御出馬有時、あらそひを御聞候て、又左の御入候に、せがれ共何事を申と御申分、色々物語有之事。

〔關屋政春古兵談〕

天正十年二月越中魚津の城にて城中より和を乞、右同心なく雅責にせんと云。利家公是非城中の儘に和睦を仕玉ひ、退口へ懸て可討取と宣ふ。各尤とて其通に被成、退口へ懸り悉討取。

二月は五月の誤なり

〔國初遺文〕　生田四郎兵衞覺書

利家樣御武功之御樣子、承及申通可申上旨御意之趣被仰下候。人々申傳を以承申候間、書付上之候。

九年は十年
小津は魚津
なり

一、天正九年信長公越後國ゟ働可申旨、利家様与柴田へ被仰付、加賀・能州御人數都合四萬餘に而御押候處に、小津之城に長尾喜平次者さんぼうじ・吉江織部・同喜四郎・鈴木藤丸其外大將分拾人、五千のつもりに而持申處に、小津を取まき、毎日しよりにてせめ申候得共、殊之外鐵炮多く何茂被打立申候。利家様御仕寄、一度も追立られず、押詰〱堀切までしより申候。是御手柄之由申候。其後越後より長尾後卷に出申候。小津の近所天神山へ上り申處に、大將々々物見にのりつれ〱御出之處に、越後方より足輕出申候へば、何茂大將衆馬を被乘出候處、利家様御馬の召ぶり、敵の足輕と入あひ〱馬召候、事外に御手柄と申候。其外長尾陣取あし〱に成、越後春日山に退申候。其跡に小津の城の者共、おしつめせめ殺申候事。

右之外利家様御手柄所々に而御座候由に候へども、然と不承候間、先有增承及申通書付申候、以上。

七月二日　生田四郎兵衛　在判

奥村河内殿
横山大膳殿
奥村因幡殿

〔聞見雜錄〕

天正九年織田信長公、越後の國へ働可申旨、利家樣・柴田殿などに被仰付、惣人數都合四萬餘りにて御押候。次に魚津の城にて、長尾喜平次殿は三法寺・吉江織部・同喜四郎・鈴木藤丸、其外大將分十人、五千のつもりにて持申候所に、魚津を取卷、毎日此さかひにて責申候へども、殊外鐵炮多、何も打立られ申候。利家樣御仕寄一度も追立られず、おしつめ〳〵城ぎわまて仕寄申候。是御手柄と申也。其後越後より長尾うしろ卷に御出被成候。魚津の近所天神山へのぼり被申候。但御大將〳〵物見にのりつれ〳〵御出被成候。越後は足輕を出し候へば、大將衆馬を乘出され申候所に、利家樣御馬のありふり、敵の足輕と入あひ〳〵御あし候。殊外御手柄と申候。其後二三日陣取あし〳〵也。越後春日山へいき申とにや。其時魚津の城の者ども押つめ責被申し事。

〔三壺記〕

天正十年五月上旬之事成に、越後景勝者越中一國を取治んと、新川郡之侍共に內通し、芋川縫殿助・寺高左京大夫・鐵孫左衛門など皆一味して景勝を引、三千八百餘騎魚津之城にたてこもる。佐々內藏助・神保安藝守方より、信長公へ早飛脚を以注進之處に、越前勢に加賀・能登の城主等へ被仰入、早速追拂べしとの御事なり。柴田勝家に不破彥三・原隱岐守・前田利家公

九年は十年なり

あなは阿尾

室飯は牟禮なるべし

に佐久間玄蕃・金森五郎八・齋藤新五郎都合壹萬餘騎に、越中先方の侍、森山に神保安藝守氏春、氷見のあをに菊池十六郎、木舟に石黒左近、此人々指加り、神通川を打越、天神山へ押上り、魚津を目之下に見おろして備を立ければ、越後勢も手わけして、吉田の弓手・妻手に備へを立、鐵炮打懸け、互に遠せめして有けるが、如何はしたりけん、越後勢大將を初て引返し、越後をさして引退く。加賀・越前の人數、是は〱と云もあへず、追討に首取程に、貳百餘騎の首を打取、ひた追に追行くまゝ、長濱近所へ押詰て、かへせもどせとよばはりければ、越後勢も込返しては つきくづし、つきくづしてはくり引に越後方へ引入。加賀・越前之人數も引取而、越中の侍衆も何茂引入ける。越後勢之俄に引入事は、信州川中嶋の森勝藏は、越後喜平次景勝は春日山の城を打あけて、越中へ發向すと聞より、其跡に越後を切取らんとて、松代を打立て、善光寺より室飯・野尻・關山近所迄押よせ、所々に首塚つきて、春日山へ取かくると取さたにて、春日山の城代直江山城守より、越中へ飛脚を遣す。それゆへ引返し、景勝は森勝藏に對陣せんと、人馬の息をもつがずして、荒井をさして押行。かゝる所に、上方には信長公明智に討れ給ひ、森の亂も討死候由申來る。勝藏聞より驚入、主君と云ひ弟も討死、かた〲忍がたくして引返し、濃州森山の城へ引入、世間を窺待居たり。能州の利家公は、信濃勢越後へ向はゞ、跡先より取詰て、景勝を討取らん物をと千悔し給ふ處に、越後勢は

又能州へ舟にて押寄、石動山にたてこもるといへり。北國勢又是へよせんとせんぎしきり也。

六月二日、前田利長織田信長に召されて京師に赴きしが、此日瀬田に於いて本能寺の變報に接す。

〔桑華字苑〕

一、利長公は其時分安土に御座被成、京都事外しづかなるに依て、信長より利長は内方同道にて、京都見物に上洛在べしと被仰下。是に依て御夫婦づれにて、六月二日勢田を御通り被成時、京の方よりがんまくと云信長公御ざうり取走り來り、御馬の口に取付、是は何方へ御越被成候ぞ、明智むほんをいたし、上樣御父子今朝うたれさせたまふ、いそぎかへらせたまへと云。上下あきれ、こはいかにと計なり。利長公其時御貳拾歲、かいがい敷、扨も口惜き事かな、此上は女房共をかた付て心安く働べし。北國まではゞはる〲なれば、かなひがたし。尾州の在所に可遣。奥村次右衛門・恒川久次つれて行けと被仰付。かしこまると云所に、御のり物かきども是より御いとま給はれ、尾州にまゐる事なるまじと云。扨もにくき事かな、一々首を切べしと云、利長公いや〱我等の女どもにあいわくするも、下々の妻子のこゝろもとなく思ふも一つ事なり。いとまとらせよとて錢など被下、皆御いとま被遣。扨御前樣は御手拭にて御かほをつゝみ、御馬にのせ奉り、兩人御馬の口を取、尾州あらこに到着、御在

いますは今須

所の事なれば、いづれも慥にかい/\敷請取申、御心安くおぼしめせとしゆごす。兩人あんごして安土ゐ歸る。早信長公御切腹の事かくれなく、濃州います・關ヶ原の邊にては、がう人多く出て通すまじと云。兩人いろ/\はかりごとを云て、近がうの者たがひに見しりごしぞなど云て通りすまし、安土へ歸り來る。利長公御あんど也。然所にれき/\、場數も在と云ほどの侍ども、欠落して殘る者すくなし。明智寄來ると云沙汰在。利長公御具足を取來れと被仰遣御使、すぐに欠落して尤御具足不持來。利長公御立腹被成、三度目の御使御ざうり取あがり中村百五拾石被下者、是もすぐにはづす。四度目の御使姉崎勘右衛門まゐり、御具足奉行吉田數馬ともに御具足持て來る。利長公先刻より度々使をやるに、何をして具足持て不來や。數馬承、姉崎より外一人も不參と云。たれ/\遣したるはとのたまふ。數馬それは殿樣の御目がちかひて、腰ぬけどもに過分の知行をくれて御おき被成候に依て、身があたゝかさに加樣の時皆はづれ申候。利長公以の外御腹立、何と云ぞ、よくおぼえてゐよと御意。其時數馬、おらがやうなる者は、常はざうり取のやうに思召すと見えたり。誠の御用には久敷者ならでは立申間敷と云。其內に御具足をめしけるが、事の外御せき被成たると見えて、御具足をうしろまへにめされければ、數馬御具足うしろまへにて候と申上る。利長公何とぬかすぞ能おぼえて居よと被仰。御具足をめし、御馬にめされ、同國日野へ御越被成時、御供衆

御本所は織田信雄

奥村次右衛門・三輪作藏(後法壽と云。)山森伊織(後伊庵。)恒川久次(後監物と云。)吉田忠次郎(後數馬と云。)姉崎勘右衛門六人ならで御供なし。れき／＼ずゐぶんの者ども、皆はづす。

御家にて新座本座の分と云、此時の事なり、新座者皆はづしたり、本座六人也。新座者おくびやうにて、はづしたるにてもなし。天下戰國なるを、信長公大形切したがへたまひ、五三年の内には天下平均なるべし、今少なるぞと我も人も思ひたる所に、明智不慮に信長公を討奉りたる、又天下くらやみのやうになり、いつ治るべしともおもはず、安土の城は明城なり、金銀にても寶物にても、我まゝに取て、男をやめ引こみたると見えたり。六人の者は其所をもかへりみず忠をつくす。利家公・利長公あらこを御出被成、廿年の内外なれば、本座者とて二代・三代の者にてもなけれども、若き者外をしらぬ者どもなり。新座者は壹兩年以來の者なるに依て、御なじみなさに右の通か。扨吉田數馬言葉をすぐしたる事、後までおさえになりたりと、何も恒川齋仁物語なり。

一、利長公日野へ御越被成、氏郷御馳走なり。然所に光秀安土へ來ると見えて、氏郷は使者くしのはのごとくに來る。氏郷いかゞおもはれけん、明智よりの口上も、氏郷の返事も、利長公にはおんみつなり。利長公、扨は明智と一味とおぼしめしけるか、其比氏郷を賴て居る浪人在り。是をめして、我等是より勢州松ケ嶋に行て、御本所を御見廻申なり。拙者事は、

たれにても、明智と敵戰の者と一味なりと、跡にて氏鄕に申せと被仰置、早々日野を御出被成、松ヶ島ゟ御越被成。御本所御出被成御對面、事の外の御しうたんなり。利長公御尤に奉存候、扨御弔合戰はと被仰上。信雄弔合戰なり申べきかとのたまふ。利長公何が御不足に可有御座、我等御使に被成日野へ參、氏鄕に御先手を可申付と被仰上。其時信雄氣付申候哉、はつきりと被成、扨も〳〵滿足仕候、さらば貴殿氏鄕への使を賴申さて、早御陣ぶれ在。其時信雄御年廿二歲なり。

一、利長公日野へ御越被成、氏鄕一儀にも不及御請被成、早打立給ふ。信雄安土ゟ押寄たまへば、明智は秀吉中國より上洛を聞、合戰のため勝立寺ゟ行たる跡なり。如何の事やらん、安土は信雄より放火なり。

右利長公御事、恒川監物常に語るよしにて、恒川齋仁物語なり。

〔有澤永貞古兵談殘嚢集〕

信長公御切腹の時分、利長公は越前府中より、上方御見物に御夫婦連にて御登候へと被仰候て、五月中より玉泉院樣を御同道にて、先安土迄御出被遊、安土の御屋敷にて御進物など御調被成、六月二日に瀨田迄御越被成處に、信長公の御伸間岩隈(ガンマク)走り來る。是は何方へ御越候、明智謀叛にて御切腹の御樣子を申上る。利長公驚玉ひ、先安土迄御歸候へども、玉泉院樣可被

三七は信孝にして信雄にあらず。

成様無之、越前へ御歸被遊事も難叶、責て御在所尾州荒子へ御越被成候樣にとて、恒川監物・奥村次右衛門兩人付奉るべき旨也。兩人も斷に及といへども是非御供を御頼み、何方も御奉公とて兩人御供し出る。御乘物舁ども六人、何も元結を拂候て御供叶まじき由申所に、利長公いや我妻子を思ふも、彼等が心も同事と被仰、結句錢一二貫被下返し玉ふ。扨玉泉院樣を御乘替に乘せ奉り、尾州荒子へ送り着奉りたる。二人殊の外岩乘者にて、道中一揆起りたるを色々しのぎ行、玉泉院樣を賤服に召替られ、頓て荒子へ迄參り、慥成知人の家に預け奉置、兩人安土へ立歸る。京不靜に付、信長公御妻室若君をば、城代蒲生忠三郎氏郷の居城の日野へ奉退。時に利長公の御家來、新參者は不殘立退。何も安土の金銀道具を取て引込べき覺悟にて有けると也。漸く譜代衆三輪作藏・山森伊織・吉田長次郎・姉崎勘右衛門・田中小右衛門、此五人也。右の兩人と七人ならでは不殘。係る所に、明智是まで來ると云說幾度と云事なし。故に三七信雄公の居城伊勢松ヶ崎へ御越被成處に、信雄公殊之外御愁傷にて涕泣し玉ふ。利長公是はいかなる事にて候や、御弔合戰をも被遊可然と被仰候へば、其にて御氣付歎きを止て、何とすべき、先氏郷に談じてと有て、御文を利長公へ御賴み可參と被仰。蒲生殿の日野へ御越被成、樣子を氏郷へ御申被成。氏郷一儀迄もなく同心にて、則安土へ御越の處に、明智は歸り、明智左馬殘り居けるが、信雄の向ふを聞、坂本の城へ行く故、信雄も又松ヶ崎へ

加賀の利長とは、後に加賀侯となりし故にいひしなり

歸り玉ふ。

〔四戰略譜〕

前田利長于時十九歲。信長の姫君此時江州にて難儀去年御輿入、越前より夫婦ともに見物に上洛有べしとて、五月晦日に府中を立、安土屋敷に至り、六月二日上京ある道勢田にて、本能寺の變を聞て、安土へ歸入、士卒分散し、主從七騎と成、內室を微服せしめて、士二人を付て尾州荒子の舊領へ預、勢州松ヶ嶋へ行て、信雄卿に謁し、弔合戰を勸め、蒲生氏へ使として日野に到り、氏鄕領承を聞て、亦松ヶ島へ行、信雄と連て土山迄出られ、其內山崎合戰終る。

〔白石先生紳書〕

一、信長の弑られ給ひし時に、加賀の利長は瀨田の橋へ着あるころに其事聞えたりしに、諸卒ことごとく逃散して、たゞ七人ならではつきゐたる人はなし。今も其七人の子孫あり。その逃散せし人々も、何れも譜第の歷々たり。其故は信長既に天下を半手入れ給ひし上、此度の上洛には、諸國遂日平均して、皆人安樂にこそなるべけれと思ひて登りしに、此事出來たれば又々天下の大亂となりて、いつ治るべきこともしれざれば、はやはや國へ歸りて、妻子の行衞をも見んとのため也と聞えたり。我等共物覺て、若輩の人々は、今は治りし世にて、武を用ふべき樣なしなどいひしを、老武者の度々功有しがいはく、わかき人々何事を宣ふぞ、我等もかしこゝにて、たとへば百人二百人の內にて、漸く一人二人生のこりたる故にて、かく世にはながらへ候へ、もし明日にも變亂の事あらば、皆々も生のこり給はんはまれなる

越前の府中とあるは他の諸書と符合せず

べし。かゝる太平の世に逢候事は、なりがたき事ぞかし。さなのたまひそといひしと、先生曰ふ。

〔三壺記〕

安土に此事相聞え、ひそ／＼といひ出て、何れも十方にくれ如何せんと云所に、其日の未の刻に蒲生飛驒守家禮のもの告來る。されども城中はさわぐべからず、堅固に持こたえたまへと、留守居衆へ云置て通りけり。それより武家町人ごつと聲を上て鳴にけり。明智是へ押寄可申と何も妻子を引取る。御臺所をば蒲生右兵衞引具し奉り、日野の谷へ退け奉る。六月三日卯の刻には上を下へと返しけり。前田肥前守利長の內室は、恒川監物・山森伊左衞門・吉田數馬・三輪作藏・姉崎勘右衞門、其外古參のものども歷々引具し、越前之府中へ引取。此時新參の侍共、一人も不殘落失たり。信長公の二男御本所は、伊勢半國と伊賀一國之主なりしかども、阿濃の津に在城也。三七殿・上野殿・源五殿なども、神戸の城にましまして、夢にも此事知りたまはず。時の御てんにも逢たまはず、後悔なりし有さまなり。

〔前田家雜錄〕　杉本三丞覺書

一、山森吉兵衞　三輪作藏　奥村治右衞門（子孫斷絕。）　恒川才次（初山森と號す。）　吉田長藏　姉崎勘右衞門

金岩與次

芳春院は玉泉院の誤なり

右七人を荒子七人と云説あり。又此七人は天正十年信長公薨御の時、從京都玉泉院樣の御供仕、自身御駕籠を舁立退たる七人とも云也。荒子七人と云には說々ありて慥不知。又或說に右七人に、高畠孫七郞・村井長八郞・原田又右衞門・小塚藤右衞門・木村三藏を加て、弘治年中より荒子御譜代衆と有之一本もあり。

〔享和諸士系譜〕

元祖金岩與次之助、尾張金岩村に罷在候處、同國荒子に而高德公百五拾石に被召出、天正十年六月於京都明智亂騷動之砌、山森吉兵衞・姉崎勘右衞門・三輪作藏・奧村次右衞門・恒川才藏五人者、瑞龍公御供仕、勢州ゟ罷越、吉田長藏・金岩與次之助、芳春院樣御駕舁候而、荒子ゟ罷越候付而、荒子七人衆と申候。

〔桑華字苑〕

一、御當家に三輪作藏と云しは、利長公の御乳の人の子なり。心すくやかにして、天正十年江州安土の退口に、利長公ゟ能付、七千石迄立身して三輪志摩守になり、後子息主水に家とくをゆづり、志摩は法躰して法壽になる。刀二尺二寸計在、三つがしらの所より、うらおてにまんだらを切て、無類の日蓮宗なるに依て、日蓮の判ははゞき本に在。扨鐵つばに金のざうがんにて、時々はよそへも行けやびんぼ神、いちごのうちとやくそくはせず、と鍔の兩

方にほり付て、へんてつの下に是をさし、年老い死するまで身をはなさず。七十歳に餘り病死なり。

六月四日。本能寺の變報越中魚津の陣中に達し、織田氏の諸將皆大に驚駭す。

〔北陸七國志〕

六月四日京都の飛脚到來して、去る二日右大臣平信長公、京都本能寺に於て惟任日向守光秀がために、父子共に御生害の由告ければ、柴田以下の諸將大に仰天し、陣中上を下へと騷動し、我先にと魚津表を引取りけり。

六月五日。前田利家越中魚津を出發して七尾城に歸る。

〔可觀小說〕　魚津御馬廻組小川忠左衛門覺書

一、天正十年越後國景勝衆越中國魚津城に籠城仕砌、利家樣魚津に御出陣云々。

一、同六月五日利家樣魚津より御歸陣被成候。

〔能州鳳至郡諸橋村次郎兵衛由緒書〕

高德院樣魚津御陣之時、織田信長公御切腹に付、魚津より御馬入候時分、海老江明神より放生津迄御船に被爲召、折節大風吹申候處、次郎兵衛在合御座船を引屆申候。扨佐々內藏助殿

本文は長連龍の事に係る

放生津に而高德院御振舞被申上。其節奥村伊豫守殿・村井豐後守殿・小塚藤右衛門殿、諸橋御代官に被仰、今日船中に而辛勞之義御滿足に被爲思召候旨、舟中に而被仰渡、放生津より又候御船に被爲召、大境ゟ夜中に御押入被遊候。其節大境之孫市与申肝煎を案內に賴申度處、不有合候に付、べにや与申者相賴可申与罷越候處、是又留守に而女計有合候に付、女案內者に可仕哉之旨申上候處、其通与被仰付、則右べに屋女罷出、七尾迄夜中之御案內仕候。御道具共者次郎兵衛船に積込、其朝七尾迄乘付、夫々指上申處、爲骨折御帷子一枚被下、其上御知行も可被下由被仰渡候。

〔長家譜〕

能州棚木落城後、連龍重而魚津表ゟ出張仕處、同六月二日信長公、惟任日向守光秀依反逆、於二條本能寺御生害之旨相聞、織田家之諸將城中を引拂申に付、連龍も能州ゟ歸陣。

六月。羽柴秀吉その養女豪姬を宇喜多秀家に嫁せしむべきを約す。豪姬は前田利家の女なり。

〔關屋政春古兵談〕

天正十年六月二日平信長公、都本能寺にて惟任日向守光秀が爲に討れさせ玉ふ。其比は秀吉公は備中國高松の城を攻玉ふ。毛利右馬頭輝元數萬騎にて後詰、秀吉公と對陣す。同六月五

宇喜田は宇喜多秀家なり

日に信長公・信忠公の御事注進あり。秀吉公より上方の旨趣申遣し扱に成、光秀と爲合戰上洛。然所に備前國宇喜田の臣下岡野豐前と云者、五百計りにて旅宿へ出向、秀吉公は晝の御辨當を上る所也。豐前來る由聞し召し、即座に被召出、扨も豐前能こそ被來たれ、宇喜田の家に人多といへども、豐前に越者有べからず、此方ねと宣ひ、御辨當を被下。京都にて信長公の事被仰出、毛利と無事して上洛、光秀を討ん事は、茶一服呑んよりも易しと被仰。扨其方働きの場數内々聞及たり。度々に手を被負たると聞。夫にては一入手柄也。其疵を少々見度故見せられ候へと御意。豐前畏り候とて面疵計り懸御目。秀吉公後ろの疵も見せよと宣ふ。豐前後の疵は御免被成よと云。秀吉公いやいや左に非ず、後疵も疵による。敵前後より切を、前後の敵を切伏ると云事は樊噲也、是非と御所望。其時後疵を入御披見。秀吉公手を打せられ、扨も／＼此疵にて不死に敵を隨る事は鬼也。名譽の豐前也と譽玉ふ。其後密に我等娘あり、前田又左衛門娘を生落より養置、實子同前なり。是非八郎殿に嫁娶、其方を賴むと宣ふ。豐前慥に請合、其段は我等請合申と答たり。

〔村井重頼覺書〕

うきだ八郎殿、備前の國主、後は備前中納言殿事、これを秀吉公のむこに取むすび故、御味方に成先手之事。

〔老人雜話〕

宇喜田殿の事元來備前の士なり。浦上と云者、備前・美作兩國の主なり。宇喜田直家は浦上の家主なり。直家惡性の者にて、國郡を持たる人と緣者などに成て、後に殺して奪取事を度々する者なり。浦上をも殺して、遂に備前・美作兩國の主となる。八郎殿は直家が子なり。太閤と間よく成事は、太閤備中高松の城を攻給ふ時、明智反逆の事を告來り、引取たきと思ひ給へども自由にならず。此時八郎殿一味して力を添らるゝによつて、高松の城主に腹切らせ、わぼくして上京す。その忠によりて、間よく成て聟に取給ふ。息女なかりければ、前田筑前守（加賀大納言殿事。）息女を養子にして、八郎殿を聟とす。此時分は、（高松の時分。）八郎殿まだ十歲ばかりなり。直家も存生するなり。しかれども瘡毒にて人前なりがたきにより、八郎殿を國主にて、五萬石・三萬石所領する家老どもありて、談合して高松の節も力を添けるとなり。八郎殿太閤の聟になりて後、官位昇りて宇喜田中納言殿と云。治部少輔亂まで治少がかたなる故に、東照宮御利運に成て、八丈が島へ遠流せらる。今に存生のよしなり。（癸卯の年老人九十九歲にての物語なり。）

〔老人雜話〕

太閤は明智謀反の時は高松の城ばかり。備前は既にしたがへり。備前は宇喜田殿なり。宰相殿は幼少なり。父は腰ぬけて用にたゝず。家老に岡野豐前と云者材ある者なり。太閤に一味

佐玄は佐久間盛政

伊州は柴田勝豊、三左衛門は柴田勝政、久右衛門は佐久間安次

し、味方をいたさんと云。此時宰相殿を聟にせんといふ約束ありとぞ。此故に備前を通じて、備中高松の城へ取かく云々。

六月十七日。前田利家柴田勝家に書を遣して、一揆蜂起の風聞あるを以て、自から兵を上國に出し得ざるを告ぐ。

〔高德公親翰〕

昨日は預尊書、拜閱本望至極存候。即御狀佐玄へ爲持遣候。仍今度於山崎、明知及合戰討死仕之由被仰聞候。誠以各達本意候之段大慶不過之候。御心底奉察候。就其爲先勢、伊州・三左衛門殿・久右衛門殿御出陣之由承候。彼表一左右次第可被出御馬之由尤存候。拙子も可成其意候。然者不實に候へ共、爰許一揆之取沙汰申候間、端郡に取出普請申付候。當國牢人共も、舟を相集當浦へ可罷上造意仕之由風說候間、人數召連可罷立段致遠慮候。然共御出陣に付ては、仕置之段申付、馬五十・百之躰にても御供可申候。御注進次第候。委細佐玄へ申入候之間、可有御演說候。猶使者申含候、恐々謹言。

六月十七日　前又左　利家

柴修様　人々御中

〔村井重頼覺書〕

一、柴田しゆり殿は越中に御入候。注進もおそく、まづ居城越前北庄まで歸陣。其時に能州

よりも度々利家公より使者被遣、早々御出陣候て、明智を御打はたし、主君之かたきを御打はたし候へと被仰遣候て、能登人數は高松にそろへおかせられ、利家公は百計にて小松近邊まで御出御座候へども、佐久間玄蕃何共不知、うき世と色々申おきへ申候内に、はや上方一めんにきりしたがへ、筑前守威光つよく候由注進おひ／＼に候故、其後柴田殿御上候て、御本城・三七殿へも御禮候て御歸國の事。

六月十九日。溫井景隆・三宅長盛能登を襲ふと流言するを以て、前田利家豫め之を柴田勝家・佐久間盛政に告ぐ。

〔新編御系譜〕

態以書簡伸愚意候畢。仍雖不實之義候、能州之國士温井・三宅兄弟、近年雖在越後、就信長公之義、伺時節語越後勢成歸國之望由、衆口同音に申鳴候。若於事實者、注進次第御加勢奉賴存候、恐惶謹言。

前田又左衛門尉利家　判

六月十九日

柴田修理亮殿

佐久間玄蕃亮殿　人々御中

〔荒山合戰記〕

其中により勝詮といふ者ありまでの記事は誤なるべし

温井は景隆、三宅は長盛

能登國石動山衆徒蜂起、付同所荒山合戰の事

天正十年六月能登國にも一揆動亂す。其故は昔日織田信長の爲に、己が所領を被追出し諸侯大夫、或は地頭代官庄官等信長の横死を聞て、時を得て一揆を企ける。其中に能州の守護職畠山修理大夫義則が八臣、神保安藝守正次・長九郎左衛門尉信實・温井備前守實正・三宅備後守正數・平式部少輔盛高・遊佐河内守長員・譽田隼人正正豐・伊丹左衛門尉勝詮といふ者あり。遊佐・温井・三宅は、近年長尾喜平次景勝を頼で越後にあり。又温井が郎等に小南内匠助・筒井雅樂助・廣瀬隼人正・山莊藤兵衛尉、並三宅が郎等島藏内匠助・小山田甚五兵衛尉などいふ大剛の者共ありし。然るに石動山の衆徒並に彼所の溢者共が方より、使を越後國へ遣し、遊佐・温井・三宅等が方へ云送りけるは、其地へも定て聞え侍りなん。當月二日織田信長卿明智光秀が爲に、京都本能寺に於て不慮に討れさせ給ひたり。加樣の時節急ぎ能州へ御入國候べし。當山の衆徒等は不及申、國中の寺社郷民も爭でか舊好をば忘れ侍るべき。面々心を一つにして合力仕るべしと、衆議一決の上にて斯は申送侍とぞ告たりける。三人の輩大に喜悦し、是天の與る所也迚、則同心の返翰をぞ遣しける。大衆是に得力、さらば要害を構んと、密々に石動山を要害にぞ構ける。大衆は則大悍なる者なれば、敵寄來らば爰の詰にて克こそ防ぎ、彼の坂にて角こそ斬崩さんとぞ兵法に廣言を吐散し、恩賞の地には何の郡を寺領に受ん、彼

十日は十九日なるべし

荒山合戰記の下文は六月廿六日の條に出づ

本文畠山義

村里は上田なれば院家領にせんすれと、未其功不成以前より所領分して詈諍ひ、或は郷民等にも、忠節をなさば士になして知行を申賜んなど、端々口外して云語ひける程に、天に口なし人を以ていはしむと、此事次第に云廣て、衆口防ぎ難くて國に披露しけるは、遊佐・温井・三宅の輩石動山の衆徒等と心を合せ、本國還住の謀をなし、先石動山に城郭を構、兵粮を取入人數を催す由聞えしかば、能登の守護職前田又左衛門菅原利家、此事を傳聞て大に驚き、吾手勢計にては大敵防ぎ難かるべしとて、越前守護職柴田修理亮勝家、並其甥佐久間玄蕃盛政等が方へ、加勢を請ん爲、書翰をこそは送りけれ。其詞に、

態以書翰伸愚意畢。仍雖爲不實之儀、能州之國士温井・三宅兄弟並遊佐輩、近年越後在住候處、聽信長之横死、窺時節、相語越後勢、成歸國之望之處、當國石動山衆徒等渠令同意、彼山構要害之由、衆口同音申鳴候。若於締實者、注進次第御加勢奉賴存候、恐惶謹言。

天正十年六月十日　　前田又左衛門尉利家

柴田修理亮殿　佐久間玄蕃允殿

とぞ書たりける。

〔乙卯集錄〕　關屋新兵衛覺書

能州屋形畠山義則は作法不宜に依て、能登先方の侍、長・遊佐・神保・温井・三宅申合、畠山を

則に關する記事は凡て誤なり

おひ出す。義則越後へ浪人、其跡信長公御手に入、則利様家へ被進由。然處に先方の侍の内、越後に義則の供して行たる侍どもの親類、石動山に殘て越後に内通し、義則二度能州に歸參の智略をめぐらし、上杉景勝を引出す。利家公是をきこしめし、金澤の佐久間玄蕃に手合を被仰合。衆徒是を聞き、本山より一里半餘金澤の方、荒山に取出を築云々。老人の物語承申候。

六月廿三日。温井景隆・三宅長盛等、越後の兵を以て能登鹿島郡石動山に入り、荒山に城く。

〔村井長時筆記〕

一、同拾年六月廿三日能登國最前之領主温井備前・三宅備後、越後に在て能登石動山衆徒相通、要害荒山に構、四千餘出張仕。

六月廿四日。前田利家書を柴田勝家・佐久間盛政に與へて、温井景隆・三宅長盛の石動山に入るを報じ、その來援を促す。

〔董墨集〕

先日申談候遊佐・温井・三宅、昨廿三日越後勢同道仕、石動山ゟ取入、近邊あら山と云所を要

害に構候はんこ、今曉鍬初之由申來候。今明之間不去兩葉可用斧柯覺之、早速於御合力可爲本望候、恐惶謹言。

六月廿四日　　前田又左衛門尉利家

柴田修理殿

佐久間玄蕃殿

本文の冒頭は誤なるべし

六月廿六日。前田利家石動山を攻撃し、佐久間盛政金澤より來り之を援く。

〔三壺記〕

能州石動山一揆の事

北國能登の國と申は、代々長谷部氏長・溫井・三宅などゝて國司たり。高氏將軍の御代に成、北國の管領職に畠山殿越中へ來り、北國の政道たり。然るに越中の一揆ども、畠山殿を能州へ追込穴水に居城す。去る天正貳年に上方の畠山殿家老と、能州畠山の家老に遊佐孫八郎と申合、畠山殿を上方へ追拂ひ、長對馬守重連一類を討ち取る。是は越後の輝虎內談候處なり。かるがゆゑに越後より、上松玄蕃と云ものを穴水の城へ入置、田名木の城へ黑瀧の長を在城せしめけり。其時上方信長公に、長對馬守末子一人證人に遣し置、長九郎左衛門連龍と云。

羽喰は鹿島の誤

利家の府中、利長の七尾に在りといへるは誤なるべし

柴田勝家の來援せりと

此ものゝ又人數をもよほし能州へ切て入、宍水の城上松玄蕃殿を討取、黑瀧の長を討亡し、遊佐・溫井・三宅などは越後へ退去し、長九郎左衛門一人能州を治て有之處に、天正八年に前田又左衛門利家公、能州を信長公より御拜領有て、九郎左衛門與力分と成、羽喰に而半郡之所を九郎左衛門に被下、館之濱に在城す。利家公は越前の府中にましましくて、利長公・前田五郎兵衛殿御父子七尾へ引越ましますゝ天正十年六月初の事成に、信長の討れましますゝ御事能州へ相聞え、石動山の天平寺大宮坊・日の宮坊方より、越後へ飛脚を遣す。信長の寂數なられ、諸方皆騷動す此まぎれに、能州へ馬を出され、前田氏と長氏を討亡し、又昔之通能州各領せられ、天平寺も跡々の通大旦那の契約仕べきと、遊佐・溫井・三宅方へ申遣す。遊佐孫八郎・溫井備前・三宅備後滿足仕、越後勢を申合、六月二十三日曉越中の國氷見の浦へ三千餘騎にて押寄、舟より打上り石動山へ引入、荒山の出城をこしらへ、ふしんをこそはいそぎけれ。利家公・利長公聞召て、金澤の城佐久間玄蕃へ後卷賴由、飛脚を能州より被遣。佐久間承て越前柴田方へ申遣す。金澤より貳千餘騎にてはせ付、高畠に陣取る。利家公の御人數三千餘騎、七尾を立て石動山と荒山との間なる柴峠に付たまふ。敵ども荒山の普請をいそがんと罷出る所へ、出合がしらに討てかゝり、ひた打に首を取。金澤勢も時を上て打而出押合戰ふ。かゝる處へ柴田修理勝家の勢、三千餘騎にて懸合、もみにもんて攻ければ、越後勢は

いふは誤なるべし

利家越前府中に在りとするは誤なるべし

とてものがれぬ道なるぞ、よわげを見せじと死にぐるひに火花をちらす。長九郎左衛門・篠原勘六・高畠織部・小塚八右衛門・笠間儀兵衛・丸茂又五郎・富田與六郎・富田與五郎・雜賀金藏・奥村助右衛門・奥村孫八郎、其外何れも爰をせんどゝ戰ふ中にも、此人々は一騎當千のはたらきゆゑ、末代までも其名を殘し、子孫迄威名をあらはす人々なり。遊佐孫八郎・三宅備後・温井備前を初として、越後勢一人も不殘討取らるゝ。金澤・越前之人々も悅引入給ふ。利家・利長御父子御相談有て、天平寺の衆徒之事何ともにくき次第なりとて、本堂寺院宮社一字も不殘燒拂ひ、大宮坊・日の宮坊を初、數百人の法印ども一人も不殘、兒童子迄なでぎりに被成けり。抑此石動山は、天智天皇の祈願所として、養老年中に越前の泰澄大師建立有て、二千人の衆徒有、武勇を專とし度々一揆を起す惡僧共の寄合なり。此度滅却被成、御悅かぎりなし。

〔菅家見聞集〕

一、今年能州畠山之殘黨、一旦越後へ退と云共、信長公御他界の費に乘、石動山之衆徒をかたらひ、六月廿三日温井・三宅・遊佐越中國免良之浦に上り、同夜半計に石動山に上着す。其頃利家公は越前府中に有。利家公七尾より出で、石動と荒山との間に御出張、柴田勝家・佐久間玄蕃に加勢之事被仰合。佐久間は加州金澤在城なれば、六月廿五日に能州高畠之邊に野陣す。此時利家公之侍大將高畠石見・長九郎左衛門・奥村伊豫・同總助・小塚淡路、都合三千餘

騎、同廿六日に成功。三宅は吉川五右衛門、温井は堀田新左衛門に被討、都合首數千六拾、山門之左右に懸双給ふとなり。

〔享保雜志〕

一、能州石動山を責玉ふ時、末森にては土肥但馬守、山口は佐々内藏介、七尾口は利家公、此三家にて攻玉ふ。珠洲郡の粟藏彦三郎説也。彦三郎先祖彦十郎、御供に出て戰功在。此彦十郎は前田右近秀繼烏帽子子なりとぞ。當彦三郎より四代先。彦十郎七尾御城へ相詰罷在處、末森へ佐々内藏介寄しを、金澤へ早速注進せんとするに濱通往來難成、羽咋に出て濱邊を這行、金澤御城へはせ付、河北御門迄來て申上。依之爲御褒美鳥目壹貫文拜領之、則御供仕り末森にても戰功あり。

〔桑華字苑〕

九年は十年なり

一、天正九年利家公能州石動山を攻たまふ時、手合として佐久間玄蕃金澤より、石動山の内荒山をいつとる。利家公は七尾より本山をいつとりたまひ、老若なで切なり。即刻五社ともに放火に成。然所に越國の上杉景勝石動山と一味なるに依て、後卷として數百そうの舟にのり、越中氷見沖まで來る。然ども石動山權現堂のけむりを見て、本山落城の上はせんなしとて、海上より歸陣と云々。

〔陳善錄〕

一、大納言樣御物語に能登石動山衆徒、温井備前守・三宅備後守を取込謀叛仕時、まへかど相聞候間、石動山坊主共呼寄御穿鑿被成候へば、さら〳〵無御座候由にて、れいしやの誓紙を書申候間、其通御返し候。其後御鷹野に御出候へば、御跡を利家樣をうち可申たくみ候よし。然所に俄に大雨降り、路次より別道を御歸被成候由。扨其後右色を立申候に付而、彼誓紙御覽候へば、ほどへだゝり候に誓紙の血判干不申由。扨も誓紙はおそろしき事かな。又は人の命は定有。まへかど御鷹野之時、雨ふらず日暮まで御座候而、其道を人ずくなに御歸候はば、其まゝ被討候はんずれ共、右之通なりこ御意に候事。

〔村井長時筆記〕

一、天正十年六月廿三日能州石動山衆徒、温井備前守・三宅備後守に一味して、利家へ犯叛の時、惡僧共數多首を斬かけ置段々御座候。太田牛一記錄之趣被仰下候へ共、牛一記錄にも世事泄落申候事多相みえ申候。利家若年より自身已に粉骨申候武擧、數多牛一記錄に無御座候。信長公之時分稱生合戰之働、近江箕作山之働、淺井備前守取合之時柴田修理亮殿之時分利家拔群之働、越前金か崎城攻之時の働、朝倉義景陣之時刀根山に而之働、三州長篠に而之働、數度和泉守輯錄に無御座候事。

本文村井長賴の事に係る。三十七は四十なるべし

この文荒山合戰記十九日の條より續く。されども盛政の出陣せるは二十四日利家の要求に從へるなり

玄蕃允は佐久間盛政

利政は利長の誤

〔村井重賴覺書〕

一、同拾年三十七にして、能登石動山利家公御せめの時、一番にせめ入手柄之事。

〔荒山合戰記〕

佐久間披見して、則金澤城に居たりけるが、此言を聞と等しく勝家の方へも委細を注進し、不待其左右して二千五百餘兵を引率し、能登國に馳向ひ、高畠といふ所に野陣を取てぞ控たる。温井・三宅・遊佐の三大將は、石動山般若院快存・大宮坊・火宮坊・大和坊覺笑等を相語ひ、都合其勢四千三百餘人、荒山要害普請の爲出張したる所に、玄蕃允取掛て相戰んとしけれども、前田利家息利政が方へ出陣の事を告たりし返翰を待し程に、其日は既に晩景に及しかば、徒に日を暮し、其近邊の庄官並溢者共を尋出し、石動山の樣躰を尋けるに、彼輩答けるは、越後國の軍兵共は荒山を城郭に構んとて、明朝も普請の爲、此邊の鄕民を雇べしと相觸候。明朝御出張候はんには、某共御道指南仕るべしとぞ申ける。玄蕃允は大に悅、彼等に引出物し、二心あらんと、拜鄕五左衞門を奉行として起請文を書せけり。其後山路の行程幾何あるべきと尋けるに、石動山迄は其道五里、荒山までは三里に餘り候べしと答けり。去ば急ぎ可打立とて、其夜半過に悉用意し、件の案內者に守護の番兵を差副、奴原に目を放ち油斷すべからずと潜に申合、先陣に押立、未だ夜のほの暗きに、荒山より五六町程此方なる坂の邊に馳

同日は二十五日なり

盛政の荒山攻撃は二十六日なるべし

着て、先斥候の兵を遣、敵の様子を窺ひけり。又前田利家も究竟の兵二千六百餘人を撰出し、同日の夜半に七尾城を打出、石動山と荒山との境なる柴峠と云所に陣取て控えけり。爰に温井・三宅・遊佐が軍兵四千三百餘人は、荒山の普請せんとて出張したり。前田利家は備を立、温井・三宅等が先陣の勢に向て、鬨を噇と作て馳掛けり。温井も三宅も平場の軍不叶とや思ひけん、三千餘人を引連て荒山の要害を取上る。其外遊佐以下の軍勢二千餘人は石動山へ逃上る。斯る處に佐久間盛政が斥候の者立歸て、越後勢と覺て二千計、荒山の要害へ楯籠たる由告たりけり。盛政聞之、去ば兵を進て彼要害を責破んと旗を進、若石動山より加勢する事も有べければ、其勢を防げとて、拜郷五左衞門尉に軍兵を差副、石動山衆徒の押とし、偖荒山の先軍に上田又作・種村三郎四郎以下押寄、金鼓を鳴し貝吹立、山川も崩計に時の聲をぞ揚たりける。城中には温井備前守・三宅備後守・山莊 藤兵衞尉・脩井雅樂助・小山田甚五兵衞・廣瀨隼人・島藏內匠、並般若院・大宮坊・火宮坊、其外越後の 加勢國中の 溢者相雜り、同く時を合せ、四方に目を配て喚き叫び戰ひけり。鳥銃累に發し貫鎧摧冑、寄手は是を事ともせず、死人の上を乘越々々責上る。荒山の軍兵等太刀を拔て防ぎけり。爰に般若院は大剛の惡僧にて、度々の合戰に名を顯したる兵なれば、其頃の俗異名を付て、今辨慶とぞ申しける。誠に諸人に勝れ色黑く、長は六尺三寸、骨太く頰車荒て力も强かりけるが、指物には鍬鎌熊手鋸

槌鋌鳶嘴等の七ッ物取付、武具も亦上より下まで眞黑に出立たれば、牛も驚く程なるが、大長刀を水車に廻、小躍し走掛、左右を拂前後を薙て巡たるに、面に進んだる兵共忽七八人薙倒し、佐久間が軍兵辟易して、後足踏で不得進。般若院は敵を坂下へ追下、小高所に立跨坐、歌を謡て掛る敵を待居たり。玄蕃允是を見て、加樣の敵をば射手を揃て射嘌、打物の衆を進めよと下知しければ、足輕の射手共大勢立双で、般若院を雨の降が如くに射たりけり。寄手も是に得力、吾先々々と進んで、曳々聲を出して斬合、引組々々討も有、敵も味方も死を忘、爰を先途と戰しかば、手負死人の骸より溢るゝ血は、坂より下迄瀧となつて流れたれば、江河を渡に不異。斯る處に種村三郎四郎が郎等杉立九郎左衞門尉・富田勘次郎、並能州の住人鈴木因幡守・高河原一學等、横合より突掛り、忽七八人突伏たり。越後勢中に臆病の弱敵、此形勢を見て不叶とや思けん。吾々は引退て石動山の敵を防んと云程こそ有けれ、後より五人十人打連々々引退とぞ見えし。殘勢も落心や付たりけん、一太刀打ては引退、二太刀打ては引上り、佐久間盛政氣乘、敵は堪兼逃腰に成たるぞ、息を繼せず責よと下知しつゝ、眞先掛て責上る。南方を防ける城中の軍兵共、暫く支て戰けるが、是も備を散し崩たり。温井・三宅は大音揚て、蓬き人々の働哉、温井・三宅最期の軍して見参に入んずるぞ、責ては暫く留て見物し給へ人々と罵掛、馳掛々々散々に戰ひけり。元來究竟の强兵なれば、立所に五三人斬倒

し、仰たる太刀を押直さんとする處を、吉川五右衞門尉得たりや賢と渡合、火花を散して斬合けるが、温井勢力や疲けん、終に吉川にこそ討れけれ。三宅備後守は長刀の名人にて、大勢に渡合、込手開手裁つ掛つ突つ斬つ、蜻蛉返水車八方不透斬たれば、目下に大勢討れ進兼たる處に、堀田新右衞門尉鎌鑓にて渡合、鎌にて掛れば放て入、入ば退去て突んとす。掛つ放つ追つ込つ戰ければ、敵も味方も見物して助る者こそなかりけれ。去ば人交もせずして、二人勝負と働きけるが、三宅が運や盡たりけん、長刀折て堀田が爲に討れけり。火宮坊は温井・三宅が討死を見て不叶とや思けん。石動山指て逃上。般若院大音聲を上、味方の勢を耻しめけるは、温井・三宅兄弟に深く被憑たる人々の、兩人の討死を見捨て逃るといふことやあるべき。命が惜くば初より戰場へ出ぬこそよけれ、吾と思はん人々は踏留て討死せよ。如何に敵方の軍兵、角いふは般若院迚、名を近國に知れたる大悪僧の剛者なるぞ、首取て高名せよと詈掛、二間餘十文字鎌の柄の握太なるを押取延、突つ掛つ扣付たるに、鑓を合する人もなし。四角四方に當り、七八人手下に突倒たれば、此勢に辟易して進者こそなかりけれ。只遠矢に射取れとて、矢衾を作て射たりければ、般若院が鎧に矢の立事、蓑を逆に着たるが如し。其中に裏掻たる矢三筋、中にも喉の下に立たる矢を掻かなぐり捨んとするに、鏃留て抜ざりしかば、流石の般若院も目眩、茫然として鎗を杖に突て立噤たる處を、櫻井勘介鑓付て

般若院が首を取。其頃般若院が弟子に荒中將とて、師匠に劣らぬ惡僧の有けるが、勘介が般若院が首提たるを見て、師匠の讎遁すまじと云儘に、大の鉾矢つがへ能引て放矢に、勘介が胸板より總角付の板まで、筈の隱る程ぐさと射込たれば、阿と云聲とともに倒たり。荒中將此敵には目も不掛、差詰々々射ける矢に、死生は不知、敵十餘人矢庭に射落しけるが、矢軍計はすまじき物をと獨言して、大勢の中へ破て入、石動樣の袈裟掛に成佛せよと呼で、散々に戰けるに面を合する人もなし。寄手は鏃を揃て散々に射たりけり。然る所に鐵炮の玉一飛來て、中將が傍腹を打貫たれば、犬居に倒けるが、又起上りたれども今は不叶とや思ひけん、鎧の上帶切捨、忽に自害して骸を戰場に曝けり。其外軍兵大衆は石動山さして逃けるを、拜鄕五左衞門尉兼てより道筋を取切て散々に責ければ、遁者は希にして討るゝ者は多かりけり。山莊藤兵衞尉は手疵數多負、木陰に徘徊居たりけるが、溫井備前守が討死したるを見て、今は是迄と思ひ、敵を左右へ追拂、其死骸を枕として腹掻切て失にけり。筒井雅樂助此所にて討死す。角して荒山の城已に落たりしかば、佐久間玄蕃允盛政は、勝時三ヶ度執行、其後溫井・三宅・般若院・山莊・筒井、此五人が首共、野村勘兵衞尉に取持せ、前田利家が方へ送しかば、又左衞門尉は大に悅び、盛政の働莫大なりと感心し、樣々の謝禮を盡し、使者にも則村政の刀を引たりけり。

信實は連龍の誤。伊豫守は奥村助右衛門永福、淡路守は小塚八右衛門秀正

能州石動山軍、付石動山燒失事。

能州石動山へは、前田又左衛門尉利家軍兵を引率し、天正十年六月二十六日の未明に押寄たり。先陣は高畠石見守大行院の東谷より責上る。前田利家は二王門の方より大手に被向。相從侍大將には長九郎左衛門尉信實・奥村伊豫守・同孫助・小塚淡路守以下都合三千餘人、石動山に押寄たり。折節朝霧大に降て咫尺を見る事あたはざりし。大衆は敵是程火急に寄すべしと思はざりしかば、越後勢は長途の疲休めんとて朝寢し、未起も上らざりけり。又石動山の衆徒共は、當山榮久の護摩並利家調伏の祈禱して、緩々として居たりければ、遠見の兵をも不出。故に利家の軍兵ども安々と山まで攻上り、鐵炮を放し時を作れば、大衆も武士も大に驚き、色を變じ途に迷、若大衆の氣早なるは、武具着る隙のなかりしかば、徒肌のまゝにて褊衫の袖を結んで肩に掛、散々に斬合たり。高畠が先手栂尾善次郎、今日の先登と名乘て一番に進んだり。利家の小姓丸尾又五郎・富田助之丞・雜賀金藏等は、弓手の脇より進で突て掛る。城中の軍兵共大勢出合、鎗襖を作て突掛りしかば、栂尾突崩されて引退く處に、丸尾・富田・雜賀等得たりやおうと助たりけるが、雜賀・富田は鐵炮に當て討れたり。栂尾は取て返しけるに、遊佐孫太郎が若黨白井隼人と名乘て、突出て戰ひけるが、不叶とや思ひけん大行院の門の内へ引入たり。寄手是を見て、初白井隼人と名乘つるは何國へ逃行けるぞ、迯し返て勝負

せよと謂處に、早田主膳と云者三間柄の鎗を取て梅尾に突て掛、火出る程ぞ戰ひける。然處に丸尾又五郎横鎗を入て助たりしかば、早田終に梅尾に討れけり。利家の軍兵共吾も々々と進けり。中にも長九郎左衞門尉は、此山案内をば能知たり。四方より込入て遊佐河内守を生捕にせよや迚軍兵を進けり。爰に如何したりけん、利家の兒小姓篠原出羽守、其頃は勘六とて十七歳になりけるを初として、小塚八右衞門尉・寺閑兵右衞門尉三人、一番に攻入て散々に相戰、皆敵の首討取て循爰を先途と責たりけり。斯る處に成就院の小相模、大宮院の飛驒、法輪坊の同宿中記といへる惡僧共數十人、坂中に下塞て、石動山の大衆等が拜斬に解脫せよと廣言吐て、死狂にぞ働ける。其中にも長七尺計の法師、坂の上より敵兵を見下、大長刀の二間計有て、鎗かと覺る計なるを、手本短く押取延、實乘坊の荒讃岐忠快と名乘て、帶を以て庭を掃が如く薙立たるに、寄手の先陣切立られて四度路になり、逃眼を作り後足踏たる處に、寄手の中より鐵炮を以て、僅七八間が程にて雷の落るが如く放たれば、響に應じて忠快が胸板を打貫、後に控たる陽俊坊が同宿本宰相が眞中に中りしかば、二人共に弓手妻手へ倒たり。笠間義兵衞尉走り掛て、忠快が首をば捕たりけり。其外の惡僧共此所にて大勢討死したりければ、衆徒は引退て二王門を差堅め、此所にて防ぎたり。寄手は彌氣乘、勝鼓打て時の聲を作懸々々、唯一時に揉落んと、汗水に成て責たりける。前田利家は伊賀の備組とて五十

餘人扶持し置しが、彼輩を招て、今敵軍する躰を見るに、物の用にも可立程の者は、打出て合戰すと覺たれば、坊々院々に墓々しき人は有まじきぞ。汝等忍入て院々坊々に火を放て燒立、少々老法師・小法師原の中に敵對する者をば斬ても捨よ。去程ならば一人も不殘逃失なん。衆徒等坊中の火を見ば、敵早攻入たるはとて途を失ひ、敗軍すること疑なしと下知しければ、畏候とて院々坊々へ忍入て窺ひ見るに、案の如く手に可立人はなし。小法師原の少々殘たるを追散し、十餘ヶ所に火を掛たり。去程に黑煙覆天、折節魔風頻に扇で院々より諸堂に吹掛たれば、咸陽三月の火を一日に合せたる歟と覺えて夥し。寄手は彌氣に乘喚き叫で責掛。利家白旄を打振々々、進や々々敵に息繼がすなと、自ら眞前に進たれば、家の子郎從主をかばひ、馬の前に馳塞々々死を爭て攻しかば、流石の惡僧溢者共も、後の火に途を失ひ、手足もなゆる心地して、防難く思ひければ本堂差て引退く。是を無云甲斐とや思ひけん、阿彌陀院の律師俊慶、圓滿院の天狗坊、松月坊忠格、大宮坊の飛驒、金藏院の中將以下、究竟の若大衆三十餘人、武具の上に白衣を着したすき掛、一樣に長刀を持て、二王門より內少し窄き所に待受て、東西に開合せ南北に追靡、卷つ被卷つ曳聲を出して戰たり。道は狹し、寄手大勢と雖も脇より廻て可進樣もなし。唯童部の駒取するが如く、順に雙で支たれば、面に立たる者計こそ合戰をばしけれ。後陣の大勢は徒に見上、見物してぞ控ける。寄手鋒を傾、身

を不惜して込入ば、大衆長刀揃へ命を捨て追出す。追出せば込入、込入は追出し、七八度が程揉合たれば、敵も味方も討るゝ者其數を知ざりけり。流血は混々として、白石忽に紅に變じければ、火の丸かせに不異。青苔朱に染なし、死骸積で累々たれば、無慙と云も餘りあり。似合ぬ僧の任俠して、衆徒も大勢討死し、武士をも多く滅したる罪業の程こそ薄情けれ。寄手は多く討れたれども、大勢なれば勢も不透、荒手を入替々々責る。大衆は小勢なれば、面に立たる惡僧等も、次第々々に勢力疲、手疵數多蒙て討るゝ者多かりしかば、一太刀打ては引上り、二太刀討ては引退く。寄手は彌乘氣、飽が上に責重る。爰に大行院の東谷を防ぎける遊佐河内守並に越後勢等も、高畠石見守に打負、心細く思ふ所に、山中は悉く燒立たり、大手の大將温井・三宅兄弟も討死し、大衆等も二王門の軍に皆被討取たりと聞えしかば、其實やらん又敵の謀にや有らん、實否を極んと軍使を遣んとする所に、軍兵共は此左右を聞て、元來落心の付たる者共なれば、なじかは少も怺べき、吾先々々と四角八方へ逃散けり。遊佐も彼勢に被引立、彼を捨て落行たれば、能州の一揆共暫時の間に滅亡けり。

八月五日。前田利家能登羽咋郡菅原の農民行長に十五俵の地を與ふ。

〔能登古文書〕

其在所肝煎爲褒美、居住近所拾五俵令扶助畢、彌可抽馳走者也。

天正十　八月五日　　　　　　　　　利　家　印

菅原村行長所

八月十五日。前田利家能登羽咋郡中川村の農太郎右衛門に十五俵の地を給す。

〔能登古文書〕

其在所肝煎爲褒美、居住近所拾五俵令扶助畢。彌可抽馳走者也。

天正十　八月十五日　　　　　　利　家　印

中川村　太郎右衛門所

八月二十日。前田利家能登羽咋郡菅原天神及び社僧に田地を寄進す。

〔菅君雜錄〕

此年八月廿日能州菅原天神堂爲修覆料五十俵之地御寄附、並に社僧成喜坊・遍照坊へ田地を被下。

菅原繩打之內を以五十俵、天神爲修理米被寄進候。四拾俵成喜坊・遍照坊へ被扶助候。田地有坪者、寺前櫻町福屋堂之前也。如件。

天正十　八月廿日　　　　　　　　利　家　印

成　喜　坊

遍　照　坊

〔寺社領御印物留〕

當社天神領貳拾五石並兩坊𛀁貳拾石、合四拾五石は、天正十年八月廿日利家樣之御印に而頂戴仕罷在候處、就中寛文元年御上𛀁可指上之旨被仰渡、即御印物指上置候。其後未御下げ無御座候得共、右御印物舊記留御座候に付、別紙寫上之申候也。

戌　三月　　　　　　　　能州菅原　成　喜　坊　印

遍　照　坊　印

明　王　院

波　着　寺

〔寺社來歷〕　菅原天神由來書

高德院樣能州御下向、菅原寺に被爲成御着座、天神は御氏神に付、此所被爲成御宿候間、於神前御祈誓可仕旨御意に而、七尾𛀁御發足。彼地御在陣之內、高德院樣御年筭並御利運之日限考可申旨被仰下。則考申上候得ば御機嫌能、天神社領貳拾五石、兩坊主貳拾石被成下御印

頂戴仕候。其後遍照坊弟子十二三之小僧、高德院様御夢想と覺、此旨達御聽、御夢想開被仰付、御懷紙上申候。又越中御在陣之内、

まもれ國月の光りも淸き哉
國〳〵に榮ふる梅の若枝哉

是又御夢想開被仰付候。

八月廿一日。前田利家能登羽咋郡瀧谷妙成寺に十三俵の田地を寄進す。

〔考據摘錄〕

天正十年八月廿一日能州羽咋郡瀧谷妙成寺ゟ寺領御寄附、御寄進狀寫。

土田庄之内を以、拾參俵令寄進候。全可令知行者也。仍如件。

天正十　八月廿一日　利家印

瀧谷妙成寺納所

〔寺院來歷〕　貞享二年由來書

以舊跡靈地、從高德院殿天正拾年に寺領拾參俵御印、並御判之禁札被下置候事。

禁札は今年十月十八日附なり

八月廿四日。前田利家能登羽咋郡氣多神社に米四百俵の地を寄進す。

〔國初遺文〕

一宮氣多大明神ゟ寄進分四百俵者、大門之前より東西いかきのめぐりを以、全可令知行候。於末代相違有間敷者也。仍如件。

天正十年八月廿四日　　　　利家判

大宮司監物殿

監物は櫻井氏

〔寺社來歷〕一宮長福院由來書

度々之亂世に院宇悉く致廢絶、天正十年高德院樣御代に罷成、一社御取立、社領貳百石並居屋敷御寄附被成候。其節寺家纔六ヶ寺罷在、即其通に御立被爲下候。

〔寺社來歷〕一宮神主由來書

當社祠官之義は、委延喜式神名帳に有之候。神主數從先規以來、時代により增減不定之由申傳候。然るに天正十年に、從高德院樣社領御寄進被爲成候刻より、大宮司・神主・神子共に貳拾人御座候處、明暦三年に從微妙院樣、社領御加增被爲成下候砌、神主數御吟味を以、又貳人可相立之旨、津田玄蕃殿御奉に而被仰付、只今貳拾貳人御座候。則御一行、神官・社僧一通に致頂戴候御事。

右由來如此御座候。緣起・御寄進狀・御書・御制札等、別紙目錄之通所持仕候、以上。

貞享二年五月十七日　　　　櫻井監物　印判

櫻井權丞　印判

〔菅君雜錄〕

此年能州一宮へ、地方を以て二百石御寄附也。崇神天皇御建立の社堂也。

八月廿五日。前田利家能登羽咋郡氣多神社に三百俵の修理田を寄進す。

〔國初遺文〕

一宮社頭爲修理、田三百俵令寄進候。則大門脇より東西いがき手よりを以、全可知行。於末代不可有相違狀、如件。

天正十年八月廿五日　　利家判

八月廿九日。前田利家能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。

〔氣多神社文書〕

禁制　　能州一宮

一、神林小松等伐採事。

付、木之根等之事。

一、社中武家人居住事。

一、社中に立入狼藉事。
付、理不盡之催促之事。
右條々堅令停止處、若於違犯之輩者、早速可言上者也。仍如件。
天正十年八月廿九日　利　家　判

八月廿九日。前田利家能登鹿島郡石動山天平寺より沒收したる寺領を長連龍に與ふ。

〔能登志〕
今度就企逆心、彼寺領悉令沒收候。然ば其方知行中にも有之由候。雖然重々御理之事候間、爲新知遣之候。全可知行者也、仍如件。
天正拾　八月廿九日　利　家　判
長九郎左衛門殿　御宿所

九月朔日。前田利家能登鹿島郡熊木村の農民與一に米拾俵を扶持す。

〔能登古文書〕
已　上

彼寺領は天平寺領

當村年寄之事候間、爲扶持分八木拾俵遣之候。諸事彌可馳走者也。

天正十　九月朔日　　　　利　家　印

熊木村與一

九月朔日。前田利家能登鳳至郡穴水南北の農民に命じて、木材を同郡諸橋に輸さしむ。

〔能登古文書〕

已　上

南北よはり舟之事、もろ橋まで材木とりに遣候間、急いだすべき物也。

天正十　九月朔日　　　　利　家　印

穴水南北百姓中

九月五日。前田利家能登羽咋郡中川村の太郎右衞門に書を與へて、先の戰に潛匿せる農民に歸住せしむ。

〔能登古文書〕

今度敵働に付て、在々百姓共隱候由尤候。押へ人數を遣候間、早々可立歸候旨、村々其手引

性舜坊は石動山に在りて利家に黨したるを以て寺僧の爲に害せられたるもの。氷見屋は性舜坊の俗縁なるべし

手引へ可申觸。若此度不出百姓は、末代可拂在所者也。

九月五日　　利　家　印

中川太郎右衛門所へ

九月六日。前田利家能登鹿島郡七尾の市人氷見屋某に宅地及び田地を與へて、性舜坊の功に報ゆ。

〔能登古文書〕

已　上

其方屋敷分貳斗五升、幷田地參段被扶助候。性舜坊位牌可相立者也。仍如件。

天正拾　九月六日　　利　家　印

氷　見　屋

九月六日。前田利家山城男山八幡宮に七拾俵の地を寄進す。

〔石清水文書〕

新庄村之内を以七拾俵、八幡に爲新寄進遣之候。全可有領知者也。仍如件。

天正十　九月六日　　利　家　判

本文に豐藏坊とあるは寶幢坊の誤なり

〔袂　草〕

八幡豐藏坊へ御家より知行賜由來

一、信長大坂を攻んと、大人數を以八幡の山下を押通給ふを、八幡の豐藏坊山の陰に居て見物す。時に武者一騎走り來て、山の半腹にて拜禮す。豐藏坊思ふは、大軍の中より一人抽んで拜禮する事、八幡信仰且は武功を心がくる侍と見ゆ。彼れに滿足させんと思て、戲言に予は是八幡也、今度の合戰に汝必高名可致。然らば豐藏坊に知行を可寄附と高聲に呼はりければ、彼侍不思議の躰にてあたりを見上ければども、木陰に立隱れ云ければ不見、彌信仰の躰にて再拜し行けり。此侍は利家公也。角て大坂攻に、信長森口より深入し給ふ故、一揆討て出で諸將敗せんとす。時に利家殿(シツハラヒ)に退給ふ處、敵數十人を相手にし、鑓を以突き退け給ふ內、味方多く踏止り、敵を城中に追込と云々。是偏に利家公の武功に有と、世以て美談す。其後豐藏坊へ御知行寄附あり。時に彼木陰に立隱て申たる事を、豐藏坊有の儘申上ければ、是則八幡の御詫宣也と、彌御信仰有りけると云々。

〔桑華字苑〕

一、大阪に一向の門跡居給ふを、信長公攻給ふに依て、諸勢大阪へ押通る。利家公八幡を御

通り被成時、坊主一人杖をつき見物して居たり。利家公是にむかはせたまひ、大阪へはいづれの道を行たるが能候やと、彼坊主に尋給ふ。坊主答て、川むかひの道よく候。是より舟にてむかひへ越、山崎通りを行たまへ。そなたは誠に仕合のよからん仁なり。是は我等の云となおもひたまひそ。八幡大ぼさつの御たくせんなり。仕合よくば必ず八幡しんかうあれ。我は八幡の方東坊と云者なりと云。利家公軍の門出、是ほど目出度事非じと、御こゝちよく思召、頓て仕合よく歸陣には參詣可申と御約束。其御陣に御手を負せられ候へ共、おびたゞしき御手柄、信長公御かんにあづからせたまひ、御歸陣に八幡へ立寄らせたまひ、方東坊へ被爲入、以來までの御だんなに御約束。其後能登國御拜領被成、上納の知五十石永代方東坊へ御寄進なり。今以て其通なり。

方東坊は寶幢坊

十月十日。前田利家能登鳳至郡道下村寶泉寺に米拾俵の地を寄進す。

〔能登古文書〕

道下村之内を以、拾俵介寄進訖。全可有寺納者也。仍如件。

天正十　十月十日　　利　　家　印

道下護摩堂御坊

〔寺社來歷〕　貞享二年由來書

當寺開山惠照、正和年中護摩堂並坊舍取立候由申傳候。天正年中高德院樣能州被遊御入國、當寺被爲掛御腰、其節寺領五石之御印被成下候。其以後禪宗住持仕罷在候處、其趣微妙院樣被聞召、承應貳年如古來眞言寺に被改、住持之義同州石動山より召置候。同三年に纔日之御印頂戴仕候。

當時米壹俵は三斗なり、故に拾俵は五石にあらず

十月十日。前田利家能登鳳至郡道下村三郎左衛門に拾五俵を扶持す。

〔能登古文書〕

道下村之内を以拾五俵令扶持候。惣地下之儀情を可入事肝要候也。

天正拾　十月十日　　利　家　印

道下村　三郎左衛門かたへ

十月十日。前田利家能登鳳至郡阿岸中村の民高右近に拾俵を寄進す。

〔能登古文書〕

中村之内を以拾俵令扶持候。地下之儀情を入馳走肝要候也。

天正拾　十月十日　　利　家　印

安岸中村　高うこかたへ

安岸は阿岸郷にして中といふは後の小山村なるべし

十月十日、前田利家能登鳳至郡荒屋村の民三郎左衛門に拾五俵を扶持す。

〔能登古文書〕

本郷あらや之内を以、拾五俵令扶持候。惣地下之事可肝煎儀肝要候也。

天正十　十月十日　　利　家　印

本鄉　三郎左衛門かたへ

十月十日、前田利家能登鳳至郡川島村の七郎兵衛に拾俵を扶持す。

〔能登古文書〕

河島之内を以拾俵令扶持候。地下之義情を入可馳走事肝要候也。

天正拾　十月十日　　利　家　印

河島　七郎兵衛かたへ

十月十日、前田利家能登鳳至郡中居村の鑄物師三右衛門に貳拾俵を扶持す。

〔國初遺文〕

中井北方之內以貳拾俵令扶持。諸事地下等之儀可馳走者也。

天正拾　十月十日　　　　　　　　利　家　印

中井鑄物師　三右衞門かたへ

〔袂　草〕　中居三右衞門覺書

一、越後の殘兵並畠山殿の侍、右一味の人々所々にて被討殘面々、數代畠山殿七尾居城に付、家中の侍の末子或は弟など、石動山に上げ置出家し居る其緣を以、右殘黨石動山に楯籠。利家公聞召、天正十年攻落給ふ砌も、先祖三右衞門御用奉る由。

十月十一日。前田利家能登羽咋郡富來の民上島彌五郎に百四拾俵を扶持す。

〔能登古文書〕

兩郡繩打之內、以百四十俵令扶助訖。全可知行者也、仍如件。

天正拾　十月十一日　　　　利　家　印

上嶋彌五郎殿

〔富來彌六書上〕

乍恐能州富來彌六申上候。

一、大納言樣能州御入國之初、先年國之世に而有之刻、能州一國の內に而口をも聞、物頭を

も仕候者共御穿鑿被爲成、羽喰郡之內にも五六人えらび被爲出、御扶持を被下候由に御座候。然處に私祖父藤右衞門には、いかゞ被爲思召候哉、餘人にはづれ御扶持をもおほく可被下に相極申候由、其刻下にとりさた仕候に付て、藤右衞門誠忝奉存、被仰出無御座候以前に、せがれ貳人持申候間、何れを成共一人被爲召出被下候樣にと申上候。此儀猶以御滿足に被爲思召、則兄彌五郎被爲召出、藤右衞門に可被下御扶持を、彌五郎御奉公に罷出候に付て、彼ものに御知行に被下候由に御座候。則其時之御一行只今指上申候御事。

一、彌五郎罷出候刻、名字御尋被爲成候。則とぎ七ヶ之前々より物頭をも仕候に付て、富來を名乘申候由申上候へば、いかゞ被爲思召哉、上嶋に可罷成由被爲仰出候に付而、則上嶋を名乘申候事。

一、富來七ヶ之內に、大福寺村と申所に堂御座候。其社之別當に北坊と申人御座候。此人貴きふしぎなる人之由、內々御耳に立申候に付て、藤右衞門を以度々御祈念御座候由承及申候。彼坊主方に藤右衞門を以不被仰入候へば、餘人より申入候義は承引不仕候に付て、どなたより御祈念御座候も、藤右衞門取次を仕候由御座候。然者御祈念之御度每に、樣々御進物共被遣候へども、彼坊主賢人に而御座候に付て、終一錢も不申請候。然共左樣之たびごとには、すこしづゝ御初尾被遣候を、必彼坊主より藤右衞門拜領仕候由に御座候。其儀者大納言樣御

耳にも立申候由、承及申候御事。

一、右之仕合に付而、彼坊主方並藤右衛門方ゟ度々數通之御書共御座候へども、私代に罷成、火事にあひ申候。其刻私宿に有合不申候に付、右之御書共悉燒失申候。然共私母、後藤五郎右衛門と申ものゝむすめに而御座候に付て、彼五郎右衛門所に預り有之申候分、御書五通殘る。只今指上申候御事。

一、先年やながせ御陣之刻、彌五郎御供仕、則御用に罷立討死仕候御事。

一、御歸國之刻、彌五郎弟彌六をあとめに出申候樣にと被爲仰出候。然處に藤右衛門御理申上候者、彼彌六を御奉公に出申候而は、家を續可申子も無御座候間、被爲成御免被下候樣にと申上候。御理申上候通被爲聞召分、御奉公之儀被爲成御赦免、只彌五郎あとめとして、高八拾俵彌六に被下候御事。

一、利長樣御代之時分、三ヶ國寺領社領御穿鑿御座候に付て、何れも大納言樣御印共持參候樣にと御觸之由に御座候。其刻能州所之口に者、前田播磨守樣被成御座候而、右之通被仰觸候。能州一國之御扶持をも被下候者共、何れも御印持參仕候に付而、藤右衛門も右貳通之御一行持參仕候。然處に彌五郎百四拾俵之御一行をば返被下、續目彌六八拾俵之御一行をばあなたに被爲留置、其時より三拾俵被取上、五拾俵被下來り申候。然共五拾俵之御印は終頂戴

不仕候御事。

一、高五拾俵之内、元和貳年御檢地割之刻貳拾俵被召上、參拾俵をいまに被下來り申候事。

一、只今迄被下候御扶持者、私田地之内を以被下來り申候御事。

一、大納言樣御代之刻、七ヶ御公儀事御座候へば、私家に而百姓中寄合をいたし、諸事を相つとめ來り申候。然共近年三ヶ國共に十村頭相立申候に付て、富來七ヶにも肝煎七人罷在申候。右之内四人たいてん仕候に付て、別に十村頭も無御座候。其上前々よりのすじめに候間、右四人之あとも私に策配申候樣にと、何れも與中のものごとも申に付て、先一日／＼と奉存、はや數年仕來り申候御事。

寛永拾壹年ひかえ。

十月十六日。前田利家能登鳳至郡長井村の民番頭に拾俵を扶持す。

〔能登古文書〕

長井村之内を以拾俵令扶持候。地下之儀可馳走事肝要候也。

天正拾　十月十六日　利家　印

長井村　番頭

十月十八日。前田利家能登羽咋郡瀧谷村の妙成寺に制札を與ふ。

〔能登古文書〕

制　札

一、寺内可爲如先々事。
一、伐採山林竹木事。
一、往還之者、於寺中猥之義有之間敷事。

右條々堅被停止訖。至違亂輩者、速可處嚴科者也。仍如件。

天正十　十月十八日　利　家　判

十月廿一日、前田利家能登鹿島郡太田村海門寺に參拾俵の地を寄進す

佐美は佐味

〔温故足徵〕

爲堪忍分、佐美繩打之内を以卅俵進之候。全可有領知者也。仍如件。

天正拾　十月廿一日　利　家　印

海　門　寺

〔考據摘錄〕　海門寺由緒

海門寺中興開山東岳和尙は、畠山殿次男之由、古き石塔に有。其砌に寺領三百貫文被付置候由申候。利家樣彼一亂に寺燒失以後、御鷹野に被爲入候而、右御一行被下置候由。

〔寺社來歷〕　貞享二年書上

當寺開闢者畠山家建立被仕、三百貫之地寺領に寄進之由に御座候。乍然年代者知不申候。其後當寺開山之弟子受繁と申僧看坊仕罷在時分、高德院樣能州ゑ被爲成御入國、當寺之樣子御尋に付而、右之品々申上候得者、天正拾年に草高三拾俵被爲成御寄進、則御印頂戴所持仕候云々。

十一月十一日、前田利家將士を能登鹿島郡石動山に置きて警備に任ぜしむ。

〔新編御年譜〕

石動山番手之次第

一番　小塚藤十郎　鐵炮廿五挺

二番　杉小左衛門組 五郎兵衛殿の內　但藤十郎內鐵炮拾挺

三番　五郎兵衛殿

四番　長立 山口次右衛門

五番　伊藤勢兵衛 木村作右衛門

六番　中嶋新兵衛組 五郎兵衛殿の內　但藤十郎內鐵炮十挺

以　上

右何も十日番無懈怠可被相勤者也。

十一月十一日　　利　家　印

十一月廿九日。前田利家能登鳳至・珠洲二郡の炭燒に山林伐採を許し、課役として木炭を納めしむ。

〔能登古文書〕

奥郡山々炭燒共に申付候條、いづれ之山に而も手寄次第立入炭を燒、如相定役炭可上もの也。

天正十　年十一月廿九日　印(利家)

すみやき所

十二月十五日。能登鳳至郡山田鄕の民に木炭等の上納を催促す。

〔能登古文書〕

以　上

態申遣候。仍而夏以來申付候すみ何とて不入候や。殊ほそずみなどの事申付候に、一切無沙汰如何之子細候や、早々可究濟候。猶於無沙汰者催促を可遣候。次年貢米無由斷可納所候。

近日可中勘定候間、其心得專一候べく候しと。
天正十　十二月十五日　利　家　印
山田百姓中

天正十一年

閏正月廿九日。前田利家能登羽咋郡氣多神社神幸の加輿丁に關して書を與ふ。

〔能登古文書〕
當月一宮之御神幸加輿丁事、如先々可相調者也。
天正十一年壬正月廿九日　利　家　印
中川村百姓中
おごの村百姓中

二月七日。前田利長近江國柳ケ瀨陣の先鋒と爲る。

〔考據摘錄〕　國褒談
天正十一年二月七日柳瀨可出張云々。前田孫四郎利長爭魁。續勢不破彥三・佐久間久六・原彥次

おごの村は藪野なり

郎・金森五郎八等也。玄蕃大將なれば跡に打しが、押東野城立備、前後一萬五千、在々所々分入燒立上凱歌、柳瀨過打入軍勢。同十日押天神山・木本兩城玄蕃働出、今度井口川切て放火せんとの義なれば、取出の城々押への勢を方々置て燒働也。

四月九日。前田利家能登鳳至郡道下に書を與へて、大工の耕作する者に夫役に服せしむ。

〔能登古文書〕

道下村之內脇田小五郎知行分に、大工有之處に、夫役不仕候由候。田地を於令作者、其役を可相勤之旨可申付者也。

天正十一年卯月九日　印(利家)

櫛比道下村　三郎左衞門かたへ

四月十六日。前田利家能登珠洲郡上戶の農民に命じ、寺社領を耕作する者といへども諸役に服せしむ。

〔能登古文書〕

直郷上戶之內、雖爲寺社分、於令田地作者、諸役之義惣百姓並に可相勤者也。

天正十一年四月十六日

直郷上戸百姓中

印（利家）

主膳坊は種善坊

前田右近は利家の弟秀繼なるべし

半記は半喜にして横山長隆なり

四月廿一日。近江柳ケ瀬に於ける柴田勝家の軍敗れ、前田利家府中に退却す。

〔國初遺文〕　魚津御馬廻小川忠左衛門覺書

天正十一年四月二十一日柳ケ瀬に而柴田修理亮敗軍之節、利家様柳ケ瀬を御退被成、府中城江御楯籠被成候。御勢僅五十人計に而、鐵炮も少く御座候故、侍中町江罷出鐵炮十挺計取参候。拙者も五匁筒一挺取参り、利家様江懸御目候處、御直に玉薬十放分御渡被成、御指圖に而北江口江向候。夜中に十放ながら打、人馬多打倒し申候。三之丸之内山崎主膳坊屋敷、侍十人に而固め申候。町口に火を懸申に付、敵北江口より攻込申候。前田右近大夫様・御内源藏兩屋敷に而、御家來中粉骨之防戰、外輪之町に而火を掛、進退被追込討死多御座候。翌日噯に成、軍無御座候。

〔關屋政春古兵談〕

一、利家公御家中、天正十一年柳ケ瀬にて討死之衆姓名、横山半記（城州の父也。）・小塚藤右衛門・富田與五郎・奥村孫助・土屋文左衛門（中村安右衛門兄也。）・土肥但馬、七人一所にて討死、一人名不知、追而

可考之。

有澤武貞朱書云

近年考置處之姓名は十八人也。本文六人の外に木村三藏・野々村庄九郎・關戸彌六・横地平八共に十八人也。

〔四戰略譜〕

天正十一年四月二十一日未明より、秀吉公黑田村を通り、觀音寺坂より登らせ給ふ云々。盛政堂木山の押へ前田氏父子の備を便に引。谷より峯より出る皆秀吉の兵也。時賤ヶ嶽天神山諸方の取出より、皆備を出して戰ふ。越前の諸將或は討れ或は敗し、親を捨主に離れ、柳ヶ瀬道へ逃るもあり。七里半の山中を志し峯通を行もありて、難所に行懸て返合勝負をし、谷合に行つまりて自害をするもあり。敵味方の死體谷を埋め道を塞く。前田氏は盛政敗軍の後諸方の敵と戰、其家臣多討死。小塚藤右衛門・富田與五郎・木村三藏・横山半記・土肥但馬、此外三四人、先手陪臣二十八九人討れ、山中より塩津へ下り、疋田へ出、木目峠へかゝり、今庄へ出府中へ皈着。此道程十六七里。常行に非ざれは、兵卒騎兵歩兵に行路の遠きを忘れたるなるべし。此間山中間路の近道もあり、府中は居城なれば全く守成す。

〔北藩秘鑑〕

柳瀬御陣戰死七人衆

横山半喜　山城守長知父に而則大作祖。

小塚藤右衛門　子孫之事上に記之。
富田與五郎　同斷。
奧村孫助　長右衛門次男に而源左衛門祖、嫡胤者勘兵衛家、猶下にも記之。
土屋豊左衛門　中村岡三郎祖之安右衛門兄。
木村三藏　子孫之事上に記之。
土肥但馬　嘉傳次祖。
一說、右七人之外戰死四人有之。
關戸彌六　六拾石、子九左衛門相續、梅顏院樣中川宗半江御入嫁之時、御加增に而貳百石に被成被爲附、宗半死去後浪人、其後不知。

梅顏院は瑞雲院なるべし

橫地平八郎　虎十郎祖。
野々村庄八　子孫忠左衛門、貞享元年御追放。
四田右馬助　八兵衛祖。
〔可觀小說〕
一、太閤と柴田勝家と鉾楯の時、高德公は府中に被成御座候。瑞龍公は江州柳瀨へ出張、柴田家敗軍に付、瑞龍公は嚴敷防戰、御家臣多戰死す。土肥但馬・富田與五郎・小塚藤右衛門・

横山半記・中村豊左衞門・奥村周防、其外數多有。

二十一日の合戰に、山の北國勢惣敗軍の時にも、備を少も不亂、二千餘騎の其勢を、一人も不殘引縛、越府に歸陣仕給けり。椿坂の山中は、嶮岨の地にて有けれども、少も恙なかりしは、兼ての策深くして、案內者の有ける故とかや。

〔利家公御武功覺書〕

一、柳ヶ瀨合戰之時 御備に 被置候衆、小塚藤右衞門・木村三藏・富田與五郞・井上傳右衞門、其外五六人、三度迄敵を突崩し、枕をならべ討死仕候由、大納言樣度々御物語被成。是等も今居申候はゞ、一萬石程遣之申者の由御意被成候事。

〔陳善錄〕

一、大納言樣御居間にて、柳瀨御陣の儀、肥前樣、孫四郞樣・土方勘太夫殿へ御咄被成候。肥前は其所よくおぼえ申候由御意。御前には德山五兵衞・寺西宗與・村井豐後・三休・奧村伊豫・岡田長右衞門六人居被申候。金左衞門・勘十郞はかよひ仕有之時、木村三藏・小塚藤右衞門ひるゐなき討死仕候、前田又左衞門內兩人名をなのり、四五度つきあひ討死候。富田與五郞其外四五人は、二十間計立退討死致候。扨も〳〵三藏・藤右衞門は、一入ふびんに候ゆゑ、三

〔國祖遺言〕

大納言は利家なり

土方勘太夫とあるは勘兵衞雄久のことなるべし

公は利長なり

藏の兄作右衛門に三千石、藤右衛門の弟藤十郎に三千石遣、鐵炮兩人に七十挺あづけ、越中之さかひ之城にあづけ置候。いさい之義は豊後よく存候。豊後は朝無比類首を取參候故、其よりさきを見せに遣申候内に、はやはいぐんに成申候樣子は、よく豊後存。富田與五郎父次郎左衛門兵法の家に候間、六百石遣置申候ひき。次郎左衛門死申候間□又は與五郎子に候間、せがれ共今の與五郎に六百石ながら遣置申候由御意に候事。

〔考據摘錄〕瑞龍閣記

織田右府薨後。柴田勝家（修理亮）。與豐主（姓豐臣名秀吉）。不相善。十一年癸未二月會戰淡海木本邊。公爲勝家之先鋒。十日軍美濃關原。三月十一日陣茂山。志津嵩・柳瀬（茂山以下皆江州地）。接戰。北軍不利。我將士爲之死者多矣。公與國祖退府中。

〔桑華字苑〕

一、二十一日佐久間玄蕃坂口山を敗北す。秀吉の御人數ひしとついてせり合在、よごの湖のはたにて七本鑓合、但所々にてなり。其時柴田三郎右衛門堀切に殘り鑓を合、ふんこつをつくす。原彦次郎働在、青木新兵衛鑓を合せる、各次第を守りだん／＼にのく。利長公御備の前までは作法不亂見事なり。利長公より玄蕃方へ御使被遣、御人數困可申候、入代可申候。玄蕃返事に、御覽の通昨日よりの事、人數困候得ども いまだ御無心は申間敷となり。利長公

扨もにくき返事かなと御立腹の所に、御備の前通にて惣敗軍になる。其時利長公入代らんと仕給ふ所に、御備の後にて三吉佐助が馬を中間取放す。是にて御備いろめき立て、敗軍に及。去どもしばし支て戰ひ、土肥但馬・小塚藤右衞門・富田與五郎・横山半記、各れき〳〵討死す。其より次第〳〵に諸手敗軍して、勝家旗本もくづるゝ。是非におよばぬ仕合と脇田如鐵物語。

〔桑華字苑〕

一、勝家柳ヶ瀨表敗軍して、供の者二十人計、何も步行立、鑓を六七尺ほど宛に切折、つゐにつき、具足着たる者はなし。馬の前後に供仕たり。越州湯の尾の宿に、うすせうづと云淸水有。是にて各水を呑、跡をかへり見ければ、湯尾峠に敵の先手と覺て、のぼり見ゐたるとなり。扨府中利家公ゐ使者にて、侍のならひ不及是非仕合口惜候、爰元を罷通ると也なり。利家公御出むかひ、不及是非御仕合、是より御供可仕と被仰。勝家滿足いたし候、去共跡をこゝろもとなく候間賴入となり。達て御供と被仰ければども、けつく氣遣なる躰故、さらば我等は是に罷在、御跡之義少も御氣遣被成間敷と、御いとまごひにてわかれたまふ。勝家其日北の庄につきたまふと、越前の古老兵語る。此老兵後目藥師になり、道見と云ふなり。

〔桑華字苑〕

一、秀吉公大軍を率し、越前府中ゐ先立て御使者、利家と我等は一門の事、人の知りたる所

なり。侍のならひ、一たん柴田が旗下の禮儀までなり。いそぎ門をひらけと被仰下。早町中は入たまふ。老中も、勝家は是迄なり、此上は秀吉公はつきたまひて尤なり。殿樣は申上ては却て如何と、門をひらきて入たてまつる。秀吉公何の御氣遣なるていもなく、廣間はすぐに入たまひ、又左に、出たまへ、柴田めが躰を見たまへ、天道私なし、早出たまへあはん、家老共も出よ對面せんと被仰。利家公御對面被成間敷と再三被仰出、秀吉公又左衛門りちぎ過たる事をのたまふ物かな、柴田とは一たん旗下のぎり計なり。貴殿と我等はのがれぬ間の事、天下の知所なり、早出たまへとをり返し／＼御使。其時利家公落髮被成、御出御對面なり。秀吉公から／＼と御笑、扨も／＼又左律義不及是非、佐久間玄蕃跡加州二郡進じ候。何ぞくはんと被仰、湯付食をあがり、早打立給ふと、神戸清庵其時見たりとて語りける。

一、其後加州金澤迄御下向、兩國平均して御歸陣。信雄御下向に越前さばなみの邊にて御會被成。秀吉公馬上にて、御下向に不及事、是より御歸國被成よ、我等も罷歸と被仰たる躰、もはや主君の御あひしらひにてはなしと、是も目藥師道見語る。

〔村井重賴覺書〕

跡先がつてんもゆかぬもの共、やながせ之右柴田しゆり殿はい軍の時、大なごん樣未又左衛門殿の時、無本被成候由申儀をかしく候。就其利家武者場におさへにおかせられ候衆、小塚

藤右衛門・木村三藏・富田與五郎、其外五六人れき〳〵討死いたし候。出羽は其時勘六と申候。其時村井豐後は又兵衛と申時、首取申候。扨利家公も、皆々柴田殿・佐久間玄蕃などはい軍之上はちから不及、利家公も府中の城まで御立のき候へば、柴田殿馬のりばかりにて、八人にて御立のき候時、大井久兵衛と申もの、柴田殿たゞ今町を御立のき候。此町にて何とぞ御打はたし候て、秀吉公へ御忠せつに成可申と申候處、久兵衛むねを御手にて御たゝき候て、侍づくは不知おのれはやつめと御いかり候て、未御具足めしながら、町まで御出候へば、柴田殿御申候は、扨も又左はづかしく候由御申候時、利家公有ならひ不及是非候間、早々北庄へ御歸陣被成、人數も御あつめ候へ、ずゐぶん此所もち可申候旨被仰候へば、馬の上にて手づな御もちながら、柴田殿手をあはせ、利家を御おがみ候て御通候儀、かくれなき事共の御事。

〔村井重頼覺書〕

此時村井豐後、未又兵衛と申時、やながせにて首を取、其上味方はい軍の時、死ぐるひに切てまはり、名のりかけ〳〵たゝかひ申候時、柴田源左衛門は羽柴久次郎殿先手いたし被居候。昔より別而又兵衛と源左衛門噺申間ゆゑ、其にて鑓・ゆみをおさへ候て、豐後を其まゝ引つれ、わきへのき、扨府中までおくらせられ候。其時豐後府中へ出候時、利家公御大慶中々

御物語は前田綱紀のなり

無申計、以來までも其御咄、はい軍にくびを取事古今なき手柄、其上源左衛門におくられ參事、中／＼忝天道と御意候事。色々右之通ゆゑ、彌柴田源左衛門と村井豐後別而知音に成、扱源左衛門子息を源左賴被申、豐後取次にて利家公へ御小將に被出候て、柴田久太夫と申、五百石被下、利家公御遠行跡迄居申候て、金澤にて死去にて候事。

〔松雲公御夜話〕

一、利家樣越前府中御在城の時、秀吉公柴田勝家と賤ヶ嶽にて御一戰、勝家打まけ、主從七騎にて府中を御通にて候。利家樣御出合候處、勝家のいはく、ヶ樣に打負無念之由被申候得ば、利家樣御意に、侍の習に候間、北庄にて隨分敗軍の侍を可被集候。府中は堅く御守可被遊候間、可心易旨御挨拶有之候時、大井久兵衛と申利家樣の御家來、能時節に候間、御討留可被遊候。私可追懸由申上候處、侍の義理に非ず候旨御意にて、久兵衛が胸ぐらを御取留被遊候由。其後府中に秀吉公の御人數取懸り候得共、御和談になり申候。

一、利家樣秀吉公に被仰上候は、勝家が命計御免候て御助け被遊度由にて候處、可爲其通之旨秀吉公仰に付、利家樣御出馬、高き所に御上り御覽候得ば、はや北の庄の城に火の手上り申候。依て利家樣、今少はやく候ば、勝家が命を御助け可被遊候處、御殘念之由御意被遊候旨、寶永七年十月御物語御座候。

堀久太郎は秀政

筑前守は秀吉

〔村井重頼覺書〕

一、秀吉公御人數越前府中迄つきし處に、利家様此城我等墓所と被仰、鐵炮うち出御楯籠被成候。秀吉公より堀久太郎殿、爲御使城門きは迄御出にて、御あつかひのため御使に參候。しばし矢留事のわけ御聞屆なく、われら御うち候者、利家公跡々御おぼえもすたり可申候。しばし矢留に被仰付候へと、矢文をいたし、御門ぎは迄御こしにて、筑前守被仰候は、むかしより別而御知音故、御息女養子にいたし、今度西國に而浮田八郎殿をむこに取候致契約、其故西國大形おさまり、如此柴田迄切なびけ候。最前密々に味方被成候へと、度々申進候所、御同心なく御恨し。もろおやと云ものに候間、早々一所に御成、北庄へ是より御案内候へと、爲御使罷越旨堀久太郎殿被申候處、利家様被仰候は、段々無異儀候へ共、我等娘柴田方へ人じちに出しおき、北庄に有之。人じち捨申候事不罷成旨被仰候。久太郎殿再三陵として御出候。其故府中に秀吉公一日一夜御在陣。然る所北庄御人質御かい添に付おかれ候あちやこ、後少將事、此もの才覺、破軍さわぎの內に、櫓よりしのび御出、町へ御出、宿に金銀過分につかはし、以來莫大の忠功に可罷成旨たのみ被申、御出候事府中へ注進に而、利家様御滿足御きほひ被成候由に御座候御事。

〔陳善錄〕

一、太閤様へ利家公御息女様、今備前中納言殿に御座候を、御幼少より御養子にて御座候故、殊に利家様能登國御主なれば、柴田殿へ御随なくては叶不申候故、無是非修理殿と一味被成候。然共修理殿甥之佐久間玄蕃、事の外利家様を疑申候由。然共御侍づくに候へば、むほんの御心はなく候。就其前日玄蕃荒木瀬兵衛城を攻候時、利家様御指圖のごとくすれば、修理殿勝軍に成申候を、疑候て玄蕃利家様の御申候を聞不入候故、如案まけに成申候。其をよく太閤様御聞被成候故、又左衛門さりとてはたのもしすくなき大將、味方にしては頼母敷人と御意にて、結句越前加州御手に入、御歸城之時北國の押を又左衛門を頼むよし御意にて、加賀の國石川・河北二郡を、利家様へ御加增に被遣候て御歸城候事。

〔前田家雜錄〕

一、志津嶽の時、柴田北の庄へ行しは籠城の心にてはなしと也。柴田上下二三十計にて、府中河邊をとほり、はや氣遣の躰なる處、利家公（使者共、又利長公御出向とも云なり。）被仰は、御氣遣の躰に相見え申候。御心易御のき候へと有之と也。柴田被申は、又左之事は秀吉と懇意に候間、此以後は別而被申合可然候、少も構無之と御申、北の庄より人質等をも返し可申と有之様子也と。偖退給ふと也。

右勝家何茂長柄を九尺計にきり持と也。（其心は詮義あるに、すべて長柄持戰場、長柄は重き故大形切折ものと也。）偖右柴田氏一里程も可

被退と存ずる所へ、秀吉被參。府中何茂門を立堅、或は鐵炮等をも用心有之處に、又左〳〵と御申、其方共は知らぬ事と有之、自身門御開、玄關さして何と〳〵と有之御越と也。其時利家公髮を切、御對面之處、是には及不申事と有之、湯漬を御乞也。其上に又左へ、盛政の跡石川・河北遣し候。追付北の庄へ御出候へと被申と也。北の庄への先手は堀久太郎秀政也。右の時利家公御挨拶の樣子、咄區々有。又一說には、惣而右の陣には、利家公は御出無之と云說もあり。故に利家公家中討死の衆も無しと也。討死有之衆は、利長公へ御付候衆と也。是とても漸七人有之と云々。

〔村井重頼覺書〕

一、北庄あたご山に秀吉公御本陣に而、城御取卷御攻被成候。城中柴田殿廣間へ御出、城番におかれし侍二十人計、最後の酒もり御座候時、村山源五兵衛と申もの、歷々のもの用に立候ものゝ子、其頃は壹萬石も取可申もの五百石取、此ものに柴田殿御さかづき被下、村山今迄不取立候儀殘多候、ふせぎ矢賴候由御申候へば、御盃被下間敷候、御最期之御供申候は侍之役、名字をよごし申間敷ために御座候と申候へば、柴田殿はづかしく候由被仰候由。酌取し女共を生捕出申候て其物語致候由、利家樣御咄被成。德山五兵衛、村山と申ものよく存候由、御前に而申候御事。

〔村井重頼覺書〕

一、北庄あたご山に、筑前守秀吉公御本陣をすゑられ、取まき申候人數共に、柴田殿有ならひにて候間、甲をぬぎ御わび事候へと高々とよばはり候へば、城中よりしゆり殿、まくらへ〳〵と、是又こゑ〳〵によばはり申候由に候。其時利家公、秀吉公御まへへ御こし候て、柴田は信長公よりの仁、殊におとなすじにても候間、此上はあつかひに被成、五萬石いづかたにても被遣、ひんらくに居被申候樣にと御あつかひ候へば、扨もたのもしき又左かな、いかやう共あつかひ被申候へと被仰候時、畏申候忝存由にて、あたご山を半分又左衛門利家公御のぼり候時、はや北庄城に火かゝり、柴田殿腹御切候よしに候事。

四月廿五日。前田利家羽柴秀吉の軍に從ひて加賀金澤に入る。

〔天正記〕

天正十一四月廿四日、彼城にたて籠る。柴田一るゐことく〳〵相はてをはんぬ。これを見聞て、こゝろある諸侍どもはいふにおよばず、野人山賀津にいたるまで、みなかんるゐにむせぶのみ。同二十五日は秀吉賀州に出馬あつて、そむくものは是をうち、したがふものを近づけ、山川かんかくのなん所の地まで、草ばの風になびくがごとく一へんに歸かうするゆゑに、越中のさかひゐ、かなざはの城にたうりうをなし候。北ろくあらめにこれにぞくし、國々の

おきてをあらため、せい道をまもり、其時越後のしゆご長尾喜平次、秀吉にかうをなし、はた下にぞくする條、人じちを取り、五月八日あづちにいたり、がいじんす。

四月廿六日。前田利家羽柴秀吉より加賀石川・河北二郡を增賜せられ、利長は松任四萬石を受く。

〔壬寅妄志〕

秀吉公より、同十一癸未年高德公、加州石川・河北兩郡佐久間玄蕃跡を爲御加增御拜領、金澤城へ御移り、此時瑞龍公越前府中は御指上にて、加州石川郡之内松任四萬石御拜領御移り。

〔前田貞親手記〕

秀吉公より、天正十一年四月加州石川・河北兩郡御拜領、利家公金澤之城ニ御移。此時利長公越前府中より松任之城ニ御移り、御自領四萬石。

〔村井重頼覺書〕

扨又やながせ御陣相濟、加賀國石川郡・河北郡二郡御加增御取候て、佐々內藏介おさへと秀吉公被仰出。其後內藏介無本の時、度々の利家公御手柄共不及申候事。

〔袂草〕

加賀郡は當時の稱呼にあらず

一、天正十一癸未年、加賀國之内石川郡・加賀郡秀吉より賜、加州石川郡金澤城へ入給ふ。時四十六歳也。

〔袂　草〕

一、秀吉公同十一年利家公石川・河北兩郡御加增、金澤城に御移り、此節府中は上る。利長公松任に御移り、四萬石御知行。

〔村井重頼覺書〕

越前守は丹羽長秀

六萬石は四萬石なるべし

一、其時秀吉公御意に、又左衛門と申仁は、てきにすれば六ヶ敷おひて、味方にすればたいもしき仁に候。もろおやと言、殊に佐々内藏介越中をもち有之候。彼ものひやうりもいに候間、其おさへと存るよし御意にて、加賀國石川郡・河北郡二郡を、利家公へ其時加增に被進候。其時府中御城を越前守殿へわたり候故、まつたうにて六萬石、孫四郎利長へかへ地に渡り申候事。

〔村井長時筆記〕

被仰渡は秀吉なり

一、加州石川・河北二郡利家様被進、能州七尾より金澤佐久間玄蕃居城へ早々御移候へ、佐々内藏介剛毅表裏者に候間、押へと思召候旨被仰渡候由。

〔村井長時筆記〕

一、越前府中爲換地、松任六萬石利長樣に渡り、松任に御舘出來、利長樣御在舘之由に御座候御事。

六萬石は四萬石なるべし

〔考據摘錄〕　瑞龍閣記

公與國祖退府中。豐主來府中。以繾綣之言求和。一公雖辭之。固請遂盟。以故四月六日。一作二十四日豐主賜食邑四萬石於加州石川郡松任。而公又徙之。

公といへるは前田利長なり

四月。羽柴秀吉加賀の諸村に制札を立つ。

〔寸錦雜錄〕

禁　制

加州石川郡　みちの鄕七村

みちの鄕は味智鄕

一、當手軍勢甲乙人亂妨狼藉事。
一、放火事。
一、還住百姓成煩事。
右條々堅令停止畢。若違背在之者、速可處嚴科者也。仍下知如件。

天正十一年四月　日　筑　前　守　在判

筑前守は羽柴秀吉

〔寸錦雜錄〕

邑名は大樫布、宮坂、本樫布、荒屋にして、今は河北郡なり

助右衛門は永福、助十郎はその長子榮明

禁　制

加州石川郡

大ねぶ　みやさか

もとねぶ　あら屋

一、當手軍勢甲乙人亂妨狼藉事。

一、放火之事。

一、還住百姓成煩事。

付小屋壞取事。

右條々堅令停止訖、若違背之輩在之者、速可處罪科者也。仍下知如件。

天正十一年四月　日　筑前守判

五月十一日　奥村永福能登羽咋郡末森城に移る。

〔誓文日記袖書〕

一、九日奥村助右衛門へ祝儀有之、助十郎へ使遣。

一、同十日雨降、助右衛門宅に居る。

一、十一日末森へ飛脚遣。

五郎兵衞は前田安勝

並なか本のまゝ

一、同日末森へ奥村入城、祝儀有。

六月四日。前田利家能登の前田安勝に書を與へて歸陣を告ぐ。

〔高德公書簡〕

次兵衞殿御下之以後、以狀も不申候。無御心元候。然者彼身上之事、安土より申越子細候。七尾之儀は人の出入もしげく候間、先穴水へ被越候て、ゆる〳〵と御入候樣に尤候。左候はば扶持方以下、可然樣に被仰付可被遣候。爰元もはや隙明候間、令歸陣可隨意候、恐々謹言。

六月四日　利家判

五郎兵衞殿　又左　利家

六月廿七日。前田利家能登鳳至郡穴水の民に命じて七尾城の用に供する木材を運送せしむ。

〔能登古文書〕

已上

急度申遣候。當城之用、へいはしら並なかきらせ、其地之以舟早々可越候。急用候間、於延引者可爲曲事者也。

六月二十七日　利家印

穴水百姓中

府中は利家の新たに七尾城を築きたる地なり

七月八日。前田利家能登珠洲郡飯田等四ケ村の堂宇を毀ちて鹿島郡府中に回漕せしむ。

〔能登古文書〕

尚々いそぎの事候。不可有由斷者也。

急ニ申遣候。仍而飯田・正院・上戸・直郷、此四ケ村より堂をこぼち取候。廻舟之儀申付、彼地より府中まで可相届候也。

天正十一　七月八日　印(利家)

穴水南北百姓中

七月十二日。前田利家書を能登珠洲郡直郷の民に與へて、觸使等の爲來る者に食料等を給するなからしむ。

〔能登古文書〕

在々へふれ使など候て越候て、まかなひ錢並あしなか代などゝて、過分に取候由、太曲事候。此方より催促ニて遣候輩、以印判不申付外は、牛馬人足並代を十疋ニ不可出候。若かく

けうみやうは交名なるべし

五足は五束なるべし

し候て出し候者、後々聞出候者、百姓の可爲曲事候。若無躰に申かくるもの候はゞ、たしかにけうみやうをしるし可注進候。急度可成敗候也。

天正十一　七月十二日　印（利家）

直郷百姓中

八月廿九日。前田利家能登鳳至郡穴水城營繕の爲に、竹及び板を同郡諸橋六郷より徴す。

〔能登古文書〕

以　上

穴水城普請之用に、竹貳百束・板六拾間五足、有次第、屋並鍬爲持、早々彼地へ可越候。於延引者可爲曲事候也。

八月廿九日　利　家　印

諸橋六郷百姓中

八月廿九日。前田利家能登羽咋郡氣多神社に境内の伐木等を禁ずる制札を與ふ。

〔氣多神社文書〕

能州一宮

禁制

一、神林小松等伐採事。
附、木之根之事。
一、社中武家人居住之事。
一、社中に立入狼藉之事。
附、理不盡之催促之事。

右條々令停止。若於違犯之輩有之者、早速可言上者也、仍如件。

天正十一年八月廿九日　利家判

九月朔日。前田利家能登羽咋郡氣多神社の贄を漁するため船舶一艘の使用を許す。

〔氣多神社文書〕

氣多大明神爲可備御贄、獵舟一艘之義不可有相違狀、仍如件。

天正十一九月朔日　利家印

一宮大宮司

金津庄は河北郡なり

十一月廿二日。前田利家山城下賀茂社領を寄進すべき命を羽柴秀吉より受く。

〔國初遺文〕

加茂社領能州羽喰郡內五ヶ村在之分、並加州金津庄拾ヶ村事、如先々可被相渡候。分國中何茂無相違申付候條如此候、恐々謹言。

十一月廿二日　　羽柴筑前守　秀吉判

前田又左衛門殿　御宿所

十二月五日。前田利家能登珠洲郡金峰寺より幟用の竹を徵して七尾に輸さしむ。

〔金峰寺文書〕

のぼりさほ三十本きらせ、七尾まで取り候也。

天正十一　十二月五日　　印（利家）

三輪藤兵衛殿

是歳、前田利家加賀金澤に寶圓寺を興造せしめ、大透圭徐を迎へて之が寺主たらしむ。

〔考據摘錄〕

寶圓寺由來記

當寺開山大透圭徐和尚者。總持瑩山和尚十世法孫也。始住越之高瀨寶圓寺。即七世也。天正六年戊寅。利家公在能州七尾之城。於是建立禪刹。以寶圓爲寺號。及敦請大透和尚爲第一祖。同十一年癸未利家公築于城郭於加之金澤。即于城東南之際。再造立寶圓寺。自能州七尾。又請大透和尚住持。曾依瑞夢之感。城門與寺門相對。山號護國山。

正四位下左近衞中將菅原朝臣加賀守綱利賢君。再創護國山寶圓禪寺。繫以上梁辭。

夫寶圓者。加越能主君菅原朝臣。獻納利家公所草創之精藍也。公嘗在越之前州領一郡。郡之內有小邑云高瀨。有寺字號寶圓。有住持稱大透。師愷輯和欵譚若春。公一夜夢白鳥。既覺怪之。欲諗透師。而黎明屆寺詢於透。透引公手入堂。公諾然以所夢語之。聲未絕。透云余之昨宵所夢。公之與所夢齊一。而若合一契。是所謂同聲相應。同氣相求者也乎。公云庶幾和尚。凶歟吉歟。將空幻歟。宜診焉。透躍然撫手曰。祝々公勿怪之。此即所以應榮領於大國長城之祥兆。而必明神所告乎。以白鳥卜吉者。點倭訓可曉之公唯々愉暢而心記焉。公爲性武勇鳴世。智謀絕人。屢臨戰

場。御其敵如隼泛塵。懷其德似風偃草。故收三國於劔及上。措泰山之安。是明神所以偏𢬵公者。而以可謂瑞夢之驗也。

〔三壺記〕

寶圓寺と申は越前府中に御在城之時、高瀬と云所に古跡之御寺なり。利家公の御父母休嶽道機大居士・長齡妙久大姉の御位牌を勸請せられ、御命日には折々御參詣、別而御念頃なる處に、或時利家公ふしぎの靈夢を御らんじて、和尚に御物語り可被成とて、呼に被遣けるに、和尚もふしぎの夢を見たり、御物がたり可申上とて、府中へ乘物をいそがせ給ふに、道にて御使者に行逢ひ同道し、府中へ罷越されけり。利家公被仰出は、我白鳥と成て空に立あがり、北をさして飛行と夢を見て候由のたまへば、和尚承り、我等も夢中に、貴公樣白鳥三羽に成給ふが、追々に北をさして飛行なされしと夢を見て、わざ〳〵來駕をもよほす處に、御使者を被下。つく〳〵あんじ見奉れば、其昔東夷をたひらげ、都をさして登らせ給ふ御神の、白鳥と變じて上り給ふを、白鳥の大明神と申奉る。此御夢は北國の城を取治め給ふべき瑞夢なり。北國七ケ國之城取に成らせ給ふ物ならば、拙僧御菩提所のかん坊たるべし。御領國一宗の惣禄を御預け被下候へと、語り申され歸寺せらるゝ。夢の告少も相違なかりければ、加州へ引越し寶圓寺御建立被成けり。小松中納言利常公其筋目を思召て、越前高瀬より東堂を召

寄られ、小松の近所小寺村に草庵を建てさせられ、御崇敬なされし也。

天正十二年

正月。前田利家使者を越前北庄の丹羽長秀に遣して新正を賀せしむ。

〔丹羽家御年譜〕

十二年甲申春正月、前田利家の使者岡島備中、北の庄に來り、太刀馬を以新年を賀し給へり。

北國の諸城主ことごとく此例に隨ふ。

三月六日。前田利家能登珠洲郡三崎金分・高座兩社の別當高勝寺に三拾俵を寄進す。

〔寺社來歴〕　貞享二年高勝寺由來書

一、金分・高座兩社草創者、人皇十代崇神天皇之御宇、當寺開闢者、寛弘元年惠心僧都之弟子良澄法師之建立。往古者十二坊御座候得共、唯今者斷絶仕、寺屋敷何茂百姓地に罷成、高勝寺一寺御殘申候。

御寄進狀寫。

三崎惣高之内、其方抱分之内を以三拾俵令寄進訖。然者院家一人之義は不可有諸役者也。

仍如件。

天正十二年三月六日　　印（利家）

高勝寺　増長坊法印

右由來書。

天正十二年三月六日三拾俵被下置候御印之由來、天正十年之頃拙寺先代良舜与申僧、於御本地堂爲國家安穩護摩供修行仕罷在候處江、御當家武士方數多御參詣、良舜護摩供終り下向仕候得者、御參詣の武家の內に寺號等御尋に付、金分・高座兩社別當高勝寺与申上候處、祈禱執行之義何故与亦御尋に付、御當家爲御武運長久、每日執行仕候由答御申上候。右武家方より御上江御達に付、其時分三拾俵御印物、爲護摩料被下候由申傳候。然處唯今者御米寺納不仕候。

右御印寫指上候に付、由來如此御座候、以上。

七月　　能州三崎　高勝寺印

寺社御奉行所

七月は貞享二年なり

三月七日。前田利家能登珠洲郡法住寺の弘法大師御影堂造營の爲に勸進を許す。

〔能登古文書〕

法住寺弘法大師御影堂造營勸進之事。

能州之內壹通、御敎書之故、庄官等可存此旨之狀、依仰執達如件。

天正十二年三月七日　　利家印

法住寺御房

五月。前田利家加賀石川郡倉谷四ヶ村及び河北郡高坂村の諸役を免除す。

〔國初遺文〕

氷室爲御祝、倉谷四ヶ村より、六月朔日氷上申義、就御尋申上候。

一、倉谷四ヶ村之儀は、御陣屋之杣役御勤申候。河北郡高坂村之儀は大鋸役相勤候に付、爲御褒美天正十二年五月より諸役御免之御判物、高德院樣より頂戴仕申候。右爲冥加其頃より六月朔日氷上申候。微妙院樣より寛永十三年十一月、右御同事之御判物被成下、兩度之御本紙は高阪村に御座候。私共手前には寫所持仕申候に付上之申候。氷之義は御代々相續指上申候。微妙院樣小松に御隱居被爲遊候間は、於金澤重丸樣、萬吉樣に指上申候。當御代は御入國より元祿五年迄差上申候。但御留守時分は上不申候へ共、其以後御留守に而も、御下臺所に指上申候。御留守に上初申年號は覺不申候。

倉谷四ヶ村は倉谷、二又、日尾、見定なり

萬吉は前田利明、重丸は明ならず

右先規承傳申通、並近年迄書上申候、以上。

元祿十五年十二月九日

石川郡倉谷村肝煎　甚右衛門

同　郡二又村肝煎　九郎兵衛

同　村　市郎右衛門

同　郡日尾村肝煎　七右衛門

同　郡見定村肝煎　九郎兵衛

永原權丞殿

長瀨湍兵衛殿

〔可觀小說〕

一、本藩六月朔、倉谷村より氷を獻ずる事、天正十二年高德公与佐々成政合戰の節、倉谷村の百姓御陣屋の大鋸杣人役等勤候に付、御印章を以諸役御免許也。依之爲其御禮、六月朔金澤城內へ始而氷を獻じ候所、爲御褒美靑銅貳貫文被下候。微妙公御代寬永二年又任先儀御印章被下、兩通御直判只今高坂村の民家に有之、倉谷村には其寫有之候。自其以來每歲松雲公へ獻納せし所、元祿五年以來御用に無之旨命下りて止ぬ。

六月十六日。前田利家能登羽咋郡氣多神社に、成敗せられたる社僧の所

監物は大宮司櫻井氏

常心は常眞の誤

成政の家康、信雄に會したるは本文の如く末森役以前

領を寄進す。

〔能登古文書〕

當社々僧之儀如先々可爲清僧。向後於亂行者可爲曲事。仍今度成敗人跡之事者、大明神に令寄進候。一廉可加修理。並屋敷之義監物に預置候間、竹木以下猥に不可伐取樣に堅可申付候。仍如件。

天正十二　六月十六日　　利　家　印

一宮大宮司殿

六月廿六日。是より先佐々成政、前田利家の子利政を己の養子とせんことを約し、此の日結納を贈る。

〔陳善錄〕

一、大納言樣御物語被爲成、豐後も德山五兵衞なども咄被申候。柳ヶ瀨一年過て、佐々內藏助、尾張內大臣今は常心樣、三川家康公へ越中さら／＼越を忍び參申合、北國より切て可罷上候間、御本城天下を御取候者、北國五ヶ國可被下旨申合、越中へ歸城して先表裏を企、佐々平左衞門と云同名を使にして、村井豐後方へ京衆油屋小きんと云町人、常に大納言樣へ出

に在りとするもの諸書に多し。然れども甫庵太閤記、家忠日記、當代記等皆本年十一二月の交に在りとするを採るべし

又若は前田利政

初の此方は前田氏、後の此方は佐々氏なり

入申候それをかたらひ、內藏助殿娘計を持被申候間、以來は又左衛門殿と御間よく、國ならびと云ひ申合、則又若殿を內藏助聟にいたし、以來は內藏助殿跡をもつがせ可申候由にて候。さらば可然儀と申處に、平左衛門を使者に越中より六月廿六日被越、結句內藏助殿より色々御祝義御進物夥敷持參也。利家樣平左衛門に御對面被成、則又若樣に御能をさせ參らせられ、御饗應被下、刀脇指馬などを佐々平左衛門に被下、御返し被成候由候事。

〔陳善錄〕

一、扨此方より頓而村井豐後を被遣、御禮返し候はんと被仰候へば、七八月者祝儀月にて無御座候間、此方より吉月御案內可申由にて相延申候由候事。

〔末森記〕

加賀越中取合之事

一、抑天正十二年、其頃者北國加賀の內石川・河北二郡・能登一國前田又左衛門尉利家卿領國にて、加州石川郡金澤に居城仕たまふ。上方は羽柴筑前守秀吉公と尾張內大臣信雄卿（後常眞にておはしま）す天下を爭ひ、取あひ隙もなし。かゝる時節を內藏助幸と思ひけん、越中立山さら〳〵越と云難所を越、供の者百計にて東美濃へ出、其ころ德川家康卿は內大臣信雄卿を見つぎ給ふにより、伊勢・美濃境にて度々合戰ありし時、北國より切て罷り出、御味方を可仕候間、加州・

本文七月廿三日佐々平左衞門を金澤に遣したりとするもの、前の陳善錄と異なり

本文以下末森記の文八月十七日に出す

能州・越前三箇國、御本意を遂られ候はゞ内藏助にたまへかしと、内府公へも徳川殿へも能々申入、又さら／＼越より歸り申され候。陣觸をもして人數出し度思はれけれども、又左衞門殿内藏助の爲には大敵なりと、心の内に工夫して表裏をくはだて、佐々平左衞門・神保安藝守などを呼出し評議區々なり。成政娘二人有之、一人は秀吉公へ人質に出しおかれ上方にあり、其姉一人有之を、利家と古傍輩といひ國ならびなれば、二男又若利政、後は孫四郎殿能登の守護を婿に取、後には内藏助跡をもつがせ可申由、下々までも風聞せさせたばかり、内藏助より佐々平左衞門出申、利家卿よりは村井又兵衞尉出申、すでに縁邊相定、それより向後は互に申入候はん由にて、先佐々平左衞門を同年七月二十三日に使者として金澤へまゐらせられ、祝儀おびたゞしく持參して、城の堅固をも見せられ候。結句利家卿よりこそ先祝儀を可被遣事成に、内藏助より先に參候事、能々ちなみを深くあり度躰と、越中上下共に申あへり。利家卿二心なき大將なれば、夢にも知たまはず、家老共可然儀と思ひ事の外馳走にて、又若殿に能をさせまゐらせられ、引出物に刀・脇指・馬などを平左衞門に給り返されけり。利家卿より村井又兵衞を禮返に可被遣由案内被仰遣候處に、八月は祝儀月にあらず候間、幾久と存る祝儀に候の條、九月になされ給り候への由を内藏助より重て申來故、先指延られ候。

七月廿八日。前田利家、能登鳳至・珠洲二郡の民をして法住寺の智識米を

この文書誤脱あるべし

奉加せしむ。

〔能登古文書〕

當山護摩堂智識之事、奥郡之内居住之輩可奉加之由、百姓等可存其沙汰旨可被宛行所、尤御祈禱御家門長久、可被精誠子孫堅固如意之旨、奉寄進狀仍如件。

天正拾貳年七月廿八日　利　家　印

法住寺御坊

七月。前田利家能登羽咋郡氣多神社造營の爲、國中の奉加を求むることを許す。

〔能登古文書〕

一宮氣多大神宮諸堂之爲造營、國中家並に可令奉加之。但可依其志者也。仍如件。

天正十二年七月　日　利　家　印

在々肝煎　百　姓　中

八月十七日。佐々成政の茶道坊主養頓金澤に來りて、村井長賴の臣小林彌六左衞門に成政の陰謀を密告す。

〔陳善錄〕

一、其後八月十七日越中より、內藏助茶湯坊主せうぼうじようこんと申者參、豐後內小林彌六左衞門と申者、むかしは出家に而、彼彌六左衞門は大納言と申時知音に候。其ちなみに彌六左衞門方へ參申候而、則豐後に申聞候樣子は、內藏助殿謀叛之談合、夜々に南の矢倉にて、家老衆呼寄御座候由きかせ申候。其通利家樣へ豐後一々申上候。扨も天のあたへと御滿足被成、彼坊主に金子二枚被下て御返し候。頓而〳〵越中より人數出し被申候一兩日已前に、御しらせ重而可申上由罷歸候。利家樣此儀如何と思召候へ共、此事實證ならば、以來迄可爲越度候間、さらば此方も其手當可被成由に而、扨朝日山へは村井豐後を大將に而、高畠平右衞門・石子田又右衞門、其外鐵炮大將三人添而被遣候而、取出拵被申候事。

〔末森記〕

か樣に心をとげ夜々北の屋倉にて、家老四五人召集評議して、取出拵所など相談きはまり候處に、越中方より告知らする人あり。利家卿聞給ひ、此儀僞と思ひながら、か樣の事を聞、油斷して末代の恥辱になる事あるべきと思召、村井又兵衞・岡島喜三郞・片山內膳・不破彥三を召出され御相談ありて、さらば加賀・越中の境目朝日山を取出の城にこしらへ候べき由にて、同八月廿二日に村井又兵衞を大將として、高畠九藏・原田又右衞門兩人を差添、其外鐵

本文六月廿六日の條末森記に接續す

本文以下八

炮大將四人、都合千五百餘の人數にて、二三日普請して柵を付まはし候時分云々。

八月廿一日。前田利家の女菊姫逝去す。

〔壬子集録〕　笠間半七郎母文

りうこうはらには、御子樣御五人さま御ざ候こうけ給申候。わか子樣は、ほどなく御せいきやうあそばし候こうけ給申候。御ひめ樣御二人樣のうち、御あね君樣御きく樣と申は、太かう樣の御やうしにあそばし、御七つにて御せいきやうあそばし候。

〔壬子集録〕　笠間半七郎母文

かさねて御きく樣御せいきやう月日御たづね下され候へ共、かつておぼへ不申候。御なは御きく樣と申よし、つねぐ\りうこう物がたりにてうけ給申候。つぎにりうこうわか名いわこ申候。

半七郎はゝ

きしのさま
おがわさま　御返事人々申給へ

〔壬子集録〕　笠間半七郎母文

御きく樣御せいきやう月ひずいぶんすぢめのかたをたづね候へども、しかとしれ不申候處

しゆんかうゐんは春香院

に、りうこう久しくつかひ候物申は、此あと四十ねんばかりさきまで、さいはうじりうこうかたへいで入御ざ候と申につき、心もとなくぞんじ、さいはうじへたづねにつかひ候へば、大なごん様御ひめさま御ゐい御いはい御ざ候。此御ひめさまは、上がたにて御せいきやうにて、天しやう十二ねん八月廿一日に、さかもとさいきやうじにて御さうそ御ざ候。御かいみやうはきんけいくうぎよくどう女さまと申候。すなはちさいはうじはさいきやうじまつじゆへ、しゆんかうゐんさまより、御いはい御ゐいつかはされ候よしにていまに御ざ候。御ゐい御こしごろは六七歳さまに見へ申候。御てにきくのはな御もち被成候。御そばにひいないぬはこ御ざ候。もし御きくひめさまにて御ざ候はんやとぞんじたてまつり候。御かいみやうつさせあげ申候。

金溪空玉童女　天正十二年八月廿一日

半七郎はゝ

きしのさま

小川さま

【壬子集録】西方寺書付

覺

一、大納言樣御息女樣於上方御逝去、天正十二年八月廿一日本寺江州坂本西敎寺に而御葬送有之、御戒名號金溪空玉童女、御位牌・御影・御石塔・御靈屋、於于今本寺に御座候事。

一、御影御年比六七歲程に御見ゐ被成、御着紐に而御座候。御手に菊之花御持被成、御傍には御翫之具御座候。

御影贊

庸問向看經。假貽丹青質。友命更叵留。秋風吹草花。

右本寺に有之候御影・御位牌御寫被爲成、當寺に被爲立置候、已上。

寛文十二年子七月廿八日　　天台律宗西敎寺末寺西方寺　忍雪在判

〔續漸得雜記〕

高德公第十公女菊姬之御事

天正六年月日不知御誕生、御生母は笠間氏、初秀吉公の爲に育せらる。（金澤西方寺記曰、於上方御出生、其頃大津賣人西川孫右衛門重元に御預置れ御生育あり。重元は北國筋唐物問屋とあり。當時子孫西川屋彌藏と稱し、大津に居住すと云。）天正十二年八月廿一日御逝世、御年七、御法號金溪空玉童女と云。江州坂本西敎寺に葬、同寺に神牌を建、御影像を安置す。高德公御年譜に、終華洛と有。西方寺記には、西川重元の家に終給ふと有り。寛文十二年西方寺上書曰、御影御年比六七歲程に御見ゐ被成、御着紐に而御手に菊の花を御持被成、傍に御翫之具御座

又兵衛は村井豐後のこ

候。御影賛に曰、庸閒向看經。假貽丹青質。友命更亘留。秋風吹草花。と云。笠間半七郎母書面曰、西方寺西教寺之末寺故、春香院様より御位牌御影被遣候由に而、今に御座候。御年比六七歳に見ゆ、御手に菊之花御持、御側にひいないぬはこ御座候。若御菊御姫様に候はんかと有。今西方寺御影を拜せしに、少も差なし。但御影標裝破裂し、御賛は一字も見ゆる處なし。右湯淺氏考也。

八月廿八日。前田氏の加賀河北郡朝日山砦佐々成政の爲に攻撃せらる。

〔陳善錄〕

一、佐々内藏助初而人數出し被申候は八月廿八日之由。豐後右のごとく朝日山にさくを付居陣用意、金澤へ人數歸申候刻、人數出し申候。其時利家公御馬廻阿波加五郎右衛門・江見藤十郎、豐後を見廻に朝日山へ參らる。其時彼人數出申候を見付候。則金澤へ注進に兩人被參候へと豐後申候へば、江見・阿波加耳にも不聞入、急ぎ早飛脚に而被仰上候へと申。其時豐後飛脚にては如何に候。同くは各被參、直に被申上可然候。但此体にては道にはや一揆發るべしと云。兩人扨も無是非存候。日比の御懇意忝間、御用に立討死可仕と存候へ共、此詞を聞ながら注進に不歸候へば、以來の越度に可成と、涙をながし殘多げに馬に乘時、そこにて豐後兩人に申。各聞て後利家様へ申上候へ。又兵衛打死すときかば、我等骸に堀より内に有ま

となり

多野村は種村なり

本文八月十七日の文より接續す

じく候、外に可有之候、兩人金澤にて右之通申上候へば、利家樣御意に、村井又兵衞儀おれが無下知而も無心元事はなく候へ共、乍去急ぎ後詰せんと、時を不移不破彦三・多野村三郎四郎・片山內膳・岡島帶刀、其外先手大將分として御出馬候。然共其內に大雨もふり出、殊に朝日山靜まりたる勢を見て、越中勢遠卷にひかへ申候由。其時より度々取合になり申候由之事。

〔末森記〕

同八月廿八日朝日山に請取に、越中勢佐々平左衞門尉・前野小兵衞大將として、彼是都合其勢五千餘騎を二手に分押來、是も朝日山を越中より取出にこしらへ可被申との事也。村井はや柵をふり廻たるを見て、平左衞門・小兵衞あんに相違してぞ見えける。兩人申樣は、此取出敵僅にこしらへたる所也、殊に加州勢出申事もおぼつかなく、人數も多くあるまじく候間、此取出を攻亡ぼし、加州・越中の取合の門出よしと、成政の御感に預らんと云儘に、小兵衞・平左衞門下知して二口より押來る。朝日山は大方取出も出來たれば、居仕候用意には、しばし金澤へ歸りなどして、有合たる人數七八百人には過ざりけり。然れども大將又兵衞目をくばり下知して、柵ぎはより二町計外に堀切あり、あれまで立出さゝへ、一合戰して勝負を決せんと云所に、利家卿御馬廻阿波加藤八・江見藤十郎兩人、村井を見廻に行合、左右に進で、冥加に叶ひ今日參たる由申勇候處に、又兵衞被申候は、利家卿へ注進仕度由に候所に、兩人

本文以下九月九日に出す

飛脚にて急可然由有之時、いや／＼飛脚にては慥なる儀聞えぬものなり、江見・阿波加兩人參、此通被申上候へと有ければ、兩人大に氣色を損じ、金澤に有之候とも御見廻可仕に、幸願ふ處なれば中々思もよらず候と、申切て進ける。村井、此兩人何とぞ注進に返申べきと心の内に思ひ、道にはや一揆おこり可申候間、氣遣成事と被申ければ、其時兩人申樣、此御言葉を承注進に參らずんば、中々以來恥辱にも成なんと、殘多げに馬引寄打のりける。誠に急成時出たる被申樣ゆゝしく覺たりと、皆人申あへり。朝日山より金澤まで、四里半の道を一刻に兩人馳歸り、此由一々利家卿へ申上ければ、又兵衞事我下知なくしても、左樣の事仕兼ざる者にてあり。然ども急ぎ後詰せんと、不破彥三・多野村三郎四郎・片山內膳・岡島喜三郎・原隱岐・武藤助十郎などを先手の大將として、其外宗徒の軍士共急々打立候へと觸させ、其儘かひを立させ利家卿立させ給ふ。心懸の小姓馬廻五六十騎御供にて、先小原口と云所迄急がれけるこそたのもしけれ。然處に朝日山にては、越中勢峠まで押寄たれども、大將又兵衞の強威にやおそれけん、大雨も降出ければ、遠卷に人數を備けり。それよりこそ度々の合戰になりたりけれ。

〔前田家雜錄〕　杉本三丞覺書

一、加州朝日山と云は、朝日畑山の近所に山あり、一本木の城と云、是朝日山也。亦半里計

ありて、一條寺の城と云山城の跡あり、佐々成政の城と云。亦遙に過て松根の山城あり。

九月五日。前田利家能登鳳至・珠洲二郡の土民に命じ、佐々成政の水軍の侵入に備へしむ。

〔前田御家雜錄〕

返々

あるべく候

付てはかなひ候まじく候。

今度越中より手出仕に付て、自然其地へ舟手にて相働事も候はゞ、地下の若きものども、おり合可討留候。舟手之勢はしかと用に不立ものにて候。横地小平太・窪田與七郎を遣候。是非此節一忠節可仕候。當納を以なり共、又は末代知行成共可遣候。若きものども望有之時候、急々可馳走候。奥郡奉行として、原田又右衛門を遣候、可成其心得候、謹言。

九月五日　　利家印

奥郡之百姓中

九月五日。前田利家、佐々成政の叛亂を告げて、越中瑞泉寺の主僧に下

越前守は丹羽長秀

國を促す。

〔國初遺文〕

雖未申通候令啓達候。仍佐々陸奥守對秀吉企逆意候。就其今度被相催御歸國候樣、筑州被申越候。然ば一刻も差急、於御下國者□□□義如先々聊以不可有相違候。猶竹部豐前方へ令申候、謹言。

九月五日　　前田又左衛門尉　利家　判

瑞泉寺御坊御同宿中

九月八日。羽柴秀吉書を前田利家、利長父子に與へて輕擧を戒む。

〔温故足徵〕

四日の御狀、今日到來令披見候。此表之義所々手堅申付、敵方種々有懇望候。三介殿御料人、家康惣領子十一に成候を被出、其上家康舍弟重而出、石川伯耆實子、源五殿、三郎兵衛實子出し、尾張國におゐて雖懇望候、不能許容候處に、色々越前守異見被申候條、思案半之儀に候。然ば越州、廿日比には何之道にも可爲開陣候。越中江行義、はや越州と令談合相定候間、佐々內藏助山取以下仕候とて、聊爾なる働御無用に候。うちばに被相構、越前守被罷越候を可被待義、專用に候。自然不被待に付、越度候而者、可有其曲候。猶使者へ申渡候、恐々謹

惟越は惟住越前守卽ち丹羽長秀

孫四郎は前田利長

因幡守は奥村易英

言。

九月八日　　　　　筑前守　秀　吉　判

前　又　左　御返報

〔菅君雜錄〕

至境目佐々內藏助罷出付而、各被相働情入由尤候。此表丈夫に申付、人數不入候條、惟越五三日中に開陣に而、則其表へ出陣候。其間無越度樣に、聊爾之働有間敷候。爲其申遣候、恐々謹言。

九月八日　　　　　筑前守　秀　吉　判

前田孫四郎殿　御陣所

九月九日。奥村永福の守備する能登羽咋郡の末森城、佐々成政の爲に攻擊せらる。

〔國初遺文〕　奥村因幡守書上

一、天正十二年九月九日佐々內藏助、能州寶達山より同押水に人數を出し、在々令放火候御事。

一、快心は町をかゝへ申度存、町口迄罷出候處に、敵押詰參申に付、小丸へ引取申候。其刻

本文八月廿八日の條より接續す

快心家來野瀬二郎右衞門・三輪勘左衞門・同彌藏、其外馬印持申新四郎と申者など、二三度返合さゝへ申付而、快心も心易く小丸へ引取申候事。

一、末守は土井但馬城に而御座候。但馬柳が瀨に而討死仕、其跡を快心に被下、但馬家老土肥伊豫と申者に貳千石被下、快心に被爲付置候。此者快心に付申義、內々迷惑に存候歟、まりこと申末守より半道ほど御座候處に罷出候處、敵に被取込、吉田口こけが丸と申門ぎはにて、上下七八十人程討死仕候御事。

〔末森記〕

さて能登國七尾城には、一國の人數過半置給ひ、本丸には利家卿舍兄前田五郎兵衞尉・子息孫左衞門尉・高畠織部・中川淸六、國侍に長九郎左衞門尉、其外名ある侍共都合其勢三千餘騎入置給ふ。加賀・能登・越中三つの境目末森と云所に、利家卿入國より城有て、爰には奥村助右衞門尉・千秋主殿助・土井伊豫守を大將として、其外軍士共都合其勢千五百餘騎入置給ふ。加州津幡と云所、是は利家卿舍弟前田右近將監、人數百人を率る城に被入置。加州・越中の境山際に鳥越と云所丈夫にこしらへ、目賀田又右衞門尉・丹羽源十郎兩人を大將分にして、名ある侍共都合五百餘騎入置る。扨佐々內藏助成政より倶利伽羅峠を取出にこしらへ、佐々平左衞門尉・野々村主水兩人大將として、其外名ある侍共都合其勢二千餘騎入置る。井波城に

は前野小兵衛尉を大將として、其外軍士共都合二千餘騎入置る。阿尾の城には則國侍菊池伊豆守・子息十六郞大將にて、千騎計にてひかへたり。能登・越中境目荒山と云所を取出にこしらへ、能登七尾のおさへとして袋井隼人、是は神保安藝守家司也、神保方より此城を取立によつて也。名ある侍共替る〳〵番勢に入置る。越中森山城には、成政あひやけ神保安藝守・子息淸十郞、是は成政婿なり、大將にて自分人數四千餘騎にて控へたり。互に守りあひてぞ見えにけり。內藏助は新川郡富山城に居住ありて、爰かしこに打出働給ふ。右の趣利家卿より使者を以、其頃までは羽柴筑前守秀吉公へ被仰上候へば、不斜御感あつて、さても先年柴田を討果し候刻、內藏助表裏者を若年より能知たる間、彼者押と思召、又左衛門尉を加州に置候事、我目きゝ不違、右の趣神妙に思召由にて、又左衛門・內藏助武勇智謀能かんがへ知たり、皆々能く吾云事を聞て置候へ、又左衛門・內藏助兩方人數を立あはせ一戰に及候はゞ、前田人數は小勢なりとも大利を得べし、無心元事のあるは、又左衛門分國能登・加賀、二十里に過る細長き國、越中よりは出やすき所に候間、能登へ働候事如何と計り案じ候。然ども利家それに御入候間心安く思也、能々越中勢を押へられ候へ、やがて爰許の敵共平均に申付可有出馬と、彼使者に御口上にも被仰聞。則使者に引出物に黄金三十兩被下けり。

末森後詰之事

成政の末森城攻撃を十一日とするは九日の誤なり

一、同年九月十一日末森城へ佐々內藏助成政人數を出、我身は二里踰つぼる山と云所に本陣をすゑ、先手山下甚八・佐々平左衛門尉・前野小兵衛尉・野々村主水・菊池伊豆守・同十六郎・寺島甚助・同牛之助・本庄市兵衛尉・野入平右衛門尉・齋藤半右衛門尉・佐々與左衛門尉・堀田四郎右衛門尉・櫻勸助、かれらを大將ぶんとして、都合其勢八千餘騎押寄、町を放火せんとせし所に、城中より土井伊豫守、町を破らせては無念成次第と云儘に、上下二百計にて打出術防戰、四方八面に切て廻りけれども、大勢をはひ懸り、もみにもんで攻ければ、何も不殘討死す。城中には奥村助右衛門尉・子息助十郎・千秋主殿助・瀧澤金右衛門尉、其外勇士共下知して、目をくばり持かためければ、寄手も雖盡粉骨不及落城。成政被申候は、定て利家加州より後詰する事可有之、其押として國侍神保安藝守・子息清十郎を大將にて四千餘騎、川尻と云所に差出し、山取して加州よりの道おし切り待懸たり。

本文以下九月十日の條に出す

九月十日。末森の戰報金澤に達し、前田利家直に出馬す。

〔國初遺文〕　奥村因幡守書上

英賢は前田利長の法名

一、同十日末守ゟ押寄攻申刻、城中に而働申者者、英賢樣御馬廻前波三四郎・三輪助右衛門・高島次兵衛、並快心者に三輪勘左衛門・同彌藏・寺尾甚內・馬印持新四郎、其外鐵炮の者澁谷・金子などと申者、鐵炮を能打ち、小丸大手の門際に而ふせぎ申候處、塀を一間四方程打破り、

込入込出しせり合、右之者共能働申候。寺尾甚内・馬印持は其場にて討死仕候御事。

一、末守の城門際やらいの上げす戸をおろし不申引取申に付而、敵付込めいわく仕候處に、快心者に野崎孫助・同與左衛門、鑓を取罷出突懸り候得者、敵くづれ申に付、安々とあげす戸をおろし引取申候御事。

一、高野瀨左近と申者、其頃古き者にて御座候故、走り廻り籠城の下知をも仕候。大西金右衛門義も大手之門左之脇屛の上にて鐵炮にうたれ、夫より不罷出候御事。

一、千秋主殿と申仁も末守に被爲置候。是には前々二の丸迄渡置候得共、越前者にて内藏助家中に知音多く、敵方より言葉掛など仕に付而、快心申候は、其方二の丸に被居候義敵方に存、言葉懸をも送り候條、出丸に入被申旨申渡、二の丸には快心弟奥村加兵衛と申者入替置申御事。

一、右之通、末守之城内藏助取巻せめ申義、金澤に相聞、大納言様御父子様、九月十日津幡迄爲成御出陣。彼地にて御家老中被罷出、御評議被成候處に、上方勢を御待可被成旨申上候衆も御座候。又津幡より末守へ早馬を被遣、一左右をも可被聞召旨申上る衆も御座候へ共、大納言樣兎角末守にて御討死を被思召被相極候之旨被仰出候處に、德山五兵衛御尤奉存候、御供可仕旨丈夫に御請申上、十日の暮程に則御立被成。

十一月は十日なるべし

じゆんじゆうは順從なるべし

〔利家記〕

一、同九月十一日能州末森へ佐々內藏助被出時、奥村助右衛門・千秋主殿助・土井伊豫、注進金澤へ被申上候へば、利家樣・利長樣御出陣被成、御具足召候時にて候、なはを御切被成候由。討死と御極被成候と、御うへ樣へ被仰置。御先手は不破彦三・村井又兵衛・多野村三郎四郎・片山內膳・岡島帶刀などにて、段々に備候也。金澤御留守居前田藏人殿、其比は御中直り、利家樣を御賴御出候故、じゆんじゆう被成候故、御名を御隱居と申。魚住隼人・篠原彌助かれら御留守。篠原勘六もよこね煩候間御留守仕候へと被仰候へ共、耳にも不聞入、御請不申上被罷出候由にて候。金澤町迄小松に被居候村上周防などを、越前守殿より被廻被置候筈の由候。扨津ばた迄いそぎ御父子樣御出被成候由、津ばたにて右近殿・寺西宗與など、はや末森は落去仕事可有御座候。是にて御待請候て可然由被申上候。利家樣御若き時よりの御武篇御威言、終に內藏助に一度も越されたることなし、奥村助右衛門・千秋主殿助・土井など、其外歷々を捨ころし、命有而何かせんと、異見を御用なく候。其時右近殿・宗與など內談にて、はかせの上手御座候間、時取をも爲御見候て可然由被申上候由。其時村井豐後を一間所へ御呼候て、とかく合戰と思ふが如何と御意の時、御尤被存候、一戰被成手間も不入趣中人數押籠可申由申上候へば、利家樣御心いさぎよく、本之御座敷へ御座候而、各はかせを見せ候樣

にと被申候間、其者呼出候へと御意の時、彼はかせ罷出る。利家樣はかせは我かと御意候へば、畏而御座候と申時、懷より物之本を取出候を御覽被成、とかく又左衞門は後卷するぞ、見よと怒聲に被仰候へば、はかせ物之本を懷へおし入、時分も星も好時に御座候、早々と御氣色を見て申上候へば、利家樣扨も上手のはかせかな、頓而大利を得て御褒美可有と打立給を、上下名大將哉とほめぬものなしと申候由。何れも年寄衆物語に候。大納言樣度々御物語承候事。

一、津ばた之城には前田右近殿御父子御座候事。

一、利長樣も右近殿・宗與にいはされ、御後卷被成儀如何と御由斷被成候時、右之仕合故、津幡を御出候時は御あわて、利長樣御馬驗は、横山三郎持て町口迄被出候を、皆人ほめ申候由物語共有之。

一、津幡にて何も由斷候故、弓衆などもつるをはづし有之時、右之仕合候。俄に利家樣御出馬被成、町口にて殊外御怒候へば、大鹽大海と申御弓衆、弓を空ばりに仕候事、後迄も利家樣被仰出候御事。

〔末森記〕

然處に末森より利家卿へ注進申處に、聞入給とひとしく、金澤城には舍兄前田藏人入道・魚住

いはされ本のまゝ

本文九月九日の條より

擴く

十一日は十日なるべし

隼人、其外名ある侍共留守として被殘置。不破彥三・村井又兵衞兩人を先手大將として、金澤を即日十一日の未の刻に打立給ふ。松任と云所は、金澤より三里上の方也。利家卿御子息孫四郞、後は肥前守居城なれば、急出られ候へ末森の後詰すべしと、使者を被遣。能州の人數も、七尾には前田五郞兵衞父子被殘、其外軍士共不殘末森へ可出向と被仰遣、彼是時刻移り被打立候へば、未の下刻に成にけり。津幡城まで四里の間を先急がせ給へば、舍弟右近將監御迎に町はづれ迄出向被申候。少し當城にて人數をも御そろへ、又は孫四郞殿をも待請給へと被申ければ、去ばとて城に入らせ給ふ。とかくの間に戌の刻に利長も津幡城に着せられ、利家卿・利長御父子、先手村井又兵衞・不破彥三、其外家老大名小名召寄せ軍の評議あり。先輕々と津幡迄利家出馬ありて、軍士共の心を勇め給ふ事、さすが信長公に若年より傍近く奉公有て、軍の方便能知て物なれられたる大將と、皆一命を捨て討死せんことを、露ほども惜からじと勇をなす事かぎりなし。其時大名小名なみ居たる中にて、利家卿御威言には、內藏助とは互に若年より度々の合戰に出會候、然ども此利家をこす事一度もなかりし。其上彼者はかぶいたる武邊なれば、敵弱きには得勝利事も可有之、利家を敵にしては中々思もよらず。譬へば夜中の後詰にて候へば、味方の人數小勢、あなたは多勢なりとも、打合候に一合戰して大利を得べき事案の內也。かまへて我下知の如くに可仕と高らかに宣へば、何れも

夜の明たるやうに心も晴て勇けり。扨寺西次兵衞入道・前田右近將監など相談して、早末森城は落去する事可有之、殊に神保四千騎にて押へ差出し置候へば、とても味方利を失ひ給ふべし。同くは末森は捨させ給ひ、此所を丈夫に持堅給ひ、秀吉公へ御注進なされ候はゞ、此表へ急に出張可有之、身を全うして得大利給へと被申ければ、利家卿聞召れて殊の外氣色替り、左樣の弱き異見は軍士共氣を失ふものなり。人は一代名は末代、自國へ一足なり共踏入られ、剩奥村・土井・千秋を捨殺にし候へば、天下を知りても人の嘲り如何せん。內藏助數萬騎もあらばあれ、我小姓馬廻にてなりとも、一合戰して勝負を付べきとの給ひて、頓て村井又兵衞尉を一間所へ召寄られ、とにかくに合戰と思ふは如何と被仰ければ、又兵衞申樣、御意之趣御尤に存候、被遂合戰然るべきと諫め申せば、利家卿ゑみを含み給ひ、我心と同事たるは村井にしくはなしと被仰、はや打立給處に、右近將監湯漬御食を取つくろひ上られ、其內に重て被申上候は、上手の博士御座候間、時取をも見せ御立然べきと被申ければ、御氣色不吉ども、如何樣共と被仰候處に、五十計なる山伏罷出候處、利家卿御覽じて、博士は其方かとの給へば、畏まつて候と彼山伏、ふところより物の本を取出す。其時とかく後詰はする間、見よとこは高に彼仰ければ、彼入道物の本をふところへ押入、時もよく御座候と、利家卿の御氣色見申候て、物の本をも見ずして申ければ、事の外御感あり、さても心得たる上手かな、

頓得大利歸陣候時褒美を遣すべきと被仰、御心よげに打立給ふ。利長卿はとかく末森へは御後詰を留給はれと思召、御內の者ども町屋へはいり候故、利家卿俄に打立給ふと、利長御馬印を津幡の町端まで横山三郎持出給ふとぞ聞えし。兼ての如く先手大將不破彥三・村井又兵衞兩人を左右の先をさせ、其手々へ付隨ふ侍大將には、原隱岐守・前田又次郎・多野村三郎四郎・武藤助十郎・片山內膳・岡島喜三郎・前田慶次・近藤善右衞門・青山與三、其外名ある侍共、勇みに勇んで懸出たり。

〔微妙公夜話〕

一、末森の節の事申傳候は、大納言樣御上帶をからむすびに被遊、端を御切被成候而御出と申候へども、左樣に而は無之、御草鞋の緒をから結びに被成御切、もはや此度負候へば、二度わらじははき不申候と被仰候て、右之通に被遊候旨、微妙院樣度々御咄被遊候。御客衆へも每度右之御咄有之、末森は親ながら出來合戰に而候由御意被遊候。藤田氏咄。

〔加賀諸士言行筆記〕

一、高德院樣末森御陣に被爲召候御具足羽織は、地相はしゞら熨斗目に、鍾馗を縫にしたる御羽織也。此御紋の縫は、芳春夫人の御細工の由也。其時の御兜は鯰尾也。御鎧金だめいすがけ也。奧村河內より被上由也。右高田彌左衞門話。

〔陳善録〕

一、末森御後巻 利家様被成候時、路次より注進之時、魚住隼人・篠原彌介など御城留主居仕時、兩人申分つよく候物語之事。

〔國祖遺言〕

一、殿樣御咄、御家に居申候魚住隼人は、備後守殿御代に城攻の時甲はきず、金のあみがさを着候て手柄、よき首を被取參候。首帳付申候仁、名をなのり候へと申候へば、金のあみがさと御付候へと、隼人申候。其時手柄被成候由御意。末森後巻の時、魚住隼人など本丸に留守に置申候而、惜におぼしめし候由御意に候。知行無役千石被下置申候事。

〔加賀國河北郡中條村半右衞門藏文書〕

覺

一、御鑓もち百參拾人割符候事。

一、鐵炮衆之内より、御步衆に成べきものえらみ出候事。卅人の事。

一、御のぼり並小指もの・御馬じるしもたせ可申候事。

一、御泊へ米調に遣可申候事。

一、御泊御宿與内之事。

一、御泊きはめの事。

一、御先へ被遣候御荷奉調候事。

（上包書付）末森御陣之時分被遣候御目錄。

〔臼井氏見聞雜記〕

一、能州鳳至郡栗藏當彥三郎より四代先に彥十郎、七尾御城へ相詰罷在、末守の城へ佐々内藏助被寄ける事を、金澤へ早速御注進せんとするに、子浦よりは難成往來故に、羽咋へ出で濱邊を這行、金澤城へ驅着、河北門迄來て申上。依之爲褒美錢壹貫文拜領す。則致御供、於末守も働有と云々。

九月十一日。前田利家、佐々成政の軍を末森に破る。

〔國初遺文〕　奥村因幡守書上

夜の明方に末守に御着陣。濱の手は御人數參候を、城中には利家樣とは見付不申候處に、片山伊賀守・岡島備中守者共など、末森の町に而相働、首を取申に付て大納言樣と奉存候御事。

夜の明方は十一日なり

一、大手口には片山伊賀守・岡島備中守、其外物頭之面々被仰付押寄申候御事。

一、大納言樣御旗本は、馬上四五騎に而御出被成、御見合候而、はまより上り申、中道の尾筋佐々新左衞門・野々村主水・堀田次右衞門・櫻勘助攻口へ御懸り被成候御事。

一、鎗合申刻之義、山崎彦右衛門二三間程先ゟ罷出、少堀切之御座候にふし罷在候處に、野村傳兵衛と名乘罷出候を見付、重而申候。此兩人とたんに入申由に御座候。其後利家樣御前に而彦右衛門申候は、私先に而御座候へ共、少伏罷在候處に、傳兵衛參り申を見付罷立申候間、傳兵衛鑓先にて可有御座旨申上候。又傳兵衛は、尤名乘罷出候得共、彦右衛門儀は二三間も先に罷在候間、彦右衛門鑓先に而可有御座候由申上候に付、大納言樣被聞召、兎角兩人共に一番鑓と御批判に御座候。則其首を富田越後守捕申候が、櫻勘助首之由に御座候。是も鑓より先ゟ不罷出候者、首を捕申儀成間敷候條、一番鑓同前之旨御意に御座候。其外彌市郎と名乘鑓場ゟ罷出候。此彌一郎義に付而御穿鑿御座候。奥村彌市郎と申者御前に而廣言を申罷在候間、奥村彌市郎に而可有旨御詮御座候が、又御馬廻に小泉彌市郎と申者御座候、是に而可有かと脇には取沙汰仕候。其後小泉彌市郎にも御加増少々被下候御事。

一、半田半兵衛は、鑓場より一町計前かごに鐵炮に打れ申候。北村三左衛門義鎗場へは少おそく御座候得共、其時之働殘所無御座候旨、利家樣御前に而取沙汰御座候。其後あまた參申由に候得共、入亂打込合戰罷在候故、別而名之出るほどの義にては無御座候。其節前田又次郎殿も、少手を御負被成候事。

〔國初遺文〕　横山山城守覺書

坪山は坪井山に同じ

拙者は横長知

多那村は種村

覺

一、末守之城御後卷被爲成、大納言樣・利長樣 彼城ゟ被成御移候處に、佐々內藏助本陣坪山より、馬廻三千計にて、御父子樣被成御通候御跡より、末守之城下迄押詰返攻可仕躰に相見候故、大納言樣は末守之本丸ゟ被爲入、利長樣は二の丸に被成御座候。其砌本多三彌御家中に被居候故、利長樣御近所ゟ被召寄、內藏助旗本退口之御行御談合被遊候。其時拙者は、利長樣御鐵炮頭上坂又兵衞・稻垣與右衞門など有之候御先手ゟ罷越有之候處、從利長樣 御近所ゟ罷越可有之旨、度々御使を被下候に付而、二の丸迄罷越御傍に罷在候故、中立に可仕働も無御座、于今無本意存候事。

一、末守之城御後卷に付、大納言樣御裁許奇妙の御事に御座候。其比御家に歷々有之中にも、多那村三郎四郎・不破彥三・德山五兵衞、其外小身なる者にも功名數多有之。御後卷の御評議御座候處に、何茂申分は、第一末森より二里此方つぼ山に、佐々內藏助本陣を居有之處に、小勢を以て一騎がけに御通り被成候事。第二には濱邊を無恙御通り被成候ても、大敵をあとに御置被成、敵の先手の人數と御合戰に及申刻、先手の勢少しの間支へ候て、內藏助ひつ付可申候。然ば大事の義と達而御異見申上候へ共、無御承引、とかく津幡まで御出馬被成、あれにて御談合可被成旨被仰出、御發足被成候。扨津幡にても右の通り御異見申上、其上末森に

火の手擧り申を、金澤にて見申候。然ば末森は可爲落城候條、物見を被遣候か、不然ば今少し御聞合御尤の旨申上候處に、利家樣御意に、津幡より末森に道のりは何程あると御尋被成候へば、四里御座候と申上候。又御意に、金澤より當地へも四里なれば、落城に於ては此邊へ落人可有之。然ども一人も無之間、城は堅固必定に候。何とぞ被成、明日未明に末森へ御押詰候而、敵思ひもかけざる所へどつと御かゝり候はゞ、何の手間も入間敷候。猶豫候而落城候はゞ、敵丈夫に城を築き、人數籠置候においては、能州は敵國に成候間、片時も急可申旨にて、利家樣・利長樣御兩人、乘廻し〳〵御下知被成、夜のほの〴〵明に末森へ御着陣あると等しく、內藏助人數出し、目近に相見え申に付、御父子樣さいはいを御振被成、かゝれ〳〵と御下知にて、何の造作なく敵追拂、城へ御取込被成候。內藏助急にひつ付申故、遲參者濱邊と城との間の道を取きられ、討死の者拾人計も有之と覺申候。德山五兵衞弟源七・近藤善右衞門弟印齋・堀喜市郎討死仕候。此外の者致失念候。思ひ出次第可申上候。

一、末森へ御先がけの內、富田越後・山崎彥右衞門・半田半兵衞・野村傳兵衞・北村三左衞門、此五人早く着候へ共、敵支へ不申故、慥に鑓合申沙汰は不承候。拂退の鑓などは可有之候哉、人々働の申分有之と聞え候得共、其場の御穿鑿無御座候に付、勝劣知不申候。五人之內半田半兵衞、別而氣分能相見え申由承及候。其刻鐵炮手負申候。

一、內藏助人數引取申刻、本多三彌申候は、三百私に御付被成候へ、付可申旨利長樣へ申上候へ共、御父子樣共に御承引不被成候。

一、內藏助末森の山下まで押寄候へ共、本丸に利家樣、二の丸に利長樣御籠被成、御人數賦能御座候故、歸攻も成不申引取申候。

一、末森は惣がはも、二の丸も乘取、本丸の門も燒落し申に付、俵を以てふせぎ持こたへ申候。

一、丹羽五郎左衛門殿より、爲加勢人數二三千被指越候へ共、其勢末森へは不被召連、一揆の爲御用心、津幡に御殘し被成候。

〔國初遺文〕 大西金右衛門覺書

一、能州末森は、城代に奥村伊豫父子三人罷在候處、佐々內藏助罷出攻被申候刻、內藏助河尻に陣取罷在被申候處に、爲加勢私に御馬廻衆二拾人御添被遣候。內藏助多勢に而攻申に付而、利家樣末森後卷被成、河尻表を御掛通被成、末森に被爲入候。敵數多御討捕被成、則內藏助をひに而御座候野々村主水・堀田二郎右衛門兩人物大將御討捕被爲成候。此御手柄天下之御勝に罷成、太閤樣御威に而御座候。猶以奥村因幡守存可被申候御事。

私は大西金右衛門

〔利家記〕

一、川尻にて利家樣御馬を乘廻し御覽被成、御人數二千五百程ならでは續て不參候。もはや合戰勝と思召候由、後迄御物語被成候。其故は或時淺野左京殿・加藤主計殿、其時之儀御問候へば、夜中之人數是迄付隨ひたる人數なれば、死きりたる人數に候間、敵三萬には向ふべしと御意に候へば、御兩人御尤〳〵と御感じ被成候事。

一、末森大手右のごとく、先手大將共かけ向ひ、はや豐後內間野新之丞・吉川平太・江見藤十郎・小林彌六左衞門・大窪小五郎・屋後太右衞門など首を取來る。其時道二筋有。一筋は內藏助陣取つぼね山へ也。そこにて村井豐後乘向ひ、利家樣へ、つぼね山へ仕かけ一合戰に可仕由申候へば、內藏助もさすがの者に候間、陣取よく見屆居可申候間、末森へ懸れと御意に候。重而豐後申上るは、本陣へ懸り候はゞ內藏助を討事可有御座申上候へば、利家樣御怒りにて、おれが下知次第に仕候へよし御意。任御意時、首共を御覽じて、一番首の見やう有、今日の合戰には勝利を得候由御意候由、少も違不申候由に候。扨大手口越中先懸物頭佐々與左衞門なども、豐後守自分つき合つきくづし手柄之段、後々迄大納言樣御物語候。扨かゝりては、利家樣御馬廻山崎彥右衞門・野村傳兵衞鑓合申候。半田半兵衞は一番に立候へ共、鐵炮にて打ぬかれ候故、鑓は合不申候へ共、後迄も鑓場一番に立候事を御意候而、御知行も三人之內にて、千石充は多被下候。扨御小姓篠原勘六・北村三左衞門・富田六左衞門など、鑓下之高名之

由に候事。其外名達も有之、物語共も御座候事。其時德山五兵衛、大納言樣御跡に被參候。
利家樣首を取參申者共に、七八人手柄をいたし候由、御詞を御かけ候へば、御息きれ可被成候間、今よりは御覽候て計御座候而可然候やと、被申上候由。以來迄一段申候由御意に候事。

一、內藏助合戰に負けいがれ候時、御人數御付可被成とつもり御覽候へば、きはひにつき、はや利家樣御人數八千程にみえ申候由御物語候。其時又村井豐後・不破彥三に先手を被仰付、御つけ可有との御意。兩人ながら忝との御請を申上候へ共、路次此方より出場は切所故、利家樣御乘廻御覽候而御付なく候由。其時鳥越に被置候目加田又左衛門・丹羽源十郎兩人ながら、聞おぢに城を開退候へば、內藏助よろこび鳥越へはいり申候由。是をも度々御咄被爲成、兩人をにくゝ思召候事御意に候。左樣には御存なく、若內藏助金澤の城へ、誰も有まじきと心懸候てはと被思召、跡をしたひがけに津幡迄御馬を入させられ、それにて鳥越の事も被聞召、其時押返し一戰可被成由、御いらち候へ共、家老衆今日の御手柄日本無双に御座候間、先御馬を被入可然由被申上に付て、其通に被成之由御物語御座候事。

一、其後瀧川左近殿越前に浪人して御入候を、むかし傍輩衆別而の人越中より上り申候刻、右之末森之樣子一々語被申候へば、瀧川殿御申候は、又左・內藏助、武篇は又左は數は多候、然共人數立合は同事に存候へば、今度の仕合。もはや以來も聞ておかれ候へ、內藏助成まじ

本文九月十日の條より續く

く、彌越度取可申と被申候由。果して其ごとく也。其道の上手の申事は、あひ申もの也と、色々さんだん御座候。京・伏見にて、是は徳山五兵衞・寺西宗與、其外年寄物語に候事。

〔末森記〕

川尻より一里計此方高松と云所にて、利家甲の忍の緒を強くしめ、其あまりを切て捨られければ、何れも殿は今日を限と思召たりとて、中々生て歸らんと思ふ者はなかりけり。爰に篠原勘六とて、利家卿傍近く召つかはれし者あり。其頃いまだ廿三歳になりしが、よこねを煩ひ起ふしさへ自由ならず候へば、金澤城に舍弟前田藏人と留守仕候べし、合戰の習なれば利家討死せば、城を隨分持堅め、叶はぬ時は城に火をかけ腹きれと仰けれども、中々請申事は不及申、耳にも不聞入、唯々御供可仕由申、内の名ある侍共二十騎計、利家卿より付置れたる者どもを引具し、乘物にて川尻まで懸つけ、爰にて具足を着、篠原勘六こそ早來るよと、大音を上げ進みたる有樣、誠後代まで名を留めんと、ほめぬ者こそなかりけれ。神保安藝守山取して、加州勢の押へとして待かけたれば、利家卿津幡城までは出られたれ共、後巻中々なるべからざるに相究りたる由、神保より付置く目付の者歸りて申に付、げにもさぞあらんと少油斷して居たる處を、利家卿先手の彥三・又兵衞所へ御出ありて、三人被成御談合見計はれ、濱ばたを一騎討に馬の呑をまかせ懸通。此時川端へ斥候を出し、神保人數を出すや否やを見せしむ。

歸て告て曰、敵こそ備て待候と云々。次に富田越後に被仰、勘六を物見に遣す。歸て申て云敵一人も出ず、川杭澤山にして如人と云々。利家川杭とは何を見當に仕候やと。越後申すは武者ならば並そろひ申まじく候。其上指物も有べし。並能くそろひ申候。川中まで馬をのり入心靜に見屆申候と云々。諸人尤慥成見様と之を感ず。無難旗本までかけ過けり。或はこなたかなたに取出に居陣し、又はおくれける侍上下五六百騎、一里ばかりも跡より追々かけつけ候を聞付、神保は、すは利家こそ唯今後詰に通られ候と思ひ、鐵炮を打かけさゝへけり。其間利家卿中入して人數を押給ふ御いきほひ、唐高祖・張良が勢ひも是には如何で増るべきと、上下感ぜぬ者はなかりけり。さて今濱といふ所の右の上なる砂山へのぼると、ほのぼのと夜明方になりけり。其時利家卿御馬を乘廻し下知仕給ひ、兵糧つかひ候へと宣ひて、味方の人數をつもり見給へば、孫四郎殿人數七八百騎計、彥三備七百ばかり、又兵衛備六百騎、御旗本千五百餘には過ざりけり。利家卿味方の武者いろを御覽じて、はや合戰には勝利を得たるぞと被仰ければ、德山五兵衛入道など御意御尤と申時、味方人數は六千餘騎あるべきと見えたり。夜中に是へ馳着たる軍士共、上下死を輕じたる者共なり。敵數萬騎有とも味方の人數勝べし。かまへて首ばし取な、唯忠功をはげまし、太刀の鍔の續くほど討捨にすべしと、大音聲にて仰られければ、上下氣を得て夜の明たる様に覺えたり。扨人數を押給處に道二筋有之、

一筋は末森へ、今一筋は內藏助本陣つぼ井山と云所への道也。其にて村井又兵衞利家卿に向て申ける樣は、つぼ井山に內藏助有之、油斷してあるらんなれば、旗本へ切懸り勝負をつけ可申と被申ければ、利家卿尤に候へども、つぼ井山にて定て足がゝり能き所を見立、內藏助陣取べし。末森は味方の城なれば、內外よりもみ合一戰せば、など勝利を得であるべきとの給ひければ、重而又兵衞身をもだえて、是非とも內藏助旗本へ切懸候て、勝負をつけ申さば、大將を討事も可有と被申けれども、利家卿此合戰の儀は、吾下知次第に仕候へと怒て被仰ければ、村井力及ばず末森城へ押廻しける。加樣の時分大將に勇を付、軍の手立申者一人もなきに、扨もゆゝしき家長かなと、利家卿後々迄感じ給ひける。然處に早村井內にて間野新丞首を取て來る。小林大納言・三木十內・屋後太右衞門、其外誰彼と名乘、首十一手に提げ、又兵衞に見せ候處に、いそぎ御本陣へと被申ければ、利家卿の見參に備へけり。物初吉しと御感あつて、早今日の軍大利をえんずるしるしには、一番首の見樣有りと仰られ候へば、德山五兵衞入道御尤に御座候。但餘り御言葉めい〳〵に御かけ候て、御息きれ候へば如何と申されければ、げにもと思召、其後は首持て參る者にも、秀でたる働なき者には大形の御言葉也。扨不破十左衞門・同四郎左衞門・平野齋宮、其外誰かれと名乘、首八つ討取、是も彥三に見せ、則利家卿の見參に入ければ、彌御快悅に思召し前後を下知仕給ふ。扨も末森の城二の丸にあ

りける千秋主殿助・瀧澤金右衛門、其外勇士共越中勢攻入を防ぎ戰ひ、度々込入ば追出しゝ手柄を盡すこといへども、さすが猛勢なれば事ともせず、終に押こまれ、都合百騎計枕をならべ討れにけり。扨こそ本丸計になりにけり。扨又大手は敵味方入亂、村井又兵衛尉・多野村三郎四郎など、自身鑓を入れ散々戰ふ所に、村井又兵衛と越中先手佐々與左衛門と鑓を合、散々につき合ける處に、村井上鑓になりて與左衛門を突伏ける。越中にて先手の大將分なる者なれば、兵共其助に來り、三十騎計枕をならべ討死す。彌加州勢大將又兵衛自身鑓を合、勝利を得たれば、どつとつき崩し勝時を上たりける。搦手より利家卿を越中へ入可申とていばらせ給ふ所に、成政内にても名をえたる軍士共、爰にも取合せ、野々村主水・本庄市兵衛・齋藤半右衛門・櫻勘助・堀田次郎右衛門など、爰を最後と防ぎ戰ふ。中にも櫻勘助は鐵炮の上手にて、はづるゝ事さらになし。利家卿御近習に御小姓篠原勘六・富田六左衛門・北村作内・村井又六・木村久三郎・富田源六郎、御馬廻には半田半兵衛・山崎彦右衛門・野村傳兵衛・小泉彌市郎・井口茂兵衛・奥村彌市郎・阿波賀藤八・江見藤十郎・吉川平太・岡本七之助、其外勇士五十騎計つづいたり。互に見合候處に、半田半兵衛つゝと立、一番鑓を見よと云所を、櫻勘助鐵炮にて打、半兵衛左のうでを肩へ懸て打ぬきければ、鑓をいだきてころびけり。敵味方とは申ながら、半兵衛と勘助は從弟の間なれば、打ちは打たれども常々指物をも見知、名乘たる聲をも聞、

さても半兵衛死たるか不便なると申由、後にこそ聞えけれ。然所に利家卿、加様の鐵炮すじに足をためさせては、手負多く出來申ものなり。御馬印をふり懸ふりかけと下知仕給ふ。其時野村傳兵衛・山崎彦右衛門・篠原勘六・富田六左衛門・北村作內など鑓を打入、暫しがほど黒煙を立て突合しが、越中勢追崩され、其口の大將分には野々村主水・本庄市兵衛・齋藤半右衛門・堀田次郎右衛門・櫻勘助、其外歷々名乘、鑓下にて七十餘騎討死す。加州勢首共を討取、勝時噇と上たりける。さてこそ搦手より利家卿・利長卿城の內へ入給ふ。其後鑓の吟味ありて、半田半兵衛一番に鑓場を見立候へども手負申候。山崎彦右衛門・野村傳兵衛一番鑓をあらそひ申せども、利家卿御吟味有之、同鑓と云ながら傳兵衛一番鑓と名乘たる間、傳兵衛に一番鑓と御感狀を被下ける。さて兩人加增を遣はされ、千石づゝに被成間、加樣の吟味こそ手本なれと上下申あへり。半兵衛も千石になされ、其上に母衣十五人與力に付給ふ。加樣に其品々に被仰付候へば、上下勇みをなし命をかろんぜざる者もなかりける。さて又末森の後詰に利家卿被參候由、つぼ井山へ聞えければ、內藏助その儘打出、佐々平左衛門其外宗徒の人々を前にあて、八千餘騎にて成政懸り來る處、利家卿願ふ處の幸也、唯今內藏助が首を見る事何の疑あるべきと、其內にはや軍法を定られ、人數もつかれたらんずれども、又一番合戰を村井又兵衛に仕候へと被仰ければ、又兵衛心よげに御請申ければ、さても弓矢取ての面目と、

うらやみ褒めぬ人こそなかりける。二番城主奥村助右衛門・多野村三郎四郎、三番不破彦三、四番利長卿、五番利家卿御旗本也。寔に加様の急なる時、軍法を定め給ふ事、ためしすくなき名大將と、心ある侍ども感じあへり。かゝる處に川尻に有ける神保安藝守、末森のことを聞付いそぎ馳來、神保に押へられし加州勢も、悉末森へ來りたり。爰に能州に在れし軍士共に、末森へ後卷に出馬する間、夜明方に參着候やうに、利家卿より折紙遣されければ、七尾に何れも馳集り相談ありしに、高畠織部など、いや軍の習利家卿後詰なさるべきと思召とも、道まで敵押可申事と候て、末森へ御越なき事も可有之。能登わづかに三千騎には過べからず、敵に出合一戰も成間敷候間、今一度の御左右を待可申とありければ、何れも此儀に同じけり。長九郎左衛門尉、いや〳〵末森の後詰有無の二つなり。利家卿如何と思召す御心あらば、よも能登を明て出向候へとは被仰越間敷候。とかく人はともあれ、利家卿御判形到來し候上は、長においては末森へ罷越候と云捨て座敷を立たるを、ほむる者こそなかりけれ。手勢千騎計にて急れけれども、利家卿勝利を得給ひ候處へ、廿町許こなたに人數相見え候へば、利家卿見付給ひ、是は能登勢か、但敵より能州押目に入置たる人數か、末森を攻る由を聞て見つぎに來る勢か。若見つぎ勢ならばけちらかせと、則物見を被出候へば長九郎左衛門尉也。扨々無念の仕合かな、おつて〳〵參たる事、高畠織部・中川清六に押へられ、かゝる御合戰に不合

本文以下九月十二日の條に出す

事冥加に盡きたると、物見に出たる脇田善右衞門・野村七兵衞前にて元結を切被申けり。兩人乘歸り、其由を利家卿へ申上ければ、事の外御感ありて、さても手柄無比類、長一人被參候事たぐひ不可有之と、還て御感狀に預かりけり。此時の九郎左衞門强さは、百度の武邊と諸人感之。從利家も努々越度と不思召、結句不殘譽の由御懇懃の誓紙を下され、九郎左衞門感涙をながすと云々。

〔桑華字苑〕

一、末森御後卷の時、津幡にて末森は早落城なりと云沙汰在。去ども利家公是非とて討立たまふ。はま表へ御出被成候へば、鐵炮のおときこえたり。利家公是をきこしめし、あれをきけ、末森はいまだおちぬぞ、つゞけ者どもと、御身をもませたまふ由。

一、能州末守の時、神保氏春川尻に貳千餘騎にて、金澤の押に參たると云說在、いつはりなり。中卷の者とて、成政の家にては足輕よりは上、步行の者よりは下の者五拾人在。いづれもくつきやうのすくやか者どもなり。是を頭どもに川尻へ遣しおかれたり。金澤の押へ心にてもや在けん。氏春は前後成政と一所に坪井山に居られたり。氏春成政へ度々被申けるは、夜明ば利家後詰すべし。後卷有之ば味方敗軍うたがひなし。夜中にむりに城をせめ落したまへといへども、成政何とかおもはれけん不用。氏春被申は、今度利家後詰せずんば、一代男

はなるまじ、そこの所を思召候へ、うむに後詰なるべしといへども、成政運のきはめにや、なんの後詰と云て不用。然所に夜のほの〴〵明に、今濱表に人數見ゆる。すは利家後詰よと云ほどこそ在けれ、旗本少しいろめく。成政せうぎに腰を掛、城の方をにらみ、しらあわをかみ、はぎりをして居られたり。旗本しづまり、各鑓を取、番ざし物金ののし、坪井山はさながら金山のごとし。扨先手末森城せめ衆敗軍を見て、旗本は次第を守て退く、一段見事なりと云々。右は土田作右衛門親土田作右衛門、神保氏春の子小姓にて、其時前後氏春のそばに居て、慥に知りたるとて、常にかたりけるとて、二代作右衛門語る。

〔高徳院様御戰功殘遊覺書〕

一、利家卿末森後卷の時、津幡口の押とめ、内藏助方より川尻の山に神保を指置。然に利家卿下知に、破之んことは安しといへども、後卷の本意可難遂、只馬の口をまかんには不如とて、川尻の押へを認め、無恙して通給ふ。神保津幡にいぬを付しに、後卷すまじきとの沙汰あるよしを聞て、弓斷せしと也。

一、末森後卷時、利家卿父子川尻を過て濱邊を通り給ふに、佐々が本陣つぼ山に烟みゆる。因玆田那村三郎四郎大將に向て、あの内藏助が陣に、是より直に懸て討給はゞたやすからんと申せば、利家卿宣ふ、いや此間深田にて足入也とあれば、三郎四郎重て、時今九月にて候

へば、水もなく堅田にてあるべしといへども、城を落されては無益、いそげとて無承引かりし。後までも時分を能思付しとて褒美せられしと也。

一、末森に中入せられて、内藏助失本意引退時、よわ〳〵とありければ、本多三彌申は、罷出敵をつけ可討とあれば、利長卿尤と被仰時、利家卿宣ふは、三彌若きことを云るゝ物哉、哀れ慕へよと引敵也、味方不付ばつぼゐの山に陣を可備。さあらば向のしげみより多分伏をあげんずるぞと仰られしに、宣ひし如くありしと也。後利家卿夜話の序に、右の目利、三彌仕損ずるものにはあらず、渡り奉公をする者は、ケ様の言葉を末へみやげとせんため必云こと也。心得あるべきことぞと宣ふ。

〔國祖遺言〕

一、末森御陣の時、名ちがひと申慣事。奥野彌一郎・小泉彌一郎御馬廻に二人有之、小泉彌一郎・富田六左衛門・北村作内など一所に有之。奥野彌一郎は殿樣へ申上、あのつまりに有之敵をおひのけ不申して如何に御座候由申候て、あれへ可罷越と御請を申承候内に、小泉はくろゐするのさし物にて手柄をいたし候へ共、みえ不申候。はや殿樣御通の跡に、おの〳〵敵をおひのけ申に付て、小泉彌一郎手柄仕候由皆々申候を、殿樣左樣にて不可有之候、奥野彌一郎我等まへにて請おひ候て參候由御意。扨其場有之衆、小泉彌一郎右之通に被申上候へ共、

くろゐする本のまゝ

我等ふへにて請おひ參候間、奥野彌一郎に而可有と、御加增被下候て千石に成申候。然處に其場有之衆、猶々御理被申上、小泉彌一郎三百石御加增被下、合四百五拾石に相成候。とかく名ちがひに候へば、名も大事、又はくろきさしものなどはみえぬ事に候間、以來分別可有之義と被申由。後迄も千石かれいに成、奥野與兵衛に罷成、五千五百石までも取あがり申候。色々物語有之事。

〔前田家雜錄〕　堀部養叔咄

一、能州末森の時、一番鑓半田半兵衛と也。右之時富田六左衛門本名は山崎也。亦後越後と云。如何の樣子か刀にて、右半田氏より結句前方に出ぬるゝと也。偖山崎彥右衛門は半田に續き鑓を合。偖半田氏に言葉をかけ振よしと也。右之樣子利家公聞召、富田が事は鑓は所持なけれども一番なり。彥右衛門ことは二番なれども、右之時儀に言葉をかくる樣子手柄也。然れば三人共に何も不劣働と被仰と也。

〔關屋政春古兵談〕

一、能州末森にて、一番鑓富田六左衛門、二番野村傳兵衛、三番山崎彥右衛門也。此三人同事と利家公御批判在事。さゝら城戸堀切の所にて也。土肥伊豫討死の所は、町口のわりこ山と云所也。門口よりさゝら城戸迄二町四拾間。城戸より押水海道迄四町二十間。押水海道へ

出、ねりこ山迄は八町五十間、此通。されば本城よりねりこ山迄は合拾八町餘也。

一、右同時御家中討死の衆は、德山源七郎・堀喜市郎舍弟左太郎・今藤印齋、此外に十騎計名不知。

〔加藩諸事雜記〕

一、昔末森御陣に、大納言樣後卷被遊、黑津舟の方より被爲入、末森より五六町此方に、かぶらほねといふ所あり。此所に至り給ふ折、濱邊に一人の女居けるに、公御空腹、何ぞ食物はなきやと被仰候を、しばし待せ給へと、我家へ伴ひ奉り、俄に粥餠を拵て、鍋の蓋に居ゑ奉る。公御覽被遊、皆持(カイモチ)の名吉相なりとて、其儘被召上けるとぞ。

〔可觀小說〕

一、佐々陸奧守成政は生得物數奇能人也。衣類以下武具等迄も何を爲されても見事也。譬ば竹の先に紙を付て出されても、恰好扨もと云程なり。能州末森ゟ押寄候時、成政本陣は坪山也。家中指物惣金の熨斗にて、一山色めき渡りぬ。高德公見事に思召候哉覽、其後御家の御馬廻中、惣金の熨斗指物に被遊候由、横山城州話之由。

〔可觀小說〕

一、聚樂の大廣間に於て、諸大名寄合種々雜談之節、利家卿上杉景勝に向ひて、先年越中魚

本文黑津舟の方より被爲入といふは誤なり

津の後巻として、夥敷難所どもを被越、天神山までの御出張には、近頃の御手柄世上にも稱美する所也。但其能州末森の後巻いたし、佐々成政が兵を追崩し候儀、御邊の御働に合せては、莫大の上たるべきと存候旨宣へば、景勝返答に不及、滿座の諸將言葉を出す人なかりけり。

〔微妙公御夜話〕

一、微妙院樣常々御咄に、佐々內藏助人數多持居候。二萬程有之たる由に候。末森の時も二萬の人數に而候。大納言樣はやうやく三千御座候由、御咄被遊候。

大納言は利家

九月十二日。前田利家金澤城に振旅す。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

十二日の始夕（見聞集には酉時とあり。）尾山城に凱旋し給へば、士農商賈盡く街尾に出、簞食壺漿喜躍して迎へ奉る。公即ち秀吉公へ末森の捷を告げ給ふ。

〔末森記〕

本文九月十一日の條より續く

同十二日辰の刻に、內藏助人數を引べし、彌今日合戰なるべからずと思はれ、山手へついて引退。利家卿人數を付給ふべしと思召、先手へ御出あつて、村井又兵衛と御見つくろひ候へども、味方より出候處は切所、敵引處は道筋よき處なれば、勇みに勇んだる軍士共を制し留られ、人數を御付なく候。越中勢も足を不亂、成政下知にて輕々と引取、段々に備へきたる事、

さすが內藏助も物なれたる大將と申者も多かりけり。然る處に利家卿被仰けるは、津幡にも無勢也、敵今朝の合戰に利を失ひ無念に思ひ、津幡を攻る事も可有之とて、末森城には右の如く助右衞門を大將にて、其外侍大將分五六人加へ、人數被殘置、何時によらず重て內藏助此表へ人數出し候はゞ、不移時日可馳來と被仰置、奧村助右衞門・千秋主殿助などに御褒美を給り、扨又討取首共記すに都合七百五十三也。手柄の品々重而可有御吟味と被仰打立給ふ。其時味方の勢御覽候へば、勢ひに餘りて一萬餘騎になりにけり。不破・村井兩人を又先手の大將として、濱邊へ差掛、內藏助が跡をしたひ、御馬を打入給ふ處に、一向成政津幡へは心懸なくして、足掛りよき所を見合せ人數を被入けり。かゝる處に鳥越城の近邊を被通候、彼城の押へをする通られ候處に、加州より入置れし丹羽源十郎・目賀田又右衞門、彼等兩人は、末森にて利家卿合戰に討負給ひしと風の便りに聞、其日午の刻に城を明のきにけり。成政よりの押の者、物見を出し見せ候へば、明たる城なれば幟計りかざりあれども、人數は見えぬ間、此由內藏助へ注進仕ければ、是天のあたへと、今朝味方利を失ひしに有難事なりとて、鳥越城へ先入せ給ふをば、利家卿露ほども知給はず津幡城迄御着あつて、其より取出の城々へ、末森にて得大利人數を打入候間、彌能守護仕候へと被仰遣候處に、鳥越に參たる小林喜左衞門頓て乘歸り、利家卿へ鳥越は明たると見申候、敵の勢入替り相見候と申上候へば、利家卿

本文以下十月十四日の條に出す

本文の說には利家津幡に入らず河北潟の西方濱邊より直に金澤に納馬

驚給ひ、さても無念なる次第也、則懸返し一合戰すべしと、御身をもうでいらちさせ給へば、不破彥三・村井又兵衞・德山五兵衞入道・片山內膳など、御意尤に御座候へども、今朝大利を得させ給候上は、鳥越ほどの小城をば其儘おかせられ、先御馬を入られ、重て御手に入候事程も御座有間敷と申せば、さらばとも角もと被仰、同十二日酉の刻には金澤城に打入給ふ。御留守の侍・町人上下町末まで御迎に罷出、是は目出度御事なりと悅申事限なし。扨上方へ使者を以、末森の樣子秀吉公へ利家卿より被成注進候處に、彼使者に被成御對面、利家忠節中々申も愚也と御感あつて、前かど內藏助より人質を被取置候、則內藏助息女九つ成しを、御乳もろともに粟田口に磔に掛させられければ、其時上下こぞつて、さても內藏助此上は天下を知りてもいらざる事と、あはれを留め袖をしぼらぬ者はなかりけり。然る處に後は無事に成、御詫言申され、秀吉公御下知に隨ひし時、利家卿は不及申、大名小名つまはじきをして被申候も理り也と申あへり。

〔國初遺文〕 橫山山城守物語

一、內藏助人數加州へ押申候に付、利家樣の御意に、定て金澤へ働可申候。末森の合戰に勝申候に付、金澤へ働き申と城中に可存候。慥成御城代も無之、御人數は不殘末森へ被召連候へば、明城同前に候。內藏助才覺者候間、計策申候はゞ、無左右城を渡し可申候條、金澤

せりとするもの、如し

金澤入城の翌日は十三日なれども、越登賀三州志によりて今十四日に係く

へ働候はゞ、迹へ御付候而可及御合戰候か、不然ば濱邊筋を金澤へ御入城可被成候かと御評議あつて、御入城可然に相究り、濱邊を夜通に金澤へ被爲入候。然れども內藏助越中へ人數を入申候。其節鳥越の城には、目加田又右衞門・丹羽源太郎を被爲置候處に、末森落居と推量仕明退申に付、內藏助ひろひ取に取候而人數を入置申候。目加田又右衞門は多那村三郎四郎兄にて御座候。

九月十四日。前田利家・利長再び金澤より出馬し、加賀河北郡鳥越城の形勢を探る。

〔國初遺文〕 橫山山城守物語

一、御父子樣金澤御入城の翌日、津幡まで御馬を出され、鳥越へ物見を被遣、樣子被聞召屆候而、金澤へ御馬入申候。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

一說、公一先金城に歸らせられ、十三日公金城を出軍、森下・粟崎に備を立させられ、鳥越を一時に攻取れとの玉ふ。其時村井・不破是を强て諫止し奉るにより、又歸城あることいひて、又同書同月十四日公鳥越を攻んと出馬し給ふとあり。此こと重複にて誤れり。按ずるに十二日には直に金澤へ還城あつて、十月十四日再び公發旌あること疑なし。太閤記にも、公末森

城に在しが、佐々加州へ亂入すと聞くと等しく、濱邊より金城へ丑刻に歸り、寅刻又打出、森下・粟崎へ至る。佐々の物見の騎兵五六人馳來るが是を見、斯と佐々に告れば、上方勢着きたるにやとて、木舟へ引入るとあり。此說尤非なり。

九月十四日。前田利家・利長父子、書を能登の青木善四郎等に與へて末森の戰勝を告げ、自から輕擧すること勿らしむ。

〔青木氏藏文書〕

返々越中にて人數を持候ほどのものは討捕候。ひとりみに成候間、れうじのはたらき有べからず候、以上。

態令申候。依越中之神保安藝、甚助・牛之助を返し遣し候由申越候。れうじに城を出候事無用候。惣別其元無人にて働候事、一切有間敷候。働候而よき時分此方より人數を遣候。同前に可被申付候。指出たる義無用候。爲心得令申候。其元不可有由斷候、恐々謹言。

九月十四日　又左　利家　判

青木善四郎殿

大屋助兵衞殿

〔青木氏藏文書〕

今度於末森悉討果候。其元在番機遣も少之間と、彌不可有由斷候。神保も歸候由申候間、卒爾之働など無用候。最前申遣候心得專一に候、謹言。

九月十四日　　又左利家判

青木善四郎殿　御返事

〔青木氏藏文書〕

御狀披見候。仍今度は末森城取卷、端城令放火、本城計相殘候由申出候に付、則又左衞門・我等懸付追崩、大將分十一人、其外首千餘り討捕候。手負死人數多有之事、於樣躰は可御心易候。其元彌丈夫に被仰付候由尤候。萬端御氣遣肝要候。將又牧長六右衞門書狀到來候間、則遣之候。猶從是可申候、恐々謹言。

九月十四日　　前孫四利勝判

青木善四郎殿　御返報

利勝は利長の前名

九月十六日。羽柴秀吉書を前田利家に與へて末森の戰捷を賀す。

〔寸錦雜錄〕

金右衞門・次郎右衞門兩人かたより、惟越へ之注進狀、十六日酉刻到來令披見候。今度於末森被及合戰切崩、野々村主水始而數多被討捕、被得大利候由申越候。心地能御手柄無申計候。

金右衞門は溝口秀勝、次郎右衞門は村上義明、惟越は惟住越前守

殊七尾より罷出、是又荒山・勝山乘取、首數多討捕候由。何の口も首尾揃、目出度珍重に候。佐々内藏助栗柄山へ北由承候。定而右之くりからにも足を留る事成間敷と令推察候。然者此表尾州内取出下梨・一宮・後幸田三ヶ所、普請丈夫に申付候。はや過半出來候。二三日中に兵糧玉藥以下、並人數等四五千計宛入置、廿五六日比に岐阜迄令開陣、敵之樣子見合可隨意候條、於時宜は可被御心易候。越前守廿日比にも可爲歸陣候。猶々被仰合御本意待覺候、恐々謹言。

九月十六日　　筑前守　秀　吉　判

前田又左衞門殿　御宿所

九月十六日、前田利家、奧村永福・千秋範昌二人の末森に於ける戰功を賞して祿を増す。

〔菅家見聞集〕

今度遂末森籠城、令苦戰持定、無比類忠節令大慶候。雖爲少分、爲加増以押水之內千石令扶助訖。並與力之者三十人附與之、仍如件。

天正十二　九月十六日　　利　家　判

奧村助右衞門殿

〔菅家見聞集〕

今度末森籠城無異儀持定候之段、無比類働候。雖爲少分、爲加增以押水之内千表令扶助訖。全可知行者也、仍如件。

天正十二　九月十六日　利　家　判

千秋主殿助殿

〔可觀小說〕

一、高德公末森城御救被成候時、被爲召候御甲冑の事は、とつぱいの烏帽子形にして長三尺計、しころ共に金也。鎧は金ざねを白絲に而威せり。抑此甲冑は、天正十一年九月能州末森城に奧村伊豫永福をして守らしむ。佐々成政不意に起て攻之。高德公・瑞龍公即日救之、成政敗績す。永福が守戰之功を賞美せられ、其日所建の鍾馗の旗、金の切裂の腰指、及び鎧兜兩佩刀悉永福に賜ふ。永福老後此鎧兜を以、次男因幡易英に傳へ與へり。壹岐庸禮受來れり。某の年微妙公へ告之。相公閣下御入府之始め獻之。於是再たび公府に藏之。此來歷を公今枝民部近義に命じて、其櫃に記せしむと云。鍾馗の旗以下は、嫡孫伊豫傳來之所に、某の年火災あつて皆燬たり。但鍾馗の旗は寫有之て代々傳之

〔續漸得雜記〕

亞相利家公。天正十一年築壘於能州羽咋郡末森鄕。奧村伊豫守永福爲留守。翌年秋九月佐々內藏助成政。自越國率大軍圍末森城。告急加賀府。利家公及利長公即日發駕。挫成政之兵。振武於闔國。利家公褒賞永福守戰之忠功。其日所揚旗鍾馗馬幟。金切裂腰指。所着鎧兜鍪。大小佩刀。悉以賜永福。永福退老之後。以鎧兜鍪讓與次男因幡守易英。至于曾孫因幡守和豐。傳來爲家藏。和豐豫經黃門利常公之高聽。侍新君綱利公之入國。初奉獻之。收納公庫。代周之赤刀者也。昔寬文元辛丑歲閏八月吉辰。應新君之鈞命。今枝民部少近義謹記焉。

九月十七日。前田利長亦書を奧村永福に與へて末森に於けるその戰功を賞す。

〔前田家雜錄〕

態令啓達候。今度は佐々內藏助當城取卷雖相攻、其方丈夫に被相踏候に付而、早速懸付得勝利、遂本意之段大慶此時候。誠無比類御働共無是非候。利家滿足不及申候。其元彌普請等被入念可被申付事肝要候。爰元無相替儀候間、可御心易候。雖不及申候、萬事御氣遣專一候。猶追而可申候、恐々謹言。

九月十七日　　孫四　利勝　判

奧村助右衛門殿

滿親は須田氏

九月十八日。上杉景勝の將須田滿親書を前田利家に致して將來の交歡を求む。

〔青木氏藏文書〕

追而任到來初雁貳進覽候。寔不顧□□躰候、恐々。

雖未申通候、一翰令馳候。仍佐々內藏助企逆心、栗柄小原口相働之由候之條、兼而被申合首尾、爲後詰越中向、境の要害押詰、在々令放火候。從景勝以直書被申入候。近日此口へ可爲進發候。今般能加兩州固之御備、誠以御勇力不淺存候。貴國當方被申談上は、佐々內藏助可討果事不可回踵候。從此方被差上候飛脚下向、才覺分を尾劦表秀吉公思召儀由、目出度珍重候。尙委細河口定右衞門可令演說候、恐々謹言。

九月十八日　　滿親判

前田又左衞門尉殿　御宿所

九月十八日。上杉景勝の將土肥政繁等、書を能登七尾の前田安勝に致して交歡を求む。

〔温故足徵〕

近日の前に景勝を觀するなるべし

雖未申通候令啓達候。仍而佐々内藏助粟柄小原口相働由候之條、當方被仰合首尾、爲御後詰須田相模守初而、隨分衆數多令同志越中向、境之要害被押寄、在々令放火候。近日可爲出馬候。今般能加兩州堅固に御備、誠以御勇力難述帋面存候。貴國當方被仰談上は、佐々内藏助滅亡眼前候。隨而前田又左衛門尉殿各以書狀申入候之條、可然樣御取成奉憑存候。彌爰元時宜可御心安候。猶重而可申宣候間不能子細候、恐々謹言。

九月十八日

土肥美作守政繁 判
唐人式部大輔親廣 判
寺嶋平九郎信鎮 判
齋藤五郎次郎信言 判
神保宗次郎昌國 判

前田五郎兵衛尉殿 參御宿所

九月十九日、前田利長書を千秋範昌に與へて、末森の戰功を賞す。

〔前田家雜錄〕

今度佐々内藏助當城取卷雖相攻候、碎手堅固に被相踏候に付而、則懸付及一戰、即時切崩勝利之段、併各丈夫之覺悟故、早速遂本意大慶此時候。無比類働共神妙之至候。利家御滿足之

事者不及申候。其地普請等彌入念可被申付事専一候。當表諸口何も無異儀候、是又可心易候。猶追而可申候、恐々謹言。

九月十九日　　利勝

千秋主殿助殿　　孫四　利勝

本文九月十三日の條より續く

九月。七尾の將前田安勝等、佐々軍の能登鹿島郡勝山砦を襲ふ。

〔可観小說〕魚津御馬廻組小川忠左衞門覺書

一、天正十二年八月廿八日佐々內藏助謀叛、九月十日末森城を攻被申候。利家様従加州後詰被成候。五郎兵衞様・播磨守様は、七尾荒山の出崎より勝山の城を御攻被成候。田邊將監・田邊勘右衞門・栂大學、二丸にて鎗の迫合に而高名仕候。則火を上げ申候。

十月十四日。前田利家、佐々軍に屬する加賀河北郡鳥越城を攻擊す。

〔末森記〕

一、同年十月十四日に鳥越近邊へ利家卿人數を被出、越中國境目民屋共燒拂ひ給ふ。鳥越山城なれども節所にて有ければ、利家此城可攻事如何あるべきと仰ければ、不破・村井・多野村申やう、攻落申さん事たやすかるべし、然れども城中にも二千餘騎入置由承候間、味方一萬騎三分一は損じ可申候。內藏助富山城に一萬餘騎にて控申候間、大事を御抱へ、是程の小城

本文の末天正十三年二月廿五日に出す

にて人數をついやされ候はん事、如何可有御座と被申ければ、げに〳〵最也と仰ける。何とぞして城中より、足長に人數をおびき出し、付入にと思召、よわ〳〵と足輕を出し給へど、城にも久世但馬守を大將として、軍士多く籠ければ、少も足輕不出、諸卒の機を勵し、とかく城を持堅め候事肝要とおもひしりひければ、利家卿先近所悉燒拂はせ人數を打入給ふ。其後北國の習ひ風彩しければ、互に矢留と見えにけり。

十月廿四日。前田利家能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。

〔氣多神社藏文書〕

禁制　氣多大神宮

一、神林小松以下不可伐採之事。
一、神領之地內、武家百姓不可抱置事。
一、神內のものいみ、如前々可仕事。

右條々違背之族有者、速可加成敗者也。仍如件。

天正十二年十月廿四日　利家判

十月廿六日。前田利家書を能登の青木善四郎等に與へて、佐々成政に屬する同國鹿島郡荒山壘の監視を嚴にせしむ。

〔青木氏藏文書〕

今度雨度之注進令被着候。仍荒山の敵今夜わたり取のくべきかと存候。人を付置、若のく事候者、權現に火を立可申候。則それまで人數を出し、鐵炮はなし懸出し、はなさせ可申候。かつ山の口へは、織部など陣取候而人を付置、やうだいきかせ申候。何も火を相圖に人數を可遣候。無由斷あら山口へ人を付置尤候。火をあげ次第人數を可出候、謹言。

十月廿六日　　又左　利家　印

青木善四郎殿

大屋助兵衞殿

同月は十月

十月。前田秀繼・利秀父子、屢加賀河北郡俱利迦羅に出で、佐々成政の將佐々平左衞門と戰ふ。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

同月諸記不記日。一說爲十三年二月八日。非也。創業記・篠島譜等。皆爲此年。嚮に成政鳥越城を獲ること、俱利伽羅の壘に佐々平左衞門を置て守らせけるが、津幡の秀繼君父子兵卒を率ゐて俱利迦羅へ出張し、龍ケ峰にて會擊數たび、笹島織部・河內山半左衞門・矢島兵左衞門奮擊して敵首を獲。

〔北陸七國志〕

一、爰に津幡の城主前田右近秀繼嫡子又次郎は、士卒を從へ倶利迦羅邊に出張し、佐々平左衛門と相戰はる。秀繼の先陣笹島織部・河內山半左衛門・矢島兵左衛門以下高名す。此邊に於て日夜の合戰勝て計へがたし。前田又次郎は大力の聞ありけるが、每度武勇を振ひ、敵味方の目を驚かされけるとぞ聞えし。

〔菅君雜錄〕

一、右近主御父子、倶利迦羅邊に出張あれども敵不出。仍て公金澤へ御歸城、右近主は龍ヶ峰に登て敵をあひしらふ。佐々平左衛門出て迫合ふ。秀繼君の先手笹島織部・河內山半左衛門・矢島兵左衛門等、各首を取る。又利秀も戰功あり。此の前後佐々平左衛門と津幡勢取合度々なり。

十一月六日。前田利家越中礪波郡澤川の農田畑兵衛に山林を與へて、末森役の際盡力せるを賞す。

〔田畑兵衛藏文書〕

其表之有姿聞屆、致馳走に付而、持傳候山之儀令扶持候。於向後不可有相違者也、仍如件。

天正十二年十一月六日　　利　家　判

高　桑　兵　衛　殿

公は利家

高桑氏は田畑氏に同じ

菊池は菊池右衞門武勝

十一月八日。前田利家書を越中射水郡阿尾の城主菊池武勝に與へ、誘ひて款を納れしむ。

〔寸錦雜錄〕

其後は忩劇に付而無音、御床敷候。今度之錯亂如何見付候哉。御家中にも端々申者有之儀候。大形相究筋も御入候。貴老之儀は、前邊より不混自餘申談事に候之間、此砌談合申度存候得ども、彼方丈夫に質物等をも被遣置候由之間、結局御爲と存不能其儀候。若御才覺にも可成子細候者、御分別此節候。跡に御成候而は如何と存事に候。態委不申入候、恐々謹言。

十一月八日　　　　利　家判

菊右入道殿　御宿所

是歲。金澤に住して公役に當る大工百餘人に邸地を賜ふ。

〔續漸得雜記〕　金澤大工由來書

私先祖黑川六助義、御當地出生之者に御座候處、高德院樣之御代、天正年中金澤御城御普請御用、並他國御陣御用御供に被召連、大工棟取役被仰付。天正十二年御帳面大工百人餘、御判紙を以御屋敷拜領被仰付、棟取ゟ者百歩、仕手大工ゟ者一人に五拾步充、今町・中町・修理

谷坂近邊の内大繩に而被下、即其處を大工町与相唱申候。其後文祿年中肝煎役被仰付、高麗御陣之節但下大工召連罷越御用相勤。伏見御城御普請御用相勤。慶長年中關ヶ原御陣、其外大坂御陣兩度共御供仕申候。其砌は御扶持方手間料銀共被下候。右御判紙寛永八年四月金澤大火事之時分致類燒所持不仕候。同年右拜領御屋敷所替被仰付、才川大工町・淺野川觀音町にて代地被下。其後微妙院様小松に御隱居被遊候時分、右大工之内三四年も罷越、其内妻子共引越、金澤之家屋敷素人に貸渡候處、其分被召上、地子地に相成、南町相殘候分五拾二軒御座候。外に地子地之内に而、近年御扶持人御大工、並御扶持方大工拜領之跡屋敷、大工肝煎裁許に被仰付候分共都合五拾四軒、只今以裁許仕申候。其外役之町・地子町に罷在候金澤組大工共三百人餘職分裁許仕候。

一、二代目六助義父存命之内より御用相勤罷在。微妙院様御代元和年中肝煎役被仰付、父同様相勤申候處、爲役料御切米五拾俵作料之外に被下。明暦三年江戸大火事に付、御屋敷大御普請之節、大工多被遣候に付召連罷越、御用相勤申候。萬治元年御逝去被遊候後、御儉約に而右御米御指省、作料迄被下、追而御沙汰可被遊旨被仰出候處、何之御沙汰無御座候。三代目六助義萬治二年肝煎役被仰付、同年江戸御屋敷御普請御用等も相勤、延寶八年奉願隱居仕、貞享元年病死仕候。私義延寶八年父存命之内肝煎役被仰付、天和三年江戸御屋舖御普請御用

等相勤申候。先年御帳面大工与申名目、加州大工与被仰付、其後寛永十二年金澤御城作事多御座候時、加賀大工与改り、明暦三年江戸大火事に付、御當地より大工多被遣候節、金澤組大工与被仰付候。右之趣書物、寛永八年類焼之砌焼失仕候。先祖黒川六助義肝煎役に而、御扶持人御大工並に御切米五拾俵作料之外に被下候砌、本多安房守様・横山山城守様より御作事御奉行様に被遣候御紙面、並其後右御紙面微妙院様被入御覧候處、重而生駒内膳様・今枝民部様より御作事御奉行様被遣候御紙面寫、別紙両通之通に御座候。

右私先祖大工肝煎役被仰付候由來、有增如此御座候、以上。

貞享二年正月　　金澤組大工肝煎　六　助　判

御作事御奉行所

天正十三年

二月廿一日。前田利家能登羽咋郡大福寺の修葺を大福寺村等三ヶ村に命ず。

〔能登古文書〕

大福寺堂の上ふき申付候。三ヶ村の百姓罷出可馳走候。委細藤右衛門に申付候也。

天正十三年二月二十一日　印（利家）

大福寺村
さかみ村
かやの木村　百姓中

さかみは酒見、かやの木は栢木

二月廿二日、前田利家能登羽咋郡大福寺の修葺を命じたる諸村に、金澤の平夫を免除す。

〔大福寺文書〕

右之通を使者共にも可申付候、以上。

大福寺宮いうわふき之普請可申付候間、尾山へひら夫に越候事無用候。

二月二十二日　判（利家）

さかみ村惣百姓中

尾山は金澤に同じ

二月廿四日、前田利家羽柴秀吉の命に依り、船舶の領外に航するを禁ず。

浦々船他國へ不可越候。越中表相働に付而可入候。従筑州其趣被仰越候條、堅令停止候。自然一艘も相隠於遣之者、能州を可相拂候之條、可成其心得者也。

筑州は筑前守秀吉

二月廿四日　　　　　　　　　　　　　　　　印（利家）

所々浦々百姓中

二月廿五日。前田利家越中礪波郡蓮沼に入りて民屋を火き、佐々氏の軍と戰ふ。

本文天正十二年十月十四日の條に續く

〔末森記〕

利家卿越中之内に切入給事

一、明れば天正十三年山々の雪も消、二月十八日になりければ、利家卿村井又兵衛を召て、鳥越を目賀田・丹羽抔明のき、敵勢入替る事無念に候間、越中の内へ押寄深入して働度由被仰ければ、承候とて、村井内家老共呼寄内談しければ、則村井内小林大納言・屋後太右衛門と云者、本國越中の生にて能案内知りたれば、蓮沼と申て安江と今石動の間に足懸よき寺あり。越中にての名所、礪波・中郡兩郡の何茂のけ者共彼地に有之候間、是を燒立候はゞ、敵の弱りにて可有御座と申處に、此由を利家卿へ申上ければ、最と被仰。則先手可仕とて村井又兵衛一番、二番は松任勢利長卿人數・近藤善右衛門・山崎庄兵衛などを大將分として八百餘騎、次は岡島喜三郎・片山內膳・多野村三郎四郎大將にて八百餘騎、其より不破彥三・武藤助十郎・前田又次郎、其次々段々に備、村井・山崎計にて四井主馬と云し夜盜をも引具し、件の屋後・

中郡は射水郡

小林をも案內として、加州境目を打出、越中の內へ四里の間、同二月廿四日戌の刻に出押寄る處に、四井申樣、如何にしても此暗きに無斗方候之間、今夜は先人數御引入候へと申せば、村井被申候は、利家卿御前にて御請申參間、彼蓮沼へ我をつれ行、捨て各は歸り候へと被申候。さて明れば廿五日の曉に、蓮沼近邊彼大寺一度に燒立、あたるを幸ひ男女のきらひなく三百計切捨にする處に、如案木船・井波近邊の城々よりひしと付たり。本より村井物なれたる大剛の兵なれば、軍士兵の機を勵し下知し、輕々と引退處に、兩城よりもみ合つき懸、火出るほどつき合、村井內にて兵共鑓下にて歷々七八人討死したりければ、殘兵共つき立られ、村井旗本まで味方崩れける處を、又兵衞馬印を前に押あてふみ留り、大音聲を上てていたく鑓を合、能き武者を五六人突倒し突倒しする處に、返し合たる兵共には、村井與力吉川平太・江見藤十郎・大窪小五郎・屋後太右衞門・阿波加五郎右衞門・小林大納言、其外彼是二十騎計、大將又兵衞左右にて鑓を合。吉川・江見、中にも大將にこされぬるよと無念に思ひ、いらち懸に突合、鑓をつき折太刀打して、鑓下の首を取、その儘つき崩し、究竟の兵共十三首を討取、勝時を噇と上たりけり。さてしづ〳〵と引退きける。二番目松任勢請取申候、唯今は御手柄なりと云儘に、近藤・山崎目をくばり、何れも利長卿內にて、勇士共歷々心を勵し、鑓ぶすまを作り待懸たる處に、越中勢村井につき立られし事はいなしと思ひ、兩城より出たる兵共二

手に採合、三千餘騎まん丸に成て突懸り、黒煙を立てつき合けるが、何とかしたりけん松任勢つき立られ引退處に、村井物なれたる兵にて、頓て人數を備けるに、如案近藤・山崎つき立られしを見て、横鑓につき懸けり。爰に岡島喜三郎備に、平野五郎右衛門・河村善五郎・長田猪之助と云利家卿鐵炮大將成が、村井取次の者にてある間、百餘人の鐵炮にて助來り、彌手いたく打立つき立七八十騎討取、高所へ人數を引のぼせ陣取たれば、兩度の戰に能き兵共百騎計討せ、叶はじと思ひ城々へ取こみ、守山神保方へ敷浪の注進して、急ぎ後詰有べし、加州勢足長に是まで働無念に存候間、其内に富山より成政も可有御出、一人ももらすまじき由申遣けれども、其間五里の道なれば、神保もはかゆかざる間、緩々と加州勢さゞめき立て引取けり。利家卿御父子越中國内迄御馬を出され、味方自然利を失ひ候はゞ後詰可有之と待給ふ處へ、兩度の合戰に討取首共八十七、御父子の見參に入申ければ、事の外御感有て、村井事加樣の儀不珍と被仰、村井が具足羽織に、矢と鑓にて多くつきつらぬきたるを御覽じて、利家卿御具足羽織下され、御陣わきざしも下されける處に、片山内膳と云人、今日の物語を御前にて申とて、蓮沼の樣子語申けるに、其身の荒言多くまじりければ、利家卿聞召て、其言葉を又兵衛に云せたしと被仰ければ、片山さらぬ躰にもてなしけり。村井兩度の合戰に利を得申のみならず、越中の内へ四里の間、先手殿迄して十死の身を遁れ、殊に手柄を盡し歸陣し

以下三月廿一日の條に出す

たる事をも、御前にて荒言をも不被申事、文武の侍哉とほめぬものこそなかりけれ。扨今年の軍初心よしと悦給ふ。利家卿・利長卿御父子さゞめき立て人數を打入給ひ、金澤城にて村井又兵衞を召て、今度の働一々聞召れ、吉川平太・江見藤十郎・屋後太右衞門・小林大納言、此四人に黃金貳拾兩・小袖二宛給りけり。其外十二人に黃金拾兩づゝ被下、彼助に來る三人鐵炮大將には、米百石宛・小袖服など被下けり。其品々無殘所被成御感、扨一兩日過候て村井又兵衞尉を召て、二千石の加增をあて行れける。如此御はからひありしかば、上は不及申、下が下に至るまで、忠功をいたし度とはげまぬ者はなかりけり。

〔三壺記〕

松任城より利長公御大將にて、不破彥三・片山內膳・富田與六郎・岡田長右衞門、其外御馬廻與力引具し打て出させ給ふ。佐々も取出〳〵の城々へ人數を出し待懸たり。はすぬま並近邊を燒拂ひ、內藏助人數共追討に首を取。蓮沼は近鄕の大所にて、越中勢の足だまりなれば、村井又兵衞手勢にて燒拂ふ。此時大き成働なり。然るに其時城ヶ端の城河地才右衞門、松根の城杉山主計方へ早飛脚にて申遣す。各人數を出し、蓮沼へ後卷に出けれども、はや燒拂ひてあと也。殘り多しとて、所々の居城へ引返す。追討にうたるゝ物ども多かりけり。

〔陳善錄〕

寄騎は與力

たかくぼは高窪

一、鳥越を開退候を利家樣無念に思召、越中へ深入して御はたらき被成度御意候間、村井豐後寄騎之內小林彌六左衞門・屋後太右衞門と申者、よく案內を存じたるものに、ひそかに談合申候へば、蓮の間燒候はゞ越中のよわりと申時、利家樣へ申上、即村井豐後先手を仕、夜に入金澤を立出候て燒申候。其時手柄之樣子御感狀御加增並御羽織御陣御脇差拜領仕候。御加增は四千俵被下候由、いつも〳〵利家樣京・伏見にて、大名小名に御物語被爲成、豐後爲には忝儀と申候。夜中之儀に候へば、よつゐと申案內者道をふみまよひ、先今夜は御引取候へと申候得ば、豐後申候は、利家樣御前にて御請を申參候村井又兵衞に候間、彼はすの間へつれて行候て、すてゝ皆々歸候へよし申事を、利家樣度々御意に被成候事。

〔陳善錄〕

一、越中と殿樣御取合の時、村井豐後大將して、御鐵炮大將平野五郎右衞門・河村縫殿助・河村善五郎など先手をいたし、たかくぼと云所へ燒はたらき候時、敵出つき懸り候處に、先鐵炮くづれ申、あし〳〵に候處に、豐後をり敷にぐる味方をつきたふし候へよし下知いたし候へば、そこにてもり返し、河村手鑓をつき、おし返し、首共取候。後迄も千人の軍兵より一人の大將とはよく申傳候、豐後大將に遣申候故右の通と、利家樣度々御意被成候事。

〔利家記〕

蓮の間は蓮沼

閑齋は長門長鏡

一、伏見にて越中御陣御物語、大納言様被仰御咄候時、片山伊賀御請こたへに、蓮の間の事を跡より追付申などゝ、ぬし威言を被申候時、利家様御意に、先はすの間の事は豊後守に威言をいはせ、われは其跡に申せと御意候。物語多し。

〔國祖遺言〕

一、村井豊後、後々までも越中取合又ははすの間之事物語、左馬助・勘十郎兄弟にかたり申候は、高田市丞・間野新丞・吉川平太・江見藤十郎・大ゝぼ小太郎・阿波加藤八・小林彌六左衛門・屋後太左衛門・雨屋權兵衛・喜助・竹下二藏・伊藤又八、此もの共之後をよく被申出候。あしく申候は、有馬金右衛門・尾野金兵衛、此外四五人有之候事。

〔村井長時筆記〕

一、蓮沼に而働く。吉川平太。江見藤十郎。大窪小五郎。小林彌六左衛門。屋後太右衛門。間野新丞。阿波加五郎右衛門。竹下彌二右衛門。

〔前田家雜錄〕

一、越中蓮沼御一戰之時、御先手山崎閑齋、二の手靑山佐渡也。然るに閑齋手殊之外みだれて、既に山崎討死たるべきと相見ゆる故、佐渡申候は、只今此方より懸りて追崩せ、左なくば閑齋討死すべしと下知する處に、佐渡備の者共申候は、閑齋は武者意地有人に候へば御無

中納言は前田利常

用と申時に、佐渡重而申候は、それは自分の意地也、閑齋はよき侍なれば、爰にて不救捨殺せば、御爲を不存といふものぞとて、即時に突懸り敵を追崩しければ、山崎も備を盛返し得勝利也。さて軍終て後、此一戰の樣子を大納言樣へ申上候砌、先手故閑齋申上候時、我手柄迄申上、佐渡助候働之儀少も不申上候故、佐渡立腹し、閑齋に向て申けるは、我等助候故、其方も存命し勝利なるに、我等働之儀不申上段沙汰之限と申ければ、閑齋其時申樣は、拙者儀は新參者なり。然ば御譜代衆之儀申上候事も如何敷指扣申候也。御手前之働は、直に可被申上と也。是より右兩人之間がら不宜故、閑齋青山豐後三男を爲養子、山崎美濃と稱し、隱居知貳千石を讓りぬ。是より山崎・青山和睦と成る。佐渡は大納言樣御姪聟也。

惣じて閑齋は武者意地惡敷、人の備崩るゝをも不構、助るといふ事なし。其備崩て後懸り、大利を得るを專とす。故に淺井繩手の時も、太田但馬備崩るゝを待つ內に、太田備手にあふ故に、閑齋手に不爲逢。又大坂陣の時も、越前の手崩るゝを待つ內、中納言樣より度々備を進めよと御使有し也。然ども閑齋今少し御待候へと申內、奧村河內手より可初といへども、閑齋横切におさへて、しぶ〳〵備を進めければ、漸手に逢ふと也。鷲津九藏なども、それゆゑ捨殺せしと也。

〔前田家雜錄〕　杉本三丞覺書

一、上村治郎左衞門越中蓮沼にて敵と引組、上村組伏られ頸をかゝるゝ所に、味方馳來て助ける故、ふえ一重かゝりて助りけり。助人の云、頸をすぐに持てとて、三尺手拭にてかゝげ、必倒るゝなと云けるに依て、靜に陣所に歸り存命す。其後遙過て、頸筋かゆしとて、外科に見するに、首の中未愈、是大事なりと云ければ、いかやうにも療治仕給はれと云て、切破如元新敷し、終に平愈し、後足輕大將と成。山森伊織と同役なりしが、兩人御普請奉行被仰付時、兩人の組足輕喧嘩仕出、兩人にて切結び、互に手負ける處に、上村・山森申候は、已等は頭の前にてじだらく成仕形沙汰の限とて、山森は一人の足輕を追懸る。一人の足輕をば上村捕て膝の下に引敷所に、伊織立歸りけるを、治郎左衞門が云く、何とせられたると問。伊織答て、はや仕廻たりと云。必定しまひたるか。中々仕廻たりと云。然らばとて引敷たる足輕を刺殺せると也。

〔桑華字苑〕

一、利家公越中蓮の間を放火被成たる時、きぶねより敵出て付たり。河原五右衞門、其時分鐵炮足輕三十人預け給ふ。是を拾五人宛二つにわけ、一つ跡に殘り、付る敵を押へくりのきにする。敵方より六尺計の大男、刀をぬきまつかうにかざし、味方を二十間ほどはなれ、歩行にて唯一騎進んだり。五右衞門、あの敵討てと下知してうたせけれども、終にあたらず。後

聞ば木船の石黑左近內、栗間三左衞門と云者なり。其後御家へ被召出、吉野三左衞門と改む。吉野惣左衞門父なり。惣じてあまり勇なる武者には、矢も不定と昔より申傳たり。武田信玄の御家に馬場美濃守、一代手を不負。御家にて青木淡齋一代手を不負。右栗間三左衞門三十てうの鐵炮を以て、此者一人を目當に打懸けれ共、終に不當。又前田刑部ぎふ籠城の時、埋門の上へ七人あがりたり。門の外は、敵いく千萬と云數を不知矢鐵炮を放す。七人の者五人討おとさるゝ、一人はかす手負、刑部は前後かす手も不負、無事なり。敵味方矢ごめになりて、門よりおりる働き無類なりとて、敵方の羽柴與一郞殿より使者來り、小作左衞門尉よりかん狀出す。其時分は津田勘八と云、御家にて前田刑部になる。

〔關屋政春古兵談〕

一、天正十三年二月廿五日利家公越中蓮沼を燒拂、老若男女のきらひなく撫切に成。不思議や廿五日の朝、何處ともなく蓮の間にて、賀州より敵來るぞ逃よと云程こそ在けれ、上を下へとひしめく。誠僞り不慥、何事を云ぞなど云者多し。然所に、如案賀州人數來る。すは誠よとひしめく處を、切伏突伏せ三百餘り切るゝ。始めの雜說なくば、千人も切れんと越中の老人語る。

二月廿八日。前田利家村井長賴の功を賞して、加俸四千俵を與ふ。

〔村井重頼覺書〕

今度蓮之間表、其方望申に付而、敵地へ押入候之儀、無心元存候へども、此度を我等運命次第と存、無是非申付候處に、無異議彼地を令放火、敵勢に而慕付候へ共、其方自身鑓を突、不初于今手柄之段不可勝計候。雖爲少分爲加増加州石川郡・河北郡・能州の内を以四千俵令扶助訖。全可知行狀如件。

天正十三年二月廿八日　　利家判

村井又兵衞尉殿

二月廿九日。前田利長亦村井長頼の戰功を賞す。

〔村井重頼覺書〕

今度蓮之間表燒はらひ可申旨、貴所望に付而、利家被仰付候は、其方は別而秘藏之者之儀と云、殊にきぶね候城ぎわと云、其上夜中之儀に候へば、引取儀を無心元思召候へ共、目賀田又右衞門・丹羽源十郎鳥越を開おぢに明退候を、無念に被思召、此度越中へ中入して、放火仕儀尤と被思召候處に、彼地を不殘燒はらひ、敵あまたしたひ付候へ共、其方自身鑓を突、味方あしをもみださず、遠路之所しづ〳〵と被引取候段、誠手柄共今に不初儀不可勝計候。利家御滿足大方ならず候。次に其方寄騎吉川平太・江見藤十郎など、そばにて手柄仕候由、

共方口次第に御はうみ可有候由、利家御意に候。尙面を以可申候、謹言。

天正十三年二月廿九日　孫四郎　利　勝　判

村井又兵衛尉殿

二月。前田利家越中射水郡宇波村の民助右衛門に書を與へ、同國侵入に際して馳走せしむ。

〔越中古文書〕

當手軍勢甲乙人、亂妨狼藉放火不可有之。至越中亂入之刻は、罷出可令馳走。在所不可有違儀候也。

天正十三　二月　日　利　家　印

うなみ村助右衛門

三月廿一日。佐々成政加賀石川郡鷹巢城を襲ひ、前田利家等尾擊して數十級を獲。

〔末森記〕

越中勢鷹巢燒働之事

本文二月廿五日の條より續く

一、同三月廿一日、成政人數を被伴、蓮沼を燒るゝのみならず、人數を討せ無念に思はれ、加州境口へ打出、山手へ懸り一里餘りふみ入、鷹栖といふ所へ働、民屋少々放火せし處に、彼地より注進有といひこしく、金澤城より三里半山手なれば、時刻をうつさず利家觸にも不及、早かひを立よと御身をもうで打出給ふ。城に有合たる小姓馬廻り、かひを聞といひこしく、心懸の侍共五六十騎御供として懸たりけり。もみにもんで三十町計馳つかせ給へば、ほのぐと夜明にけり。さて見給へば十町程先に、金の打出の小槌に赤きいうれん付たる馬印に、人數多く見えたり。さては村井又兵衞にて有と見えたり。扨も早速出けるよと御感有て、其より乘出し給ひ、先へ御出あつて御覽ずれば、村井百騎計にてまつ先に懸、不破彥三・多野村三郎四郎・片山內膳など二陣にて、村井より七八町跡に三百騎計にて懸たりけり。利家卿御覽有て、恐らくは今朝の先懸某と思ひつるに、各に先をせられ申事よと大に御感有て、いそがせ給ひけり。彼者共早く懸出すは、何れも金澤城二三の丸に有故、一番がひを聞と、有合せたる兵共計にて馬引寄打乘懸たりける。殊に村井は二丸にありければ、彼地の注進を聞きもあえず打出懸たれば、眞先にこそ出にけり。如右又兵衞急ぎけれども、越中勢深入してはいぶせきとや思ひけん、少々在所一二ヶ所燒立、輕々と引にける。然ども加州越中境にて、のきおくれたる兵共を三十八騎、村井・不破手へ討取、夫より追討に打處に、越中より節所せば

みへ引請て、福岡與四郎・佐々平左衞門尉などふみ留り鑓を入、漸く引退けり。それより討取たる首共持せられ、當年兩度の合戰に多くの首數を見る事吉例成とて悦給ひ、さゞめき立て人數を打入られけり。

以下四月八日の條に出す

四月朔日。前田利家能登に令し、士民の船に乘りて他國に行くを禁ず。

〔國祖遺文〕

從當國浦々、侍百姓によらず、船にて他國へ越事有之者、堅あらため搦捕可引上候。定而商人以下に相紛可越候間、其念を入候べく候。若緣者緣引などゝて隱遣候はゞ、後日に聞出候共、船主之儀は不及申、惣地下を可成敗候。成其意かたく可相改事專要候也。

卯月朔日　　利　家　印

西海　三崎　正院　直郷　飯田　松波　宇出津

諸橋　穴水　府中　在々百姓中

四月八日。前田利家兵を出して加賀河北郡鳥越城の佐々勢を攻む。

本文三月廿一日の條より續く

〔末森記〕

鳥越之城攻附菊池降參之事

一、同卯月八日に利家卿・利長卿を先手として段々に人數を備、鳥越へ押寄、近邊の山々へ上

り給ひ、强弱を御覽じて攻度思召共、足懸あしうして、人數損じて不入事と、先人數を寄、鐵炮を打入させ給ふ處に、城中より物見を出し候を、利長卿の先手追拂へと追懸、城際まで追詰候處に、近々と引請、久世但馬守其外籠りたる勇士ども下知して、五百騎計噇とついて出追崩し、利長卿旗本近くあらはれけり。利家卿横合に山の崎に本陣をすゑられけるが、其樣躰を御覽ずる處に、旗本の若者共、すは早よき事と思ひ、噇と立たんとするを見給ひて、我下知なきに懸るべからずと被仰、あの躰は未味方足をためらはぬ處也、よき時分を下知すべしとの給ひければ、御目きゝの如く味方追崩れしに、其時あれに山崎庄兵衞其外誰々かあるらん、もはや鑓合時にて候が、如何々々と被仰候處に、御言葉の下より德山五兵衞入道、御諚の如く鑓唯今合せ申候と相見えて、地煙立申と申ければ、扨もほいなし、それより突返すべしとの給ひけり。誠に利家卿御目利露ほども違はざりけり。然處に近邊の城々より助來る歷々、成政內にての兵共馬上に鑓を持、五六十騎計相見え候。加州勢山崎庄兵衞より七八間先立て、鷲津九藏と云者懸出一番鑓を入れけるを、庄兵衞見捨て助ざりけり。山崎內の者共申けるは、九藏殿討死と見えて候と云ければ、あれを討死させてこそ我一番鑓になれと云て、九藏つきたふされたるを見て、返合せ鑓を合す。越中方福岡與四郎一番鑓を合、互に名乘合きびしかりけり。さて追崩し城際まで追討に討にけり。半田源太郎・横山大膳・神尾圖書・三

輪主水なども手柄をして戰ける。かゝる處に杉江彦四郎と云兵、成政内馬廻組頭をして勇士成が、近邊の城に番勢に居たりしが、鳥越を加州勢攻候を見付助來る處に、利家卿内に九里庄藏と云小姓、其頃蒙勘當居たりけるが、すはだにて彼彦四郎に渡合、引くんで谷へ落けるが、上を下へと返しけるに、庄藏下に成、既に首をとらんと杉江刀に手を懸たる處を、下より庄藏小脇指にて草摺のはづれを二刀さし通し、終に杉江を突伏けり。然ども庄藏くたびれ息を休めける處を、片山内膳内に伊藤十藏と云者跡より來り、庄藏を押のけ、首は相討と云儘に奪取て、利家卿の御前に參り見參に入にけり。是を初として越中勢倉地猪之助・野間兵部其外歷々廿七騎討死す。加州勢手々に首を討取、勝時を咄と上たりけり。其より城にも漸く門をさし、外様にして戰ふ間、加州勢さゞめき立て、心ちよくして人數を打入給ふ。其後利家卿御歸陣あつて、後日に其品々有御吟味て、山崎庄兵衞に黃金三拾兩・小袖一重被下、其外牛田・横山・神尾・三輪などにも、夫々の被下御褒美けり。扨杉江首穿鑿あつて、彌庄藏取たるに相究り、御前ゆるさるゝのみならず、鞍置馬を下されけり。扨越中成政も其頃越中の面々召集め、加州と取合初より此方、其品々記置し褒美を給はる。中にも佐々平左衞門・前野小兵衞兩人は二千石宛加增あり。其外黃金十兩・二十兩宛に小袖・道服などを添給はりけり。其中にも今度鳥越にて一番鑓を合たる福岡には、今に初めぬ働とて黃金三拾兩・刀脇指給はりけ

ること、後にぞ聞えける。前かど秀吉公上方にて注進の刻のたまひし如く、利家卿成政人數と立合候はゞ、何時も利家卿勝利を得給ふべしと、秀吉公の御諚少も違ざりけりと申あへり。

〔壬子集錄〕

一、其以後鳥越城に御父子樣御人數押寄候刻、利長樣御先手之者並御旗本之者共、手をくだき城ぎはに迄御人數被押寄。兩所のせり合、何も利長樣御利運被罷成候由之事。

〔桑華字苑〕

一、鳥越の時分、山崎庄兵衞與力に鷲津九藏と云者有。或時庄兵衞云は、惣て侍の鑓を合するも、其手の大將下知惡敷てはなるまじき物なりと。九藏云けるは、其は大將の下知を請て鑓をする者も可有御座。我等は何時も頭の下知を待て鑓は仕間敷と云。其後鳥越の時、敵城よりついて出る。九藏敵の方を後に當て、鑓先をば敵の方へなして、庄兵衞にむかひ。与頭（クミ）の下知を聞て鑓するか見たまへといひすて、鑓取て敵にむかふ。しばしつき合、早つきたふさる。其より敵きほひ懸て、味方をつきたて懸る。庄兵衞は少しとび越在を小だてに取て、道の脇に殘る。利家公高所に被成御座、あれ〳〵庄兵衞はをとらぬかと御言葉の下に、かゐこの羽織にて取て返し、鑓を合せつき合、倉知猪之助をつきぬく。細井彌左衞門鑓下をくゞり、倉知とくんで谷へころび落。終に倉知が首を彌左衞門取る。利家公御眼前の鑓、申もおろか

少兵衞は庄兵衞

なる事なりと。

〔陳善錄〕

越中と御取合候時、鳥越を御取卷の時、鑓合申ものども、利長樣御家中には、橫山三郞十七歲にて鑓合申候。利家樣御內には山崎長門を少兵衞と云時鑓合申候。鷲津九藏うちじにの御物語、利家樣御目明少も違なく、はやく城へとり入申候事、樣々御物がたり候事。

〔求舊記談〕

內藏助領分燒働として、御父子樣御出馬の刻、鳥越の城の押へに靑山佐渡守一組、山崎少兵衞一組、御鐵炮頭上坂又兵衞・稻垣與右衞門一組、又兵衞には與力も御座候。右三備被仰付、御先手の衆蓮間邊迄燒働仕候に付、敵煙先を見付、松根より人數走り來り、鳥越の城へ取入候。山五六分目ほどに堀切有之所に、山崎少兵衞備居申所へ城中より突て出、少兵衞先手の者を追立候處、少兵衞與力鷲津九藏取て返し打死仕候。其次に少兵衞・根尾吉左衞門・橫山因幡、此三人返し鑓を合申候。

〔橫山古文書〕　橫山山城守覺書

一、鳥越城下にて拙者鑓の相手は、佐々內藏助小姓印牧二郞兵衞と申者に而候。彼者之鑓は長柄、我等は持鑓に而候故、印牧鑓我等左之脇下へ當り疵付申候。其跡于今御座候。彼二郞

兵衛は、越中を利長様被成御拜領候以後、御家中へ被召出、母衣を被下御預、御使番に被召仕候處、其後相煩、御國に而病死仕候事。

〔國祖遺文〕

同じく鳥越にて二度目の働、半田源太郎・丹羽助右衛門・横山山城、此三人上の段の塀切にて鑓合申候。この外神尾圖書・德田作右衛門・石川左源太・半田彦五郎、此者共鑓を持不申故、拔刀にて拵申候。此外拾人計も追々に參申候。久數義に付、誰々失念仕候。敵方には印牧二郎兵衛・伊井內膳、此外拾人計も有之、名乘申候。山城相手には、印牧二郎兵衛にて御座候。二郎兵衛鑓にて、山城左の脇の下をつき申候。二郎兵衛、後には御家へ參申候。神尾圖書は鐵炮手負申候。扱敵を追立、塀切を越えて上り候へば、木戸口をおろし申候に付、引取申候。

四月二十日。前田利家先に奥村永福・千秋範昌等の越中礪波郡上野村に夜襲したるを賞す。

内膳は片山延高

〔國祖遺文〕

尙々人を付置申、こざけ可申越候。內膳申次第、重而も可遣候。能々相しまり可然候、以上。

おこしの市場上野村へ夜討を遣、數多打捨に仕、殊いかご四郎兵衛こそうれ討捕え由、尤手柄

共、此中内膳如存分申付令滿足候。其方より遣候若き者ども、情を入手をくだき申候由内膳物語、于今不始手柄共、彌無由斷かせぎ候べく候。彼國一篇に申付候者、是非共各々加增を可遣候。今少に候間、心掛かせぎ專一候、謹言。

卯月廿日　　　　　利　家

奥村助右衞門殿

千秋主殿助殿

本文四月八日の條より續く

五月二日。前田利家兵を率ゐて越中射水郡阿尾城を収め、諸將をして同郡氷見を火かしむ。

〔末森記〕

去程に弱を捨て强に付事のうたてさは、越中阿尾に在城せし菊池伊豆守・子息十六郎評議して、加州・越中の働度々に及けれども、初は内藏助多數成ゆゑ、押懸て猛威を振ふやうに候へども、度々に味方利を失ひ候事時の仕合にあらず、小勢を以多勢に勝給ふ事は、第一には御運も强く、何時によらず輕々と出馬ありたる由なり。殊には日月の草木を照し給ふ如く、慈悲を怠らざる武將なれば、果して冥加可有之、いまだに香ばしげのある内に、味方に參り忠功をつくし候はゞ、なども御感に預からざるべきと計て、利家卿御内には誰々と申せども、村

流布本末森記に四月二日に係く、恐くは非

井又兵衞尉は第一家長と云、武勇智謀も人に勝れ、度々の合戰に猛威をふるひたる人なれば、此人を賴可申と定め、しのび使者を遣し此由申けり。則利家卿へ村井ひそかに申上ければ、彼者隱なき侫人と聞及び候、如何可有之と被仰ければ、村井御詫尤に御座候へども、先彼者を御味方になされ阿尾の城を請取、近邊御手に屬し候て、菊池忠功を御感有て其上にて城をも御預け候か、當座の引出物を下され候歟、樣子により御計ひ可然候はんやと申ければ、ともかくも能樣に計候へと被仰候處に、村井内の家老を遣し能しめし合、加樣に仕置たる由利家卿へ申上ければ、同年五月二日に倶利伽羅城へ働給ふと觸させ、津幡に人數をそろへ、一向倶利伽羅をば右に見て、末森と飯山の間より越中阿尾の城へさしむけて、村井又兵衞を先手の大將として、原隱岐守・片山内膳・岡島喜三郎・多野村三郎四郎・前田宗兵衞尉、其外宗徒の人々都合其勢六千餘騎にて阿尾へ懸つかせ、利家後詰として馬をよせ給ふ處に、菊池父子唯五十騎計にて出向、御出馬いまだ相延可申と存候處に、存の外輕々と出させ給ふ事、殊に惡所と申御あいよなり。又は御味方可仕と申上るに付て、早速御出馬忝儀可申上樣も無御座と申、則阿尾の城ひらき渡申、我身は五六町計わきに居住候處に、阿尾の城近邊菊池に隨はざる在々所々燒拂せ給ふ處、内藏助へ守山城主神保方より此由度々注進いたしければ、頓て守山迄成政かけ付、菊池儀口惜次第哉と、一合戰し勝負を決せんと勇み、少々足輕を被出け

れども、早阿尾の城へは加州勢入替り、利家卿も後詰に出馬有ければ叶難く思はれ、成政人數を打入られければ、阿尾の城には前田宗兵衛尉・片山内膳・高畠九藏、鐵炮大將には小塚藤十郎・長田權右衞門、都合其勢千餘騎被入置、先人數打入給けり。

〔陳善錄〕

一、越中氷見を燒働之時、村井豐後・片山伊賀・岡島備中、其外御鐵炮大將三人燒候刻、伊賀我等者計何れも先燒候由申候處に、豐後ゝ備中をのゝじり申候樣に申候を、即豐後乘廻先を見て、江見藤十郎・小林彌六左衞門・吉川平太・池田喜助、其外十人計豐後與力共の名をよみたて、眞先此者共が燒くが眼にみえぬかゝ、片山に馬を乘向候へば、誠被仰候通貴樣御家中の指物多くみえ申候。日暮申候、殊に烟の内に而みそこなひ申候由、伊賀被申候由。此儀度々大納言樣御咄御笑被成候。加樣に殿樣御さしあに御座候事。

五月七日。前田利家書を前田安勝に與へて、羽柴秀吉の北伐近きにあるを告ぐ。

〔能登古文書〕

猶以杉伐候はゞ、大なる木を、ふしなし二百間板にひかせ可申候。

又左　利　家

五郎兵衞尉殿　御宿所

孫四郎は前田利長

一、たるき付二百連、下もち付百連、板付百連。自然くぎ無之候はゞ、有次第可給候。雜木も入可申候間、其分可被仰付候、以上。

態令申候。仍御動座之儀必定に付而、孫四郎府中迄罷下候。昨日善右衛門は此方に差下候。然者能州にも可被移御座之由候條、そさうに成共御座敷作可申候。左候者藤兵衛被仰付、杉を御きらせあるべく候。將亦壁ぬり可罷越之義、度々雖申遣候、未罷下候。堅被仰付、早々可給候。猶追而令申候、恐々謹言。

五月七日　　利家判

五月十八日。前田利家書を富田重政に與へて、七尾城の守備を嚴にせしむ。

〔勝田屋藏文書〕

俄に秀吉樣よりむかひを被下候條、明日上申候。其方は七尾番之由候。大儀ながら我々下候まで、七尾に居候て尤候。諸事無油斷番等可申付候、謹言。

五月十八日　　利家印

富田與六郎どの　參

五月二十日。溝口秀勝書を前田利家に與へて、その上京の途次大聖寺城

に休憩せんことを請ふ。

〔中村不能齋藏文書〕

被成御上洛之由候間、昨日以使者申上候間、當城迄被成御出、被懸御腰候者、忝可存候。何樣路次迄御迎に可致伺候候へ共、先以使者申上候。當城まで可被成御出儀可忝候。委細使者申含候間、可得御意候、恐惶謹言。

五月二十日　　溝口金右秀勝　判

前又左樣　人々御中

五月二十日。前田利家將に上洛せんとするを以て、書を能登羽咋郡大福寺の僧北之坊に與へて祈禱せしむ。

返々御きねんたのみ入申候。具儀六郎可申候、以上。

わざと六郎を以申候。仍秀吉樣より御用のよしにて御狀を給候間、にわかに明日まかり上り候。よきやうに御きたうたのみ入申候。いさひ六郎可申候。わざと計にはつを二十疋進入候、恐々謹言。

五月二十日　　利家　判

きたの坊御中

本文五月二日の條より續く

五月、佐々軍の加賀河北郡鳥越城及び倶利伽羅を守るもの、前田氏の勢盛なるを見て守備を撤して去る。

〔末森記〕

倶利伽羅・鳥越兩城明け退し事

一、然處に利家卿日々月々勢付ければ、成政はおのづから枯はつる樣に成にけり。殊に阿尾の城主までも利家卿の御味方に參ければ、成政家老のものまでに心もとなく成にけり。倶利伽羅・鳥越兩城もおのれとひきつきのき、守山・木船・井波三箇所取籠、小矢部川を前に當、强々と城をこしらへ、時刻をうかゞひ合戰すべしと思はれける。扨こそ礪波郡過半利家卿の御手に入しかば、加州勢の諸卒の機あらたに成、彌忠孝を盡し度とのみ思入たる有樣たり。其時礪波郡今石動に城をこしらへ給ひ、津幡城に居られたる前田右近・子息又次郎を被入置、越中國を見下し給ふ。成政心の内には、謀叛人もあり、礪波郡過半利家卿手に入候間、定て勝に乘、小矢部川を越働きつべし。其時城々より出、もみ合戰して勝負を付べしと思はれ、番勢共を方々に置給ふ。先守山城には神保を大將にして四千餘騎、井波の城には前野小兵衛を大將にして二千餘騎、木船城には佐々平左衛門を大將にして二千五百騎被入置、增山城には成政馬廻り替々番勢に被入置、我身は富山にありて一萬計の人數を引付、越後と越中の境に

城ありて丹羽權平を大將にて五百餘騎入置れたり。扨內藏助、越中大國とは申せども人數を過分に被抱し事不審を立候事最也。其故前かど書付申如く、一度謀叛を心に懸、尾張內府並に德川殿と一味して、北國の大將とよばれんと心中に思はれければ、越中は山の多き國なれば、知行の內に山野までもむすび、或は上方より五千石と約束しては呼下し六千石・七千石、又千石と云ては二千石など判形を被出ければ、我もわれもと引つどひ、越中へと心ざし下りけり。扨所付をみれば一つ五分・二つにならぬ物成にて、人の知りたる侍共は暇を乞ひ上洛し、或は加州利家卿に居たるも多かりけり。其中に加賀・越中取合出來ければ、さすが兵も見捨上洛も成難く居とまり申候ゆゑ、思の外數多かりき。後には皆乞食の躰と成て居けるも多かりけり。扨も成政心中の無念を晴さんと思はれけるを、利家卿心得給ひ、礪波郡に取出を四ヶ所こしらへ、勝ちて甲の緒をしめ給ふ。誠に日比は輕々しき大將と云ひ、又諸手にて勝軍なるに、此度つゝしみ給ふ事と、心ある兵共感じ申けり。

〔末森記〕

以下次の五月の條に出す

今石動之事

五月。佐々成政の將佐々平左衞門、前田秀繼等の守れる越中礪波郡今石動城を襲ひ、秀繼の爲に逆擊せらる。

本文前の五月の條より續く

以下六月六日の條に出す

一、同年五月に木船城にありける佐々平左衛門尉井波勢を語ひ、五千騎計にて未明に小矢部川を打越、今石動の近邊を燒立し處に、城の內より前田右近・子息又次郎、千六百騎計にて打出、四方八面に下知して、突合切合火花をちらして、互におめき叫んで相戰ひし處に、右近內にて歷々爰をせんどゝ防ぎ戰ひけり。又次郎鑓を入れ給ひ、平左衛門先陣追崩し、廿騎計討取り勝時を唱へ上たりける。其比又次郎いまだ十九歲、無比類働中々申計なかりける。其時二陣にありける前野小兵衛入替りけるに、荒手のしるし多勢なれば、右近勢突立られて武者色惡く、早善き兵共十騎計討れにけり。かゝる所に倶利伽羅の取出に居たる近藤善右衛門・岡島喜三郎・原田又右衛門、其外彼是千餘騎助來り、何も名乘懸〳〵揉合突立打立ける中に、利家卿鐵炮大將平野五郎右衛門、眞先に進で五十餘挺の鐵炮を打せしを、ほめぬ者こそなかりけれ。其時平左衛門返合けれども、右近・又次郎父子大音聲を上、爰をもあさと云儘にもうだりければ、越中勢ほう〳〵小矢部川を越え引處を、追討に五十餘騎討取、右近父子さゞめき立て人數を入ければ、殘る人數も倶利伽羅城へ引にけり。此由利家卿へ注進申ければ、不斜御感にて、其時の働御吟味ありて、無殘所被下御褒美けり。

六月六日。前田利家書を能登の青木善四郎・大屋助兵衛に與へ、羽柴秀吉の下國するまで國境を嚴守せしむ。

〔北徴遺文〕

書狀披見。如御申越今度上洛仕合無殘所下着候。殊近日可爲御出馬之旨候間、越中平均に可申付事不可有程候。其元機遣も今少之間に候。普請番等無油斷之由尤候。我々も近日可下國候間、期其時候、謹言。

六月六日　　利　家　印

青木善四郎殿

大屋助兵衛殿

本文五月の條より續く

〔末森記〕

一、六月上方より秀吉公御書を以、此上は越中表へ利家卿人數を被出、聊爾の働無用に候。度々其表手柄ども頸數の注文一々承及候。北國の仕置のため彼是に秀吉公出馬可有之候間其心得最と、度々御使者を添て被仰付けり。然ども利家卿は、哀內藏助出候へかしと、手立のみを盡しけれども、成政もさすがの大將なれば、聊爾に手出しをも仕給はずとなり。

以下六月廿四日の條に出す

六月廿二日。前田利家龍門寺に能登鹿島郡小島の地を與ふ。

〔龍文寺藏文書〕

寺居屋敷山の所、令寄進候之條、不可有異儀候。仍如件。

天正十三　六月廿二日　　利　家　印

　　龍　門　寺

六月廿二日。前田利家徳翁寺に能登鹿島郡小島村の地を與ふ

〔徳翁寺藏文書〕

寺居屋敷山い所、令寄進候條、不可有異儀候。仍如件。

天正十三　六月廿二日　　利　家　印

　　山　の　寺

六月廿四日。佐々成政の部將神保氏張を出し阿尾城を襲ひ、前田勢纔かに之を撃退す。

〔末森記〕

阿尾合戰並能登荒山之取出を乘取事

一、同六月廿四日に守山に有之神保安藝守・子息清十郎五千騎を引ぐし、氷見口へ相働候處に、阿尾の城に加州より被入置し前田宗兵衞・片山内膳・高畠九藏・菊池父子、其外宗徒の兵共二千餘騎、民屋を燒せじと歸けるに早取付、切合突合おめき叫んで敵味方入亂れ戰し處に、

本文六月六日の條より續く
前田宗兵衞慶次

守山勢多勢なれば阿尾の勢つき立られ引色になる處に、鐵炮大將小塚藤十郎などおめき叫んで鐵炮を高き所へ引上せ、込返し〳〵打せければ、守山勢鐵炮に當り少々ひかへたる其間に、片山・菊池父子など下知して押返し、守山勢を突立打立、互に首を取もあり被取もあり、兩方六七十騎うたれにけり。神保旗本千騎鑓を入來て、誰にも目をかくるな、謀叛人菊池父子討取候はゞ不殘忠功と、聲々に呼はりけり。阿尾の勢ども之を聞、菊池討せては面々の耻辱なりと、かけ廻て下知して、足懸り能き所へ菊池父子差上せ、おめきさけんで戰ふ處へ、又阿尾の勢突立られて、善き兵共四五十騎討れにけり。守山勢は彌氣を得て揉にもうで戰ふ。阿尾の勢危くみゆる處に、村井又兵衞尉利家卿の名代に、取出共の城々、爰かしこ堅固に守候へと、仕置のために馬印までにて上下三百餘騎にて參りしが、折節阿尾へと急ぎ來り候處に、此由をみて、扨も天のあたへかと云もあへず、三百餘騎をまん丸に備、馬印をふり立、横鑓に懸れかゝれと下知して、我身は眞先に馬上に鑓を持て懸りける。又兵衞大剛のものなれば、阿尾勢も是に力を得て取て返す。守山勢、度々手柄を盡したる打出の小槌の馬印を見て、すはや村井かと思ふにより、さしもにきほひたる勢なれども、村井に突立られて、一さゝへもさゝへず崩れしを、長坂と云處まで二里の間追討に討つ程に、五百餘騎討取、勝時を作り、懸れや〳〵餘り長追して節所に行懸り引しほ大事と、又兵衞前後を廻り下知して引取けるに、

村井彌武威いやましに成、肩をならぶるもあなかりける。彼首共の内名ある者共八十三騎、殘首共は注文迄利家卿へさゝげ物に仕たりければ、村井加樣の働今にはじめず候といへども、殊更よき時分阿尾へ行合、城に置く者討せず候事大慶不過之候。以來は構へて守山勢出たりとも、此方へ注進なく阿尾城を出づべからずと、阿尾の兵共へ被仰遣。則村井又兵衞尉には黄金百兩・刀則吉、吉例とて青の御馬を給はりけり。

> 本文の末六月の條に在り

六月。七尾守將前田利好等、佐々軍の能登鹿島郡の荒山城を拔く。

〔末森記〕

> 本文六月廿四日の條より接續す

其勢ひを得て能登に越中方より入置れし荒山と云取出を、七尾勢前田孫左衞門尉・中川清六・高畠織部など大將にて攻ければ、折節城中の人數は神保方に相談する事有て三百計殘置、皆守山へ兵共呼越す時分、押寄即時に攻落し、防ぎ戰ふ者共五六十騎首を取、殘者共は山中へ逃入ければ、難なく荒山城燒拂ひ、七尾城へ引返しけり。是又利家聞召ありて、其品々能御吟味ありて引出物給りけり。是より先末森の城攻の時、利家後詰可有間、其地引拂末森迄出合候へと、能州衆へ被仰遣候處に、能州衆七尾へ寄合相談有之。皆申候は能州勢漸三千計にて參候共、萬一利家無御出馬は一騎も殘るべからず。今一度加州よりの左右を相待べしと云々。長九郎左衞門申云、流石の利家能州を拂出づべきとて被仰、御後巻を可被止や、某一手計

にても末森へ向、利家御出陣においては、御眼前にて御先を可仕、もし無御出馬ば、我等計にても一戰して打死可仕、とかく利家御判形次第に可仕とて、居城德丸へ歸り、相野吉助と云軍配者に吉凶を占す。末森へ御出大事御座有間敷候、但利家には對面し衆可申候。子細はひじきもと申言葉にあたり候間、利家には障子一重へだゝり申と云々。九郎左衛門が云一段よし、障子一重は踏破りて可入見參云々。然處に持病の胸虫指起て出陣難成。于時家來岡島名兵衛諫て云、胸虫の藥は糞に不如と、九郎左衛門氣色損。名兵衛一口飲之、其風味よしといひて進之。其時九郎左衛門飲之快氣を得たり。わづかの人衆を以、末森の城へかけつけ無比類勢を出す故、彼七尾衆失面目所也。今度城を落、其耻をすゝげり。

本文の末八月十八日の條に次く

六月。前田利家書を能登の農民に與へて、荒蕪地の開墾を怠るなからしむ。

〔能登國古文書〕

在々荒地於有之者、悉開作可申付候。若少にても於荒置は、當村百姓にかゝり可取納候。成其意耕作專可申付候也。

天正十三　六月　日　　　利　家　印

菅　原　行　長

菅原以下三村羽咋郡

中川太郎右衛門
杉屋百姓中

〔能登國古文書〕

在々荒地於有之は、悉開作可申付候。若少に而も於荒置者、當村惣百姓中にかゝり可取納候。成其意耕作專可申付候也。

天正十三　六月　日　利家　印

鳳至郡百姓中

〔能登國古文書〕

在々荒地於有之者、悉開作可申付候。若少に而も於荒置者、當村惣百姓にかゝり可取納候。成其意耕作專可申付候也。

天正十三　六月　日　利家　印

府中組百姓中

〔能登國古文書〕

在々荒地於有之者、悉開作可申付候。若少に而も於荒置者、當村惣百姓にかゝり可取納候。成其意耕作專可申付候也。

熊木は鹿島郡の組名

佐藏は佐々成政、神安は神保氏張

藏介も亦成政

天正十三　六月　日　　　　利　家　印

熊　木　百　姓　中

七月四日。前田利家越中射水郡阿尾の城主菊池武勝に受降條件を示す。

〔寸錦雜編〕

覺

一、妻子御きもいり第一事。

一、さいし等ぬがし被申、此方へ同心有之儀、以來いぶかしく思候はん由。尤御身上之義には、親を切、子をきり候事もあるならひに候。其上貴老と我等間の事は、にわかの儀にあらず候。連々內々申通首尾候間、此度家を被相立候樣に尤候。殊佐藏・神安へ本知こと〴〵く令取放御不足候へば、他のひはん有べからず候。其段可有御心易候事。

一、令同心上は、たれ〳〵表裏申候共、直に可相尋事。

一、せいしの事は、何時にても筆もとみせに可給候。則渡し可申候事。

一、其國越後へしたがへる時の本知を、藏介・神安手まへにとり入候由、尤之存分候。本意此節之事。

一、當郡の內相浦と申所、狩野など相違有間敷候事。

治部左衛門は富田景政

一、石動の下、うなみをきりに可進候事。

一、朝日山の下川きりに、かたをぼうしに、右の相浦くつろをさかい、上庄可進候。殊一萬石まで有まじきの由候。彌相違有まじく候事。

一、五位庄事は、治部左衛門かたより懇に可申事。

一、其國無事に成候はん由、中〳〵無及事に候へ共、萬一和睦に成候はゞ、其方本知ほど進之、我等かゝへ可申候事。

一、其方行歩かなはざるに付て、二人の息陣參被調、その方はゆる〳〵と有度由心得候之事。

一、其國一篇に申付候はゞ、要害無相違樣にとの事、心得申候事。

一、賀州よりあきへつけ言申の由、其覺悟可仕候事。

一、湯山の事才覺專一候。如書付則彼方へ狀を遣候。其方より被遣可給候。首尾被相分尤候。せんのせんと申は此所候事。

一、此儀おんみつ可仕事心得申候。專一にて候事。

右いづれも相違有まじく候。追而せいしの筆もとみせに、たしかなる人を可給候。直談にもくはしく申度候。委細は治部左衛門かたより可被申候、以上。

七月四日　　　賀又利家判

安右入は阿尾右衛門入道

七月五日。前田利家又書を能登の青木善四郎等に與へて、羽柴秀吉の出馬近きにあるを告げ、嚴に邊境を守備せしむ。

書狀令披見候。仍藏介鳥越表まで越候へ共、別なる子細も無之引返し候。ます山の普請など仕候者、かゝへ候事は難成事に候。近々御出馬に候間、いづかたも一なでに可仕候。其元機遣も今少之間に候。由斷有間敷候。堺目の判形取候所々へも申遣、細々注進尤候。たしかの事不申越候はゞ、不意の事に候間、可放火候由かたく可申付候、謹言。

七月五日　又左　利　家　判

青木善四郎殿
大屋助兵衛殿

七月十七日。羽柴秀吉越中に出馬の意あることを前田利家に告ぐ。

蜂出は蜂屋出羽守頼隆

〔寸錦雜編〕
急度申候。仍來四日至越中表出馬之人數、先々之備目錄今朝蜂出に相渡候。定而可參着候。分別候而、先之儀無越度樣に尤候。委細者蜂出口上申含候條、相談肝要候也。

七月十七日　羽筑秀吉判

前田又左衛門殿

且は米なるべし

七月廿四日、前田利家大德寺塔頭興臨院に先考利春の爲に百石を寄進す、

紫野大德寺塔頭興臨院領之事、如先規能州鳳至郡之內諸岡村以年貢且百石、爲休嶽道機新寄進、永代可致所務者也。猶今井宗久・山上宗二へ申渡候。仍如件。

天正十三　七月廿四日　前田又左衛門尉利家　判

大德寺興臨院　納所御中

〔加藩國初遺文〕

追而申候。宗二へ申含候、自今以後此方へ音信之義、下々迄も一切停止候旨、堅可被申渡候。並彼寺每年勘定之儀も、爲兩人明鏡に可被相究候。然者行候義も、尙以相當可馳走候。能州鳳至郡之內興臨院領百石代官之義、任兩人異見、從此方所務等申付候。物成七十石宛每年可運上候。當秋者七十石に金十兩代之由、下々者申候條、其分上申候。此等趣興臨院可預御心得候。猶口上に宗二へ申渡候。恐々謹言。

天正十三　七月廿四日　前田又左衛門利家　判

今井宗久

爲左はさせなり

七月廿八日。越中射水郡阿尾城主菊池武勝先に降を容れしを以て、前田利家之に誓書を與ふ。

〔寸錦雜編〕

天罰起請文之事

一、今度此方へ同心趣□些如在有間敷候。萬一表裏候はゞ、申顯可及斷候。右忠節を徒に成候はゞ、父子三人切腹爲左申間敷事。

一、以書付申談知行方之事、以來共相違有間敷事。縱知行方御計策被遣候共、其方へ申談候知行方、某及御斷知行させ可申事。

付、自然此調義ほぐれ候はゞ、右如申談、於當國急度かゝへ可申事。

一、秀吉樣御判形、縱時日延候共、頂戴させ可申事。

一、其方居城、以來共相違有間鋪候事。

付、其方法体之義に候間、如此間私宅に可被居事。

一、湯山か守山か、兩所に一所可申談事。

右之條々若於僞者、上は梵天帝釋、下四天王總日本國中大小神祇、取分愛宕白山八幡大菩薩、

日光月光、抅は氏神、各御罰蒙、今生に而は白癩黒癩受、來世に而者無間可墮在者也。仍起請文如件。

天正十三　七月廿八日　　　前又左　利　家　血判

菊　右入道殿

同　十六郎殿　御宿所

〔陳善錄〕

一越中青野菊地伊豆守を村井豐後調略にて御味方に仕候刻、大納言樣御滿足被成、青い御馬に鞍おかせ、豐後に被下拜領仕候由、是又御機嫌克時は、度々御物語被爲成候を承候事。

八月五日。前田利家羽柴秀吉を饗せんが爲、能登鹿島郡大呑浦に、本月十二日以降漁獲の漁を金澤に輸さしむ。

〔拾遺温故雜帖〕

くわんばく樣御動座にて、浦々さかな之事申付候。當浦之義無由斷申付、船より上候者、則肝煎に而も急度夜中、來十二日より毎日尾山へ可相屆候。請取を以令算合候。無沙汰之在所急度可成敗者也。

八月五日　　　印（利家）

大のみ百姓中

八月七日。前田利家書を能登の青木善四郎等に與へて、羽柴秀吉進軍の期彌迫れるを告ぐ。

〔青木氏藏文書〕

如書狀今度於鳥越表遂一戰、孫四郎手前にて切崩、藏介馬廻在之者數多討捕、さし物以下迄追落候仕合可御心易候。御動座彌必定にて候。御先勢はやぐ〻越前迄出申候。其元機遣も五三日中たるべく候。由斷有まじく候。堺目にも人を附置、聞届可申越候、謹言。

八月七日　利家　印

青木善四郎殿

大屋助兵衞殿

八月十二日。前田利家書を降將菊池武勝に與へて、羽柴秀吉の軍既に加賀に入れるを報ず。

〔拾遺故雜帖〕

至境目佐々内藏助罷出付而態々令申候。仍今度手柄なる首尾被令厲勝手之事、外聞實儀施面

申候。塞無比類働共候。殊上之御人數賀州一國に充滿候。野山も不分躰候。驚而此表より押入、不移時日可討果事不可有程候。今日則關白樣へも御注進申上候處、不大形被爲御滿足候。今朝は其方へも爲禮可被申候を、きおひに取紛延引候。何事も期面之時候、恐々謹言。

八月十二日　　前又左　利家　判

菊池右衛門入道どの
屋代十郎左衛門どの

八月十七日、前田利家能登に在住する長連龍等に、十八日を期して加賀河北郡津幡に着到すべきを命ず

返々七尾には五郎兵計留守居をよく殘置、殘りは七尾衆皆々可被越候。九里十左衛門荒山に居候而、殘りは可越候、已上。

明後日十九日此表にて總手相働候間、此地迄着候樣に早々可被越候。河尻之城へも能々念を被入尤候。荒山には久三郎に鐵炮一頭相そへ可被置候。石動には前の定番者共計置候て、殘りは一所に早く明日中に津幡まで着候樣に可被越、由斷在間敷候、謹言。

八月十七日戌刻　　又左　利家　判

長　九郎左衛門殿

五郎兵は前田安勝

長　松　殿
慶　二　殿
種村三郎四郎殿
織　部　助殿
宮川傳　内殿

八月十八日。前田利家羽柴秀吉を金澤城に迎ふ。

〔桑華字苑〕

一、秀吉公越中陣の時、利家公松任迄御迎ひに出させたまふ。御いでたち立物の七つ有御甲をめし、黄なるらしやの御羽織御くるぶしを過るほど長きに、御馬乘をあけあされ、道のわきに御つくばい、御供衆は道よりはるか〲遠のく。秀吉公十間計にて御馬よりをり給ひ、ことかくの御言葉なく、扨々見事なる武者ぶりかな、見事なる羽織なり、うらやましいとて御手を取、何やらん被仰、扨先に御越あれ早參るとなり。利家公忝とて則御先に御歸、金澤にて御城に被爲入御馳走なりと、生田四郎兵衞語る。

〔關屋政春古兵談〕

一、天正十三年秀吉公越中陣の時に、利家公松任迄御迎に出させ給ふ。立物七つある御甲を

本文六月の條より接續す
以下八月廿九日に出す

召し、黄成羅紗の御羽織御膝を過る迄長きを召し、御供衆は何も道より脇に御退け、利家公計りは道の端に御蹲踞て御座候を、秀吉公御覽被成、御馬より飛下させ給ひ、利家公御手を取、扨若き出立見事かな、美敷し、扨内藏助事は早速退治可申、こく／＼先に／＼と被仰候由也。菊池大學咄也。

〔末森記〕

一、同年八月十八日に、秀吉公上方大形無事を御極被成、數萬騎を引具し加州尾山城まで御着座あり。後陣はいまだ越前北の庄にひかへたり。利家卿かいつくろひ、善盡し美盡し給。

八月廿九日、羽柴秀吉越中吳服山に陣し、佐々成政降を容る。

〔桑華字苑〕

一、其後秀吉公越中御福山に御陣取、諸大名衆あんやうぼう坂の上より、百塚の方につゞきを一面に陣取、富山を目の下に見くだす。成政勇氣つかれ、こうさんして頭をそり、へんてつを着し、小脇指一腰にて御福山に御禮に出る。幕をあげて内に入るとて、何と仕たりけん、へんてつのむなひぼ脇指の柄にかゝつて、もがく／＼として見苦敷、とかくして御禮申上る。秀吉のたまふ、國となり又左たんき仁にて、なにかと出入在之、笑止なり。當分新川郡遣し置、頓て大國をまゐらすべし。さぞ家禮の者ども無心元思ふべし、早歸りたまへ、是をさし

御本城は織田信雄成政の降服を九月三日とするは非なり上様は利家

て御歸在べしこて、御腰物のこじりを御右の手にて持、柄を內藏助にさし付て被下。成政忝頂戴してたいしゆつなりこ。是も生田四郞兵衞語る。

〔陳善錄〕

一、其秋太閤樣越中御仕置のため御出馬被成、利家樣は越中御ふく山ぎはに御先手被爲成候由。其時內藏助殿御詫言相濟、太閤樣へ出仕之時、大納言樣御陣所を被罷通候刻、ごつこ笑候へよし御意にて、笑立候へ共、無是非內藏助殿供之者十人計りにて被罷通候て、太閤樣へ御禮被申上。其時新川郡內藏助に被下。

〔國祖遺言〕

一、越中五ふく山に太閤樣御人數御陣をとらせられ候時、御本城樣太閤樣へ御わび事にて、佐々內藏助無事御免罷成、九月三日に富山より內藏介御禮に被罷出候。其まへ二日御陣所の前に上樣御出、富山を御見おろし、御せうぎにこしを御かけ御座候て、村井豐後を被召出、利家樣も御前に御敷かわを御敷候而御座候。其時村井又兵衞、扨も今度は又左こ內藏介取合候に付て、其方度々先懸いたし、手柄共上方にて聞及、又候此地にて又左被申候をも聞申候。滿足又左同然に おれもまんぞく申由 御意候て、御ゆし候て 御座候しざうの 御ごうぶく被下候。其時上下あやかりものとさざめき候由候。御入候利家樣も一入〳〵御滿足被成、御禮被

本文八月十八日の條より接續す

仰上候よし。其時分奥村助右衛門も末森をもちかため候儀を、上樣ゟ不被仰上候由。殊外助右衛門かげにて腹立被申候を、殿樣御耳に入、何事をあいおりゝは申候、末森は助右衛門計にてなく候、千秋主殿助・土井伊豫、其外むかし上樣も御存大西金右衛門なども置申候故、助右衛門計は不被申候よし、事に度々御意候由。後々迄も岡田長右衛門・寺西宗與・德山五兵衛なども物語に候。扨越中より金澤城迄上樣御歸陣被成、不破彥三・前田五郞兵衛殿・同右近殿・長九郞左・高畠孫次郞殿・村井豐後六人に、金子御小袖なども拜領仕候事。

〔末森記〕

其後成政は守山・木船・井波、其外城々を引拂ひ、富山神通川を前に、萬死一生の合戰して討死せんとひかへけり。利家卿御先陣にて安養坊坂の上に取出を構、富山を見下し、川涯迄日々夜々に働給ふ。秀吉公御本陣は吳服山にすゑ給、内藏助家老の面々召集、如何あるべきと、各存より候通云れ候へと被申ければ、山下甚八左衛門尉進出、秀吉公御出馬故、山も堀も人數と見えて候。萬死一生の御合戰も叶がたく存候。先無事の御斷有て、秀吉公へ忠功を盡されば候はゞ、長久思召儘に有べし。其上にて時節を可有御待由申ければ、されば其儀最也と同じ、内大臣信雄公へ御斷被申、無事の託言被申上ければ、如何可有之と瀧川下總・土方勘兵衛尉、信雄公より御使者として秀吉公へ被仰入候處に、秀吉公とにかく内藏助に腹をきらせ

以下九月十一日の條に出す

二十九日は八月なり

候へと御返事ありし所に、重て兩人を被遣、內藏助事信長公よりの物なれば、此度の儀御ゆるし候へと、御本城達て御詫言ありければ、さらば仰に任せ可申。然ども又左衞門尉次第と御意候時、利家卿謹で忝御意に候、然ども兩年が間度々戰候と云ども、一度も內藏助に利を得させたる儀無御座候。其上若年より互に信長公へ仕へ奉りし時も、今も猶內藏助にこされける事無御座候間、其所は御心易被思召候へと被申上候へば、何も大名小名御前になみ居たるが、扨も文武の大將かなと、利家卿をほめぬ者なし。其上秀吉公被仰候は、最利家卿の被申候如く、其方と內藏助武道くらべ所もなし。それは被申までもなく、隱なき次第也。此上內藏助禪衣の躰にて罷出候へ、信雄卿の御詫言の上は、無是非新川郡一郡可被下之由被仰出。九月五日に內藏助出仕に相極る。其時利家卿の陣所を通り出仕申刻、先陣後陣大音聲にて咄と笑ひけり。成政さこそ心中無念にあるらんずれども、さらぬ躰にて出仕申ける、心の中哀也。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

二十九日（世本九月五日とし、和州諸將軍傳には八月十五日成政降るとす非也。本朝通鑑八月二十九日の說得之。）成政祝髮緇衣にて吳服山の營に來り、槎手蒲伏して降す。

閏八月十一日。前田利長書を越中射水郡西田國泰寺に與へて、その方丈を守山に徵發す。

〔考據摘錄〕
當寺方丈義守山ゟ取申候條、殘小寺並山林之事不可有異儀候者也。
後八月十一日　又左利家印
國泰寺　納所御中

〔考據摘錄〕
御寺方丈之義、守山ゟ御用之義に而被爲取候。然ば殘候小寺共無別儀被爲參候。方丈之義者、小屋かけ成共可被成候。其寺內共之義少も無別儀候旨、御印被爲參候條、若たれ〳〵兎角之義申候共、御承引有間敷候。其上兎角之義申候はゞ、名字を極御注進可被成候。尙御使僧ゟ申入候、恐惶謹言。
以上
閏八月十一日　寺嶋甚之丞　名判
國泰寺　侍者禪師

〔寺院來歷〕　貞享二年國泰寺由來書
高德院樣初而守山ゟ御入城之節、當寺の方丈を御城書院に被爲成、其節小寺山林異儀有間敷と被成下御印。則御家老寺嶋甚之丞殿添狀にも、寺內之義如先規相違有間敷旨、方丈之義は

當分小屋懸け成共可仕、以來は御建立可被爲成旨被仰渡候へ共、其後無住に罷成、御斷も不申上候。微妙院樣御判にも居屋鋪・田地並山林・竹木、如亞相・黃門相違有間敷と被成下候。然處に其後越中御檢地之節、看坊故御斷も不申上、田地減失仕、只今居屋敷共に草高拾貳石參斗九升支配仕候。此外之田地は百姓地に罷成候御事。

閏八月廿五日。前田利長越中射水郡二上の渡守に書を與ふ。

〔國初遺文〕

二上渡舟之事、如先規罷出可相渡。自然非分申懸族在之ば可申越、堅可申付者也。

天正十三壬八月廿五日　　利　勝　判

二上渡守かたへ

閏八月。前田利長越中射水郡古國府勝興寺に制札を與ふ。

〔越中古文書〕

禁　制　　　古國府勝興寺

一、寺內陣取免許事。

一、當寺內へ奉公人不可出入事。

一、古國府分不可伐採竹木事。

一、寺內へ立入非分之儀申懸族於有之者、留置可有注進事。
一、當町市日如先々可相定事。
右之條々堅被停止畢。若違犯之輩於有之者、忽可處嚴科者也。仍如件。
天正拾參　閏八月　日　　利　勝判

九月十一日。羽柴秀吉前田利家に羽柴筑前守の稱を讓り、越中三郡に前田利長を封ず。

本文八月廿九日の條より接續す

〔末森記〕
越中國無殘所被仰付、礪波郡・婦負郡・射水郡合三郡をば、利家卿に一兩年仕置して、利長に渡可申となり。則御判形被成頂戴、新川一郡は內藏助に給りける。悉境目已下御法度被仰出、加州金澤城まで秀吉公被成御歸陣、九月十一日に利家卿を召、今度も忠功誠に不淺次第に候、內藏助大國を持、謀叛を心に懸、人數を拵、殊に緣者の結びを企たるばかり心をとけさせ、其上多勢を以働候處に、度々の合戰に切勝、越中礪波郡まで切取候事、無比類手柄の段、日本に於て武門の統領たるべしとの御感狀に、羽柴筑前守と御名字御名共其儘被下候事、唐天竺はしらず、日本においては加樣の手柄ありがたしと、世こぞつてうらやまざる人はなかりける。是ぞ若々たり臣々たる御世なりと申あへり。其後利家卿の家老面々を被召出、御目に、

以下天正十五年四月朔日の條に出す

今度の取合に各手柄共上方へ相聞え候、尤滿足不過之と、利家卿御舍兄前田藏人入道を被召出、久々にて逢候由御意にて、小袖御道服など被下。扨村井又兵衞被召出、今度も度々骨を折手柄ども聞及と御意にて、黃金百兩・長光の御腰物御道服被下、不破彥三に黃金・御道服、前田右近に同被下、長九郎左衞門・高畠孫次郎・奧村助右衞門・中川淸六・前田五郎兵衞などに黃金五十兩・御道服一重、此外何れも其品々被聞屆御褒美なされ、右之外六人に黃金二十兩下され候也。誠難有御計ひと、利家卿髑髏を地に付御禮被申上候て、扨御歸陣の刻、重て不破彥三・村井又兵衞尉兩人を秀吉公へ被召出、度々先陣候よし無比類働と被仰、御具足羽織を被下けり。弓矢取身の面目何事か是にしかんやと、諸軍勢見聞く程の者うらやまざるはなかりけり。それよりさゞめき立て御上洛ありにけり。其比より兩年過、越中新川郡も利家卿代官分と被仰出拜領あり。

〔村井長時筆記〕

一、天正拾參年內藏助成政御退治之時分、利家父子忠戰候故、越中拜領候處に、利家任好、息孫四郎利勝宛所に、御朱印相調申候。其時利家には秀吉公御氏名共に授與あつて、前田又左衞門を改、羽柴筑前守に成申候事。越中は切取に候へは、恩賜共被存間鋪候間、此度之忠賞には氏名共に相送旨、秀吉公御自筆を以被仰候。御狀之寫も手前に所持申候事。

自筆にて申入候。近年内藏助度々國ざかひへ人數を出し、こゝにすへもりいしろ過半せめおとすところに、貴殿父子さつそくうしろぜめ有により、大利えられ、其後越中はすぬまへ兵を入、やきはたらきして、てきをうちとり大てがらのよし、上方へもきこへ候て、こゝちよくおぼえ候。なりまさはひやうりものに而、にあはざることおほく候。此度さつさせいばいこげんごぞんし候へども、御本城どのを頼、いろ／＼わび、其上入道になり申うへは、其身も今はがてん仕やとたすけ、新川一郡あたへ候。殘三郡は貴殿へまいらせ候。去ながら度々ほねをり、やりさきにて取申され候。いさゝかほうみとおぼしめすまじく候。此方よりもほうみとも不存候。つね／＼の御禮には我等名みやうじともにまいらせ候間、向後はまへ田又ざへもんをかはり、羽柴筑前守と御名のりあるべく候。尤息孫四郎義もはしばと可被申候。その方にもおとりなく、度々てがらども承及候。然者越中三郡、孫四郎あて所に折かみとゝのへ候へども、もしようもうに候はゞ、いかやうにもそのほう望次第に候。將又貴殿しやきやう藏人入道ならびに魚住隼人、むかしより能ぞんじの人に候。末もりはすぬまの時も、かなざわ城代に被居候ところに、神妙のてい是又うけたまはり候。老の武篇にて候。さて又まへ田うこん・不破彥三・村井又兵衞、度々のほね折ども感入候。能登におかれ候前田五郎兵衞・

長九郎左衛門・高ばたけ孫二郎・中川清六、別て御てまへえ心入いよしきごくに候。いづれも勇者のものごもに候間、眞實賴ものしく候。おく村父子ことは、たび／＼如申するもりにて大手がら、われ／＼迄まんぞく申候。何もへ御こゝろえ候て禮を申まいらせ候。なをあさの孫兵衛口上に申のぶべく候、恐々謹言。

九月十一日　　　　秀　吉　判

羽柴筑前守どのへ

〔壬寅妄志〕

天正十三乙酉年九月十一日瑞龍公越中三郡利波・射水・婦負御拜領、森山之城へ御移り、此時松任四萬石は上る。此四萬石之御代官は、高德公の臣寺西治右衛門へ、秀吉公より御代官被仰付候。十四年一箇年也。

佐々內藏助は新川一郡を領し、富山に居住也。

〔陳善錄〕

其時新川郡內藏介に被下、殘三郡は利家樣へ進上被成、これは又左衛門鑓先にて取被申候間、恩にも請られ間布かこ御意にて、其時に羽柴筑前守と云ふ御名字・御名共に利家樣へ御進上、扨も古今有間布義こ上下申慣由御座候。

森山は守山

九月廿七日、前田利家諸士の末森に於ける戰功を嘉して祿を加賜す。

〔袂草〕

去年於末森地、粉骨無比類働候之條、爲加增千五百俵令扶助訖。全可知行者也。仍如件。

天正十三　九月廿七日　利家印

山崎彥右衛門殿

〔袂草〕

去年於末森、無比類働候條、爲加增河北郡之内を以、八百俵令扶持畢。全可知行者也。仍如件。

天正十三　九月廿七日　利家印

奥野彌市郎殿

〔袂草〕

去年於末森、無比類働候條、爲加增河北郡之内を以、百六拾俵令扶持訖。全可知行者也。仍如件。

天正十三　九月廿七日　利家印

北村一右衛門殿

此月は大盡なり

十一月十二日。前田利家能登羽咋郡氣多神社鵜祭の神事に奉仕する爲、鹿島郡鵜浦村右衛門に田地を扶助す。

〔鹿島郡鵜浦村藏文書〕

一宮神事之爲鵜田貳反地令扶助訖。永代不可有相違者也。仍如件。

天正十三　十一月十二日　　利　家　印

鵜浦の衛門

〔鹿島郡鵜浦村藏文書〕

任天正拾三年先判之旨、能州一宮神事爲鵜田貳反之地充行畢。全可進退也。仍如件。

承應貳年三月廿一日　　印(利常)

能州鹿島郡鵜浦右衛門

十一月晦日。越中礪波郡木船地方大に震ひ、前田秀繼之に死す。

〔三壺記〕

越中利波郡木船大地震之事

天正十三年に越中御取合事濟、加賀勢勝利を得させられ、則木船の城を前田右近大夫秀繼に

十一月廿七日とするは非なるべし

又次郎は前田利秀にして地震の後倚く木舩に在城せしが如し、慶長十四年五月廿七日條參看

御預け入城せられ有之處に、大き成地しん度々ゆりて、押ころされては叶はじとて、門へ走出走出其難をのがれけり。永傳寺と云寺有て、佗敷家の女子共是へあつまり念佛申居るも有、題目となへ居るも有。餘りおびたゝ敷ゆる時は、日蓮宗も南無阿彌陀佛、淨土宗も妙法蓮華經と、互に申ける程に、事しづまりていかんとこひければ、何れにてかはよからんと、日蓮宗も淨土宗も兩方をとなへたりとかたりけり。殊更天正十三年十一月廿七日に殊之外成大ゆりにて、大地もわれいく計に百千の雷のひゞきして、木船の城を三丈ばかりゆりしづめたり。家たふるゝ事數しらず。それより今石動へ引越、子息又次郎殿迄在城なり。此日の地震に庄川の河上山一つかけて、庄川の水口をふさぎければ、廿日ばかり水留て、山々へ水はびこり、庄川は河原に成る。鮭の魚・鮎の魚其外の小魚どもひろひ取て、金澤・高岡・石動へはこびけるに、老功のものの申樣、此水一度は流れ來るへし。其時川緣の在々は押ながされん事必定也。さらば立退き水をまてと云まゝに、ます山・もり山・さが野近所へ立退、雪をのけてこや懸してぞ待にける。され共水口の山かど欠、兩方に切目出來して、水自然と流れ出、何も家に歸けり。其庄川の水口に辨財天を勸請して、今にべざいてん山と云。又飛驒之國阿古白川と云所は、在家三百餘軒の所なり。其時の地しんに、高山一つかけ落て、白川三百餘の家の上に落懸りて、數百人の男女も家も三丈計の下に成、在所の上には草木もなき荒山とぞ成

にけり。折しも霜月下旬之事なれば、常に商賣物を富山に出す商人は、六人富山に有之て命たすかり、行て見れば白川のあとかたちも替り、いづれの程が在所の有所にてあらんと、なみだとともに富山へ行にけり。物によく〳〵たとふれば、浦島太郎七百歳にて、龍宮より歸りて、七世の孫に逢たるが如し。それは孫にも逢けるが、親子兄弟一門だも一人不殘、千尋の土の下に埋られて有事をおもへば、老父老母のいたはしさよと、六人より合、なんだを留めかねしもことわりとこそ聞えけれ。

〔陳善錄〕

前田右近殿は加賀つばたの城に、後は越中御手に入候て、きぶねの城に御座候由、其後大地しんに右近殿御遠行にて、御子息又次郎殿今石動城を御もち、四萬石御取候。那古屋陣路次より煩出、御歸候て病死也。大納言樣御兄弟の內に、右近殿とは御中一入よく御座候由、つねに利家樣御意被成候。年寄衆もかたり被申候事。

〔有澤永貞御夜話頭書〕

木舟の城地震の事天正十三年十一月廿七日也。大地震にて平山城平地と成也。城中の男女過半死亡。其年の秋より右近殿木舟に移らるゝ由。

〔壬子集錄〕　永傳寺書付

覺

天正十三年霜月晦日に御死去

寄庵永傳大居士　　御俗名　前田右近殿

右同斷

眞光院殿則岩貞心大姉　　同右近殿御内室

右右近殿御夫婦死去以後、御子息又次郎殿より、當寺御菩提所に就被仰付候、右近殿御先祖の御位牌者、當寺に無御座候、以上。

今石動

寛文拾二年閏六月廿四日　　永傳寺　當　應　判

篠原織部殿　　永原左京殿

〔寺社來歷〕　今石動本行寺由來書

一、當寺先規は、前田右近樣御城加州津幡に而寺屋鋪拜領仕致居住候處、右近樣天正十三年に越中礪波郡木舟之城へ御移に付而、其節當寺も木舟へ引越、先規之通寺屋敷致拜領居住仕候。

一、天正十三年十一月廿九日に大地震に而、木舟之城破裂、大雪大水城中へ押入、右近樣御夫婦一所に御死去被成刻、小矢部川大水に而往來無御座、木舟淸僧之諸宗無御座に付而、當

廿九日とするも亦非なるべし

寺第二世日長に、御子息又次郎様より御夫婦之御葬禮之義被仰付、燒香仕、翌年三月上旬に宮嶋高德寺と申禪寺ゟ、御骨等又次郎様より被遣候。右近様御法名永傳居士、御前様御法名貞心大姉与申候。則高德寺唯今は今石動永傳寺に而御座候。

越中今石動法華宗

貞享二年九月廿三日　　本行寺　日　明

〔村井長時筆記〕

一、右近秀繼 末森之時分 津幡城御預り、天正拾三年今石動要害ゟ右近様・又次郎殿御移り、同年右近様は貴船城ゟ御移、慶長元年七月大地震に御夫婦共に御遠去被成候由。

一、又次郎殿は今石動要害を御守り、名護屋陣より煩ひ出死去、嗣續無御座候由。

一、御息女下妻法印御内室。

一、女子高畠石見定吉御内室。

〔前田家雜錄〕

一、天正十三年前田右近父子越中木舟へ移、石黒左近跡也。𨗉山に山崎閑齋、氷見に菊池伊豆、神保も加州へ隨ふ。利長公も森山へ御移、肥前守に御改也。御二男又六殿孫四郎に御改也。篠島豐前は前田右近家老也。

宮島は天正十四年十月十二日の條に矢波とあり

慶長元年七月とあるは誤

又六とあるは又若

天正十四年

正月廿二日。前田利家、加賀石川郡佐那武神社に田貳町を寄進す

〔佐那武神社古文類聚〕

宮腰村佐那武明神爲再興、當村之内を以田地貳町令寄進訖。永代不可有相違者也。仍如件。

天正十四年正月二十二日　　利　家　印

佐那武明神神主

〔佐那武神社古文類聚〕

覺

宮腰村　大野村　示野村　うれ田村　森村　藤江村

無量寺村　觀音堂村　赤土村　專光寺村　安原村　古保村

中野村　ふこ村　太郎田村

右の村々として令馳走、宮腰村佐那武明神社成次第可再興者也。仍如件。

天正十四年正月廿二日　　利　家　印

佐那武明神神主

うれ田は畝田、ふこは保古

十ヶ村は十五ヶ村なるべし

〔佐那武社古文類聚〕　寛永十五年言上書

一、宮腰寺中大宮佐那武大明神社領之御事、天正拾四年正月廿二日に、從大納言樣御田地貳町永代御寄進被爲成、則御印頂戴仕申候。利長樣御代にも、慶長九年に當社御建立被爲仰付被下候御事。

〔寺社來歷〕　佐那武由來書

當國一揆亂に及大破候處、天正十四年從高德院樣御再興被爲仰付、則宮腰村之田地之内を以貳町之所御寄進被遊候而、大野庄十五村として可令馳走之旨御印被爲下候。

〔天正錄〕

此年石川郡寺中佐那武大明神、高德公より神領之地田地二町、高にして卅石を被御寄附、社頭御再興ある。近鄕十ヶ村可令馳走之旨御印章を給る。產子村を御紙面に被載事、當社と黑津舟之外御領國に無之。

〔前田家雜錄〕　河崎和泉守英之覺書

一、宮腰の道寺中村に有之御社をば大野湊神社と奉申となり。其故は石川郡大野の庄宮永御厨宮腰村に鎭座ましますなり。右者加賀郡眞砂山竿林に神籬あり。故に盛衰記に此邊を呼で佐良嶽山と云。或は佐良嶽之濱とも云なり。

本社二座は　天照座皇太神　佐那武大明神猿田彦命事

攝社三座　護國八幡宮應神天皇　春日大明神　夷明神蛭兒命

神明・八幡・春日の三社は、上古より眞砂山さほの林に御鎮座にて、開基の時代未慥と云り。

佐那武大宮大明神は元弘三年七月十五日綸旨に大宮と玉ふ。人皇四十五代聖武天皇神龜四年六月十五日、東奥の住士何某佐那と云者御杖代となりて、神明宮の相殿に奉齋焉。信田物語の古板に竿林にあがける社壇多し、亦文治に源義經通夜な申と笈さがしに載する是なり。然ども後深草院建長年中炎上、已往今の境地に奉遷座。此節富樫氏より粗雖有建立、幾程なく長享の頃淨土眞宗の爲一揆、宮殿什寶悉罹回祿、神官社僧退散す。神明の大宮司善世氏、今の寺中村南惣門の馬場に一類戰死。明神の神主河崎氏等、奉高に寄騎してまぬがれたり。然而天正十四年正月利家卿より御再興、且寺中村の良田を以て祭祀の料に寄附せられ、今に至りて毎歳小破の修理を加へしめ給ふ。

祭　二月十五日祈年穀の神事。

四月十五日五社の大前に終日猿樂あり。

六月十五日宮腰濱に遷神輿名越祓。

正月廿二日。前田利家、加賀河北郡黑津舟神社に同郡栗ケ崎の田地貳町を寄進す。

【天正録】

天正十四丙戌正月廿二日加州河北郡黒津舟村権現堂御建立、御奉行は村井長頼、下奉行は城戸六兵衛勤之也。田地二町（高にして四十五石）の所を被御寄附。（小濱神社養老年中勸請也。）

【黒津舟神社藏文書】

黒つふね權現爲再興、粟ヶ崎村之内を以貳町令寄進訖。永代不可有相違者也、仍如件。

天正十四　正月二十二日　　利家　印

黒津ふね神主

【黒津舟神社藏文書】

覺

ねぶ兩村	粟ヶ崎村	高松村	七塚村	かるか野村	能瀬村
領家村	大崎村	指江村	中須賀村	舟橋村	川尻村
中條村	太田村	こぎや町村	二日市村	荒屋村	今町村
崎田村	八田村	大庭村	木越村	大浦村	加賀爪村
須崎村	北間村				

右の村々として令馳走、黒つふねの權現社頭成次第可再興者也。仍如件。

粟崎は河北郡向粟崎

ねぶは根布、かるか野は狩鹿野、こぎや町は利屋町

天正十四年正月廿二日　　利　家　印

黒つふね神主

〔菅家見聞集〕

今年加賀郡大野湊神社・黒津舟社、利家公御造營、奉行村井又兵衞、下奉行城戸六兵衞也。爲社領橋粟ヶ崎之内貳町被寄附、右御一行日付正月廿二日と有之。

（橋粟ヶ崎は今の河北郡向粟崎）

〔菅君雜録〕

加州河北郡黒津船權現田地御寄附、並に近郷廿六ヶ村より可令馳走旨之條目被渡、社頭御再興あり。城戸六兵衞承て是を裁許す。是去年より村井長賴に仰て、今及此義。

〔寺社來歴〕　黒津舟由來書

高德院樣御代天正拾四年、黒津舟明神之御本社壹間四面、神明御本社壹間四面、拜殿三間に三間半、御供所貳間に三間並貳間、鳥居三ヶ所、御再興被爲仰付候。同年黒津舟明神に、從高德院樣爲御社領、加賀郡橋粟ヶ崎村田地之内を以、田貳町五所永代御寄進被爲成候御印、並黒津舟之近所三拾九ヶ村產子付之御印致拜領所持仕候。右產子之村に御座候社人之分、私觸下に御座候御事。

（三拾九村は誤なり）

二月八日。前田利家能登羽咋郡氣多神社に、例年の如く神幸すべきを令

す。

〔氣多神社藏文書〕

當社御神幸之事、如例年可被相勤候也。仍如件。

二月八日　　筑前守　利家　印

氣多大宮司　櫻井監物丞殿

二月十三日。前田利家能登珠洲郡金分・高座兩神社に田地五町を寄附す。

〔寺社來歷〕　貞享二年高勝寺由來書

寺領之義は、從高德院樣天正十四年に七拾五石拜領仕、內貳拾五石は神主大宮に被下、貳拾五石は御修理料米、殘而貳拾五石手前拜領仕、年頭御目見今以被仰付候。

御寄進狀寫

珠洲郡三崎金分・高倉兩宮に田地五町令寄進訖。永代不可有相違者也。仍如件。

天正十四年二月十三日　　利家　判

高勝寺法印

神主

右由來書

天正十四年當社金分・高座ゟ田地五町、前住拙寺良舜代被下置候。草高七拾五石に而御座候。内貳拾五石神主ゟ配當仕來候。然處拙寺良舜後住快圓与申僧、殊之外病身に罷在、遠路御用難相勤候に付、御公儀御用等神主ゟ賴置申候。依而重而貳拾五石神主へ遣置候。其後拙寺先代良惠之時分、彼是神主ゟ懸合仕候處、追而寛文年中に落着被仰渡、則御書立茂拜戴仕候に付、貳拾五石御宮修理料与相成、拙寺に支配仕、毎歳米拂代銀出銀所ゟ相納申候。右拙寺ゟ被下置候寺領如斯御座候。外に神主方ゟ御印物無御座候。高勝寺に被下置候御印物寫迄所持仕候。右今般御尋に付、御印寫別紙貳通上之申候、以上。

七　月　　能州三崎　高　勝　寺

寺社御奉行所

七月は貞享二年

〔寺社來歷〕　三崎由來書

金分・高座兩社草創之義者、仁皇十代崇神天皇之御宇に而御座候云々。元龜年中信長公比叡山御燒失之刻、當社別當天台宗に而御座候故、當社致衰微、別當神主中或は諸國へ退散仕、或は百姓等に罷成申候。其内別當十二坊之内增長坊一坊、神主は大宮一人相殘罷在候。御代々私先祖今以年頭之御禮申上候。

一、天正拾四年當社爲御社領、従利家樣田地五町御寄進之御一行御印先祖頂戴仕候。別當高

勝寺一所に御印被下候に付、御印物高勝寺方に御座候。右御社領五町之所、草高に仕七拾五石御座候。内貳拾五石は別當領、五拾石は私先祖代々拜領仕罷在候處、横山式部殿・篠原織部殿寺社御奉行之時分、社領地半納社堂修理料に上納被仰付。大宮五拾石之内貳拾五石、寛文元年より社堂修理料に毎年上納仕候。

右之通由來如此御座候。此分御先代之御書等、別紙目錄記上之候以上。

貞享貳年五月十七日　能州三崎金分高座神社　大宮　判印

〔菅君雜錄〕

天正十四年能州三崎高勝寺に田地五町御寄進あり。高座宮・金分宮と云あり。崇神天皇草創也。

〔天正錄〕

此年高德公能州三崎高勝寺に田地五町を高にして七拾五石。高座宮・金分の宮は崇神天皇草創なり。被寄附。

四月二日。前田利家加賀河北郡倶利伽羅の村民をして舊貫に歸住せしむ。

〔河北郡倶利伽羅村藏文書〕

定　倶利加羅村

一、當地錯亂之刻逃散之百姓共、立歸町を立、商賣可仕事。

一、往還村次之荷物、當町において、一切次申間敷事。

一、夫傳馬諸役、令免除事。
右條々可相守之。若往來人非分申懸輩有之者、可行大罪者也。
天正十四年四月二日　　利家判

五月二日。前田利家加賀石川郡佐那武神社に制札を與ふ。
〔佐那武神社古文類聚〕
制札
一、當村地下人早々令還住、可耕作事。
一、在々へ不謂儀申懸輩於有之者、早速可注進事。
一、所々在所理不盡催促不可有之事。
右條々堅令停止訖。若違背之族於有之者、速可處嚴科者也。
五月二日　　利家印
寺中村神主

五月廿七日。上杉景勝上洛の途次、越中礪波郡木船に着し、前田利秀迎へて之を饗す。

〔上杉景勝上洛日帳〕

一、五月廿七日御立於中田、増山之武主中川淸六殿新造を御立、御厩五拾間、御鷹部屋五拾間、其外侍所御座之構不申及、御一獻被相勸、御腰物進上被申候。同日木船に御着、同城主前田孫二郎其外在城衆御迎に被出、御宿繕其外御振舞之結構奔走不及註之。

孫二郎とあるは前田又次郎利秀なるべし

五月廿八日。上杉景勝金澤に至り、翌日前田利家大に之を饗す。

〔上杉景勝上洛日帳〕

一、五月廿八日倶利伽羅峠御越。能州武主爲始、前田五郎兵衞其外能加之侍共、不殘一人追々御迎に被參候。關白樣之御使石治部も森下邊迄被出候に付、互に冇下馬御參會。同所迄前又左御出、同日小山へ御着。翌日は指留被申、實城へ御請待。御座敷の構金銀を鏤、御振舞之仕立、初獻御湯漬、獻立別紙に在之。御能被相始。前又息九歲に成被申候大夫也。笛は靑木將監、狂言は御子の彥助、座の者は日吉大夫其外役者天下に覺有名人共也。進物初胴甲、二御腰物、三鞍鐙。終日之御能御宴、種々盃之臺珍肴珍酒山海之景物を被盡事不勝計。同日より越國衆上下四千人に及候衆は日記をかけ取、惣中へまかなひ被相勸候。是は御在京中又御下向にも小山までの御定にて候間、重而不及書加之。

小山は尾山

前又息は利政

〔鳴鶴集〕

一、天正十四年五月朔日景勝春日山を立て上洛有、供人數五千に過ぐ。越中にては木村彌市右衛門義、秀吉より景勝迎として來り、供して登り、道すがら承りて奔走す。但し外山の城主中川武藏守義、尤饗應せしむ。加州尾山にては前田又左衛門利家馳走。但石田爰迄秀吉公の使者に來着す。

〔景勝公御一代略記〕

一、天正十四年正月より、天下の御奏者衆より、御上洛被成尤由達而御理之間、五月廿日府中御立有。木村彌一右衛門殿御迎に越中迄御下、京都より御念無大方故、道中御宿々上下四千人の御賄也。國々大名衆御馳走也。加州小山に一日爲御休息御逗留有。筑前殿御馳走大方なし。能をさせ見せ御申被成。其日又關白樣より御使石田治部少殿御下り、同國森屋にて御對面御同道有。六月七日御京著有、御宿六條本國寺也。

六月十四日。豐臣秀吉大坂にて上杉景勝を饗し、前田利家之に與る。

〔上杉景勝上洛日帳〕

六月十四日關白殿へ御出仕、種々御奔走、初獻御湯漬。從關白樣御進物、包丁藤四郎之御脇差並御腰物。拍子は爲始高安觀世又二郎名人共に御座候。上座關白樣、左之上景勝樣、同二織田源五殿、其次之右之上は八屋殿、其次前田孫四郎、其次石川伯耆、其次柳原小平太。さ

五月朔日出發は誤なるべし
外山は富山
中川武藏守は光重
府中は越後
筑前は前田利家
森屋は森下の誤
八屋は蜂屋

て小金之御座敷爲見被申候。宗易手前、金之天目に而御茶あげ被申候。

六月十五日。前田利長伊勢大神宮領として、越中礪波郡小坂の地を寄進す。

〔伊勢堤氏藏文書〕

越中國小坂之内に有之、伊勢領百貳拾俵之事、令寄進狀如件。

天正拾四　六月十五日　孫四郎　利　勝　判

御師　堤　源　介　殿

七月朔日。上杉景勝歸國の途、加賀石川郡宮腰に着す。

〔上杉景勝上洛日帳〕

一、七月一日小松より宮のこしへ御着。德山五兵衞夜中に被參候。御脇差被下候事。

七月四日。前田利家、能登鹿島郡七尾に於いて、魚町以外に魚類賣買を禁ずることを令す。

〔能登志徵〕

當町魚物賣買之事、魚町外脇々にて賣買一切令停止。若違背之族於有之は、可加成敗者也。

天正十四　七月四日　印（利家）

魚町年寄中

八月十二日、前田利長越中礪波郡篠河村の市日を定む

〔越中古文書〕

定　篠河村

一、當町市日毎月二日、四日、七日、十二日、十四日、十七日、二十二日、二十四日、二十七日可相立事。

一、押買押賣停止事。

一、國質所質不可取。並對町人非分至申懸族は、搦捕可注進事。

右條々於違犯輩は、忽可處嚴科者也。仍如件。

天正拾四　八月十三日　利勝判

八月十六日、前田利家京都に邸第を營むを以て、能登鹿島郡大呑の人夫を徴す。

〔溫故足徵〕

於京都御屋敷被仰付、其普請に上候。北南之内より人夫三人申付、すき鍬を持せ、來二十三

日尾山にてそろひ候樣、早々可越、若於延引は可爲曲事候。二十日か三十日之逗留に候。我らも近日上洛候へ共、其時は加州の人夫を可召伴候。今度は能州頼候也。

天正十四　八月十六日　　　　　利　家　印

大呑北南　百　姓　中

九月廿一日。前田利長、越中礪波郡埴生八幡宮に社領を寄進し、又制札を下す。

〔寺社來歷〕　貞享二年由來書

天正年中從瑞龍院樣、御社領埴生村之内六拾俵之地御寄進被爲成、御判物頂戴仕候。就中大聖寺御陣之刻、瑞龍院樣御社參被爲成、就御立願御宮御再興被爲成候。

御寄進狀寫

埴生村内六拾俵地、爲武運祈誓當社八幡宮江令寄進畢。末代社納不可有相違狀、如件。

天正拾四九月廿一日　　　　利　勝　判

埴生八幡宮　神主名代行春

〔埴生八幡社藏文書〕

禁　制　　　越中埴生八幡宮

一、於神林伐採竹木事。
一、社中武家人居住事。
一、社地有來之地堺非分申掛事。
一、社中ゟ立入假初にも狼藉事。
一、於社中殺生事。
右條々堅令停止畢。若違犯之輩於有之者、可處嚴科者也。仍而如件。
天正拾四年九月廿一日　利　勝　判
〔越中古文書〕

神田方之儀、如前々神主方へ可令納所候。爲其申遣候也。
以　上
十　月　十　七　日　つしま　長　種　判
埴生神領百姓中
〔越中古文書〕

十月十二日。前田利秀越中礪波郡矢波村高德寺に寺領を寄進し、先考秀繼の菩提を弔す。
〔越中古文書〕

利次は又次郎利秀の前名なるべし

越中利波郡之内大矢部村を以壹町五段、爲灯明田令寄進候。全可有御寺領之状如件。

天正十四　十月十二日　　利　次　判

高德寺御同宿中

〔寺院來歷〕　貞享二年今石動永傳寺由來書

當寺開闢は元祿元年に、存藝長老越中礪波郡矢波村草庵建立、號高德寺罷在申候。天正拾三年礪波郡木船村之城に而前田右近樣御夫婦御逝去に付而、御子息又次郎樣高德寺を御兩親之菩提所に被仰付、同拾四年に寺領御付御印被下置候。

十二月八日。前田利家能登羽咋郡農民の駒を隱匿するを禁ず。

〔拾遺溫故雜帖〕

羽喰郡駒付之事

三輪藤兵衞
山口藤五郎
宇野丹介
小　三　郎

右の在々、年々駒を隱候由候へども、于今何共不申付候。當年は我々留主といひ、かたぐ

可隱候間、念を入あらたむ可申。若又かくさせ於置は、奉行共可爲越度候也。

天正十四　十二月八日　(利家)印

〔拾遺温故雜帖〕

國中駒付に付て、在々百姓近年は駒を隱候由に候へども、于今不加成敗候。當年より若於隱置者、聞出し次第、駒一疋に付て三百疋宛、惣地下より可取候。可成其意もの也。

天正十四　十二月八日　(利家)印

羽咋郡在々百姓中

十二月十三日。京師大德寺塔頭興臨院に納めたる前田利家の先考利春の畫像に、玉仲子讚を作る。

〔京都興臨院藏畫像讚〕

能州太守平氏前田筑前刺史先考之法名。曰休岳道機菴主。絶代之武勇而國家之爪牙也。有厥之令子十倍於父才振武威者。復具忠孝矣。洛之城北龍寶山下有興臨院。寄一莊而爲墳寺也。前之太守者創建之寺也。今也百廢共興。以成新建立矣。院主感志所之。模寫厥之肖容。以屬讚語於愚。不得更固拒。讚焉抒蕪辭曰。

模寫靈容作面門。岸烏帽大坐當軒。活機用佛魔同境。點撿來凡聖一源。定計策立勝旛。吹毛

本是鐵崑崙。之褱海市登州裏。未見畫留與子孫。咄。

天正十四載龍集丙戌抄月十又三日　黄梅村　玉仲子書

天正十五年

二月十三日。能登の郡村の境界を正し、農民に開墾を力めしむ。

〔國初遺文〕

定

一、四郡境目之事、百姓共罷出、繩打時、塚をつき堺を可立。若相紛子細有之者、後日可成敗候。並在々堺目いづれも可立候事。

一、在々山畑を新儀に開、なはの内之田畠を荒置候條、所詮山畑に年貢を可取候。但先規之田畠を不荒においては可免之者也。

天正十五　二月十三日　印（利家）

鹿島郡　在々百姓中

二月十四日。前田利家金澤寶圓寺に命じて能登總持寺を再建せしむ。

〔寸錦雜編〕

慈令啓候。仍能州惣持寺之儀、打捨置もいかゞにて候間、此度こしたて可申候。材木等をも内々取集候樣に尤候。人足などの義、藤兵衞・久兵衞に申付候。此たびはこけらぶきの下地に可被仰付候。作事樣子彼兩人に被仰聞候て、令書付可給候、恐々謹言。

亥二月十四日　　利　家　印

寶　圓　寺

二月十七日、前田利家能登羽咋郡に產する駒の稅額を定む。

〔三輪家傳書〕

羽咋郡駒錢之儀、一疋に付而八百文あてに可申付もの也。

天正十五　二月十七日　　利　家　印

三　輪　藤　兵　衞　殿

宇　野　丹　介　殿

山　口　藤　五　郎　殿

小　　三　　郎

二月二十日、前田利長豐臣秀吉の討薩の軍に從ひて京師を出發す。

〔當代記〕

天正十五年三月朔日、秀吉九州御進發の砌、諸士出陣日數人數積の事。

（中略）

二月二十日　三千　羽柴越中侍從

越中侍從は前田利長

〔壬子集錄〕冨田下總守覺書

筑紫陣は利長樣御一人被成御座候。年は戊亥と覺申候。此儀は城州へ御尋尤存候。

戊亥の戊衍
城州は横山長知

三月朔日。豐臣秀吉討薩の爲に中軍を率ゐて大坂を發し、前田利家に命じて京師を守衞せしむ。

〔多聞院日記〕

一、關白殿朔日に出馬一定也。馬數三千、總人數二萬五千餘云々。京都の聖護院・三寶院始て諸門跡・諸公家衆並勅使・勢州本所・一乘院以下、悉以暇乞に大阪へ被出候。此御面々へ、御出の造作分似合々々八木被遣了。金子の料足くれなゐの緒にてつなぎて一貫づゝ、五人わるかけに被持之、金銀を負たる馬十六疋云々。本願寺並堺の德人以下多勢御伴に被召具之。京は前田又左衞門、今は薬柴筑前守と云、御留守被仰付候。大阪のるすは次兵衞也と云々。女房衆も悉被召具了。事の樣高麗・南蠻・大唐までも可切入と聞えたり。抑大篇の企前代未聞也。

本所は織田信雄

四月朔日。前田利長等豐前巖石城を攻めて之を拔く。

〔前田安太夫記〕
天正十五年太閤秀吉公九州島津御退治のため御參陣。則利長朝臣供奉にて、豐前がんじやく其外所々にて高名によつて、利長の家臣に、殿下より御感狀を被下もの多くある也。

〔寛永御系譜〕
秀吉公筑紫陣之時。天正十五年四月朔日。利長与蒲生飛驒守氏鄉爲兩將攻豐前岩石城。丹波少將相副攻之。利長・氏鄉急進陷之。秀吉甚感之被奏聞其功。

〔國初遺文〕 横山山城守覺書
九州豐前之内がんじやくの城、利長樣・蒲生飛驒殿御兩人御乞請被成候處に、丹波の少將殿御加へ被成、此三頭にて一端に御攻落被成候。大手は飛驒殿、搦手は利長樣御攻被成候。双方より強く攻上り申に付、城中の者共少將殿攻口へ落かゝり申故、首數は少將殿手へ多く取申由に候。太閤樣並に諸大名衆の御見物にて、晴がましき義に御座候處に、利長樣・飛驒殿御人數一度に本丸乘取申候。太閤樣御感不斜、右の三人へがんじやく城攻被仰付候處、即時に落城仕候、無程九州御手に入可申間、御心安可被思召旨、禁中樣へ御注進被成候。其御書の文章寫し置不申候義、殘多事に御座候。此ひゞきに依て九州數ヶ所之城々降參仕、早速御手に入候事、御忠功不淺御事に候。

永福は奥村氏

一、がんじやくにて首早く取候者、太閤樣より金錢被下候。御家にも大平左馬允・河原兵庫頂戴仕候。

一、筑紫御陣がんじやくの城、利長樣・蒲生飛驒殿被仰談被爲成御攻候時、大手の門口にてせり合御座候。利長樣御內陰山三左衞門・大平宗左衞門と申者、吾等一所に有之、陰山は鑓を持來、大平は弓を持來、かせぎ申候。其有姿私一所に有之申趣、利長樣へ申上候處、右兩人に御感狀並御知行被下候。拙子も御歸陣以後過分の御知行被爲拜領候事。

〔奥村家譜〕

此時永福爲利長公之先鋒。踰壘屛入敵城。中石弓被疵。利長公感稱其功矣。

〔甫庵太閤記〕

三月廿九日秀吉公豐前之內高嶽長野三郎左衞門尉要害に至て參陣し給ふ。翌日物見の馬上廿人許被召連、がんじやくの城を計はせ給ふに、諸木生茂巖崎迫て、地の利こと〴〵しうぞ見えにける。頓而歸給うて、諸侯の人々被召寄評議有。明れば卯月朔日せめよるべきに極りぬ。大手は羽柴飛驒守氏鄉、搦手は羽柴肥前守利長、檢見は谷大膳大夫・小野木縫殿助、大將は丹波少將秀勝也。城之麓へ寅刻計に推寄、ときを噇と擧たりしかば、城中にもときを合、つまり〳〵へおり下て、推つ壓れつ戰ふ事夥し。鐵炮之音、曳や聲、太刀打、攻皷、先陣を名乘聲

聲、寔に山をもぬくばかりにぞ覺えたる。大手搦手揉合攻上りしを、城中にも爰を專途と防戰ふ、形勢たとふるに物なし。御旗本より使番衆度々來て、一旦に攻干べき旨いひ給へば、義に依て命を輕んじ、名を惜て死を爭ひ、南北に開き合せ、東西に追廻し、引組て頸を取も有、とらるゝも有、弓手妻手に打付て切て落すも有、落さるゝも有。しかはあれど城中には討るゝ者數不知、攻上る勢は手負死人多しと云共、曾て事共せず終に攻上り、火を懸たりしかば、折節疾風甚しう吹て、本丸・二丸一炬に焦土と成ぬ。氏鄉・利長へ忝御感狀、增田右衛門尉持參あり。肥前守内河原兵庫頭・大平左衛門允・坪内次左衛門尉、飛驒守内坂源次郎（一番乘之旨秀吉卿別して御感狀にて、後號蒲生源左衛門尉。）那古屋三三郎・蒲生四郎兵衛尉・高木助六郎・神田清右衛門尉、群を離て攻入事速かりしとて、金錢を被下けり。谷大膳も下知の致しやう宜しく侍るとて、御褒美厚かりし也云々。

〔三壺記〕

豐前國駒ヶ嵩の城長野三郎左衛門要害へは、大手は羽柴飛驒守氏鄉、搦手は羽柴肥前守利長、檢使は谷大膳・小野木縫殿介、大將軍は丹波の少將秀勝也。敵味方入亂戰へば、城中隨分働きけれども、一揆起て火の手を上、城中敗軍に及ぶ。秀吉公御感有て物初吉と被仰、御感狀をそれ〴〵被下。利長公への御感狀を增田右衛門持參す。岡島備中・河原兵庫・大平左馬・

坪内次左衛門、かれらには金錢を被下けり。

〔高德院様御戰功殘遊覺書〕

一、豐前岩石の城にて岡島備中一番に屏へつき、已に乘んとする時、郎等阿閉と云者制して不乘。暫ありて時分能とて、共に乘入て見れば、屏うらに敵なく、安々と一番乘をせし也。後に人々阿閉に時分を見合ることをとへば、答云、最前に可乘と思ひつれども、敵餘多内にあれば、突落されては無詮高名と思ひ、暫見合處に、鳥一羽塀の上に來る。偖はと思ひてのせしと也。

〔村井重頼覺書〕

一、利長様がんじやく御せめの時、蒲生飛驒殿と御兩將の其時の御手柄共、後迄申慣候。飛驒守殿内には蒲生源左衛門、利長様御内には太田但馬はろをさし、一番乘。金錢太閤様より拜領。扨は河原兵庫など其外七八人、金錢拜領。人もち衆には前田又次郎殿を一人はめ申候由に御座候事。

〔可觀小説〕

天正十五年四月朔日瑞龍公及 蒲生氏郷・丹波少將等 豐前岩石城攻、城主長野三郎右衛門固く守之。然共終に 落城。此時 河原兵庫・大平左馬・坪内次左衛門三人、氏郷之臣蒲生源左衛門・

同五郎兵衛・名古屋山三郎三人、以上六人城乘一番にて城内にて鎗合せ高名す。太閤の御前に被召出、各金錢を賜はる。（太田但馬守其時喜平次と云、松平久兵衛兩人一番乘と氏郷記に有。）

〔武家混目集〕

一、蒲生家の傳に云。天正十五年筑紫陣の時、豐前國岩石の城には、秋月種實が家臣熊江備中守籠るを、氏郷將として是を攻。前田肥前守、石川伯耆守を補佐の備と被定、卯月朔日に押寄とあり。

〔末森記〕

其後筑紫御陣の時がんじやくの城を子息利長卿手柄盡され候へば、扨も父筑前守の子也、鷹は鳶をうまぬもの也と、ほめぬ者こそなかりけれ。

〔北藩秘鑑〕

豐前岩石城攻之時戰死

百八十石、中村九八郎。今之與右衛門祖之彌五左衛門兄。

右之外討死之姓名不傳。其外軍功之輩有之候得共省略之。

本文天正十三年九月十一日の條に接續す

四月二日。豐臣秀吉、前田利長の巖石城攻撃に於ける軍功を賞す。

〔菅君雜錄〕

今度豊前於岩石之城、無比類働、其上家中之面々數多討死、依被盡粉骨、急に沒落せしめ、大慶不過之候。猶增田右衛門尉可申候也。

四月二日　　秀吉印

羽柴孫四郎殿　御陣所

五月廿四日。前田利家越中新川郡寶福寺へ百俵の地を寄附す。

〔菅君雜錄〕

秀吉公新川一郡を利家公に賜る時に、寶福寺眞言宗に寺領御寄附。

新川郡舟見村寶福寺之觀音灯明田之事、香截主御理之義候間、兩村之內を以百俵地令寄進處、仍如件。

天正十五　五月廿四日　　利家印

寶福寺

五月廿八日。能登國鳳至郡院內村の土民に山地を配與す。

〔能登古文書〕

急度申遣候。いん內村山錢過分に上候處も、山なきの由申候へば、山錢にしたがつて山をもわけつかわし申候。此上兎角申者候ば、從此方急度可申付候、謹言。

このいん內は鳳至郡山田鄉院內村

十樂は中付の誤寫なるべし

天正拾五年五月廿八日　　今井彦七判

山田院内村百姓中

六月廿九日、前田利家能登鳳至郡輪島素麪座の事に關して書を與ふ。

〔能登古文書〕

當地索麪之座之事、誰にても望次第可爲十(マヽ)樂者也。

天正十五　六月廿九日　印(利家)

鳳至町

河井町中

六月。佐々成政肥後に移され、前田利家命によりて假にその舊領越中新川郡を領す。

〔越登賀三州志鞬嚢餘考〕

天正十五年丁亥六月、豐主佐々成政に肥後一州を賜ひ、越中新川郡を除く。成政因て神保氏春父子等の越中の士を從へ、肥後に轉去す。是より新川郡は公の邑となる。景周按するに、新川郡は今年より文祿四年まで九年間豐主の領にて、我公預り分となる。一說に今年新川郡を豐主より、我世子へ筑紫陣の戰賞として加封あり。其內布市邊一萬石の分を土方勘兵衛へ賜はるとあり。按するに此說非なり。

本文瑞龍公預りとするは誤なり

土方雄久の新川郡一萬石に封ぜられたるは慶長五年にあり

〔壬寅妄志〕

同十五丁亥筑紫之陣之時、佐々成政者肥後一國拜領に付、新川一郡上り、瑞龍公御預り分と成。

〔本藩歷譜〕

近代列國君長本末云。佐々肥後へ被遣、其跡前田又左衞門御代官。此內一萬石土方勘兵衞拜領とあり。

〔三壺記〕

去程に佐々內藏助成政は、越中新川一郡を拜領にて有之けるが、太閤もさすが不便に思召けるにや、肥後の國を被宛行、一揆等を鎭めよく治め可申旨、御法度書など御朱印相添被遣。忝頂戴いたし、神保安藝を相具し、肥後へ下りけり。新川郡は利家公に御加增なり。佐々成政は肥後に下り、在々所々より知行高物成の指出しを取、仕置申付けるに、菊池郡桑部が領分より指出を出さず。佐々腹を立、佐々與左衞門・久世又助・前野又五郎・三田村勝左衞門に、三千餘騎を遣し戰ふ處に、熊本の城主も桑部と一手に成り戰ふといへども、城中に謀反人出來して敗軍に及び、肥後一國平均に成る。然る所に佐々內藏助上方へ上洛の折節、天正十六年四月津之國尼ケ崎にて、はかり事を以切腹被仰付。是秀吉公の兼て御いきどほりどもを御

利次に前田利秀の前名

因幡守に横山長秀、我等とあるは山城守長知

本文太閤樣筑紫より御歸陣とあるを以て假に七月に係く

堪忍被成、西國を被下事、かく可被成との御事とこそきこえけれ。さて肥後の國を加藤主計に被下けり。加藤肥後とぞ申ける。

七月六日、前田利秀越中礪波郡今石動永傳寺に山地を寄進す

〔永傳寺藏文書〕

乍恐令啓上候。仍遙不遂尊顔候。此方御普請も相究申躰に御座候條、軈而罷下、心計可申上候。就中山之義、愛宕山之尾を限北ハ二谷、柴山に令進上候。堅山留被成、可被立御用候。若又不致承引者於有之者、拙者山奉行に被仰付、可被成御留候。罷下可得尊意候。恐惶謹言。

七月六日　前又二　利次判

永傳寺樣　御同宿中

七月、横山長知己れを恨むものゝ爲に創つけられ、却りて之を殺す

〔國初遺文〕横山山城守覺書

一、先年筑紫御陣之砌、拙者兄因幡守申事仕出候に付而、其相手之者を我等とりあうたやく仕候處に、右之遺恨を以其以後我等をねらひうち申候。數ヶ所之手を負申候得共、彼者相手に當座に切殺申候。其時之砌は、太閤樣筑紫より御歸陣被成候時儀に而御座候故、御旗本衆を始、國々之諸大名衆迄茂被聞傳候事。

八月七日。前田利長、家臣の豐前巖石城に於ける戰功を賞す。

〔菅君雜錄〕

去卯月朔日於豐前國岩石城攻口、碎手忠節無比類働、彌可抽戰功候。仍而爲褒美四百俵令扶持畢。全可知行狀如件。

天正十五　八月七日　　利　勝

吉田長藏どのへ

〔菅君雜錄〕

去卯月朔日豐前國岩石城於攻口、碎手忠節神妙、爲褒美四百俵之地、以目錄令扶持畢。全可知行、彌可抽戰功之狀、如件。

天正十五　八月七日　　利　勝判

大平左馬允殿

八月十四日。前田利家の兄藏人利久歿す。

〔前田綱紀手記〕

過去帳抄出妙法院

天正十五八月十四日　　眞寂院殿孤峰一雲居士

村井長頼之姉。年既八旬。傳得其祖母妙法院所記之過去帳。近頃長頼覽之。至眞寂院殿孤峰一雲居士。而始知爲利久公之法諱。而就予横山一宗献彼一帖。因予自抄録之。校讎及再三而以還之。

于昔天和初元冬十月十二日末葉菅綱利燒香謹書。

〔壬子集録〕

一、藏人様御位牌、熱田邊荒子村之近邊古寺共不殘相尋候へども、御位牌過去帳に茂無御座候。總而俗名且而無御座候故、無分明に御座候。

〔壬子集録〕　荒子村九兵衛口書

一、藏人様之御息女様、於熱田加藤隼人方ゟ御嫁娶被遊候。右隼人より七代目加藤喜右衛門と申、則熱田に在之候。岡田豐前守殿御末子之由申候。右藏人様御息女様之御位牌熱田禪宗龍珠寺に御座候。

叔林慶仲大姉　永祿八年乙丑十二月五日

右之通に御座候。然者藏人様御位牌又者過去帳に茂可有御座と奉存、色々致吟味候得共、曾而無御座候。

〔漸得雜記〕

この說は誤なり

一、越中木船城大地震にゆりしづめしは天正十三年十一月廿七日なり。此時前田藏人利久も此所に有合、城主前田右近秀繼と同事に震死し給ふと記せり。是又異說なり。

【本藩歷譜】

藏人利久君高野山悉地院過去帳並寺岡與兵衞覺書云、藏人佐信家とあり。按に利久君の幼名なるべし、考に備ふ。休岳公の長子なるを以て嗣立、荒子邑御厨一柳二千貫を領せらる。陳善錄云、今程は五千石計の知行の由云々とあり。○壬子集錄中村權左上國に、藏人君古屋敷あり、亞相公古城奧村快心古屋敷を歷て二町半ありと云。永祿十二年織田信長公の爲に退けらる。御本云、一日利久因內子之緣、以異姓令繼宗故也とあり。重時覺書にも其事見ゆ。因て荒子の地を高德公に賜ひ、宗祀を嗣しめ給ふ。此時奧村永福荒子城代たるが、利久君の肉書を見ざれば城を明け渡すまじと堅く守りし事あり。高德公譜略を檢するに、藏人樣は岐阜に御座候て、御留守奧村助右衞門有之、御兄弟ながら藏人殿不被仰越、先御渡の義いかゞ御斷申候とあり。利久君は髮を剃て退出し給ふ。或は云尾州古渡城に住せらるゝと云。於是高德公と相善らず。後御和睦ありて、藩に來り給ひ、釆地七千石を附與せらる。奧村本御系譜等。俗に御隱居と稱し、高德公譜略云、高德公能州御拜領之時分御越被成、七千石被進候處、其內五千石宗兵衞殿へ御渡被成候。御隱居樣と申候とあり。重賴覺書にも同し趣にて、藏人殿御隱居とあり。能州七尾城に居す。高德公加賀州を知し召れて後は、每に金澤城に留守たらしむ。天正十五年八月十四日金澤にて卒せらる。村井覺書法號眞寂院孤峰一雲居士と云。城南野田山隴に葬る。諸本葬地知れず、今因御本補之。高德公譜略曰、天正十五年御逝去、其節利家樣裏服なめし、泉野御葬送所へ御出被成候へば、御上下恐感仕候とあり。重賴覺書同之。是其葬地の證なる乎。謹按、卒せられし年月、御系譜等記さず。或木船城地陷の時秀繼君と共に失給ふとも云、妄談也。往々正說を得て本文を建つ。男子なく、安勝君の女を養て子とし、慶次郞利太を壻養子とす。且一女あり名未詳。尾州に在て熱田住人加藤隼人に嫁す。永祿八年十二月五日卒す。法號叔林慶仲と云。神牌を熱田龍珠禪寺に建

つ。此條御本書壬子集録等諸傳考を以て補す。内室瀧川氏、儀太夫益氏妹也。或益氏女と云、益氏尾州蟹城主。卒年等未詳。

〔村井重頼覺書〕

一、大納言様能登一國・加賀二郡御取被成候時、色々藏人殿・慶次殿御わび事にて、其より金澤へ御越、七千石被進、藏人殿は御隱居にて、慶次殿關東陣まで御家に御入候。藏人殿は關東陣二三年以前に御遠行被成候。利家様御色をなし、いづみ野迄野おくり被成候。道有御大將と上下申慣由、後々迄申候事。

〔利家記〕

一、前田藏人殿と申は利家様御舍兄にて候。御子持給はず、瀧川左近殿の甥を御養子に被成、則前田宗兵衛と申也。前田五郎兵衛殿の御息女を御養候て、夫婦に被成候。今は前田慶次殿の事。

十二月七日　前田利長越中射水郡大窪村の大工に邸地の租を蠲す。

〔國事雜抄〕

御先代様より私共先祖大窪大工ゐ居屋敷被爲下候御判紙等、所持仕候哉之旨、御尋に付申上候。高徳院様御代私共先祖國役相勤候由に而、天正十五年越中大窪とゝ宮村・うなみ村・長坂村に而居屋敷之分、御判紙を以被爲下候。其後文祿年中高麗御陣、關ヶ原御陣、大坂御陣兩

度共御供仕、且又伏見御城御普請にも罷越、御用相勤申候。私共所持仕候右御判紙寫左之通書上之申候。

御判紙之寫

公事役並居屋敷分令扶持畢。但員數書者、來春令檢地可相定者也。

天正十五　十二月七日　判(利長)

大窪村大工

三郎右衞門所　二郎左衞門所　善右衞門所
宗兵衞所　與十郎所　太左衞門所
藤三郎所　藤五郎所　源右衞門所
與三郎所　宗四郎所　七右衞門所
宗五郎所　佐渡七所　彌右衞門所
四郎兵衞所

以上

御老中樣より檢地御定之御紙面之寫

氷見郡大窪村大工屋敷之覺

一、九　俵　こゝ宮村
一、四　俵　長　坂　村
一、参　俵　うなみ村
　合拾六俵物成
右之分御赦免に付而、先年御検地之刻、御帳面に引申候條、可有御心得候、以上。
　極月三日　横　大膳亮　長　知　印
　　加藤宗兵衛殿
　　長谷川三右衛門殿
　　猪俣下野殿
　　森田豊兵衛殿
　　小源平右衛門殿
　　畑　甚兵衛殿
　　深崎東春殿
　　渡邊新十郎殿　人々中
只今御拝領地に罷在候大工人々歩高覺

一、六拾歩　ところ宮村に罷在候仕事大工　小　兵　衞
一、六拾歩　同　次郎三郎
一、百貳拾歩　同　次郎左衞門
一、百貳拾歩　同　平　四　郎
一、六拾歩　同　武右衞門
一、六拾歩　棟梁大工　孫右衞門
一、百貳拾歩　仕事大工　太　兵　衞
一、百貳拾歩　同　三郎兵衞
一、六拾歩　棟梁大工　十左衞門
一、六拾歩　同　吉　兵　衞
一、百貳拾歩　仕事大工　儀　兵　衞
一、百貳拾歩　棟　梁　傳右衞門
〆千八拾歩
一、六拾歩　長坂村に罷在候仕事大工　八右衞門
一、六拾歩　同　小右衞門

一、六拾歩　同　七　助
一、百貳拾歩　同　彌右衛門
一、六拾歩　同　源四郎
一、六拾歩　同　甚　助
〆四百八拾歩
一、百貳拾歩　うなみ村に罷在候仕事大工　彌兵衛
内　六拾歩　同　忠四郎
一、百貳拾歩　同　次郎右衛門
一、百貳拾歩　同　吉左衛門
〆三百六拾歩
三口合　千九百貳拾歩
右之通り、私共先祖之者共に屋敷被爲下候趣如斯御座候。□□□勤方、越中所々御旅屋・御藏・橋等所々御用之時分毎度罷出、且又金澤城中御作事御用多御座候時分、罷越相勤申候、以上。

享保八年□□□　棟梁大工　孫左衛門　印判
同　十左衛門　印判

同　吉兵衛　印判
同　傳右衛門　印判

大西平右衛門殿

十二月。前田利家能登羽咋郡押水鄕新開田の貢租額を定む。

〔國初遺文〕

定

押水内九十九村

一、當村新開事、壹反にて壹俵宛之事。

一、當新村三ヶ年之間、不可有諸役候。

右所定如件。

天正十五年十二月　日　印(利家)

是歲。豐臣秀吉、丹羽長重の若狹小濱の領を除き、加賀石川郡松任に封ず。

〔壬寅妄志〕

此年丹羽五郎左衛門長重、筑紫陣の時、若州八萬石被召放、加州松任四萬石に成被移候。

はしばちくぜんは前田利家

〔前田貞親手記〕

天正十五年筑紫陣之時、丹羽五郎左衛門様子有之、若州を被召放、四萬石にて松任に居住。其以後慶長二年能美郡八萬石御加増にて、合拾貳萬石に成、小松之城ゟ移らる。同五年に牢々、其跡能美郡・江沼郡共に御領國と成。其次小松・大聖寺之城代不承傳候。

天正十六年

正月十三日。前田利家、豊臣秀吉に從ひ入朝して正を賀す。

〔御湯殿の上の日記〕

十三日、くわんぱく殿御さんだいあり。(中略)。はしばちくぜん・もりあわぢ・はちや・ひの・がもう五郎ざへもん、御たちおりかみにて御禮申。

正月十八日。前田利長能登羽咋郡氣多神社の大宮司より御祓等を贈られたるを謝す。

〔能登古文書〕

爲新春之嘉祥、御祓頂戴目出滿足此事候。隨而海鼠腸桶二送給之候。爰元稀候。猶以遠路懇意段喜入候。委細三島新右衛門可申候、謹言。

正月十八日　　　　　　　　　利　勝判

氣多大宮司　櫻井監物丞殿

二月廿三日。前田利家能登鳳至郡荒屋組に命じて農民を有せざる地を開墾せしむ。

〔能登古文書〕

林文右衛門分の百姓無之由、あら屋くみの百姓中わり合可開候。若荒候共、組中の百姓にかゝり可收納候。爲其申遣候也。

天正十六　二月廿三日　　印(利家)

あらや本郷　三郎左衛門所へ

四月五日。前田利家書を米澤城主伊達政宗に與へて、山形城主最上義光と難を構ふるの利ならざるを告ぐ。

〔貞山公治家記錄〕

態令啓達候。舊冬者以御使節被仰上、則御返事申渡候き。定可爲參着候。隨而關白樣御鷹被爲數寄候に付而、被成御書候條、可然鷹御進上尤存候。方々へ被仰遣候間、鷹數多者入不申

候。黄鷹鳥屋にても能鷹尾羽を不打候而、鷹師に被入御念御進上可然候。將亦最上于御間之儀、非指御遺恨候者、可有一和之由、從富田左近將監方被申越旨候。如何可有之候哉、以御分別御入魂專用候。猶自是可申入候間不能審候。恐々謹言。

卯月五日　　羽柴筑前守　利家　判

伊達左京大夫殿　御宿所

四月十四日。後陽成天皇豐臣秀吉の聚樂第に幸し、前田利家・利長之に供奉す。

〔又新齋日錄〕

一、天正十六年四月十四日帝（後陽成院）聚樂の第に行幸なる。秀吉御乘輿にして被供奉。兩公も秀吉の爲供奉、御馬上にして、御裝束を被召御行列。

兩公は前田利家利長父子

四月十五日。前田利家・利長、聚樂第に於いて諸侯伯と共に誓書を後陽成天皇に上つる。

〔聚樂第行幸記〕

敬白起請文前書

一、今度於聚樂行幸被仰付之趣、誠に難有催感涙之御事。
一、禁裏御領所地子以下、並公家衆所々之知行等、若無道之族於有之者、爲各堅加異見、當分儀者不及申、子々孫々無異儀樣可申置御事。
一、關白殿被仰出之趣、不依何篇不可違背申御事。
右之條々、若雖爲一事令違犯者、梵天帝釋四大天王、惣而日本六十餘州大小神祇、殊王城鎭守、別而春日大明神・八幡大菩薩・天滿大自在天神・氏之神、部類眷屬、神罰冥罰可罷蒙者也。
仍起請文如件。

天正十六年四月十五日　　右近衛權少將　豐臣利家　血判

(其他略)

菊亭右大臣殿
勸修寺大納言殿
中山大納言殿

〔聚樂第行幸記〕

敬白起請文前書
一、今度於聚樂行幸、被仰付之趣、誠以難有催感涙之御事。

一、禁裏御領所地子以下、並公家衆所々之知行等、若無道之族於有之者、爲各堅加異見、當分之儀者不及申、子々孫々無異儀樣可申置御事。
一、關白殿被仰出候趣、不依何篇不可違背申御事。
右之條々若雖爲一事令違犯者、梵天帝釋四大天王、惣而日本六十餘州大小神祇、殊王城鎮守、別而春日大明神・八幡大菩薩・天滿大自在天神・氏之神、部類眷屬、神罰冥罰可罷蒙者也。仍起請文如件。

天正十六年四月十五日　　越中侍從　豐臣利勝　血判

（其他略）

菊亭右大臣殿
勸修寺大納言殿
中山大納言殿

四月十六日、前田利家・利長、聚樂第に於いて和歌を後陽成天皇に上つる。

〔又新齋日錄〕
十六日和歌ノ御會。

夏日侍行幸聚樂第同詠寄松祝和歌　　左近衞權少將　豐臣利家

利長はこの年尙利勝とあるべきなり

植置る砌の松に君が經ん千代の行衞ぞ兼て志らるゝ。

越中侍從　豐臣利長

算見む千歳を契るやどにしも松に小松の陰をならべて。

六月朔日。前田利家能登羽咋郡氣多神社社僧等の所務を沒收して、之を神領に寄進す。

〔能登古文書〕

今度一宮之成敗人之坊主等之所務分、大明神に相付候間、誰々領中成共、無殘所可相納候。並跡屋敷以下可爲同前、且堂宮可有修造者也。仍如件。

天正十六年六月朔日　判（利家）

大宮司監物殿

七月廿九日。毛利輝元、前田利家及び利長を京師の邸に訪ひ、太刀馬代を贈る。

〔輝元公上洛日記〕

七月廿九日庚辰天晴。

巳刻に大名衆へ御禮廻り、隆景樣・廣家樣御供也。黒田官兵衛殿・道三・宗及御案內者。尾州內府樣へ御出候。御太刀一腰・金覆輪御馬一疋・御鷹一居・並虎皮三十枚被進候。（中略）。侍從（前田子也）・羽柴筑前守殿へ御出候。御太刀一腰・同御馬代千疋。

十月朔日。前田利長越中射水郡勝興寺に土地を寄進す。

〔寺社來歷〕　古國府勝興寺由來書

天正十六戊子暦十月朔日、前田孫四郎利勝於境地之邊百俵糧料寄進。

於御寺內近所、以繩打百俵之地進置了、全可有御寺納狀、如件。

天正十六　十月朔日　　孫四郎　利　勝　判

勝　興　寺

勝興寺ゟ被下置候寺領知之御印物寫指上可申旨被仰渡、得其意候。御治國以前、神保安藝守氏張より、府中一圓寄附有之候處、其後天正十三年從太閤秀吉公御朱印之御札を給り、同年從瑞龍院樣、寺內陣取御免許等箇條之御制札を被成下、同十六年御繩打を以改而百俵之所被下置候。餘は被召上候而、古府村之中一村新に出來仕候。（下略）。

戌正月　　勝興寺留守居　金剛多勝　印

寺社御奉行所

十三年は十六年なるべし

十月朔。豊臣秀吉茶會を北野松原に開き、前田利家亦之に與る。

〔三壺記〕

北野の茶の湯の事

天正十三年十月朔日北野の松原にて茶の湯興行可被成とて、京田舍の數寄者共へ被仰付ければ、是は目出度難有御事かな、名物の御道具を拜見し奉ること申、御茶の湯に逢奉る事、未來永劫の覺也とて、手々にたしなみ置たる道具を持參仕、おもひ／＼に小屋をかけ園をつけ、宮社のすみをかたどり圍ひ廻し、物ずき／＼に道具をかざる。是ぞ今の數寄の初なり。君それ／＼へ被爲成、茶を上り與をもよほし給ひけり。德善院・千宗易利休に諸事指圖を被仰付、名物の品々御道具、諸人目を驚かし渴仰の緣ひ、千宗易利休居士、泉州堺の宗及、那屋の宗久、其外の人々に近衞信輔公・秀長・有樂・日野輝資・家康・信雄・河野信兼・秀次・利家・秀勝・賴隆・秀家・忠興、是等の人々へ御茶被下、御兒小姓十人計御供にて、數寄屋／＼へ被爲入茶を上り、御道具夫々に被下、目出度かりける次第也。

十月廿四日。前田利家能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。

〔能登古文書〕

氣多大神宮

この諸村羽咋郡に屬す、もろ村入町は明かならず、諸岡村にして今の二所宮にはあらざるか
お山は尾山

一、神林小松已下不可伐採之事。
一、社領之地内に武家百姓不可抱置候。
一、社内之ものいみ如前々可仕候事。
右條々違背之族有之者、速可加成敗者也。仍如件。

天正十六年十月廿四日　(利家)判

十一月六日。前田利家命を受けて京師大佛殿の釘を製するが爲、農民の有する刀劍等を徴す。

〔菅君雜錄〕

一、矢田村　一、院内村　一、しない田村　一、もろ村入町

右大佛殿之釘かなもい之御用として、諸國在々百姓共之刀・脇指を改可上之旨被仰出候間、在々家並に刀わきざし鑓鐵炮有次第可出候。若かくし置においては、後日聞出候共可成敗候。給人として急与令糺明可上之候。其上村々い長百姓、お山へ召出せいしさせ可上候也。

十一月六日　利家印

青木善四郎殿
長田猪之助殿

〔三輪氏藏文書〕

大佛殿之釘かな物の爲御用、國々在々百姓共の刀脇指を改て可上旨被仰出候間、代官所々在々家並に、刀・脇指・鑓・鐵炮有次第可出候。若かくしおくにおいては、後日に聞出候共、可成敗候。急与令糺明可上候。其上村々のおとな百姓共にせいしをさせ可上候也。

十一月六日　　印(利家)

三輪藤兵衞殿
大井久兵衞殿

十一月晦日。前田利家越中新川郡立山寺及び中宮寺に土地を寄進す。

〔天正錄〕

當村之內を以姥堂へ爲新寄進百俵進之候。全可有寺務、諸堂伽藍成次第、被加修理、勤行等不可有油斷候。仍而寄進狀如件。

天正十六年十一月晦日　　筑前守　利　家　印

立山仲宮寺衆徒社人中

〔寸錦雜編〕

岩倉村之內を以、立山權現に爲新寄進百俵進之候。全有寺納、諸堂被爲造營、祭禮勤行不可

有油断候。仍寄進状如件。

天正十六　十一月晦日　　筑前守　利　家　印

立山寺　主徒神主

十二月五日。前田利家能登羽咋郡に書を與へて、各村々から産駒の稅を出すことを諭す。

〔國初遺文〕

國中駒錢之事、最前其村々として令糺明可出之候。上使にて出し候へば村々可爲造作候條、れんみんとして如此候。少も無沙汰おいては、地下のきもいりとして百姓共曲事たるべき者也。

天正十六　十二月五日　　利　家　印

羽　喰　郡　中

是歲。米一俵三斗入なりしを改めて五斗入となさしむ。

〔改作方雜留〕

天正十五年迄三斗俵、同十六年より五斗俵に成。

此砌日出度に付とは聚樂行幸の事を指す、故に今此年に係く

是歲。蒲生氏鄉等前田利家に目賀田又右衞門の罪を赦し再び祿仕せしめんことを請ふ。利家許さず。

〔三壺記〕

目賀田又右衞門事

此砌目出度に付前田利家公へ蒲生飛驒守・淺野彈正、其外御念比之衆御振舞被成刻、德山五兵衞・齋藤刑部を以、目賀田又右衞門先年鳥越より退去仕、流牢いたし罷在候、御宥免被成、被召返候はゞ忝可奉存旨被仰上處に、利家公仰出候は、異成不作法たわけを仕候事者、免許仕べきものなり。又右衞門も近江源氏の末流にて有之間、名字に恥ても出かし可申と思ひ、鳥越之城を預け候處に、筋目入らず憶病もの、侍一道之處を缺、成敗可仕物なれども、命の儀は各へ進じ申由被仰候へ者、御尤之由にて其通に成にけり。

〔菅利家卿語話〕

一、目賀田又右衞門、聚樂にて蒲生飛驒殿・淺野彈正殿を賴申候。其御使德山五兵衞・齋藤刑部に被仰渡。最前越中御取合之刻面目失申候而、あたまを剃、御咄衆の内にも被召仕候樣にとの事に候。大納言樣其時色々御だんぎ御座候而、總而成敗をせうと思ふ者も、又免事も有ものゝ也。然共第一城取出などを預け、又は留守をさせ申ものゝ明退く事は、侍の上の第一の

見せしめ也。此又右衛門成敗をせて叶はぬといなれ共、御兩人に對し命は免申候。召置候事思ひも不寄と御意候事。

天正十七年

正月十一日。前田利家書を片山延高等に與へて七尾城の塹濠掘鑿を命す。

〔拾遺温故雜帖〕

尙々ほりの普請の事、國中惣夫にわり付、きもいり〳〵へ可相渡候よし。

態申遣候。仍所口惣がまへ堀普請の事、最前なわばり之儀其方兩人可存候間、當年能透にて候間、開作前に國中惣夫を以、五日やとい候て、ほらせ可申候。乍大儀、片山所口へ越候て、なわばり仕候て可相渡候。普請仕樣の事、見計候て可申付候。爲其申遣候也。

正月十一日　　　利家印

片山内膳殿

村井豐後殿

所口城といへるは七尾城に同じ

正月十五日。前田利家能登羽咋郡氣多神社大宮司の御祓等を贈りたるを

所口普請は七尾城なり

謝す。

〔氣多神社藏文書〕

年頭之爲禮儀、牛王御祓並鮑十到來、遠路祝着に候。然者京都御普請に付て逗留候。彌祈念由斷有間布候。尙期面之時候、謹言。

正月十五日　　利家印

大宮司　櫻井監物丞殿

三月十五日。前田利家書を三輪藤兵衛に與へて、再び七尾城塹濠掘鑿の事に關して意を傳ふ。

〔三輪氏藏文書〕

爲見廻飛脚、殊くしこ…………

一、申付候三千石の米…………

一、所口普請の事申越候。はや作毛に向候間、成まじきと存候。乍去作毛にもかまいなく候はゞ、臺所入並町夫にて、少成共ほらせ可然候。尙用所候者重而可申越候、謹言。

三月十五日　　利家印

三輪藤兵衛殿

六月六日。前田利家墻垣の用に供する爲、杪木を能登鳳至郡穴水等に徵す。

〔能登古文書〕

五拾間計之墻之用に候之條、杪之如何にもながく直なるをきらせ、早々持せ可上候。急用に候之間、由斷有間敷者也。

六月六日　印(利家)

穴水南北百姓中

六月廿六日。能登鳳至郡山田本鄕院內村に繩打目錄を與ふ。

〔能登古文書〕

諸橋組山田之內院內村御繩打目錄之事

合拾九町八段七畝貳拾壹步七分

右江道堀河曳捨之處打渡如件。

天正拾七年六月廿六日　澤崎末松判

但山之年貢者右之外也　矢島彌次郎判

穴水南北は穴水鄕及び南北鄕なるべし

神野藤三郎判
宇野喜兵衛判
槇開喜左衛門判

御百姓中

七月五日。前田利家能登鳳至郡大澤村定請の額を定む。

〔能登古文書〕

但天正十六年之算用より如此定候也。

大澤定請之事、本高並山畑共に六百俵に申定候。無相違可究濟候也。

天正十七　七月五日　(利家)印

大澤村百姓中

七月廿一日。前田利家書を伊達政宗に與へて、その會津を取るは豐臣秀吉の旨に忤ふを報ず。

〔貞山公治家記錄〕

御飛札之趣具披閱本懷之至候。仍今度於會津表被及一戰、即刻被屬一篇之由尤珍重候。右通

彼仁は廬名
義廣

即刻達上聞候之處、彼仁之事最前關白樣ゟ御禮申上、御存知之儀候。遠國付而、以私宿意不止欝憤之事、御不審被思召之旨被仰出候之條、此度之始末樣々御取成申上候。猶以達而御理被仰上可然存候間、急与被指上御使者候者、彌施藥院・富田左近將監令相談、可得御諚候。不可有御油斷候。於樣子者良岳・坂東屋宗有申渡候之條、不能詳候。恐々謹言。

七月廿一日　羽柴利家判

伊達左京大夫殿　御返報

八月廿九日。前田利家越中礪波郡北野村の民に、蓑谷村の山に入るを許す。

〔越中礪波郡北野村藏文書〕

蓑谷村共在所山之出入、最前聞届雖申付、彼山へ不出入之故、在所之迷惑、百姓等走失之旨沙汰之限に候。然者向後彼蓑谷山へ可立入事、聊以異儀有間敷候。即此旨蓑谷村へ申遣候也。

八月廿九日　利家判

北野村惣在所中

九月九日。前田利家諸侯伯と共に豐臣秀吉に聚樂第に伺候す。是日利家

村井豐後は長頼

村井左馬助は長次

の臣村井長頼、上杉景勝の臣直江兼續と爭ふ。

[陳善錄]

一、聚樂未御殿三ッ出來申時、九月重陽之御禮之刻、幕を張廻し其内にて御禮之時、大納言樣と景勝一度に、大納言樣御太刀は村井豐後持出申、景勝太刀をば直江山城持出候時、其時之奏者あいつのかみ・寺西筑後候へるが、どなたを先にと分別仕兼被居候時、直江が上杉之家の位を申立る時、利家樣御心に、無是非候、景勝を打果候半と思召時、村井豐後、直江山城にいはせたてゝ引付、上杉之位御申分尤候、然共今日の上樣昔は御小身なれども、其御身の御手柄に而天下を御しづめ被爲成候。筑前守も先祖は菅丞相なれ共、此比一身にて、いのものなれども、其身の手柄を持、三ヶ國の主に成、只今之位は少將なり。それ程位高き人ならば、今日之御禮無用に存と申せば、景勝も直江も詞なく、其上兩人奏者衆尤に存由。則筑前殿御太刀と請取、御禮先に被仰上候。其時も利家樣御歸被成候而、豐後大ひげを御取候而、筑前を筑前と云はするは、此ひげ殿が文武二道成故と、大盃にて御さし被成、三盃被下候由に候。度々利家樣御機嫌克時は、右之御咄被成候。其時分村井左馬助後出雲小々姓に而御奉公申故、其時も御供に參、よく承候由被申候事。後迄あい殿・筑後殿御出候ては、其事を大納言樣と御申出し、色々御物語候事。

〔三壺記〕

利家公景勝禮の次第の事

天正十七年九月九日聚樂の御所に於て諸侯御禮申上る。利家公の太刀折紙は村井豐後持參し、景勝の太刀折紙は直江山城持參す。其日の奏者寺西筑後守也。直江進み出、景勝は上杉管領の家也とて、先に太刀を指出す。村井是を聞、上杉管領は昔の上杉殿伊豆の氏康に追散され、管領も越後へ追ひこまれて捨れたる管領を景勝公持給へり。當代秀吉公は凡夫にてましませ共、弓矢にて天下を治め給ふ。利家もわづかの身代より、弓馬の鑓先にて國を治む。高家の景勝殿の御禮、御當家にては叶ふまじとて、村井太刀を奏者に渡す。尤也とて寺西筑後、先に利家公を披露す。斯て利家公御歸り有けるに、村井は式臺に伺公しけるを、赤ひげをつまゝせ給ひ、此髭故に禮を先に遂げたりと、御機嫌宜くおはしけり。

九月十八日。前田利家能登鳳至郡櫛比八ケ並に輪島のつゞら藤に對して納稅せしむ。

〔能登古文書〕

櫛比八ヶ並輪島之つゞら藤、方々ゟ買取由候。此方へ不及案内候間、相改納所錢可運上者也。

天正十七　九月十八日　(利家)印

道下之三郎左衛門所

九月廿二日。前田利秀越中礪波郡北野村の民の蓑谷山に入ることを禁ず。

〔越中礪波郡北野村藏文書〕

蓑谷村・北野村与山々出入依有之、双方申分不相果故、互にしんさいに及候處、北野村百姓越度に相かたむき候。向後者其村之山へ、北野より入候事有間敷候。以來爲證據如此に候處也、如件。

天正十七年九月廿二日　　又次郎印

蓑谷村百姓中

十月十四日。前田利家能登羽咋郡氣多神社の社領に關して書を與ふ。

〔氣多神社藏文書〕

已上

一宮大明神へ寄進分四百俵事、先年岡島帯刀左衛門・木村三藏如割付候。不可有異儀候。但今度繩打之出分の事は、如元割給人方へ可被相立候。人夫わけの事も可爲如先規候、謹言。

天文十七　十月四日　　利家印

一宮大宮司　監物丞殿

所口普請は七尾城なり

従四位下は正四位下なり

十月十八日、前田利家、七尾の築城に關して書を三輪藤兵衛に與ふ。

〔三輪家傳書〕

其元様子一書にて……………

一、所口普請之事、念を入申付由候。近頃尤に候。尙々所々見計可申付事專用候。門・矢倉なども丈夫に申付候由、是又尤に候。町之者共なども打續ほねをおり候由、能々心得可申聞事。

一、普請奉行之事申候付、則馬廻一人小姓一人申付遣候。申談堅可申付事。以下四ヶ條依無事略之

十月十八日　　　　利家印

三輪藤兵衛殿

天正十八年

正月廿一日。前田利家參議に任ぜられ、正四位下に叙す。

〔菊亭晴季書翰〕

加賀中納言利家卿、　參議正四位下、天正十八正廿一。

〔袂草〕

一、菅原朝臣利家卿、贈從一位大納言、天正十八年正月廿一日任參議從四位下。

二月十日。前田安勝、越中新川郡立山寺及び中宮寺に屬する衆徒神主の諸役を免除す。

〔越中古文書〕

態令啓候。仍立山寺之義御寄進地に候間、衆徒神主一切諸役等之義有間敷候。右は筑前守殿へも御理申候間、爲其一筆遣候。依如件。

以上

天正十八年二月十日　　五郎兵衛判

立山寺衆徒中

〔越中古文書〕

態令啓候。仍姥堂之儀御寄進之地に候之間、衆徒神主一切諸役等之儀有間敷候。右之分筑前守殿へも御理申候間、爲其一筆進之候。仍如件。

天正十八年二月十日　　五郎兵衛安勝判

姥堂衆徒中

二月十六日。前田利家・利長父子兵を帥ゐて、豐臣秀吉の關東征伐に從ふ

三月十日以下の日附は凡て誤なり

爲に金澤を發す。

〔關屋政春古兵談〕

一、利家公・利長公天正十八年二月十六日賀州金澤御發足、中仙道御下向。三月十日上州松井田の城請取、一兩日の内に松山の城和談、松井田の城主と同敷案内者と成。上田は小田原に籠城、臣下四人降參也。難波田因幡・木呂子丹波・金子紀伊・山田伊賀等也。同十九日に鉢方に押寄玉ふ、則是も降參、猪股能登。同三月廿三日八王寺落城。本城横地監物、中の丸中山勘解由並狩野一庵、山下曲輪近藤出羽介。

〔利家記〕

一、關東陣の刻、利家樣北國七ヶ國總大將被爲成候て、木曾路を御通被成候御物語有。三ヶ國之御城代は、金澤御城は前田五郎兵衛殿・村井豐後。越中の富山は前田五郎兵衛殿預り分、名代おかせられ候。魚津之城は豐後守もの總而居城候。守山之城利長樣御城代前田對馬守殿。能州是又五郎兵衛殿、豐後守兩人名代遣預り分。其時村井左馬助を又六と申候て、のぼり十本馬乘三十騎にて、豐後名代に御供先手を仕候事。

〔利家記〕

一、關東御陣御立候時、金澤にて利家樣御具足めし候時、ちやうつがいの御ほうあてはなれ

落申候由、其時高木と申細工人御前に居申、左樣の物の請取に候故、御腰物に御手を懸させられ、御成敗可被成と思召候へ共、御かんにん被成候由御意に候。左候へば關東御陣中、太閤樣御前を人にさゝへられ惡しく候。其時は必ず高木を斬たるが能候物をと、後迄度々御意に而御笑被成候事。

三月十三日。前田利家、信濃楢井原孫右衛門の我が領内に於て商を營む時租税を免除せんとの書を與ふ。

〔能登古文書〕

今度當町陣取付而宿候儀、造作ども令祝着候。然ば能賀越中三ヶ國にて何樣雖有商買、不可有諸役者也。

天正十八年三月十三日　　利　家　印

信州楢井　原孫右衛門殿

三月十六日。前田利家關東征伐北陸道軍の總督を命ぜらる。

〔國祖遺言〕

關東御陣之節上樣被仰出候事

一、羽柴筑前守利家北陸道之大將。

右に申付人數。

一、越後之喜平次景勝。一、丹羽五郎左衛門。一、木村常陸守。一、眞田伊豆守。

右加賀筑前守利家下知次第、人數仕立合戰可仕者也。

三月十六日　朱印（秀吉）

三月廿五日　前田利家使を遣はし、今井左太夫及び三輪藤兵衛に令して軍糧を信濃川中島に致さしむ

〔三輪家傳書〕

返々早々申付可越候、不可有由斷候、以上。

態申遣候。仍而古米五千俵町人に申付、慥なる上乘を相そへ候て、河中島まで相屆、此方へ一左右可申越候。船之義は藤兵衛令馳走、一刻も急可越候。ふち方に可遣たすに候。不可有由斷候。猶々町人五人計申付、河中島まで駄ちんにて可相屆候。升日なご念を入可越候。ふち方に遣事候。早々待申候、謹言。

天正十八　三月廿五日　利　家　印

今井左太夫殿

三輪藤兵衛殿

三月。信濃路に於いて前田利家の卒、上杉景勝の從者と鬪諍す。

〔國祖遺言〕

一、關東陣之刻、信濃地にて景勝人數は先手、殿樣は北國之大將にて候故跡に御打候處、越後人數おひわけにて越後人數少おそなはり候を、おひつき候て殿樣御先手不破彥三・村井左馬介人數行かゝり先をあらそひ、景勝人數直江山城ものと村井左馬介ものと喧嘩出來、きりあひ申候。左馬介のぼりさしを、直江ものあらそひ打たふし申候を、彌五郎と申久々豐後召仕申候下人、跡先おそきはやきことありき申ものに候を、直江のぼりさしをぼうにて二人打たふし候へば、彼のぼり大將、彌五郎をかたを一刀きり申候所を、長柄の鑓を彌五郎おつこりて、直江のぼり大將を前よりうしろへつきふせ申候。殊外大成事に成申さうに候處、殿樣御威光つよき故、其まゝ互に年寄衆出合相濟申候。此方はのぼりさし一人打たふされ、彌五郎少手おひ申候。越後衆は具足着一人つきころされ、のぼりさし二人打たふされ手おひ、すみ申候。殿樣御威光と申候。後迄も年寄衆咄被申候事。

四月二十日。是より先前田利家上杉景勝と共に上野松井田城を攻む。是

日守將大道寺直宗、其子政繁等出でゝ降を乞ふ

三月十日は四月廿日なり

大道駿河守諱は直宗

〔袂草〕

一、羽柴筑前守利家・同肥前守利長三萬騎を率し、二月十六日加州を立、越後路は殘雪深きにより濃州へ出、木曾路より關東へ被向。相隨ふ人々越後上杉景勝、信州の住毛利河内・眞田源五郡合三萬五千、利家を大將として上州松枝の城を圍、明日より可攻干との義成處、城主大道寺駿河息新四郎內々一戰と待懸しに、案の外多勢なれば、なまじひの事仕、付入に逢如何と思、降人を望む。利家思慮、此城を攻干しなば多く日をへ、其上能き士討死せば如何と、幸ひに城を請取、先勢に加へ、八州の城に案內させんと即ち同じ、人質を取、三月十日城を請取、先途に加へければ一入はか行、利家忠義も深し。

〔國初遺文〕

一、關東御陣之刻、利家樣・利長樣・景勝・眞田安房守、此四頭信州臼井口より御押寄被成候。上野松枝の城御取卷被成、本丸の塀一重まで仕寄にて責詰申候。城主大道寺駿河守父子降參、扱に成申刻、利家樣より齋藤刑部、利長樣より山城守御使仕、相濟候而城御請取被成、駿河守父子共に武州川越まで被召連、小田原へ御注進被成候處に、可致生害旨申來、則切腹被仰付候處に、又御助可被成旨申來候得共、無詮義に候。

〔村井重頼覺書〕

一、關東陣大納言樣北國之大將被成御出陣、松枝は大道寺甲を拔御味方へ罷越。色々此儀は大納言樣御物語、又年寄衆物語も承候事多御座候。

〔菅利家卿御語話〕

一、松枝之城大道寺持候を、大納言樣御取懸候得ば、甲をぬぎ申候故、御免候て御先手其時より仕候由候事。

〔國初遺文〕　橫山山城守覺書

一、關東御陣之時、大道寺駿河守楯籠申候松枝之城被成御攻候砌、諸手之御鐵炮頭共仕寄を仕、本丸塀下迄取詰申候處、利長樣如何被爲思召候哉、我等に御先手ゟ相加り、大納言樣御鐵炮頭共之仕寄場より先へ、竹たば付可申由被仰聞候に付而、大納言樣御鐵炮頭長田權右衞門付申候竹把より二間程へいぎはへ押寄、竹把を付罷歸候。其時之仕寄場于今有御座と存候事。

〔貞山公治家記錄〕

一、笛吹の峠麓に松枝と申候地に、大道寺殿籠り被申候が、昨日廿日懇望被申罷出被申候を召連、利家小田原へ御越候に、某も御供申候間、淺野彈正殿兩人賴入、涯分申候て見可申候上、右に路次に行逢申候て同心候が、仕合能御座候由存申候。よくも惡くも理を濟し申候て

歸申べく候。小田原には見不申候て申上候事如何に候得共、はや／＼承候分は、鬼神成ともたにて合せ可申候様無御座候と申候。(前後略)

四月廿二日　守柏齋　意成　判

人々御中上

廿二日は廿一日なるべく、この消息は伊達政宗宛なり

四月廿二日。前田利家伊達政宗の臣小關大學等を拉し、小田原に詣りて豐臣秀吉に謁し、政宗の異心なきを白す。

筑州は前田利家

〔貞山公治家記錄〕

一、守柏齋・小關大學方、去月廿一日此地へ被參候。翌日廿二日筑州被致同道候て小田原へ被罷越、御存分之通具言上被仕候。御用之子細候て被罷越候砌、彼御使者參一段可然仕合と申事候。拙者も爲供小田原面へ參上候き。然者淺野彈正方は去月廿六日鎌倉へ被相働候間、以相談御返事可申由候而、御兩使者鎌倉へ被通候。定而可爲遲々候間、先此御使指返申候事。(前後略)

五月二日　河島市祐重信　判

片倉小十郎殿

原田左馬助殿

筑前守は前田利家

御前に豊臣秀吉

五月二日。河島重信、伊達政宗の臣に復書して前田利家の戰況を告げ、政宗の急に、小田原に會するを促す。

〔貞山公治家記錄〕

一、筑前守働之口上野筋之儀、松井田城落居に付而、箕輪・厩橋・石倉・西牧之高田明渡、皆々被請取、人數被入置候。新田・ふかや・おし・江戶・河越・佐野・足利已下悉相濟、五三日の中に何も人數を遣可請取候事。

一、右分に御座候間、一刻も早々政宗樣御參陣之儀、急申度由申候。依之先此御使被返候。遲々候ては御前御取成之段も難申に付而如此に候。下野國端迄も御出馬においては、筑州親類衆を御迎に可進之由候。其段可御心安候。御註進次第慥なる近き親類中を可相越由候。左樣之儀一段被入情候。少も如在被申間敷候。片時も御急候而、三百騎四百騎程にて成共、御出馬肝要存候。不可有御油斷候事。(前後略)

五月二日　河島市新重信　判

片倉小十郎殿

原田左馬助殿

五月三日。前田利家金澤の前田安勝に令し、軍糧を越前敦賀に輸せしむ。

〔金澤文書〕

節供之帷一重給候。遠路祝着申候。殊念入候段、別而畏存候。日出端午に着可申候。

一、伊勢より駿河へ取申候米之事、先敦賀まで御届可有之候。追而分別仕とも可申候。敦賀まで届候へば、いづ方へ遣候共よく候間、無由斷可被仰付候。

一、南保殿より鷹共上候由候。主い上洛に候はゞ、小田原表へ被越候而能候はん間、鷹師のより人も付置、此表へ被越候樣尤候。さ候はゞ鷹も此方へ越候事よく候はんと存候。

一、此表之樣子可得其意候ため、去廿二日に小田原へ罷越、早速得御意、仕合無殘所、聽而今月朔日に、至松井田罷歸候。此口之儀は萬事我等次第と被仰出、所之城々申付候。可有御心安候。恐々謹言。

五月三日　　利家 印

五郎兵衛殿　　筑 利家

五月。前田利家制札を武藏・上野の神社佛寺に建つ。

〔葛卷昌興筆記〕

元祿五年十一月七日今度武州本庄御旅行之節、於路頭同州越生報恩寺献訴狀、御小將横目笠間又六郎取次之。其趣如左。

乍恐口上書

一、武州高麗郡越生郷松濱山報恩寺者、後鳥羽院御宇建久四年開基、源頼朝公爲御願御建立之古堂一字、于今御座候事。

一、天正十八年庚寅相州小田原陣之刻、大納言利家樣は搦手之爲御大將、上州・武州之際所々之城郭御攻取被成、從武州松山同國八王寺城江御掛被成候砌、報恩寺に御一宿被成候。其節は殊外大軍にて御座候故、諸軍勢濫妨狼藉或放火等之難有之、寺院は不及申、村々里々迄難儀仕候處、報恩寺儀は御寄宿に罷成候故、別而御禁制之御條目に御判形被遊被下候故、其難を遁、只今に至迄相續仕候事。是偏亞相公樣御威光難有奉存候。就其此度件之御判物備尊覽、旨趣申上度奉願候、以上。

九月廿八日　　報恩寺住持沙門　主温　頓首

御近習衆中御披露

右制札之寫

禁　制　　武藏國越生報恩寺

一、當手軍勢濫妨狼藉事。

一、放火事。

一、非分之義申懸事。
右條々任御朱印之旨、堅令停止訖。若於違犯之族者、忽可被處嚴科之由、依仰執達如件。
天正十八年五月　日　　筑　前　守　印
〔新編武藏風土記〕
禁　制　　武藏國　比企之岩殿
一、當手軍勢濫妨狼藉之事。
一、放火事。
一、非分之儀申懸事。
右條々任御朱印之旨、堅令停止訖。若於違犯之族者、忽可被處罪科候由、依仰執達如件。
天正十八年五月　日　　筑　前　守　判
〔新編武藏風土記〕
禁　制　　武藏國妙覺郷　光　明　寺
一、當手軍勢甲乙人等濫妨狼藉事。
一、放火事。
一、對地下人百姓等非分之儀申懸事。

右條々堅令停止訖。若於違犯之族者、忽可被處嚴科候旨、依仰執達如件。

天正十八年五月　日

筑　前　守　判

〔上州赤石氏文書〕

禁　制

上野國　惣　社

一、當手軍勢甲乙人等濫妨狼藉事。

一、放火事。

一、對地下人非分之儀申懸事。

右條々若於違犯之輩者、乍可被處嚴科之旨、依仰執達如件。

天正十八年五月　日

筑　前　守　判

彈　正　少　弼　判

弾正少弼は淺野長政

六月三日。前田利家、長連龍・不破勝光・高畠定吉に令し、武藏石橋村に陣せしむ。

〔寸錦雜編〕

書狀披見令申候。仍石橋と申村上之野に古城有之、陣取に相定、即我々小屋をもかけ被置候由尤に候。天氣あがり次第松山迄相越、於彼地淺彈を待付、諸事令相談、其上に鉢形表へ可

相働候。其元陣取いかにも念を入、丈夫に被申付肝要候。態可申遣處に、其方より飛脚候間幸候。返々陣所無油斷、番等堅可被申付候、謹言。

六月三日　　利家印

長九郎左衛門殿
不破彦三殿
高畠石見守殿

六月十四日。是より先前田利家等武藏鉢形城を攻めしが、此の日陷落す。

〔又新齋日錄〕

急度令申候。仍八州諸城事爲可被攻殺、越後宰相中將・加賀宰相・木村常陸介・淺野彈正少弼・山崎志摩守・岡本下野守・家康内本多中務少輔・鳥居彦右衛門・平岩七之助、以上五萬餘騎被差遣候處に、城々命を被助候樣にと、右衆中に申候に付而、其旨言上仕候へば、數ならざるものゝ儀は、不入事候間可助由被仰出に付、城々請取候。然者殘而岩付・鉢形・八王寺・忍・村井、此五ヶ所之儀降參遲々故、爲可被加誅戮、城の可然を被成御尋候處に、右五ヶ所之内にては、武藏國岩付城要害之由案内者共申上候。然ばよき城より先可攻落由被仰出、則木村常陸・淺野彈正・山崎志摩・平岩七之助、此面々都合以二萬餘、攻口被相究、去廿日押懸、則時に町迄乘

崩、悉刎首、息を不續端城に責入候。(中略)。猶殘一ヶ所之城之儀、鉢形城は羽柴越後宰相中將・羽柴加賀宰相兩人に被仰付被取卷候。忍・八王寺・村井之儀も、手宛〳〵何茂被仰付候。急度可爲一着候歟、恐々謹言。

五月廿七日

羽柴東郷侍從　秀一
羽柴岐阜侍從
羽柴北庄侍從　秀政
羽柴丹後少將

北條左京大夫殿御會所

〔新編武藏風土記〕

當城には井上三河守・黑澤上野介・島村近江守・花園修理亮・金丸右馬介・大橋主水佐・吉田源太左衞門・高橋平六郎・三上又右衞門・秋山善八郎・日野次郎三郎・蒔田彥五郎以下、侍分三百二十餘人雜兵二千七百餘人楯籠り、及び沼田の城代猪俣能登守則直見次とし、三百人を率して馳加る。斯て五月十九日前田利家父子・上杉景勝當城を乘取べしとて、赤濱海道を經て東の方より押寄せ、眞田安房守昌幸は榛澤野より小前田と云所を過て、寄居山に陣を取り、荒山を中に隔てゝ鐵炮迫合をぞ始ける。(中略)。西丸奥殿の守護たりし老臣小前田越前守武主・

氏邦は北條安房守

肥前様は前田利長

町田上佐守秀房手勢僅か二百人許必死と成て防戰す。されど本丸には敵兵已に雲霞の如く押入ければ、いかにともすべきやうなく、六月十三日初更の頃氏邦の室及び幼兒光福丸を守護しながら、一方を切破てぞ落去けるにぞ、同き十四日終に落城したりける。斯とは知らず氏邦は、鉢形急なるよし注進ありければ、小田原を立て秩父へ掛り、岩田城まで到着せしに、鉢形已に落城ときゝて、是非なくかしこに逗留す。其由寄手へ聞えしほどに、前田利家正龍寺の方丈長得和尚及び香英と云禪僧を天神山へ遣し、氏邦に參謁して、降參すべき由をしかくいひ入ければ、氏邦せんすべなく、嫡子氏定及び家人岩田内藏・富永勘解由・伊東主膳・堀和泉・高城主水と共に寄居正龍寺に入、彼兩僧に託して前田家へ降りたき由答へ遣し、氏邦頓て薙髮して宗靑と號し、町田左近秀延も入道して毓慶と改む。斯て關東平治の後、利家氏邦を加州に遣し、慶長二年八月四日金澤にて卒し、氏定は左馬助と改め、采地千石を與へて加州の藩臣に加へたりと云。

〔菅利家卿語話〕

一、關東御陣の刻、小田原北條伯父安房守關東陣より命を御免、太閤樣・大納言樣へ御預候て、千石無役に被遣御置候。安房守死被申候時、紫野喝食にて居被申候。後は北條外三郎と申候。德山五兵衞を御使にて、北條外三郎に名を付、御呼出し彼千石を被遣候。其後内府肥

住善坊は種善坊なるべし

前様を御頼候て、彼北條父を上様御成敗候間、もとのごとく出家にて御置可然由御申候へば、いや〳〵安房守を先年御預被成候、跡目もなき故、申置も右之通に候間、わたくしならぬ事と御返事を被成、其後御居間にて利長様を御呼候て、其次の間には村井豐後・岡田長左衛門・住善坊・神谷信濃・儒者の三休・村井勘十郎計有候所にて、扨も〳〵貴所は大心なき人に候。其故は家康左樣之事有之候共此方へ不及申。右の返事仕候はで自然の事あらば、家康と我等は敵々に必成可申候。其時關東は先主をわすれ不申候國、義理もふかき國に候間、彼北條を押立、其方に有之松田四郎左衛門、我等方にかゝへ置大道寺新四郎、兩長左右にして旗をあげさせたらば、即時に八ヶ國は一味致べしと、終につね〳〵不承候事を被仰候。能謀者慮未萌と云て謀有、大心のものは未萌なき先を謀るもの也と、御よまひ事被仰候へば、皆々耳を立おどろかし被申候。扨三休にとひ候へば、右の後を講釋してきかせ被申候間、書付申候。

六月廿三日。前田利家等武藏八王寺城を攻陷す。

〔村井重頼覺書〕

一、關東陣、大納言樣北國の大將被成御出陣、松枝は大道寺甲を拔、御味方へ罷成。色々此儀は大納言樣御物語、又は年寄衆物語も承事多御座候。扨八王寺に討死は日根野九兵衞・江守九郎次郎・市橋淸十郎・九里少左衛門・北村甚八・三輪助十郎・野村傳兵衛・荒木善太夫、此外

にも御小姓・御馬廻合廿六人討死仕候。名々の名共はおぼえ書失申候。八王寺に而北村八郎後には八兵衛、脇田小三郎後は帯刀、御前あしくらう人仕有之候。兩人ながら首を取、御前相濟申、じゆらく伏見の時分は、兩人は小姓頭被仰付候。

一、八王寺の時御家中人持分に、前田又次郎殿・村井又六(出雲事)・篠原勘六(出羽事)・富田六左衛門(越後事)、これら手前よく候。豐後は三ケ國之御留守居、前田五郎兵衛殿と兩人有之候へば、利長様より豐後方へ、御陣より御書に、又六事年若きもいに候へ共、今度事の外裁許よく手柄共仕由被仰下、おうがこよろこび申候由、後迄も御家中申慣候。

一、青木善四郎は八王寺討死。善四郎殿子善四郎・池田次郎左衛門・高畠五郎兵衛兄弟三人。次郎左ははりま殿養子。五郎兵衛は石見殿養子。子の善四郎は二百石取、金澤に居被申候事。皆々先河内御内儀之子。青木善四郎討死の後河内へ縁邊也。

河内は奥村榮明なるべし

〔國初遺文〕　横山山城守覺書

一、其後武藏國八王寺の城被爲攻候に付、從太閤様爲御横目木村常陸介被參、御父子様御先手衆同前に、城際へ被罷越候に付、拙子は御旗本之者共四五人申合、御先手衆に先立塀際に付、矢きりを切おとして一番に乘申處、城中之者きびしくふせぎ申に付而、大身の鑓にて左のひざ頭をつかれ、石垣の下へつきおとされ、行歩相叶不申候處、大納言様・利長様御一所

に御座候處へ罷越、右之働之樣子申上候處、御感に預り申候。其鑓疵于今御座候。
一、彼城落城仕候後、太田但馬一番に屛裏に付申候由申上候處、拙子と論に罷成候へ共、其場に在合申者共方へ被成御尋候處、私一番に付候由申上候故、拙子理運に罷成候事。
一、武州八王寺之城一端に攻落被成候。御檢使は木村隼人殿に而御座候。御先手の衆より御馬廻衆・御小姓衆早く着申候。小田原不相濟以前に、松枝・八王寺兩城の落居のひゞきに依て、上州・武州の城々降參仕候。大納言樣御忠功不淺候事に御座候。

〔村井長時筆記〕
一、天正拾八年三月大納言樣北國大將被成御出馬、笛吹峠より關東御進發、山中城氏政より入置松田兵衞大夫降參、先手へ交。松枝へ氏政入置大道寺駿河息新四郎隱に罷成、松枝城御請取、大道寺父子則案內、先手鉢形城沼田城攻降參、武藏八王寺城攻落被成候。八王寺は北條陸奥守氏照在城也。小田原氏政と一所に楯籠時、本丸横地監物、二之丸中村勘解由、曲輪近藤出羽預け置落城。それより奥州御仕置、出羽國迄利家・利長御越、きぬ川を先手之人數半分越候處、俄に大水漲來、同勢驚船なくて渡しがたく候處に、利家樣京不見と云名馬にめしかへ、河中へ御乘こみ候へば、一騎も不殘難なく乘越申、其時御本陣河之こなたに御ひかへ候へば、先勢一揆おこり難儀可致處、御渡し候事良將と感申候。

松田兵衛大夫・大道寺駿河兩人之子孫御家へ來、八王寺に而大音主馬・雨森彥四郎鑓前後の詮あり。北村八郎後八兵衛。脇田小五郎後帶刀。兩人御勘氣の内よき首を取、被召直。

一、前田又次郎　一、村井又六後出雲　一、篠原勘六後出羽　一、富田六左衛門後越後

打死。

青木善四郎　日根野九兵衛　江守九郎次郎　市橋清十郎　九里小左衛門　北村勘六　三輪勘十郎　野村傳兵衛　荒木善太夫はやき首を取、二度がけに打死。

〔陳善錄〕

八王寺御攻人數には前田又次郎殿・篠原勘六・不破彥三・富田六左衛門・村井又六、此衆手前よく候由、以來までも利家樣御意被成候。小身ものには脇田小太郎・湯原八郎・九里少左衛門・市橋清十郎・北村甚八、御馬廻には半田半兵衛・野村傳兵衛・荒木善太夫・阿波加藤八、かれこれ手前よく候。討死は九里少左衛門・北村甚八・市橋清十郎・野村傳兵衛・荒木善太夫、此外小姓馬廻合廿七八人討死にて候由。後までも荒木善太夫高名いたし、二度めに討死ふびんとの御意。此外日根野九兵衛討死也。

〔北藩秘鑑〕

八王寺御陣戰死

三千石　青木善四郎　茂左衛門祖

千　石　荒木善太夫　善太夫祖

隱岐次郎左衛門　享保五年隱岐市郎兵衛自殺斷絶、是次郎左衛門子孫与云。

七百石　三井加兵衛　江守角左衛門祖　加兵衛死後覺左衛門外祖父江守平左衛門養育故に江間氏に改。

三百石　澤崎作藏　嫡流七代目太左衛門寶暦四年四月逐電家斷絶、次男家者當時魚津御馬廻荘尾平助に而、然も遺跡相續也。

千　石　水野源兵衛　源兵衛祖

貳百八十五俵　三輪彌七郎　藤兵衛嫡子に而被召出有之、藤兵衛遺跡者養子齋宮に被仰付、則仙太夫祖。

五百石　堀　與八郎　與八郎元祖也、二代目久右衛門者大坂夏陣戰死す。

千　石　野村七兵衛　伊太郎祖

貳千石　日根野九兵衛　平野甚右衛門弟齋宮・不破彦三に仕、其子大學爲養子、八王寺陣之時彦三病氣に付、人數召連罷出、歸陣後故九兵衛遺知相續、不破氏を授く。子孫權左衛門明和元年三月御知行被召放、次男家筋者當時與兵衛家也。

北村甚八郎　子孫不知

宇野才三郎　子孫不知

五百石　脇田小五郎　帶刀實子被召出有之、帶刀死後弟平兵衛相續、萬治元年死去家絶。

九里庄左衛門　子孫不知

半田半兵衛
市橋清十郎　子孫不知
吉田喜藏　富山吉田吟丞祖

右之外姓名不傳故不知。高德院樣御夜話に者、小將・馬廻二十七八人討死之事を常々被仰乍有之。

〔袂草〕

一、松山の城主上田上野は、難波田因幡・木呂子丹波・金子紀伊・山田伊賀、此四臣に城を預け其身は小田原籠城す。即利家押寄ければ、彼四臣利家へ使を以て降し、被助一命候にて、城・二の丸をば渡、三の丸には諸士の妻子を入置、四臣は三千の勢にて可致先驅の由申故、利家同心有て是を案内者とし、十九日氏政舍弟北條安房守氏邦が居城鉢形へ押寄、鐵炮を打入時を上る。沼田の城主猪俣能登も此城に在しが、迚も叶まじ、所詮降し可然と、家老四五人相議し、即松山の四臣難波田・木呂子に付て詫る。是も城を請取、先驅の士に加へ、利家降せし勢ともに五萬餘に成。案内者は多し、關八州を竪横に働き、在々所々悉く打なびき味方にし、降人ども召連、小田原參陣此旨言上の處、秀吉公感思ひの外微少也。利家今度の忠義莫大成に如此成は、若嫉思召やと人々も思ふ處、其夜御前にて、今度利家忠功なしといへども、七八ケ

所の城々攻て、一城は破却し撫切宜しからん物をと噂有。終に此旨利家聞、仰尤也、八王寺の城殘ることそ幸なれ、頓て攻て首ども實檢に備んと、同廿二日御暇申本陣に皈る。秀吉思召は、利家予が噂を聞、若無躰の働あれば如何と、木村常陸に此段諫よと宣ひ被遣。如案利家歸ると等しく、北陸道の衆並に今度降りし城主へも、明廿八日八王寺の城へ可押寄旨觸る。大道寺駿河、上田上野が臣難波田・木呂子・金子・山田、並小幡上總等が勢以上一萬五千、今度抽忠功所領安堵せんと思ひ、亥の刻に打立、丑の刻八王寺に着くと否、案内は知たり町を押破れども夜深く、本城遠くして不知故、思の儘分捕す。陸奥守は小田原入城故、横地監物に本城、中山勘解由・狩野一庵に中の丸、近藤出羽に山下の曲輪を預置、降人の勢此廓へ押入ば、近藤取合て戰強く働き終に討死す。勘解由常は組ども二千餘の將たりしが、極運迫り落うせ、夜明て見れば心有士二百餘人、下々百計こたへたり。彼等に向ひ中山曰、夫士の格は義を先とし名を宗とす。某數年奥州の重恩を受、親族ともに其澤を蒙しかば、奥州小田原入城の時、生死は因時宜可用捨、當城の事御心を安んじ給へと約す。多勢を見豈遁れんや。忠死今當然の理に中る。若此期を出ば、惡名無き跡に先祖の名迄汚すべし。某分別如此極めたるぞ、面々は父母妻子の爲遁度は唯今落よ、恨更になしと再三云へども、日比情深かりしにや、口惜き仰と皆思切たる躰、遠くは義經の果、近くは信忠最後の時に同じ。漸々明渡り、利家參陣、大道寺など山下を破却し、

討取し首三百五十餘一覽に入。扨利家若くと否、中の廓へ攻懸れば、中山・狩野取しづゝ下知するは、弓鐵炮必むだ矢無樣にと制しければ、即時に手負死人百人に及。利長の小姓十六歲、一番に乘入組討し首取て、大音藤藏と名乘事及三度。又雨森彥太郎と云者、大音に續き攻入、二番に首取て利家父子の前へ持參す。一番首に記し付よと宣へば、いや一番は大音也、某は二番に候と云。利家父子是を聞、雨森を感じ給ふ故、一番に付たるより上也と各感ず。大音は其比利長勘當せられし時故、披露無成、責て傍輩に知せんと思ひ、再三名乘しと也。評に曰、大坂寅卯の戰に首を取し先後の爭ひ、恥をも不顧、少の働を大に云、恥辱に及ぶも有。或は甲を拾ひ首を入子にし、入子の某と後ろ指をさゝれしに、雨森が心中今は稀也、藤藏も召直さる。扨横地監物はおぢ恐れ、一支もせず落失す。景勝の勢是をも不知攻入ば、一人もなければ心安く本丸に入。中山・狩野は數度突出、鎗を合せ太刀打し働、十五六人殘りしかば、いざ腹切んと引入て音もせず、利家高き所にて見之、大道寺が内に、あの死狂せし者を知る人は無きかと問給へば、金子紀伊・小岩雅樂年來申通ず、一人は中山勘解由とて武勇人の兎したる者、今一人は數度先懸し手柄有故、右筆成しが將の數に加り、長子狩野主膳に世を讓り、入道し一庵と申也と云ば、利家助度ぞ急行候へと宣へば、兩人願ふ所と先步者を走らせ、此旨云へとて遣。兩人も中山が丸へ懸付、門を明よと呼れども音せず。門脇を押破り入

り見れば、中山が本妻數ヶ所疵を被ふり、よろぼひ出、金子殿か能も來給ふ物哉、勘解由は子ども二人、助六が妻もさし殺し、主も腹を切る。自らも其内成しが未死候、御手に懸給れと走寄る樣痛はし。横地監物は輕き士、舊臣にもあらねど、奥州の近習に成り寵せられ、百姓をせたげ金銀を集め、諸士をなやまし、美色珍玩を以奥州の氣に入、終に將の數に入る。武道は不知、唯辯舌利口を事とせし者也。落人と成、二三日過一揆に首を取られぬ。加樣の者國家の毒虫也。此城落去後、中山が長子助六郎、一庵か子主膳を家康呼出し領知を賜ひ、助六を改勘解由にし給。其弟左助（後號備後）水戸殿へ仕へ一萬石領す。利家此城一旦攻に、家中の面々能き働あれ共、其比の家風にて辭し合、終不云故除之。

〔三壺記〕

加州羽柴筑前守利家公は、北國七ヶ國の御大將として、中仙道より臼井峠へ打出給ふ。金澤御城代には御舍兄 前田五郎兵衞殿・村井豐後を被指置、越中富山も 五郎兵衞殿預りにて名代前田美作、魚津之城村井豐後居城なれば、手勢の中の老功のものども被指置、森山の城には前田對馬、能州は前田五郎兵衞殿居城にて長九郎左衞門預り相守。村井左馬之助末又六郎と云し時なるが、騎馬三十騎のぼり拾本爲持、關東への御供を勤けり。加賀勢都合三萬餘騎、越後景勝、信濃毛利河內・眞田源五都 合三萬五千騎、臼井峠にて 加賀勢に相加り、坂本へ押

おろし、松井田之城大道寺駿河守を取巻處に、降參いたし先手に加る。安中・忍・熊谷・岩付・沼田數ヶ所之城々を、押よせ〳〵攻たまへば、何も降參、誓紙人質を取かため、先手に相加る。此由秀吉公へ注進之處に、一二ヶ所押よせ詰腹切らせ、手なみを見せて可然旨御意に付、八王寺の城北條陸奥守は小田原籠城なれども、城代に横地監物、二の丸中山勘解由・狩野一庵齋、惣曲輪近藤出羽、ヶ樣のもの共關東に隱れぬ大功のもの共の有けるを、加賀勢取掛鬨の音をぞあげにける。城中のものどもは、生殘る事を末代の恥と思ひ切、天魔のごとく成働にて火花をちらす。北國勢は、此城關八州之内にて、小田原本城にかけ向ふ所なり、油斷有べからずと、利家・利長おほてからめ手、さいをふりてもみにもんで戰ふ所に、近藤出羽は城中よりどつとついて出、大音藤藏一番に鑓を合、出羽はつきふせられて討死を遂たり。寄手力を得てせめ入ほどに、城中のもの共亂れ、互に討れ死する人數しらず。中山勘解由・狩野一庵齋はのがれて落行、後には家康公へ被召出、水戸中納言殿の家老に成、一萬石づゝ被下置。北國勢石動の前田又二郎殿・高畠平右衛門・篠原勘六・不破彥三・富田六左衛門・村井又六郎・宮崎藏人・大音藤藏、其外此時骨折たるもの數多なり。脇田小五郎・湯原八丞・九里庄左衛門・市橋淸十郎・北村甚八・半田半兵衛・野村傳兵衛・荒木善太夫・日根野九兵衛、小姓馬廻廿八人討死なり。

しん六は有賀秦六長治

ゆうかは有賀有賀齋直政

彌七郎は三輪藤兵衛の子なるべし

六月廿四日。前田利長八王寺の戰狀を有賀有賀齋に報じて、其子長治の勇戰を賞す。

〔寸錦雜編〕

追てがらすいれうのほかに候。のち〱もき〻およばれ候はんと早々申候。われ〱物も半分ておひ死人候。

わざと申、八あふ寺と申しろ、昨日廿三日とりかけ、本丸までせめほし、くびかず三千よこらせ候。其方のしん六につけおき候物、いづれもくびをとり申候。てがらどもにて候。くはんとうにてのてがらすいれうのほかに候かしく。

廿四日　孫四

ゆうか參

六月廿七日。前田利家八王寺の戰狀を三輪藤兵衛に報ず。

〔三輪家傳書〕

態申遣候。仍彌七郎事不敏なる儀に候、不及是非事にて候。乍去討死手負無際限候。最前に雖可申遣候、餘笑止にて令延引候、謹言。

六月廿七日　利家印

三輪藤兵衛殿

六月。前田利家武藏多摩郡高桑寺に榜す。

〔新編武藏風土記〕

禁制　武州播田　高桑寺門前共ニ

一、當手軍勢濫妨狼藉事。

一、放火事。

一、對寺家門前之輩、非分之儀申懸事。

右條々堅令停止訖。若於違犯之族者、乍可處嚴科者也、仍如件。

天正十八年六月　日　筑前守判

七月十日。前田利家、是より先五日相模小田原城主北條氏直の降したることを領國に報ず。

〔三輪氏藏文書〕

かへすぐ〵こゝもとそんぶんのごとく申つけ候。御心やすかるべく候。又しみづかたへはいかほどもこめをわたし候へよし申さるべく候しく。

いつもひきやくに御ふみ見まいらせ候。そこもと何事候はず候よし、まんぞく申候。又わかめいよいよよく候や、ゆだんなくやうじやう御させ候べく候。われ〳〵わづらひもなく候。一日お山までふみをこし申候。さだめてもたせのぼすべく候。この五日におだわらのほうでううぢなをはしりいでゝ、いへやすのにんじゆ、じやうないへいれをかれ候。はや〳〵こと〴〵くすみ候まゝ、やがて〳〵がいぢん申べく候。孫四郎・むさし・甚七いづれもなに事なく候。御心やすかるべく候。なを〳〵又わかわづらい候よし、心もとなく候。きのかたにて候はゞ、いかやうにもなぐさみ候やうに、きずいにやうじやうさせらるべく候かしく。

七月十日　　とし家

くわんとう

七月廿二日。前田利家關東の悉く平定せるを三輪藤兵衛に告ぐ。

〔三輪氏藏文書〕

くもんこう

去七日之書狀、今日廿二到着令披見候。八王寺之儀一刻に攻干、如存分申付候。然共名城故、討死手負無際限候。彌七郎事不及是非候。心中令推量候。我々父子日之前にて馬廻小姓共碎手候間、更無後悔よし可分別候。此表悉屬平均候間、近日可令歸陣候、謹言。

天正十八　七月廿二日　　利家印

三輪藤兵衛殿

七月。豐臣秀吉の命により、前田利家陸奥の檢田使となり、利長等亦之に從ふ。

〔前田家雜錄〕

一、天正十八年秀吉公より依命、奧州檢地に利家公・利長公並前田慶次、碇の關迄御下向。此時出羽・奧州・關八州の知行割極給ひ、八月西聚樂へ御歸陣候也。

八月聚樂へ歸陣は誤なり

〔三壺記〕

奧州の御檢地並諸國割付之事

然る所に奧州九の戸に、諸國之惡人共あつまり、所々へ取出押領す。近所之城々より隨分制しけれども發向すと注進あり。秀吉公會津迄御出馬にて、堀尾帶刀・蒲生藤三郎を九の戸へ被遣所に、彼一揆共を不殘討取鎮りければ、兩人に御感狀被下、末代の面目哉と諸人申あへり。此序に國々檢地被成知行高被聞召上、割付被仰付候はんとて、前田利家公御父子に慶次殿御供にて、御檢地御奉行にせられ、碇之關迄利家公御越被成、さかひ目／＼の山の峯へ上らせたまひ、唯一目に御見渡し、爰は五萬石、かしこは四萬石、あの山ぎはより此山ぎはへ

八月歸陣とあるは誤なり

十萬石と、それ〳〵に御見計、高を御究被成ければ、さても大氣成御大將哉と諸人感じ奉る。出羽・奥州・關八州皆悉利家公の御究なり。此時奥州絹川と云川に大水出來る。先人數は水まへに越し、利家公を待奉る。京みずと云御馬にめし川へ打入、向ひの岸へ打上り被成ければ、利長公はあやふく思召てもだへ給ひしが、難なく馬は岸へ打上る。利長公被仰上は、近頃あやふき御渡り哉と御申之處に、利家公御意には、川向に敵よせ來るとおもへば、川も淺く渡る物なりと被仰ければ、御尤之由諸人かんじ奉る。かくて八月初に聚樂の御所へ御歸陣被成、國々の大名衆、皆居城へ歸り、しばらく休息にて、追付聚樂へ召寄せられ、御目見をぞ被成ける。

〔菅利家卿語話〕

一、利家樣奥州の仕置に御越候へよし、御下知にて御下候時、きぬ川にて御先手衆渡し申時、殊外大水出來り、京みずと云御馬御引寄にて駈入御渡し候時、利長樣御年寄にこされたると御いらち候よし。其外小姓馬廻衆、我先〳〵と乘込候て、向の岸に御付候時、家老衆泪をながし、御勿躰なきと申上候時、利家樣御意に、先手共渡し候處に、大水出來り候而も、我等川より向に有之、一揆おこり先手の者共討死させ候而は、命有ても不入と御意候へば、何も又御意承、涙をながし被申候由、何も〳〵後々迄年寄衆ものがたり有之事。

〔國初遺文〕 横山山城守物語

一、小田原相濟、利家様・利長様奥州御越の刻、絹川に而川越之様子相尋候處に、山城は八王寺にて塀に乗申刻鑓手負、奥州に供不仕候に付、御様躰は見不申候。然共絹川にて、利長様川越の御下知被仰付候處、利家様御座被成、御先陣可被成躰に相見え申候に付、利長様御馬御乗入被成。其時石川茂平水の上手に付、歩にて御馬の先に立、瀨ぶみ仕候由承及候由被申候。

〔鳴鶴集〕

一、加賀利家・上杉景勝は、關東の數城を抜て、相州平塚へ至る所に、秀吉公より御仰にて、人數は其地に殘し、大將計り小田原へ至り玉ふ。時に奥州・出羽兩國の檢地を改め、守護給人を定むべき也。小田原は種々懇望扱を願ふ上は、近日に埒明くべし、兩將は追付奥州へ發向して、田畑の優劣を正し給へと也。依て平塚へ再歸陣逗留なり。(下略)。

一、奥羽兩國の監察使三好中納言秀次卿にて、石田・淺野奉行にて、利家卿奥州五十四郡を改て檢地をとげ給ふ。扨又出羽國中十二郡の檢地景勝卿承りて、奉行は大谷刑部なり。

八月十八日。前田利家の侍女ちよぼ能登鹿島郡七尾惠眼寺に書を與へて、利家の伽藍建立の意あるを告ぐ。

御くなふなく、本のまゝ

ゑいげんじとうだうは恵眼寺東堂

〔恵眼寺藏文書〕

かへす〴〵御てら御たてなされ候べく候。いかさまきやうもじ申まいらせ候。くわしく申まいらせ候。一ふで申まいらせ候。まづ〳〵やしきの御事ちくぜんさまへ申あげ候へば、まいらせられ候はんのよし御申なされ候まゝ、御心やすくおぼしめし、やがて〳〵御てら御たてなされ候べく候。なを〳〵御くなふなく、御やしきたてられ候まゝ、われら一しほ〳〵かたじけなさ、御うれしくぞんじまいらせ候かしく。

ちよぼ　より

ゑいげんじ
　こうだうさま参　申給へ

十月廿三日。前田利長書を不破彦三に與へて、明日利家の出羽仁賀保に轉ずべきを告ぐ。

〔寸錦雜編〕

見崎山より先への儀は可被聞合候、以上。

利家明日至仁賀保可有陣替旨候。然ば其方長九並我々先手輩相談、見崎山を前にあて、本陣迄之間在々に打續可有陣取旨に候。長九へ者從其方可被相達、庄内之儀は縦野陣にて成共、

散々に無之様に人數共被引集、可被陣取事專用候。猶明日以面可申上候、謹言。

十月廿三日　　孫四利長判

不破彦三殿へ

十一月。前田利家書を金澤の前田安勝に與へて、將に歸陣せんとするを告げ、且つ越中新川郡の納租を催促せしむ。

〔寸錦雜編〕

返〻藤右衞門屋敷之事、我等申こも被仰まじく候。

八右衞門をかへし申候間、一筆申入候。一昨日之御返事に如申候。爰元はや隙明申候間、來十日比罷出可令歸陣候。

一、富田藤右衞門屋敷普請迄可仕候間、下々御くだし可有之候。かねぐ申つる義に候。

一、新川郡未進當納・小物成・山地子以下之義に、八右衞門をかへし申候。堅可被仰付候。恐々謹言。

五郎兵衞殿　　筑

津輕より

閏正月廿三日。陸奥米澤城主伊達政宗遠江濱松より使を遣はして、前田利家の懇情を謝す。

〔事林明證〕

態申述候。抑舊冬者津輕表御在陣之刻、節々使者以飛脚雖申述候、最上と仙北之路次何共不自由、通途不罷成に付而、最上・仙北境目より、使者脚力數度無体に罷歸候き。餘に無沙汰之体迷惑之間、去冬京都迄爲脚力申宣之處に、御懇答于今本望之至候。

一、今度於奥表に不慮之雜說出來仕候。然處に淺彈御下候條、彼方ゟ拙者存分速に申披、會津少將殿与間事澄候。

一、去月廿一日我等爲一人奥郡表ゟ罷下、殘徒等致退治之由霜臺へ申合、日取仕候處に、去月四日之御朱印、十九日に下着候間、俄に存立、昨日廿二日當地遠州濱松之城へ令上着候。御前之儀年來之御首尾と云、順逆共に貴殿へ任入迄に候。

一、今般雜說之譯出候、御前に拙者身上可然御取成之由、更に難申盡候。彌御前にて今度之始末共遂直面を、條々申度迄に候、恐々謹言。

後正月廿三日　　　　伊達左京大夫　政　宗　判

加　賀　宰　相　殿　進覽

二月十七日。前田安勝能登鳳至郡の諸村に書を與へて、農民を撫恤し敢て逃走する勿らしむ。

〔能登古文書〕

尙々具儀者、種善坊・今井彥右方より懇に可被申付候。次にたてなおし可申候也。

一筆遣候。仍今度在々百姓共はしり、百姓共いづれもきゝ迷惑、ちくでん之由候間、樣子相尋候處に、前年之二免四分之催促切々に付て、百姓はしり候之由申候間、其段京都へ申遣候條、一道御返事候間催促一せつ有間敷候。次にかし米之義其村々にしたがい書付を可上候。隨其有米可相渡候。利米之義も用しや候樣に京都へ申上候間、成其心得百姓に立歸、かう作かん用に候。將又給人並代官・下代以下非分族申におゐては、急度可注進候。堅可申付候者也。

天正十九年二月十七日　　　　五郎兵衞安勝　判

本鄕くみ　浦上くみ　內保くみ　和田村組　在々百姓中

三月十九日。豐臣秀吉書を前田利家に與へて、前年關東に於ける戰功を

前田利家の宰相となれるは天正十八年正月廿一日にあり

賞す。

〔寸錦雜編〕

先度上洛の刻は早々對面申候。去年關東におゐて松ゐだ・八王寺のてがら共、人口によりしみじみと禮も不申候。其方儀さいしやうにくらいあげ可申候間、其心得可有之候。何事も近日面の時分可申承候、恐々謹言。

三月十九日　　　秀吉判

羽柴筑前守殿

〔袂草〕

一、天正十八年關東陣、利家公信州より笛吹峠を越玉ひ、上州松井田の城主大道寺駿河守支るといへども、大軍不叶和睦に成り、御先手に加る。夫より武州八王寺の城へ取懸攻給ふ。城主北條陸奥守小田原在城、留守居山中勘解由其外二三人有けるを、我攻に被成、上下撫切に被成。其後秀吉公よりの御書。

先度上洛の刻、早々對面申候。然ば去年於關東、松井田・八王寺其外方々にて手柄ども、人口に依り染々禮不申、粗略の事に候。此度宜任宰相者也。何事も以面可申述候、恐々謹言。

三月十九日　　　　　　　　秀　吉判

羽柴筑前守殿

四月廿七日。前田利長、越前敦賀の高島傳右衛門に加賀・越中の米を賣却すべきことを命ず。

〔越前敦賀小宮山氏文書〕

加州・越中之米舟、上乘之者共令歸國之由候。然ば彼米の儀、江州脇田並大屋淺井下代共可賣之旨申遣候間、相談可然候樣可令馳走事可爲祝着候、謹言。

天正十九年卯月廿七日　　　　利　長判

敦賀　高島屋傳右衛門殿

五月十四日。前田利家、越前敦賀の高島屋傳右衛門に加賀・越中・能登の米穀を裁許すべきを命ず。

〔越前敦賀小宮山氏文書〕

能加越中より敦賀へ相越米船共、いづれも高島所に米分迄可令裁許候。若何かと申族於有之者、其名を斷可申越候。諸事念を入馳走肝要候、謹言。

村井長頼篠原一孝の叙爵は諸頭系圖には天正十九年三月十九日とすれども今一孝の口宣に六月十四日とあるに從ふ

本文は文祿二年利長肥前守となるとの説に基く、されど利長の肥前守となりた

天正十九　五月十四日　(利家)印

敦賀　高島屋傳右衛門殿

六月十四日。前田利家の臣村井長頼・篠原一孝並に從五位下に叙せらる。

〔菅利家卿語話〕

一、利家様關東陣ひけ候て、宰相の御位に被爲成候時、御家諸大夫二人入候時、我も〳〵と心中に被存時、村井又兵衞儀を被仰立、知行こそすくなくとらせ置候へ、利家加様に冠をあぐるも、國數を重而取候も、又兵衞のけては忠功の者なし、先又兵衞を被成候。扨又兵衞に理あらば、篠原勘六を今一人被成度候。如何又兵衞可存候へ共、あれは若年より我等そばに召仕、其上末森・八王寺にても手前よく候故、其方なども可然由申候間、めいむこにも致候間、如何可有と御意に候由。又兵衞誠忝御諚に御座候、御尤奉存候由申上。即御使に又兵衞罷越、勘六に申聞候へば、誠難有御意に御座候、然共私儀又兵衞と一所に諸大夫可被仰付候儀如何に奉存候。末歴々居被申候と、可然様に被仰上給候へと辭退被申候。其比迄は未古風殘り、箇様に時宜も御座候由、何も物語に候。然共又兵衞達而勘六に異見を申、御請被申上候由。其時又兵衞は村井豐後に被成、勘六は肥前守に成被申候。那古屋陣ひけ候て、利長様肥前守様に被爲成候故、其時出羽に名を替被申候。豐後守・出羽守諸大夫に被成候迄は、六

ろな天正十三年にありとする說なきにしもあらず

十餘州に上樣直衆のけて十二人ならでは無御座候。筑前守樣に豐後・出羽兩人、家康に四人、備前中納言殿に二人、安藝毛利殿に二人、越後の景勝に二人、合十二人ならで、天下又若黨に無御座候由、大納言樣引付にも書付有之候事。

〔國祖遺言〕

一、村井豐後守・篠原出羽守、此兩人關東陣 引申候て、利家樣宰相の御位に 被爲成候時、初て右一番に二人被仰付候樣子は、大帳に書付有之事。

一、村井豐後・篠原出羽ぢうらくにて諸大夫に 被仰付候時は、日本六十餘州下侍に十二人ならでは、諸大夫無之候旨 大納言樣引付に書付有之候。後河內守・下野守など 諸大夫に罷成候刻、前田孫左衞門殿・村井左馬助・富田左太夫などは、孫四郞樣衆に成候故、諸大夫に不被成、殊外無念がり候事。

〔村井重賴覺書〕

天正十九年羽柴筑前守利家樣、五十三にして宰相の御くらいに任ず。其時村井又兵衞長賴四十六にして諸大夫に成。其時篠原勘六三十一にして同諸大夫に成。其時勘六、未古風の時分ゆゑ、我等儀忝難有仕合に御座候へ共、又兵衞と一所に諸大夫に被仰出儀如何、未皆々れきれき有之候にと被申上候。其ゆゑは勘六十六の年兒小姓に御家へ參申候時、又兵衞よりこに

いたし候へと、利家公御意にて御禮を申させ、其後末森後巻の時、勘六手前よく候故、又兵衞申上、殿樣の御めいむこに被成、扨御みだい樣の御名字を被下、篠原勘六に罷成候故、又兵衞と一所にはと御じぎを被申上候。然共又兵衞達而異見を申候而、御意次第に篠原肥前に被罷成候。利家樣殊外いよ〳〵道を立申候由御機嫌よく、豊後によくいよ〳〵引廻候へ由御意候事。其時又兵衞は村井豊後守、勘六は篠原肥前守に成申候事。

一、其時までは六十餘州に、國大名の內に諸大夫十二人ならではなく候。利家樣に村井豊後・篠原肥前、家康に四人、備前宰相殿に二人、あきの森殿に二人、景勝に二人、合十二人ならではなく候。上樣衆御國もち御馬廻の內、其比までは廿九人ならでは御おき衆にも無是候。

利家樣年々の書付に有之候事。

〔村井重頼覺書〕

一、扨右より三年立候て、利長公御位少將に被爲成候て、肥前守樣被爲成候時、篠原肥前名をかへ出羽に其時成申候。扨其後中納言之御位に利家樣被爲成候時、高畠石見守・中川武藏守兩人又諸大夫に被仰付、合四人に諸大夫御家に成被申候。

〔陳善錄〕

利家樣關東陣ひけ候て宰相の御位に被爲成候に付云々、又兵衞は豊後守に被成、勘六は肥前

守に成被申候。那古屋陣ひけ候て、利長樣肥前守樣に被爲成候故、其時出羽に名をかへ被申候云々。

十月二十日。前田利家參議を辭す。

〔袂草〕

一、天正十九年十月二十日參議辭す。

十一月三日。前田利家加賀・能登二國の間に於ける傳馬人足徵發の法を定む。

〔國初遺文〕

定

一、當町傳馬人足平使等之事、無印判爲私雖申付不可出之。若出し候はゞ、其月〳〵の帳を作、委書付尾山へ可上候事。

一、誰々によらず非分之義於有之者、少も不相拘可申上候。若令用捨かくし置段、別人の口より於相聞者、町の年寄ども可成敗事。

右所定、仍如件。

天正十九年十一月　日　印（利家）

町年寄中

〔國初遺文〕

路次中傳馬人足之事、以印判つかふべきのよし制札にのせ候といへども、我々留守には印判調間敷候間、尾山より能登ゑ遣候時は、五郎兵衞の手判を今井彦右衞門方ゑあて所にて可出候。又能州より尾山ゑ上候は、今井切手を五郎兵衞ゑのあて所にてあひつとむべし。此外たれたれの判たりといふとも、一切不可承引候。此上若私こして申付候を於許容は、追而其可爲曲事者也。

天正十九年十一月三日　判（利家）

高松百姓中

五郎兵衞は前田安勝

十一月七日。前田利長越中礪波郡澤川村田畑兵衞所有の山林を安堵せしむ。

〔田畑氏藏文書〕

澤川の田ばた持分の山、如前々令扶持之條、他方よりかりこるにおゐては可注進もの也。

天正十九　十一月七日　利長印

十一月廿五日、前田利家能登鹿島郡石動山天平寺に土地を寄進す。

〔國初遺文〕

於大呑澤野內、百俵之地寄進畢。全可有領知之狀、仍如件。

天正十九年十一月廿五日　　利　家　印

石動山寺中

十一月、前田利家京師より歸り、城內なる村井長頼の邸に臨みてその饗を受く。

〔新山田畔書〕

一、天正十九年十一月中旬、高德公金澤へ御下向。其頃は西の丸に村井豐後守在住（古き當城の圖の屋布割のあるにて可見、暗には慥に不覺。）にて、御饗を仕、被掛御腰、御快然に御膳を被召上。豐後手前にて御茶を上、茶の具御覽の刻、勝手にて神谷信濃と江守半兵衛と云分し、聲高になりしを、御相伴の德山五兵衛・寺西宗與・篠原出羽、何も笑止に思ふ所に、亭主に茶立の御あいさつ濟、薄茶を可被召上旨御意にて、畏り勝手へ立。岡田長右衛門・修善坊、二人の間に入て事を鎭めんとする

修善坊は種善坊

所へ、村井出で、沙汰の限なる各の作法、如何なる事と異見を加へしかりければ、各鎮りける。其内に薄茶を上り、少まどろませ給ひ、御快然に御立。豐後御禮に出、進上物拜領有て、御家中流し振回を仕ける。村井に菓子薄茶を被爲乞事は、勝手へ爲立、神谷・江守を鎮めさせ給はんとの思召に被仰歟、亭生別而迷惑に可存と被思召ての御樣子故、彌難有事と村井奉存しと也。

是歲。前田安勝、高畠織部等と共に丹羽權助・上村孫一二人の訴訟を裁決す。

〔國祖遺言〕

一、なごや陣前年の物語、丹羽權助と上村孫一百姓公事いひ、下にて濟可申、前田五郎兵衞殿にて、いづれも高畠織部殿・德山五兵衞・寺西宗與・松本伊兵衞・岡田長右衞門・村井豐後七人御意にて、公事共を聞申候時、右のくじ其時出申候。互にたいたいの公事の由。其時兩人たいけつに成申候付、孫一物云をはり、ことばせいに、かう御座りまさしてなどと、ぬしが利をひたもの申候へば、權助せいしかね、我がやう成うそを云ものには、これくはせ度と、まへをひろげ候へば、おやかた樣あれを御聞被成候へ、殿樣御前同事之所にて、侍に申ここ

ばに候哉と申候得ば、それが越度に成、御前らうぜきの段御立候へとおひ立被申候。頓て殿様御耳に入、公事も權助負に成、三ヶ月ほど門をとおり、くせ事の由に有之申候處に、其後わび事候て被召出候。豐後に被仰付、孫一・權助中なほし仕候。殊外權助を豐後しかり申候へば、をいわく仕候、わきも其時みえ不申候、孫一うそをいひ申候を、不計腹立申義に御座候と、殊外赤面いたし、權助も孫一も豐後に出入申ものに候故、後は互に中なほり仕候。公事は權助負に成。

是歳。中川光重卒す。

〔系　圖〕

中川武藏守光重、天正十九年死、法名茂庵宗繁。

〔陳善錄〕

一、中川武藏殿は利家樣御むこに候處に、其時じひふかく又は法度を御立候。公儀每年御普請に事之外未進候間、利長樣御立腹にて候時、殿樣達而御詫言候て相濟可申を、侍の役は陣ぶしんと云に、餘事は主のゆるしも可有候。左樣に公儀普請場をあけ、過分に未進して、諸傍輩仕うめ候處も如何に候間、法度のためにたがひ無是非尤に存候。扨法度は御立候間、殿樣御意に、むこなればすてられぬと被仰、能州つむぎに家を爲作被爲置候。其後大納言樣肥

本文三壺記に天文十七年の條に附記すれども必ずしもその年の事にあらず

宗伴は普通宗半と書せらる

前様御談合候て、太閤様へ咄衆に被召出、三千石御取候事、宗半御事に候。

〔三壺記〕

其後日御姪聟中川武藏奢つき、公儀普請に過分の未進有て、普請奉行より注進す。利家公御吟味被成處に、公儀の事は心やすだてに仕、役を勤ざるに付、諸傍輩より仕埋ければ、何も迷惑がり申由御耳に立、利家公被仰出は、武士の公儀普請軍役等は、専第一可勤所之業なり。それをそりやくして、自分の榮樂を第一にして、傍輩をたふす事、盜賊に似たり。罪科輕からずとて、能州つむぎと云所へ配流被仰付。其後利長公より御わび事被仰上、御赦免被成、太閤へ御咄のものに被召出、三千石被下、御他界の後加州に來る。宗伴入道是なり。

文祿元年

正月七日。前田利長金澤に在り、配下の士をして日を期して征明の軍に從はしむ。

〔富山近藤氏藏文書〕

猶以我等御供可仕元より斷申上候。北國御番に可有之由御諚候條無是非候。乍大義急度有用意、可被相廻候。日限之義能州衆同前に出陣尤候、以上。

薄は箔なり

態申候。仍此度拙者人數相副、利家出陣儀可申付候由御諚候條、即惣樣書立、利家ゟ懸御目候處、各可有出陣之旨被仰候。誠可爲造作候。御諚与言、從筑州理与言、旁以急度有用意、至九州可有出陣事專一候。於先々兵糧之義者、利家丈夫可被相渡候由に候間可心安候。多人數不入旨　　一陣着可被成候、恐々謹言。

正月七日　　利長判

近藤掃部助殿

菊池十六郎殿

正月廿九日。前田利長、豐臣秀吉の乘艦の用に供せんが爲、銅及び金箔を封内に徵す。

〔國初遺文〕

尙以此方へは買候て可給。あかがね之事其方銀屋に御みせ候て、へり申間敷あかがねにて候はゞ、四貫五百め程御買候て可給候、以上。

態令啓候。

一、御舟之金具共に薄多入可申候へ共、俄無之候て手をつき申候。然者從利家薄之儀被仰越候付而、能州薄屋共へ被仰付候由候。其義は追而可被仰付候。此方之儀は急之用候間、先々

薄出來次第、此方取寄申度候。被成其御心得、借給候者可爲祝着事。

一、御舟之かな物、本を進じ候。此方にあかがね一切無之候間、於其方御かはせ候て、即兩國へ可被仰付候。何もきかな物にて候事。

一、此方に申付候金具共、是又あかがね一切無之候間、其方に而五貫文め御かはせ候て可給事。

一、諸奉公人之義付而、今度重而被成下御朱印候間、高札進之候。尙以下々堅可被仰付事。

猶追而可申入候、恐々謹言。

正月廿九日　　孫四利長判

二月十五日。前田利家書を高畠定吉に與へて、錄進したる從軍歩騎の定員より少きを叱責す。

〔高畠氏藏文書〕

出陣軍之事、四人役と申定候處、三人役に書立到來、何としたる義候や、更に不能分別候。最前上方より以書狀申屆候へば、加增之役も於可調は、則可遣之旨申越候間、尤別儀あるまじく候由返事に候間、定而役より餘分も可有之と內々心得候。此度天下勤度候一大事之御陣たる皆々にはづれ、我を可出覺悟は無之、常々人をも不抱、無嗜なる分別、我々外聞までう

しない候ハヽ、沙汰之限に候。其分に候而者無出陣可申候。不苦候條可有其心得候、恐々謹言。

二月十五日　　利家　印

高畠石見守殿　進之

二月十八日、前田安勝越前敦賀の米穀を九州に輸するを以て、水主を加賀・能登に徴す。

〔敦賀小宮山氏藏文書〕

一筆遣候。仍而敦賀高嶋屋船かこ共之義、從去年高嶋屋ニかゝへ候かこ共、いつれも可罷上候。敦賀之米九州へ被遣候間、早々かこ共此土へ迄可罷上候也。

天正廿年二月十八日　　五郎兵衛安勝　印

賀州

能州　諸浦中

二月下旬、前田利家京師に赴き、金澤に留守せる利長をして城壘を築かしむ。

〔三壺記〕

文祿元年二月下旬に、利家公御國を御發駕被成、京都へ上着被成しかば、肥前守利長公へ被仰渡、金澤の城を石垣に可被成旨御意を請させ給ひ、御指圖等有ける故、小奉行共役人郡の夫人足等觸させ給ひ、戸室より石を切出させ給ひけり。金澤の城と申は、近き比まで一向宗の本願寺の末寺有て、在々所々より參詣し、おやまと申ならしけるを、佐久間玄蕃しばらく居城して、かきあげて城の形になし、夫より御取立ありて、山城に被成、惣構・一二の曲輪・本丸の廻り堤をほりけり。彼一向宗の末寺の御堂坊主に、廣濟寺居住し給ふ時、ちや〳〵と云女あり、朝夕汲みたる池有しを、ちや〳〵の池と名付、利長公の時分まで御用ひ有しとかや。偖石垣をつき立させ給ふに、東の方兩度まで崩れしに、幾千人の費となりて、利長公も御難義に思召て、此段上方へ相聞えければ、利家公篠原出羽守を召て、委細に被仰渡て、早々金澤へ罷下り、石垣つかせ可申旨にて、利長公へも被仰進ければ、利長公其義ならば、出羽守承りの通りつかせ候へとて、森山へ御歸城し給ふ。出羽守承りて、石垣を八歩通りつき立て、少えんを出してつき、成就しければ、利長公以の外御腹立にて、高石垣に段をいたしたる事は、沙汰の限りと被仰出けれども、出來の上は是非に不及して、御堪忍ぞ被成ける。二三の丸・西の丸・北の丸まで人持衆並居て、屋敷相渡り、屋形々々美々敷ぞ立られければ、大阪・駿河に相續ぎ、名城とこそ申けれ。

三月五日　前田利家將に征明軍に從はんとするを以て、夫人芳春院吉田兼見に囑して祈禱せしむ。

〔兼見卿記〕

五日乙丑、羽柴筑州內義より之狀到來云。今度筑州御入唐御供也。軍陣之祓・同守所望候由申來、調可持進之由、令返事訖。

三月十六日　前田利家石見の津吏に牒して、肥前名護屋に廻漕する兵糧米に對し船役を徵せざらしむ。

〔寸錦雜編〕

已　上

九州那古屋に爲兵糧米届候舟共、於其津船役有間敷之旨得御諚候間、無異儀可被相通候。若何かと有て、役儀於被下置は、以增倍可指置候。爲御心得申入候。尙以御用捨賴入候、恐々謹言。

三月十六日　　筑前守　利　家　判

石見代官中

公は伊達政宗

三月十七日。前田利家兵を率ゐて京師を發す。

〔貞山公治家記錄〕

三月甲辰大、十七日丁丑、公京都御出陣肥州名護屋に趣き玉ふ。此日大神君・加賀利家朝臣羽柴筑前守・常陸侍従義宣朝臣佐竹右京大夫も御出陣なり。御出陣の次第、一番加賀宰相殿、二番大神君、三番は公、四番常陸侍従殿こ、兼日太閤より仰出さる。右四家の御人數、聚樂御屋敷より戻橋へ打出され、越後宰相景勝朝臣上杉越後守の屋敷前を、大宮通りへなり。洛中の貴賤聚り、視者甚夥し。

四月十四日。前田利長の臣淺井左馬助・宇野平八、等輩萩原八兵衞・向彌八郎と越中射水郡岩淵に爭闘す。

〔前田家雜錄〕

森山岩淵之喧嘩之一卷

一、利家樣ゟ萩原八兵衞、神尾圖書取持にて被召出、御知行五百石拜領仕、御奉公相勤罷在候。其後八兵衞大酒仕に付、圖書を以御しかりに逢申候處に、御悔を申上、御國を立退申支度仕に付、御懇の御意を以、御加增百石拜領仕、鑓奉行被仰付候。其後喧嘩にて、文祿元年

四月十四日於岩淵、四十二歳にて相果候。

一、上方にて向井彌八郎と申兒小姓被召置、當國に親類無之者故に、萩原八兵衞・吉田三右衞門、此兩人に向彌八郎を御預ヶ被遊、忰同事に介抱仕樣に被仰付候。萩原八兵衞近所明屋敷有之、御普請被仰付向彌八郎に被下置。彌八郎も右兩人の者を親と賴み申樣に被仰付。故に若年より心易出入仕候。然處に彌八郎、御城御夜詰過て罷歸候道にて、不慮に闇討に逢申所に、彌八郎も刀を拔合候得共、行方なく追失ひ、無是非宿に罷歸、道より萩原八兵衞・吉田三右衞門兩人方に致案內候へば、兩人かけ付、彌八郎に樣子具に相尋候處に、彌八郎申候は、相手覺無之候、其上討洩し申上は切腹可致旨、達て兩人の者に申候を、兩人色々いさめ置、萩原八兵衞方より、委細書付を以相立御耳申處に、御前の御意には、出拔闇討に仕上は不及力仕合に候條、萩原八兵衞・吉田三右衞門兩人致介抱、能々爲養生、本復次第御奉公に罷出候樣に被仰付候。然所に兩人存候は、忰より御預の彌八郎に候へば、其通に捨置申事、世間の唱御前の思召も如何奉存候故、其後彌八郎に、何となく兩人申候は、其方を心掛闇討に致程の事に候へば、身に覺の無之義有間敷候。我々に相手を申候樣にと、度々相尋候へども覺無之由申候。彌八郎存寄には、唯今相手を申聞候者、兩人定て即時に可討果候。左候ば私の遺恨にて能侍兩人うしなひ、其上事濟申上にて、闇々と腹を切申事無詮所と存寄、誓言を以深

くかくし、毛頭覺無之由ちんじ、兩人の憤を休め、本復次第討果し可申と存、彌不存樣にいたし候へども、御家中に相手も大形知れ申所に、其分に致し數月送申候事、若き者にはかひなき樣に取沙汰有之に付、萩原八兵衞聞兼て、彌八郎に申候は、其身相弟子の內に相手有之由風聞有之候處に、ちんじ申候、沙汰の限とさん〴〵立腹いたし、無言にて座敷を立申候。彌八郎一念に有之事に候間、彌八郎罷出候ば、定て山口庄九郎と討果し可申と重て取沙汰有之候を、御横目青木氏、具に書付を以利家樣に申上候。然所に山口庄九郎・牛四郎外の科被仰出、兩人上口へ追放被仰付候。向彌八郎此樣子承、萩原八兵衞に參、御家禮伊藤次右衞門少の內御貸可被下旨申候而、次右衞門召連宿所へ罷歸り、八兵衞・三右衞門兩人方への書置一通取出、次右衞門に申候は、近頃不祥成事に候得共、其方を賴申度儀出來致し候。定て其方も聞及可申候、手前遺恨候て、山口庄九郎我等を闇討に致し申段、慥に覺有之候へども、深く隱し置候。則常々存立申趣、御兩人に唯今までちんじ申心底、具に書置兩人に遣可申と存兼て調置如此候所、今朝俄に山口庄九郎、上口へ御追放の由承申に付、追掛道にて本意を遂可申と存候。定て淺井左馬所より、侍をも指添可參と存候。我等一人にて討留申事無心許存、其方を賴み本意を遂申度候、被賴候者末來をかけ滿足可申候由。次右衞門承り、神妙成御心底易き事と申出、兩人にて追掛、竹の橋まで參候所に、彌八郎道を急ぎ申故、事の外よはり

申躰に相見え候に付、次右衞門申候は、是より杉の瀬越と申近道を直に罷越可申とて、則其道を越て、津幡より十四五町末江罷出相待候處に、山口庄九郎若黨壹人召連、から尻馬に乘參候を、彌八郎・次右衞門兩人共に、脇の小家に隱れ居て時分を伺、彌八郎罷出言葉をかけ申候處に、庄九郎意得て馬より飛おり申候所を、高もゝ切落討留申候。庄九郎若黨拔合、彌八郎に切てかゝり申所を、次右衞門後に廻り討留申候。半四郎は少跡より歩にて參候を、彌八郎出向、其方は古より遺恨もなく候間、構不申由申候へば、半四郎尤互に遺恨もなく候へども、庄九郎を爲討、其通に致し罷通り申事、侍の本意にあらず候とて、小家を小楯にとり、はげしく切てかゝり打合候内に、彌八郎刀を打おとされ候を、すかさず飛込、脇指を拔、半四郎を討留申候。家來兩人切てかゝり申所を、切拂ひ申内に、壹人深手を負、津幡の方へ四五町立退き、水を呑其儘果申候。一人は行方なく成申候。上下五人の内四人討留、彌八郎・次右衞門兩人も、淺手を負申候。兩人ともに息きれ申に付、津幡にて湯づけをたべて、彌八郎次右衞門に申候は、其方影にて本意を遂滿足申候、是にて切腹可致候間、其方介錯賴申由。次右衞門申候は思召尤に候へども、併迚の事に森山江閑に御引取、八兵衞寺全昌寺にて御切腹可然の旨申に付、打連罷歸申候。

一、萩原八兵衞・吉田三右衞門兩人聞付、無心許存、何も馬に乘り跡をしたひ、若彌八郎を爲

十三人は五人なるべし

森山は守山

討候はゞ、誰々によらず一人もあますまじき由、兩人互に申談、急ぎ申候所に、竹橋より前小坂と云所にて、彌八郎・次右衛門兩人に行逢、樣子相尋候へば、右の首尾共一々語り申候。さて／＼手柄の段申べき樣無之候と申、同道三町計坂に登り候へば、矢嶋平左衛門と申牢人、日來萩原八兵衛と念頃に咄申に付、何の樣子も不存候へども、事がましく參候を無心元存、弓を持つかみ矢にて歩にて出向、それより以上十三人にて罷歸申候。三右衛門・八兵衛に申候者、此事最早森山に其隱れ有之間敷候。然者淺井左馬出向申事も可有之候。左樣に候はゞ、左馬日頃目掛の者共かけつけ人多く成候はゞ、森山に引取申事成兼可申候。是よりしんがり渡し越候て可參由申候所、八兵衛承り、ケ樣に退き申には、是程の人數にては、千騎・萬騎にて道をしきり候ても、本道を退き申ものにて候。それは一騎侍の忍びを本意に存時は尤に候。貴殿はしんがり渡しを被越候へ、手前は直に參と申候。三右衛門承り、何茂御聞被成候哉、八兵衛殿の常のこは口が又出申と打笑、何茂本道を靜に罷歸申候。

一、向彌八郎、山口庄九郎跡をしたひ、津幡にて討留申段、森山へ具に相聞え、淺井左馬承り、庄九郎事我等不通儀は諸人存たる事に候へば、其通には成間敷候とて、侍十五人召連、森山を罷出、岩ケ淵まで出向被申候。然處に左馬目掛の者共、追々かけつけ、百騎計にて、何れも面々の得たる道具を持罷出申候所に、宇野平八左馬に被申候者、侍の義に當り命を捨

候事不珍候。前後首尾の能き様に、御思案可有之所かと存候由被申候得共、左馬聞も不入、出向被申候。然所に萩原八兵衞・吉田三右衞門兩人は馬に乘、吉田はす鑓、萩原は十文字の鑓を爲持參候を、左馬八兵衞に被申候は、能相手覺悟いたし候へと、言葉をかけ被申候へば、八兵衞靜に坂下まで馬を乘付、馬よりおり立て、十文字を取、左馬に申候は、本人は向彌八郎にて有之候處、某をあまさじとは如何の思召と云々。左馬尻目にかけ近寄申時、跡四人も我先にとすゝみ申候。其時左馬方色めき、左馬家來七八人打物のさやをはづしかけ、ふさがり申所を、八兵衞方矢島平左衞門こらへず、左馬方へ矢を射掛申候へば、左馬方大勢切て掛り申内に、八兵衞と左馬卅間計相延申候へば、左馬より矢尻を揃、雨のふる如くに射掛申に付、八兵衞一段ひくき所へ飛おり、楯を取身をそばめ居候へば、日頃の口程もなき臆病者哉、いづくへのがし可申かと、坂中まで取掛候へども、八兵衞は少も不動居申候。彌八郎方おくすると見て、彌勝に乘、はげしく切て掛申候。彌八郎・次右衞門・平左衞門は、弓を捨太刀打に成候て、四人面も不振切て大勢を切くづし、取分向彌八郎と次右衞門兩人は、十間計先へすゝみ、一足不引討死仕候。其時左馬方敗北仕内、左馬馬の先へ、息をもつがず八兵衞・三右衞門突て掛り候處、一人先に進み候者を突たふし候へば、八兵衞鑓の柄に、一兩人取付引合申處、平左衞門、八兵衞左のひばらの下をくゞり、大勢を切拂、二人即時に討留、其身も深手

を負、行たふれ居申候。八兵衛は平左衛門上を乗越、左馬を目掛間近く突てかゝり候へば、左馬も馬よりおり立、三間柄のすやりを持、八兵衛と鎗を合、二つ三つ突合申内に、八兵衛むないたを突通され候へば、其時持たる十文字を捨、左の手にて左馬が鎗をたぐり、手ごゞきに成候時、件の具足切と云刀を抜、左馬を唯一打と打掛申所を、水野内匠・宇野平八、左馬に鎗を捨候へと聲々に申に付、其時左馬鎗の石づきをはね捨候へば、八兵候は串指に成て、岩ヶ淵へ落申候。暫有てうき上り、鎗も刀も持ながら、三間計流申を、左馬方より引上申候。然處胸の内に裏を返したる矢二筋、其外鎗きず切疵身の明所もなき程に御座候。吉田三右衛門も深手を負、行たふれ居申候て、左馬を討洩し口惜きと申候て、働事もなく被討申候。

一、喧嘩事濟、左馬被申候は、此上は切腹の外は有間敷候得共、相立御聞、如何樣共御意次第と、相談相定申候所に、左馬方に奥村又十郎、八兵衛方に侮大學・中村七之助掛付被申候。大學・七之助は、八兵衛と兄弟同事に念頃に致し申に付、左馬をあまさじと、鎗のさやをはづしかゝり申所に、宇野平八郎罷出、偖々各ははやりたる御振舞哉、此方にも討るゝものゝ多く御座候へば、最早互に遺恨もなき所にて候。日頃咄申筋目を以、是まで罷出候得ば、義理は是にて相立申候。事濟ての上は手前あつかひ申候。其上御前の思召も如何被存候哉、義に當る所にて侍は命をやすく捨、又惜むべき所にては成程命を大事に致し、御用に相立申所、侍

の本意かと存候。是非某に御任せ候へと、申候得者、双方共に尤と同じ、森山へ引取申候。

一、矢島平左衛門は、何れも人能く存たる浪人故、左馬方にも討留不申候所、梅大學・七之助兩人介抱いたし、乘物にのせ召連、森山ゟ罷歸申候。

一、利家樣相立御耳申所に、事之外被遊御立腹、是非に左馬に切腹可被仰付之旨被仰出候所、利長樣色々御詫言を以、利家樣御一代は浪人被仰付、能州ゟ蟄居被仰付候。

一、萩原八兵衞妻女は、六歲の男子一人召連、佐州淨土眞宗傳光寺ゟ引取申候。九歲の娘は好見(ヨシミ)の者に預け置申候。其後六歲の男子をば神尾圖書呼寄、十六歲まで預り置申候。

杉本覺書に、或說に云、八兵衞・三右衞門・彌八同道、田子と云所に來り、辨當つかふ所に、守山より糀うり來り云けるは、守山の侍衆上を下へ返し候。山口殿・齋藤殿を彌八殿あやまり玉ふ由相きこえ、彌八殿御歸を岩淵ゟ大勢出て御待にて候。殊之外騷動候。守山へ御越あらば氣遣あれと云を聞て、彌八云けるは、某は相手に候へば覺悟の所也、御兩人は更に構なき事に候へば、是より關野越に守山へ御歸あれと云ければ、兩人聞て、愚なることを承候、今朝守山を出るより覺悟にて候、御手前一人引放し道をかへ歸るべきことに非ず、いざ急げと岩淵に來りけると云々。又一說に、向を闇打にせしものは步行なるが、彌八に遺恨有てねらひ切て逃去る。是宇野が不遁ものと云々。

〔桑華字苑〕

一、天正拾四五年の比か、利長公越中森山に御在城の時、齋藤牛四郎四百石、山口庄九郎二百石、宇野甚太郎三百石、此者ども少事在之御扶持をはなさる。去共其節は物事ゆるかせの時分にて、三人ながら森山に居て、或夜山崎五郎右衞門所に、夜るの九つ時分まで、右の三人向井彌八郎咄在之、歸りに道にてわかれ、向は我が町にはいる。然所に何者ともしれず、彌八郎を一刀切てにぐる。くらさはくらし、斗方なく辻切よとよばゝる。町人、萩原八兵衞五百石、吉田三右衞門三百石折合て、何者ぞと尋けれども、彌八郎も刀をぬき、やるまいと云ておひ候へ共、手は負ひ、くらくて行方しれず、首尾をとへば右の樣子を語る。八兵衞申は、扨は三人の者ども切申物にて可有之候、追付討果可申とて追懸候へば、程なくおつゝく。三人の者ども肝をつぶし、ゆめ／＼不知、去ども是非あひてにと被存ば、是非に不及と云。彌八郎少も左樣にて在間鋪とて歸り、手を養生する。萩原八兵衞申は、三人の者ども御かんきをかうむる事、彌八郎口ゆゑと何も存居申なり。然ば今度其方を闇討に仕たるは、三人の者どもにまぎれなし。手きず本復の後、是非討果可申候はでは埒明不申候と、常々申に付て彌八郎もがつてんなり。是を聞てや在けん齋藤牛九郎・山口庄九郎兩人、身上かせぎに上方ゐ行、向井彌八郎おひ懸る。萩原爲合力若黨を彌八郎に付る。彌八郎病後故か追付事ならず、兩人

津幡の町へはいるを見て、もはや追付事なるまじ、是にて腹をきらん、此首尾其方八兵衞に語れと云。八兵衞若黨申は、是より脇道在、先へ御まはり被成待請たまへと云。さらばとて杉の瀨越に中條に出待請、兩人何心もなく來る所を、彌八郎並に八兵衞若黨兩人して、鑓を以て半九郎・庄九郎をつきたふし、此方は手も不負、森山へ歸る。八兵衞若黨先へ注進す。八兵衞・三右衞門迎に今石動迄出むかひ、同心して歸る。半四郎・庄九郎家來森山に來て、右の首尾をつぐる。淺井左馬助六千石・宇野平八郎三千五百石、此衆半四郎・庄九郎と別而ちいんなるに依て、大勢にて森山より岩淵と云所に來りて待懸る。萩原八兵衞若黨申は、森山より半四郎・庄九郎方の衆來ると覺申候、脇道より御歸被成よと云。彌八郎・八兵衞・三右衞門談合して、脇道を歸りては、かばねの上までのちじよくなるべし、本道を歸り、敵在らば可討果とて歸る。如案左馬・平八大ぜいにて、岩淵の切所を前にあて、こうまうくいのごとくにして待請たり。三人の方も覺悟の前なりければ、各名乘懸鑓を以つき合、三人方上下五六人死す。左馬・平八方にも死人在。扨左馬助・平八直に上京して、御意次第切腹可仕と云。利長樣被聞召分、御しやめん被成處に、前田對馬殿御與樣より、大納言樣迄被仰入、利家樣より利長樣へ切腹被仰付御尤と御意に付て、宇野平八切腹仕、淺井左馬は御扶持はなされ相濟。木村藤兵衞語る。

公は伊達政宗

この事諸書文祿二年に係く、されども同年五月は伊達政宗渡海の後にしてこの事件に關係すべからず、故に今元年に係く

四月、前田利家肥前名護屋に至り、城北に陣す。

〔貞山公治家記錄〕

此後公肥前國名護屋に御着陣。大神君・加賀宰相殿は名護屋御城の北に、入海を隔てゝ御陣場あり。公も其北の方に御陣を取り給ふ。西は結城少將秀康朝臣の陣取なり。

五月五日。前田利家家臣篠原一孝の從僕、肥前名護屋に於いて德川家康の家奴と、汲水の事により爭鬪す。

〔利家記〕

一、先年なごや御陣の時、五月五日に內府御家中、大納言樣御內篠原出羽水くみ、假初に申事出來、大成儀に成、兩家中侍衆出合せ、已に鎗合の喧嘩に成候刻物語。利家樣御ひいき蒲生飛驒殿・淺野左京殿・毛利河內殿兩三人は、取分人數具足をきせ御越候て、何方に人數そなへ可申候由河內殿などは御申候由。飛驒殿・左京殿は少程遠く陣取候故、船にて御越候由。又は御家中長九郎左衞門五百計にて引連被參候由。一段人をあづけ候ものは其心得尤候由、利家樣御機嫌よく候由。金森法印・堀久太郎殿・村上周防殿などは、公儀への御仕付に御出はなく候へども、利家樣に人を御門に付置、大納言樣御出次第に大府へすぐに押懸り可申候由、

本文下旬とするは六月なり、前書と相違せり

御內證の御使御座候由。正宗は其より前に大納言樣より金子を三十枚かり被申候。利家樣へも其時使者を進じ、內府へも使者しんじ被申候。千計致し小屋場に人數九百成居申候。然其鐵砲ささき大納言樣御小屋場の分へむけて居被申候を、橫目に被遣候宮川與左衞門・野村勘兵衞罷歸申上候へば、事の外利家公、正宗若きものに似合ぬうちまたかうそくと御意に而、其後京・伏見にて迄も其時の御物語出候へば、右之通御意に有之候。扨內府へ德山五兵衞を被遣候。我等者共制度申付喧嘩場へ出し不申候、家康之衆は皆々御出し候と見え申候、如何之儀に候哉と被仰遣。樣子御見せ候得ば、內府は家の屋根へ御あがり候て、是は〳〵と計被仰、御せうしがり候躰に候。御近所に人數二百共罷有まじくと、五兵衞罷歸申上候へば、利家樣御意に、それこそ見せに遣したるなれば、先喧嘩はじまると其儘直に家康旗本へかゝり打果すべしと、我等やくにも可立と存るものは先へ可參、我等傍に可有之由御下知候由、後迄も其御物語出候へば、右之通御意、又は何も語被申候。色々物語多候事。

〔貞山公家記錄〕

下旬名護屋に於て、大神君の御家中と加賀宰相殿家中と喧嘩騷動する事あり。其故は大神君御陣所の下に淸水あり。宰相殿の陣取も相並び、其間二町計り隔りたる故に、宰相殿家中の者其淸水を汲む處に、大神君御家中の者水乏きに因て汲せまじきと相防ぎ、遂に口論に及ぶ。

公は伊達政宗

然る處に宰相殿陣所の者共、此由を聞傳て悉く馳集。大神君の御陣所よりも追々出合ひ、後には二三千人に成たり。双方何れも武具は着せず。宰相殿家中より大身と見えたる士は一人も不出。大神君の御陣所よりは本多中務大輔殿忠勝を始として各出合せ、喧嘩を抑ふるといへども、双方前をつかへ鑓を取て事危急に見えたり。公は本より大神君をも宰相殿へも御懇なりといへども、大神君別して御懇篤なる故に、大事に及はゞ御味方を成し玉ふべしと、御家中の輩に其心懸け仰付置かる。大神君の御鐵炮奉行服部半藏・渡部半藏兩人、鐵炮三百挺計り持せ、喧嘩には不構して宰相殿陣所の後に相詰め、自然事出るに於ては、本陣へ取懸くべき樣子に見えたり。公御陣中より御家老の輩二三人差遣され、喧嘩を制止せらる。因て双方共に漸々引退き漸く無事に屬す。其以後大神君・利家朝臣兩御陣所、名護屋御城へ程遠きの由殿下仰出され、御城近所へ相移さると云々。

〔可觀小說〕

一、高麗陣の時、肥前名護屋に而、家康公御陣取の下に清水あり、諸大名より御斷を申て汲む。餘り汲むに付家康公より仲間を云付、その後は餘り汲せず。六月末にて清水の涌く事少く候時、加賀大納言利家卿の陣より十二三人づれにて水汲に來。番人出て水多からず汲事無用と言。利家衆は是非汲んと罸る。既に色めくを見て、利家卿より侍共十人廿人充走集り、

大府は内府徳川家康

少の間に二三千計も集る。家康陣よりも若侍ども千餘罷出、弓鐵炮を立、鑓の鞘をはづしひらめき候に付、本多中書忠勝・榊原式部康政・松平和泉守眞乘等十人計出會、喧嘩を押ゆる。忠勝は摝手拭にて鉢卷し、式部は大はだぬぎに成、兩方の間に割入、互に高聲にて問答數刻に及ぶ。家康は御涼所の亭へ上り、此手柄と號する御腰物をさゝれ御覽あり。鐵炮頭服部半藏と渡邊忠右衛門は鐵炮三百挺召連、喧嘩の場へは不來、利家の陣所の裏門の所に詰懸、事出來せば利家本陣へ可取掛躰なり。此事利家陣より喧嘩の場へ通じ候哉、次第/\に兩方引別れ候。太閤樣御意にて、其後利家卿陣替被仰付、互に遠く成にけり。

九月七日、前田利家、豐臣秀吉より征明都督たることを命ぜられ、日を期して將に海に航せんとす。

〔國祖遺言〕

一、唐陣之儀、承候分書付申候。太閤樣なごやに御在陣被成、いづれも屋形/\も出來候。其時唐より人數出、日本之人數あしく候由、唐より御注進被申上候處、大府・大納言樣其外日本之國郡より、御加勢被遣御談合之刻、利家樣被仰候者、先上樣御もつたいなく存候、御人數は中國・四國・九州は不殘、其外も罷越有之。もはや此上は大將一人御名代被遣、唐人共を引受合戰仕義に御座候。私此度罷越、唐四百餘州をきりくづし、御手に入可申旨被仰上候

筑前は前田・利家

御上樣は利家夫人

へば、扨も〳〵我等存るやうには被申候。左候はゞ賴申由御意。其時大府泪をながし、我等
儀筑前よりも國數も取申候、望可申と存る所に、筑前守にこされ候と泪を御ながし候。扨殿
樣被仰候は、それは家やす被申分尤に候、但筑前が是に居不申候時、左樣の分別候へと、い
よいよ被仰候由。然處に上樣、何事も被申分無用に候、此度も筑前被申分滿足申旨御意に候。
然處に大名小名、あの家やすはらなきはと申衆多有之由に候。扨殿樣屋形へ御歸宅にて、舟
共御用意、扨加州へ御仕置の御使、もはや二度日本へ歸申間敷候と、野村七兵衞を被遣。じ
ゆらくに御上樣、金澤肥前樣へ御同輩の御書にて、若百に一歸朝申候て唐國迄も切取、名を
上候而見候へと、御直書に候。御家中いづれも、大名小名皆々豐後・左馬助をはじめ、ゆい
こん同前に申越候。日數九日之間不破彥三・長九郞左衞門・中川淸六・高畠織部・片山內膳・青
山與三・前田又左衞門殿名代篠原出羽・奧村助十郞・前田孫左衞門・不破源六・半田半兵衞・北村
三右衞門・富田左太夫・奧野與兵衞・岡田長左衞門・高畠平左衞門・高山南坊・村井豐後・村井左
馬助、其外御家中大名小名、今や〳〵と御左右次第に、舟出場にて酒もりをして待被申候旨
に候。其內に唐よりこうさん、味方出ず候ともまづ無事に成候故、殿樣をば上樣不召遣候。
京伏見天下共、利家樣とらぬ弓矢を御取、今に不初御名上させられ、御手柄と申慣候。家や
すの其時のことらなきを、金森法印・蒲生飛驒殿・淺野彈正殿・有間法印殿など御越候ては御わ

らひ被成候事。右之時上樣唐へ御書の寫。

今度唐より人數出し申候旨、追々注進得其意候付、秀吉爲名代加賀宰相羽柴筑前守指遣、近日渡海申付候。此者下知次第に合戰可仕候。此旨申遣上者、筑前守申付は秀吉下知と存、誰々不寄背者於有之者、急度成敗可被加條、其意可存候。猶右之趣三人之横目共に申含候。其外の人數共、銘々筑前守可申渡者也。

九月七日　朱印（秀吉）

九月十五日、豊臣秀吉明軍退却の報を得たることを前田利家に告ぐ。

〔袂草〕

本文二年とすれども前條の事情を案ずるに元年なるべし

一、文祿二年秀吉公朝鮮國を攻破、大明迄隨へ給はん大望有て、肥前國名護屋に旅館を建、御滯留被成、朝鮮へ手遣有之。然内に大明より大軍にて朝鮮をすくふ。依之重而御人數可被遣、誰と有所に、利家公身不肖ながら、爲御名代被遣候はゞ、大明人一々撫切に仕、夫より附入、大明迄御手に入可申由被仰。秀吉公大に御滿足被成、今一左右次第可被遣と有所に、大明より和睦を乞、依之其時内書。

自筆にて申入候、今度唐人數萬の人數を出す由、彼地より申越候處に、御手前我等爲名代渡唐有、四百餘州隨へべき望、扨も〳〵心地よき心中感事頼母敷覺申候。今にはじめざる事な

がら、大慶不過之候。然ども唐人ども詫言申、人數引由注進申越候。重而可申談候、恐々謹言。

九月十五日　　　　太　閤　判

羽柴筑前守殿

九月十九日。前田利家陣中の費大なるを以て、金澤の計吏に命じ、嚴に今年の租を徵せしむ。

〔三輪家傳書〕

急度申遣候。仍皆々代官所年貢諸物成事、當年は少も無未進樣に可申付候。いづれも諸侍國をへだて令長陣、晝夜普請、其上高麗唐までも可越こ覺悟有之事候。少の代官にかゝり、國に有ながら百姓前過分の未進をさせ、其年の算用をさへしかね候段、沙汰之限、比與第一候。早々申勘定を仕、五郎兵衞まで可上置候。歸陣候節遂算用、未進をさせ候代官は、自今以後のため、又は申付遣候事共違背の間、急午可成敗候。後日之爲屆申遣もの也。

天正廿　九月十九日　　　　利　家　判

今井彥右衞門どの

三輪藤兵衛どの
大井久兵衛どの

九月廿一日。豐臣秀吉、前田利家に書を與へてその征明都督たることを免ず。

〔寸錦雜編〕

今度は唐人數萬騎人數出申候由に付て、先夜は貴所罷越我等名代として、唐四百餘州を切したがへ可申候旨望み申候儀、誠に手がら之被申分、不初今儀と申ながら大慶申候。然所に彼唐人共わびごとを申、人數共も引入申候由注進申越候間、此度はまづから入は指延可被申候。何事も〳〵以面具に可申渡候。其心得可有之、恐々かしく。

九月廿一日　太かう判

羽柴筑前守殿

十月十四日。前田利長書を三輪藤兵衛に與へて、豐臣秀吉が製艦の材を能登に求めんとするを告ぐ。

〔三輪家傳書〕

追而從太閤樣、大あたけ舟被仰付候。然ば船木之事於奥能登相尋可被下置候、定而かくし可申候間、成其心得、入念馳走尤に候、以上。

爲在洛見舞書狀、殊菱喰壹・鱈五到來候、遠路入情之段別而喜悅此事候。其元無異儀之旨尤に候。委細尙瓜生源左衞門可申候、謹言。

十月十四日　　利　長　判

三輪藤兵衞尉殿

十一月五日。前田利家肥前名護屋の陣營に於いて豐臣秀吉を招き茗讌を開く。

〔國初遺文〕

昨日御茶給候て過分存候。殊いろ〱ちそう之段、御禮申つくしがたくまんぞく申事に候。露地の躰作事可申樣もなく候。すきの事は不及申候。猶面之刻可申候、恐々謹言。

十一月六日　　太かう判

羽柴筑前守殿

尙々此ふくろみち進之候。

みちは人名なり

正月三日。前田利家征明第二軍の將たるべき命を受け、將に渡海せんとするを以て、船其水夫を送るべきを命ず。

〔三輪家傳書〕

尙々かこい事、能登・加賀・越中三ヶ國へ可申付候、以上。

來三月御渡海相定に付て、船など調として、大坂へ逸兵衞・小右衞門を遣候。然者種善坊・其方兩人早々大坂へ越候て、用い事共相調可越候。此書付參着次第、はや其地を出候はでは用立間敷候。其心得專用候。

一、つな・いかり・かこい事、船五そうい分わり付可給由、五郎兵衞一書にて遣候。彥右衞門・大井久兵衞など早々尾山へ越候而、五郎兵衞令談合、一刻も急わり合可上候。二月いすへに大坂よりなごやへ越候はでは用に不立候間、よるひる共なく可申付候。今度程いせんごは、後さき又とあるまじく候に、在所に有ながら、此方之儀をば皆々油斷と相見え候。命ながらへ歸朝候はゞ如何可有之候哉。ちとと情に入尤に候、謹言。

正月三日　　利家印

公は伊達政宗

三輪藤兵衛殿

〔貞山公治家記録〕

文祿二年正月太閤より、公朝鮮御渡海の義仰出さる。此節淺野左京大夫殿も一同に渡海仰付らる。是より前に淺野彈正少弼殿は、御人數遣ひ及び兵粮御賦りの、御代官として渡海仰付らるると云々。是大明よりの御和平取扱ひの事破れ、剰へ大明の兵と一戰の上、本朝の御人數勝利を失ひ、先手の輩撃破らるるとの由、殿下聞召され、物深く御弓箭に及ばるる事は如何なり。本朝よりの船着き、朝鮮の釜山浦に要害相築かれ、西國・四國・九州・中國の御人數を籠置かれ、殿下は秋中に名護屋へ歸陣し玉ふべき旨仰出され、今度先づ渡海の衆、一番に公・淺野左京大夫殿、二番に加賀宰相利家朝臣・會津少將氏鄉朝臣、三番に大神君、其外關東・越後衆殘らず出船せらるべきの旨仰出さる。公は渡海の御先勢として、原田左馬助宗時・富塚內藏信綱をして、此月名護屋を出船せしめらる。

成實記錄等に、此年正月淺野彈正少弼殿子息左京大夫殿へ渡海仰出さる。其に就て公へも同事に仰出さる。三月十五日に御出船なり。原田左馬助・富塚內藏は二月渡海と記せり。此事を考るに、淺野殿父子へ一度に渡海仰付られたるに非ず。彈正少弼殿は先に渡海を命せられ、左京大夫殿は追て渡海仰付らる。然れば正月は彈正少弼殿へ仰出され、公と左京

大夫殿は正月に非ず、二月十一日以降なり。十日・十一日秋保彈正・松井法眼に賜ふ御書に渡海の事なく、御茶湯の事等見えたり。大神君及び加賀宰相以下御渡海の事、此節二番・三番に出船し玉ふ樣にと仰出さるといへども、遂に渡海し給はず。後に相止みたると見えたり。

二月二十日。前田利家小幡彦三郎に對し、将に渡海せんとするを告ぐ。

〔津輕貴田氏藏文書〕

年頭之祝義として遠路處飛脚、殊にゆがけ拾五具送給候。節々音信、別而祝着不斜候。仍高麗表之義無事相進付而、御人數被遣候。就其我等も令渡海候。彼表無程可相濟候間可御心易候。尚五兵衛かたより具可申候、恐々謹言。

二月二十日　　利家印

小幡彦三郎殿

三月二日。前田利家後藤五郎左衛門に命じ、判金に署する花押を愼重にせしむ。

〔國初遺文〕

以上

態申遣候。仍年々判を仕上金事、沙汰限り悪候て、行末にて一切さらず候間、成其意、向後念入候而可判を候。以來惡候はゞ、可成敗候間爲屆申聞候也。

文祿二年三月二日　　利　家　印

能登銀や　後藤五郎左衞門

三月十四日。前田利家今月二十日を以て啓行せんとの風聞あり。後故ありて果さず。

〔貞山公治家記錄〕

文祿二年三月丙辰小十四日癸巳。公明日名護屋を出船し、朝鮮へ趣き給ふに就て、今日御母公へ御進上の御書、御女房小少將方への御充所に認められ贈進せらる。其趣、大明より朝鮮へ、本朝無事の取扱ひ去年七月より有りて、正月始めに事濟む樣に申來るの所に、如何樣の義にや其事なし。本朝の御人數悉く討負け、先手先づ相敗るゝの由、太閤聞召され、箇樣ならば、御弓箭物深く爲給ふべき事如何なり。朝鮮の内本朝よりの舟着き、釜山浦と云ふ所に要害共數多相築かれ、西國・四國・九州・中國の衆を籠置かれ、先以て殿下は秋中に御歸陣あ

公は伊達政宗

るべきの由にて、此度渡海仰出されたる衆、一番に淺野左京大夫殿と公を仰付らる。邊土に生れ給ふといへども、一番に仰付らる事御手柄なるの由、各褒美ある事なり。二番に利家朝臣・氏鄉朝臣、三番に大納言、其外關東・越後衆、何れも不殘渡海仰出さる。利家朝臣の一組は、今月二十日比出船たるべし。最早船も相立らる、今少し船不足の由なり。委細の義は屋代勘解由兵衞方へ仰下さる、相待らるべし。御閑く、御書も委くは相調られ難し。朝鮮より二十日の内に、御船を立られ仰進ぜらるべき間御心安かるべし。各に御傳語ある由、恐れながら仰せられ賜はるべし。箇樣の時節に御生れ合ひ、三韓への御先懸け仰付らる事御滿悦なり。歷々の衆名護屋に在陣せらるといへども、是は何れも並方の義なり。此度の御仕合せ其許に於ても御滿足たるべき旨著さる。

三月二十日。前田利長越中礪波郡今石動永傳寺へ米百俵の地を寄附す。

〔越中古文書〕

爲寺領分、如先々百俵之地令寄進候。全可有知行狀如件。

文祿二年三月二十日　　利長判

永傳寺

四月朔日。前田利長越中新川郡上瀨戸村の陶工彥右衞門に命じ、國中隨

來三月は五月なるべし

意に窯を作るを許す。

〔越中古文書〕

越中於國中瀬戸燒之類、何方にても見立次第、其所にて可燒之者也。

文祿二年四月朔日　　判(利長)

せとやき　彦右衛門

四月七日。前田利家將に明使接待の任に當るべきを命ぜられたるを以て、軍威を示す爲め槍柄に施す金箔を徴す。

〔三輪家傳書〕

尙々最前こしらへ候ながえ百本に、はくをおかせ可申候。金はくの事、藤兵衛かたへ申遣候、請取おかせ可申候。やり共出來候はゞ、さいくの者共何ものぼせ可申候。百えだの長刀さやなどをも、びやくだんしたぢにこしらへ可申候。みなごをもこがせ可申候。

態申遣候。仍來三月大明國勅使就罷越、勅使宿をも可被仰付由候。武者揃を被成、御みせ可有之との事候。就其金はくの事は能州へ申遣候。其元にはく屋有次第に、銀はく五枚分か拾枚分うたせ可申候。五月中に出來候樣にかたく可申付候。爲其態申遣候也。

此文書の日附は二月とあれども大明勅使派遣の風聞を得たるは四月にあるべし、故に今こゝに編して疑を存す

二月七日　ちくぜん印

出羽守殿

種善坊

〔三輪家傳書〕

尚々うちたて候はくの事、有次第此方へ可上候。はく屋に人を付置可申付候しると。

態申遣候。仍大明國勅使來三月罷越付て、我等所に御ねぎごの事被仰付候。就其日本國武者揃をも被成、御みせ可有との事候。金子三枚か五枚分、はくをうたせ可申候。五月中にここご こゝへ出來候樣に可申付候。加州にても銀はくの事申付候。唯今まで打たせ候はゝ何ほど候哉、是又可申上候。尚長兵衛かたより可申上候也。

二月七日　ちくぜん印

三輪藤兵衛　申給へ

六月は五月なるべく、沈惟敬は來朝せず

五月十五日、明の媾和使名護屋に來り、徐一貫前田利家の營に館す。

〔天寛日記〕

文祿二年癸巳六月十五日大明の使沈惟敬・徐一貫・謝用梓三人名護屋に來て謝す。用梓龍岩と號す。大神君の御陣營に入る。徐一貫唯吾と號す。利家の營に入て是を饗せらる。秀吉小西攝津守行長・加

五月なり

藤を使とし大明に赴かしむ。家光日記

十五日大明の兩使名護屋に來る。謝用梓は神君の營に入、徐一貫は前田利家の營に入て饗せらるゝ事今日より廿一日に至る。編年集成

五月廿三日。本願寺の家宰下間頼廣書を能登珠洲郡鵜飼妙嚴寺に與へて、宗祖繪像安置の許可せられたるを告ぐ。

〔能登古文書〕

今度者唯恩長々在京にて一段雜左之義に候。乍去年來望被申候御開山樣被成御免候。各可爲滿足候。御繪所表紙入念申付候。時分柄難相調候へ共、此度之事に候間、別而可有馳走事肝要に候。何方へも御停止にて無御免候へ共、數年無退屈望被申候付而、隨分御取成申上候。御所樣、太閤樣爲御見廻去廿日に至名護屋被成御下向候。猶於樣躰者唯恩可被申候、恐々謹言。

以上

文祿二　五月廿三日　刑部卿法印　頼廣

妙嚴寺總門徒中

六月二日。前田利長、德山五兵衞に書を與へて、利家歸陣の期を問ふ。

〔能登古文書〕

尙々其元樣子懇承度候。何時分可爲御歸陣候哉。御返事に可承候。我等も此中目を散々相煩、折角養性候へ共、于今爾々与無之候。涯分養性無油斷申候、以上。

態々申候。仍而高麗國御無事相濟候付而、ゆうげき並勅使兩人至其地着岸之由候。御名譽の至中々不得申候。然ばゆうげき宿之儀、利家させられ候由承候。御太儀之至候。雖然御外聞尤之御事候。彌樣子承度候。左樣候者御歸陣茂程有間敷候、奉待候由可被申上候。猶追々可申候間、萬端期其節候、謹言。

遊擊は卽ち徐一貫にして、一貫と共に勅使二人なり

六月三日　　　　利　長　判

德五兵衞入殿

六月十七日。前田利家の女與免姬歿す。

〔前田氏系譜〕

與免姬、文祿二年癸巳六月十七日卒。年十七。號養泉院華雲芳榮。無生子。淺野氏。

〔與臨院上書〕

養泉院殿華雲芳榮大禪定尼。前田筑前守利家公御息女。淺野紀伊守幸長公御內室。文祿二癸巳年六月十七日御逝去。就于當院御葬式。御石塔・御位牌安置。御祠堂黃金壹枚、從幸長公御施入。

丙子八月　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　興臨院

爲養泉院殿御追善從幸長公御寄附物。

一、御掛盤　　　　一具

一、御戸帳　　　　一掛

一、御打敷　　　　一片

一、金屛風　　　　一双

丙子八月　　　　　　　　　　　　　　　　　興臨院

〔前田家記錄〕

一、寛政四年六月十七日二百回御忌御相當の時、御法事御執行の儀に付、百回御忌並百五十回御忌御法事御執行の有無取調候處、兩御忌共御法事は勿論御茶湯等も無之、しらべ難付、養泉院樣には御緣組御約束而已に而、御入輿無之内御逝去歟と申傳候旨に記載有之。尤御墳墓は京都大德寺塔頭興臨院に相違無之旨、御戒名帖及御直筆帖にも相見え候段記し有之候事。

一、文化十三年京都御屋敷番小山助右衞門へ御寺聞合させ候處、御祠堂金其外御寄附物も有之旨。加州樣よりも御祠堂金御供相成居候へ共、御双方とも御附屆けは無之段申出候旨に候事。

太閤記に據るに此の事二十八日に在り

六月廿八日、豐臣秀吉前田利家等の名護屋滯陣を慰むる爲め讌遊す。

〔大三川志〕

文祿二年癸巳六月。或日秀吉諸將在陣滯留の勞を慰せんと、陣營中に甜瓜の圃を設け、傍に茶店酒亭を構へ、神祖利家をはじめ諸侯と共に、市街旅人の狀をなし終日戲遊す。

八月下旬、是より先豐臣秀頼大阪に生れしを以て、秀吉軍事を前田利家等に委して名護屋より還る。

〔貞山公治家記錄〕

文祿二年八月下旬名護屋より御歸陣と云々。

豐臣譜を按するに若君秀頼公御誕生に就て、其由關白殿秀次公より御書を馳て、名護屋へ仰上らる。太閤聞召し大に悅び給ひ、朝鮮の事は沈惟敬既に和議を調ふ。軍旅の指麾は大神君及び利家朝臣決斷せらるべきの由仰出され、御早船に召し給て、大坂に到らると云々。此一條十一月三日加藤清正安康を攻らる事を記せる次に載せたり。然れば十一月以後の事と謂ふべし。然れども譜は往々に年月等相違せる者あり。故に今當家の舊記に從て八月下旬と記す。

十月三日、豐臣秀吉參朝して天盃を賜はる、利家等之に陪し、利長・利

政等拜禮あり。

〔時慶卿記〕

三日太閤御參內、御進物種々御服廿、沈香のほた三つ、白綿二百把、白鳥五つ、御太刀馬代銀子百枚、又御手見舉こて一種小箱、內三献參候、御座敷例の所也。主上南面。御相伴、太閤・八條宮・右府・家康大納言・丹波中納言・岐阜中納言・江戸中納言・備前宰相・越後宰相・阿野宰相・能登宰相等也。其外は御禮計、御返有之。蒲生飛驒・丹後の侍從・越中侍從・玄以侍從・吉田侍從・森右近侍從・伊達侍從・飯野侍從・加賀の侍從新冠也。又御禮在之。

能登宰相は利家、越中侍從は利長、加賀侍從は利政

十月五日。前田利家入朝し、豐臣秀吉等と共に猿樂を奏す。

〔時慶卿記〕

五日。禁中御能、外樣內々不殘參勤、攝家淸華親王門跡御參。(中略)。太閤弓八幡・芭蕉・皇帝・三輪四番御沙汰。源氏供養能登侍從。野宮家康。千手岐阜中納言。羽衣丹羽中納言。山祖母成心也。曇故に如此にて果候。

能登侍從は能登宰相なるべし

十月十一日。前田利家、豐臣秀吉に從ひ入朝猿樂を奏す。

〔時慶卿記〕

十一日。女房衆は禁中御能見物に、孝藏主の局へ被呼候。北を供に召連候。侍從召具參勤、御能一番／＼に太閤御樂屋へ參、舞申事如先日。呉羽・多村・松風太閤御大夫、雲林院家康大夫、江口大夫前田筑前宰相、紅葉狩大夫成心也。杜若大夫太閤、通小町大夫岐阜中納言、金札大夫太閤被遊畢、天氣以下仕合奇妙々々。

十一月廿五日。前田利家の子利常金澤城に生る

筑前は前田利常

〔壬子集錄〕

一、松平筑前樣癸巳十一月廿五日生。

〔壬子集錄〕

微妙院樣被成御誕生候所之儀、本保加右衞門に相尋候處、御當地御城にて御誕生被成候。其節加右衞門母御城へ罷登、則加右衞門被召連申候に付而、右之通憶に覺候旨申候、以上。

閏六月廿三日　　　　　　九里覺右衞門　判

奥村伊豫樣

微妙院は前田利常

〔壬子集錄〕　九里覺右衞門手紙

微妙院樣御誕生日之儀、私覺有之候哉と、昨夕因幡殿より服部道慶を以御尋被成候處に、一切覺不申候に付而、其通御返事申上候。今日壽福院樣に被召遣候ささと申女房達に尋申候へ

ば、微妙院様御誕生日十一月廿五日に而、毎年此日には、壽福院様御在世中御祝御座候之旨申候。

〔壬子集錄〕

一、微妙院様のつぼね方に召仕候下部一人、于今いきて居申候。此者に尋申候へば、御誕生日右同日之旨申候。此下部右祝のこわ飯をむし申候に付而、能覺候旨申候。二人の者の申分同日にて能合候に付而、貴様迄申進候間、因幡殿迄御申上候而可被下候。

一、まきと申候女房達は、先年父宮部彌三右衛門方へ被遣候て、只今は圓正院と申候て、尼にて石野儀左衛門にかゝり居申候、以上。

閏六月十二日　　九里覺右衛門　判

野與三兵衛様

〔三壺記〕

利光公御誕生之事

文祿二年四月十六日、羽柴筑前守大納言利家公北の御方御近所にみやつかへ奉る女中おちよぼの御方に、金澤の御城天守の下の局にて若君出生被成けり。されども北の御方數多の御若君もましませば、さして御ちやうあいも御座なく、おろそかにましませば、母上も外にもれ

利光は前田利常前名
おちよぼの方法名壽福院

ぬる草のたね、日影をいとふ風情にて、めぐる月日をたよりにて、とやかくやとそだてまし ますが、御いたいけにも成たまへば、利家公如何思召されけん、お乳を付て越中へ御下し被 成、越中森山の城前田對馬守内房の御方へ御預け置被成けり。御名をおとこ様とぞ申奉る。 この御若君後日に、三ヶ國の大守にならせたまふべきとは、たれかはおもふべき、ふしぎさ よとぞ申ける。此御母君すでに利光公の御代に成ては、金澤の御城の東の丸に御屋形を被爲 立被成御座故、東の丸樣と申けり。久々御召仕の女中年寄りてつき奉り有しが、人々に物が たりいたすやうは、東の丸樣の御母上、天下一の美人にてましますす。されどもこのごにおく れ給ふ事四人なり。それゆゑ御子樣達數多なれども、皆たねがわりの御兄弟なり。中にも東 の丸樣と小幡宮內殿・右京殿一つ御たねにて、此御父つねに慈悲ふかく、下々を御めぐみ被 成事あげてかぞふるにあきたらず。中にも一とせ越前にて鷹野に出させ給ふ折ふし、しらき どの川にて東國の順禮水をあびて上方へ通りける。其あとへ鷹をつかふて御座候へば、かね の入りたる袋をわすれて通りけり。不便に思召人を付置、彼順禮取に歸らん事あるべし、然 らば渡し遣すべしと被仰付。案のごとく取りに順禮かへりければ、彼路錢の入りたる袋を渡 し被下けり。順禮頂戴いたし申やうは、此路銀を失ひては、先へもあとへも行事かたし。す でに渴飢に及び候はん時、乞食仕り命をつなぎ、其上にいか成惡念が生じ盜賊仕るか、しか

文祿元年は誤なり

らば大願容敷いみならず、未來惡業を受くべきに、貴公の御恩志によりて、諸願成就現世未來の善果のたねを繼ぎまゐらせんありがたさよ。此御恩を謝せすんば又願空しかるべし。われ西國三十三ヶ所の札所にて、貴公樣の末繁昌にさかえ給ふべき祈願丹誠私なく、佛閣堂社にて祈念仕候べし。若利生瑞現ましまさば、此順禮が願成就と思召せと、いとま申て登りしが、なさけは人のためならず、めぐり〳〵て後々は我が身の上の善果のたねとなりにけり。いづれも御たしなみあるべき事なりと、物語をいたしければ、聞く人誠に有がたくぞ存ける。

小幡宮內・同右京・堀三郎兵衞內室・九里覺右衞門內室・田邊助太夫內室・本保大藏內室・黑田逸角內室、何茂御兄弟、其外上木・粟田に到る迄、皆歷々の御一門目出度かりける御事なり。

〔殘囊拾玉集〕

一、壽福院樣の事は、秀吉公朝鮮御征伐の時、肥前名護屋に被成御座被仰出候は、陣中不自由に付洗濯女にても被召出候樣、諸大名中も勝手次第呼寄可被申候。若嫉妬仕候妻女にて、下女を下し不申候はゞ、其身自身下り候へと被仰出。其趣芳春院樣ゟ申來る。其砌陣中ゟ可行と申女中無之。壽福院樣廿二歲の時、私可罷下乎と被仰候を、芳春院樣御悅にて、左あらば下りて玉はれと御意にて、名護屋陣中ゟ御下り、陣中にて御懷胎、御先へ御返し、小松前田對馬守殿御內室樣ゟ御預け也。御出世利常公也。文祿元年の事也とぞ。

西丸樣は誤なり

壽福院の家係に關しては尚寛永八年三月六日の條參看

前田利家の歸國は十一月に在るこ と文祿三年正月元日の條參看

〔可觀小說〕

一、或云、微妙院樣御生母おちよぼい方、後は東丸樣と云。西丸樣とも異本にあり。此人之御母義は天下無双之美人也。然共夫にはなるゝ事四人也。小幡右京・小幡宮內・東丸樣同種也。其外堀三郎兵衞妻・九里覺右衞門妻・田邊助太夫妻・本保次右衞門妻・黑田逸角妻・栗田傳兵衞妻皆同腹也。實は上木氏之女にて、其女子を携て小幡に嫁したり。

十一月。前田利家金澤に歸りて國政を視、不正の代官廣瀨作內を誅す。

〔利家記〕

一、利家樣なごや陣より御歸被成、代官衆色々御吟味候而、廣瀨作內取込候に付而、脇田主水・北村八兵衞兩人に被仰付、金澤町にて御成敗被成候。兩人氣分能候由、殿樣御機嫌好御座候事。

〔新山田畔書〕

一、其頃御領國中諸代官諸奉行の算用被聞召處、廣瀨作內過分に引負有て、百姓共に非分申越及迷惑由ハ目安を御覽有て、此者を金澤河原町此時の河原町はいづくならん、今の河原町は已後に立たると云、猶可尋究也。にて御成敗被仰付。其より諸奉行ハ心得能くなりて勤ける也。

十二月九日。越中礪波郡今石動の城主前田利秀歿す。

地震により て死せしは 利秀の父前 田秀繼にし て天正十三 年に在り

下妻は下間

〔前田氏系譜〕

前田又次郎利秀。住越中今石動。領四萬石。勇力無双之士也。文祿二年高麗陣之時。隨利家公出陣之處。依病自京師歸國。同年十二月十九日歿。春秋二十六歲。號良將院殿光等正惠居士。葬本行寺。無嗣子。

〔武家混目集〕

一、文祿年中地震に因て橫死有りし前田又次郎某は、十人計の力を兼たる大力なりしと云物語有。則越中木船の城主たり。

〔村井重賴覺書〕

一、下妻少進法印の內儀は、前田右近殿御むすめ子、又次郎殿の御妹にて御座事。

十二月。前田利政蒲生氏鄉の女と婚し、村井長賴利家の命により京都に留りて周旋す。

〔國祖遺言〕

一、なごや御陣引之暮、じゆらくにて孫四郎樣御祝義之刻、蒲生飛驒殿より御申候は、上樣御暇被下候間、我等も相添可被下候故、利家公も御國へ御下可被成候哉、とかくに互の下路にて祝義可然存候由被仰候。大納言樣尤存候と御意候て、兄肥前樣御きも入、村井豐後を殿

殿様は前田利家うのつ本のまゝ

様御名代に殘置候由被仰出。數年豐後はなごやに相詰候へ共、此度上方に殘置間、孫四郎祝義相濟罷下候様にと御意候。いかやう共と豐後御請申上殘り申候。飛驒殿家長に蒲生四郎兵衞・町野左近など飛驒殿名代に有之候。

〔國祖遺言〕

一、長持七十五丁　一、いり物廿八丁　其外色々じゆらく立はじまり一しの大なる御祝義と申貫候。

〔國祖遺言〕

一、其時豐後守に金光の刀一、小袖三重、金子五枚被下候。齋藤刑部には飛驒殿殊外御かわいがり被成候もの故、これをあいさつ人に御殘置候へば、刑部に兼定のわきざし、小袖二重、金子三枚、か様に飛驒殿よりめい／＼に被下候。

〔國祖遺言〕

一、殿様より蒲生四郎兵衞に一うのつの刀、一小袖、一金子左まい被下、町野左近に一わきざし、一小袖二重、一金子三まい被下候。其時奧村助右衞門・齋藤刑部同事に、飛驒殿より被下物候へば、助右衞門被申義は、豐後殿とは我等下々に被仰付義、不及是非次第共御入候。齋藤刑部なみのあしらひ、是と申も殿様被成候やうゆゑと、腹立被申候を、松山と申よこゐ

坊主、殿様へ申上候へば、云におよばず豊後がまねは成間敷と御意候事。

文禄三年

正月元日。前田利家一門及び諸士の年賀を受け、禮錢を收む。

〔利家記〕

一、大納言様なごや御陣より御歸陣、十一月に金澤へ御下向被成、正月年頭御禮大名・小名かみこにて出仕致べき旨被仰出。則御禮錢は御一家衆・年寄衆其外大名分衆は壹貫文、其外二三千石以下は五百文、御小姓・御馬廻衆は三百文又は二百文、それ〴〵に御禮可申上旨被仰出。御舍兄五郎兵衛殿・長九郎左衛門殿・不破彦三・村井豐後・前田孫左衛門殿・高畠織部殿などを初一貫文宛にて、かみこにて御禮にて候事。

一、右正月御禮の時、御留守居番役人衆・代官衆などの内廿人計、御禮に不罷出候衆御入候。其時御吟味被仰付候處に、煩故不致候申分衆、其儘御免被成、武部越後其外一兩人御扶持をはなされ候。其外十一人大納言様御意に、久々にて歸陣したに、おれに禮錢二百文惜み、年頭出仕せず候事、さりとては曲事と、大納言様御座の間に彼侍共名を書付候而おほせられ候。何も〳〵そや〳〵と先非を悔申候事。

蓮の間は蓮沼

正月二日。前田利家陪隷の年賀を受く。

〔利家記〕

一、同二日に、御家中下侍共久々御覽不被成候間、御禮可申上旨被仰出。就夫村井豐後内小林彌六左衞門・屋後太右衞門と云もの、越中御取合の刻、蓮の間豐後燒候刻案内仕、骨折申候をよく御意被爲成、久敷てあひ候よし御意にて、則小袖二宛兩人に被下。扨豐後に久敷侍共をよく扶持して持候由御意にて、御加増を千石豐後守に被下。其時能州嶋八ヶ丸の被下候。豐後は一ヶ國の主のよし御ざれ事御意被成候。扨よの人持衆の内に、昔より預置候侍共に我等見知たるもの今程見え不申候由、事の外人持衆の内を御よまひ事御意に候。事の外身にあたり迷惑がり、先非を悔被申候衆御座候事。

〔國祖遺言〕

一、なごや御陣の後年正月二日、家中與力共御禮申上候へと殿樣御意にて、御禮共申上候。其時村井豐後・小林彌六左衞門兩人久敷て御覽候由御意にて、兩人に御小袖一重づゝ被下。扨も豐後今に不初候へ共、久敷侍共かゝへ置候由禮を可申旨御意候て、千石御加増被下。其時能登島八ヶを丸の被下時、豐後は一國之主にて候、佐渡一國と思ひ、嶋八ヶを丸の遣申候と、御機嫌克御たはむれ御意候。其時御家中人持衆に昔付置申與力みえ不申候由、殊之外御

よまひ事。中にも奥村助右衞門家中、昔のものなく候由御意候。其時助右衞門らう人を其日の出仕に被賴、二三日以前より禮をならはせ、ふるまひして、一人を五匁つゝみちんにてやとひ、侍六七人御禮に出し被申儀、殿樣御耳に入、殊の外助右衞門父子を御よまひ、御前あぶなく候得共、御なじみゆゑ御免と皆々被申候事。

正月五日。前田利家從三位に陞敍せらる。

〔菊亭右府書物〕

加賀中納言利家卿。從三位、文祿三正五。

正月二十日。前田利家諸士に具足の餅を饗す。

〔菅利家卿語話〕

一、那古屋陣より御歸陣にて、明正月廿日御具足の餠大納言樣御祝之時、大名・小名・御咄衆何も出仕之時、御かゞみ時分能御座候由申上候へば、急出し候へ由御意にて、まづ豐後座敷になほられ、おれが相伴して一番に祝候へ。扨は篠原出羽・半田半兵衞・宮田大炊・山崎彥右衞門・北村三左衞門も次の間にて能祝申候へよし御意にて、御盃は村井豐後に御さし被成、頂戴仕られ候。其次は御ながれを被下候。其時皆々豐後をうらやみ、扨又若き衆は、右五人をうらやみ申候事。

秀吉の太閤となりたるは天正十九年十二月なり

二月朔日。前田利家諸侯と同じく、命を受けて豐臣秀吉の城を伏見に築く。

〔享文日記〕

文祿三年木幡伏見の里を城郭に築き、前の關白秀吉隱居有て太閤と申、同年正月三日に被仰出、二月朔日より普請初る。佐久間河内守・瀧川豐前・佐藤駿河守・水野龜之助・大屋與兵衞・竹中貞右衞門六人奉行也、自諸國役之者二十五萬人馳集り、則其年に成就す。故に天下の諸侍、我先にと屋敷取をし相集候間、聚樂之城下は次第に衰微也、伏見之城下は自ら益繁昌す。

二月二十日。前田利家豐臣秀吉に物を獻ず。

〔駒井日記〕

二月二十日。てんきてり候とも申度候。

一、羽柴加賀宰相御禮被申上、わた・鹽引・太刀折紙進上。

二月廿一日。豐臣秀吉伏見に於いて秀次に茶を饗し、前田利家之に陪す。

〔駒井日記〕

一太閤樣於伏見、明日廿一日之朝、關白樣御茶可被參之由、御自筆にて御書立被參。

二月廿一日茶之湯

一、關白　筑前　うらく
二、常眞　金森　有馬法印
三、ふかん　下總　だて
四、施藥院　からく　てらにし
五、かうゐもん　祐慶　するが　西尾豐後

已上

茶之湯に而候間、隙入候衆は無用に而候。隙之衆は可然候哉と。

二月廿七日。豐臣秀吉吉野山に遊び花を賞し、前田利家等隨從す。

〔天寛日記〕

一、廿七日秀吉遊大和。看吉野山花。神祖來會。關白秀次・權中納言豐臣秀保以下。秀保秀次弟。爲大和大納言秀長養子。前田利家・伊達政宗等從焉。稽留二日。作和歌會盡歡而歸。創業記。

二月廿九日。前田利家豐臣秀吉に和歌を上つる。

〔天寛日記〕

一、廿九日吉水院に於て和歌の會あり。神祖六首、秀吉五首を詠ぜらる。同伴に關白秀次・菊亭右大臣晴季・中山權大納言親綱・日野輝資・宇喜多參議・羽柴權中納言・前田參議・右近衞權中將雅枝・右衞門督高倉永孝・伊達侍從政宗・織田准三后常眞、及法眼紹巴等各和歌を詠ず。

和歌　　參議左近衞中將利家

花の願

花咲こ心をかけずよし野山またこん春をおもひやるにも。

不散花風

ちらさじこおもふ櫻の花の枝よしのゝ里は風もふかじな。

瀧の上の花

散花に瀧の白波まじはりて雪かこ峯の雲ぞかゝれる。

神前のはな

千早振神のめぐみにかなひてもけふみよし野の花を見る哉。

花の祝

芳野山花の盛りの久しきに君がよはひはかぎりあらじな。

この月は大盡なり

二月晦日。前田安勝、前田利家の命により能登にある一向宗寺院の諸稅

所口は七尾に同じ

を免ず。

〔能登古文書〕

一筆申入候。仍能州道場本富田治部左衛門申付候諸役、筑前守殿慥に被成御免候間、其通末末道場坊主中へ、其方具に可被申觸候。爲其如此候、仍如件。

文祿三　二月晦日　五郎兵衛印

妙嚴寺參

三月廿五日。前田安勝能登鹿島郡七尾町奉行に檜物師の上洛を命ず。

〔國初遺文〕

尙々いそぎのぼせ可申候。

一筆遣候。仍而賀州よりひ物や貳人、去年十月より京都につめ候て有事に候。此かわり之儀、能州より申付のぼせ可申候。京都より右之分に候間、早々申付いそぎのぼせ可申候者也。

文祿參年三月廿五日　五郎兵衛印

所口町奉行　下代所へ

三月廿八日。豐臣秀吉山城宇治に赴き、前田利家之に隨ふ。

〔駒井日記〕

一、太閤樣從大津至伏見、被成還御候。

一、太閤樣明廿八日宇治ゟ御供衆羽柴筑前守・有馬中書・施藥院・有樂・寺西・下總・不閑・兵庫・山城・大膳、御小姓・番頭共に五人、御長刀壹人、御鑓壹人、御ぞうり取貳人、御しやうぎ壹人、御腰物壹人、ゑのこ內匠・本多若狹・木下與右衞門、筑前供五六人、其外之衆ぞうり取壹人、小姓壹人宛陸をまわし可申候、已上。

三月廿七日　木下大膳

三月廿九日。前田利家豐臣秀吉を伏見第に迎へて茶を饗す。

〔駒井日記〕

三月廿八日

一、太閤樣今朝宇治ゟ被成御成、則未刻至伏見被成還御。

一、明後日朔日、可被成御出京之由、民法・山城申越。明日廿九日之朝羽筑前御茶被上由。

四月三日　豐臣秀吉八日を以て前田利家の邸に臨まんとするを以て豫め猿樂の番組を定む。

〔駒井日記〕

四月三日

一、木大膳より書付。

一、八日太閤樣於筑州に而御能組。一番高砂今春大夫。二番田村觀世大夫。三番源氏供養寶生大夫。四番大會金剛大夫。五番山姥金春。六番誓願寺觀世。七番猩々寶世。已上。

四月六日。豐臣秀吉京都北野に赴き、歸途前田利家の邸に臨む。

〔駒井日記〕

四月六日

一、太閤樣北野へ出御。直に於筑前へ御成、則被成御泊。

四月七日。前田利家權中納言に任ぜらる。

〔菊亭右府書物〕

加賀中納言利家卿。參議正四位下、天正十八正廿一。從三位、文祿三正五。中納言文祿三四七。

〔其他五人略〕

今度伏見にて座次不審族候つるよし承候條、內々注候而進候。餘人之次第は追而可進候哉。

是は今度之御不審ニて候。堅固內々にて注候て進候、以上。

正月十二日　右大臣判

〔駒井日記〕

一、太閤樣爲御詫、民部法印拙者方迄書付被申上。

加賀宰相　中納言

能登侍從　四位　（其他略）

右之官位に被仰付度と、太閤樣被思召候。關白樣ゟ被申上、於御同心者經叡慮候へと被仰出候、以上。

四月七日　民部法印判

駒井中務殿

〔袂草〕

一、文祿三年四月朔日權中納言に任す。同日叙從三位。

〔村井長明別記〕

文祿三年四月十二日利家樣中納言。

〔菅利家卿語話〕

文祿四年の消息なり。右大臣は菊亭晴季

朔日は誤なるべし

四月十二日亦誤なるべし

一、利家樣中納言之御位に被爲成候刻、御參內被成、中山殿迄御越、御裝束被成、御ぐしを御ゆひ被成候處へ、菊亭殿御見舞に御座候。忝由にて御ぐしを御ゆひかけ、御じぎ被成候得ば、いかにも菊亭殿橫柄に、裝束めされ候時は不苦候間、そのまゝ被成候へ由御申候。樣子はみな〳〵不存候故、菊亭殿をしつ人と申候。然處に御參內過、中山殿に御ふる舞有之時、又菊亭殿肩衣袴にて御出候而、御相伴被成候時は、利家樣互に同じ御位之樣に御酒もり御座候。其にて中山殿の內衆に、何もとひ候へば、各思召は御尤奉存候、然ども菊亭殿位高候故、裝束被召ては其通に御座候。肩衣袴めし候ては、其通に御座候間、御じぎも御同前のよし被申候事。

四月八日。豐臣秀吉公式に前田利家の京師の邸に臨む。

〔天寬日記〕

八日秀吉利家の亭に來臨。其式慈照院義政公細川右京大夫勝元宅へ渡御の記錄を考へ、是に准ずるゆゑ、古体にして殊に勝れたり。扈從の輩皆騎馬にて、烏帽子直垂を用ふ。利家父子より、献物數品、且猿樂ありて、饗應美を飾り、佳肴珍美を竭すと、云々。

一、羽柴筑前利家去々年より御成之望み有し、千宗易に書院の指圖など相談せられ、作事等夥敷勤めしが、日數漸々累り、大形調ひしかば、淺野彈正少弼を以、來卯月八日御成を申上

天正十七年は文祿三年なるべし

純子は緞子

度旨、天正十七年二月九日被言上ければ、則應其旨成らせらるべきとの御事也。淺野翌日十日之朝利家之宿所に參向し、急度其旨演說ありしかば、利家忝奉存旨、淺野と同道ありて申上られけり。漸卯月にも成候故、六日大坂より御上洛有之、施藥院に一兩日おわしまし、式掌の御用意にて、慈照院殿御成記錄など被尋出、供奉には公家衆諸大夫等なり。如此は皆馬上烏帽子着、前後左右に列り侍りし也。

初日之進上

一、御太刀　長　光。

一、御　馬　金覆輪鞍置候。

一、しらが糸　二百斤。

一、御小袖　五拾、內拾御唐織。

一、純　子　二十卷。

御酌は永岡越中守・羽柴肥前守・蒲生飛驒守・羽柴孫四郎・丹羽五郎左衛門尉・森右近大夫なり。是又東山殿御成之記錄に應じて如此。御土器度々如件、御酒宴さま〴〵の興有。幸若八郎九郎二番舞し後、御はやし五番有候が、何れも出來侍りて御氣色殊之外也。

翌日　九日之進上

井上豐前は誤なるべし

一、御腰物　　吉　光。
一、銀　子　　千　枚。
一、絹　　　　二百疋。
利家長臣の面々廿一人、太刀折紙にて御禮申上しかば、則御土器たびて、晩は御機嫌よく還御なされにけり。
〔前田家雜錄〕
太閤樣大納言樣ゟ御成之刻、御家中衆御禮之次第。
中川武藏・篠原出羽・井上豐前・前田對馬・長九郎左衞門・高山右近・青山與三・德山五兵衞・奧村助右衞門・不破源六・片山內膳・大田兵庫・岡島帶刀左衞門・山崎庄兵衞・横山大膳・村井左馬介・菊池十六郎・富田大炊・木村三郎兵衞・岡田長右衞門、〆貳拾人。
〔駒井日記〕
一、太閤樣從施藥院、羽柴筑前所へ式正御成。何茂供奉衆裝束。太閤樣御車。
一、同御能有之。
一番高砂今春子。二番田村觀世。三番源氏供養金剛。四番山姥今春大夫。五番猩々寶生。
一、右何茂大夫並座之者共小袖一重宛、公用三百貫遣之。

六日は八日なるべし

奥村助右衛門等の叙爵は文祿四年、利家の權大納言拜任は慶長元年なり

一、同及晩太閤様施薬院へ還御。

〔三壺記〕

太閤秀吉公利家公の御屋形へ御成之事

同年卯月六日に利家公へ職掌の御成とて、三年以前より御用意之事なれば、千宗易利休指圖にて、御座敷相調、三日之御逗留にて、御能も被仰付、連歌の會之内に幸若八郎が舞も有。御進物拜領物記に不及。利家公の長臣二十一人御禮申上、御土器被下。官位に進む人々には、先利家公此時節中納言にならせたまふ。御内の人々の内高畠織部は石見・中川清六は武藏に被成。此時御家に諸大夫四人なり。其年家康公・蒲生飛驒・安藝の毛利備前中納言・景勝へ何も打續御成にて有けるに、中納言に前官後官の上下有。利家公後官にて下座也。太閤聞召上られ、安藝の毛利殿へ御成候時、利家公大納言に被成けり。此時奥村助右衛門は伊豫に被成、神谷左近は信濃に被成、〆大夫六人なり。所々の御成も御機嫌能相濟、卯月廿九日秀吉公は有間の湯へ入らせられ、二七日の御入湯にて、追付還御被成けり。

〔國祖遺言〕

一、なごや御陣御引後年三月、太閤様政所様其外御手かけ衆かご様をはじめ吉野山へ御花見、其より高野山へ御參詣、其より聚樂の御たやへ御歸居被爲成、筑前守方へ職掌の御成仕

候へ由被仰出、俄に御用意候て、卯月十三日被爲成候。天下初而之職掌之御成ゆゑ、日本侍も其外うごき申候。其時御位も中納言に殿樣被爲成候。其年一番に利家樣、二番蒲生飛驒守殿、三番あきの森殿、四番江戶家康、五番備前中納言殿、六番越後之景勝、此六人は御成にて候。其時も天下に、物はじめかゞ中納言利家公被成候由申慣候。扨佐竹・正宗其外國大名衆職掌は不罷成、御茶を被上、御進物被指上候事。

十三日は八日の誤なり

〔國祖遺言〕

一、高畠石見守・中川武藏守、是兩人はなごや陣引取て明る年、利家樣五十八にて中納言樣の御位に被爲成候時。扨其年太閤樣四月十二日に利家樣へ、天下をとらせられ初て職掌の御成之刻、諸大夫多入申候故被仰付。豐後・出羽・石見・武藏四人、此書付次第のごとく、太閤樣へ裝束に而御禮被申上候事。

十二日は八日の誤なり

四月十五日。豐臣秀吉聚樂第に於いて猿樂を奏し、前田利家之に與かる。

〔駒井日記〕

四月十五日

一、於聚樂被成御能。

一、かんたん常眞。一、忠度上。一、江口上。一、黑塚上。一、松風家康。一、杜若加賀中

納言。一、通小町羽柴左近。一、海士常眞。一、西行櫻少進。一、相生上。已上十二番。

四月。前田利家、利長に金五百枚を贈る。

〔國祖遺言〕

一、利家様なごや御陣に多年被成御座内に、利長様越中三郡悪所御知行被成、人數も多御持候間、御臺所入も多有間敷、御すりきり可被成と御安事被成候義、利長様御聞候て、扨も御年よられ長陣被成候、左様に我等事をすりきり可申と御あんじ忝思召候やにて、なご屋より御歸陣之明年之春、じゆらくにてあかね袋に金子を入、五百枚入、大納言様へ肥前様御持参被成候て、おくにて村井豊後・奥村助右衛門を御使にて、思召候へ、是程たくはへもち申候由被仰候へば、殿様殊外御滿足被成御機嫌能、夫程とはおもはずあんじ候由御意候て、金子千枚まゐらせ候はんと思召候つるに、見せ被申事、父母に孝行仁と御意にて、其後卯月太閤様職掌の御成も濟候て後、村井豊後を御使にて、まづ金子千枚にして御もち候へば、何事に付ても心あんじ不申ものにて候よしにて、五百枚利長様へ御進上候。利長公御滿足被成、大かたならず候て、豊後に其時金子貳十枚・御あはせ・ひとへ物など被下候。年寄衆御咄、扨も互に御父子様名大將かなと泪をながし被申候。偖三休、父父たり子子たりとは加様之事とかんじ申、人々いづれも〳〵尤々と被申候事。

五月二十日。前田利家權中納言を辭す。

〔袂草〕

一、文祿三年五月二十日權中納言を辭す。

五月廿三日。前田利家の兄安勝歿す。

〔壬子集錄〕長齡寺書付

文祿三甲午五月廿三日

天翁道淸大居士　　大納言樣御舍兄樣

御影御位牌御座候。當寺中に御墓御座候。前田五郎兵衞樣也。

〔壬子集錄〕

猶々右折紙御名書は、五郎兵衞樣御直筆に而御座候。此折紙、去冬中納言樣可被成御覽と御意に付而、指上申候時、儀兵衞之付紙に而御座候、以上。

前田五郎兵衞殿御名乘字之儀被仰付候。安勝と申候。兩人失念も御座候かと可被思召候條、貳人之內一人之折紙指上申候。被成御覽候て、乍恐笠間太郎兵衞方迄被遣置可被下候、恐惶謹言。

孫左衛門は利好

せう木は床几

ひしいらくか本のまゝ

六月七日　　笠間儀兵衛　判

梅野覺兵衛　判

河内守様

大膳允様

〔村井重頼覺書〕

一、前田五郎兵衛殿御子息は孫左衛門殿と申候。後は播磨守殿之御事。其外御子息多御座候。

五月。前田利家京より歸らんとし、途上新座者を延見す。

〔國祖遺言〕

一、殿様じゆらくに御座候時、前田五郎兵衛様御遠行注進候時、上様ゟ御暇被仰上御下候時、知行取七拾六人御かゝへ被成、京白川にてせう木に御こし御かけ被成、いづれも新座衆御禮を御うけ候。天下之者共扨もひしいらくかなる名大将と、いよ／＼かんじ申候。其後右新座衆十人あまり御馬廻に被成、其外北村三左衛門・山崎彦右衛門・富田治太夫などに、よりきに御付候事。

六月十五日。前田利家、木村作右衛門外三人の知行を沒收す。伏見の工事を懈りしを以てなり。

〔三輪家傳書〕

木村作右衞門・今村藤二郎・眞柄助三郎・中川三四郎、此四人、今度於伏見御普請無沙汰仕に付て、放扶持候條、彼知行方悉可相押候。然上百姓以下一人も於出入仕者、可爲曲事候。田畠不荒様に堅可申觸候也。

文祿三　六月十五日　印（利家）

三輪藤兵衞殿

大井久兵衞殿

六月廿二日。加賀江沼郡山中の流木の事に關し、前田利家書を小林彌六左衞門に與ふ。

〔村井氏家士小林某藏文書〕

覺

一、山中よりながし下材木事、庄・かな屋の在所へあげ置、くさらざるやうに能ふたをさせ可置候。用次第に可取寄事。

一、くれう木貳百枚の事は、西あかさの百姓として、かねさまで可付事、以上。

文祿三 六月廿二日　　　　　こしい八　印

有賀家　小林彌六左衛門どの

七月廿九日。前田利家、德川家康を訪問す。

〔言經卿記〕

廿九日乙巳雨

一、江戸亞相へ罷向候。加賀中納言殿前田殿御事也御出也。

七月。前田利家本願寺末寺を金澤に再興せしめ、制札を與ふ。

〔西末寺由來書〕

本願寺十代目證如上人、天文十五年於御當地末寺被建置候。則御城内に而御座候。其後暫及退轉候處、高德院樣被遊御入國候砌、只今末寺に安置仕候本尊彌陀之木像、箱入に而御城中に相殘候處、芳春院樣被遊御崇敬候由に而、追而末寺被致建立候樣被仰出、則木佛被成御讓與、寺地百間四方被遊御寄進。文祿三年三ヶ條之御制札被建置、佛前之花松等被下候。

御制札寫

禁制　　　　本願寺末寺

一、當寺參・下向之外見物人いりこむ事。
一、普請道具竹木以下に付て非分申かくる事。
一、寺内並門前喧嘩口論猥藉之事。付、ひるね仕事。
右條々若違犯之族有之者、堅可處罪科者也、仍如件。

文祿三年文月　日　(利家)判

〔寺院來歷〕　貞享二年由來書

本願寺表末寺開闢は、從親鸞聖人拾代目證如上人、天文十五年之頃御當地に末寺被立置候、則御城内に而御座候。其後少之間退轉仕候處に、高德院樣御代に、只今末寺に安置仕候阿彌陀之木佛、御城之内に御座候旨被遊御覽、當地に末寺被立置候樣にと、本寺に被仰遣、則屋敷百間四方並御制札花松等迄被下候。以後瑞龍院樣・微妙院樣御代に御箇條御加增被遊下候。

〔關屋政春古兵談〕

金澤御本丸の御廣間は、下間法橋の時の御堂を、其儘御廣間に用ひて、利家公の御代迄在たると也。或とき利家公御出被成て、御廣間の上を御覽被成ければ、菰に包たる物棟木に結付て在。何成らんと、下して御覽被成ければ、阿彌陀也。芳春院樣聞召御所望在、御佛殿に置せらるゝ。此事上方門跡に聞え、是は門跡の家になくて不叶本尊也。亂世以後何と成申や知

不中候處に、幸の儀申請度と被申越。芳春院樣中々御同心なくて不被遣。芳春院樣御他界以後、此本尊金澤表末寺照圓寺と云一向寺に在。葛卷隼人寺社奉行のとき、此一々を微妙院樣御耳に立られければ、利常公も內々御聞及被成たる事也、其彌院寄進可被成とて、其迄照圓寺後の惣構の端片原町なるを、照圓寺に被下、今は寺內に圍ひ入たりと、葛卷隼人語りたり。

八月廿一日。前田利家。利長、承兌が伏見に寺院を建立するを以て米を寄進す。

〔相國寺中心華院文書〕

伏見にたい長老寺被作寄進

次第不同

一、五拾石　加賀中納言殿

一、三拾石　越中　少將殿　（其他略）

右たいちやうらう寺御こんりうなされ候。方丈は上樣より被仰付候。くり其外各御書寫のごとく御馳走候樣との儀に候、以上。

文祿三　八月廿一日　山中山城守　判

有間刑部卿法印　判

たい長老は兌長老

有樂齋判

九月七日。前田利家金澤犀川・淺野川兩大橋の架替に關して、書を町奉行に與ふ。

〔國初遺文〕

尚々先日小大膳に其通かたく申付候。町人とほくへ越候て材木を出候事は、ほか〳〵成申ましく候間、橋本ばかりにて手傳をさせ可申候也。

西川・淺野川橋手傳の事、能州へも又加州山おくへ越候て、材木を出し候事はゆるし候。則橋本ばかりにて手傳の事可申付候。不寄何時橋をかけ候て、手傳とゞこほりなく人足を可出候。此旨小大膳かたへも申遣候也。

文祿三　九月七日　　　利　家　印

尾山町年寄中

九月。豐臣秀吉、前田利家の伏見邸に臨み、主從共に灸を點ず。

〔三壺記〕

此年九月下旬秀吉公は、利家公の御屋形へ不時に御成可有とて、假に御振舞の御用意有て、

西川は犀川

此年は文祿三年なり

緩々と被爲成、御遊興の餘興の餘りに灸を被成度旨被仰出、御相伴衆十人計、手々に用意被成ける。御直の衆迄にては不足成故により、利家公の小姓衆罷出てすゑにける。織田有樂に神谷信濃・富田左近・村井勘十郎・前波半入・奥村金左衛門・桑原勘七罷出る。有樂・左近兩人は御傍にて御相伴也。其外内府と金森法印・有馬法印・淺野彈正・蒲生飛驒守御次の間にてすゑらるゝ。如斯に其時分は御輕々しくまします故、物毎にはかの行く事限りなし。誠に太政大臣の御人だに加樣なれば、夫より下は推して知るべし。其日打過御機嫌能く還御有て、利家公一入大悦被成けり。

十月八日。前田利家、金澤町年寄の伏見に來り、犀川・淺野川兩橋の改修を命ぜられたるを謝し白銀を獻じたるを嘉す

〔國初遺文〕

今度尾山兩橋之義付て、印判出申候處、爲其禮年寄貳人指上候。殊銀子三枚到來、並祝儀として卅目、是又相届候。於樣子は豐後・長兵衛・八郎左衛門迄可申遣候也。

十月八日　利家印

尾山町中

十月十四日。前田利家、德川家康をその伏見第に訪ふ。

〔言經卿記〕

十四日戊午、天晴。

一、午刻より伏見へ冷同道罷向候。町屋借之、先日罷向候處也。下人衆夕飡申付候。予、冷同道候、江戸亞相へ罷向對顏候。夕飡有之。先刻大名衆有之。前田筑前守加賀中納言事也・織田有樂・金森法印・有閒法印・寺西等有之、各對顏候。

十月十五日。前田利家、利長と共に、豐臣秀吉の命を奉じて宇治川の堤防を作る。

〔村井重頼覺書〕

文祿三年十月十五日より、伏見御本丸うしろ舟入やぐら下川せき之儀、利家樣・利長樣へ被仰付、三ヶ國普請、土たわら用意の時、右御父子樣土たわら事に、色々御からかひ御座候。色々さま〴〵御物語御座候事。

〔菅利家卿語話〕

一、伏見城下宇治川を、大納言樣・肥前樣御父子へ川せきを被仰付。宇治川をせきさる事、

末代のきこえの爲と、利家様御滿足被成候。扨土俵をよせ申候。利家様御家中土俵すくなく寄候内に、其日暮方に水出來り、明日は此躰にて候者、二日のふしんをながし候はんよしにて、利家公御下知にて、土俵をどれ共不言なげ込候へば、肥前様御家中之土俵を取申候時、岡崎備中御小姓には梶川長助などふせぎ申候を、大納言様御腹立被成、御杖にて御おひのけ被成候。それより御父子様御からかひに罷成、上下せんぴを悔申候。其時片山内膳、是も大納言様より前廉御付候人にて候。涙をながし申分、皆々ほめ申候。色々物語有之事。

〔菅利家卿語話〕

一、同後日に大納言様後代の聞えの爲、土籠を御自身御持被成候。御あひては齋藤刑部、二歸もち、かたいたき由にて、しかうしてころび申候。御笑にて、扨長九郎左内鈴木と申者、是も六十計の者成が、是御あひてに成持申候。御機嫌能御座候。其時肥前様は御うしろむきに被爲成御座候。色々物語有之。其夜御うへ様、大納言様へ、扨も大納言の御位にて、もつかうもちはと御笑候へば、大納言様御返事に、宇治川をせききる事古今なき故、態大納言もつかう持候由御たはむれ被成候事。其時孫四郎様ももつかう御持候なり。

〔菅利家卿語話〕

一、同右之様子、後日に太閤様御耳に入、従是御普請御見舞に、船にて御出被成、御父子様

へ御懇に御意、ほね御折候よしにて、それより直に御船にて、俄に内府へ被爲成、大納言父子喧嘩の由聞候間、何も扱候へ、我等もそれ故出候由御意。扨大納言樣御父子を召候而、色色あつかひ事御ざれ事御意にて、大納言樣に雁の繪名物御座候を御覽可被成由御意候。畏て候由にて御取寄候。則中なほりに肥前守に遣し候へ由御意にて候。太閤樣肥前樣へ御自分、大納言中直りに遣し候由御意にて、御渡被成候。扨御中直御座候、色々ものがたり有之候。

〔三壺記〕

天下の大名請取〳〵の丁場有て、何も油斷なかりけるに、前田利家公の御請取宇治川をせき切、川除をつき出させ給ふ。三ヶ國より三千五百の人足を呼び、惣奉行長九郎左衞門なり。川中へわく・鳥足を入れ、土俵をなげ込み埋けれども、底深くして水早し、わくも鳥足も流れ行きたるさま、横樣に成ておもふやうに落付く事なし。幾千萬の人足はついえと成。長九郎左衞門も難儀に及び、家禮老功の者ども呼て、詮議の處に、浦野・伊久留・鈴木など相談し、上手の大工を吟味して尋ければ、毛利半右衞門と云大工來りて、おもふやうにわくを立申べし、作事小屋を五十間づつ二通り作らせ、早々壁を付られ候へ。其中にてわくをくみ可申とて、俄に小屋を作り、いそぎ三方に壁を付られ候へと、上手の壁塗を尋出す。脇坂東庵と云もの來りて、數千人の人足に土をいたさせ、東庵一人として、百貳拾間の所日高き内にぬる。秀

吉公も利家公も何も御普請場へ御出に付、御小屋を立させ給ふに、御座敷・御臺所出來して、此壁も一日につけにけり。疊屋に寺田彌右衞門と云ふもの來て、數百疊の疊を一日に敷つゐたり。此ゆゑに毛利半右衞門・脇坂東庵・寺田彌右衞門三人を、長九郎左衞門に召置、加州にて百五拾石づゝ扶助せらるゝ。さてわく・鳥足も出來して、人足共持て川へなげ入けるに、堅横のかまひなく落着ける處へ、土俵數萬俵こしらへ置、其上へなげ込〳〵する事、大名小名御小姓馬廻手づからかきて川へなげ入ければ、難なく水はなし迄埋上げて成就いたしけり。然る所に利長公の御丁場の土俵を、利家公の小姓衆下知して、人足どもにとらせたり。岡崎備中・梶川長助裁許の土俵にて、兩人杖を以追拂ふ。利家公御覽被成、殊之外御腹立にて御機嫌あしく、御父子の間もふしぐ〳〵に成。箇樣之時節に何の隔て有べきといからせ給ふ。片山內膳承り、なみだをながし、御尤のたねをふるひて申わけいたしけり。齋藤刑部持ける土俵に、利家公御手を懸させたまへば、齋藤刑部たふれておきあがりければ、御笑被成御機嫌よく御座ならせらる。六十ばかりの男持ける土俵に、御手を懸させたまへば、達而御じぎ申上る。いそがはしき時の禮儀と御意有。土俵をいたゞき奉る。是は長九郎左衞門普請奉行鈴木因幡と云大力ものなり。尾張の國のもの方へ武者修行してへめぐり、長九郎左衞門被召置、諸事用所を勤けり。奧村因幡に出頭して鈴木十兵衞に成る。秀吉公出御有て御覽被成、古今稀成普請

哉、大納言の手を下し手傳せらるゝ事、偏に夏の禹王のみづから鋤を持て、金花山の洪水を切ながし、衆生を助け給ふも、唯今の利家公の心ざし是なりと、興じさせたまひけり。それゆゑ諸奉行人足ども汗水に成て、精力をはげます。頓而成就し、秀吉公御舟にて内府の館へいらせられ、利家・利長の骨折古今有がたき樣子也と、一禮被仰、利家の雁の繪の掛物見度よし御意に付、即時に取寄御披見にそなへ給ふ。秀吉御意被成けるは、土俵のあらそひにて、利長父の氣色宜しからずと迷惑のよし聞及ぶ。中直りに利長に御出し候へとて、秀吉公手づから肥前守殿へ御渡し被成ければ、御父子共に御機嫌よく、座中高笑にておはします。かくて太閤秀吉公は、八月朔日伏見の屋形へ御移徙被成、御祝儀千秋萬歳、天下の大小名は進物上げ御目見え、筆紙の及ぶ所にあらず。同月廿五日に御能被仰付、新作の謠をつくらせ給ひ、由巳法橋・金春八郎にふし拍子など吟味被仰付、仕舞等も成就し、御能見物何も興をもよほしけり。御能組は芳野花見・高野詣・明智・柴田・北條、是五番なり。面白く仕りたるよし御意被成、太夫役者拜領す。

〔菅利家卿語話〕

一、伏見川せきの後、十月の末に罷成、公儀御普請あがり申候時、御下屋敷川ばたに渡り申候。地形を直させ、裏の門へ道よく被成度由にて、役人共五日御賴可被成由御意候へ者、御

家中衆畏存候。金澤より成共罷のぼせ可申候に、幸の儀と申請、御普請被仰付候時、裏の御門坂の上まで、利家様御出被成、金子を五枚爲持御出候て、御普請奉行野村勘兵衛・前波加右衛門・宮川與左衛門・小島庄左衛門四人を召候而、高らかに一年中骨折たる役人共を留候事不便に思ふ。是は少なけれ共、役人共に酒をのませ候へよし御意に候へ者、三千五百の役人共此御意にきほひ、忝く思ひ、どつと高聲をあげ、鍬遣をいたしたれば、其日一萬計のふしんほど出來、扨もきほひ・おくれを思召す、御大將とほめぬ人なく候。後奉行衆被申候は、五日計にも出來可申御普請、たゞ二日に出來申由に候事。

〔三壺記〕

加州より三千五百の人足共、十月の末に御普請相濟罷歸時分、利家公御下屋敷川緣にて有之に付、水溜を被成、道も高く盛上させ給ふ。裏御門への道など作らせらるゝ。大形相濟處に、普請奉行野村勘兵衛・前波加右衛門・宮川與左衛門・小島庄左衛門四人に被仰付、金子五枚御もたせ裏門の坂の上より高聲に年中骨折之上に留置不便に思召、御酒を被下ぞとよばはり候へば、諸人難有奉存、末人足五百も入可申處、其日もみ立出來し、御いとま被下罷歸る。合氣のたぐひ其心ざしを得ん事を願ふことは、箇樣之事なるべし。賴母敷御大將哉と諸人申あへり。

〔村井重頼覺書〕

一、御家中大小名共はだかに成、川せぎ之時、利家公御屋敷下と申、彼是大がまを十三川ばたにたかせ、かゆをにさせ被成、さむき時分と云ひ彼是と御意にて、侍下人によらず、くひ次第大びしやくにて、めい〳〵にめんつう二三百おきくはせ申候。御ぢき衆は三つかまを、ごきをおき、くはせ候。天下の上下、扨〳〵利家公名大將とさゞめき申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、先年伏見川せぎ之時、殿樣御下知に、十月のことなるゆゑ、川ばたに大釜十計するゑ、かゆをにさせ、五六千の者に喰次第爲御喰被成候。役人共も侍衆も十月の比成故、一入きはひ申候。文武の御大將とかんじ被申候事。

十一月十七日。前田利家、伏見に於いて藩邸を築造せんとするを以て、書を鶴見彥介に與ふ。

〔國初遺文〕

覺

一、南之方御堺西東卅間、北南四間、家を可作候。材木金子を以可調候。屋根はのしぶきたるべく候。釘等も其方可申付候事。

一、堀際十間、築地之方十間、これをあけ、右之家可相立。但三十間之家相立、兩方のあき地へ双方同樣可殘之事。

一、築地何程出來候哉。おほひのかはら當年難出來候由に候。何樣令馳走、年內中出來候樣可申付候事。

一、今度二條より引候家、何程相立候哉。片時も急可申付候。來月はやがて可上洛候間、可被成其心得候事。

一、屋敷地形普請、いかにも中をたかく可申付候。普請之人每日着到相付可下之事。

一、大工飯米之義、自敦賀米申付候。若雪積候て、つるがより米不參着候ば、以金子買之可下行事。

一、四間卅間之家相立候ば、出雲並源右衛門令相談、木取さし圖以下大工無油斷樣可申付事。

右條々猶以具申含渡部差越候。令相談、材木以下可然之樣可馳走者也。

十一月十七日　（利家）印

鶴見彥介どのへ

十一月廿八日。前田利長越中礪波郡井波大工拾人に米一俵宛扶持す。

〔國初遺文〕

已上

井波大工拾人屋敷之事、一所壹俵宛當年より扶持者也。

文祿三　十一月廿八日　　利長印

井波大工

與三左衞門所　才右衞門所　利兵衞所　與八郎所　彌五郞所

與兵衞所　角右衞門所　十左衞門所　七郞兵衞所　與七郞所

〔井波舊記〕

瑞龍院樣御代私共先祖之者、天正十四年越中守山御城御普請之砌罷出御用相勤申候に付、御歸陣之以後拾人之大工ゟ御判紙を以、於越中井波居屋敷一人百貳拾步宛被爲下候。其後關ケ原御陣大阪御陣兩度共御供仕、且又伏見御普請にも罷越御用相勤申候。唯今御拜領地に罷在、每歲越中所々御旅屋・御藏・橋等御修復之節、御用次第罷出相勤申候。且又金澤城中、並江戶御屋敷、御作事多く御座候時分も罷越御用相勤申候。

十二月　前田利家山城伏見より金澤に歸り、その從者途に傷けらる。

〔三壺記〕

文祿三年の暮に金澤ゟ御下向在。石川郡之內濱通り御來駕、鶉鷹野遊ばし、夜に入て御入城

也。御供之人々は思ひ〳〵に御先へ御いとま給ひ、宿々に歸りけり。然る所に宮腰口町端に而、御小將齋藤八太夫を、何者やらん一太刀切て追ぬけたり。八太夫見知て、山の神と云ふ他國浪人なりとて追廻し生捕。御小將頭脇田主水御耳に立候處に、御吟味被仰付。齋藤八太夫は神谷信濃目懸也。然にかの牢人篠原出羽家中に緣者有て圍ひ置、彼浪人と信濃與力の子と三人申合候に付、三人御成敗被仰付、出羽家中の者追放人もあり、信濃も出羽も面目を失ひ迷惑に存じけり。村井豐後其時分町奉行を兼て被仰付、手代を指置、町中の事きかしむ。町同心村井豐太夫・横山庄右衞門也。御通之時分吟味みだりにして上下入亂る。故に箇樣之者共はいくわいす。然に依て兩人御せつかん被仰付云々。

〔陳善錄〕

一、利家樣金澤へ上方より御下向之刻、はま道御下向候宮の腰にて、ばん鷹野を被成、夜に入金澤へ御つき候故、御供せこ衆おもひ〳〵かへり申候刻、齋藤八太夫山神と申他國らう人いこんにて、宮のこし口にまちうけ、八太夫をきり申候。然共八太夫小わきざし計にて候故、少手をおひ候て、かげへはいり見申候へば、山神と云ものにて、神谷信濃八太夫に目をかけられて、殊に小姓頭脇田主水ゆゑ、そせう申上、殿樣御耳に入。扨もにくき仕合、他國らう人の分として、我等小姓鷹野せこして草臥歸候をやみ打、前代未聞の儀と御意にて、山神を篠

原出羽下町にえんじや有之居申候を引出し御せいばい。其外出羽家中迷惑仕ものも有之事。さてたんだへ行けば、信濃よりきの子同類にて、これ又被引出せいばいにあひ申。色々さんだんに、信濃見事成せられやう、當座出入ものゝ事に、我身寄騎は引出、せいばいにあひ申候と申衆も御座候。扨其時町人共出合不申候由御せんさくにて、豐後町下代村井豐太夫・横山庄右衛門、大納言樣より御せつかん被成候。其時花藏坊事にぶんごと御中たがひして居候間、我等可申付由御意に候。其時皆々町奉行を望申衆多候へば、勘十郎に御意候は、豐後をひに久左衛門と申もの、一比魚津を領置候ものはと御尋候間、其もの今に父ふち仕おき申候、久左衛門と申ものに御座候。をり／＼町など御通被成候刻、御目見仕候由申上候へば、それに下代申付させ候へ。一段りこうものゝ由御意にて、即久左衛門に奉行下代させ申、豐後上方にて、いよ／＼忝泪をながし申候事。

〔菅君雜錄〕

利家公御領國爲御仕置御暇にて御歸城、加州石川郡の内鷂鷹野有て、宮腰口より夜に入て御着城、御供の人々過半御先へ歸宿す。齋藤八太夫御小將宮腰口町端より歸る處八太夫を一刀切て其儘逃る。小脇刺にて切たる故乎、少の淺手にて八太夫脇は片寄り立、透し逃る者を見れば、他國浪人にて異名を山の神と云者也。神谷信濃守は常に齋藤心易く、又御小將頭脇田主

水兩人より右の趣きを申上吟味する處、篠原出羽守家來の中に、浪人山神と緣者有て、此所に便り居候。依之篠原が家來を御吟味の處、神谷信濃守與力某が子と三人申合せ、件の趣と白狀す。仍て三人共に成敗となる。町奉行村井豐後此頃在京に付、爲名代息勘十郎相勤む。依町同心共嚴重に縮可申付處、沙汰の限りとて、村井豐太夫町同心・横山庄右衞門役義被召放。依之兩人の代り勘十郎寬ふ處に、先年豐後魚津在住の時、御見知りの者あり其者可然、名は何と申すとの仰あり。其者豐後をひにて、村井久左衞門と申上る。則町同心に被召出云々。

是歲。前田利家の子利孝生る。

利孝は後の七日市藩祖

〔金澤古蹟志〕

菅家累譜に云、上州七日市藩元祖前田大和守利孝。生母於古和方。加州石浦城主山本若狹守女也。奉仕于高德公。文祿三年生利孝於金澤城。高德公薨後薙髮稱妙運尼。と按に山本若狹は本願寺一揆賊魁の一人にて、天正四年八月賊將連名にて、本願寺刑部卿法眼への披露狀に載せたり。

山本若狹守名は家藝

文祿四年

正月廿九日。豐臣秀次前田利家に放鷹の禽を贈る。

〔七尾舟木氏藏文書〕

爲湯治見廻差越使者候。湯相當候哉、長湯ごくにて候。其上風引候段精々養生專要に候。御氣色すき〳〵と御快氣に候、可心易候。隨而鷹雁壹棹遣之候。猶使者可申候也。

正月廿九日　朱印(秀次)

加賀中納言殿

二月九日。是より先陸奥會津城主蒲生氏鄕卒す。豐臣秀吉、德川家康及び前田利家に命じて、その國政を監せしむ。

〔妙覺寺文書〕

鶴千代臺所入之儀、氏鄕如相定可仕候。代官前之事入念遂算用、江戶大納言・加賀中納言兩人に見せ候て、其上民部卿法印・淺野彈正少弼を以可申上候。傍輩をかへりみ於令用捨者、兩三人可爲曲言候。猶家康・利家可申候也。

二月九日

蒲生四郎兵衛尉殿
町野左近助殿
玉井數馬助殿

〔桑華字苑〕

一、蒲生氏郷死去在て、跡目利家樣御肝煎にて、無相違會津百二十五萬石秀行に被遣。

〔三壺記〕

蒲生飛驒守氏郷事

秀吉公利家を召て被仰者、伊達政宗は蒲生飛驒守と先年より遺恨有之、底心隔心有べし。互に心底に宿意無之樣に才覺可有旨御意に付、利家公の屋形櫻の間にて御振舞可被成とて、淺野彈正・德善院・長岡越中・金森法印・有馬法印・佐竹備後・政宗・飛驒も被召寄、御振舞に御あつかひ被成、盃の取結び目出度相濟、秀吉公御滿快に被思召けり。其振廻之折節、政宗の裝束上下に朱鞘の二尺計の大脇指也。利家急度にらみ給ひ、政宗殿はだて男かなとしう句に被仰候へば、いやあづま男に候へばと一笑して申されしとかや。御勝手には戸田武藏・上田主水・猪子内匠・土方勘解由、勿論利長公・孫四郎殿も御はたらきにておはします。此蒲生飛驒守氏郷は昔田原藤原秀郷の子孫にて、近江國日野に久敷在城なるを、近年會津へ被遣有之けるが、頓而病死に付子息鶴千代十三歳也末期と見えし時、利家公を別而せがれ之儀賴奉る旨遺言なるに付、跡目無異儀可被遣旨を被仰上置處に、石田治部少輔・長束大藏申上ぐるは、會津は一揆國にて、幼少のものなどは無心元由言上申候故、太閤も其儀ならば故鄉近江日野四萬石

可被下旨被仰出。利家此よし御聞被成、是は石田・長束さゝへなるべし、御斷被仰上候はんと思召けれども、其時少し御氣分惡敷御座候に付、政所樣へ利家公の北の方御使として登城有て、最前より我等方より申上候通、會津にて本領被遣、內府の聟に被成被下候はゞ忝可奉存候。私共申上候儀左樣に御用ひなきに付ては、以來秀賴樣之御爲申上候とても、誰も違背仕可申旨被仰上に付、それならば會津にて可被遣とて、本領鶴松に被下、忝奉存入部いたさるゝ刻、利家公より德山五兵衞・脇田主水を付て被遣、翌年上洛有之、御禮被申上、別而利家公へも一禮念頃なり。家老其外も利家公へ御禮申上る。其以來伏見にて鶴千代御成を被致、御機嫌能御座候に付、鶴千代に被仰出は、親飛驒守は忠三郎と申けれ共、其方には藤吉郎の藤の字を可被下由にて、蒲生藤三郎に被成けり。

〔利家記〕

一、蒲生飛驒殿御遠行の時鶴千代殿十三にて候。如何樣共大納言樣奉賴由、自筆の御狀又は御口上にも被仰渡候。依て跡目は其まゝ鶴千代殿に被下候半由、太閤樣被仰出候へば、奉行衆さへ被申候。彼國遠國と申、一揆國にて候へば、飛驒守さへ氣遣仕候に、如何可有と申時、扨又御意に、鶴千代二十に成候者、今迄の會津成共、左なくば其程の國を遣可申候。先江州日野は飛驒守在所に候間、本知四萬石可被下候由被仰出候へば、大納言樣御煩候由にて御登

あるかゝり
本のまゝ

城不被成、御うへ様を政所様へ御あがり候て、まへかご被仰出今更加様に御意、大納言外聞と迷惑仕候間、鶴千代は出家に可仕候由、色々御才覺候へば、政所様太閤様へ、今程秀頼を持て其方大納言を身にはされず、無曲と被存候而、誰を頼可被成候や、御分別違と被仰候由に候。そこにて利家様を召候而、鶴千代に會津を前々のごとく可被遣由詮議相濟。其上會津近の所に候間、内府のむこに可仕由御意にて忝思召、徳山五兵衛に脇田主水を御添候而會津へ被遣候。忝儀扨も〳〵と、飛驒殿諸大名大納言様へ御禮に參、御門前彌々市をなす。其後大納言様御差圖にて、太閤様を伏見にて鶴千代殿へ御成候て、そこにて藤三郎殿に被成候。太閤様藤吉の藤の字、飛驒殿忠三郎と申上候を取り、藤三郎に被成候へ由御意にて候。是と申も大納言御影と忝思召候由、大名小名被申候事。

〔利家記〕

一、聚樂にて太閤様被仰出。大納言様へ御内證にて、蒲生飛驒守と政宗先年の遺恨により中惡敷由被及聞召候。國並ごと云、中惡候へば上様御爲にも如何に候間、中がらを直し候やうにと御意にて、右御兩人淺野彈正殿・德善院・長岡越中殿・金森法印・有馬法印、扨は佐竹侍從其外五六人、大納言様御殿棲の間にて御振舞御座候。政宗仕立肩衣袴の上に、朱ざやの一尺八九寸の大脇差をさして被參候。飛驒殿はあるかゝりの御脇差にて御座候。德善院・佐竹は、

政宗引かたのやうに相見え申候。彈正殿は政宗の御奏者被成候へ共、飛驒殿とも御挨拶能候。右之通故遠國者にて候間、人に押こまれまじきふりに見申候。大納言様御脇差に急度御目を御付被成、正宗はだて成仕立に候よし、御あいさつながら御あて被成候。政宗事之外行當たる躰に相見え、彌ざれ事にしなし、遠國者にて御座候故と被申候而、謹みゐたる躰に、其時御振舞出、御盃二つ出、大納言様御座敷中へ御出被成、盃の御あいさつ被成、双方いたゞき酒を參り、何事も無事に相濟申候。何も御勝手衆など讃談に、今日の政宗躰、大納言様御たやにてなく候者、ひよんをも出さう成躰に候。飛驒殿は又少しも左様の事かんにん有人にて無御座候間、事出來申事も可有之候。御亭主様御威光つよき故と、是に付ても太閤様大納言様へ被仰付候儀、不及申御尤候由さんだんにて御座候。肥前守様・孫四郎様は不及申、御座敷へは御出なく御勝手に御座候戸田武藏殿・上田主水殿・猪子内匠殿・土方勘兵衛殿なども、御勝手に御座候事。

三月六日。豐臣秀吉近江高島郡今津・弘川二邑を前田利家に與へ、利家士民甚右衛門に之を管せしむ。

〔國初遺文〕

近江國高島郡今津西濱九百貳拾八石四升、同弘川之内九百三拾六石五斗三升、都合千八百六

文祿二年は四年にして、その芳春院の領となりしは利家薨後の事なるべし

拾四石五斗七升之事、上下之爲宿所令扶助訖。全可領知者也。

文祿四年三月六日　印

加賀中納言どのへ

〔混見摘寫〕

一、江州高島郡善積庄今津村・弘川村、文祿二年秀吉公より芳春院様へ御化粧田に進られ、其頃の村長は河原林甚六と云（今津甚四郎曾祖父。）米拾石被下なり。（寛文の頃京枡に相成現米九石に被成候。）高徳公御上洛の刻は甚六家へ被爲入、今津甚右衛門と改名被仰付、御代官代々相勤候。大坂御陣之節、冬は越前之内樫まがりと云所へ、雪途道路人數召連罷出、夏陣には國境まで罷出、甚右衛門家へも御止宿も被遊候。微妙公御作被遊候よしにて、馬沓を所持家珍とす。（片々は殿様、片々は甚右衛門。）芳春院様御逝去之後、今津・弘川の御領徳川家へ被召上哉、直に可被下哉相知れざるにより、三年が間甚右衛門藏へ納置、甚右衛門を以東都へ被相伺候得者、兩村とも前々之通御知行所に被進、御領分に相成也。甚四郎親甚右衛門亂氣の体故、寛文十二年御代官被指除、（延寳八年病死。）せがれ甚四郎へ延寳二年に御扶持を被下、御代官は姉聟鹽屋九郎右衛門相勤る。
寛文十二年より延寳元年まで一ヶ年、金澤より行山新右衛門今津へ相詰る。橋爪五兵衛弘川村に相詰る屋敷跡あり、御代官を勤るよし。

〔御扶持百姓由緒〕

乍恐就御尋、江州今津甚四郎由緒。

後甚右衛門と申候

甚　　六

二代　甚右衛門

三代　甚右衛門

當　甚四郎

一、曾祖父、従太閤様芳春院様へ文祿二年今津・弘川兩村御知行に被進候刻、御米拾石被爲下、右兩村支配被爲仰付、則芳春院様御書頂戴仕、今以致所持申候。高徳院より御代々御上洛被爲成候時分、右甚六家に被爲懸御腰、其後大坂御陣之刻、雪深御座候に付、人足大勢召連、越前かしかまの里迄微妙院様御迎に罷越、道をふませ今津迄御供仕由に御座候。芳春院様御逝去以後、今津・弘川兩村御收納米、公儀ゟ可被召上共、微妙院様へ可被召上共極り不申候に付、本多安房殿・横山山城殿より被仰付、三ヶ年之内御收納米預り置、從微妙院様被爲仰付、江戸ゟ罷下、御公儀御奉行所に而、微妙院様被爲仰付候趣詳に申上、則兩村微妙院様御領分に相成。其年より御代官も被爲仰付、御口米被下候。其時分安房殿・山城殿より

芳春院に文祿二年賜はりたりといふは誤なり

かしかま本のまゝ

被下候御折紙今以所持仕候。其後右甚六名を替、甚右衛門と申候。度々献上物仕、御目見被爲仰付候。

一、徵妙院様御代寛永拾八年に、曾祖父甚右衛門死去仕候に付、芳春院様より右被下置御扶持米拾石、祖父甚右衛門拜領仕、御代官被爲仰付候。然處に寛永二十年に、徵妙院様より今津と名字を被下、萬治三年に病死仕申候。

一、祖父甚右衛門に被下置御扶持方米、父甚右衛門致拜領、度々御目見被爲仰付、御能御座候時分は見物可仕之旨被仰出、則見物仕申候。萬治二年七月御鑓一筋拜領仕候。則今枝民部殿・奥村因幡殿より御折紙所持仕申候。寛文八年に海津之內中村町御知行に被成、是又御代官被爲仰付候。寛文十二年親甚右衛門病氣に付、御代官御赦免被爲遊、延寶八年病死仕申候。

一、親甚右衛門存命之內、延寶二年に私義御目見被仰付候。

一、延寶八年親甚右衛門被下置御扶持米拾石、私致拜領有難忝奉存候。但拾石被下米、新京枡に改り申刻、九石に被成、今津村御收納米之內を以拾八俵、年々拜領仕申候。

右之通に御座候、以上。

貞享三年六月　日　　今津甚四郎

御算用場

下屋敷を賜はりたるは前年十月に在り

ほゑひそけ本のまゝ

三月七日。豐臣秀吉伏見より來り、前田利家の京都第に臨む。

〔言經卿記〕

三月七日庚申、天晴。

一、太閤伏見より御上洛候。直前田中納言殿へ渡御也。

三月十五日。豐臣秀吉前田利家の伏見邸に臨む。

〔國祖遺言〕

一、伏見大かめ差にて、大納言樣御下屋敷渡候て、いづれも有之處、太閤樣俄に殿樣へ、三月十五日に御普請場よりすぐに被爲成之刻、村井豐後御門の內に萬事申付、御目見仕候へば、上樣御意、やれわすれた、あの大ひげに大納言近邊に屋敷とらせ可申ものをと御意候て、ぶんご橋のきはに明屋敷候を、廿三間廿間之御屋敷を其日に被下、天下かくれなきぶんご橋のきはに候間、わが名も豐後、後名高く罷成候由、御機嫌よく御わらひ被成候。其時殿樣忝旨御禮被仰上候。其刻不破彥三はと上樣御意候。久々相煩國に罷在候由、殿樣被仰上候へば、ふびん成と御意。扨其時德山五兵衞にも御屋敷可被下由、廿間廿間之屋敷を被下、柴田修理を我まゝにしたる五兵衞、今は大納言內にてはゑひそけに有之由御笑被成、この兩人ばかり上樣より御ぢきの屋敷被下候。殿樣忝おぼしめし御禮被仰上候事。

關白秀次の身上果たるは文祿四年なり

春。大阪城に闖入して豊臣秀吉に害を加へんとせし者ある如き疑あり、前田利家乃ち宿衛の士の警戒を怠るべからざるを語る。

〔菅利家卿語話〕

一、大坂御城奥のやぐらへ、關白樣御身上相果申候春、ぬす人はいり、三日も四日も四五人も有之躰に候つる。其故は御物置へ御用にて、奉行衆はいり被申候へば、跡を見れば少し內へいやぶりたる所あり、御土藏のわきにて食をして喰候跡も候。太閤樣御耳へも入、好々案內存たるもの儀、大工かべぬりなどの樣成もの共、御隱密にて御糺明候。少も物取にはいりたる躰にてはなく候由、つひに忘れ不申候。大工かべぬりなどは糺明にしころされ候。御番所へも程遠く候故、可存やうもなく候。其後關白樣よりしのびを被入置、太閤樣いつもの如く上らう衆に御腰物もたせ、日暮などに御出候所を打はたし、其まゝ天下を御取可有御才覺にても候つるや、太閤樣御運つよき御事と、大納言樣御物語被成候。是につきても餘り奥ふかく番所遠きはあしき事と御意候。就其諸侍煩は不及是非候、番に出候時は、目をもねず候て用心可仕事と御意候。

四月廿一日。前田利家飛驒白川に米穀輸送の事に關し、小林彌六左衛門

本文五月廿九日の條に載す

に書を與ふ。

〔國初遺文〕

一、飛驒白川へ入米付、金澤に在之、彌商賣之者をかたらい可申付旨尤に候。相應□上候て、則米にて請取金一枚に銀一枚相副、當座〱に可上候事。

一、金子は可爲京制候。金銀其月之末進有之ば、藏より米請取事無用之事。

一、白川入米並しほ・あい物をも、長田屋と半分〱に可仕候。米請取候とも半分〱に仕、金銀をも其分に可上候事。

文祿四　卯月廿一日　　ちくぜん　印

小林彌六左衛門

五月。豐臣秀吉京都の傾城を召し、前田利家等に之を與へてその使役に供せしむ。

〔天寛日記〕

一、此頃京都傾城共被召上、五人太閤被召遣、江戸其外の人々、内府公・加賀大納言へも一人宛被召遣候へとて被遣、人々も被下ける衆多し。

左京大夫は淺野幸長　武藏は中川光重

彈正は淺野長政

六月十六日。前田利家、淺野幸長を能登鹿島郡津向に置かんとするを以て、書を三輪藤兵衞に與ふ。

〔三輪氏藏文書〕

尙々武藏家せばく、不自由成所々は、家をも作り可申候、以上。

態申遣候。仍左京大夫先々能州へ御下候て、少之間住宅事候。然ば武藏家を相渡し可置候。此方より來二十日比に被立候間、可成其意候。武藏女共は我等屋敷へ移し可置候。樂春を相副遣候間、其刻具一書にて可申遣候。先爲心得申候也。

六月十六日　　利家　印

三輪藤兵衞殿

〔利家記〕

一、淺野左京大夫殿關白樣と一味の由、いそがひと云ものにせ判の時、奉行衆太閤樣に申上、既に彈正殿・左京殿父子御成敗に相極、伏見中さわぎ、未だ下の御城之御門際に彈正殿屋形成故、御城御門外に人數をよせ、はや彈正殿へ御下知次第に押寄申躰に、奉行衆被仕候。利家樣露次口と彈正殿の門向合御座候。前廉左京殿は、大納言樣御むこにて御座候つるちなみ

上様は利家夫人のことにてその女與兎姫が先に淺野幸長の妻たりし關係をいふもの、如し

に、利家様へ御理に、扨も私共少も謀叛心無御座候を、如御存之、石治部少・増田右衞門などは中悪敷故、さゝへ申儀無是非よし御申候に付而、大納言様、扨も不便成仕合哉と、露次口より彈正殿・左京大夫殿を大納言へ呼入、段々聞召、此上は我等共に切腹仕候共御理申上、無理には御成敗させ申まじきと、第一は上様御上にても候、又は彈正父子不便に候由にて、山里に父子共に御入被成候へ由にて、利家様御城へ御出候。內證よりはうへ様を政所様へ御上り候。其時御城御門外に、拔身の鑓などこぎやうさんに見せ、彈正方より色立させ候様に、奉行衆しなし候處に、利家様乘物より御おり候て、おのれらは何たる風情仕候、今者日本の侍共は不及申、唐迄も在伏見するに、淺彈正父子ほどのもの、自然不屆事相極御成敗候共、御門際に拔身をいだす事沙汰の限、我等一人に被仰候へば、不人知腹をきらせ申候に、扨も左様之事、武道をば奉行のやつ原はしるまい、算用事、人を口にていため候事は上手に可存と、たからかに其鑓共鞘はめまじきかと御怒候へば、威光におぢ、やぐらより奉行衆小聲に成、さやはめ／＼と被申候に付て、ひた／＼とさや共はめ申。御供に參申候衆も上下、加様のきびのよき事は一生聞も不及、目に見るは只今が初にて候由申候事。扨御登城候て、太閤様へ御直に、彈正父子少も如在無御座候、御せんさく御極候て、其上に實證ならば、私申付腹きらせ可申と被仰上。扨御せんさくに罷成、似せ判に相極、はたものにあがり候者も

紀伊守は左京大夫に同じ
なごや御陣跡に遠行は
利家の女、
淺野幸長の室のことなり

御入候。扨彈正殿へは甲斐國相渡、左京殿は則大納言樣我等預り申候由にて、能登國へ被遣、つむぎと云所にたやありて御置被成候。扨も〳〵忝被存候事。

〔利家記〕

一、其後左京大夫殿若きものに候間、かうらいへ被遣一骨折せ被成可然由被仰上、さらば可參由被仰出、かうらいへ御越にて手柄共して召かへされ候刻、利家樣事外御滿足候て御同道被成御登城。左京殿進上に金子五十枚にて候得ば、上樣御對面被成、彼金子を骨折申由にて、淺野左京へ被下候を則頂戴して、大納言樣へ直に又御父子共に御出候て、忝儀今生は不及申上、未來迄も忘申候者御罰あたり可申と、ふしころび忝思召躰に見申候事。

〔村井重賴覺書〕

一、淺野彈正殿御事、利家樣共芳春院樣共努々御親類とは不及承候。淺紀伊守殿と申彈正殿御子息、大納言樣御むこにて御座候。然共なごや御陣跡に御遠行被成、其後關白樣の御あいむこに御成、利家樣とは御間遠々敷御成候處に、關白樣事出頭いそがひと申もい、作り狀にせ判候て、彈正父子すでに御せいばいに相究候處に、伏見中さわぎ申候處に、彈正殿大納言樣御かけこみ候て御賴候故、昔の御ゑんへんゆゑ、色々仰わけを大納言樣被成、太閤樣御前相濟申候。其時紀伊守殿は能州へながさせられ、つむぎと云所に。大納言樣御あづかり分にて相濟。天

此よしみにて御婿に被成候とあるは誤なり

下の諸侍、さりとは大納言樣文武の御大將と申、御目を被下候へと御斷候て、御出入の衆多出來申候事。此外色々の儀御座候事。

〔續漸得雜記〕 高田彌右衛門咄

一、松平安藝侯御先祖淺野左京大夫は、御身上果可申子細の所、高德公御はからひにて、能州つむぎに暫御かくまひ、其後御恙なく今に四十萬石餘也。此御よしみにて御婿に被成候。松雲公御意にも、淺野家は當家に深きよしみ有よし御意也。然ども淺野家には此事深く秘するよし也と。

六月十八日。淺野幸長能登に移らんとするを以て、前田利政亦三輪藤兵衛に書を寄す。

〔三輪氏藏文書〕

淺野左京大夫殿其地へ被越候條、諸事何樣にも可令馳走候。材木以下用之儀は、餘多可有之候。無由斷可申付候、謹言。

六月十八日　　孫四利政判

三輪藤兵衛尉殿

以上

關白は豐臣秀次

七月八日。前田利家、豐臣秀吉の爲に召されて登城す。この日關白秀次廢せらる。

〔菅利家卿語話〕

一、其後七月の事成に、關白樣謀叛を被成候由にて、夜半に伏見屋形〳〵子をきかさまにおひ申候。利家樣其夜色々被仰付樣、具には書付不被申候。日比御拵被置候具足共二百領取出、具足なきものには、ふだを付おくものゝ由被仰出候。扨伏見屋形〳〵へ横目を被遣候。內府と御屋形向合に御座候へ共、其比內府は御暇被仰、江戸へ御下御留守に候。扨夜明け、しらぬ躰にて、其朝猪子內匠殿へ、御數奇御約束に候故御越候。色々是にも物語有之候。然處に太閤樣召候由にて、朝四つ時直に御登城候。然處に其日八つ時分に、關白樣かうざうすにたばかられ、上下六七十御供にて、伏見木下大膳方迄御理の爲御入候を、御城より兩度御使者にて御かみをおろし、其より直に高野へ御ながし候。色々物語有之事。

秋。豐臣秀吉先に前田利家に預けたる越中新川郡を加封す。

〔越登賀三州志鞬嚢餘考〕

今秋越中新川一郡曁び秀次君の遺館を、豐主より國祖へ賜はり、秀頼君の守護を頼ませらる。按ずるに坊本多くは新川郡を賜るを文祿三年とす、非也。

八月廿四日。是より先、豐臣秀次の伏見第を前田利家に與へらる、利家此の日移り住み、後屢茗宴を開く。

〔國祖遺言〕

一、關白樣御屋形に新川郡相そへ、大納言樣御拜領被成、八月廿四日に御わたまし候て、十月廿四日御つぼ口切被成、御茶上候へと被仰出、太閤樣俄に被爲成候。御相伴內府・金森法印・有樂にて御座候。上樣御機げんよく書院へ御出被成、夜半迄御座被爲成候。同廿六日ひるより肥前樣・孫四郞樣、御相伴は土方勘太夫殿・村井豐後・奧村伊豫、御相伴可仕旨御意にて、御機嫌能夜半まで御數奇やにて御咄御座候。同廿七八九日の晚まで備前中納言樣・淺野彈正殿・長岡越中殿・政宗殿・羽柴下總・戶田武藏殿・上田主水殿・奧山佐渡・新庄するが殿・羽柴久太郞殿・かすや內膳・大野修理・杉野ほうき・平野遠州・仙石越前・半入、其外六七人御茶被進候事。

〔村井重頼覺書〕

一、其後關白樣御身上相果被成、色々の儀候て、伏見之御屋形を大納言樣へ太閤樣被進、後日本之諸大名あがまへ被申候。色々さま〳〵御事候。

〔菅利家卿語話〕

一、關白樣御身躰相果候刻、太閤樣御意に、此上は大納言を秀頼公御守なれば、後を御頼なくては不叶。即秀次御跡美濃・尾張・伊勢、大納言樣へ御進上可有由御意候由。扨石田治部少・增田右衞門尉など、大納言樣御中惡候故、彼出頭共申上候は、御意御尤に御座候得共、利家は今程無双武篇者に候、扨又立腹なる仁に候間、自然上樣へ無曲き存儀御座候者、其日にも謀叛可被仕候間、外聞すきなる人に候間、關白樣御屋形今程伏見一番に候間、即御屋形を被遣、越中新川郡御加增被成候而可然存由申上候由に候。即右之通に被仰付、忝思召御移住被成候。國大名小名御門前市をなす事限なし。然處に御たゝせつゐん迄も金の間を御覽にて、扨も扨も關白殿見聞く程大成望ある人にてなく候、中々謀叛は僞成べし。我等儀は子孫迄も望有之間、加樣の座敷には不罷成候由御意にて、あひ／＼いらざる所を御壞し候て、御居間は泥繪をかゝせ御座候。德山五兵衞・不破彥三などを初年寄衆、扨き道有大將哉と感じ被申候。扨其後右奉行衆さゝへ、大國を押へ申候事相聞え、後治少・右衞門と御中あしく御座候事。

九月朔日。前田利長今枝重直を祿して家臣とす。

〔今枝家譜〕

文祿三年甲午。秀次公之臣各賜姓。叙任官位。重直又其列。任內記。叙從五位下。秀次公有事之後。暫浪遊。無幾。因瑞龍院殿懇招之。來賀州。爲瑞龍院殿之臣也。先至越中森山。此

年公參覲大坂。及其歸路。重直出向于松任驛。公欵待特甚。呼重直曰。內記殿今度御下珍重珍重云々。自明日定主從之禮式也。爲堪忍料、越中國繩打內を以、參千石令扶助畢。全可有知行狀如件。

文祿四年九月朔日　　利　長　判

今枝內記殿

〔前田家雜錄〕

一、文祿四年七月十五日秀次公切腹、檢使者福島左衞門大夫也。秀次公之侍津田與三郎・今枝內記、外射手三十人御國へ被召出候也。

十一月三日。前田利家、村井長賴等に茶を饗す。

〔國祖遺言〕

一、同霜月三日之朝、御家中衆又は肥前樣衆御ふるまひ、其通御意にて、人々それ〴〵にほられ候。御書院次の間までおしはなし、左座不破彥三・高山南坊・前田孫左衞門・靑山與三・太田但馬守・村井左馬助・岡島備中・德山五兵衞、右座長九郞左衞門・高畠石見守・中川武藏守・山崎庄兵衞・片山內膳・不破源六・奧村織部・寺西宗與、右合十六人御ふるまひ被下、御茶二ふく立、御自身一ふく〳〵殿樣御持參被爲成、左座より被下時、豐後參候へと御意にて、亭主

河内は奧村永福の子榮明

被成候。右座の時は伊豫參候へと御意にて、是又亭主に被成候。加樣に御吟味をあひ〳〵に被成候。其頃豐後は金澤城代に罷在を、御屋形新川郡拜領候、即ちと被上候樣にと御意にて罷上候。誠忝御事と豐後申事に御座候事。

一、右之外六七千石より二千石までの衆、其外物頭共三十七八人御ふるまひ被下、御茶も豐後・伊豫亭主に被成下候事。

是歲　前田利長左近衞權中將に任ず。

〔本藩歷譜〕　瑞龍公記

文祿四年月日闕左中將に轉ぜらる。註に云、中將御轉任の事諸記に見えず。今御本並新撰武家補任に從うて載之。

是歲。前田利家射手百人を祿し、奧村榮明等に屬せしむ。

〔前田家雜錄〕

一、文祿四年利家公射手の侍百人、知行貳百石宛に被召置、内四十人は奧村河内に御預け、是河内弓の上手故也。二十人は吉岡九左衞門・藤懸又太夫に御預け、殘四十人は夫々に與頭(クミ)を被附由也。吉田氏未御國へ不來時歟、可考。

〔三壺記〕

利家公射手衆被召置事

秀次公果させ給ひて、大島雲八肝煎にて射手四十人二百石づつ被下被召置。吉岡九左衞門・藤懸又太夫に御預け被成けり。然るに組中かたまり目安を上て、與頭をさんぐ〳〵にそしる。利家公聞召て御吟味被成候へば、與頭の越度なし。與のもの共あなどる也。利家公御意には、射手百人の都合可被召抱とて、方々聞立被召置。吉岡・藤懸と、兩人よきもの二十人聞立て言上す。則其二十人を右兩人に御預け被成けり。是と申も兩人のもの覺の有もの成ゆゑに、右之通被仰付。さて四十人はそれぞれに分而與頭を付させられ、四十人は奧村河內に御預けなり。其時分河內貳千石に與力四千石なり。此與力之內御昵近に被召出もの多し。四十人にて八千石、〆壹萬四千石の都合なり。射手共に被仰渡けるは、河內儀は家老の子なり、弓の上手なり、是以來も墓目の役なり。重而與頭に對し異議を申さば、急度可被仰付よし、岡田長右衞門・神谷信濃迄被爲仰渡、何も畏奉存旨御請申上にけり。

慶長元年

正月十三日。前田利家、德川家康を訪ひ、茶會に列す。

〔言經卿記〕

十三日辛巳、天晴。

一、伏見へ予・冷・阿茶丸等同道罷向候。與左衞門所にて休息し、次江戶黃門へ三人同道罷向候。對顏候。次大納言殿へ罷向候。金剛壽院少納言同座に對顏候。亞相へ御茶湯有之候云々。

加賀中納言・淺野彈正忠・瀧川下總守・蜂須賀阿波守也云々。

三月廿一日。德川家康、前田利長の邸を訪ふ。

〔言經卿記〕

廿一日戊子、天晴。

一、伏見へ冷發足、江戶亞相へ見舞候。前田侍從殿へ御出也云々。不及對顏候。

四月十日。前田利長、越中檜物師の京師勤番に關する法令を定む。

〔越中古文書〕

已　上

檜物師事申付條々。

一、國中ひ物し番々おひ、少も無懈怠、京都に可相詰、然ば自餘之役儀可相除事。

一、增山・中田・放生津、其他在々所々に有之ひ物し、一統に京都之番可相勤、若令無沙汰者

有之者可申上、急度可申付候事。

一、守山並所々町においてひ物しやうばいの事、座をさだむる者[ ]他所よりたち入、ひ物だうぐみだりに無之樣、堅令停止者也。

文祿五　四月十日　　　　利　家　判

才　次　郎

此外ひ物屋共

四月十五日。前田利家能登七尾町に對する條々を定めて、三輪藤兵衞等に與ふ。

府中は利家の築きたる新七尾の城下なり

〔三輪氏藏文書〕

覺

一、府中の藏々並あたらしくたてゝ、門などにふき板入候はゞ、五百も千丁もへがせ可申候。併慥に奉行を相副可入念事。

一、町に奉公人住宅いたし候て在之事、一切令停止候。當座やどをかり有之事はくるしからず候事。

七尾城山は舊畠山氏の城地なり

鶴賀は敦賀

三輪藤兵衛

大井久兵衛

この月は小盡なり

一、七尾城山のはやし、むざとかり取事堅濟止候。前々のごとくかみのに申付急度可致事。

一、道奉行の事、前々よりかげ山仕つけ候はゞ、尙々其分に申付、道橋うゑ木までも念入可申付候。御人數揃相□候はゞ、則令下國候間、萬無油斷樣に可申付事專一候。

一、河原町中小地ばくらう町の事、勝手の能程に見計、町をたて可置事。

一、藤橋村明神野にたてさせ尤に候事。

一、府中のぼり道町の事、本かおや町にたてさせ可申候事。

一、くしこ如毎年とりて可置候事。

一、すみ千俵鶴賀まで可相屆事。

一、しほ貳百俵つるがへ可相屆事。

一、しほ千俵宮腰まで可相屆候。尾山城中に取寄用候事。

以上

文祿五　四月十五日　ちくぜん　印

藤兵衛

久兵衛

四月晦日。前田利家、德川家康と共に參内して、前太政大臣近衛前久。

前右大臣菊亭晴季の左遷を免されんことを請ふ。

〔言經卿記〕

二日戊辰、天晴。

一、石河日向守へ罷向對顏候、茶有之、一昨日從太閤禁中へ江戸內府・前田大納言兩使にて、近衞殿・菊亭前右府等可召出候由被仰入候也、云々。近衞殿は薩摩國へ去巳年よりの左遷也。菊亭は去年七月に越後國へ左遷也。可有上洛由飛脚下也云々。石河日向守雜談候。

二日は五月なり

四月。前田利家權大納言に任ぜられ、その臣下にして諸大夫となるもの二人を加ふ。

〔公卿補任書入〕

前權中納言豐利家。此年四月從二位權大納言。若家康任槐同日歟。

〔國祖遺言〕

一、利家樣秀賴樣の御もりに被爲成少まへかど、中納言の御任之刻、越後景勝と御座敷下の時、太閤樣御きもをつぶし被成、淺野彈正殿御使にて大納言の位に被仰付時、奥村伊豫守・神谷信濃守、諸大夫役人多入申候故と御意にて被仰付、合六人。

〔利家記〕

一、其後秀頼樣御もりに利家公被爲成候時、御位を大納言樣に被爲成候時、奥村助右衞門伊豫守に、神谷左近信濃守に被仰付罷成事。其よりは御家に諸大夫六人に成、上樣へ御禮も村井豐後・篠原出羽・高畠石見・中川武藏・奥村伊豫・神谷信濃と次第に被申上候事。

〔袂草〕

一、慶長二年正月十一日任權大納言。

本文の說は非なるべし

五月十三日。前田利家、豐臣秀吉及び秀頼と同車にて參內す。

〔言經卿記〕

十三日己卯、天晴。

一、太閤・若公禁中へ御參也云々、長者町御殿より也。御車に太閤・若公・前田大納言・御乳人御局以上御同車也。次江戶內府、車は諸大夫十三人、井伊侍從、布衣二人、隨身兵仗四人、牛童子一人、其外侍衆大勢也。次ぬりごし、前田大納言御車に被乘共四五人有之、淺官衆乘馬也。大勢有之。禁中に而三獻有之、云々。謠有之。太閤・內府等、扇にて御舞也云々。追而可記候。

〔天寬日記〕

三歳は四歳

脱文あるべし

一、此日參內、大なる車に秀吉公・秀頼公・利家・女壹人、以上四人同車。其跡に家康公あじろの車、井伊侍從そうかい持、內大臣に任ぜられしなり。利家もことし大納言に任ぜられ候。

慶長日記

〔天寛日記〕

一、慶長元年秀頼公三歳上洛。日本大小名裝束にて馬に乘り、伏見より京まで十間に一騎、口取二人・侍一人・小者一人づゝなり。伏見城より京島津龍伯宅まで八十八町あり。秀頼公御先へ二行に乘、其跡に長持三百、どんす唐織のおほひ、次に左の方柄までのしづきの長刀五十、右の方のし付の鑓五十、鐵砲五十もあかき猩々緋の羽織、大小金ののし付、犬に唐織きせ、引繩紅、鳥さしさほ、いづれも十五より內のもの、思ひ／＼の出たち五十餘輩、馬三疋鞍置大房土佐駒、その次にみせつりごし一挺、次につりごしに秀頼公乳母にいだかれ、供の女房衆つりごし三十一、御供の騎馬諸大名の子供十より內、いづれも裝束、馬共は土佐駒の五歳六歳の小兒まで馬に乘候事はならず、馬のそばにいだかれ、此跡に左の方に家康公家來の諸大夫十五騎、利家の家來諸大夫十一騎、家康公・利家は東福寺門前まで東より迎出御、家康公は大きなる紋の付たる青染の道服、赤きうらの袴をめし、利家公は黑きしゆすの道服袴、兩人ながら馬にてたかく御咄し、諸大夫裝束着たるを供につれ御通り、六條の橋より女

中こそ〳〵乗物よりおり、かちにて秀頼公を乳母いだき、洛中見物の衆に御見せのためなり。島津舊宅まで此間十八九町計り、秀吉公三條まで迎に出御、秀吉公は十日あまり先へ上洛。慶長日記

本文この日の事に係るや否や明かならず、假にこゝに附載す

〔陳善録〕

一、秀頼様伏見より内裡へ御參内の刻、利家様御車に秀頼様をいだき參らせられ御越、御歸城の時分、伏見備前中納言殿上の坂下まで、御供衆大名小名馬より下り、下々入込不申やうに、御車際大納言様衆警固被仰付候。小姓・馬廻跡を押申候時、我も〳〵と入込押合申候時、長岡越中殿を大納言様御馬廻山本久助と申者つらをはり申候。越中殿とは努々不知故也。喜右衛門なども手傳申候。肥前様、越中殿はよその物と言ひ事と思召、御車の先より御歸候へば、右之通御覽候てしらぬ体に被成、又御先へ御越候。其夜肥前様御意之通色々物語有之候。

五月十七日。前田利家又豊臣秀吉・秀頼と共に參内し、猿樂を演ず。

〔言經卿記〕

十七日癸未、天晴。

一、禁中に而太閤・同若公・江戸内府・前田大納言等御能有之云々。新公家衆各被參也云々。御能已後伏見へ御歸候。御七番有之云々。

六月廿九日。前田利家能登鹿島郡能登部上村兄宮に制札を與ふ。

〔能登鹿島郡能登部上村社藏文書〕

禁　制

一、神林竹木伐採事、付□

一、社中民家人居住事、付□

一、社中に立入狼藉事、付理不盡之催促事。

右條々令停止、若於違犯□は、速可處嚴□如件。

文祿伍年六月廿九日　　利家判

閏七月十二日。伏見の地大に震ふ。前田利家小姓を遣はして豐臣秀吉の安否を問はしめ、尋いで登城す。

〔菅利家卿語話〕

一、伏見地震の時、大納言様御屋敷と肥前様と上下にて候。御つぼの內へたがひに御出被爲成、御詞をかけ合せられ候。何も／＼御尤／＼と涙を流し被申候。扨大納言様被仰付、小姓衆五六人御城廻を四方へ、上様は御出被成候哉、大納言ものとよばゝり候様にと御意候。太

閤樣、是に有ぞ、無事に出でた、心安存候へ、大納言も無事に候哉と上より御意を、罷歸申上候。其よりは何の御かまひなく、只御一人御城へ御はいり被成候時、太閤樣御機嫌能、秀賴樣を大納言樣へ御渡被成、御いだき被成候由、御歸候て御物語被成候。扨も右之通御取紛の時出申御分別と、利家樣を名大將と上下申候事。扨其時より伏見山城御拵にて、太閤樣御移被爲成候事。

〔國祖遺言〕

一、伏見大しんの時、御城もゆりくづし候刻、加藤主計殿はかうらい之義に奉行衆さへ、太閤樣御前惡く候て、屋形にひつこみ出仕なく御入候。其人數を揃、扨路次に人數を置、石垣くづれより主計殿一人御城中にかけこみ、加藤主計に候由被申上候へば、上樣主計かと御意御機嫌よく、誠や軍陣にて手柄高名致候はゞ御免候樣、おき/\に御前相濟申候。扨も/\人は時節有物かな。主計地しんゆゑ日頃の侍立、伏見御屋形をくづし死人多候處に、主計殿仕合能候事、うき世の中不知事と申慣候。大納言樣も右之通御意候。つね/\利家樣御取成被仰上おかせられ候ゆゑと、主計殿泪を御ながし忝がり被成候。其より三十日計過候て、又唐へ罷越候へ由御意、御前相濟月出度躰にて唐へ御越被成候。其時大納言樣より御馬二疋、其外色々被遣候。扨忝御禮に御越候て、主計殿頭を地に付、利家樣御おんは今生後生共に忘

中間敷旨御申、奉賴山主計殿御申候時、思は夫れ何の遠事これ有ん。殿樣か樣に語を御引被成、千里二千里へだて有之共、心中替事にて有間敷と御意候へば、又主計殿泪に御むせび、かうべを地に付、高ごゑに御成候て、忝義東西をわきまへず候躰と、謹而御禮候て、御暇乞被成御歸候事。

閏七月十五日。前田利家伏見城修築の爲、能登より竹釘繩を越前敦賀に輸せしむ。

〔國初遺文〕

急度申遣候。仍能州國中へ申付、なわをなわせ、くじ船にて鶴賀まで早々可上候。能州てらでらへ竹を相渡し、くぎをけづらせ、是又出來次第になわぶねと一所に可上候。伏見の作事たいさう成事不及是非にも候。萬事打置、竹くぎ・なわの事可申付候。不可有油斷候也。

文祿五後七月十五日　　利　家　印

藤　兵　衛　殿

久　兵　衛　殿

〔陳善錄〕

一、伏見大地震の後、殿樣を孫四郎樣地しん小屋にて御ふる舞被成候。殊外御小屋結構成御

孫四郎は前田利政

作事を、殿樣御歸被成、御よまひ事被仰、岡田長右衛門・齋藤刑部を御使にて、地しん小屋などと云ものは、いかにも輕々とあやまちなきやうにするもの也。左樣候儀はへのこの銀薄と云而いらぬもの也。金銀をむざとしたる事につひやせば、むざと無理を云ひ、人のものほしがる物也。もてば山が崩れても、海がうまりても驚かぬものにて候。惣じてはや孫四郎は一國の主に而候へば、何事ももらさず心にかけ可申候處に、武者道具馬以下もあまり沙汰もなく、毎日鷹野又はしやみせん計り之由、沙汰之限。日本にて孫四郎一國取なれば、六十六人の一人に候處に、萬事行義沙汰之限と御意候。其外色々の御事。

閏七月廿二日。前田利家、能登に謫せられたる淺野幸長の罪を赦されたることを三輪藤兵衛に告ぐ。

〔三輪家傳書〕

淺左京殿今廿二日御赦免事候間、爲迎人を遣申候。人足事入次第に可申付候。此時候間、急度馳走専一候。加州へも申遣候也。

壬七月廿二日　　利家印

三輪藤兵衛殿

秀吉の大佛に詣でたるは閏七月に在り

閏七月。豐臣秀吉大佛殿に詣る。前田利家疾に因り從はざるを以て、人の爲に讒せらる。

〔菅利家卿語話〕

一、太閤樣大佛へ御越候時、利家樣は御持病氣にて無御越候。路次にて大納言樣謀叛を被成候御用意候由、四十計の男訴訟申上候。太閤樣扨も〳〵にくきやつかな、おれが死たらば落涙可申大納言を、加樣に申儀にくき仕合、則からめとり大納言に渡候へよし御意にて、寺西筑後殿を御使にて、彼囚人を利家樣へ被下候。忝思召、則つゝをさし、大納言樣おもて緣まで御出候て、何たる事を申上候哉、たぞ申上候へと申者も候哉と御尋候へば、かしらをかたむけ兎角を不申上、五條の橋を日暮に罷通候へば、何者共なく四五人歷々罷通、右之次第を申候而、是を太閤樣へ申上候へば忠功に罷成、御知行可被下と申候を、何ともなく申上候と申上候。それより大納言樣御たゝ馬廻衆番所に有之御見廻衆に御みせ被成候。其後利家樣忝儀御禮に御登城被成候へば、太閤樣御涙を流させられ、其方を秀賴守に賴申候に付、おれと其方を中あしくせんと思ひ候ての才覺も不存候、よく〳〵糺明いたされ候やうにと御意に候よし。利家樣彌忝思召、御涙にむせび候由、御歸候て御物語被成候。それより御歸候て、內府・金森法印・淺彈正殿・有馬法印・有樂樣、其外御出候て、扨も〳〵大納言殿御手柄成今日の上樣御

後緒入三字本のまゝ

意こ被仰候。彌其よりは猶以御門前市をなし申候。其後寺西筑後殿へ、大納言樣其時の御禮に御越候。あはせ十・ひこへもの五・かたびら五御持參、其上御差料のからくわさやの兼光の御腰物を被遣候へば、筑後殿扨も外聞こ申忝由、首を地に付御禮被仰候。其時筑後殿作事半に候故、我々も奥迄御供にはいり候てよく見申候事。

八月三日。前田利家能登七尾町民の地震に關して安を候したるを嘉す。

〔能登古文書〕

以　上

八朔の禮銀上候間、其心得可有之候、以上。

地震見廻こして年寄一人さし上候。後緒入到來悦入候、尚長兵衛かたより可申聞候也。

八月三日　印(利家)

所口　府中町

八月。明使楊方亨・沈惟敬來り、豐臣秀吉命じて惟敬を前田利家の伏見邸に置かしむ。此時利家の臣にして諸大夫たるものを增す。

〔村井重賴覺書〕

一、其後唐よりゆうげき伏見へ參候時、則宿を大納言樣へ被仰付、さま〳〵御馳走。其時又諸大夫けらい多入申候儀に候。豐後・出羽は金澤御城代に、石見は白山の城に、武藏はらう人ゆゑ、諸大夫なく、富田越後・奧村河內・木村土佐・岡田丹波四人俄に被仰出、諸大夫に成申候。其時村井左馬助・富田左太夫・前田孫左衞門・山崎彥右衞門・不破源六などは、孫四郞樣へ付させられ有之ゆゑ、能州衆にて諸大夫に不成。殊外孫左衞門・左馬助などは腹立にて候躰之事。

〔國祖遺言〕

一、木村土佐守・奧村河內守・富田下野守・岡田丹波守四人は、ゆうげき唐より參、大納言樣御宿を被成、廿日ほどゆうげき有之時、諸大夫役人多入申候故被仰付候。此時合拾人也。

〔菅利家卿語話〕

一、遊げき將軍、伏見へ參候刻、大納言樣御宿被成候。色々鷄・ぶた御用意御もてなし被成候。其時御船入へ太閤樣被取寄候て御遊候時、藥を遊げき取出し呑申候由。其時太閤樣何藥と御聞候時、是は壽命又はじんを補申藥、其故我等も八十に成候へ共、煩不申候由申時、太閤樣・利家樣も遊げきのみ候を御覽にて、即參候由。內府は其比二三日腹中御煩候故、其日御登城なく候へば、參不申候由に候。加樣に太閤樣御煩候へば、大納言樣御煩も似た御煩に候間あ

王は二字本のまゝ

鞍形生付た

んじ申候。遊げきははや死申候由申來候事、是に物語有之事。

〔國祖遺言〕

一、太閤樣伏見に御座候時、唐よりゆうげき參り、大納言樣に廿日ほど御宿被成候。王は備前中納言樣屋形へちかく故やご被成候。其時唐のものに別て馳走なく、今日武者揃被成御みせ可有由被仰出。日本國中人數三千づつ一頭〳〵に被仰付候。けつこうに仕立可仕旨上樣被仰出候。其時に大納言樣被仰付、年寄衆へ、揃三千人これみせ武者、いかにもさし物は大きにけつこうに仕候へ、自然の時はさし物ぬいてすて候而も不苦候。あひじるしの心もちかんよう。扨又三千の外、まぎれかくし人數三千ほど、高畠石見と村井豐後を御居間へ御よび候て、か樣の時はふと大事出來候ものに候間、右之御談合被成、あるひは五百六百三百づゝ、まぎれ武者つまり〳〵に置候て、ごや〳〵と云ふ時一所に出合候樣にと御意候。肥前樣をはじめ、萬事おもく御こしらへさせ候へ共、殿樣は其事共御わらひ被成候。是はかやうの時は不計當座に喧嘩出來候て、大事に成可申候もしれず候御用意に御座候。いづれも年寄衆、御咄其外をいたされ候て、扨も日本をてらせ申度名大將とかんじ被申事。

〔陳善錄〕

一、遊うげき伏見へ參、御城へ初日出仕之とき、くらなり生付たる馬を高麗より參候。御城

ろ馬は駱駝なり

より御供いたし、まづ罷歸に何茂見物いたし候時、橋本孫平次警固衆と申分仕出し、大成事に成申候。小々姓には奥野金左衛門・馬淵傳左衛門・村井勘十郎、大小姓今井左太夫・大塚傳左衛門・齋藤八太夫・奥村主計・神戸五右衛門・富田孫九郎、御馬廻には原田又右衛門・青山金右衛門・峯野嘉右衛門・小崎牛助、此外四五人有之。物語有之事。

九月二日。豐臣秀吉明使を饗し、秀吉、前田利家等皆明の衣冠を着す。

〔天寛日記〕

二日秀吉大明使を饗應あり。秀吉公上壇に座し、下壇の右之方を兩使の座とし、左の方に內府公・大納言利家及び中納言以上七人の座を設く。秀吉公赤服唐冠を着し、榻に座し、七人の公卿も大明の冠を着し列座あり。其外諸大名各緣の上に並居、其儀式嚴重なり。饗應畢て兩使皆客館に歸る。家忠日記・大成記。

九月十五日。越中高岡法光寺開山日養寂す。

〔本化別頭佛祖統紀〕

越中高岡邑法光寺開山日養上人傳

師諱日養。號了覺院。弘通敎化所往有利也。天正十二年甲申。越之中州礪波郡高岡之傍。幸

古肥前は前田利長にして同年はその金澤に移りたる慶長四年なるべし

得勝地。造一精廬。以竢終焉。呼本照山法光寺也。生涯説法三千三百餘座、授戒之徒百十餘人。晩更築閑居。自行轉讀一萬餘部成就之。慶長元年丙申九月十五日奄然而化矣。世壽八十一。

十月。金澤愛宕寺に神明宮を勸請す。

〔國事雜記〕

文祿五年拾月中旬に河原半左衛門殿兩足輕旦那にて、伊勢福井與左衛門へ祐慶參、榊を申請、愛宕寺中に勸請仕置候處、古肥前樣當地へ御移被成候砌、寺社屋敷可被下由に付、神明屋敷之義松平伯耆殿・山田出羽殿へ祐慶より致訴訟、才川に屋敷廿五間四方致拜領、同年拾壹月五日に宮移いたし候。

讃岐は當寺開山祐慶若年の時分より召仕、名は猿市と申候。才川神明を取立、彼の猿市を神主に取立、後見孫左衛門を附置被申、後讃岐と申候。二代播磨、三代丹後。

小坂庄山の上に神明有之、神主土佐と申候。才川に祐慶神明を取立被申候處、山の上より、金澤神明昔より一社に御座候處、只今二社に成、致迷惑候。才川神明御つぶし被下候樣に、公義え土佐方より致訴訟、公事に成。左樣に候はゞ才川え打寄致一社候樣に被仰出、土佐・讃岐兩神主に被仰付相勤可申候。兩人打寄宮を建直し申、土佐は宮腰木屋と材木代銀の義に

致口論、追放に成申候。其より神主讃岐壹人相勤申候。

是歳。前田利家白山比咩神社の社殿を再興す。

〔白山諸雜事記〕

神殿額之寫

當社再興、加賀大納言豐宮朝臣利家卿、同東御方、爲子孫繁榮也。此文字大覺寺宮空性親王御筆也。

同 裏書

加賀國石川郡養老寺白山妙理大權現社頭、加賀大納言殿御父子以御兩三人御判勸進之。額之御施主則加賀大納言殿御息女加賀殿、太閤大相國秀吉北之御方也。其意趣者、家門繁昌、壽福增長、天下泰平、國土安穩、諸人快樂、所願成弁故也。此裏書依本願懇求、大佛殿兼本願高野山木食興山上人。應斯本願、越前國足南郡波着寺住侶安養坊權大僧都空照、爲自他法界平等利益也。于時慶長二丁酉年七月廿八日、於東山洛湯大善光寺奥院書之。

一、慶長元年社頭建立、額は貳年に掛る。則御手跡は人王百七代正親町院の皇子百八代後陽成院の御弟義性法親王嵯峨大覺寺御門跡の筆也。或空性、號隨菴。

慶長二年

本文四月二日の條に在り

正月十六日。前田利家權大納言を辭す。

〔袂草〕

一、慶長二年正月十六日權大納言を辭す。

三月廿五日。前田利家登營して豐臣秀吉の茶會に陪す。

〔日用集〕

廿五日齋了。赴長束大藏殿。逢増右・石治。其次到殿中。自宇治聞茶十一種□森上林兩人之茶。於御座敷有御茶。江戸内府・加賀亞相・金森法印・富左近、其外□伽之衆十二三人一座敷也。御座敷之飾者虚堂墨跡、靑地筒藤花被成御生也。黑唐木綿一端拜領也。夜半已後衝雨歸來。自江戸内府海雲一桶芳惠也。

四月二日。豐臣秀吉、前田利家の伏見邸に臨む。

〔日用集〕

太閤以下加賀大納言殿へ御成也。

四月七日。本願寺教如金澤に寺院の建立を命ず。

〔東本願寺金澤別院藏文書〕

今度屋舗替に就而御堂令建立候。時節柄之義に候得共、各馳走奨入候。抑安心之一義珍らしからず候得共、諸の雜行雜善の心を抛すてゝ、一心に彌陀如來今度の一大事の後生御助候へと申さん人々は、皆々極樂に往生すべき事更に疑ひ有べからず候。此うへには佛恩報謝のために念佛申さるべく候。此通幾度も〳〵談合候て、油斷なく嗜まれ候はんずる事肝要に候べく候。猶栗津右近申べく候、穴賢。

慶長二年四月七日　敎如判

加州石川郡金澤末刹七日侍講衆中

〔東本願寺金澤別院藏文書〕

於御許御堂御建立に付、御位牌御守護、其御講に御賴被成候。就而は境內取締方等之義も可然樣之御沙汰に候、以上。

四月七日　栗津右近判

高木兵部殿

由比勘兵衞殿

人見吉左衞門殿

山岸三十郎殿

〔寺院來歷〕 貞享二年由來書

金澤東末寺閒關は本願寺十二世敎如上人、慶長貳年金澤後町に末寺致建立、至當歲九十年罷成候。

四月十二日。徳川家康 前田利家の 邸を訪ひ、村井勘十郎・奥野金左衞門の能く利家に仕ふるを賞す。

〔陳善錄〕

一、内府大納言様へ四月十二日に御越、しみ〴〵御咄候て、御次間に大納言御直に被成御料理、御挨拶人は猪子内匠殿計にて候ける、徳山五兵衞・寺西宗與・齋藤刑部も罷出御咄仕候。いつものごとく村井勘十郎・奥野金左衞門かよひを仕候へば、内府金左衞門と勘十郎を、いつ見てもよく奉公する人と御意候へば、徳山五兵衞如御意御座候、あい勘十郎は村井豐後せがれに御座候よし被申候へば、扨は大納言殿は人づかひい上手にて候。豐後の子などを、あのごとくこまかにつゐさせ御つかひ候事と御意に候。御挨拶忝存候、利家様被聞召御笑被成候事。

四月。前田利家の 伏見の邸にて 石川左馬助・宮川與左衞門二人相闘諍し

出奔す。

〔前田家雜錄〕

一、利家公御家人石川右馬助・宮川與左衞門、於伏見御館慶長貳年四月喧嘩、さへ疵蒙る者馬場甚太郞・小塚藤十郞也。石川・宮川は立退行方不知と也。

〔陳善錄〕

一、大阪へ御引越前年、伏見にて殿樣、岡田長右衞門家は御屋敷石垣ぎはに被居候故、晚方に御茶を上被申候。御機嫌能御座被成候。然處に石川右馬助・宮川與左衞門御廣間番所に而喧嘩仕出し、さへ人は馬場甚太郞と申御馬廻なり。三人ながら手を負申、二人は退申候由御耳に入、御機嫌悪敷なり。其儘御歸被爲成候。御穿鑿にて兩人宿々へ人を被遣候へども、はや退申候故、右馬助は伏見宿に有之、道具御闕所被成、宮川は齋藤刑部むこにて候故、人多に道具も急ぎのけ申候。扨金澤へ飛脚被遣、女子おさへ候樣被仰越候。然共はや女子かくれ申候由に候。刑部も赤面仕候。然共刑部には不相替御前に相詰被申候。馬場甚太郞さへ刀にあびい、うしろに大きず手負申候。よくさへ申よし御意にて、國へ罷歸養生仕候やうにと被仰出、役儀迄も御免にて召下候。人持番は其日奥村河内に候へ共、夕食喰に宿へ御歸候跡にての事にては不苦候。加藤宗兵衞用所にて罷出被申候刻にて、吟味に逢被申候。當番はかゝず

こも非番は詰そこは、ヶ様の事かこ皆々申候事。

七月九日。前田利家石動山天平寺の僧侶に、天正十年以前の寺地に還住するを許す。

〔能登志〕

石動山坊中之義立歸度之旨候。無異儀可被還住者也。

慶長貳年七月九日　　利家　印

天平寺山目代

〔北陸七國志〕天正十年六月石動山合戰條

石動山の五社權現を伊影山に移され、數條の書立を以て、死殘りし衆徒等が罪科を糺されしかば、僧徒皆先非を悔ひ、今より以往野心を挾むこと候まじと、連署の起請文を指上しゆゑ、悉く其科を免さるゝ。後慶長二年七月十九日權現を本山に移されけるとぞ聞えし。

十九日は前掲の九日を誤りたるものなるべし

〔石動山由來記〕

天正十一年再造之宣旨被成下。同十九年御元祖樣御平國之上、百俵之御印衆徒笈掛山に於て頂戴仕候。百八代後陽成天皇御宇慶長二年七月九日再造成就に依て、無異儀還住之旨被爲仰付候。神領境内者東者錫杖坂、西者流地藏、南者八大山、北者蝦蟆田、是四方定境、從往昔

守護國司不入押領地、從高德院樣如元被仰付、山中可相守之御意候事。

〔古老紀談〕

石動山云々。天正十年水のえ午の七月廿八日にしうもう仕候云々。右三年退地、三年以後はいかげと申所に十三年たち申候。大宮坊はしき島大樂寺と申坊主を被仰付候。其後慶長貳年七月九日に東山げんじう被仰付候。

〔寺院來歷〕

就御尋申上候。

從石動山天平寺禁裏え御祈禱之御卷數、往古より献上仕候義、天正年中迄無怠慢指上申候由。然所天正拾年寺院不殘廢坊仕候に付而、鹿島郡いかげ山と申所え下山被仰付罷在候處、慶長貳年本山還住被仰付、其以後元和九年、往古の通御卷數献上仕度旨奉願候へば、願之通被仰付、一兩年奉納仕候得共、其砌は方々ね付屆多、其上献上物等も過分に御座候に付、衆徒中貧寺致難儀懈怠に罷成申候。乍然貞享三年に仁和寺宮え申上、御卷數並御進物等輕仕指上申度旨奉願候處、願之通被遊勅許、從貞享三年今年迄毎年無懈怠、仁和寺宮並御兩傳奏衆以執奏献上仕候由、老僧共申候。

貞享三年以來献上物

一、禁裏様え　御卷數一箱　檀紙拾帖
一、仙洞様え　御卷數一箱　檀紙拾帖
右從御兩方様被下物ハ無御座候。
一、御兩傳奏衆え　御卷數一箱　索麪一折充
右從御兩傳奏葛粉貳拾袋被下候。
一、仁和寺宮え　御卷數一箱　檀紙拾帖
右之通今年迄毎年六月献上仕來候由、老僧共申候、以上。
寶永元年十一月二日　石動山實達坊　印
伊藤平右衛門殿
永原左京殿
竹田五郎左衛門殿

九月廿八日。前田利長參議に任ぜらる。
〔又新齋日錄〕
慶長二年九月二十八日三河守秀康、從四位下前田利勝並爲三議。公卿補任、松梁記事

利勝は利長の前名

〔天寛日記〕

本文九月廿八日の條にあり

一、羽柴肥前守利長任參議。武家補任

九月二十八日世子參議に任ず。藩翰譜に、公卿補任を引て、慶長二年九月二十八日從四位下前田利勝爲參議と明文あり。武德大成記にも、今年九月伏見にて參議に任ずとあり。我諸記却りて之を脫軼す。有澤武貞は、慶長二年瑞龍公中納言に任ずとすれども、年譜系譜等、明年戊戌に中納言に昇進することを係れば、疑はらくは武貞の中納言といふは、此の參議昇進の誤ならん。然らざれば越階也。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

一、利長樣御內にては、宰相被爲成候時、太田但馬守・片山伊賀守兩人伏見に而被仰付、云々。

〔國祖遺言〕

九月。豐臣秀吉、前田利家の伏見邸に臨む。

九月日不詳、前田創業記爲四月八日非也。四月八日は文祿三年渡御の月日也。豐主公の伏見の邸へ照臨し、豐筵方文の華錯を設く。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

慶長二年九月伏見之邸秀吉公御成之時御拜領。

御刀三池小傳太水に降雪　　御脇指切刄正宗

付札切刄貞宗水に降雪共安宅共　　高德院樣秀吉公より御拜領。

〔中川典克記錄〕

十月十八日。前田利長の所領たる越中三郡の本願寺道場に對して法令を

布く。

〔越中古文書〕

覺

一、肥前殿へ、毎年從國中諸道場、年頭に爲御禮、綿五拾把百廿目にして擧可申事。

一、京都御廣間御番並年頭之綿無沙汰仁者、從此方催促可遣事。

一、御國を被爲拂候坊主衆之事、若國端に在之道場を立候義候者、急度可申付事。

一、國中諸坊主へ、從勝興寺被申觸候時、及兎角不罷出仁者、自此方急度可申付事。

一、惣國中道場屋敷地子御免候事。

已上

慶長貳　十月十八日　　前田對馬守長種　判

越中本願寺門下中　石崎右近衞門殿

十月廿二日。豐臣秀吉及び秀頼、前田利家の邸に臨む。

〔日用集〕

廿二日喫齋。到加賀大納言殿。今日太閤御成也。午時秀頼公亦御成也。

本文文祿三年の條に係く

十月。前田利長、越中守山城より富山城に移る。

〔越中國高岡山瑞龍閣記〕

慶長丁酉十月瑞龍公。自射水縣守山。徙富山城。

〔金澤藩源流記〕

此年の秋、瑞龍公守山の城より、同州富山へ御入城。或は慶長二年富山に入城有て、三ヶ年御在城とも云なり。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

冬十月世子、越中守山より富山城へ徙らせらる。是守山高聳、風威猛烈なるを避くる也。守山在城の間凡十三年。天正十三年松任より守山に移り給ふ也。混目抄には、文祿二年富山に徙りて守山に在ること九年とあり。此說非也。

〔壬寅妄志〕

此年瑞龍公、森山は高き山城にて御不自由とて、越中富山之城へ御移り也。森山御在城の間は十三年目也。

〔關屋政春古兵談〕

利長公森山に十三年御在城。慶長二年酉の年同國富山に移入り、慶長四年亥の年利家公御他界、同年八月大阪より御下向、金澤に御入城云々。

〔前田貞親手記〕

慶長二年利長公森山より同國富山之城に御移、同四年閏三月利家公御逝去に付金澤之城に御移り。其節富山には前田源峯を御殘置候旨。

〔富山記錄〕

一、富山の城は安住の城と申す、神保安藝守四五代居之、其後佐々成政居城、其後利長移之。

富山之城地廣狹之事

本丸	南頬東西 八十三間	西頬南北 七十三間	北頬東西 八十五間	東頬南北 八十間
二の丸	南頬東西 十 五間	西頬南北 二十六間	北頬東西 六十五間	東頬南北 三十八間
三の丸	南頬東西 四百廿六間	西頬南北 百七十間	北頬東西 二百八十間	東頬南北 百七十五間
西の丸	南頬東西 四十八間	西頬南北 五十三間	北頬東西 二百八十間	東頬南北 六十間

十一月十三日。豐臣秀吉、前田利家に富士茄子の茶入を與ふ。

〔日用集〕

十三日內府赴大津。宰相殿畠山御所持肩衝。今度自太閤御拜領。今晨見之。茶後於書院溫飩之次有飯。重疊之展待也。其後坐久。予先立座到殿中。昏黃赴御前。文梨小壺被贈內府。富士茄子壺加賀亞相。傒家拜領臺子。茶湯可然候由被仰出也。

利政の能登に封ぜられし事諸説一定せず、今その後裔たる前田男爵の家譜に從ふ

今年は慶長四年なり

是歲。前田利政能登口郡に封ぜらる。

〔前田男爵家譜〕

慶長二年利政能登の口郡羽咋鹿島二十一萬五千石に封ぜらる。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

利長君へ能州分與のことを、天正十六年或は慶長二年又今年として每書不一也。故に景周初めには有澤武貞の考記に從ひ、慶長二年を以て讓らせらると本文に立つ。然れども其後改竄數たびに及び、一定することを得ず。竟に國祖遺誡に依て今年を證とす。青地禮幹の系譜も、此遺誡の文を證としたるにや、今年とす。

慶長三年

二月。越前國主堀秀治の伏見邸火け、細川忠興の邸之と相對す。前田利家乃ち忠興の家に至り消防に從ふ。

〔三壺記〕

慶長三年二月下旬堀久太郎屋敷より火事出來、岐阜中納言殿類燒に及ぶ。長岡越中守向なれば、利家公人數引連、越中守屋形へ上らせ給ひ、村井勘十郎・小塚藤十郎兩人は人數引連、

伊達政宗は屋形へ上り防ぎ可申旨被仰渡、何も參り防ぎけり。頓て火鎮りて正宗も越中守も、御影故忝由御禮申上る。作事等も利家公より御合力有て、中納言殿も久太郎殿も思ひ〳〵に出來す。

〔陳善錄〕

一、太閤樣御遣行可有春、伏見堀久太郎殿より夜火出、岐阜之中納言殿もならび燒申候。長岡越中殿第とは向合候間、殿樣も越中殿へ御越被成、屋根へ御自身御あがり候て、御下知被成候故、上下かたをならべ申事に候。其時殿樣御腰物さやはしり、已に御手を御切被成候はんとして、ちやくと御はづし被成候由、御兵法の御自慢に御座候。其時正宗やかたも近所にて候故、村井勘十郎・小塚藤十郎兩使被遣候へば、殊に御近習衆を被下忝由、馬よりおり候て、正宗御禮被申候事。

太閤記に據るに此の事三月十五日に在り

三月十五日。前田利家、豐臣秀吉に陪して醍醐に遊び櫻花を見る。芳春院夫人亦政所に隨ふ。

〔菅利家卿語話〕

一、だいごへ太閤樣御花見事、其時御手懸衆京極殿と、秀頼樣御母儀樣と盃あらそひの時、政所樣御陵。大納言樣の御うへ樣も御あつかひ候事。其ゆゑ御花見つら〳〵の由御座候。其

ごき村井左馬助、だいごの宿にて、利家様御供衆を振舞申され候事。いろ〳〵ものがたり有之事。

三月十六日。前田利家の男利貞生る。

〔壬子集錄〕

前田備前守利貞。慶長三年戊戌三月日不知、山城國於伏見誕生、童名乙松、後七兵衞、後備前守、元和六年庚申八月二日卒、歲二十三、號江月院殿照嶺永秋居士。

〔家譜〕

慶長三年三月十六日生、後諱利豐。

三月下旬。前田利家上野草津入湯の途に上り、越中今石動に於て初て子利常を見る。

〔前田家雜錄〕

一、慶長三年三月下旬、利家公草津御入湯、金澤より石動前田又次郎殿へ被爲入時、御猿樣森山より六歲にて、前田美作同道初而御對面。御納戸奉行山崎種善坊に被仰付、金熨斗付大小被進御歸也。

おさる樣は利家の子利常

九草津は草津なり

〔陳善録〕

一、大納言様九草津へ御湯治の刻、御さる様御六つの時、森山よりそざんなる御供にて、今石動御宿の肝煎主計所迄御出候。御成人にて初て大納言様御對面被成、御機嫌よく御いさほしがり、大かたならず御座候。御刀脇差持參候へよし勘十郎に被仰付候間、御納戸奉行善倍に申付、金打さゐのし付大納言様御請取被成、御さる様に參らせられ、事外御滿足に御機嫌よく、扨御ふざころまでも御さすり御覽被成候。色々御意、物語ども多候事。

〔陳善録〕

一、大納言様草津の湯へ御入被成候刻、肥前様伏見にて御申上候。越中富山新城に仕候間、御下に御繩張を被成下候様にと被仰上候。萬事越中にて御馳走には、横山大膳金澤に詰おかせられ候て、萬事御馳走候。魚津の城には青山佐渡御入候。佐渡は伏見に詰居被申候故、子息與三いまだ若名の時に候。佐渡殿御内儀は、殿様御めいご様にて候。城へ御入被成候様にと仰御座候へども、御合點なく、城を少し行過、野中にかりやをうち候て、御膳被上候。さかひに御泊被成候時、大膳御膳を被上、一段御機嫌よく御座候。御歸城候而、金澤にて大膳事を一段御ほめ被成候。富山の城へ御立寄なき事色々物語有之。利家様かげにて横山大膳を、肥前取立候者に一のやつこ、度々御誉被成候事。

本文四月二日の條に在り

本文堀秀治の事に係る

四月二日。越前國主堀秀治封を越後に移され、前田利家豐臣秀吉の命を受けて之をその邸に饗す。

〔天寛日記〕

一、越後一ヶ國を堀左衞門督秀治に賜る。食邑四十五萬石の內、九萬石は村上周防守、六萬石は溝口伯耆守是を領し、秀治が與力と成。

〔陳善錄〕

一、右火事の後日、越前北庄より越後國へ拜領にて國替御座候。太閤樣御意に、久太郎門出を大納言所にて祝させ下申候へよし御意にて、則利家樣にて御振廻被成、其上に御ためし具足・鐵炮三十挺持筒被遣候。久太郎殿一入忝躰に御座候。其時柴田源左衞門、名を越後と申が、大納言樣御盃被下、御道ぶく被下時、忝冥加候由謹而被申上候は、今迄は越後と私名を申候、然共久太郎越後拜領仕罷越候間、今日よりは私佐渡守に可罷成由被申上、一段可然由殿樣御意に候。尤々と各も御申、物語多仕候事。

〔三壺記〕

秀吉公被仰出は、堀久太郎長谷川於竹と申て、信長公の時分盛に出頭致し、御奉公能申上かひぐ〱敷故に、先年越前を被下置。此度越後を遣はす間、越後の景勝は會津へ所替致し、蒲

生藤三郎は關東宇津の宮へ、正宗は仙臺へ、何茂御加増被遣由御意にて、國々へ人を遣し、所入の用意を被申付、堀久太郎は家老を使者として利家公へ申上、黄金五拾枚借用被致、越後入部の用意せらる。

〔壬寅妄志〕

今年堀左衛門殿越前福居より越後を拜領にて被引越之節、此與力分にて加州大聖寺の溝口伯耆守殿は越後新發田に、小松の村上周防守殿は越後本庄へ所替、其跡大聖寺は山口玄蕃父子にて七萬石拜領也。能美郡八萬石は丹羽長重に御加増にて、小松へ移り十二萬石と成。

壬寅妄志に慶長二年に係くるものは誤なり

〔菅利家卿語話〕

一、堀久太郎殿越後へ國替に御越之時分、本栖を御使にて參、金澤御城にて金子五十枚かりに參申候。大納言樣國替之時分義に候間、何程も御用に立可申候。安御事と五十枚被遣候。本栖忝奉存、請取罷歸候事。

四月二十日。前田利家老を告げ、封を世子利長に讓る。こゝに於いて利長權中納言に昇る。

〔武家補任〕

本文四月二十日に在り

一、前田參議利長権大納言利家卿第一男家督三十七歳。

一、同日權中納言從三位。

〔國祖遺言〕

一、太閤樣御遠行之時分、肥前樣中納言之位に被爲成候時、靑山佐渡守・山崎長門守兩人被仰付、合四人に成申候。其時肥前樣秀賴公の御もりに殿樣へ御そへ被成候事。

四月廿一日。前田利家書を加賀河北郡森下の紺屋孫十郎に與へて、自今專ら藩用の染色を司らしむ。

〔館紺屋理兵衞藏文書〕

今度帷子共染させ候處、沙汰限惡不念を入事不相屆候。向後森本こんや一人として、念を入染候て可上候。手傳雜左の事者、總こんや中として可仕候也。

以上

慶長三　卯月廿一日　印(利家)

森本こんや　まご十郎殿

四月。此月より五月に至る間、前田利家上野草津溫泉に痾を養ふ。

〔越登賀三州志鞬嚢餘考〕

三年戊戌夏四月公草津入湯。

〔陳善錄〕

一、利家樣九草津ゝ場へ、太閤樣御遠行ゝ年にて候、御暇被仰上御湯治被成候。佐野修理殿五日路程を、佐野より御見舞被成候。大納言樣御滿足被爲成候而、御秘藏の御差料兼光ゝ御腰物を被遣候。內府は伏見に御座候。然共神谷善右衞門と申仁、御家の神谷信濃と從弟にて候。それを御使にて、御明衣三十・御夜物二つ・御ふとん二つ・御肴色々御進上。九草津は風あるい所に候間、御ひえなきやうに、關東双候間、何にても御用を被仰付候樣に、則御心易神谷を付置せられ候由御申越候。大納言樣御滿足なされ、善右衞門に金打させの大わき差・御道服など被下、御歸し被成候。堀久太郎殿も、其時分越後國御拜領候而御越候刻、御使本栖と云者に、越後布明衣二十、其外御肴色々、御行水たらひ以下御進上。是も本栖を付奉り有之、御國双候間、御用被仰付候樣にとの儀に候。本栖に小袖袷三つ被下、御返し候事。

〔利家記〕

一、大納言樣へ伊白と申片目なる針立、出羽國もがみの者也と殿樣へ針を立、御氣色初はよくぬしと申候ごとく、三十日計過うすざみのやう成御小便を被成候。後伊白申候樣は、扨は

孫四郎利政の能登に封ぜられたるは慶長二年に在るべし

はや御虫下申候。百日過候者彌能可有御座と申、上下御家中悦申事中々無申計候。左候へば草津湯へ御入、金澤迄御あがり候へども薄ずみ色おりやみ不申候故、種善坊に今春七郎と兩人居申候故、御使にて御問候へ共、伊白何共御返事申兼候。其後伏見にて豐後隱密にて殿樣へ申上候は、彼伊白下もの、其上何たる仁か、以來大納言樣を六ヶ敷存候而よく□、伊白を越中にも不存候間、針を御立候事は、先如何と存候由申上候へば、心得之由御意にて、其よりは針は御立なく、後坊主次第にどこ共なく御前遠く罷成候事。

〔利家記〕

一、利家樣九草津御湯治之時、今春七郎・針立伊白御供申候。其時孫四郎樣に能登を御渡被成候。金澤にて今春にくわんじん能をも御させ、大名小名太刀折紙又は扇子を出し、一貫文五百文三百文にてあふぎを請申候事。

〔利家記〕

一、淺野彈正殿御父子三人よりは、度々御見廻に被遣候。其外伏見より大名小名、路次すがら御見廻に御使つゞひ申候。路次中きもをつぶし候て、加樣成御湯入は一代も二代も覺不申由申候事。

〔温故足徵〕

本文宛所を闕くも七尾町に與へたるものなり

湯治爲見廻、遠路後藤差越候。殊更銀子貳枚到來悅入候。湯一段相當候事候間、可心易候。
尙長兵衞かたより可申也。

五月九日　印(利家)

〔新編御系譜需備抄錄〕

草生津見廻として代官所より音信の覺

一、銀子貳拾目　熊木村
一、拾文め　三非
一、五文め　しつら
一、五文め　宇出津
一、三文め　府中

右請取候也

慶長三　五月七日　印(利家)

草生津見廻として代官所より音信の覺

一、銀子貳枚到來請取候也

慶長三　五月七日　印(利家)

六月三日。絹布の丈尺を定む。

〔萬治以前御定書〕

領内中絹布のたけの定之事

一、きぬのたけは京尺貳丈五尺、はゞは大むかしのごとくたるべき事。

一、布のたけは京尺貳丈八尺、はゞは如前々たるべき事。

右定上、若たけはゞ尺に違候はゞ、可爲曲事候。

但來月朔日より相定上、自然たけはゞ短を取あつかひ候もの有之者、急度可爲御成敗者也。

慶長三年六月三日

〔混見摘寫〕

上代は當時の樣に諸色高直にはなかりしとや。天文年中の頃は、染絹一疋に付代錢廿文、上品八丈絹一疋代二十文、藍摺准布三十反に付代六十文、紺布一疋代錢四文、慶長年中の頃は米一石拾一匁二分位或は八匁三分位。

本文絹布の事に係るを以てこゝに附載す

六月二十日。前田利家越中富山より能登羽咋郡氣多神社宮司に書を與へ

て湯治見舞を謝す。

〔氣多神社藏文書〕

已上

湯治爲見廻飛脚、並祈禱之御祓札並肴到來。於飛州高原披見候。湯治一段令相當、昨日十九日至富山歸着候。猶期面時候、謹言。

六月二十日　　利家印

大宮司櫻井監物丞殿

六月廿六日　前田利家能登所々の山稅增徵を三輪藤兵衞に命ず。

〔三輪氏藏文書〕

慶長三年より山地子錢打增之所々

一、穴水南北　五わり增　一、三井　五わり增
一、諸橋　五わり增　一、町野上中下　三わり增
一、輪島組　三わり增　一、宇出津　五わり增
一、堀松庄　三わり增

右如書付、當年より本高頭に令增倍、收納可申付候也。

慶長三年六月廿六日　　ちくぜん　印

藤兵衛

七月七日。豊臣秀吉病癒えざるを測り、遺物を前田利家の邸にて分與す。

〔菅利家卿語話〕

一、太閤樣御遠行可有七月御意に、我等煩重り候間、諸國郡主其外之大名小名に御遺物可被下候間、幸大納言は秀頼守りの事に候間、大納言所にて誓紙をさせ、其上に遺物遺候へよし御意に而、七月七日に大納言樣へ、内府を初諸國大名小名誓紙を被成候。御遺物拜領いたされ候。御振舞はそうめんにて御座候。其時熊野牛王千枚はごおもひ〳〵連判之事、慶長三年也。

〔遺物配分覺〕

太閤御遺物於加賀大納言館御配分之覺

三好正宗御腰物並金三百枚　　加賀大納言　利家

義弘御腰物　　越中宰相　利長

貞宗　　能登侍從　利政

本文下記の外二百廿二人略す

〔刀劍名物帳〕

富田郷義弘　磨上長二尺一寸四分 無代

富田左近殿所持、堀左衛門督殿代金拾六枚に求て、秀吉公に上る。秀次公に被進、又上る。爲御遺物利長卿拜領。台德院樣へ上る。利常卿又拜領。天下一之鄉也。寛永之頃光瑳へ被申付、代付之吟味有之、入札の如印形之書付に而八百枚又は貳萬貫と申事也。光寶兎角代付之圖り難き御道具と申。其時さへ代付不極道具也。

七月十日。前田利長、越中國中適宜の地を選びて陶器を製せしむ。

〔越中古文書〕

越中國中之内に而、土木見立次第に、其處に而可燒瀬戸者也。

慶長三年七月十日　肥前判

瀬戸孫市

七月廿三日。前田利長、能登の山錢に關する法令を定む。

〔國初遺文〕

能登國山地子錢之事

一、いづれの郡にても、馬五疋有之上は、二疋も三疋も所によつて多少可有之候。

一、いづれの郡にてもおしなべて、馬には百文、人には五十文づつたるべき事。
一、山入にて、しば薪のうりかひもなき所にては、馬に六十文、人に三十文ほどづつたる事。
一、長木用木出候在所は各別に候。其ほどは見はからひ可申付候事。
一、在所のおとな百姓以下の屋敷つゞき林なども、長木の出候所同前に可申付候。
一、寺道場あぜち商人後家などの家は、三十文計づつ可申付候。但いづれも念を入候はで、大ながしに仕候ては、いかほどこ申候ても不入事候。かたく可申遣候、以上。

七月廿三日　印(利長)

今井彦七殿

八月五日。前田利家諸侯伯と共に、豐臣秀吉の薨後秀頼に對して忠誠を盡すべき誓書を上つる。

〔國初遺文〕

敬白天罰靈社上卷起請文前書之事

一、奉對秀頼樣御奉公之儀、太閤樣御同前仕、不可存疎略事。

附、表裏別心毛頭存間鋪事

一、御法度御條目之義今迄如被仰付、彌不可相背、各相談之義多分に可相付之事。

一、公儀御爲を存上は、對朋輩私企遺恨、不可及存分事。

一、朋輩中徒黨不可立、於公事篇喧嘩口論自然雖有之、父子兄弟緣者親類知音奏者成共、依怙贔負不存、如御法度可致覺悟事。

一、御知行方之儀、秀頼樣御成仁之上爲御分別不被仰付以前、不依誰々御訴訟雖有之、一切不可申次之候。縱被下候共拜領仕間舖事。

一、對御奉公之衆、誰々讒言之子細雖有之、同心不可申、何時も直に申届可隨其旨。自然不相届儀於承者、無隔心可異見仕候。依事同心無之共遺恨存間舖事。

一、公儀爲隱密申聞儀、一切不可有他言事。

一、此方一類並家來之者共、自然御法度背、不相届族有之者、無隔心於被申聞者可爲祝言事。

右之條々若私曲於有之者、忝茂此靈社起請文御罰深厚可罷蒙者也。仍而前書如件。

慶長三年八月五日　　加賀大納言利家　血判

徳善院玄以法印

淺野彈正少弼殿

増田右衛門尉殿

石田治部少輔殿
長束大藏大輔殿

八月八日。前田利家再び登城して誓書を五奉行に交付す。

〔國初遺文〕

敬白天罰靈社起請文前書之事。

一、今日御直に被仰出趣、少も不存忘、秀頼様ゟ御奉公可仕事。
一、肥前守へ御諚之通、具に申聞候。是又秀頼様ゟ御奉公之儀、疎意不存事。
一、以御隱密被仰出儀、不可致他言事。

右之條々、若私曲僞於申上者、忝も靈社起請文之御罰深厚可罷蒙者也。仍而前書如件。

慶長三年八月八日　加賀大納言利家　血判

德善院玄以法印
淺野彈正少弼殿
増田右衞門尉殿
石田治部少輔殿
長束大藏大輔殿

〔菅利家卿語話〕

一、太閤様八月十八日に御遠行被成候。則八日朝飯に淺野彈正殿・石田治部うけたまはりにて、大納言様を召候。事之外殿様御氣遣被成たる御顏色にて、其前廉より御城本丸御門之内へは、内府・大納言様計を、小々姓一人づつ草履取一人ならでは入不申候。殊に小々姓刀も爲指不申候、脇指計にて入申候。それを利家様よく御存候故、ちいさがたなを袋へ入、勘十郎に持參候へと御意にて、それを持て、勘十郎刀は拔て門に置。其時殿様勘十郎が耳に指付、われいつもの如く坊主共の部屋へはいり有之候て、奥ぞや／＼といはゞ、此ちいさ刀をぬきはなし、あたるを幸に奥へ切込可申候。但わやめく善惡をよく見聞屆可申候。勘十郎あたまに御手をかけさせられ御意の義、忝誠二世迄忘間敷と存候。左候處に、御泪にむせび奥より御出被成候。其時大納言様の御手を太閤様御いたゞき候而、秀頼事頼申ぞ大納言／＼と、御意のよしの事、是物語多。

〔村井重頼覺書〕

一、太閤様御煩あしき時、勘十郎十八の時、俄に殿様を召し候由、奉行衆より申來時、其時分ははや御用心共候。本丸へは刀もさゝせず、大納言様計を小姓一人御供に候。其時勘十郎に御ちいさ刀御もたせ、御登城の御時、色々勘十郎あたまに御手をかけ御座候て被仰渡候事

共、これ一入わすれがたく奉存候事。

〔三壺記〕

八月十八日に淺野彈正・石田治部少輔奉り候て、利家公を御そばへ被召寄、秀頼樣之御事をくれ〳〵被仰置けり。其時分二三日も御本丸へは內府・利家之外は出入を留め、小々姓一人ざうり取一人づつより外は御門を不入、小々姓には脇指ばかりにて刀をさゝせず。利家公はちいさ刀を袋へ入、村井勘十郞に爲持、汝いつもの如く坊主べやに入、自然之儀も有之者、此刀にて切て入れよと被仰、利家公は御そばへよらせられければ、利家公の御手をとらせたまひ、殘多げに被成ける。

八月十八日は八日なるべし

八月十八日。豐臣秀吉伏見城に薨ず。

〔三壺記〕

次第〳〵に正氣衰へましく〳〵て、十一月十八日の巳の刻に御年六十二歲にて言絕させおはします。內府・利家兩公なみだをながさせ給ひ、御近所衆へ被仰、御遺言之通隨分隱密たるべしと、淺野彈正・石田治部を被召寄、御遺言之通兩人は早く九州に下り、朝鮮國へ飛脚を遣し、加藤主計・小西攝津守を歸朝いたさせ同道し可罷登、其れ次第に御葬禮を可執行とて、兩人は晝夜を懸て九州に下る。石田は博多の町宿に居住す。淺野は名島の城に入り、加藤・

十一月は八月なり

小西を呼寄ける。兩人は官人を生捕り歸帆せしむ。四人同道し、十二月廿二日大阪へ着岸す。內々拵置く事なれ者、御葬送を被執行、信長公の御例になぞらへ、諸宗の智識充滿し、役者それ〳〵に相定、東山阿彌陀が峯に納め奉る。參詣の公家武家日夜をわけず、美々敷かりける御事なり。慶長四年四月十八日には豐國大明神と勅號有之、後陽成院の勅額を樓門に懸させらるれば、天下の諸侯參詣有之、石燈籠・金燈籠、並木の柳・櫻・松・梅等を植させ、吉田の侍從兼治弟萩原神主祭禮を相勤む。社領として一萬石、七年忌迄は不怠、獅子舞・田樂其外いまつり事、都鄙の男女群集す、御威光の程こそ有がたけれ。有人物がたりす、秀吉公御他界可被成瑞相數多有けれども、爰にふしぎ成事こそ有けれ。秀吉公の御夢の內に、信長公御座被成、早々參れと被仰、手を取て引給ふと御夢に御覽被成、畏て候〳〵と御答へ被成けるが、御床の外へのり出させ給ふ。夢さめて松の丸殿に御物がたり被成しとなり。畏奉存との御あいさつ、高聲に聞えけるよし申上ければ、信長の迎に御越ましますす間、程は有間敷と被仰ければ、政所樣を初め奉りて、ごつとなき出させたまひけるに、漸々に御正体ましまさず。根本御勇健に御生れつき被成、常に御病氣と申事は少もおはしまさゞりしが、中年の後天下御靜謐に治り、思召立給ふ事一つとして成就せざると云事なし。其に依て、花車風流成御遊興ども樣樣成中に、好色にめでさせ給ふ事、大木を虫のはむ如し。中年以上の衰老は、諸病長じやす

くして治する事はかたし。あゝ長生の御保養の道を御存知ましまさば、秀頼公の御成長を見立て給ひて、天下を御譲りあらば、豐臣の姓永く相續せらるべきものをと、京大阪の上下宿老共千悔におもひけるとなり。

〔陳善錄〕

一、太閤樣御遠行いつともなしに爲知申まじきよし御意にて、御遠行の日五人奉行衆誓紙を御城にて被書候由に御座候。石田治部少輔其判仕たる筆にて、宿へ所用候とて次の間へ出、狀を書狀箱に入、利家樣へ爲御知申上候。御心得之爲に候間申上候由御知被申候。殊之外利家樣御奥意御滿足被成候。然共世上へのきこえに、今日之上樣御氣色いかゞ御座候哉と被仰遣候處に、淺野彈正殿より御返事に、彼御遠行之晝の時分、今朝も早御わりがゆを參候由申來候。二十日も過候而、早世上に上樣御遠行無隱時、利家樣御意に、彈正殿さりとてはきこえぬと、御恨事被仰候へ者、御尤に奉存候。定而早々爲御知申上候は治部少にて可有御座候。おそく爲御知申上候て、利家樣御爲惡敷事候はゞ、身にかへても可申上候。無左に誓紙を破り不申候者が、以來利家樣之御用にも立可申候哉。又誓紙を書、其筆にて申上候者が、以來御用に立可申候哉と、殊外御申分候而、あしく存候而不申上候にては無御座候由、彈正殿より又大納言樣へ誓紙にて御理被仰分、彌不相替御間柄よく御座候事。

〔陳善錄〕

一、大納言様御物語被成候。太閤様御煩然々無御座所に、御夢ながら眼前に信長公御出被成、最早藤吉郎好時分に候間參候へ、迎に參候由御意之時、太閤様被仰候は、私こそ信長公の御かたき取、御奉公申上者に候間、今少御免候へと、御夢心に御申候へば、いや／＼我等子どものありさまも、ふびんなるせられやうに候間、急ぎ參候へと、御ひきずり出し候。扨太閤様御目覺て、御心づき候へば、御しんなり候跡迄一間程御引いだれ候。扨政所様も上らう衆もきもを御つぶし候由、其時より最早思召きられ、太閤様色々御仕置共被仰出申候。七月朔日之事に而御座候由に候事。

〔陳善錄〕

一、是も御咄候。太閤様御遠行之十年計先に、伊勢の山田より金子を百枚何事やらん御取候由に御座候。太閤様御病中に、白はりしやうぞくにて御まくらもとへ立よらせたまひ、伊勢より金子取候を返し候へと、是も御眼前に枕神に御立候由。太閤様は右之金子の事御覺なき故、奉行衆へとひに被爲出、其時色々古帳共くり、石治少思出、誠百枚金子過怠に被召上候義御座候よし被申上候。急々返し候様にと被仰出、彼金子不殘神主共其外へかへし被申候。是も扨も／＼弱氣の時はいろ／＼の事出來申、殊に伊勢はおそろしき事と御申候事。

〔三壺記〕

利家公も其年の秋中より何と哉らん御心地かはらせ給ふ。然るに付、秀賴公の御事如何と無御心元おぼしめせども、不及是非。御養生之間には、我より太閤秀吉公の御不例を大事と思召、御療治ども被仰付けり。有時秀吉公の御前に織田有樂御咄し申上て罷有所に、御道服を有樂に被下けり。有樂殿頂戴いたさる。然るに其上ゑりに、唐織の黑きものかゝりて有ければ、それをときてかへせと被仰、とかせて御とり被成けり。利家公・金森法印・土方勘兵衞・宗無などご寄合てましします。利家公の御意被成けるは、秀吉公ははやほどもましします間敷ぞ、御心のかはらせたまふ、誠の正氣にてましまさずと、何も笑止がり給ひけり。

八月晦日。前田利家の弟佐脇藤八郎の女歿す。

〔金澤古蹟志〕　泉野寺町妙法寺由緒

當寺開基圓智院殿は、利家之舍弟佐脇藤八郎殿息女也。篠原出羽守方へ入輿、一女出生、利家卿被爲成養女、濃州大垣之城主伊藤長門守子息圖書頭と緣組也。圓智院殿後城內歸住也。慶長三年八月晦日卒。法名圓智院殿妙淨靈尼とあり。そのかみより寺中に納めある圓智院殿の繪像于今あり。其肖像垂髮にて、紙中に如左記載あり。

慶長三天戊戌曆仲穐下澣晦日圓智院妙淨尊靈尼

八月。前田利長、豐臣秀頼の傅となる。

〔藩翰譜〕

太閤薨じ給ひしとき秀頼の傅を仰おかれ、利長を御抱守と定らる。

九月三日。前田利家等復豐臣秀頼の爲に忠誠を盡すべきを誓ふ。

〔寸錦雜編〕

敬白靈社上卷起請文前書

一、秀頼様御爲存候上は、對諸傍輩、私之企遺恨、不可及存分事。

一、此連判衆中、對誰々讒言之子細有之共、同心不可申、何時も直に申談理可隨其旨、自然不相届儀承付候はゞ、無隔心可令異見候。事により同心無之候共、遺恨には存間敷事。

一、傍輩中不可立其徒黨、公事篇喧嘩口論之義雖有之、親子兄弟縁者親類知音奏者成共、依怙贔負不可存、如御法度可致覺悟事。

一、此衆中之噂あしき様に被申聞仁於有之者、則其申者あらはし立可申届候。左様に無之候て、十人之外別人近付、此衆中後事あしき様にとりさた申まじき事。

一、諸事御法度之儀、其輕重を決し、十人の衆中多分に付可相極事。

一、十人之衆中は、諸傍輩之間において、大小名によらず、何事に付而も、一切誓紙之取あつかひ仕衆においては、其徒黨を立、逆意之基眼前に候條、各相談仕、曲事に可被仰付候事。

一、對秀頼樣、誰々逆意之子細雖有之、だしぬきの生害不可有之、其罪科之通申屆、理の上を以可有御成敗。縱其身逃のび候共、其有所へ押寄、可致御成敗事。

右之條々若私曲僞於有之者、忝茂此靈社上卷起請文御罰、各深厚に可罷蒙者也。仍前書如件。

慶長三年九月三日

長束大藏大輔正家

石田治部少輔三成

增田右衞門尉長盛

淺野彈正少弼

德善院玄以法印

輝元

景勝

秀家

利家

家康

九月七日。前田利家越後能生より櫻樹を徴す。

〔越後頸城郡能生驛某藏文書〕

尙々誰にてもこがね申もの候はゞ、此折紙を見せらるべく候、以上。

態申遣候、仍草津より罷上刻見たて置候櫻の木、唯今ほりに遣候。いかにも念を入ほらせ候て可給候、賴入申候。久太へ可申入候へ共、其方へかたく約束事候間不申遣候。船の内へ入申候とも、能根をつゝみ候て入候様に奉行□付候也。

九月七日　利家 印

大島□

九月八日。前田利家加賀石川郡番田・上安田兩村の諸税を免除す。

〔高德公御印書寫〕

以上

當村之儀、如前々此方ゟ被返付候條、年貢等急度可沙汰候。然者堺目事候間、諸役有間敷候。若何かと申族有之候はゞ可注進候也。

慶長三年九月八日　印（利家）

番田村　安田村　百姓中

九月二十日。大透圭徐能登長齡寺に示寂す。

〔寺社來歴〕　金澤寶圓寺由來記

慶長三戊戌九月二十日開山大透和尙於能之長齡寺示寂。

九月廿三日。前田利長その妹千世姬に食祿五百石を與ふ。

〔村井家文書〕

知行分として、加州河北郡之内を以五百石之所遣し訖。全領知あるべき狀如件。

慶長三年九月廿三日　　とし長判

おちよ

九月廿五日。前田利政諸士の伏見に勤番する制を定む。

〔三輪氏藏文書〕

馬廻伏見詰之番之事

一番

川添作左衛門　村瀨九兵衛　伊藤二左衛門　福島忠兵衛　吉田清治

中島傳左衛門　樫原甚右衛門　富田助藏　齋藤甚左衛門　長田市兵衛

長田廣行　四井喜兵衛　加藤可吉　岡本新兵衛　林孫太夫
大村三太夫　吉村勝右衛門
右來月晦日に一番之者共罷上請取可申候。但中に而百廿日替候也。
慶長三　九月廿五日　利　政　判

十月十五日。加賀石川郡倉が嶽に金礦發見に付、前田利家より高畠定吉に發掘を命ず。

〔高畠氏藏文書〕
くらがだけ山に金出來之由尤に候。早々申付、山の口を明させ、樣子可見屆候。左候はゞ奉行之事は、其方より慥成ものを可被申付候。此方より森川善左衛門を申付相添候間、いかにも念を入可被申付候。樣子やがて可有注進候。後日申分無之樣に念を可被入事專一に候、恐々謹言。
慶長三　十月十五日　利　家　印
高畠石見守殿

十月二十日。宇喜多秀家・土方雄久・大野治長等來りて前田利家を訪ひ、

軍事を問ふ。

〔陳善錄〕

一、太閤樣御遠行被成候而、十月二十日に備前中納言殿・土方勘兵衞殿・大野修理殿御同道にて、日暮に御見廻被成度旨、利家樣へ御內證にて御案內候而御出にて候。殊外殿樣御機嫌よく、御亭主ぶり出、御咄共御座候。其上に中納言殿御申候は、我等儀太閤樣御かげにて國持、人數も持候へども、終に野合合戰覺不申、御物語承度存候由被仰候。修理殿・勘兵衞殿挨拶も、左樣の儀被聞召度由常に被仰候由御申候。扨殿樣御意には、合戰の刻は大將本陣に計有之候へば、自然先手一二段もくづれ候へば、必味方に押立られ、思ひよらずのひけを取、昔も無是非ふみころされ候衆も御座候。信長公被成候樣、又其時の先手をいたし双なき柴田修理・森三左衞門なども、段々にそなへ置、本陣はするゑ置、のり廻〳〵先手に力を付かけ廻り候へば、本より勝軍なれば、思ひのまゝ付申候。若味方惡候へ者、ざいをふり申候。依是大將は本陣に計有之候而は、萬事越度を取ものにて候由御意に候。我等も內藏助と取合申候刻も、朝日山と云所へ敵出申候時、又候末森への時、はすぬまと云所をやかせ申候時も、信長公の時を存出し、聞くや同じくおしならべはや〳〵とかけ出、勝利を得申候由御意にて、其上に色々御物語被成候。とかく合戰場へ出ては、我思ふ樣にして何事も聞入ぬが能御入候由御意

候得ば、中納言殿扱も〳〵と御得心被成たる躰に御座候。勘兵衛殿・修理殿も目をふさぎ、扱も〳〵と被存躰に御入候。

十一月九日。前田利家この村の茶入を利長に與ふ。

〔陳善錄〕

利家様大阪に御引越前年十一月九日、御壺口切被成。其時利長様へ御茶をまゐらせられ、御相伴には猪子内匠殿・宗無・土方勘兵衛殿にて御座候。其上にこの村の御茶入に茶を御入候て、肥前様へ進じ候。我等死して其方取るをば、父のものは子が取ほどに恩におはず、今遣し、うれしがほ見申候が満足之由御意にて御進上候。則貴殿此茶入にて手前いたされ候へと被仰候へば、肥前守様御頂戴にて忝奉存候。但私方に御座候共、御慰に今ほどは預進上可申候。まづ御前におかせられ候様にと御辭退候へ共、是非共と御意候故、御相伴衆も目出度御儀と御申候。そこにて又利長様御勝手に御入候て、はさみ箱持參候へと御意候。勘十郎御請申、よびに參、御供衆に申渡候へば、木村九郎三郎御はさみ箱をもたせ參候。御裝束被成直され、御手前之時、殿様は又御客に被爲成、御茶あがり御機嫌よく御座候事。

〔三壺記〕

天正十七年十一月九日利家公は御子息利長公へ御茶御振舞被成べきとて、猪子内匠・土方勘

七年に係るものは非なるが如し

解由・宗無など御相伴にて、御秘藏の御茶入この村と云肩衝を、利家公御持參なされて、此茶入我等の果候はゞ、其方の茶入にて候得ども、存生の内に相渡し、悅喜の躰を見て慰んと被仰て、則其方の手前にて茶を給べ候はんと仰ありければ、利長公深く御頂戴なされ、有難き御意にて御座候得共、先づ父上樣に置せられて、御慰に被成べき哉と被仰上處に、御相伴衆は任御意御頂戴なされ可然よし被申に付て、重ねて御頂戴被成けり。木村九郎三郎に、御挾箱より御裝束取出させ給ひ、御次にて召替させられて、御手前をぞ被成ける。利家公の御心得は、誠に難有次第なりとて、何も感じ被申けり。

十一月。前田利家近臣に物を頒つ。

〔陳善錄〕

一、利家樣右之年十一月之事成に、御夜咄に御機嫌よく候而、金子貳兩・小袖・かたぎぬ・袴・道服・錢三貫・卷物・扇子・中折五丸・帶・下緖・帷子、いろ〳〵ふだを御かゝせ候而、いづれも御咄衆、其外神谷信濃・村井勘十郎など名を書、ひらき御前にて御覽ずれば、小袖德山五兵衞、扇子一本齋藤刑部、金子三休、肩衣袴宗與、帶二筋信濃、卷物二卷勘十郎、其外みなみな取申候。殊外殿樣御機嫌よく御笑候而、中にも宗與肩衣袴を御身もなきと御笑被成候。其時信濃申候は、三郎も御次之間に居申候と、父惣右衞門に目をかけられ候故被申上候得者、

この文書年次は明かにせずといへども古來慶長三年なるべしとせらる

御氣色惡敷みえ申候。いかゞと存候へば、御笑止過候而、信濃を御しかり候而、左樣之分別にては成間鋪候。あれを一人入れば、よのもの共の恨有之、御よまひ事殿樣御意候而、信濃を御しかり被成候。年寄衆御かげにて、御尤〱之被申候事。

十二月廿九日。前田利家豐臣秀頼に贈るため矮小の馬を領内に求めしむ。

〔國初遺文〕

態申遣候。仍而御ひろい樣進上申候、いかにもちいさき尺はづれの馬を尋出し早々可上候。侍衆在所かた不殘念入尋出し、早々可上候。急用之事候間、掛申遣候。不可有油斷候。最前申遣候追鳥がりの事、雪次第に可申付候也。

十二月廿九日　利家判

藤兵衛殿

久兵衛殿

是歲。前田利家の女福姬、長好連に嫁す。

〔長家譜〕

十左衛門好連、慶長三年高德公御女福君可被嫁旨被仰出、則御入輿婚禮相整。

是歳。前田利長、利家の命を受けてその臣奥野金左衛門・奥村主計・馬淵六左衛門・小塚藤十郎を放つ。

〔村井重頼覺書〕

伏見にて太閤樣御遠行の年、山伏みね入の時、秀頼樣御見物可被成由登城候時、大納言樣御門の内にうへ樣も御見物之時、村井勘十郎と奥野金左衛門は御門の内に居申候へと御意にて、其外は皆々御門のまへに出候。上らう衆被出候故如何可有と申。御門前に奥村主計・神谷信濃・今井左太夫・小塚藤十郎・馬淵六左衛門・富田孫九郎などと、其外五六人有之候て、一所に見物仕有之處に、御機嫌あしく御ひろ間ゑんにいづれも有之候へば、殊外金左衛門を御しかり候て、惡口を御意候時、口ごたへ申候時、御行過候時御こし物に御手をかけられ、二足三足御立歸候が、如何おぼしめし候哉、御居間へ御入候て、村井豐後・岡田長右衛門・齋藤刑部御前に居申候へば、即被仰付、一々にくき事共候間、主計・金左衛門ふちをはなし候。せいばいとおもひ候へ共、せがれ共をせいばいしては、おやの伊豫・奥野與兵衛もをられまじく、めしつかひ候事も不成候間、此ものども命はゆるし候と御意にて、此もの共と申合候馬淵六左衛門・小塚藤十郎も、同事に御ふち御はなし被成候。若殿事、第一は家康内衆と德山五兵衛引

合候て、奥村主計切々參會、金左衞門も主計とよく候ゆゑ、あひ〳〵に御目をしのび出合申候。六左衞門・藤十郎も此兩人のがれざるやうに咄申、其上御法度そむき申事候樣御耳に入有之候つる由、御ふちはなされ候てしれ申候。殿樣御遠行の時も、利長樣・孫四郎樣へ此四人のもの共儀、御跡にもめしなほされ間敷御せいしさせまいらせられ、色々さま〳〵物語共御座候事。右四人せいしを書ちがへ咄申候を、御耳に入申候由之御事。

慶長四年

正月朔日。豐臣秀頼初めて諸侯の賀正を受け、前田利家大に警戒を嚴にせしむ。

〔陳善錄〕

一、太閤樣御遠行の後、正月秀頼樣へ御禮之時、利家樣御虫氣發候よしにて、御城御臺所際に、內證にて御裝束可被成由にて、座敷有之所へ長持もたせ、信濃・孫九郎・勘十郎よひより參申候。其日裝束にて御供は村井豐後・富田下野・奥村河內三人、秀頼樣へ御禮申上候。且は御用心のためにて候。色々物語有之。羽柴下總殿・森豐後殿・大野修理殿など、大納言樣御心中御尤々々名將と、御裝束被成候處へ御見舞に御越候而御申候事。

本文は異說なり

〔三壺記〕

慶長四年正月元日には、秀頼公初て諸侯の禮を請させ給ふ。其時利家公は御虫氣にて、御城御臺所の脇にて御裝束被成けり。神谷信濃・富田孫九郎・村井勘十郎は、宵より御裝束長持爲持相詰る。御供には村井豐後・富田下總・奧村河內三人なり。是等も秀頼公へ御禮申上る。利家公は羽柴下總・森豐後守・大野修理抔へ、各秀頼樣之御事油斷有之間敷候、萬事氣遣第一也と被仰置ければ、何も御尤之由被申上けり。

〔關原始末記〕

慶長四年正月朔日內府公秀頼公に御對顏、歲首を賀し給ふ。偖諸大名被申上御禮。利家は秀頼公を抱、正面に着座す。其頃天下の諸士利家を執ける也。

正月七日。前田利家、豐臣秀吉の遺命に從ひて秀頼を伏見より大阪に移らしむるの議を決す。

〔陳善錄〕

一、秀頼樣を、太閤樣御遠行之明正月七日に、大納言樣大阪へ、如被仰置御供可仕由、何茂へ仰渡候處に、內府を初、又は秀頼樣御母儀樣、大阪へ御越をいやに思召、先四五月迄も伏見に御座候樣に御申候處に、利家樣御意に、早上樣御遺言を御忘候哉と、殊外きつく御意に候。

十一日は十日なるべし

御遺言には大阪の城名城に候間、上樣御遠行候て五十日過申候ば、御供申參候而、十五に被爲成候迄は、大阪を御出なきやうにと被仰置候間、御供可申候由御意にて、其通に罷成、正月十一日に御座舟五六十そうにて御越被成候。とにかくに殿樣御威光上下大慶〳〵申事に候事。

正月九日。豐臣秀頼、前田利家の稟議により島津氏に加封す。

〔陳善錄〕

一、嶋津兵庫・同又七郎、唐にて切勝候而、注進被申上候。長束大藏利家樣へ御注進之樣子申上に被參候。殿樣その時御意には、日向・薩摩に御藏所入有之候哉と御とひ候へば、四萬石御藏所入御座候由長束被申候。さらば是を嶋津に御加增に秀頼樣より被下可然候はん間、家康へも其通り談合可然由御申候。扨も島津爲忝義御諚に候由にて、長束大藏內府へ參此由申入候へば、今程加增はいかゞ、不入事かと御申候由を、また大藏被參候而、利家樣へ被申上候へば、それは〳〵內府分別共覺不申候。秀頼樣御代に罷成候而初而の御合戰、殊切勝候間、一廉被下候はでかなはぬ事に候間、いそぎ〳〵可然存候。內府にも我等逢申候而申候間、淺彈正・石治部少などへ被申談、御朱印調可被申候由御意にて、加增の知を被下候。內府も利家公御分別尤と、殊之外御をれ候而被下候。島津父子其後國より大阪へ御禮に罷越、大納

言樣へ被參候而、一々忝御禮申上、ひれふし泪をながし忝がり候而御禮申上候事。

〔寸錦雜編〕

今度於朝鮮泊川表、大明及朝鮮人催猛勢相働候處に、父子仕及一戰、即切崩、敵三萬八千七百餘討捕之段、忠節無比類候。依之爲御褒美、薩州之內御藏入給人分有次第一圓被宛行畢。目錄別紙在。並息又八郞被任少將、其上御腰物長光、父義弘ゟ御腰物正宗被爲御拜領候。猶當家御名譽之至也。仍如件。

慶長四年正月九日

輝元

景勝

秀家

利家

家康

羽柴薩摩守殿

正月十日。豐臣秀頼大阪城に移り、前田利家之に隨ひ、蜂須賀氏の舘に宿す。

〔天寬日記〕

本文正月十日の條に在り

本文前田利家の事に係る、關白は秀次なり

好春院は香壽院

一、秀吉之遺言たるに依て、秀頼伏見の城より大阪の城に移る。加賀亞相利家を始め、諸大名是に從ふ。

〔元慶聞書〕

慶長四年正月十日依遺言秀頼公令移大阪城。江戸内府・加賀の亞相をはじめ、大身の諸臣供奉盡美麗。内府於片桐市之正宅二日滯留有て、十二日伏見に歸らる。牧方より駕を急がれ、及申刻令入伏見宅。

〔横山外記覺書〕

秀吉公御他界迄は、於伏見關白樣御旅屋被進、御住居被成候。秀吉公御他界以後、秀頼公大阪に被成御座候に付、大阪へ御詰被成候首尾に而、則蜂須賀安房殿旅屋被爲入候樣にて、秀頼公より御指圖に而、御借宅御住居之由に御座候。此段横山山城甥横山如雲と申者覺申候而、常に申聞覺書仕置申候。其外不破彦三祖母好春院にも相尋申候得ば、同事に覺申候。好春院義は幼少より芳春院樣御側に被指置候故、御先祖樣之御義能覺申候。

正月廿一日。前田利家等使を德川家康に遣はして、その豐臣秀吉の遺命を奉ぜざるを詰る。

〔天寛日記〕

一、同月之廿一日加賀大納言並奉行衆より使として、兌長老・生駒雅樂頭御屋敷に參り、太閤御他界已後數月を不經、御緣邊之取組我儘を被成候由、直に理り申上。

正月廿日。前田利家等の德川家康を詰問したる事件略解決す。

〔言經卿記〕

正月廿四日乙巳、天晴。

一、去十九日に、江戶內府へ緣邊之義に付て申分有之、加賀大納言・備前中納言・毛利中納言・會津中納言・德善院・增田右衞門・淺野彈正少弼・石田治部少輔・長束大藏大輔等にて使有之。然共廿日に大略相濟。

〔國祖遺言〕

一、大納言樣大樹御間柄あしく候て、御申分有之時、神谷善右衞門と云、御家之神谷信濃いこゝにて候を、內證に色々之義を大樹御申含、大阪信濃所へらう人いたし候躰にてこされ、是に色々物語有之。信濃仕合よく、善右衞門事伏見殿樣御知音衆より御內證申來、早速あらはれにげかへり申候。扨殿樣御耳に入、信濃れいしやにておんみつにて豐後・長右衞門取次、色々御理申上、御おんみつにて濟申候。其衆今少殿樣御存生被成候はゞ、信濃は身上あぶな

く候事。

〔菅利家卿語話〕

一、右世上さはぎの時分、利家様にて御内談候事を、其日には内府かたへきこえ申候由に付而、徳山五兵衛、主の手前を申ぬけに、神谷信濃を殿様御前にさゝへ被申候。其故は内府い内に、神谷善右衛門と申者は、信濃従弟にて候。就夫右さはぎの時分、信濃をさゝへ被申候。色々物語有之事。

〔菅利家卿語話〕

一、右之條々に内府あやまりたると點を御かけ候時、三河殿・本多中務・飯野兵部など内府を呼立、思召きられ御破候へ、しづめられ候而無念之由被申候由。其時内府、せがれ共沙汰之限を申候。今大納言を大將にして、水の出ばなのごとく國大名小名きほひ申候に、何として御申候由、物語多。家康さすが功者と申事に候事。

〔菅利家卿語話〕

一、右之時備前中納言殿、利家様へ御訴訟、大阪に備前島下屋敷に、人數八千引付置申候間、内府を御退治に、秀頼様御名代に御出馬候者、私に先手を被仰付候様にと被申候。殿様殊外御滿足なされ、聟殿に今かゝり申候と、御大慶無申計候事。

備前中納言宇喜多秀家は利家の女豪姫の夫なり

〔菅利家卿語話〕

一、秀頼様を、右之ごとく正月十一日に大阪へ利家様御供被成、御在城被爲成まゐらせられ、二月初比内府御法度共を崩し被成事を、御奉行衆國大名衆十一ヶ條利家様へ得御意書立、伏見安藝毛利殿へ諸大名伏見にて寄合、利家様よりは德山五兵衞・村井豐後・奥村伊豫兩三人名代に被遣、彼ヶ條家康へ有間法印・淺野彈正を以被仰遣候。内府御返事の様子大阪へ注進とひとしく、利家様淀・橋本迄、秀頼様御名代に御出馬の筈に候。其時家康かの條々御覽候て、あやまり申候由にて、如何様ともと十一ヶ條に點を御かけ被成候。但江戸へ早々隱居仕候儀、此八月迄は御指延候而被下候へ、今罷下候へば、太閤様御遠行候て程も無御座候處に、我等御法度を破り申候と候へば、上様御仕置も違たるに成申候間、八月秀頼様へ御暇申上、鷹野と申慣罷下、中納言をつがさせ、私隱居可仕よし內々御理にて候。さらばとて先それに濟申候。是にには色々物語有之事。

〔新山田畔書〕

一、伏見にて大名衆寄合、東照宮の御行跡、天下を我物にせらるゝ体也。第一、政所様の御亭へ移らせ給ふ事。第二、大阪西の丸に天守の如く大櫓を上給ふ事。第三に、內緣を以八幡の地子を被免事。第四、國大名の北の方を國々へ被相返事。此外思ひの外なる事ども數ヶ條

十一日は十日なるべし

中納言は德川秀忠

の品々内談し、太閤の御遺言破り給ふ由、年寄五奉行連署にて被申上。其時の寄合、公は御煩にて、爲御名代德山五兵衞・村井豐後・奥村伊豫を被遣。内府早々江戸へ隱居可被成との事也。然に東照宮如何思召けん、被仰越條々誤也。隱居の儀八月秀頼公へ御暇申上、鷹野に罷越候樣に仕て、直に江戸へ可參、秀忠を大阪へ遣し可申旨、誓紙を以被仰分ければ、其通になりける。

〔陳善錄〕

一、大納言樣・内府未御中直りなき以前に、淺野彈正殿は利家樣とも家康とも御中よく候故、ある時内府へ彈正殿御越候て、いつものごとく碁を御うち候上に、内府今度之義を大納言樣へ無曲と御恨事の時、少御うしろ事御申候由。其時彈正殿御申候。私前にては大納言殿御噂惡敷はいやにて御座候。其故は内府も被懸御目候得共、大納言殿と内府は、手を指出し、大ゆびと小ゆびに存候。其いはれは内府へは、我等上樣へ出頭之時、關東八ヶ國申上候て被致進上、恩にきせ申候。又大納言殿は、我等父子共には命の親にて候間、其心得なされ候へと被申候由。尤々と内府御申候由に候。此彈正殿一代有間敷事御申候由、上下ほめ申候。是を殿樣被爲聞候て、彌御中よく御座候事。

〔國祖遺言〕

太閤薨御の冬といへるは非なるべし

一、慶長三年八月十八日太閤薨御之冬、石田三成・小西攝津守等示談せるは、德川家康はや太閤の遺命を背けり。往々秀賴公へ天下を可被渡躰にてなし。勢の微成內に家康に腹切せんと談合しぬ。但兩人にては人々のおもふ所も如何とて、大納言利家公へ時々右之趣內談す。家康公伏見の向島に居給ふ、近日取卷き、堤を切て水攻にし、扨和談を入て家康に腹切せ可申と一決す。此時利家公、羽柴越中守忠興を呼で、密に右の趣意を談じ、事既に近きにあり、不可有油斷。貴殿は久敷知音且緣者に付、大事をしらせ申と有。忠興忝義身に餘り候。今晚は蒲生飛騨守宅へ茶會に約束し候。明日又參り、彌御示談可申とて被歸候。直に家康公へ參りぬ。折節勢多之山岡道阿彌被罷越候。忠興云、此頃茶を持きらし候、御茶被下度伺公仕と有。家康公如何思召候哉、茶は致所持候、我等事無調法、且獨客者習の有と聞、幸忠興を師匠にし、一人客の樣子を稽古可仕とて、早速被仰付候得者、道阿彌は歸被申候。扨數寄屋にて右の品々語り出し給へば、家康公大に驚き給ひて、盡未來忠興に疎略有之間敷と、誓言を以被仰候。扨利家へは和談に仕候間、其御心得可被成とて被歸ぬ。扨又利家公へ被參、最前の樣子家康へ委細申入候と被申ければ、公甚驚給ひ、貴殿は氣が違ひ申かと被仰ければ、忠興、石田・小西が爲躰を見るに、貴公は近年の內に世を去り給ふべし。其前に貴公を大將にし、家康を滅し、其後貴公世を去り給はゞ、六ケ敷兩將を失ひ、天下を取立んとの工みと存候。利

長公の世に成て、家康に御隨候はんや、石田に御屬し可被成歟、此所を御考可然と被申候。公暫御思案有て、家老御呼出し御談合有て、忠興の謀尤とて和談に一決しぬ。

〔新山田畔書〕

一、石田三成・小西行長、毛利・安國寺を呼寄、東照宮の御樣子は秀頼公を脇へなし、世を我儘に取治んと掌の中に握り給ふ間、前田黨と長岡越中を語らひ、是非一戰して豐臣の御家の末迄尊び、相續あらせ給はん樣にとの內談あり。此義東照宮へ聞え、御家と御中もあし〱に成。然處に長岡越中つく〲と思案し、瑞龍公へ被參、自然取合に成候はゞ、軍法如何可被成や承度と申さる。瑞龍公被仰は、內々公へも尋置、宇治川の土手を切流し、向島を水攻にして、兵船にて取廻し討取んに、何の手間の入んとの御事故、長岡尤可然、其時は我等先手被仰付候へと有ければ、賴母布存と御意也。越中今晚は蒲生飛州へ茶の湯約束にて罷越由御暇申、向島の東照宮の御舘へ參入の處に、御前に山岡道阿彌伺公す。越州に茶の湯咄尋度事ありと仰て、奥へ爲入給へば、道阿彌は退去す。（此事外の記には越中より申上事ありて東照宮合点にて奥へ入給ふとあり。）越州御前へ寄、自然今度御合戰にも候はゞ、御軍法如何可被成や承度存候、高瑞兩公の心得は如此と有の儘に語て、御分別承度と被申處に、東照宮、榊原式部大輔・井伊兵部少輔・本多中務少輔を召、御內談有ければ、三人敵の計略圖に當り候、此上は手を回し防戰可被成旨申上。越州は兎角

瑞龍公は前田利長公は前田利家

高瑞は利家利長父子

御人數何程御座候哉と被問、三人五千騎には過間布と申。越州聞て淺野左京も御賴候へ、我は瑞龍公に附て土手を切体にもてなし、裏切可仕。然ば何の苦勞の候べきと內談して、其より又越州は瑞龍公へ被參、昨日の御軍法東照宮へ具に申候へば、東照宮亦手を回し給ひ候と被申ければ、公御聞有て、越中殿は如何心得られ候や、邪狂歟如何分別難心得と被仰ければ、越中被申は能々愚案を回し候處に、石田計略は一手兩虎を殺し、我身を立んとの深き所存と存候。東照宮をば御果し可被成候へども、高德公御病氣にて、四五ヶ月も御拘りは被成間布。然ば如私若輩者は手間は不入、西國中國の大名どもをも互討に爲討果、一味の大名をさし挾て、終には石田が心の如くに天下を支配し、其上折を以秀頼公を弑害せんに、何の造作か可有と謀略仕處無疑候。唯兩殿御和睦なされ、至已來御懇あらんとの御約束被成、御子孫目出度御繁昌御尤に存旨、達而諷諫の事故、瑞龍公も理に御隨伏有て、高德公へ御內談あるに、是又尤との思召になり、則越州扱申て、東照宮へ被參、理を盡して被申上、御兩家御和順、其後は石田を可被果との御內談になりけるとぞ。此扱に淺野幸長・備前黃門も被加たると申。此備前黃門の扱に被加は不審。追付御兩殿御對面の御約諾もありける。本多忠勝・井伊直政などは、三州秀康卿をすゝめ、是非に一戰して埒を付給へと雖申、東照宮無御承引、高德公御存命の內は騷動無益と堅被止。御家には奥村伊豫・德山など備前黃門と遂內談、是非に勝負を可被付と申せど

肥前守は前田利長

も、公無益〱と被仰けると也。秀家は備前島の屋敷に、人數千餘籠置候間、秀頼公御出馬あらば、我々御先手可被仰付と被申上由。然に御兩殿御和睦御對面の御相談に彌究りける。

二月十一日。前田利家既に病を發せしが、此夜諸臣を會し、篠原出羽・神谷信濃を登庸したる理由を語る。

〔國祖遺言〕

一、大納言樣御遠行可被成春、二月十一日之夜御咄之時、中之間へ村井豐後・徳山五兵衛・寺西宗輿・齋藤刑部・三休、此衆計を召して咄申候へと御意。はや御氣分もあしき御咄共色々候て、扨御意に、篠原出羽はとらと云時より、あしをもさすらせ、我等そばにねふしさせ申候。扨此七八年以前より、神谷信濃を左介と云時より、右之通我等そばにおき申候間、兩人をばまづは若とうにて取立申候。知行をも出羽には壹萬千石遣、信濃にも人跡のよりきなどを付候て、八千石遣申候。然共肥前守も跡にて、大納言目ちがひ、兩人を何事に存取立候樣に可存候間、段々其方共にかたり遣候間、此通跡にても子供に申聞候へ、又は各よく分別仕候へ。出羽は第一役にも立さう成ものに候。かた口成ものがきず計に候。くはしくは豐後よく存候。おれがめいむこにもし、又は豐後をはじめて諸大夫にする時、あれをも豐後にことわり候て、諸大夫にも申付候。末森・八王寺にても出羽は手前よく候、豐後存申候。信濃義は

本文及び前掲國祖遺言によれば利家の發病は二月上旬にあるが如し

第一若とう一種に取立申候。扨又太刀折紙をもたせ、たゝみざはりよき故取立候。我等見立は右之通に候間、其心得候て物語跡にて子供に可仕旨御意候へば、豐後何のかまひなく泪にむせび申計に候。扨やれ豐後と御意候て、あの勘十郎義今少し年も立候て、肥前に取立候樣にと□□共に申置候と御意候へば、豐後義いよ〳〵泪にむせび申候。扨八半之時分おくへ被爲成候へば、三休・五兵衞をはじめ、扨も〳〵名御大將樣かな、御內衆は見立までも、御煩はやおもきとおぼしめし、各へ被仰置候。三休申候、千人萬人にすぐれたる大將を英雄と申候が、殿樣萬々人にすぐれたる御大將樣と、三休引事を申、各泪にて被罷在候事。

〔菅利家卿語話〕

一、利家樣御遠行之五十日計さき、御乘物にて大阪に而、路次を御爲作候を御覽じに御出候へば、御のごより虫出申候。勘十郎御腰物を持御そばに居申候へば、虫を御引出し候而、是〳〵と御渡被成候。白き細き虫にて候。御虫御持病に候間、御氣色御本復と申者も有、又は笑止がり申者も多御入候事。

二月十四日。前田利家、能登の領民の坑夫となりて佐渡に赴くものあるを禁ぜしむ。

〔三輪家傳書〕

急度申遣候。仍佐渡に金山出來付て、ほりこ共集由候。就其渡海の金ほり共に、於越後國に壹人に拾貫目づゝ取候由候。能州浦々にても、渡海のほり子に一人に付て五貫目づゝ可取之候。越中浦々へも其段申付候。國の百姓等田地を打捨、金ほりに渡事一切に令停止候條、於渡口人の改專一候。渡海者共ちまたの事候間、みだりになきやうに、いかにも念を入可申付事專用候。自然非分之儀候か、ひきやうの義有之者、後日に聞屆共、兩人可爲越度候。別而念を入可申付候也。

慶長四　二月十四日　(利家)印

三輪藤兵衞殿
大井久兵衞殿

二月廿九日。前田利家徳川家康と好を修めんが爲大阪を發す。是より先利長家康を訪ひ、意志互に疏通したるを以てなり。

〔備忘錄〕

慶長四年石田三成、權現樣を前田利家卿其外に秀賴公之御爲に不被爲成由申込、權現樣に對し野心を奉抱候節、利家卿御息肥前守殿より越中守忠興に被及内談候處、石田三成邪謀成趣委敷及御意見、忠興種々心を盡し、御双方御扱之取計仕候。其節忠興より權現樣に彼是之御

肥前は利長

殿様は利家

內意奉伺候ため、松井佐渡守を大久保相模守殿・德山五兵衞殿迄差出、日夜御用を承り、且又權現樣江忠興より密意を申上候節、佐渡を永井右近太夫直勝殿屋敷に附置、御家來同然に被召仕候樣にと被申上。權現樣殊に御滿足被成、佐渡守へ內外之御用被仰付候。御双方無御隔意可被仰合旨御誓詞を被取替候。依之爲御和睦之證、權現樣伏見より淀之水足迄御下り被成、利家卿之病中故、御息肥前守殿大阪より八幡迄御上り、川を隔御和睦之使者川端迄參り候儀、佐渡守取計ひ、船に乘り水足に渡し、佐渡守相伴ひ、榊原式部大輔殿江引渡、御目見相濟候上、權現樣よりの御使者榊原式部大輔殿、台德院樣よりの御使者平岩主計頭殿、佐渡守同船にて川を渡り、佐渡守同道に而肥前守殿に御目に懸り、首尾能御取替せ相濟申候。

〔菅利家卿語話〕

一、內府を右のごとく條々御仕詰候而、如何樣共と有上に候。其時肥前樣、內府と大納言中惡敷候へば、秀賴樣御爲惡候由に而、內府へ利長樣御越候而、その段々御意被成候。家康忝思召、大納言殿へ御恨事御座候由。又は肥前殿御出、一入難忘由にて御歸候。色々物語多し。

〔菅利家卿語話〕

一、右之ごとく利長公御懮故、內府・大納言樣御中直りに極り、明日二月廿九日に大阪を殿樣御立に究申時、肥前樣私も御供と被仰時、殊外利家樣御腹立有て、其分別にては以來成間

敷候。我等は太閤樣御意に、秀賴を立るものけるも大納言次第こ被仰、今はい御病中に被爲置、上樣我等が手を御取候而、奉行共もつくばい候て居申候所にて、いたゞかせられ、賴申ぞ大納言〳〵さくりかへし〳〵御意之通り、今生後生忘間敷こ存故、今幾程もなきに內府こ申分して、天下さわがしければ、秀賴樣御爲惡敷こ思ひ、我等は內府に被切候ば、太閤樣に被切申こ存也。家康此度我等をきらぬは百に一、きるは必定、其時人數そろへ置、そのまゝ出て弔合戰して得勝利候はんかこ、むねにもたぬかこ、たからかに被仰候而、扨丁木の御腰物を御拔、はを御覽候て、內府にたいめん候て、事あらば此刀を以て一刀可切、あたりたる所は何にてもはなれ可申候こ、肥前樣へ氣を御付候而、扨利長公御供はやみ申候事。殿樣御人數も皆々大阪におかせられ、一夜橋本に御こまり可被成、御番衆吉岡九左衛門廿人弓衆をめしつれ參申候。廿九日橋本迄殿樣御着の日、伏見より大名小名衆不殘森口・ひらかた邊迄御迎に御出候而、馬より下り御目見被仕候躰、太閤樣御同前之御會釋にて御入候事。

この月は大盡なり

二月晦日。前田利家、德川家康の伏見第に至る。

〔菅利家卿語話〕

一、廿九日に橋本に御こまり被成、明晦日又御舟に而、朝日出時分に御出被成候時、弓いもいもみな〳〵橋本に被爲置、富田下野、鑓に大身の柄を銀に仕たる十本被爲揃候へば、是計

公は利家

下總は下野

此日は三十日

を御馬の先に持候へ由御意に候事。人共橋本に御殘し候事も、御心有ての事。色々物語有之事。

〔菅利家卿語話〕

一、同晦日には、内府は有馬法印計を同道被成、御舟にて淀の橋下迄、あさぎの肩衣袴にて御迎に御越候。利家様も御舟、互に船の戸を明はなし、内府遠々忝御越と御禮被申候時、殿様それへすぐに可參と被仰候へば、内府扨も忝と被仰、はし舟に内府召替、急御先へ御歸候事。

〔新山田畔書〕

一、此時世上種々の說ども申ならし、又虛說を造出して、人の心不落着もの也と御思案有て、公東照宮へ御越あらんとて、二月廿九日大阪を御立也。瑞龍公も御供御望の處に、不心得なる義哉と御意にて、大阪に御留。廿九日橋本に御一宿、人數をも被殘、富田下總長柄十本御馬の先に被立、大身に銀のし付の柄の鎗也。（柄は鞘の誤字。）此日御舟を直に東照宮の屋形へ被爲着。（御輿を直に被寄中宿りを不被成にてあるべし。）東照宮も有馬法印御供にて、淀の大橋迄十人許にて御出也。公御供は富田下總・神谷信濃・德山五兵衞・齋藤刑部・小塚權太夫・村井勘十郎、勘十郎は御刀を持、瑞龍公よりは大音主馬を被附。村井豐後・奥村伊豫は大阪の御留守也。是等を被召連なば、伏見

に可御六借との御遠慮と聞ゆ。御快御饗應御供中迄被下。公は御料理人直塚と云者兼て御雇ひにて、御膳を拵ふ。直塚銀子時服など拜領す。後に直塚を飯塚に改む。兩公御和順は御物語どもありて御立。此時御屋布の事公被仰たるなるへし。直に村井豊後が伏見の宅へ被爲入、饂飩を被召上、其より御舟にて大阪へ御下也。此時の淺野等御駕に被隨たる事など洩たり、世上に流布の事也。此に此を記すは大阪の御留守橋本より無人にて御越、且は富田初御供の事、村井が宅へ入給ふ事迄を見ん爲也。

〔天寛日記〕

一、加賀亞相利家疾病たりと雖、大神君に謁せんがため大阪より伏見に來る。大神君小船に乘じて是を迎給ふ。利家謝して舟より陸地に上り、肩輿に乘じて大神君之御舘に赴く。其途中加藤主計頭清正・淺野左京大夫幸長・羽柴越中守忠興歩行にして乘輿の傍に在て、行程利家と話す。利家を始其餘各旅服にして着胴服。大神君近習之面々皆着長袴帶短刀。利家大神君の御營中に至る。丁寧の饗應善盡し美盡す。士皆長袴を着し短刀を帶す。土器數回の後、大神君の御前に、利家が寵臣神谷信濃守を召て御盃を賜る。利家謂て云く、大神君は御舘街頭に近し、依て俗説多し、御座を向島に移させ宜かるべきの旨を達す。大神君是を諾給ふ。飲食談話終て、利家大阪に返る。然に大神君之御座を向島に移さるべきの旨強て諫奉る、其故有に依也。大神君伏見の御舘に御座の間、大阪奉行の面々、兵を伏見に發して、御舘を圍て不意に攻討べきの由、兼て是を謀る。德善院玄以、堀尾吉晴に是を告る。吉晴又利家に告る。依て利家頻に諫言し、大神君を向島に移奉んと欲

廿九日は三十日なり

二十九日の非なること前にいへる如し

我等は利長

我々は村井勘十郎長明

す。大神君吉晴が忠志を御感悦有て、御誓詞を賜るべきの旨を命ぜられ、吉晴是を恐れ憚て辭退す。依て爲御名代井伊直政をして誓詞をせしむ。越府五萬石を吉晴に賜る。家忠日記

一、廿九日羽柴筑前守、自大阪伏見家康公ゐ參上、彌可有入魂之儀也、内府公應諾。創業日記 當代記

〔關屋政春古兵談〕

二月廿九日利家公御大病なれども、伏見騷動の事無御心元被思召、家康公爲御見廻御越滿足不斜。家康公御屋敷端近に御座候付而、樣々雜説御座候、第一御用心も不宜候。向島ゐ御舘を被移可然と被仰。家康公御滿足に被思召也。此時神谷信濃御前ゐ被召出、御盃被下之。

〔陳善錄〕

一、利家樣内府へ舟よりすぐに御越候。御供には德山五兵衞・齋藤刑部・富田下野・神谷信濃・小塚權太夫・村井勘十郎、此六人被召連候。勘十郎には御ちいさ刀持參申候。肥前樣より御添使には大音主馬助參候。我等も大納言同道仕度候得共、秀頼樣御近所に相詰候間、無其儀由御申遣候。就夫我々と一所に主馬助も、御振舞たべ被申候事。

〔陳善錄〕

一、其時舟ばた迄、村井豐後・奥村伊豫守伏見御旅屋に有之候故、出向御供可仕由申上候へば、殿樣御意に、兩人參たらば、内府道具をも出し度被思候はん間、無用に候間、豐後は其

方宿へ歸り、おれを待可申候。伊豫守はたやへ歸可申候由御意に候。其も御心持御座候而ハ儀候。豐後家は則豐後橋のきは、太閤樣より御屋敷被下在之申事に候。兩人ながら畏申候申上候へども、右兩人は今を限と被存候也。利家樣內府のおくへ御入候而、門外にまぎれもハに成居被申候事。

〔陳善錄〕

一、利家樣內府の門の內にて御入候時、勘十郎に御さゝやき御意には、歸に屋鋪へは寄間敷候。我親豐後所にてうどんをくひ候て、歸可申候間、其通申遣候へと御意にて候。扨內府御振舞も過候て、御歸には豐後所迄御乘物にて御越候。國大名小名歩にて御供被申。みな〳〵乘物・馬に御乘候へと御意候得共、忝よしに而淺野彈正殿父子を初、歩にて六七町の間御供候而御越候。あまりの事に御乘物かきかたをかへ候時は、彈正殿を始何れも〳〵御つくばひ候。扨も〳〵きびのよき御威光の御供申義中々無申計候。扨豐後方にて、うどんも御膳も大名衆御相伴にて上り候て、御機嫌好、則豐後前より又御舟に召候て、大阪へ御歸被成候。天下打こぞり送りに御出、ひらかたに御舟をとめられ、みな〳〵御禮にて御返し被成候事。

〔金澤古蹟志〕

高德公夜話錄に云慶長四年二月廿九日德川內府と御中直り、大坂を御立橋本に御泊被成、晦

日に船にて内府へ御越候。内府大納言樣を殊の外しつしられ、大納言樣御臺所衆一人御料理所へ入候へと御意にて罷越。是は毒の御氣遣と思召之事。御斟酌候へ共、是非と御申候故、こひ塚といふ料理人被遣候。勝手にて殊之外御馳走にあひ候よし、戀塚罷歸咄申とあり。按に慶長十年利長卿富山養老帳に、歩衆五拾石戀塚作太夫と見えたり。此人と同人ならんか。

〔前田家雜錄〕

一、慶長四年利家公家康公へ御見廻之時、利家公の御料理人飯塚と云者、家康公の御料理の間に伺公す。飯塚作左衛門長尾と云者あり。利家公の御膳方を勤む、此者の事歟。尾州飯塚の者にて百五拾石又貳百石とも云。被下置也。

二月。前田利家、金澤寶圓寺に加賀河北郡月影村の田地を寄進す。

〔考據摘錄〕

一、百五拾四俵貳斗五升　河北郡之内　月影村

右爲寺務進之候條、全可有知行之狀、仍如件。

慶長四年二月　日　利　家　印

寶圓寺納所

〔考據摘錄〕

姫君は利常夫人なり、此状年不詳といへども實圓寺領に係るを以て此に掲ぐ
差出二字本のまゝ

書状披見候。仍從姫君給候江川鱒・鶴相屆候。差出候へども其返事に申候。將又月かげ村はうゑん寺知行分より、打出少有之候之由候。いかほどにても出分、はうゑん寺へ進申置候間、其分よく心得可申候。尙期見參候、謹言。

二月十二日　利　長　印

奥村伊豫守殿

三月八日、徳川家康、前田利家の大阪邸に來り、前の訪問に應ふ。

〔陳善錄〕

一、扨三月八日に內府大納言樣へ御禮返しに御越候事、はや御煩彌重り申候て、中之御居間にて御對面被成候。御挨拶人にはどなた共御中好御座候故、有馬法印計同道にては入被申候。御ざうに・御すひ物にて御振舞は書院にて御座候。內府へ殿樣御盃御さし被成、かたなを被爲參候刻、はや是が暇乞、死にまする、肥前事賴申候由御挨拶被仰候。內府泪をながし御むせびたる躰に候。有馬法印も一入涙計り躰に御座候。其時家康御申候は、頓而〳〵御氣色好、大納言殿はがきに御料理上手に御座候間、目出事に頓而參候而、御料理たべ可申候由御挨拶にて候事。中の間本酌神谷信濃、加は村井勸十郎いたし候事。扨御吸物の時、すぐにて又勸十郎酌仕候。其上に御刀御出し候事。內府よりは殿樣御越候時、御脇指御進上に候事。

國大名小名いづれも大納言樣へ御馳走に御詰候而、御勝手せばき程に御座候事。

〔關屋政春古兵談〕

慶長四年二月末に利家公御煩出し、御重病難治躰に付、家康公爲御見廻、伏見より御船にて大坂へ下り給ふ。大坂に而御舟より上り給ふ所に、古き乘物一丁有。何者ぞと見る所、藤堂佐渡守也。乘物より出、只今利家の亭ゟ御入被成道にて、石田と小西と申合せ可奉討企あり。此乘物に召し替て、先我等の所ゟ御入被成、とくと前後御調なされ、扨利家の所ゟ被成御入、御尤と被申上。家康公佐渡守の乘物にめされ、何者とも知れぬ躰に見せて、佐渡守の亭ゟ被爲入、御用意有て利家公ゟ御見廻被成。肥前守利長の御事、御互に無如在可申分御契約在て御退出。御歸には事の外の御用心にて御歸故無何事。佐渡守此度の御馳走不大方。

〔新山田畔書〕

一、三月八日公へ東照宮御見回可有とて、有馬法印・長岡越中守其外井伊・榊原など御供にて、大坂へ御下也。然に道何方ぞ、記錄には所も志したるかと思。に古乘物一丁有故、御不審に思召處に、內より藤堂佐州出で、御側へ立寄、石田方の者どもねらひ奉る由承り、是迄罷出候。我駕に御召候へとて取替、東照宮の御駕に佐州乘易へ、多勢にて御跡より御供也。公へ被爲入、御對顏御盃出、御酌神谷信濃、加へ村井勸十郎、御腰物を被出。公の御煩爾々無之、次第に重り候、瑞龍公

へ御目を被掛被下候へ、且又其元にて申談の通、御縁者に被成候へと御落涙にて仰ければ、互に御手を被執、頓て御快氣にて、如毎御直の御料理可被下などと、御悃の御暇乞にて御退出也。此時公へ東照宮より御脇刺を被進、瑞龍公・孫四郎殿も御次に御伺候、御時宜あり、式台迄御送、東照宮は直に西の丸へ御出、其より伏見へ御登也。此時節石田方大野匠作・土方勘兵衛二人、奉討べしとねらひ申由の沙汰有て、秀頼公の御勘氣蒙り、死罪を被宥常州へ配流。長束が讒訴也、但仔細も有けるか。東照宮御満足の御禮被仰上と云。其後兩公御和順故に、兩公より御詫言被仰上、大野・土方無程被呼返。

〔菅利家卿語話〕

一、内府右大納言樣へ御出立之時、宵迄は番所々々に人多に被仰付候。櫓へは弓衆四十人上下に御番仕る筈、其手々々に番衆候へども、其朝殿樣・肥前樣・孫四郎樣・村井豊後・奥村伊豫五人中の間にて、何哉覽御談合候、其中の間へはいり口の戸ぎはに勘十郎罷有、一切人を入申なと御意にて有之候。何哉覽御談合候て、番所々々人ずくなに成申候。色々物語共有之事。

〔古心堂叢書利家公夜話首書〕

加賀大納言利家公、大坂にて病氣おもく取詰候氣色之由相聞え、家康公爲御見廻伏見より御出被成、既に利家の宅へ御入被成候時、利家御子息利長に、家康公御入來之義に付心得たる

やと被申候時、利長今朝より馳走の義申付置候との返答也。家康公利家の病問へ御入被成御歸候後、布團の下より拔身の刀を出し、利長に見せられ、其方心得たるやと申たるは、器量有て返答あらば、則家康公を只今差殺したらんに、天下手に立つ者不可有、三奉行を初器量の者一人もなし。然共人の入れ魂にては、大義は成就せぬもの也。其方事をば家康に能々賴置きたれば、某死後たり共別條有まじ、天下は頓而家康の手に入るべしと申されたる也。

本文天寬日記三月十一日の條に載するは非なり

〔天寛日記〕

一、利家重病たるに依て、是を問はせ給はんが爲、大神君舟に乘而大坂に赴き給ふ。供奉の輩皆河邊の陸地を不離、弓鉄炮を以て警衛す。大坂より是を迎へ奉る族多し。新庄法印艫頭に在て、大神君の仰を述て呼で曰、各善く來る。利家門戸を開て請待す。大神君利家が宅に入御あり。利家悅で謁す。供奉の士皆彼宅に入て障子を隔て滿坐す。利家疾病たりと雖、其饗應美を盡す。兼て大神君に志を通ずる輩、此宅に參候て御閑談の所に、石田治部少輔三成黑衣を着て此席に來る。坐中興さめて各退出す。大神君其夜は藤堂佐渡守高虎の中島の宿に御一宿あり。石田三成と一味の逆徒等、小西行長が宅に競來て、今夜大神君の御寄宿藤堂高虎が宅に兵を發して攻打んと催す。其聞え穩便ならざるに依て、大神君御味方として馳集輩、池田輝政・福島正則・羽柴忠興・黑田長政・加藤清正等、高虎が中島の宅に群集す。有馬法印・

本文三月十三日の條に載せらるゝもの亦非なり

織田有樂・山岡道阿彌・岡野江雪此亭に參候す。時に淺野彈正長政及び德山五兵衞附來て云て曰、大神君利家に不替利長御懇情たるべき旨喜悅す。彌以其儀に於ては、御誓詞を給ふべきの由を請之。大神君命有て曰、一言の約又誓するに不及と雖、所望の間辭すべきに非ず。還御の後伏見より追而是を可賜之由を命ぜらる。（家忠日記御年譜附尾）

〔天寛日記〕

一、權現樣加賀大納言利家屋敷え御成之節、又大坂騷動仕候故、彼依上意金森兵部大輔其邊警固仕候。（金森兵部大輔長近譜中家譜。）

三月十三日、德川家康、書を以て前田利家の病狀を問ふ。

〔羽咋郡菅原村行長藏文書〕

態々以使者申入候。御煩之爲御見廻參候處、御氣相能御座候而、緩々と申承令滿足候。殊種々御馳走祝着存候。不及申候へ共、彌無御油斷御養生專一候。猶期後音候條令省略候、恐々謹言。

三月十三日　家康　判

大納言殿御宿所

三月十五日、前田利家病癒えざるを測り、夫人に命じて遺物分配に關し

記さしむ。

〔國祖遺言〕

大納言樣御のごより虫二すじ出申候て、御遠行廿日計前より、御遺物共之儀を、御うへ樣御右筆にて御書出覺。

一、金子千枚。一、御脇指。一、御腰物合八腰。一、きごう墨蹟御懸物。一、きぬ貳百疋。

一、わた千ば。一、能登口郡一萬五千石。右孫四郎樣に御遺物。

一、金子五十枚。一、はくの面廿。一、わた二百は。孫四郎樣御うへ樣。

一、金子五百枚。一、はくの面・からおり・かうばい合貳百たん。一、わた千は。此外色々御うへ樣へ御遺物。

一、金子百枚。一、はくの面廿。一、わた三百は。前田對馬殿御うへ一色樣へ、此内御子樣達へも。

一、金子七拾枚。一、きぬ三十疋。一、わた二百は。中川宗半御うへおしやう樣へ、此内御息女樣へも。

一、金子五拾枚。一、はくの面十。一、きぬ五十疋。一、わた百は。此外色々。

（此外色々の次脱字か）

一、金子七拾枚。此内、ゆするきの御子三十枚、信濃取立申御子廿枚、宗半御取立の御子廿

枚。
一、金子卄枚。一、わた五十は。長十左衛門殿御うへ御ふくさゝへ。
一、金子卄枚。一、長光御腰物。長岡與一郎殿。
一、正廣御脇指。淺野彈正殿。
一、金子十まい。土方勘兵衛殿。
一、金子五枚。一、小袖五ッ。中川宗半。
御家中三ヶ國之人數。
一、金子十枚　前田對馬　一、金子七枚　高畠石見　一、金子十五枚　同　御內儀
一、金子十枚　前田孫左衛門　一、金子五枚　土井左京母儀すゑもりへ　一、金子五枚　青山佐渡
一、金子五枚　同　御內儀へ　一、金子十枚　村井豐後　一、金子二枚　岡內御うへ
一、金子五枚　長九郎左衛門　一、金子三枚　高山南坊　一、金子五枚　村井左馬助
一、金子五枚　奥村河內　一、金子七枚　奥村伊豫　一、金子二枚　岡內御うへ
一、金子十枚　篠原出羽　一、金子五枚　富田下野　一、金子三枚　德山五兵衛
一、金子三枚　岡田長右衛門　一、金子三枚　寺西宗與　一、金子三枚　神谷信濃
一、金子三枚　村井勘十郎　一、金子三枚　岡田丹後　一、金子二枚　奥村長兵衛

一、金子二枚　齋藤刑部　一、金子二枚　岡本三休　一、金子三枚　小塚權太夫
一、金子三枚　木村土佐　一、金子三枚　山崎長門　一、金子三枚　富田源太夫
一、金子三枚　片山伊賀　一、金子三枚　岡島備中　一、金子五枚　太田但馬
一、金子三枚　神尾圖書　一、金子二枚　高畠平右衛門　一、金子二枚　松本監物
一、金子二枚　今井左太夫　一、金子二枚　脇田主水　一、金子二枚　山崎種善坊
一、金子一枚　富田彌九郎　一、金子一枚　岡田助一　一、金子一枚　半田十郎
一、金子一枚　橋本彌平次　一、金子一枚　上村孫三　一、金子一枚　杉山三齋
一、金子一枚　善そう　一、金子一枚　橋本宗右衛門　一、金子一枚　善九郎

右之外おく上らう衆、おもてにて石黑釆女・月齋・しらん、其外之者共、偖金澤にも御遺物被下候衆、銀子合二百拾六枚被下候衆有之事。

一、御腰物。一、御脇差。一、金子百枚。御さる様へ御遺物、利長様へ御渡し被成候義候事。

一、金子百枚。一、はくの面・から折・かうばい合三色。肥前様御うへ様へ。

右之通也。

一、石川郡・河北郡・氷見郡。一、金澤御城中。一、大坂御旅屋。金澤諸道具不殘肥前様へ御渡被成候御遺言にて候。

すばりは減少の意

右は慶長四年三月十五日より、彌御煩おぼしめしきられ、芳春院樣御右筆にて御書置之御下書被成候事。然所に芳春院樣肥前を子にもち候間、金子も不入候由御意候て、三百枚御請取被成候由御座候。色々物語共有之事。右之内孫四郎樣へも百五拾枚すばり申候。色々の義共御遠行之御跡に御座候事。

〔菅利家卿語話〕

一、殿樣御家中人持衆御近習衆に御遺物皆々金子被下候。十枚、五枚、三枚、二枚衆も御座候事。

〔陳善錄〕

一、肥前樣衆 前田對馬殿・青山佐渡・山崎長門・片山伊賀・岡島備中・太田但馬、此衆 大納言樣より前廉御付候衆により 五枚三枚被下候事。 横山大膳・神尾圖書、 肥前樣御取立衆には、是兩人へ計に三枚宛 被下候事。 孫四郎樣衆 長九郎左衞門・同十左衞門・前田孫左衞門殿・高山南坊・村井左馬助・富田次太夫・木村土佐、 金子五枚・三枚それ／＼に被下候事。

三月十九日。 德川家康書を以て復前田利家の病を問ふ。

〔寸錦雜編〕

二三日者御氣相如何。 無御心許存候。 先日は肥前守殿御出、 御心靜申承本望存候。 猶期後音

兄弟は利長及び孫四郎利政

貴殿は利長

候條、令省略候、恐々謹言。

三月十九日　　　家康判

大納言殿 御宿所

三月廿一日。前田利家その夫人に命じて遺書を記さしむ。

〔高德公遺誡〕

我等煩彌爾々無之候間、近々と存候。相果候はゞ長持に入金澤へ下し、野田山に塚をつかせ可被申候。則我等死骸と一度に、女ども加賀へ下し可被申候事。

一、孫四郎義金澤へ下し留守居に置、兄弟の人數大形壹萬六千程者可有之と存候。八千宛替らせ、大坂に詰させ、半分金澤に有之人數は、孫四郎下知に付候樣に被申付、自然上方に申分出來、對秀頼樣謀反仕候者候はゞ、八千之人數を孫四郎召連上洛仕、一手に罷成。さて金澤之留守居には、篠原出羽に又貴殿の內にてなじみ深き者を一人相添被置、殘人數孫四郎上洛仕、一手に罷成候樣に仕置可然候。其上出羽事せがれより、我等側に召仕心持能存候。片口なる律義者にて候。城など預置候て能者に候。其上末森之時分、未若年に候へ共、手前殊之外能候間、我等姪壻にいたし候。關東陣之刻も、八王寺にて能候。然所に姪相果候付而、青山佐渡壻に可仕之由、女共畷申候間、跡にて如何樣にもと申事に候。

一、其方子もなく、兄弟にも孫四郎計之義候間、利長に對し致非義間敷候。大納言同前に親こも兄こも可存候間、誓紙を爲書置候間進之候、可有御覽候。彌子こも弟こも思はれ、萬事形義も能成候樣に異見被致度こ存候事。

一、我等隱居知行之事、石川郡・河北郡・氷見郡、肥前守殿へ進之候。能州口郡壹萬五千石孫四郎へ遣之候事。

一、判金千枚・脇指三腰・刀五腰札を付置候間、孫四郎に遣之候。御渡可有之候。其外遺物に遣候金銀申置候ごこく可被遣候。其外一々日記にして不殘利長に進之候事。

一、金澤に有之候金銀諸道具、是又日記にして何も其方へ進之候也。然ば三年加州へ下申義無用に候。其內何こか埒明可申候事。

一、兄弟へ申置候、第一合戰の刻、敵の畔ぎりなりこも踏出し尤に存候。他國より被押込候ば、草葉の陰にても尤こは存間敷候。其故は信長公小人數之時分より、終に御國之內に而合戰被成たる事なし。敵國へ踏入、度々被得勝利候事。

一、奉公人之義は早廿年程召仕候者は、其家之作法能存候間、本座者同前に候。利家人數佐々內藏助こ取合之刻、又は關東松枝・八王寺陵にいたし、又は乘崩し候時分も、新座者を聞及、過分之知行遣し呼寄候得ごも、本座者を越事なし。我等家にも不限、信長公尾張一國御

手に入候刻より、本座者新座に被越事なし。萬事に付て本座を捨る事可爲越度候。人には出來不出來はある者にて候。今日はや其方は三ヶ國之主に候間、萬事心持大事候。近所に依怙ひいき無之ものを、四五人も誓紙をさせ被召仕候て、外様なりとも家に久敷者をば聞立、呼出し被召仕候て、被見立、尤に候。其上新座者は、我身威勢之時は奉公仕者に候。自然手前悪き時分は、其身のかたつけを本として、結句表裏をいたすものにて候。又本座者は、日頃主人に對し不足を存候者にても、左様之時分は其身の爲を存不遁者なり。此義は不及申候。信長公御遠行の刻、安土より其方内儀を引連被退候刻、路次にて本座・新座之覺可有之候。其心持肝要に候事。

一、武道ばかりを本とする事有間鋪候。文武二道之侍稀なる間、分別位能者を見立聞立、加様之者は新座にても情を懸られ召仕、尤に候。我等も一代本座者に爲仕置、合戰之刻は先手をもさせ候へ共、終に越度取らず候。第一諸侍共身上成立候様に痛はり可被申候事。

一、長九郎左衛門・高山南坊世上をもせず、我等一人を守り、律義人に而候間、少宛茶代をも遣し、情を懸られ可然存候。片山伊賀事、主の身上より大氣を本と仕者候之間、自然の刻は謀反など心掛る事可有之候。言葉にての念頃の体被致、油斷有間鋪候。德山五兵衛世上を致し、國主共と、我等影を持知人に成候由聞及候。然共我等存生之内は、悪心を企候而も、足の立

處も有間敷候。主分別立なる者にて候間、時節を待在之候と見付候條、我等相果候はゞ、必表裏を企可申候間、左樣之仕置尤存候。山崎長門事善者にて候。越中取合之刻も鳥越にて能候。然共意地惡敷かたくなしき武篇にて候間、侍三十か四十の頭は可然候。大なる大將は無用に候事。

一、村井豐後・奧村伊豫事、子供に家を渡し致隱居、今程は樂をさせ置候。然共我等相果候はゞ、彌情を懸けられ、髮をもそらせ不被申、祝儀などの刻も、此兩人家之老に候之間、被召仕尤候。其上大事之合戰の刻も、右兩人之者左樣之事も仕付たる者候之間、人數千程宛預置候て、前後を爲守可被申候。伊豫一頃我等と中たがひにて致浪人在之候。越前義景陣之刻、はやき首を取參候間、其時我等召置候。其後佐々内藏助と取合之時分、末守之城を預置候へ共、手際よく持濟し、忠節致し候。關東陣之刻は彼等にも先陣を申付候處に、無越度仕濟候。豐後は江州金ケ森と云處にて、佐久間玄蕃と一所に有合、一番乘を致し、其上能首を取、信長公へ懸御目候。大坂合戰之刻は、我等傍にて鑓を突、致手柄候。長篠合戰之刻は、我等目前にて致太刀打、名有者之首を取候。此義常々其方へも物語申候。越中佐々内藏助取合之時分は、末森後卷之先手をさせ、又は蓮之間燒之時分先手申付候處、貴殿も如被存知、度々致手柄、忠節他にことなる者候條、別而此兩人に情を被懸尤に存候。岡田長右衞門事、算用など

させ候而能奉公人に候間、主之分限に過候と貴殿も可被存候へ共、是もなじみの者に候間、隠居分に貳千石とらせ置候。但此者義、貴殿奉公振被見候而、目懸ぶりは其方分別次第に候。次に青山佐渡魚津を預置候。此者律義成者に而候間、彌情を被懸、尤に存候。神谷信濃方え宗半娘可遣かと、おしやう申候間、貴殿分別次第に候事。

右之條々心悪敷候得共、口上にては跡先忘候間、書付進之候。我等相果候ば、心持肝要に候間如斯候、以上。

慶長四年三月廿一日　　筑前利家判

羽柴肥前守殿

宗半は中川光重、おしやうは利家の女光重の妻

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

公去る三月二十一日疾を扶けて、小君高畠氏に紙筆を把しめ、遺訓十有一條を制して、世子に貽らせ玉ふ也。

三月下旬。前田利家の病篤く、在大阪の侯伯騷擾す。

〔菅利家卿語話〕

一、大納言様御遠行十日計先に、大坂夜分大名小名衆屋かた〴〵さわぎ申候。これは殿様御

頗惡敷故、雜說申候身用心こ開申候。殿樣御耳に入候へば、それ〴〵に目付を被遣候。

三月下旬。前田利政髻を斷ちて嵯峨に遁れんとす。

〔陳善錄〕

一、利家樣御遠行五六日以前に、孫四郎樣もとゆひを御きり、さがいおくへ御走候事、是に付て色々物語多候事。

三月。前田利家加賀河北郡津幡の傳馬人足等に關する規定を令す。

〔河北郡津幡村少右衞門藏文書〕

定　　津幡四町

一、當町市日之事如前々可執行候。若押買狼藉輩有之ば、町中として押置可注進之事。

一、上下之往還、傳馬人足一切不可有之候。但宿送以下者、切手次第可申付候事。

一、津幡村・庄村・清水村・かゞ爪村、合四町、家數郡役五十間に相定候條、以來家數いか程出來候共、此外郡役不可有之事。

右條々若違犯之族於有之者、速可處罪科候也。仍如件。

慶長四年三月　日　(利家)印

二月。前田利長、徳川家康と兩判を以て政令を布く。

〔又新齋日錄〕

一、先生曰、慶長の頃天下の法制、神君・利家兩判の物世上に多し。神君・利長兩判の物は見たる人なし。某は是を多く見たり。五月十二日の日付にて、秀頼樣仰竹島巢鷹おろして可差上之由記載たる也。

五月十二日は三月十八日なるべし

〔國初遺文〕

竹島巢鷹取而可被上候由、被仰出候。早々罷下持參可仕、依仰自兩人申遣候也。

この文書は年不詳なり

三月十八日　利長判

家康判

荒木三平どのへ

井出猪介どのへ

〔又新齋日錄〕

關原大全に、此時利勝を從三位中納言に任じて大老の職とし、利政を從四位下侍從に叙し、孫四郎を更て能登守となること有。然れ共慶長三年四月廿日利家爲權大納言、其子利勝叙三位爲權中納言と公卿補任・秀吉譜に書たる故、官は此時より前ならんか。(中略)。慶長記に、利

利勝は利長の前名

勝五奉行衆の内羽柴肥前守方の事と記したるにて、利勝大老たる事明なり。それのみならず利勝五老の列ならでは、かくも有まじと考へ知らるゝ事多し。但關原一戰の後、秀家・景勝・輝元は言に及ばず、御身方申されし利勝といへども、大老の職を除き給ひし故、世の人利勝が暫く此職にありし事をしらずとなり。如斯なるを以て見れば大老はさも有べし、任官の事は不知。

閏二月朔日。前田利家經帷子の着用を卻く。

〔陳善錄〕

一、利家樣御遠行二日前廉に、御うへ樣御申候は、終に經帷子も御拵させなく候間、先我等いをきせ爲參可申候由御申候へば、うへ樣は後生御ねがひ得道だてを御意被成候へば、殿樣おれが經帷子は、今はの時見え可申候。うるさの經かたびらや、おれはいらぬ、御身跡からかぶりをれやれと、から〳〵と殿樣御笑被成候。御娘若樣連、中にも一色樣、扨もこゝ樣のよきことと御申候、經帷子いかほどきたりとも、りんじうのときむねちがひたらば、いらぬ事と思召候事也と御申候時、それを上らう衆承候而、ごつとなきたて被申候。御おもて迄もきもをつぶし申候事。

〔古心堂叢書利家公夜話首書〕

或人云、利家逝去の頃、前田の家人德山五兵衛伏見へ參けるに、家康公御側へ召て、故大納言

の遺言は何とかと御尋の時、五兵衞承り、利家死すべき一兩日前に、身の後の事共書付て嫡子肥前守に與へ被申。扨末期に、芳春院泣々枕元に近寄、未御年若かりし頃より、御手づから鎗刀を取、或は手の者に軍させて、餘多の人を殺し給ひし罪業の程も恐ろしければ、日頃は見苦しと宣ひつれども、みづからが爲に仕立置たる經帷子を着せて、棺中におさむべしと被申ければ、利家少し打笑て、我亂世に生れて、爰かしこの戰場に赴き、敵するものを殺すといへども、故なき人を苦しめず、何の罪有て地獄に迷候べきや。若牛頭馬頭等我をあなどり、妄に呵責せんといはゞ、先達て世を去たる當家の勇士餘多あれば、彼等を前後に從へ鬼共を攻なびけ、武威を冥途に振ふべし。益なき事な申給ひそ。我等は死後の行先より、今生に思ひ煩ふ事有。秀頼幼くまし〳〵御父に後れ給ひし後は、內府と我等を召すに、江戸の祖父、加賀の祖父と宣ひて、御いとほしさも限りなきを、斯むざ〳〵と煩ひ死なば、嘸御力なき樣に思されむかし。せめて五七年の餘命あらば、秀頼公天下を治め給はん樣をも見屆奉るべきを、人生限り有事かなし。見ぬ世の末の替り行らん樣をつく〴〵と思ひつゞくるに、何となく怒る心も有とて、眼を見張て齒がみせられ、側に置れし新藤吾國行の脇差を取て、さやながら胸に押當、二聲三聲うめきて事切たりと申上る。公聞召て、利家の志さぞかしと感じ給ひ、そゞろに御落涙ありしと也。

善偕は納戸奉行

閏三月二日。前田利家什器の目錄に華押を加へ、薨後諸吏の嫌疑を受くること勿らしむ。

〔陳善錄〕

一、三日之朝五つ時に殿樣御遠行被成候に、二日の夜に入、善偕預り申候御土藏共、御物置共の御道具帳共に、十六御判を被成候跡にて、肥前樣に穿鑿にあひ候はんを不便に思召候由御意候。上下泪をながし、物かき三休一入候。

閏三月三日。前田利家大阪に薨ず。

〔菅利家卿語話〕

一、閏三月三日朝御遠行、前日八つ時迄御乘物にて山里路次へ御出被成候。扨三日御遠行候而、御近所に居申候ものは大納言樣御顏を拜申度可存候間、御中間迄罷越水を上候樣にと御遺言候よしにて、御うへ樣 肥前樣より被仰出、信濃・勘十郎兩人罷越、信濃はいただきにて居申候。勘十郎はかひにて水を上申候。それをうへ樣御覽候而、此世にて朝夕御膳をすゑ候が、今がをさめと勘十郎に御意にて、御なき入被成候。其後今井左太夫・脇田主水などもそれ迄參、拜申候而罷出候。其時片山伊賀おもてに詰候而居申、御なじみのものに候間、一同拜申

度由申上候へば、うへ樣奧の間へ御入被成、肥前樣、參候へと御意にて罷出、拜申涙をながし被申候。それより日數八日過、伊賀を御成敗被成候所に、其時さりとては利長樣御心ふかき御人樣と上下申候つる事。

〔袂草〕

一、慶長四己亥年閏三月三日於大坂御逝去。行年六十二歲。

〔村井重頼覺書〕

高德院利家樣御遠行は、慶長四年閏三月三日卯之刻に御水を上申候御事。

〔菅利家卿語話〕

高德院殿先亞相正二位桃雲清見大居士。慶長四年閏三月三日之朝五つ時に、御歲六十三にて御遠行也。

〔洞上聯燈錄〕

天正三年乙亥。利家公歸陣之後。一日公入山禪話次。寶圓開山大透和尙。擧靈雲桃花公案。以徵詰公。公不能對。透曰此事非從人得。唯公念々不捨。久々純熟。時節到來。自然到不疑地。公其勉之。從此公疑情頓發。靜坐工夫。打成一片得失是非。心猿意馬自然氷消。明年天正四丙子暮春。公迎透祖府城齋焉。時庭前桃花紅白爭妍。透以如意指之曰。靈雲誓。公於是

清見は淨見なり
六十三は六十二

恍然默契。乃曰和尚今日得不疑地。透曰作麼生不疑地。公驀竪拳頭。透曰還見靈雲麼。公即一掌透而出。透呵々大笑。此時透祖授公菩薩戒血脈並法號。曰桃雲淨見大居士。

〔能登鳳至郡輪島蓮江寺藏畫像贊〕

威風凜々手中扇。子葉仰之冠日東。描出丹青筆頭力。分明紙上主人公。咄々々。

高德院殿贈從一位前亞相桃雲見公大居士。其息夫人摸寫肖像。需贊語。書以塞厥請而已。

慶長四己亥夷則下澣　前大德先甫叟宗賢書　印

〔總持寺藏前田利家肖像贊〕

奉贊　高德院殿贈從一位桃雲淨見大居士尊像偈曰。

從來不改直單傳。遺像如生活祖禪。上巳佳光端的處。超過竺土亦西天。

昔慶長四己亥上澣初三日　前總持象山叟書之　寶圓寺二代

〔壬子集錄〕

明修棧道暗陳倉。忠義名高百戰場。寫出丹青筆端妙。凜然意氣冷於霜。

讃　高德院殿桃雲見公大居士。

慶長十稔乙巳年初夏日　前大德天叔叟宗眼亂道

〔壬子集錄〕　總持寺書付

この説非なるべし

一、高徳院殿前亞相桃雲淨見大居士慶長己亥年閏三月三日大納言御位牌・同御繪像、従利長様御安置、則寶圓寺先住象山和尚取次。同御木像従利長様御安置、則御使者三輪藤兵衛。

〔安井顯比雜抄〕

公の御法名は、高徳院殿桃雲淨見大居士と申は、此桃雲は排雲なるを、其頃讀み誤りしを、終に桃雲となし、是に種々所謂あることに取成たるなりと云事、御系圖頭書に見えたり。排雲淨見と讀み接ぐ、さもあるべし。

〔混見摘寫〕

一、加賀大納言御逝去之砌、七日之內白山なり申候。

〔三壺記〕

利家公の北の御方は綾羅錦繡の御姿を引替させ給ひ、無色相の御衣をめし、御ぐしおろさせ給ひ、御血脉を請させ給ふ。芳春院殿花巖宗富大姉と號し奉る。御めし遣ひの女中つぼね、何もおなじ姿に成、哀なりし有さまなり。

〔陳善錄〕

一、あたまをそり申候は出羽・信濃・勘十郎三人なり。もとゆひを切申候は、主水・左太夫・孫平次、其外にも有。先は御遺言のよしにて、肥前様被仰出候は右之通なり。

〔陳善録〕

越前ノ國柴田修理殿御拜領、加州は御朱印。扨大納言様・佐々内蔵助殿・不破河内殿三人、府中二郡十萬石御取候時、利家様は府中に御座候時、北庄より柴田殿御出、五分一より内蔵助殿・不破河内殿も御出候て、一日一夜御振舞候由。其時柴田殿諸侍能、はやばやにいれて御入候而、色々上方御噺、又は信長公の御手柄共御物語候て、柴田殿御申候は、又左御聞候へ、此ほど表裏ものゝすげに居と申者出頭申候由に候。指を御折候て、今迄に廿六度柴田手柄故勝利を得候よし、信長公御前を承候間、何者出頭仕候而もおそろしくなく候由御申候而、又左とゆび折御聞候へと柴田殿御申候へは、利家様御申候は、おやじの御事は御人持に候故、御先手を被成候而、度々御手柄、又は鑓武者のごとく鑓を度々被成、今の世には無双候。如御意之私も可申す御指折被成、所々十七度御手柄の御噺候。柴田殿一入機嫌よくぞつと御笑候て被申候は、世間に二三度間にあはせ候とて、おごりがはするものおほく候、いかほど心にけきこても、合戰なければ不及是非、此御代は武勇を可仕ならばいか程も有つる也、又左や柴田は、信長公へもほうばい衆へも、少もはづかしくなく候由御笑候由。第一は柴田殿と内蔵助殿と中悪候故、殊に内蔵助殿武篇数少候を、あてゝ御申候やとの儀に候由物語に候。そ

かたふたり本のまゝ

こにて內藏助物も不被申、機嫌惡き躰に候を、猶以柴田殿・利家樣もそれを御見付候て、おし返〳〵其威言御申候。扨不破河內殿はあいさつに、おやかた樣は不及申、又左殿事は若き衆あやかりものと御申候由に候。河內殿は其頃年はいの御人故、如此に挨拶被成候由、岡田長右衛門御右筆仕人故、其時加州へ働の事被仰遣に、其間にふれ狀を書有之段々承候由。扨又村井豐後も富田下野も木村土佐も、其時御次の間にて承候由物語仕候事。

〔菅利家卿語話〕

一、昔御物語大納言樣も被成、豐後・長右衛門なども語申候。いなみと申はかせ京の者に候。利家樣御目を被懸候故、府中の時御見舞に罷下、大納言樣後は日本のかたふたり天下御取可被成事をうらないひ申候。御內衆村井豐後・篠原出羽・岡田長右衛門後の仕合よく、木村三藏・小塚藤右衛門・富田與五郎は討死可仕よし占あひ申候由、いつも〳〵御機嫌よき時は御はなし被成候。それを思召大納言樣は、物を押し候事不罷成候よし御意に候事。

〔利家記〕

一、大納言樣さい〳〵御咄、御近習に御奉公申上者共に御よまひ事にも、信長公へ御奉公に御十四の歲御出候て、初五十貫被下、其後御加增にて百五十貫に成、又森部合戰之後は御加增被下四百五十貫、其後は御舍兄藏人殿の跡目を被下、合千四百五十貫に成。其後越前府中

三萬三千三百石被下、其後能登一圓被下、其後加州石川郡・河北郡太閤樣より被下、其後越中をば我等切取に仕たぞ。かやうに色々若き時より骨を折取上候。侍は心をふじ山ほどに持奉公可仕よし、常々御意候事。

〔利家記〕

一、利家樣御若き時は、かぶき御人、中々てこつ人樣にて、喧嘩ずきをも被成、其時の事に候へば、御持鑓さへ又左衛門鑓と人遠くより見付、是へ又左くるよしにて皆人へり被申候樣に、けんなる御こしらへのよしに御座候由、豐後・伊豫も語被申候。御年寄被成候ては御やさしき事有。御袴腰世上にちいさきがはやり候時、大府を始みなちいさき腰をめし候時、有時與七郎と申細工人に、御納戸奉行善僧申候は、今はやり候樣に立候へ由申候。心得申候由にて、腰ちいさく立候へば、御機嫌惡敷、御袴をなげ捨被成候て、其もいゝ時々が能候、大府などの袴腰を見て、加樣に立たるが沙汰の限と被仰、其よりは又昔流の腰大にさせ召候事。又は若きもの共は、かぶきたる程の氣立の者を御意に入申候。右袴腰の儀、德山五兵衛其外年寄衆皆々感じ被申候事。

〔利家記〕

一、太閤樣御普請奉行甚兵衛と今一人喧嘩の時、甚兵衛茶碗鉢を合手へなげ打被仕候。其を

太閤様御耳に入、甚兵衛切腹被仰付候。家中御闕所被成、彼相手に被下候へば、扱も〳〵相手をうち過たる事哉と、大納言様御笑被成候事。

〔利家記〕

一、有時大納言様大坂に二十日計御詰被成、太閤様より御暇出、伏見へ日暮に御歸被成候時、御機嫌克、御乗物の二方明はなし、何も馬よりおり候て御供申、色々御咄候所に、森口といふかたい間にて、四十計のをのこ、にがけ馬に乗、鑓一本持たせ、供のもの五六人召連、ほうかふりして通申候を、御乗物の内より御覧候而、ほうかふり御法度に候所に、あれを引おろし候へよし御意に候處に、何も御供の者共とびかゝり、引ずりおろし、ほうかふり引たくり申、迷惑したる躰に候。後聞え申候は、あきの森殿の者のよしに候。殿様の内年寄衆笑止がり、扱もいまだ御若き時の御心出申候と被申、色々物語多之事。

〔陳善録〕

一、伏見にて御知行割の時、岡田長右衛門わがまゝ成わりやう仕候よし、高木と申者と北山と両人大納言様へ申上候へば、其日暮に長右衛門を召候て、沙汰之限えと仕由御しかり候へば、罷立さまにふてたるかほせられ候へば、くせ事成やつ也、今かたおきりつぶされ候はんよし御意に候。出頭にてもまぎれたる事をば御免なき殿様にて候事。

〔村井重頼覚書〕

利家様能登に御座候時之御さうり取御奉公申上ものに、新八と名を付被成、もかうなるものゆゑ、お小人六十人いかしらを被仰付御奉公申上候。伏見にて御路地にてにわかに御きげんあしく御しかり候へば、申わけを仕候時御きげんあしく、もつかうぼうを御取被成、ごうばねを五つ六つ御自身御なやまし候時、にげ申候へと岡田長右衛門・寺西宗與など被申候時、新八はにげ申候。其時御こし物さていもい御意に不入、ひつたくり、其より村井勘十郎に御もたせ候御事。

〔國祖遺言〕

一、おかよ様長岡越中殿御子息與一郎殿へ御祝儀のまへ日、大府・淺野彈正殿・金森殿・戸田武州・内匠殿、其外いづれも廿人計御見廻衆詰て御座候時、色々御咄共昔の御物語、若き大名衆は一間次にて御咄色々候。金松又四郎事咄に出で、其ついでに内匠殿・武藏殿今に存出、ぎふにて又四郎を御亭主様御しかり候事を御申出へば、加藤左馬殿・淺左京殿・平野遠州・權助其外之衆、此義かくれなく承及候間、承度由御問候へば、其よりこゑ高く御咄に成、おくの間にも御咄共候。武州・内匠御咄候へと、加藤左馬助殿・淺左京殿御申候へば、そこにて兩人御咄候。ぎふすぎいや屋敷にて福富平左衛門・はたや出羽・佐々内藏介・金松又四郎・武州・内

匠、其外二三人咄有之時、又四郎高名を仕たるいげんを申候所へ、利家御出被成候時、又四郎、我等其時之儀、又左など御存候由被申候へば、御亭主様、我等など左様の所にて行とゞき不申候間不知候と、御申候へば、又四郎氣にかけ候時、利家御意、せがれめがなにをはじかみいくびあはせをしてと御申候て、平左など御入候て、あのつれをいはせ候て、よく聞て御入候由御申候へば、平左其御事に候、先程より耳をこやしますると御申候。其時又四郎ぎやうさんなと言ひ、互にぬきあひ被成刻、皆々中へはいり被申候時、はちや出羽又四郎と衆道之知音ゆゑ、其まゝ又四郎をひつたてつれて歸申候。大府に少はじかみのくびあはせしてと御笑被成候。其後御番帳きはまり候時、又四郎も利家の御番與に書付有之、罷出候時、又四郎が番袋を取て御なげ候て、おれが番へはあのやう成ものは入間敷と被仰時、後日に福富平左・菅のや九右を賴、大納言殿へ理申、偏にはちや御おんにうけ可申候間、奉賴由にて御中なほり。其より利家公へ出入仕候と、色々御物語御兩人御咄候へば、おくの座敷より金森法印・淺野彈正殿・有樂など、久々にて御亭主様御若き時の御はを被出候事承候由、どつと御わらひ事に御申候へば、殿様何事を武州と内匠と被申候。とかく昔はうばいはいやなものと御笑被成候。尤若衆は耳をたれ承候。左馬殿・左京殿などは、きびのよき事とおぼしめしたる躰を被成候事。

〔陳善錄〕

一、伏見にて蒲生藤三郎殿内四郎兵衛、渡利八右衞門といふ傍輩を申付成敗仕刻、利家樣御人數揃へ押込、四郎兵衛を御成敗可被成と思召候時、土方勘兵衛殿其時藤三郎殿に居合、直に大納言樣へ御越候而、樣子御物語候。其時御分別被成候て、德善院など御よび候て御談合。其上に太閤樣へ被得御意、四郎兵衛又は最負の物頭分三十六人は改易候。四郎兵衛父子其外五人は高麗へ被遣候。其時はさんざんに、利家樣御立腹くひついてもはなしきとう成御人成が、此度の御分別文武の名大將と申し、此儀に付色々物語多候事。

〔陳善錄〕

一、おちよ樣 長岡與市郎殿へ御祝儀の時、奧村伊豫は淺野左京大夫殿へ祝儀之時遣惡敷候間、村井豐後を可被遣由御意に候處に、花藏坊事に、豐後大納言樣御前惡敷候故、其御祝儀にうへ樣・肥前樣、伊豫を付而可被遣樣にと御意候へば、殿樣いや／＼左樣にすれば、豐後心中の程ふびんに候間、江守平左衞門は豐後寄子にて候間、何となく江守を付可遣由にて被仰付候。是に付ても豐後忝存、宿にて淚をながし申候。其儀御家中衆も、扨も／＼忝御主、命をすぐ御用に立度と被申候。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、利家公の前にて、熟瓜を手ばなしにしてさら〳〵と皮をむくを見給ひ、あな危し、指を添て靜にむくべし。手ばなしにむく時、それたらば脈所を切べし。第一血を引ても見苦敷也。手に持ち念を入、怪我なき樣にするこそ、主の前の勤めなれと宣ふ。柹の皮をむくは、蔕を小刀にてゑぐるとて、度々怪我したる事を見れば危き事也。食事などに仕るに、手際にはなく人品下に見ゆるもの也と宣ふ。

〔陳善錄〕

一、伏見にて福島大夫殿より、大納言樣へ鯉三御進上候。いつものごとく披露狀見參候。御右筆衆皆々有合不申、江守平左衞門に御返狀相調候への由御意候。畏申由調上候へば、殊外さげたる文言滿足申などと書被申候。御覽候て是は書直し候へ、昔りうあしく候。如何にも筆先にて慇懃に書遣候而能候。懇に書遣候へ。何とぞ位づくの時は、狀にも其作法能候。常の狀にはいかにも嬉しがらせよく候、大へい成狀は滿足に不思、結句腹をたつもの也と御意候而、墨を御引被成、書直させ被成候。何も年寄衆かんじ被申事。

〔利家記〕

一、太閤樣大坂に御座候刻、大納言樣三四十日計り御つめ被成候時、奧村長兵衞を伏見に被爲置。さい〳〵御用事にて長兵衞言上被仕候所に、其狀を御覽にて、箇樣にそさうに、見え

はいたる物本のまゝ

かね候樣に越申候。岡田長右衛門右筆させ時は、箇樣になく、狀も懇に書申候。惣じて用之事に不限、人の所へ狀遣時は、よく見ゆるやうに念比に書て、筆の先にて人に滿足させ候やうに書くがほんにて候。かやうに麁相成狀、こゝに用ゐ事有を、がてんのゆかぬもいかな、長兵衛めに見せて申候へと、御腹立被爲成、後狀を御ひきさき候て御なげ候。御意長兵衛承、夜通しに大坂へ罷越候つる。御言葉懸なく御ねめ被成。夫よりは長兵衛、當座の狀も懇に書申候事。

〔陳善錄〕

一、大納言樣は餘所より參狀又は返事を、三十日替に子小姓改預り置申候。有時せん齋と申坊主、ほうぐどもそろへ申、或はやぶれ又はふうじ紙をさき候て御座候を、わきに有之候を捨申候へば、利家樣御改被成。すて申由申上候へば、おのれは其身上、われらはいたる物そろへにも入もの也。もとのごとくまき合置候へよし御意に候。扨も道有御大將と年寄衆被申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、同御物語、横目と云事定候事惡候。信長公の時は初は被仰付候へども、頓而無用に成候。其故はおし立横目は結句えてひいきあるもの也。いらざる事を聞、秘藏之者などもあしくお

もひ候事尤損にて候。結句かげよりぶつ〳〵とあれば、是に手を廻しこひ、又は聞合候へば、實證しるゝもの也と御意。三休・德山五兵衞・齋藤刑部・寺西宗與・村井豐後などかんじ申候事。

〔利家記〕

一、大納言樣度々御意候。人は大將も其外も、上下によらず、能をする如くさし・くせ・まひ・きりとて有もの也。ごくいと云時はきりにて候故、萬事物をさしつめ、或はきもをいる事は萬事ひつゝめ、走り廻候て是きりなり。又あまりいらざる時は、ゆうに如何にも心靜にするもの也と、御意度々承申候。第一猪子内匠殿・宗無兩人、上樣御改易の時被入御情、利長樣へ御意候時、彌能承申候。萬事を被仰付候刻は、何も油斷不罷成候樣にして、又五日も三日も緩々と被成御座候事。

〔菅利家卿語話〕

一、利家樣もの破り之樣なる御人なれども、御やさしき事は御祈禱被成候に、法印を御撰候而、舍利のある寺の法印物知いよし御意被成、正・五・九月御よび候而護摩御たかせ候事。皆々文武の御大將と被申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、利家樣御機嫌好大坂にて金森法印・猪子內匠殿・戶田武藏殿など御出御咄之時、御酒もり候而、昔の小歌御うたひ可有由にて、大佛もやけたくるへたゞあそべ唯浮世は不定の身を持てと云ふ小うたを御うたひ被成候。いづれもさゞめき御機嫌好候。それを年寄衆にこひ申候へば、昔ならの大佛松永がやき申候刻、尾州にもはやりうたひ候よし被申候。其後伏見川ばた御屋敷にて、富田左近殿など御出候て、又一度何も御うたひ候て、大納言樣御機嫌好候事。

〔國祖遺言〕

一、殿樣御數寄御つぼ口切時、九十人あまり御茶被進候。其あがり膳を、右兩人、其人々のすき〴〵を書付させおかれ、來年口切にても、又は春の御數寄にても、皆すきくひ被申候料理物を、其人々に心もち被仰付。扨も〳〵御數寄こ申はか樣之御事こ、御客衆歸被申候時、くゞり御出之刻、たか〴〵こほめ候て御歸之衆多御入候。さりこては〳〵こ各被申候。

〔陳善錄〕

一、德善院惣領、羽柴左近こて行儀あしきよしにて、父子中たがひ、伊勢の淺閒へあたまをそり左近流人の時、色々噂候へども、德善院合點なく太閤樣御耳に入。其時利家樣御意には、德善院今の世には分別ものこほめものじやが、さりこては分別違候。我等肥前守若き時は、事の外ぎやうぎ氣に不入候事多く候へども、安土に置候時より、我等は府中に有之時、村井豐

仕候への次脫文か

後、近藤善右衞門・木村三藏・小塚藤右衞門などを替り〳〵に遣し、構なく行儀能仕候へ。肥前申事をば金言の申樣に仕なし候へば、おのづから世上にも能申慣候て、信長公の御むこに被成候は我等しなしに候。子を父が左樣にあしく申なし、中たがひしては、主君の御耳へも入候事、さりとては德善院無分別と御意候へば、何も御尤〳〵と感被申候事。

〔三壺記〕

利家公の被仰は、子を惡人にする事は親のわざなり。我利長を安土に置、府中に我有候時、村井豐後・近藤善右衞門・木村三藏・小塚藤右衞門など付置しに、隨分形儀も能きよし切に申越す。又世間にも其由取なす。就夫利長も世間にほむると聞て、日に三つ我身をかへりみると哉らん心懸、人の諫めも聞入たしなむなり。それゆゑ我等方より諫言いるゝ事なし云々。

〔菅利家卿語話〕

一、利家樣御遠行の二三年も前かど、長岡越中殿・堀久太郎殿・正宗其外七八人も、金子を五十枚三十枚二十枚かり被申候を、その借狀共を殿樣肥前樣へ御渡候而、最早おれは死ぬほどに器用も不入候。其方へ遣す間、我等死、其方へ隨ひ味方に成ものへは、大納言申置由にて、此借狀ども返し遣候へ、左候ば彌其方器用ものに成、味方出來可申候由御意に候。萬事に付而名大將と、家老衆涙をながし被申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、利家様御やさしき事は、上杉上條は景勝姉聟也、三千石被下、太閤様御馬廻にて候。節供朔日に御禮に被參候へば、殿様御肩衣を召、御對面被爲成候。上條忝おもひをなし、二く しさしにて御禮被申上候而歸。家老衆、さても殿様道を被爲立、御やさしき御大將とわらひほめ被申候事。

〔續漸得雜記〕

一、氏鄕の近習の者氏鄕に問て云、太閤以後關白殿に馬をつながんやと。氏鄕答て云、彼一人に從ふ者誰かあらんと云。又問、天下の主たらん人は誰と云。答いはく、加賀又左衞門也と云。又問て云、又左衞門是を得ずば如何と。答て云、又左衞門得ずんば我得べし。

一、東照宮の事を問へば曰、是は天下を得べき人にあらず、知行過分に與ふる器量なし。又左衞門は人に加增、分に過ぎて與ふる物きれ也。取るべきは此人也といへりとぞ。

一、加賀大納言秀賴の守に付て大坂に居る。此人其儘あれば東照宮御構ひ有事成がたし。或時東照宮を害する談合有しに、肥前守同心なし。其後加賀に休息あれと進めて、東照宮大坂へ入給ふ。是より天下東照宮に屬す。

〔陳善錄〕

一、大野修理殿・牧田權助殿など、大納言樣へ御咄候而、御次之間にてこり〴〵に御物語候。内府・大納言樣へ、御位も國數も大納言樣は御下なれ共、御城にて人々用ひも、五雙倍も大納言樣強く候。是は第一御武篇者也、扨又太閤樣御前好故にても候よし御申候。扨又淺野彈正殿・有馬法印・德山五兵衞・齋藤刑部、村井豐後・奧村伊豫などに御咄、御城へ行懸り、內府と同道申候時と、大納言殿御同道申參候時は、人々あがまひ事之外違申候。利家に御供申時はきびよく、我々迄心いさぎよきよし御申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、福島大夫殿・加藤左馬助殿・黑田甲斐守殿・森右近殿・正宗殿・堀尾帶刀殿は、追々に伏見にて、土方勘兵衞殿・猪子內匠殿を賴、扨殿樣の年寄衆共兩人相談にて、以來被掛御目候樣にと御理にて候事。

〔利家記〕

一、太閤樣大地震の後、山城御普請大形出來申候刻、利家樣御登城の時、上樣御乘物かき其外御道具持・御草履取、御本丸御門外にて大納言樣御出仕に御目見仕候へば、勘十郞に被仰付、金子を壹枚彼お小人共にとらせ候へよし被仰付。則御屋敷へ申遣取寄、十六人の御小人衆へ渡申候へば、忝冥加成儀と御禮に後日に參り、大鯛廿枚持參仕、おもて白洲まで參申候

刻、其通勘十郎申上候へば、忝もえんまで殿樣御出御覽被成候而、其肴は皆々とらせ候間、宿へ持候而歸れと候へと被仰、御小人共御目見仕、忝思ひをなし、御肴拜領申罷歸候。後日又今一番の十六人の小人共訴訟申候間、申上候へば、又一枚被下、忝由拜領仕、御禮申候。それより御使に御城へ參申候へば、あと先に廻り馳走仕候事。

〔國祖遺言〕

一、殿樣へ九月三日に大府・金森法印・有樂・戶田武州・猪子內匠殿など御出、昔御物語共色々候而、侍は惡口を申事をたしなみ可申事に候。信長公未尾州一圓御手に入候刻、佐々與兵衞と今村八太夫百五十貫づゝ取。相詰人心に候故、少出入候て、與兵衞所へ八太夫參、互に理くつを申合候處に、與兵衞少理くつにつまり申候。扨互に腹を立、八太夫歸申候刻、ぬれえんへ八太夫出申候へば、ざうり取木りをさし出申候。心せきはき申候ゆゑ、木りのをがきれかゝり候を、ざうり取なほし申候內に、はや八太夫は歸候と存、與兵衞內の者をしかり、機嫌あしくして、あのやう成うろたへもいくる時は、以來もるすと申候へと腹立候を、ぬれえんにて聞、こちへ可申と存候へども、ざうり取八太夫がおはみゝ見候て腹立申躰を見付、それがはずかしく、立歸りことばをかけ、打はなし、ざうり取もはきはなし、二人して與兵衞を切ふせ、扨皆々何事と出申候時、武藏も長刀もち出候由御申候。其時右之次第知音共に

相詰云々本のまゝ

かたり、八太夫切腹申され候。とかく悪口若きものは中間敷事と、いづれもいづれも物語共有之。其時殿樣御意、鬪殺基起自惡口の文をひかせられ、老若共に惡口はたしなみ可申事と御意候へば、金森殿・武藏殿など御申候は、昔武井肥後守に御しう心御わすれなきと、いづれも御申候て、色々さゞめき御咄共御座候事。

〔享保錄〕

一、高德院樣御筆に而被遊候御歌の掛物、前田近江守殿に有之候。此御筆の掛物は、其本野村勘兵衞家に傳り有之候處に、享保二年之春之頃、勘兵衞方へ近江守殿を招請候て、御筆の掛物を拜見有之上、勘兵衞申入候は、珍敷御筆之物に候へ共、野村家に指置候より、前田之御家に被指置候へば、重寶之由と存候間致進上候旨申入候へば、江州殊之外滿悅に而被申請、追付其御筆を懸、勘兵衞初出入之頭分呼請、悅被申候。其御掛物之御歌に、

鑓先でとりたる國は何事をせねどもしかと治りぞする。

右物語は則勘兵衞、且又掛物拜見之內原九左衞門・伊藤內膳物語也。

〔國祖遺言〕

一、土方勘兵衞殿と佐々淡路と公事にて中惡く候。淡路殿も殿樣へ細々出入成申候、御客など候へば、御料理勝手迄もは入、きも入ぶり候て、指出人に候。勘兵衞殿は、殿樣御うへ樣

いをひごにて候、奥迄も御はいりに候。それをおしのけ候ほどに、淡路出入申候。勘兵衛殿有時徳山五兵衛・寺西宗與・齋藤刑部などへ、勘兵衛殿御申候は、我等と淡路におぼしめしかへさせられ候躰に候由、御うらみ事御申候へば、兩三人の咄衆、御夜咄の時、殿様へ御物語之様子被申上候へば、から〳〵と御笑候て、かたくちものゝ勘兵衛、扨も〳〵左様に存候か、よるひる出入ものにも、心中それ〴〵にとけず候ものも有。百日もあひ不申候ものにも、何とぞ身にかゝり候様にのがれぬとおもふものも有。勘兵衛我等女共のをひなれば、肥前・孫四郎がいとこなれば、何とて當座けいはくを言ひ、出入申淡路に存かへ可申や。併又ゆゐ緒の有知音は各別。戸田武藏・猪子内匠兩人と中あしくば、我等兩方を異見を言ひ、申返やうにも可申候。此年まで人を見かよはし候間、此大納言に候、あい淡路・ひいくちなどが、日々出入候ても、よく見付置候と御わらひ被成候て、物語り御引被成候。不狃邇不忘遠と云文のごとく、淡路日々に參、勘兵衛廿日に一度あひ候とても、心中右之通に候由御意候。三人御咄衆も、扨も〳〵勘兵衛殿忝おぼしめし候はん、扨又戸田武藏殿・猪子内匠殿御聞候はゞ、別て忝可被存と被申、三休に此語の心もちを問ひ、いづれも書付申候。我等も其時書付もらひ申候。大將様かな〳〵と年寄衆御咄衆も被申候事。

〔國祖遺言〕

一、井口猪右衛門御ふちはなされ候へば、まづは千石被下候。まへかど柴田修理殿に有之ものゝ、少心ばせも□ゆに候、御目をかけられうと、じゆらく御たや御留守におかせられ候へば、それ□□付之如く成、篠原彌介など同前に有之。然處に殊外心むさきもの、千石取りて内のもの七八人ならでは置不申候。金銀ばかりをたくはへ申候。其外少取こみも御入候。よく〳〵殿様御聞届被成、じゆらくにて上様御成之後に被仰上、御ふちを御はなし候。其時語を御引被成候。黄金立身又亡其身と云事、猪右衛門めは此ごとくなるやつに候、千石役なしに遣置申候に、わるき心ばかりもち、なごや陣より去年の冬歸申候刻、彥三・長九・豐後などをはじめ、なぶりてふるまひ候へと申候へば、小者か町人のやう成仕合、ふぐ汁をして、れき〳〵をふるまひ、茶はせんじ茶よりあしき茶をこい茶に立、何に付ても侍がましき事はなく、あのていならば我等唐入候て討死ときこえ候はゞ、以來子供に引出されきられ候事は分別なく、まづ我等女共をはぎ取に遣可申やうに候由御意。其上過分に取こみをして算用もとげず候。せいばいもしたけれども、なじみに候間命を免し、御ふちはなされ候由。此文のごとく、あまり分さいより金をほしがり身をほろぼし候。又は町へ引こみ町人して有之候共悔い申間敷候と御わらひ、昔より語をよく申置候と御意候。年寄中、扨も〳〵御じひもふかき御大將と被申候事。

〔陳善錄〕

一、又存出、大納言樣常に御機嫌好候時御意。天下有道則見無道則隱。これに色々御物語有之。是は信長公御右筆語と講釋申候を、おもしろく思召、書寫させおかせられ候由御意に候。物よみ三休いつも〳〵御あひてに候。

〔國祖遺言〕

一、大納言樣御きらひ第一、不知事を知たふりをしてうそを云ものを、老若共につまはじき被成候。後か樣の者は、必小身者はまんほくうしなひ、大將は何事を云ても、侍共得とまここにせざる物也。第一合戰の時など、れいのうそつきと下知を聞不申候もの也。語を御引候て、知之爲知之、不知爲不知、是知也と云事有と御意候て、肥前守樣・孫四郎樣へ御意。肥前は不被存、越中と取合之時、片山や多野村を大將に遣す時は、侍共下知をきかず、不破や村井を遣候へば下知を諸侍聞申候と、御意被成候事。

〔可觀小說〕

一、我本藩の世祖高德公は、驍勇の爲人にして、亂世に生長し、英武傑出の事は、凡て衆人の所知なり。予村井氏の筆記並世子に貽し給ふ遺言を考へ觀るに、文德を備へざれば武勇も用を成ざる事を得意ありとみえたり。雖有御志ならずや。太閤も亦善く人を知るの明ありとみ

其趣は有之候本のまゝ

えて、此人を秀頼公の大傅となし給ふに、不幸にして太閤薨去の翌年群臣をすて給ひぬ。此公今十年世に長しへ給はゞ、天下の大勢如何あらん哉計りがたし。予或人の編める關原記大全といふ記錄を看侍るに、其内にいへる事あり。肥後守加藤清正其親友に語りて云、大納言利家は晩年に及びては文學の志ありとみえて、或時太閤薨去の後、浮田秀家・淺野幸長及び某を招き、物語せられし言の次に、大節に臨で不可奪、君子の人歟君子の人也。と古語を引てぬしの志を示し給ふ。其頃は吾猶文盲にて其意をも尋ね問はず候に、近年は朝夕論語を讀候而、此語意をも解し申候。今の世に在ては、別而此語を事とせず候はゞ、恐らくは不義に陷り候はん。利家も元來不學に候故、王覇儒佛などの議論に於ては、卒去の時に至ても其趣は有之候と、清正語り被申候よし記し置ぬ。清正もかゝる所に心付あらんとはおもはざりし。誠可嘉尙。

〔陳善錄〕

一、利家公は信長樣御右筆武井肥後物よみ御でし。

〔國祖遺言〕

一、權現樣に者御算勘あいよ成御上手に御座候。御指をひたと御折被成御考候處、少も違不申候由、藥師寺宗仙院先年御咄に候。台德院樣にも言外の御上手に御座候。大猷院樣は隨分

相公は前田綱紀
同年は享保七年

御發明至極の御事に候處、御算用之儀は一向御覺不被遊に付、台德公より被仰進、御稽古被遊候樣にとの御事にて、御勘定方新右衛門と申人、大猷公御前へ被召出、算用の儀被聞召候處、さて／＼合點のゆかぬもいかなと上意にて、其以後は御稽古の御沙汰なく成申旨、岡田豐前殿咄に而被聞召候。高德院樣には別而御上手にて被成御座候。御人數等之儀御つもり被遊候節の御算盤、はゞ三寸計長さ六七寸計にて、米か銀かの內一色の目をもり申さいに御座候。常に御具足櫃に御入置被遊候。それにて毎度御人數圖りなど被遊候。其後芳春院樣へ被遣、芳春院樣より春香院樣へ御ゆづり被遊候。今井と申年寄女中、春香院樣に相勤有之候處、右の御算盤を今井に御預被遊候。春香院御逝去以後今井方に在之候を、相公樣へあげ申候。于今御秘藏被遊置候旨、同年二月御意也。

〔利家記〕

一、伏見にて大納言樣へ、越後の景勝內の直江山城を使者にして、德山五兵衛・村井豐後を賴被申、是非共以來御目を懸られ被下候樣に、御國ならび故初而上洛仕刻奉賴。其後何かと關東御陣の刻より、御遠々敷罷成迷惑仕候由理被申、重々之儀候處に、さらば心中如在有間敷と御返事に候。御禮に參度、其後山里にて御對面被成べきよしにて、景勝被參候。仕立は肩衣、袴の上に、みる色のひとへ道服着して御出にて、山里へはいら、利家樣御前へ御出之

時、上の道服をぬぎ被申、直江山城一人供に參候。土方勘兵衛殿相伴御振舞にて、大納言樣御手前にて、こい茶も御立被成候。御盃の上に、御腰物を景勝へ被進候。直江山城に御小袖三つ・道服一つ被下候。扨被罷歸候て、其後日に村井豐後を、昨曉は御出忝由御禮にまづ被遣候へば、豐後に小袖三つ・道服二つ景勝より給候。其夜德山五兵衛方へ、使者にて小袖三つ・道服一つ景勝より被越候。さすが遠國人にて色々成禮返しと、殿樣御笑被成候。大閤常陸と申仁を、景勝より忝仕合と御禮に越被申候。又それに御小袖二つ・道服一つ利家樣より被下候て御返し候。事の外景勝も御理に參候儀を隱密被成候。其後十日計も過候て、夜に入大納言樣景勝方へもちつと御禮に御越、小袖十・太刀折紙にて御座候。御吸物計にて彌あがきへたる躰に見え申候。其時正廣は御脇指を進上にて候。後日に景勝、早天に豐後・五兵衛方へ人を被越候て、大納言樣御廣間迄ちつと御出、御禮被申被罷歸候。それより御内意御中能候事。

〔菅利家卿語話〕

一、加藤主計殿かうらいにて骨折被申候儀を、度々太閤樣へ大納言樣御取成被仰上候儀、わきより承申候由にて、誠忝儀と度々御禮被申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、加藤主計・中村式部少殿・平野遠州など、まへかど出入無之衆を、伏見にて利家様太閤様へ御執成候時之色々御意、物語多候。出入申衆は不及申、御意色々有之。

〔國祖遺言〕

一、聚樂にて蒲生飛騨殿に肥前様・長岡越中殿・木村ひたち殿・山内對馬殿・戸田武藏殿・上田主水殿・津田長門殿、其外四五人咄の上、木村ひたちと山内對馬とまへかど出、すでにぬきあはせられ候躰の時、御亭主飛騨殿と肥前様両方へ引御のけ候所へ、武州・主水はわきの座敷にものをたんごうして御入候が、きもをつぶし御かけ入候て、中へは入候て事に不成候。其外皆々ぎやうてんなる躰の由候。各色々御異見にて、其座に中をなほし候由。後日に武藏殿、殿様へ御越候て御物語被成候。御歸之跡に殿様孫四郎様へ、若きものに候間、よく聞て置候へ、近所に有之との共も聞置可申候。こうじて侍は登城の時も、拙父大勢咄座へ參候共、おれとはたれ中があしいぞ、たれとはのがれぬと分別して、あるひは中のあしきものがかう云たらば、どういはうぞ、はつたらば切てくれうぞ。又間のよきものゝ言事仕出し候はゞ、かうしようなどむねにもち候て、人中へ出る物也。なに心なくうかりと六月にかまへ、人中へ出候得ば、必なにゝつけてもおちどを取る物也。偖こそ武州今の咄を聞候へば、昨日飛州座敷にてうろたへたるもの共、はぢをかき申候なりと御意。人に逢候時はいしゆなきもの共に

本文冒頭永祿二年六月の條に出せる陳善錄の文に同じ

は、つねはいかにもゐがほはなさず候樣にする物也。信長公も此御意に候。其心得尤と孫四郎樣へ御意に候。年寄衆、御尤文武御大將と被申候事。

〔利家記〕

一、關白樣を御改易の時、何も大名小名それ〴〵に御失ひの時、大納言樣別而御目を懸られ候猪子內匠殿・宗無兩人も被流候刻、何も奉行衆跡を闕所の時、內匠殿い能道具共を大納言樣へ御取寄置せられ、扨金子を五枚、神谷信濃を御使にて路錢にと被仰被遣候。宗無かたつき、さかひ衆名物、金六七十枚可仕物の由に候。是も大納言樣御預り置候處に、奉行衆より事之外改めつよく、此茶入は宗無身上不成故、我等に前廉賣候由、つよく御返事被成候へば、奉行衆も重而不申候を、御預り御置候て、明年に太閤樣へ大納言樣御詫言被仰上、兩人ながら御前相濟被罷歸候刻、茶入宗無に、又內匠殿道具共皆々御渡し候へば、天下のもの共上下、扨も〳〵大納言樣御威光つよく、第一御賴母敷大將と申慣候事。

〔利家記〕

一、大納言樣御若き時、御牢人被成候時の御物語御座候。信長公同朋を御斬被成候時、御傍輩衆御兄弟程に常に御中好衆無沙汰、しかし〳〵見舞もなく候つる。佐々內藏介は彼同朋に目を懸候衆故、其時より御中惡敷、後迄も其分の御意候。右人多き内に森三左衛門・柴田修理殿

計、其外御小姓衆二三人ならでは御牢人中心添なく候由御意に候。扨又關東陣之刻、太閤樣御前へさゝへられ、御前あしき時、是又日比出入目を懸申者、結句かたきに成、さゝへ仕者多く、我等人數一萬餘有之をよこゝ心に參候而、利家人數四五千可有之由申候。木村常陸守などは兄弟の樣に間をしたに、八王寺を攻候時、結句我等をさゝへ言上申候。然共蒲生飛驒守・淺野彈正など、御前にて殊の外申直候由に候。とかく人間は牢人をする時、見つぎ候者こそ成ものゝ也と、度々御咄に御意候。心もひがむものにて候由。就其猪子内匠殿・宗無牢人之時、一入御情に被爲入候。後に京伏見にて大納言樣御門前に市をなす時、前廉さゝへ仕衆をかげにて御笑被成候。ごいくわと申仁などへは、直に御意候へば、事の外迷惑いたされ、狂言に取直し被申候。右關東御がいぢんの後、太閤樣大納言樣へ御申なほし、色々品々御物語多候事。

〔陳善錄〕

一、佐久間久右衛門・同源六、昔柴田殿柳瀨之後、關東小田原へ被參候て在候へども、又小田原落去故、其後蒲生飛驒殿を賴、會津へ被參候。其後伏見にて飛驒殿、大納言樣を御賴候而、太閤樣へ御理被仰上相濟候而、伏見之城にて御禮兩人ながら被申上候。殊外大納言樣御懇に候へば、御出入有。大名小名御家中之衆には不及申、彼兄弟の兄佐久間玄蕃、殊の外利家樣へはあだをなし候人に候處に、さりこては大納言樣道有御大將と申慣、彌御門前市をなし候事。

千石は仙石

御語言云々本のまゝ

〔國祖遺言〕
一、三月十三日之夜伏見にて、大野修理と千石三左衛門殿・猪子内匠殿御出候て御咄候。三左衛門殿は殿様の御ゑぼし子にて候。内匠殿御申候は、修理・三左われらに被申候は、こなた様の昔の御物語承度旨被申候と御申候へば、殊の外殿様御機嫌よく、扨も若き人達きどくに候と御意にて、御語言聞人吹萩に上風あり、其人々により物語もいたし候がよく候由被仰て、色々御武篇御物語被成。其上又は信長公の御近習に御奉公被成候時之事など御物語被成候。夜ふけ候まで御はなし候て、忝由御申候て御歸被成候。年寄衆御咄衆も殿様を、扨も扨も文武の御大將、其人々により御あひしらひ被成候事かなと被申候事。

〔利家記〕
一、伏見河ばた御屋敷の時、度々の事成に、大納言様へ淺野彈正殿・金森法印・猪子内匠殿・土方勘兵衛・羽柴下總殿など御出御咄にて、色々様々御機嫌よく昔御物語被成候。富田孫九郎・奥野金左衛門瓜ばうてう仕有之、村井勘十郎は御茶のかよひ仕候。其時かゝらぬうつけは、各々今迄いくたり御覽候哉と、利家様御意候へば、各御申候は、いくたり共覺不申候。今迄うつけ不數知御座候と申候へば、各ちがひたる御申分に候。年ばいも各に增おこりはあまり有まじく候へ共、我等は今迄かゝらぬうつけは二人ならでは見不申候と御意候へば、各

上様は秀吉

御笑候得ば、利家様御意によく合點して見給へ、うへつらうつけに見え申候者に、事の外心の才器成者もあり、うへつら利根に見え、りこんたわけも有。如何様何こそこりえなき者はなく候もの也。人間は何こそ一色はこりえ有と見え申候。何をさせてもこりえなきものには、信長公の時誰と御申候、名は然と覺え不申候。今の世にはそれと御申候。是は織田上野殿の事と聞え申候。二人ならでは不見候。もとより我等ほし仕候者にも、何こぞこりえなきものは無く候。各も其分たるべし、よく御思案候て見られ候へ、人は九分十分なるもいに候。其内五百千人の内にも一人もたらうたる者あり。是を存候へば、主にそれ〴〵に人をば召仕可然由御意。其次にて増田右衛門尉を御覧候へと御意候へば、御尤〳〵とかんじたる躰被成候。色々物語有之。

〔菅利家卿語話〕

一、大納言様未だ川ばた御屋敷にて、太閤様御前にて有馬法印と御兩人、京の者公事を仕時、奉行衆申分悪敷候を、上様被仰出、御機嫌悪敷時、右兩人様御うはこたへを被成候を、奉行衆の事悪敷申なし候由にて、其申分に先有馬法印へ奉行衆被参、いたけたかに被申候而、其より大納言様へ被参候而可申置由にて、石田治少・増田右衛門・長東大藏など被参候而、岡田長右衛門・齋藤刑部を御使にて被申渡。それを大納言様かべ一重あなたまで御出候て、奉行

加賀樣は利家の女摩阿姫にて秀吉の御室

づらをして大納言をおどしに來り候、是へ通れといへ、樣子かたり聞すべしと、たからかに御意候へば、其まゝ奉行衆つら〳〵に成、石田治部少は眞さきへ逃立に、おればかうあつうほどに、こまいと云うたものをと、互にからかひ逃行を御覽候て、利家樣ふしころび、跡にて御笑被成候。扨も御威光つよきと殿樣と上下きびをよく存候事。

〔村井重頼覺書〕

じゆらくにてかゞ樣を大納言樣に御あづかり御座候時、大坂より太閤樣御越候て、二十日ほど利家公に御逗留被爲成、晝夜大名小名御出仕。八月十五日夜上樣御機嫌能、筑前が詰候もの共、こしょより共も小々姓共も、こわいひをくはせ、酒をのみ候へと被仰出、村井豐後・奥村助右衞門・德山五兵衞・寺西宗與・齋藤刑部・江守平左衞門・神谷左近・奥村主計・村井勘十郎・奥野金左衞門・今井左太夫・野村與平次・脇田主水・湯原八兵衞、右書付申候ごとく、上樣御前へめしいだされ被下、度々之儀には候へ共、一入御意忝事共に御座候。扨日本にはは無御座難有上樣御まへにめしいだされ忝、扨も大納言樣御かげとありがたく存申候て、さゞめさき申候。色々物語共有之。

〔國祖遺言〕

一、伏見にてつじぎり又はおひはぎ出來候刻、太閤樣、大納言樣にかゞ樣御座候故、御逗留

被爲成內に、五人奉行衆其外大府・備前中納言殿・がもう殿・金森法印・景勝・正宗・肥前樣・長岡越中殿、其外老若大名小名衆三十人計御意にて御詰候。其時右之通仕置如何可被成旨被仰出候時、おもひ〳〵に存分別被申候衆候。扨國郡持居形〳〵つじ〳〵之前に、番所をいださせられ可然旨被仰出候。御尤之御意有之所に、扨奉行衆被申候に、つじぎりあくとう人有之時は、番所よりいづれも罷出おさへ置、たれがものと吟味して其主人へことづけ、其主人より[illegible]しこ[illegible]候やうにと、いづれも被申候。中にも石田治部・增田右衛門・長束大藏など、其通りよく可有御座候由、大形相極さうに候處、大納言樣被仰候には、扨も〳〵各被申分、我等なとには何ともがつてんゆかず候。其御心はと皆々被申候へば、左樣につじぎりあくとうするものが、はや其ほどに取つめられ候て、番のものゝ御意次第こうなされ候か有之候哉、もはや其時を生害こ可存候間、それをことづけに主人に遣事、我等は思ひに不存候。左樣に被仰出と奉行衆も被申渡候はゞ、彼あく人共をにがし申事可有御座候。夫を番の者手などとおひにがし候へば、結句越度可罷成候。偖又主人へことづけ候間もなく、右之通はたらき候をきりとがめ候へば、被仰出候御法度背き申に可罷成候。我等の存候は左樣之者は見付候てとがめ、其ものゝ樣子又は返事次第に見合、はたらき候はゞ當座にきりふせ、又は出し取候やうに成共と存由被仰候處、奉行衆・淺野彈正殿、扨は金森法印などをはじめ五六人、大納言殿被申如く、我々も其通

に存由被申候へば、上様御意、尤大納言申通可然存由被仰出候。扨其通に被仰出濟申候。其時も皆々御勝手へ御出候て、申さでも御威光つよきに、又被仰出事尤之儀故、利家公へたいし物申人もなく候由、彈正殿を初、年寄咄衆へ御申候事。

〔陳善錄〕

一、太閤様さかひの近所古城之跡へ御鷹野に御出、内府・利家様其外諸大名端々御供、其時平塚など鳥を手とらへいたされ、上様御機嫌能候時、俄に風雨にて、すぐにさかひへ御越候時、我も／＼と雨用意候て御供之時、内府油道服を召候へば、風にさゞめき吹立、召候御馬足をもたゆずをどりまはり、既に馬より内府落可被成躰に候。利家様はかつぱを召候故、何事もなく候。其夜の御咄に内府に似合ぬ、ぬれられたら大事かと御意候時、みな／＼尤に奉存候。若き衆だてなどにはいかゞ、如御意内府には似合ぬと御申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、大納言様へも津田長門伏見にて切々被參候。利長様へは別而出入被申候が、肥前様御噂をかげにて惡敷被申候に付、長岡越中殿御とがめ被成候。其より肥前様・越中殿へも足は留り申候。齋藤刑部に利長様御物語に、彼長門は大納言殿へいまだに出入申とみえ申候。我等噂申候に付て、越中とがめられ候間、我等所へはよせ不申候由御物語御意候。大納言様へ齋藤

刑部共通御物がたりに申上候へば、御返事なにごとも刑部には不被成。其より二三日過、長門大納言様へ参り、御次之間にはなし被居候處へ、肥前様ふと御出にて御座候。長門きづかひたる躰にて居被申候へば、利家様長門被通御咄候へとの御意に候。畏候由御請被申、御父子御用有之と見え候由咄衆へさゝやき被罷歸候。其跡に利家様肥前様へ、長門づれ、かやうなる門々家々をありき、狂言大夫同前のものは、しらぬふりをして會釋しおくものに候。あれは高山南坊共よりのがれぬ間に候故、それを思ひ、おれが所へ、懇もせず候へどもくると相見え申候由、御意被成候事。

〔三壺記〕

津田長門が利家公御父子へ常に出入仕所に、利長公の御噂をあしく申由、肥前守殿御耳に立、出入をやめさせらるゝ。其時長岡越中も有合て聞申され候よしにて、是も利長公へ出入申されず。此旨齋藤刑部承、利家公へ申上る處に、何共御意なく、二三日過て長門守利家公へ御見舞に被參、折節利長公も御座候に付、長門は不懸御目罷歸候。其跡に利家公御意被成は、津田長門ごときの狂言大夫などのやうに、家々をひろく勤むる事、且は歷々の慰のため、さびしき時の伽にも成、人の噂も上々の事も云事有。又人にしたしき有、うとき有、それに出入をやめさせ候事、何ぞ一大事の世にふれたる事なくば尤也。それ〴〵にあひしらひてかま

はぬがよし。然ば還而後に忠する有物ぞ。高山南坊などがのがれなきものなれば、長門に如在有間敷旨被仰出。それより長門も越中も忝奉存出入仕也。

〔國祖遺言〕

一、あさの森殿、つひに利家様へ御出候事たがひになく候所に、秀頼様御もりに被爲成候て後、伏見にて安國寺をひ金森法印ヽ土方勘兵衛殿をもつて御理候て、いづかたへも不罷出候ゆゑ、御見廻申事も無御座候。然共秀頼様御もり被爲成候へば、萬事以來までも得御意候様にヽ御理。御兩人衆村井豊後・德山五兵衛などに御相談被成、大納言様へ被仰上。殿様返事に、森殿之義先年唐陣之刻、なごやへ罷越時、御國中被通候刻、御留守居衆へ被仰付候由にて、殊外御馳走共に候。左様之御禮も然々不申入候つる。安國寺へは其通申入候。左候へば我等所へ御尋可在由忝存候。以來心中如在有間敷旨被仰候て、伏見山里におんみつに金森殿・勘兵衛殿・安國寺三人御相伴にて御ふるまひ、其上に正廣の御脇差被遣候。其より十日ほどありて、右之衆御相伴にて、殿様森殿へ御越候て、色々御馳走。いりしげの御腰物進上にて、御歸被成候事。

〔國祖遺言〕

一、伏見にて殿様御居間之わきかこひにて、淺彈正・德善院・金森法印御談合事候。火袋之間

八けん本のまゝ

其色な本のまゝ

へ戸田武藏・猪子內匠・上田主水・土方勘兵衞殿御出候て、不破彥三・長九郎左・德山五兵衞・高山南坊・奥村伊豫・村井豐後・寺西宗與・三休など咄有之處へ、右四人之御衆御出候て、色々御咄共の上に、武州御申出候は、我々には別て御目を被下申にては無御座候得共、今之世にも昔もにて候、あるひは人數千共もつ身上、又は國郡多もつ大名に成候は、手柄と申ながら、其身之仕合よきと申事也。利家公の御儀は、父兄は二千貫の家、佐々內藏助は兄の跡三千貫の家に候。然ども利家公前田の弟子に候故、十四にて信長へ御小々姓に御出、初は五十貫御取候由、いつも／＼御意。然共一本鑓より手柄共被成、御身上御仕上被成。扨藏人殿跡を二千貫御取候て、其より又度々御手柄に而、能登に加州を二郡御取候て、其上互に八けんのやう成內藏介と御手合候て、御手柄度々之上に、內藏介に御戰御勝、越中をも切取被成候間、今の世に大納言殿ほどの御手柄は、日本之義は不及申、唐にも有之間敷と、いづれよりもあひ申事に候。そこにて主水殿・內匠殿も其色を申事に候よし御申候。利家公御手柄第一、扨又不彥も村豐も奥豫州など、長九は能州に、おの／＼のやう成よき臣下衆に、御先手をも被仰付候故と御番三人御申候。いづれも被申候て、忝御申分に御座候、筑前守承候はゞ大慶可被存と彥三をはじめ被申事。

〔國祖遺言〕

殿樣は利家

上樣は秀吉

かうぞうすは香藏主

一、殿樣鶴をあがり候へば、其まゝ御虫にあたり、少も上り不申候へ共、うき世つるをくひたがると御意候て、かうらい鶴銀一まいづつに、三十御かはせおかせられ、御客御見舞被參候衆へ、御出來あひ御ふるまひに度々御料理出申候。上樣御前にて色々御咄の上に、此頃大納言殿鶴を度々ふるまひたべ候由、いづれも〳〵御咄衆申上候得ば、上樣御意御ざれ事に、それは大納言ぬす人にて、鶴の料理食はせ候。いづれも鶴とよろこばせ、其ゆゑ別之肴は出し申間敷候。鶴にてよろこばせ候と、御機嫌よく御わらひ被成候。其時大納言樣もそれは御意のいわく仕候。いづれもに料理仕候て、うれしがらせ申候と、ごつとたがひに御笑被成候よし。扨も〳〵互に上手かなと、上樣御咄衆殿樣に御越御わらひ被成候事。

〔國祖遺言〕

一、太閤樣聚樂御城に御座候時、御手自御料理可被成旨にて、かうぞうす筆にて利家樣を召候時、森勘八其時御門番仕候、御小姓一人にて御入候へと申候時、おれは虫持病に候間不斗入事候間、小姓二人召つれられ候はんと御申候所に、勘八少まへ年肥前樣へ御普請場にてのいしゆ候故、利家樣へあたり、やぐらに有之、御法度之由申候。其を殿樣聞召、御はらを立られ、其まゝ御出仕なく、御歸被成候。其時又かうぞうすより筆にて、上樣御料理をまちて、筑前は〳〵と御意候と使參候へば、御門番入間敷と申候と御返事被成候へば、かうぞうす笑

間數事はの次脱文あるべし

止がり、淺彈正殿などゝ御相談候て、松原ほうき御迎に被參候て、□の御門より御入被成候。其儀後日に上樣御耳に入、後勘八に餘人に替りたる筑前を入間敷事は、供の者多候共、筑前は不苦儀御意候て、御機嫌惡、淺彈正殿に被仰付、勘八内それに在合たる侍二人腹きらせ被下候。扨も勘八いたされやうは見事なる事ゝ、天下に笑申候由に候事。其より後は殿樣へ勘八出入不仕候。其後勘八民部少に成申候、御理色々被申候て出入被申候。猪子内匠殿・宗無・森豐後殿など、後迄も御申出候而、か樣のきびよき事は覺不申候由御申候。其頃は村井左馬助・富田左太夫・脇田主水・奥村織部など中小姓之由物語有之事。

〔菅利家卿語話〕

一、利家樣御機嫌好時御威言に、太閤樣或は座敷座配に御兩人を内府と大納言と御意候。或は御武篇雜談昔之御物語之刻者、信長樣之御噂出申候而は、大納言・内府といはれ候由、何時も御先に大納言樣の御名を先に御意候由、此詞は重而一國に被替間敷由御威言、忝被思召候。

〔菅利家卿語話〕

一、伏見にて、始の大納言樣御屋敷は、御城月見のやぐらの堀一重下にて候。八月十五夜月を太閤樣御覽の時、上下太閤樣・大納言樣御ざれ事、たか／＼と被仰、上らう衆も高笑手に取

るやうに聞え申候。扨も／＼古今有間敷君臣の間と、古き衆被申候事。

〔國祖遺言〕

一、秀頼様御四つの年よりふと御膳をあがり申候刻、御いざり被成候時、今春相詰居申候ゆゑ、かたぎぬ計の躰にてつゞみたいこにてしまひを仕候へば、御きげんよく御膳あがり申。それが御くせに成申候て、後々までも御膳あがり申度ことに、いつものごとく仕舞はやしてあがり、殿様是を御笑止がり、ろくな事にてなく候由御意候事。

〔菅利家卿語話〕

一、大納言様も折々御咄、戸田武藏・猪子内匠殿なども御咄に、信長公御代柴田修理殿・森三左衛門殿・坂井右近殿、我らへの威言に、武者場にて鐵炮打來時、柴田は立ながら被居、軍兵共かゞみ候へば、あたらぬものと御申候。又は三左衛門殿・右近殿などは、柴田じやと言ても當るまじき事かは。武者と云者は、かゞむ時は鐵炮弓にあたらぬやうにして、懸る時はおしひらき、何にもかまはず懸るものなりと被申候。三左衛門殿被申分功者と御意被成事。

〔菅利家卿語話〕

一、加藤左馬殿、内之者を直に成敗之時、少手を負はれ候時、何れも大納言様御前にて御咄被申候。こそしり口被申候へば、いや／＼それは僻事にて候。兩方手二つなれば、但若仕そこな

ばの次脱文か

ひ候て手を負ひ、逃し候へば越度に候半や。其にて仕済候は好仕るとは可申。うす手を負候ても越度にては有間敷候。信長公の時も其讃談有之と御意候へば、御尤〳〵と各御申候事。

〔利家記〕

一、鑓を合申様を、大納言様御咄には、合鑓にて合候へば、必下鑓に成申候。鑓を立てわり、上鑓にうちこみ、度々利を被爲得候よし、色々御ものがたり御座候事。

〔袂草〕

一、利家公宣ふ。敵弓にて懸る時、鑓を持て立向候には、敵の右の方より不斗突懸る物なり。左へ懸り候へば、深手を負ふ物也と被仰けると云々。

〔國祖遺言〕

一、殿様昔御物語被成。おれ十四より具足着初、其頃は十日共ぐそくきぬ事無是候、などや陣をとじ之具足と存候。五百度や六百度やと云事なく具足着申候。然共合戰又は鑓には、度々はなきものゝ也。其内に心ばし有時、手をおひ候か、又は首を取鑓を入候にあひ申候。それさへ淺井合戰之時も首を取候へば、信長公御馬廻安井六兵衞と云ものゝ、ちう人にて有之、手にあひ不申候ゆゑ、又左殿とことばをかけ候間、其首とらせ御前相濟申候。長篠合戰の時朝首取候得ば、是又信長公御小姓に今井一郎右衞門と云者、これもちう人にて手にあひ不申、又

左殿奉頼由ことばをかけ候間、とらせ遣し相すまし申候。扨以後我等ふか手おひ申候。然共豐後我等に手をおはせ候ものをば、おひつき首を取申候。おれ其日の首までも合すれば一代に廿六取申候。かたのごとく、信長公御家にては、我等も首數取申候内にて候處に、今きけば越中にてたれやらんが、首三十三のくやうした由をかしく候。夫が或は百姓を切ころし、内いものをせいばい致候て、合首三十三の首くやうと存候。左なくば具足を三十三度着申候をおぼえ候ての事かと被仰候へば、年寄衆・咄衆御尤〳〵と御かげにても被申候。有時金森殿・武藏殿・内匠殿など御出候て、色々の御咄の上に、右之御物語相成御笑候得ば、こなた樣などの首くやう被成不申候はゞ、今の世に日本には有之間敷と、いづれも昔を御かたり候て御わらひ被成候。云ひ度まゝを申ものと見え申候由、おの〳〵どつと御わらひ被成候。其座敷に長岡越中など、其外二三人御座候へ共、年若き故、謹而殿樣御もの語を御聞候而御座候事。

〔利家記〕

一、利家樣鑓の合申事九度、佐々内藏助殿三度程合申候哉、戸田武藏殿も度々御出にて、御次の間にて年寄衆と御咄。坪内平太は備後守殿よりの人に候、是も其咄。村井豐後も所々を語被申候。金森法印なども御語にて候事。

〔菅利家卿語話〕

一、大納言様御物語被成候。城をせめ候時、いつより候而早く馬より下候へば、必々いきぎれるものなり。功者は城際まで乗申物也。但ふけ沼の所は各別なりと、御意候事。

〔利家記〕

一、利家様度々御咄に、立合合戰するには一萬と三千は、かならずかならず大將の分別にて、三千の方度々勝利を得るもの也。其ゆゑは、小人數は最早一つ一つと軍兵共も思ひ切故、就其大軍を大將油斷せぬもの也と御意候事。

〔利家記〕

一、伏見にて利家様へ、加藤主計殿・肥前様御同道にて、扨又羽柴下總殿・猪子内匠殿・戸田武藏殿など御出候て御咄候。大納言様、宗無と其日は碁を御打候て御座候。其内に主計殿其外の衆と武篇物語色々なし、大納言様御物語を御聞有度躰に候。かうらいなどの咄も御座候。人數立様も色々の時、大納言様碁を御打濟候而御挨拶共御座候時、主計殿・淺野左京殿御合戰御座候ば、御人數如何御立可被成とおし懸て御問候へば、利家様からからと御笑候て、若き人々我等が口を開度とおもひ候と見え候間、亭主ぶりに可仕旨御挨拶候て、碁盤の上にて石をもつて、我等父子三人、上様天下之先手被仰付候はかやうにと、

八百　五百
二千　五百〇三千〇五千〇三千〇四千　三千
八百　五百

武者をいだし候ば、敵十萬にて參申候共、我等そなへは二萬三四千程にてかやうに立可申と御申候へば、其上色々御物語被成候へば、主計殿一入御滿足候而、御近所へより能々御覽候而かんじたる躰、其外の衆もさゞめき被成候。よく〳〵見屆たる躰にて、御挨拶にても候や、紙に書寫御歸候。其時御近所に有之我等なども書うつし候。常々肥前樣は利家樣御息有の内に、武道かた萬事御とひおかれず候よし、主計殿などはかげにて御悔候由に御座候。

〔三壺記〕

加藤主計・柴田下總・猪子内匠・戸田武藏殿を、利家公にて御茶御振舞にて、御茶之上に碁に成、其後武道咄になりて、何も〳〵口々に物がたり、難所之儀ども咄されたり。加藤主計申さるゝは、第一人數のたてやうは樣々御座候由承候へども、利家公の御心得承度奉存と申されければ、不調法に候へども亭主振にかたり可申候とて、碁石盤の上におかせ給ふ。我等幾度も御先手を被仰付罷出候時分、ヶ樣に心得申候。

五百　五百
千五百　〇三千〇三千〇三千　五百
五百　五百

人數十萬にても、一萬四五千にても如此と被仰候て、少し口傳之御物がたり被成ける。何も御そばへより給ひて、御尤之儀とかんじ申され候。加藤主計被申候は、利家公御存生之内に、肥前殿などよく御尋置可被成旨被申。此御座敷に村井勘十郎よく見覺えて書記すなり。辨口成勘十郎哉と、皆ほめたり。然るによつて、勘十郎御鼻紙代に御仕着被下置、其上貳百石被下時、なんおりは兄の左馬之助よりまさしたる仕合なり。左馬之助は初而百石にて有之よし被仰しとなり。

左馬之助とは勘十郎長明の兄出雲長次のことなるべし

〔高德院様御戰功殘遊覺書〕

一、利家卿の折敷の事、先手敗軍の時旗本を堅むること、於先手誰討死と注進の節、其使に向て、ころすべき爲の者なるに不珍と高聲に可怒也。不便の躰不可有。於于爰旗本の人數の先手へかけんと足を亂し鑓を提る物なり。然るを鎮め、殊には鑓を提るは用に不立物なる故、鑓先をあげ、脇に搔込ますする物也。さて敵つよく、味方の先手亂かゝる時折敷物也。是實に死を定むる所也。

〔利家記〕

一、伏見にて太閤様・關白様・家康・大納言様御立會の御能、さい〱御座候刻、關白様御能過候て、一度々々に樂屋にては御腰物御さし候て御見物被成候。それを大納言様御臺へ御歸

關白は秀次

被成、さりとては若き御人に似合申候、太閤樣へも御仕付等もよく候由御噂御申候へば、はやそれが關白樣御耳に入、猪子內匠殿へ御意には、大納言右之通氣を御付候由承り候、さりとては大慶に存、今ほど日本國持侍中氣を付候より、大納言一人氣を付被申候儀、滿足不過之候旨御意見候よし。肥前樣と內匠殿と御越にて、此通を大納言樣へ語り申候樣にと御意候由にて、御物語候。大納言樣も一段御機嫌よく御座候。武道においては猶以天下に肩を双べ申人無之躰に御座候。

〔利家記〕

一、伏見關白樣御屋形へ、大納言樣御移の年、村井勘十郎其時具足を拵御目に懸候へば、事之外御機嫌能、色々御武篇御物語共被成候。忍びの緒のむすびやう、御おしへ被成候。其上甲三まいしころにいたし候得者、しころわりしころに仕候へよし、是又色々美濃・尾張取合の時の御物語御座候。具足を御前に懸候事、皆々うらやましきと被申候事。

〔利家記〕

一、利家樣御笑事御咄に被成候、蜂屋出羽と申候人、信長公の時より御傍輩、其後越前敦賀に被居候。色々の雜談に、扨も侍乘馬をすき不申候、沙汰の限に候。其故は馬屋に金子を一兩懸て置たらば、夜人盜候てはと思ひ、目もねられずあんじ可申が、或は金五兩・一枚・五枚・

三枚の其身上／＼の馬を、五疋も十疋も馬取に任せ置候事昔より仕置、扨も／＼ふしぎと被申候由御物語被成、尤々と御わらひ被成候。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、高徳公或夜御近習の者に御咄之節、其方共戰場にておそろしきと存知たる事はなきかと御尋有。御前に有之内より、私儀是迄戰に臨ておそろしきと存候事唯一度御座候と申上る。夫は如何樣之事なるぞ御尋有。何れ戰の時に或武者と組打に及びけるが、其武者私を何の造作もなく取て押へ、已に首を掻んとせしが、申樣は何と命は惜き者かと申ける。私申樣は、如何樣にも惜く思ふと申候へば、夫程惜くば助てとらすべしと、其儘私を引起して、其武者靜々と立退けると申上る。公被仰は、其武者の鎧威毛等、加樣々々にて有んと仰有。一々符合せり、其通也と申上る。則其武者とは此方にて有しと御意なり。其時其人惣身汗をうるほしぞつとせしと也。扨己が宅へ歸り、子弟家臣を集て申ける樣は、今日御前にて加樣々々の御尋有、加樣々々に御請申上候が、罷歸、猶更其戰の時の首尾、御前にて申上たると若相違無之哉と考へ見るに、申上しに少も不違により安氣せり。其武者は此方也と御意の時は、其戰場に而恐敷さより彌增恐敷汗膚を濕せり。是は若虛言少も己の手柄が間敷事も不申上歟と存じての事也。是に付ても侍は假初の言にも虛言を咄間敷事能々可愼事也。但其戰場並に其

人の姓名は失念せりと、或人咄申候。

〔陳善錄〕

一、太閤樣御遠行之後、唐より人數を出し、島津を攻申候由注進有之時、大納言樣へ內府を初諸大名寄合、人數被遣御相談有之。其時內府公御申候者、百萬騎にて唐人出申由と御申候へば、大納言樣事の外御氣色御替候而、信長公之御代より、十萬と云人數を誰が積り申候哉、人數積り可仕は、今は我等か貴殿か參たらば積り可申事も候はん哉と御意候而、みな人氣をかへるものに候ものをと御意候へば、內府尤の事と御申候。扨殿樣誰にも無御構、たれ〳〵御越候へと書付、御判を大納言樣被成候へば、內府も加判被成候。いづれも〳〵國大名衆、畏候由御請被申候而被罷立候。さてもつよき利家樣御威光かなと被申候。然處に、島津合戰に切勝歸陣被申候。其大名小名御歸の跡に、金森法印・戶田武藏・羽柴下總殿御殘候而、扨も不及申候へ共、氣味の能事御意被成候と御咄候而、いろ〳〵物語ども候而御歸候事。

〔國祖遺言〕

一、越中さかひの城、小塚權太夫・木村作左衞門兩人に鐵砲七拾人御預けおかせられ候。魚津の城に村井豐後おかせられ候へば、肥前樣御申候は、如何に可有御座候哉、右兩人は越後と越中さかひめに候間、かる〳〵敷御座候間、自然の時景勝其まゝさかひへ取懸可申候間、豐

後をさかひに被置可然御座候はんやと、大納言様へ被得御意候へば、其事はついでながら可申聞、そうじてさかひめの城にはあしのかるき物を置物也。其内にてひざうの者はさかひめにはおかぬ物にて、敵出たると注進と其儘かけ出候へばきほひ有もの也。居ながらはきほひ無きもの也。さかひに兩人を置、敵出申由注進と其まゝ、魚津の城より村井豊後六七百計にて懸出、扨おひ〳〵注進に人數を出し候へばきほひ有之、何時も利を得候物也。か様の事を若き者共には申聞置もの也と御意候て、豊後はひざうの者、さかひめなどへ遣すものにてなく候之由、殿様御意御座候へば、肥前様は不及申に、不破彦三・長九郎左・徳山五兵衛・寺西宗與などをはじめ、か様の御意承申事かなとかんじ被申候。扨又豊後ためには難有御意候。いづれも豊後と申よき衆ゆゑ、なみだをながし被申候。後々までも物語被申候。名大將と殿様を皆々被申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、京伏見にても大納言様御やかたつまり〳〵人之目にたゝぬやうに、米を二十石・三十石又は五十石宛も被爲置候。久敷年寄衆あまじをしあひ、扨も名大將と被申候。是は何時によらず、自然の時を思召候故と申事に候。

〔村井重頼覚書〕

ぜんそうは納戸奉行

大納言様御ひざう之御こし物共

一、みいけ傳太。

一、のりしげ、二つどう。

一、丁木もりかげ。

一、かねみつ、物きれ。

一、かねさだ、御ちいさ刀。

一、正むね、わきげ。これは蒲生飛驒守より御ゆい物。

一、みよし正宗、御わきざし。上様より御拜領。

一、からの刀。

一、さだむね、御わきざし。上様より御拜領。

一、よしみつ、御わきざし。

一、長光、二つどう。

一、さもじ、物きれ。

一、まご六、二つどう。

一、きよ光、兩うでかけてわきげ共おち申候。

一、かねさだ、兩もゝ御自身御若き時、人せいぱいの時。

右御ひざう之御こし物、御わきざし、此外けんも有之候。扨ぜんそうあづかり申候。本なみに御ぬぐはせ候時、神左近・村勘十郎奉行、よりてぬぐはせ申候。

〔陳善錄〕

一、殿様三池の傳太御腰物、第一きつねおち申候。備前中納言殿御うへ様御煩之時、此御腰

物参、きつねつき申候。これに付色々物語有之。

〔松梅語園〕

一、大納言様御奥へ被爲入候時分は、誰とも目にはは見え不申候得共、數百人御跡より追掛申旨相聞え申候。其時は其まゝ御腰物に御手を被掛、御よりかへり御にらみ被遊候へば、其音相止申候。三池傳太の御腰物御指被遊候時は、右之音曾而不仕旨慥成義に御座候だん、微妙院様度々御意被遊候を、後藤程乘・八幡久悦・藤田平兵衞など承之申候。其節平兵衞は三十郎と申、御近習相勤罷有候。

〔加陽諸士言行筆記〕

一、高德院様いか物作りの御太刀、寶圓寺に納り有之由。御太刀は關物と見え、五寸餘りのかされ厚く、樋二筋有、處々銹て見えず、御鮫は銅の打出しの金だの革にて卷、漆に而塗卷掛也。御鍔は鐵の龍の毛ぼり、御緣はしぶ一、御頭は朱ぬり、御目貫はしぶ一、御鞘は朱塗、龍は見苦敷金薄也。鐺は常の刀之通り也。又村井家に先祖又兵衞指料の刀有之、是も拵は銅鐵之外金銀等之飾無之。

〔可觀小說〕

菊一文字の御刀は高德公の御指料也。後鳥羽院御作に而、御什器の其一也。前年二條左大將

かさはめ本のまゝ

吉平公に、御聟引出物に被進也。其頃の御道具奉行、右之由緒有之御什物と云事は不存、只代金七拾枚計のものと被仰出にまかせ候而相撰、伺候て相極候。其頃前田源隨等の老臣罷在候はゞ、たとひ相極候うへにても、申上様も可有之候へども、左様之心附無之候。奉行たる者は心得可有之ものに候。代金位迄に心附候故、かゝる義有之候。聟殿への引出物に候へば、箇様にも可有之義と申ものも候へ共、某は左様には不存候と云。富田甚五右衛門話。

〔陳善錄〕

一、利家様御意に、若き者は世上事の有時は威言をいはせよく候。其口をちがへまじきと思ふ心有もの也。早二三度手柄をしては威言をいはぬものと御意。

〔國祖遺言〕

一、伏見末川端御屋敷に殿様御座候時、御能道具をかさはめ、にかい御座敷に 石黒釆女・小泉勘右衛門・富田孫九郎など奉行してかさはめ居申候。殿様御居間に晝御ね被成候て御座候を聞、奥村主計・岡田源左衛門・神谷左近・脇田主水・北村八兵衛など二かいへあがり候て、色々くるひ、能道具を着、をどりはね候處に、殿様御目ざめ、御慰に不斗にかいへ御あがり候處に、皆々きもをつぶし候を、あのつら共はと被仰候へば、水衣をぬぎ、ゑぼしをはめながら、はつぴをやう〳〵ぬぎ、大刀さしながらつくばひ候ものもあり、何共をかしく笑止に候

薄は箔なり

時、殿様あいつら共はこ御意、おのづからくせごとにあはせ可申様もなく候。以來左様之事仕候はゞ、ふちをはなし可申候こ御意候て、あまりの事こ御意、御笑候て御居間に御歸被成、年寄衆扨も御じひ成御大將こ被申候事。

〔利家記〕

一、櫻勘助御成敗に付、北村八兵衛手負死申候。是は御座之間に書いれ仕有之、座敷事の外人多にくるひ申候様子に成申候を、御舞臺にて御能御稽古の時聞召、すぐに御座候ての事。人だゝま出申時、わやゝあき申候かこ申事に候。色々物語多事。

〔菅利家卿語話〕

一、利家様は、御馬廻には金ののしきしもの代金一兩宛薄の代被下候。自然走申候か、御折檻候得者、のしをば家に置て參候。御小姓にもそれ〳〵のきし物代被下候事。

〔國祖遺言〕

一、井口茂兵衛に、鐵炮廿人頭仕候様にこ被仰出候へば、忝奉存、然共如何可有御座こ御じき、岡田長右衛門を以申上候へば、殊外御機嫌惡く色々被仰出。總而鐵炮大將はさきへ出るものに候間、心懸有ものはいはてせうしても侍はする物也。先へ出る事いやならば致し次第こ御意、わが談合かこ岡田長右衛門を殊外御しかり被成候。扨色々御わび申上、三ヶ月ほど過候て相

う木本のまゝ

濟、被仰付候。若者は加樣の御意は承おく物也、今にはじめぬ御じひと年寄中被申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、蒲生飛驒殿・淺野彈正殿、內衆を十七八人づつ同名に被成候。大納言樣被聞召、人と云ものは一度手柄をして、又は奉公能くして身上持上、我家の名字を立度と念願申候ものに候處に、あまりあまりあの衆內の者同名に多くせられ候、或は天下を御取の太閤樣御まねは無用候。惣じて一家同名は各別也。我等家にて同名にせば、先村井豐後、其外高畠石見・靑山佐渡・奧村伊豫・篠原出羽、これらは忠節又は緣者の者共に候へども、其身の爲と存無其儀候由、度々御意に候事。

〔利家記〕

一、伏見にて國大名の臣下共世上を致事、殿樣被聞召、內の者は我等者にしたがよいと、色々御物語共御座候。富田左近殿・戶田武藏守殿など、御意尤と御感じ被成候事。

〔國祖遺言〕

一、伏見にて二月十九日山里に殿樣御出候て、御家中役人う木共はり參り候へば、御機嫌よく、こわ飯を役人共に御くはせ被成、扨人數を付可申旨御意にて、奧村主計・村井勘十郎兩人帳付申候へば、三百四十二人役人有之。扨も〱兩人ながら同事成手跡と御わらひ候て、

よせかまへ 本のまゝ

但、勘十郎は未年七つ八つ主計よりおとり候間、手もあがり可申と御わらひ被成候。又御ざれごとに、村井左馬助・奥村織部役人をば、人數を多兩人付可申と、御機嫌能御わらひ候へば、齋藤刑部、御諚のごとく兩人之弟共に候間、人數えと可仕など申候へば、殿樣刑部無用之事申候て、主計・勘十郎によせかまへてにあひ申なと、殊外御機嫌よく御わらひ被成候事。

〔陳善錄〕

一、殿樣富田孫九郎を御よび候て、御用被仰付候刻、事の外ひやひたる躰にて罷出候へば、御機嫌あしく、扨もにくきやつかな、武士は武篇を一度するにははじかみの喰合、二度目をすれば脇を合せたこといふ、三度目をすれば覺え者と云。今程世上靜に候へば、おのれはすりべき事にも逢不申候に、主の云事二度もこたへる程にいたさず、さたのかぎりと御怒被成候事。

〔利家記〕

一、大納言樣御夜咄御機嫌能、石黒釆女御次の間につくばひ有之、能の物語被成候處に、小々姓共うしろより紙をのりにて袴腰に付て置候へば、御機嫌よく舟辨慶の御咄候て、長刀を一つ振候へよし御意の時、小泉勘右衞門謠候へば、彼長刀を石黒御前にふり候に付、紙ひらり〳〵とこいうれんのごとくひらめくを御覽候て、是は〳〵と御意候。御咄衆もにが笑仕居被申候へば、大納言樣、定而勘十郎などがわざにて有べきと被仰候へば、結句ごつと皆々笑被

大地震は慶長元年

蓮沼の戦は天正十三年

へんえしかは本のまゝ

此文功に本のまゝ

中候て、御機嫌よく候事。

〔國祖遺言〕

一、伏見大地しんゆり申年、十一月十一日に御夜話に、殿様御機嫌よく色々御咄の上に、越中内藏助と御取合の御咄候て、村井豊後に御意、はすの間燒候事を被仰出、昨日かけふかのやうにおぼえ申候、我はおれに手柄をゆづり、おれは其方へ手柄を今に不初とたがひに云候義と御意に而、其座に徳山五兵衞・寺西宗與・奥村伊豫・中川宗半・齋藤刑部・片山伊賀・江守半左衞門・三休・富田長右衞門・奥村長兵衞など御前に人多居申候。其ゆゑ聞しれに猶以御意とみえ申候旨、五兵衞・伊豫・三休などは後迄も申候ひき。御意を承候伊豫・伊賀などは少へんえしかほとも候へ共、豊後は忝義候共可申上躰なりき。色々。其時三休、誠加様の御意、これぞ君臣讓功にて御座候とかんじ申躰、御國目出度御義と泪ぐみ申上候へば、それより〳〵と御意にて御機嫌能、加様の事は、書物をもがつてんするものは其通と御意候。豊後はかうべを地に付、忝義と存躰御座候。いづれも問申候而、三休に講釋を聞候て、書付申候。殿様此文功に御意候事。

〔國祖遺言〕

一、じゆらくにて御成の時分、かうらい作藏に殿様刀被下候小づかを野村與平次ぬすみ、は

な紙の中へ入置申候を、善俳など作藏談合いたし、ふとはなかみを一枚くれ候へと申、其時あらはれ申候物語。夫より與平次事、殿様御耳に入、御前悪く成、小々姓いづれも無言いたし候事。

〔國祖遺言〕

一、伏見殿様御居間こだつに御あたり御座候。其日屋根はこむねそんじ申候處、御作事御させ候て、大工共四五人屋根に居申候。下の縁に御小人共居申候。金澤大工屋根よりふみはづれ、ぬれえんの上へひしとずりおち、目をまはし候時、皆々小人ども、如何〳〵ときもをつぶし、そばへより候へば、彌大工はや死申やうなる躰仕候。其時殿様大音を上候て、あいうろたへものとあら〳〵と御しかり候へば、其まゝ大工おきあがり、屋根へはしごよりとびあがり、何心なく作事に取つき申候。扨おくへ被爲入候得ば、年寄衆・御咄衆も、扨も〳〵名大將かなと被申候。扨其暮方に、先い大工ふびん也と御意にて、御大工頭宗右衞門に被仰付、後日にはあれをばやすませ候へと御意候へば、何れも〳〵泪をながし、さて御じひも今に不初と被申候。其時三休語を引て、其人見其言語とこれにて御座候。其人により被仰付候と被申候。皆々語を書付申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、殿様御そばに被召仕候もいどもに、中の間にて御ひるいねの御腰を打申、又は御かみをくしにてなでつけいたし候時、一年の内に三度ほど宛、人に御かくし候而、金子二三兩づゝ、御てづから二度三度程づゝ被下候而、わがおやにいはれぬ入事有物に候間、つかひ候へよし御意にて被下候。忝と皆々存候事。

〔菅利家卿語話〕

一、利家様御近習に奥村金左衞門・小塚藤十郎・村井勘十郎など小々姓に而晝夜御奉公申刻は、御夜咄之時にもいねむり候へ者、事の外御しかりなされ候。信長公に御詰御奉公被成候義被仰立候。扨其夜みじかき時、御夜咄候而御しんなり候て、朝は早天に何時も御おきなされ候。御廣間御路次などへ御廻り被成候。殊に何れも小々姓共に爲御聞なきやうに、そろりと御おき被成候。有時金澤御城にて、右之通御咄長々敷、其朝そろりと御おき候而御出之跡に、じゆようと云坊主、皆々に馳走だてに、殿様は早先程御おき被成、おもてへ御出候よし、戸一重あなたよりおこし申候。何れもおきて出候へば、殊之外殿様御機嫌惡敷、彼坊主を御しかり被成、子共は夜晝のさかひなく詰奉公させ候間、態おれがそろりとおき候てねさせ候に、おこし候事たれが申付候哉と、御つえにて二ッ三ッ坊主を御うち被成候。寺西宗與・徳山五兵衞・齋藤刑部など、扨々鬼の人くはぬやうなる殿様御大將かなと感じ被申候而、かま

御上様は夫人

そんぢやうそこ本の儘

上様は秀吉

へて／＼彌各よく御奉公被申上候而尤に候、此中に勘十郎末年も餘人より若く彼是故と、殿様を感被申候。それよりいつまでもおこしてなく候而、後は殿様御おこし、最早子共おき候へと御意、御慈悲もふかく御座候事。

〔菅利家卿語話〕

一、殿様御能すきに候へども、壹ヶ月におしにてたる御能は壹度か、又は御うへ様・肥前様・御噺衆など御あいさつに御所望候而は、二度も御座候。唯の御稽古は三日に一度も被成候。御登城なき時、御夜噺には、誰の内には何と云者そんぢやうそこにて能候。或はそれは利口者などゝ御さんだん御意候。おれが昔より召仕候程なる者は、上様の御馬廻にもなく候よし御自慢に被成候。何も年寄衆忝がり候事。

〔陳善錄〕

一、大納言様へ奥村金左衛門・小塚藤十郎・馬淵石松・橋本三郎・上村孫三・小森忠三郎・松本市郎・村井勘十郎など、小々姓に被召仕時、金左衛門と藤十郎兩人は、勘十郎同前之様に被召仕候へ共、御機嫌惡時、亦は一入御機嫌能候時は、兩人に、おのれらは豐後が子の勘十郎がまねは成間鋪由御意被爲成候。此儀今生後世共に忝存候事。

〔陳善錄〕

一、勘十郎十四にて御奉公に被召出候。兩年之間は奥野金左衛門・富田孫九郎、れいしやのせいしにて殿樣御膳する申候事。即勘十郎十六に罷成春より、誓紙之義も不被仰付候而、一人に御膳する上候事。

〔陳善錄〕

一、勘十郎十七の年、宿へ有時御暇こはずに參候て、日暮被歸、御前へ出申候へば、何方へ參候やと、不奉公仕候よし、事の外御しかり候間、おそろ敷思ひ、殿樣の御かほを見上げみ申候へば、又ことの外御しかり候て、かやうに主のしかる時はおそれ、かしらを不上居ものなり。主とはたし候はんと思候時は、見あはするもの也。おのれは豐後子なれば、何樣之ことかぬ事有共、成敗も不成ものなり。又如何程おれにしかられ、ふそく有ても、おれとはたされぬものに候間、萬事其分別致候樣にと御意候へば、我等は忝と計存候へば、德山五兵衛・江守平左衛門・神谷信濃など、扨只今の殿樣の御詞、生々世々御わすれ有間敷候と被申、豐後に右之通三人物語被仕、豐後忝儀なみだをながし申候事。

我等は勘十郎なり

〔利家記〕

一、荒木善太夫に伏見にて御加增被下候刻、父善太夫八王寺にて討死仕申つる儀被仰立被下候。扨も久敷事を思召被出、殊に父善太夫新坐者にても候所に、忝御賴母敷御主樣と何も被

陳善錄によるに大阪の

申事。色々物語有之事。

閏三月三日　大阪俄に騷擾す。

〔陳善錄〕

一、利家樣御遠行被成候而、三日ハ七つ時より浮世さわぎ出、大坂中子をさかさまにおひ申候。それより四五日過候而、石田治部少を家康さい御ふりにて、澤山へ追やり候事。若き大名衆、家康御意にそれより入度躰にて、伏見ハ御城に、大納言樣御遠行十日計過て、内府を入被申候事。是に付而御遠行跡迄も、内府を向島へ御やり候は、きりこてはノヽと利家公御威光を譽申候。是に物語多候事。

〔三壺記〕

利家公御逝去ハ日、七つ時分ハ事成に、俄に大阪中さわぎ出、上を下へと返しけり。三時計過て、ひそノヽとしづまりけり。是は石田治部少輔殊之外奢出、大名數十人計寄合、討殺すべき旨家康公へ言上す。然共家康公も不便に思召、佐和山へ引込可申旨被仰付、俄に佐和山へ引入けり。

〔北陸七國志〕

閏三月三日攝州大坂にて終に逝去し給ひ云々、同四日德川家に心を寄せし加藤主計頭淸正・

騒擾は三日よりなる如し

細川越中守忠興・福島左衛門大夫正則・池田三左衛門輝政・淺野左京大夫幸長・黒田甲斐守長政・加藤左馬助嘉明以下の人々悉く同意して、石田治部少輔三成が宅を取圍み、一時に攻亡さんと議せられける程に、兵馬四方に馳違ひ、騒動すること斜ならず。諸將又中納言利長卿い方へ使を馳せ、吾々大義を起し、佞人三成を誅して天下を太平にいたさんと存立て候なり。然れば三成に心を寄る處の奸賊等、蜂起して三成を救ひ候べし。願くば利長公我々に力を添へ給はらば、逆徒の誅戮踵を廻すべからず候と云ひ送らる。利長卿聞き給ひ、奸賊等誅伐の秘計を巡らされ候こと理りに候へども、願はくは此心を改め騒動を靜められ候へ、是非に素志を達せんと思はれ候はゞ、各心を勞せらるゝまでもなく、利長軍勢に將として逆徒等を誅伐せんに何の事か候べき、早く兵を罷られ候へかしと、長しやかにその返事し給ける。

〔關屋政春古兵談〕

閏三月三日利家公御逝去。同五日石田一人の所爲に依て、伏見大坂騒動無止事。此時石田三成を可討果とて加藤清正・長岡越中・淺野左京・福島左衛門・黒田甲斐等石田が屋敷可押寄所に、佐竹義宣早速來て、石田を女輿に入、秀家へ遣し、閏三月七日家康より三河守秀康卿を御添、石田が居城江州佐和山に送り退給ふ。是は頓而三成自滅可仕事近きを、本多佐渡守工夫を以如斯。

閏三月四日。前田利家の遺骸大阪を發して金澤に向ふ。

〔陳善錄〕

大納言様御死骸御遺言いごこく長持に入、同閏三月四日神谷信濃・橋本宗右衛門なご御供申、何ごなく加州に御下し被成候。篠原出羽も金澤より其比御見廻に被罷上、御供候て被罷下候。村井豐後・奥村伊豫は殿樣御遺言にて上方に有之、萬事世上さわぎ可申候間、利長様談合可有由にて御留置被成候。夜々騷、十日計も過候て、さらば御そばに被召仕候村井勘十郎も罷下候へ由、肥前様御意にて、岡田長右衛門ご兩人罷下候。又五六日過候て、脇田主水・今井左太夫其外四五人、御意にて金澤へ罷下候事。

〔三壺記〕

任御遺言、御死骸を入棺なし奉り、御こしにいせ奉り、四月四日に金澤へ送り奉る。御供には神谷信濃・橋本宗右衛門也。篠原出羽は御機嫌窺に登り有ければ、幸に御供なり。奥村伊豫・村井豐後は御遺言之通大坂に殘り、岡田長右衛門・村井勘十郎は十日計間有て御下し、脇田主水・今井左太夫其次五日立て御下し。

四月は閏三月の誤

閏三月四日。德山五兵衛去りて德川家康に仕ふ。

〔備忘錄〕

利家卿御病中に、密に利長卿に德山五兵衞を御加へ、利家卿御相談は、某果候はゞ、家康天下を奪ひ、秀賴樣をないがしろに可仕候間、家康を殺害せんと被仰。利長卿は御無用に候、左候はゞ唯信長公を明智奉伐たる樣に成候て、天下の無執權、むざと仕たるもの天下を取、結句秀賴公の御爲あしからんと、達て被仰止。此事を家康公聞召、後まで利長卿を律義人と被仰となり。

一、德山いつより計りけん、娘を一人家康公へ上げ置て、右の御相談をも日々注進せしなり。右の一儀內府へ聞えし沙汰あるに依て、德山に利家卿被仰ければ、彼御相談の刻も御次まで參る者は神谷信濃にて候間、內通仕は神谷に可有と申。此事利長卿に御談あれば、中々左樣には有之間敷、萬に一つも左候へば、御運のつきたる處と可被思召と被仰と也。然に利家卿御逝去の翌日五兵衞走り、家康公へ參る。此五兵衞は元來柴田家老なるを、府中にて利家卿の御計ひにて助置、殊に五千石被下置者なり。前代未聞の振舞也。後一官と云唐人、日本にて珍敷佞人の相のある者を於御前見し。唐にて一人、我一代に二人ならでは不見と語るを吟味せしに、五兵衞にてありしと、織田有樂御物語となり。

〔三壺記〕

閏三月十日。前田利長人を遣はして片山伊賀をその大阪の邸に弑せしむ。

上意は利長のなり

如何成事か有之けん。御逝去の八日目に、上意として片山伊賀を御成敗被仰付云々。片山伊賀守御成敗に付、有人物語せられけるは、伊賀守御成敗被仰付事、其謂なきにあらず。利家公御臨終の前に、家康公御見廻ながら御和睦之爲に、向島より御來駕被成候刻、便宜を窺ひ內府公を可奉討之旨、片山伊賀に被仰付候處に、伊賀畏て申上るは、御請を申上る事いとやすき御事にて御座候へ共、能々御思案あそばされ候へ。內府を討奉り候而も、君御命百日は過し被成間敷御顏色にて被成御座候。內府公は御公達數多まし〳〵、天下無双の御大名なり。肥前守樣・孫四郞樣など御座候而も、皆御若輩なり。然者天下は石田治部少輔か、秀忠公か、御兩人之內と奉存候へば、御子樣方の御爲も、秀賴樣之御爲も宜くは御座有間敷候へば、思召替させられ、以來の事御念頃に御賴置被成ならば、御子樣永久に目出度可有御座候と、達而御いけん申上候へば、利家公も尤と思召、其儀ならばよし〳〵と、御意被成けると也。箇樣之大事を存知たるものなれば、今の時分世もしづまりたるに、自然のときかへり忠もやいたさんと、利長公御思案にて、石川左源太と松田四郞左衛門にひそかに仰せふくめられて、伊賀宿所に兩人參、難なく討取けると也。

〔國祖遺言〕

一、片山伊賀事、京伏見において茶の湯はやり申時分、伊賀も茶の湯にすき、四條御靈の宮の

屋敷を才覺を以て求め、作事仕、諸大名衆へ茶の湯を仕申候。此義御父子樣御意に入不申候。
一、利家樣の御異見に、片山能者に候へ共、氣の過たる者に候間、行々は御用に立間敷候、却而がいに成可申候樣、其心得可然旨被仰渡、彌驕申躰に付、伏見において石川左源太こ松田四郎左衞門に被仰付、御成敗被成由被申候。

閏三月中旬。前田利長伏見に至り德川家康を訪ふ。

〔象賢紀略〕

一、大納言樣御逝去二七日過候て、肥前守樣大坂より伏見內府公へ御城移を御見廻、治部少をさは山へおひはらひ被遣候。彼是御見廻に其時人數揃、御身用心に三千計にて、鐵炮大將それぞれに被成御越候て、一日一夜御逗留にて、其時村井豐後御屋敷に萬事申付有之候ゆゑ、御膳を上、殊外御機嫌よく、扨大坂へ御歸被成候事。

閏三月廿四日。故前田利家に從一位を贈り給ふ。

〔御湯どのゝ上の日記〕

三月廿四日

じゆこうよりまき參、かゞの大納言ぞうくわん申たきよし、とくぜんゐんより申、でんそうしゆうひろうあり、一位になされてよく候はんとの御ことなり。

下總は下野なり

本文に據れば種善坊の發病は四月にある如しといへども陳善錄には閏三月なりとせり、蓋四月三日附利長の書にその既に死せることを言へば陳善錄の記事を正しとすべし

閏三月。山崎種善坊歿す。

〔陳善錄〕

山崎種善坊之義、殿様御氣に入り御かわいがらせられ候。富田下野ためにをぢにて候。宮腰なども代官いたし候て、知行は二百石被下置候が、利家様御ちういん之内に煩出たる時に、はや參申〳〵と申候て被相果候。即野田山殿様御塚下にぬし塚をつき申候様にと申置候て、其通いたし候事。

〔三壺記〕

山崎種善坊は富田下總伯父なり。利家公御取立貳百石被下、宮腰の代官なりしが、御葬送之御供いたし、野田山にて御靈顏を拜し奉り度存知、御いとま乞のために、御棺の蓋を押あけのぞきければ、長道中いきりのにほひほつと出て、しゆぜん坊鼻に入、目をまはし煩付、終に相果畢ぬ。則御墓のふもとに塚につき置にけり。心ならずの御供いたしたるもの哉と、諸人申あへり。

四月三日。前田利長、利家葬禮の事を篠原出羽、高畠石見に託す。

〔高畠氏藏文書〕

尙々其方・出羽兩人のふをよく御つけ可有候。

兩人のは兩人たなり

書狀ひけん申候。御さうれいの事もおの〱しだいにて候。又しゆぜん坊はて申候について、其うけ取の道具共の事うけ給候。其方・出羽兩人のふいづれの所にも御つけ給候。大事のしろきへ兩人へまかせ申候間、何事も〱兩人のたのみ申候よし。

四月三日　　　　　　利　長判

石州殿御中

四月六日。前田利家の遺骸金澤に着す。

〔北陸七國志〕

去程に大納言利家卿の遺骸を荷擔して、神谷信濃守・村井勘十郎・橋本宗右衞門靈柩に相從ひ、同四月六日加州金澤に下着せしかば、國中の男女泣かなしむこと、さながら父母に後れしが如し。

四月八日。前田利家の葬禮を寶圓寺に行ひ、尋いで城南野田山に葬る。

〔象賢紀略〕

慶長四年壬三月三日に大坂にて大納言樣御逝去被成、同後日に金澤へ御遺言のごとく御死がい御下向被爲成、四月八日に御そうれい御座候て、其時御太刀もち申儀色々申分候て、年寄衆ぎんみの上に、御太刀は其御家來にはおとな衆持參仕もの候由候て、村井豐後守・奥村伊

もろかたは諸肩なるべし

豫守は御遺言にて上方に有之候間、扨は豐後子息也、其上に殿樣御こし物御遣行被成までも、村井勘十郎御そばをはなれずもたせ被申候間、餘人はおもひもよらず候由、前田對馬守殿をはじめ御さしづにて、勘十郎もたせ申候。扨八日御そうれい過、後日に神谷信濃・村井勘十郎・脇田帶刀罷上候て、肥前樣御耳に十四日に入申候へば、世上いそがはしき時分早々罷上候、尤におぼしめし候。信濃はいそぎ高野山へ罷上候て、利家樣御りんとう出來申候樣に仕候へと御意。勘十郎・帶刀儀は御禮申上候樣にと、太田但馬をもつて被仰出、四月十六日に御禮申上候事。

〔陳善錄〕

一、卯月八日、卅五日にて金澤に御そうれい御座候。其時勘十郎は御傍にはなれず、其上に御太刀は家の長持申さるゝ由にて候間、豐後は上方に御入候間、彼是勘十郎持候樣にと、篠原出羽・岡田長右衛門・前田對馬殿相談にて、村井勘十郎御太刀を持申候事。

〔菅利家卿語話〕

一、もろかたには肥前樣御名代前田對馬殿、先は孫四郎樣御名代脇田善左衛門にて候。孫四郎樣御名代輕々敷候由取沙汰申候。御位牌は篠原出羽、おんぼはしらに火を付竹田宮内、天がいは神谷信濃、皆々目錄に成、肥前樣へ上け申候。此てんがいの事に篠原出羽と神谷信濃と

二世和尚は
象山徐芸

既に喧嘩あらんとする。寶圓寺堂頭も御出、みな〳〵噯にて濟申候。其故は信濃被申候は、てんがいおもく候間、所近く內のもの二三人も置、もたせ可申よしに付而の事、色々是に物語有之事。

〔陳善錄〕

一、御そうれい引導は寶圓寺和尙。

〔寶圓寺藏文書〕

引導秉炬法語

高德院殿引導當山二世和尙

黃金妙相眞靈像。
安置玉樓金殿上。
汗馬戰功治率土。
子孫萬代世咸昌。

恭惟高德院殿桃雲淨見大居士。武門英雄。官國棟梁。以蓋代功。高譽日下顯。以沙場戰。有名乾坤揚。進官位。則成公卿天上交。望藝智。則越天下儒者方。加之。早晨成道參禪室。晚晡了悟詣伸場。常著涅般岸。超越三界。行步菩提林。坐斷四疆。一機一境對風流景。一句一

言乘本分郷。上不覺淸漁源脉。下不厭苦海險浪。進前逢著伴明歷々。退後相見汝露堂々。龍生龍子。鳳孕鳳兒。千草生翠。萬木重枝。桃雲淨見大居士。在定中點頭。雖然與麼。即今全提一句如何指宣去。咦。一夜宿花裡。通林牡丹香。

慶年四年己丑

〔金澤古蹟志〕

野田山事略

亘山和尚廣錄卷廿二、石書法華經碑銘に云、石川郡野田山云々、此山古來州人擬之於南紀高野山、而國君先亞相公以來、代々爲墳墓地、由是州人多葬于此山中云々とあり。按に慶長四年三月舊藩祖大納言利家卿、二世利長卿へ遺されける遺誡書に、我等煩彌爾々無之候間相果候はゞ、長持に入金澤へ下し、野田山に塚をつかせ可被申と載られたり。靑地禮幹の本藩略譜に、高德公慶長四年己亥春閏三月三日薨於大坂城邸內、四月八日還葬金澤城南野端山と見え、同人の可觀小說に、野端山常に野田山と書。國初高德公・瑞龍公の時分の記載には野端山と書たり。字義宜きやうに存じ隨之とあり。加邦錄にも昔は野端山と書、今は野田山とすといへり。此山地を埋葬地とせしは、彼大乘寺亘山和尚の廣錄に載たる法華經碑銘にいへる如く、高德公慶長四年の四月爰に埋葬せよとの遺命にまかせ廟所と定めたる、是埋葬の濫觴にて、

是より藩士町人等墳墓となし、爰に埋葬する事とは成りたりけん。柴野美啓曰、野田山は古墳共をば熟覽するに、天正以來は年月日を彫刻せし碑石ありと。其時代爰に埋葬せし墳墓にあらず、後他所より移し改葬せしものなるべし。野田山の墳墓は藩祖高德公より起れりとはいへり。是等は說共にても野田山の事勘考すべし。

野田桃雲寺傳來禁制札

一、貴寺ニ御寄進被成候野田山者、御國御先祖高德院樣御廟所近に付、若從公儀不知案內御用木申來候共、御書之趣［　　］當時之奉行人承引無之ば、本多安房守・横山山城守に可被及斷候事。

一、御墓山之內ニ、近所之村百姓並遊山人、放入牛馬、野火事。

一、於野田山之內、不依何者殺生仕事。

右今度從少將樣被仰出御制度之趣候條、自今以後可被得其意候、以上。

少將は前田光高

未六月五日

前田出雲守
神尾式部少
横山大膳亮

野田桃雲寺

在は寛永廿年也。雞尾記に、野田山は都て桃雲寺の領也。大乘寺山といふ處も桃雲寺の領也と載置といへども、桃雲寺へ一山寄附の事其證書とてはなし。慶長五年七月十三日二世利長卿眞筆の親諭に、いんきよはうゐん寺へ可申、いだに山下かりなど寺へ御取候やうに可申と載給へるのみなりとぞ。

五月廿九日、前田利長襲封の賀筵を開き家康を招く。家康病と稱して之を辭す。

本文五月廿九日の條に在り

〔天寛日記〕

一、前田利長因家督慶賀。奉招大權現・大野修理亮治長・土方河內雄久等。有報危事。其日增田長盛來告。爲稱霍亂。令忠勝謝之。不至。

六月、前田利長の大阪邸に、諸士辨當の饗應を行ふこと流行す。

〔象賢紀略〕

一、慶長四年大納言樣御遠行被成、五六月之時分世上どこともなくさわぎ、いづれも大名衆も御心きづかひの時、利長樣御わたまし候て、いづれも每日御家中人もち小姓御屋敷に相詰候處に、横山大膳べんこうを卅人まへ取よせ、皆いづれもふるまひ被申候。人もち衆は不及

孫四郎は前田利政

申、利長公に相詰申候ものゝ七八人おしたべ申。其より大ぐんこうに成、太田但馬五十計ぐんこう取よせ、其日の番衆もはし〴〵ふるまひ、其より富田下野・神谷信濃・小塚權太夫など、皆々五十人計づゝぐんこうに成。扨淺井左馬助・大音主馬・栂大がく・木村九郎三郎・葛卷藤十郎などもぐんこういたし候。扨其日詰番ゆゑ、今井左太夫も三四十人計ぐんこう出し候へば、次第に人多に成、何共たがひにちそう申もの共もふぐるしく候。六月十二日又兵衞詰番にて候故、殊外下野せいを出し、左馬助は孫四郎衆に候へば、大坂に居被申候故、一入情を兩人出し、若きものゝふるまひに候由にて、百人之用意いたしぐんこう出し申、御屋敷に詰有之衆不殘ふるまひ申。扨も〳〵と目に上申、其より人々あひしらひも替り申、扨其ふるまひたべ申され候。兩をとなの但馬・大膳、殊の外加様にざうさは不入事、世上へまでも今までなき大ぐんこうと取沙汰有之由にて、其よりは卅人より多きぐんこう法度に成、卅人づゝぐんこうに成申候て、其次に脇田主水・富田藏丞などにあたり申時、まんぞくがりわらひ申。其よりは皆々卅人より多くもたせ不申、世上にも扨も〳〵利長公御家中大成事と申由に候事。

七月。前田利長攝津・播磨に放鷹す。

〔象賢紀略〕

一、其年七月初比、つのくにへ利長樣御鷹野に御越候て、あかしまで御越被成候。大納言樣

松任及び御幸塚は此頃丹羽長重の領たるべし

より御奉公仕さいには、奧村河內・神谷信濃・脇田帶刀・今井左太夫・村井勘十郎、此五人御供に仕候へと被仰出候て罷越候事。

八月廿八日。前田利長、德川家康の慫慂により大阪を發して封に就く、

〔慶長記〕

諸大名御暇被申、各居城へ被歸。肥前守利長も慶長四年八月廿八日に大坂を立、加州へ歸國也。

〔象賢紀略〕

一、其年八月肥前樣加州越中へ御鷹野に御下被成候。はや〱大納言樣御遺言御たがへ候。御うん之すゑかと、村井豐後・奧村伊豫など笑止がり被申候事。

〔享保雜誌〕

一、利長公慶長四年八月廿八日御歸國、大坂には中川武藏守・村井豐後守を被殘置。是に芳春院樣御事を被仰置由也。時に加州小松は丹羽加賀守長重、大正寺に山口玄蕃在城也。松任には御家來德山五兵衞、御幸塚には五兵衞父庄左衞門、鶴來之八幡には高畠石見守入城也。

〔三壺記〕

慶長四年秋八月上旬に、家康公著御使者を以利長公へ被仰進樣者、永々利家之御病中より于

今在伏見にて、御苦勞之段推察仕所なり。御休息之爲、國本御仕置いたため、加州へ御下向不被成哉。秀頼樣之御事は、秀吉公御取立之大名數多有之而、無心元儀更に候はず、御歸國被成可然旨被仰達候處に、利家公之御遺書に違ふといへども、芳春院殿御内談被成候へば、村井豐後・中川武藏を被指置、國の樣子なども御覽有て、それ〳〵仕置被仰置、追付御登可然旨被仰に付、家康公の御使者に、自是參上仕御返事可申上旨被仰遣。追付御いとまごひに被成御座、それより秀頼樣に御いとまごひ被遊御歸。中川武藏・村井豐後に秀頼樣並芳春院殿之御事を被仰置、加州へ御歸國被成けり。其時分小松は丹羽加賀守長重居城なり。長重父五郎左衞門長秀は、柳ヶ瀨に柴田退治之後、越前一國若狹之内迄領せしが、病死之後長重無相違被下置。然る所に先年佐々内藏助と一味の内通有よし聞えければ、越前を被召上、石川郡之内五萬石被下、松任に有之けれ共、利家公石川・河北御加増之時、小松へ長重を被遣、丹羽加賀守に成。大正寺に山口玄蕃を被爲置、利家公より德山五兵衞を松任へ被遣、高畠石見を鶴來の八幡に入城させらる。先年德山五兵衞父の庄左衞門は御幸塚に在城なり。庄左衞門死去之跡へ佐々内藏助を被遣しが、信長公と神保安藝守緣者にならせ給ふとき、佐々内藏助を越中富山へ遣はされけり。德山父子は大氣ものにて、人づかひよかりしゆゑに、はやり歌に、奉公せうなら德山五兵衞、恩はたかうて身は樂で、日さへくるれば宿へ出、おもひ〳〵の妻

を引こ、近き頃迄うにひけり。利長公金澤へ御歸着被成、諸奉行人を相定られ、御國之御普請等被仰付、御鷹野等に上下隙もなかりけり。

〔國祖遺言〕

一、利長樣大坂より加州へ御歸之義、如何の御心持に而御歸國被成候義相尋候處に、御歸國の御意趣不存候、表向にては何共不被仰聞由被申候。

〔鳴鶴集〕

一、語て曰、前田利家には太閤秀吉公遺言に依、幼君秀頼後見として、大坂城の西の丸へ移り、慶長四年元旦秀頼と共に諸大名の祝儀を受く、其樣利家を拜するが如し。夫より各西の丸へ參向して喜儀を述ぶ。故に其威廣大なる事甚し。然るに其四月利家逝去す。其後豐國祭禮之節、諸侯おい〳〵群參。利家嫡子中納言利長は、内府家康公への御挨拶甚謙る故に、前田へ與力の大小名口惜く、利家死後いまだ百日も過ぎざるに、かゝる威勢の劣る事かな。内府權威を拉ぐべきものは利長たるべしこ、此趣を利長へ告て諷諫す。内府公の御味方衆は、斯有べき事哉こ、各威を專らにす。利長思惟し、こかくかやうに黨を以て爭ふ事、天下の一大事也こ了簡し、久敷本國へ歸らず、利家卒後の仕置も申付べきこ訴へて、本國加州へ下向す。

九月七日、徳川家康伏見より大阪に至りしに、その夜豊臣氏の奉行等、前田利長の異圖あることを告ぐ。次いで家康利長を疑ひ、豫め小松城主丹羽長重に先鋒たるべきを命ず。

〔天寛日記〕

（本文七日の事に係る）

一、大神君大坂に渡御有、増田長盛・長束正家參候して竊に云て曰、明後九日重陽の賀儀として、公城に登り給ふべき時、淺野彈正少弼迎へ奉て御手を取るの時、大野修理亮・土方勘兵衛兩輩出向て、公を弑し奉るべきのよし相謀る由を告て、貳人の讒者は宅に歸る。榮松錄、家忠日記

一、七日內府公大坂へ御下。創業記

一說此夜増田右衞門尉・長束大藏參り、作り謀て公へ申上るは、頃前田肥前守の企にて、公御登城の時、淺野彈正・大野修理亮・土方勘兵衛等出向ひ、公を圖り奉るべしと相議する由也。翌日増田が宅へ御成。考異

（本文八日とするは前說に異なり）

一、翌八日増田・長束來て密事を告る故に、公九日に玉造口より登城あり。慶長日記

一、家康公九月七日大坂秀頼へ、九月九日の禮に御下り候。大坂にての御宿備前嶋に御座候。家康公九日に御出仕之所を討可申とたくみ、うちての太刀は土方河內守とさだまり、大野修

理亮其外番頭ども沙汰候て、増田右衛門尉内證申上之よし。御出仕候へども、討申事なり不申候、ふしみに被爲置候人衆ども召れ、被下候へと御意にて、平岩主計頭を大將にして、大番衆御家人不殘九日夜通大坂ゟ急速罷下候。伏見御城御留守には三河守殿御座候故、城中西丸に鑓貳百本・鐵炮貳百人、大手の口にたがや左近、舟入之かたへの口には水谷右京、松丸ゟ物頭衆、舟入へも物頭被遣、即時に城御かため候。馬三疋、一疋は鞍を置、一疋は鞍・泥障をさゝず、一疋はくつわ計はませなり。慶長日記

一、九月七日大坂え被成御座之所に、増田右衛門夜に入て潛に參る。この右衛門事は、上者家康公へ無二の御味方躰にて、うちは者治部少輔一味なし。人不知之、家康公は御存知之。増田御前の人をつけ申上るは、秀頼はお袋と肥前守密通有、大野修理・淺野彈正に相談して家康公を討申、肥前はお袋と夫婦になり、天下の御後見仕可申相談相濟、土方勘兵衛に申付、重陽の御禮に御出候時分、ねらひ申筈に而御座候よし申候。家康公實もと思召て、増田を御馳走なり。慶長見聞書

一、九月家康公爲重陽賀禮、渡御于大坂。増田長盛・長束正家來密告有、曰依前田肥前守利長之企、家康公登營之時、淺野長政達、家康公臨引御手、可使大野修理亮・土方河內守雄久兩人討之云々。然家康公重陽日雖入營無恙。其後大野・土方被配流于常陸。雖遣淺野長政於巳

本文家康の大阪に下りたるを六日とするは誤なるべし

大府は内府

采地甲州、憚公儀而蟄居于武府。紀年錄

〔關屋政春古兵談〕

八月廿八日利長公大坂を御立、加州へ歸給ふ。同九月六日、重陽の御禮として家康公自伏見大坂え御越、則御登城可有之處に、增田・長束參り密に申上るは、今日御登城候はゞ、淺野彈正御迎に罷出、御手を取候とき、大野修理・土方河內可奉討內談極申候。是は加賀肥前利長の企に候、可有御覺悟と申上ければ、先其日の御登城は止けり。是は增田・長束談合にて、家康公と利長公との中をさかんとの謀也。其後淺野は武州八王寺、土方は常州桐間、大野は常州岩城へ配流。角て加賀陣に極り、同國小松の城主丹羽長重に先手被仰付、吉光の御脇刺を被下。

〔村井長時筆記〕

一、利長樣加州へ御下之跡、俄に大府樣大坂西の丸へ、伏見より御入移被成候由。

〔象賢紀略〕

一、あんのごとく金澤へ利長樣御下候跡に、大府公大坂西の丸へ俄に伏見より御はいり候て、其時奧村伊豫は大坂に芳春院樣へつきて居被申候。村井豐後は伏見御たちに萬事申付候て有之。其時に豐後儀、家康公之人數にまぎれ物に成候て、大坂へかけ入。芳春院樣御泪を流さ

太但馬は太田長知、横大膳は横山長知

五郎左衛門は丹羽長重

れ、大納言様に此通のせ申度と、豊後に御意にて忝由申候事。其時より方々から利長様へ注進御座候へば、扨利長様と大府公と御中あしく、色々さま〴〵之事。

〔象賢紀略〕

一、右長前大府公大坂西の丸へ御は入候注進方々より有之刻、富山にて太但馬・横大膳両人に、御前にて御相談の時、但馬被申候は、早々御人數おひ〳〵に成共、御上洛被成可然由申。如何〳〵と御意の時、大膳之申候は、今ほど御上洛御大事如何候と被申候と、扨又但馬被申候は、やれ大膳、秀頼様御もりに被爲成大納言様ははや御遠行、今大坂を人に御とられ、口惜次第。今ひつきり御上洛候はゞ、上方に有之候國々大名、過半は御味方被仕衆可有之、つまりは一戰被成可然。殊御ひだい様・御母儀芳春院様上方に御座候。孫四郎様も御座候へば、今が御分別所と但馬申候へ共、大膳申やうにおぼしめし、一日〳〵と相延申。扨其後淺井の退口に、但馬は手柄いたされ候間、武道は但馬をほめ申事。

〔考據摘錄〕

秀吉公御他界之以後、慶長三年前田肥前守、對權現樣御不通之刻、自然肥前守と樣子に被爲及候はゞ、小松之押を五郎左衛門に可被仰付之旨、權現樣並台德院樣御同意被仰聞、於大坂吉光之御脇指を、從權現樣五郎左衛門に被下候。

十三日は十月なり。家康の此事を議する十月十三日に在りとするは他書に所見なし

〔慶長記〕

加賀陣の用意有之其節、丹羽五郎左衛門長重は加州の小松在城故、金澤への御先手可仕由被申。依之長重を西の丸へ召、吉光の御脇差を被下。

〔大三川志〕

十三日此頃前田利長反逆の巷説頻なれば、神祖命ありて、速に參勤あるべきと催促あり。利長太閤薨去の前三年休暇の命あるに因て、上都せざると答ふ。こゝに於て是日諸將を會し、加州征伐を議し給ふ。談叢 神祖丹羽加賀守長重を召して曰、前田利長陰謀發覺するに於ては、金澤征伐に下らんと欲す、因て先鋒を命ず。長重拜諾して曰、我小松に生長し、利長の封地と境を接へ、金澤の地理、彼家の弓矢の法悉く是を知る。僕不肖なりと雖も此命を辱す。彼地に臨て徑ちに城郭を踏潰すべしと答ふ。神祖其辭氣亡父長秀に能似たりと甚稱譽し給ふ。吉光の短刀をみづから賜はる。落穂集には長光の刀とあり。談叢には翌日賜とあり。

〔前田家雜錄〕

一、慶長四年九月九日内府公大坂御禮に御出候處を、大野・淺野・土方三人して差殺し可申樣子と、增田右衛門御しらせ申候故、内府公御驚きと御出仕無御座御斷之處、三人共に遠島被仰付。淺野は江戸芝邊、土方大野は奥州岩城と也。其上利長公御謀叛有之、右之樣子とも利長公御相談有之候と專沙汰有

本文家康の事に係る

故、自然左も可有とて、丹羽氏をまづ可有歸城候、自然左樣之事に候ば、先陣可被仰付旨內談有故、丹羽氏急ぎひそかに歸城。大形小松へは夜中に被入故、金澤えも當座不知と也。（有丹羽氏ひそかに歸り無沙汰、又金澤えも案內無之事、相聟にはひとへに不屆之由、後に御恨に思召と也。）

〔古士談話〕

一、慶長四年亥九月重陽に、秀賴公へ爲御目見、從伏見大坂へ御出仕也。增田大坂之御屋敷へ參申けるは、明日御登城い處、淺野彈正と碁を被爲打之時、大野修理之允と土方勘兵衛雄久と、御手を取討奉らんといふ巧也。是は加賀肥前守利勝い企なり。御登城候共御用心候樣にと申ける。依て重陽に御登城之時、御供之衆も數多御召連候。增田御迎に出で、御用心候樣にと潜に申上候。全詐僞之事なれば、何事なく御目見に成、御歸也。是より雜說色々有之とて、中譯事濟內先蟄居可然とて、淺野を甲州へ蟄居させ、大野・土方を常州へ流しける。

九月、前田利長越中に行きて放鷹し、その讒を構へられたる報を宇喜多秀家より得、次いで橫山長知を大阪に遣はして德川家康に分疏せしめ、芳春院を江戶に質たらしむべきを約す。

〔可觀小說〕

本文利長の變報を得たるを冬とすれども石田等の讒を構へたるは九月初旬なるが故に之を本月に係く

横山長知を三十歲とするは三十二歲なるべし

織田氏は玉泉院

冬に成家康公より御使來り、緩々可爲御休息と存候、上方無事之旨也。同時備前中納言秀家より使者、是も同趣なり。使者共罷歸、近江路へ可參歟と存候時分に、公婦負郡へ御放鷹之處に、備前秀家より早馬之兩使來。則公御對面之處、委細書中に申入候旨にて、狀箱御披見御機嫌惡く、早々御歸城。其日御返書有之。其夜人持登城御談合、翌日金澤へ被成御座、金澤之人持不殘御談合也。扨内府は伏見より大坂に御越、芳春院並瑞龍公御前樣を人質に取、番を附たりと、秀家より注進也、是如何可有哉との御事也。人持之内誰哉らん、急ぎ御上京候而、内府公と有無之御一戰可然と云。其外は御人質御捨被成候義は不可成との趣に一決し、扨横山大膳を以（後任山城守 此時三十歲）樣子御聞可被成とて被指遣、小松にて難通と申候所、種々斷を云て通りし所に、越前舟橋にては道に柵を振り、小門を設て嚴敷番人有。大膳逗留し、大坂へ飛脚を以其首尾を申遣。上方より舟橋の關所へ指圖有て通し、大膳於大坂種々道理を盡しぬれ共、内府より色々難題を御申懸譯不立、大膳下向し委細言上す。又被遣、以上三度にて事濟候。慶長五年春也。畢竟大夫人芳春院樣爲人質江戸へ御引取、御供に村井豊後守罷越候。夫人織田氏は加賀へ御下向也。此出入之最中に、金澤城郭の惣堀を堀たり。又種村三郎四郎、此時分は御國を立退て京都に居住せしが、故主の御事也とて、種々御馳走仕たる也。

〔前田家雜錄〕

浮田は宇喜多秀家

變報を傳へたるを細川忠興とするは前條と異なり

扨利長公越中にて御鷹野被成候處、早飛脚來候而御狀を差上候處、何哉覽樣子は不知候が、殊之外御機嫌惡敷、追付富山之御城へ御入。右御狀御覽被成候處はへくりと云所也と、是は小杉の近所となり。偖富山より一日に金澤の城へ御歸、色々御談合有。申わけに横山山城上京被致候處、はや越前舟橋に新關を立不通故、夫より飛脚を浮田殿迄遣し候處、浮田殿より斷有之、横山山城を通すこと也。偖段々山城申分濟、江戸へ御袋芳春院樣を下し、利長公御前は金澤へ御越こと也。此使横山一代の譽の樣に常に被存となり。右加賀陣の事も三人衆の事も、畢竟皆虛說也。是は石田治部計略に、唯は陣用意不審立故、右加賀陣に事よせ候て、陣用意して不意に內府公を攻討べき爲也と云々。

〔漸得雜記〕

一、慶長四年上方にて加賀陣といふ浮說を、利長公に飛脚を以て告給ふは、細川越中守忠興よりとなり。利長公は越中御鷹野に御越、御鷹場にて此告を御聞、即刻金澤に御歸被成、横山長知を大坂へ御使に被遣となり。

〔古士談話〕

加賀肥前守雜說に疑ひ出來り、上洛延引之處に、神君も肥前守に腹立有之、加賀に可有御發向との御內談に而、加賀陣の用意頻也。細川忠興は無二の御味方也。加賀と又緣者成ければ、此事被承申けるは、肥前守謀叛可爲虛說、在京之時分事にふれ、神君へ御心入と咄ども折々

承候。唯虛說に疑出來り上洛延引と存ずる也。左あらば樣子窺に可遣とて、早々加賀へ注進ありければ、肥前守大きに驚き、少も謀叛の心なし、雜說故上洛延引迄也。母芳春院を江戸へ人質に下し、其身は尤上洛し、其上神君の御子一人養子として、廿萬石を進じ、金澤の城相渡可申と陳謝す。是より御心解て、加賀陣の用意止にけり。

〔杉本義隣覺書〕

一、慶長四年初冬より、凶徒石田が黨、大坂にて虛言を吐いて、利長公を神君に讒し、既に加州に御進發可有之由天下に隱なし。然ども利長公は秀賴公に對し、可企野心道拙以雖無之、神君此思召の上は不及是非とて、俄に金澤廻りの惣構を築き、（私曰惣構の堀河も二十日に出來と也）頻に籠城の用意堅固なり。神君思惟し玉ふは、東に景勝、北に利長楯籠ては及大亂、又當世の人の心も無覺束ければ、飽饜の御心地依有之、利長公には越中一國を被退、秀賴公に御詑和順可然由被仰達。就夫同五年の春利長公の家臣横山大膳（後號山城守三十三歲）使節、神君に可申達口上の品々巨細に被仰含、此上にも於無承引ば、畢竟汝分別を相究、伏見に在之母並妻を刺殺し、屋敷に火を掛可自滅。予は於當城天下を引請、思ふ儘の遂闘戰、潔く可討死、其段可心易旨被仰含。大膳謹で御口上を具に承り、加樣の大事の御使若輩の私に被仰付事、生前の面目、武名の冥利に相協、難有奉存候。此上は兎角に神君と御和睦被遊、諸事和順可然奉存旨申上ければ、利長公も最

横山長知の出發を五年二月とするは非なるべし

也、何事も不如無事との御挨拶にて、大膳に盃を被下頂戴す。其上種々懇意有て、慶長五年二月二日大膳發足す。斯て大膳到伏見、利長爲使者參上之旨達御聽ければ、井伊兵部被仰付、御廣間ハ大膳を召、屛風を隔て口上之趣を被聞召けり。大膳申上けるは、利長秀頼樣に對し挾逆意樣に被聞召上之由、凶惡の者の讒言を被聞召上候哉、勘以不存寄義御座候。第一太閤樣御逝去之節、御屋形樣と利家に御遺言、依之去春利家死する前迄大坂に相詰、隨分秀頼樣ハ遂勤仕。其故家督利長相續仕、母妻女爲人質伏見に置。何の故を以て企野心、秀頼樣ハ疎略可仕候哉。然處越中一國返上仕、御詫申上旨被仰渡、且以不能存候。彼國と申は利家鎗先を以てかせぎ拜受、惣成御墨付も御座候得者、今更身の誤努々存よらざる所に、返上仕御詫可申上覺悟無御座候。緣者浮田を始、石田に與し、御幼君樣をかろしめ奉て、虛言を吐て大坂騷動仕。先年梁景勝を御退治被遊樣に相聞ハ候內、利長も角存寄所に候得者、御同座仕、簡樣の凶徒を伐滅し、秀頼樣の御代永々傳り、太閤樣の御迹御繁榮の御相談をこそ奉願處に、不計佞惡の逆言を被聞召上、越中を可退被仰聞、近比無御情被奉存候。利家死期にも御屋形樣ハ、利長事諸事御指南奉賴置條、勿論利長も聊以疎意に不存、可致順隨旨被申置候。此趣を以て於被聞召屆は、利長安堵忝可奉存旨、言葉に花をさかせ委細に申上ければ、大膳言上の通被聞召入候て後退出す。跡にて伺公の諸大名、殿居の人々大膳躰を見聞有て、いまだ若

内室は玉泉院

年なるが、箇様の大事の口上を一言前後せず、辯舌と云、男と云、流石天下の陪臣一二といはれし者、聞しよりも勝れたりと佳名を擧たり。扨重て大膳を召、御直に被仰渡けるは、利長の斷秀頼公ゑ達し、向後彌以互に無疎意可申通、越中の義は如前々可然由にて、御内書被渡ける。此上は芳春院殿を、於同心は江戸ゑ同道可有之、又御内室の事は大膳同道可罷歸由被仰渡ければ、忝上意の旨謹而畏奉存候、委細に可申聞由、老母事は定て可任御意と御請申上、少し退て井伊に向て申けるは、恐多申上事に候得共、御機嫌宜奉存故に言上仕候。秀忠様の御姫君様御兩人被爲入由、御一人利長嫡男犬千代丸（利常公の御事也。）に被下様に申上度旨申ければ、則神君以の外御喜色にて、尤可然思召候、利長に對顏迄は可爲延引、先大膳と御祝儀可被成とて、御盃を被下、青江の御刀頂戴し、御暇被下退出し、玉泉院様の御供仕、金澤ゑ歸入す。利長公御歡、御家中上下萬歲を唱へ、慶事不及言語。去程に土方勘兵衛は常州に逼塞有之を、御宥免有て被召寄、是利長公のいとこ也、加州へ被遣。芳春院を江戸へ伴具、彌以無別心關東へ被順候樣に、時々加異見可申旨被仰渡、加州ゑ來り、芳春院殿も江戸へ御下向。依之秀忠の御姫君も加州ゑ御入輿有て無事に成事、偏に大膳申上様の宜き故也と云々。

〔桑華字苑〕

一、利長公ゑの難だい六七ヶ條何も被仰分相濟、芳春院様は御人質として大坂に殘し、玉泉

院樣は山城御供して其時大坂より下向す。利常公を秀忠公の御むこにとの御約束、其時極り
たりと聞えたり。下には知たる者なし。前後首尾調相濟たるは、五年子の春なり。

〔國祖遺言〕

一、權現樣利長樣御不和之刻、權現樣より御條數書之趣相尋候處に、其時之御使高山南坊・寺西宗與・太田但馬・齋藤刑部・横山山城にて御座候。權現樣へ對し疎略に不被思召候、如何の儀不應御意に候哉、被仰聞候へ、其上を以可被仰分旨、三度迄の使に被遣候。權現樣へ取次は堀尾帶刀殿・生駒雅樂頭殿・中村式部少殿に而候。右之趣被仰上候へ共、御違目の義も不被仰出、ひたむしに御むし被成候。其時大谷刑部少被罷出候而被申候は、權現樣御子樣達多御座候間、御一人御養子に被成候而可然候はん哉と被申候付、何樣にも御意次第たるべき旨御返事被成候。其旨權現樣被聞召上、いや左樣之義に而は無之候。それは非道に候間、其段は有之間敷事候。南坊は新座者、宗與・刑部・但馬義は利家樣より傳りたる外樣の者に候。山城は利長樣御取立の者に候へば、御心を能く可存候條、山城一人罷出候へと被仰出。右之堀尾殿・生駒殿・中村殿へ、大谷刑部少相加り、芳春院樣江戸御下向の御扱に相極り、相濟候由被申候。

〔天寛日記〕

本文慶長五年正月廿九日の條に在り

孫四郎は利政

一、春之頃肥前守利長と家康公、去年之讒言ゆゑ不快之事有。大坂にて諸大名及び右中も、長岡越中守肝を煎、肥前守悃望に而、金澤之城に廿萬石之城領を添て、家康公の子息を養子にして可讓よしに扱相濟、利長之母儀並家老之人質江戸へ下る。依之家康公悅、右之金澤の城領も押留、子息養子も止畢。慶長見聞書、創業記、當代記

〔村井長時筆記〕

一、右御擬御相談之時、大府樣若君お万殿利長樣へ御養子に被成、加賀二郡御渡の御積りも種々有之由、首尾延引。

〔象賢紀略〕

一、右之儀色々、まへかどはおまん殿と申家康公御子息を、利長公御養子に被成、加賀二郡御渡候などゝ申、色々有之事。

〔象賢紀略〕

一、右之ごとく、大府公と利長樣申分出來、伏見・大坂上下たがひにきづかひの時分、孫四郎樣日々伏見にて、何のかまひなく、鷹野に供衆三十人ばかりにて御出候へば、豐後・伊豫其外大小名共に、さりとてはでうぶなる御心中かな、又は笑止がり申候。大府・公方よりも目付をつけ被申候へば、右申候通ゆゑ、いか樣孫四郎はたゞものにはあらずと、申ならはし候

由の事。

十月八日、前田利長の從兄弟土方雄久德川家康の命により是日配所常陸太田に赴く、尋いで大野治長亦下野結城に配せられ、淺野長政は蟄居を命ぜらる。

本文十月八日の條に在り

〔天寛日記〕

一、増田長盛・長束正家等が讒言に依て、土方勘兵衛を太田（佐竹義宣が舘なり。）に謫せられ、今日配所に赴く。大野修理は下野國結城に配せらる。今度大野・土方が野心、其本は羽柴利長が反逆に依て也と。増田・長束頻りに是を讒す。大神君利長を疑ひたまふ。丹羽五郎左衛門尉長重を大坂の西丸に召て、北國表先驅たるべき旨を被命、御脇指（吉光）を長重に給はる。淺野彈正長政利家が縁者たるに依て、長束・増田等これを讒して巷説不正、故に甲州の府に蟄居すべきの間、台命に因て大坂を發すと。雖然公儀を憚て武藏の府中に留る。（榮松錄、慶長見聞書）

〔土方系圖〕

雄久（生國尾張名古屋、彦三郎後改勘兵衛、慶長七年正月二日叙從五位下任河内守。）太閤へ被召出奉仕。太閤御他界之後、權現樣へ前田肥前守儀を太閤之五奉行申妨候時、肥前守いまここにて御座候故、勘兵衛をば佐竹義宣へ御預け被成

候。又云慶長四年石田等が讒によりて、前田肥前守緣者によりて佐竹へ被預。妻子引具し佐竹へ赴く。雄久とは母方のいとこなり。

十二月二十日。前田利長權中納言を辭す。

〔續本朝通鑑〕

慶長四年十二月丙子朔乙未、從三位豐臣利長辭權中納言。

十二月。金澤城外を繞りて塹濠を掘鑿せしめ、萬一の異變に備ふ。明年正月に至りて成る。

〔前田家雜錄〕

一、慶長四年加賀陣の沙汰有之時、極月より五年正月迄へかけ、大形三十日計に、金澤惣構すきこ出來也。高山南坊の繩張も、今の三の丸也と云傳也。

〔桑華字苑〕

一、右加賀陣の沙汰埒明かぬ中には、御合戰の御用意と見えたり。金澤唯今長九郎左衞門前の惣構、其時御ほらせ被成。

是歲。越中守山海老坂八幡等を金澤卯辰に遷座す。

〔寺社來歷〕 貞享二年由來書

當社八幡、貞観三年與力麿と申者神託在之、河内國譽田より、越中國射水郡守山海老坂烏帽子ヶ峯御鎮座。榊葉神明、射水郡氷見庄阿尾御鎮座、菊池右衛門入道尊敬社に而御座候云々。天正年中瑞龍院様越中御入國、守山御在城の處、御社參被遊、關東御陣御發向之刻、御立願之御祈禱被仰付、御歸陣之後御祈禱所に被成、瑞龍院様金澤へ御引越被爲成。慶長四年大宮八幡・榊葉神明、御意を以て、御城より艮方加賀郡卯辰山に御勸請、於御當地渡申宮所之最初に御座候。

〔寺社來歷〕　延寶二年由來書

當八幡宮者、先規より越中守山御鎮座に而御座候。利長様守山へ御越被爲成候砌より御守護神に而、御祈禱所被仰付、社頭御造營被成候。其後金澤へ御引越被爲成候刻、私先祖御供仕罷越、八幡宮御城より鬼門卯辰山御勸請被爲成候。

慶長五年

正月九日。徳川秀忠書を前田利長に與へて、先に利長が分疏の爲に申請したる條件の容れらるべきことを報ず。

〔加賀古文書〕

遠路御使札、殊大坂へ被仰登候條數趣一々被仰越候。被入御念義誠以令祝着候。御斷之儀候間、定而別條有間敷と存知候。猶御使者可有演說候間、不能具書候、恐々謹言。

正月九日　　羽柴武藏守　秀忠判

羽柴肥前守殿　御報

正月。德川秀忠、前田利長の上洛を促し、又丹羽長重に脇差を與へて、前に先鋒たるべき命に服したるに報ゆ。

〔天寛日記〕

一、此月加賀利長上洛催促、小松宰相に御脇差を給ふ。增補慶長日記本文正月廿九日の條に在り

正月。前田利長法令を制して、家臣の奢侈を禁じ、燕飮の制を定め、違ふ者に贖罪金を出さしむ。

〔象賢紀略〕

一、慶長五年正月之御法度に家中ふるまひ共、殊外過禮に成候由きこのかぎりこ、利長公御法度被仰出。一汁扨かうの物までに三さい。もし御法度そむき申候はゞ、亭主銀一まい、客二十目くわせんにおしあげられ候はん旨候。然所に其年三月上下鐵炮ほし方々、互に慰にふ

きぐは木具ひらおしきは平折敷

本文二月晦日の條に在り

るまひ打に出合申候。其時富田半左衛門方へ太田但馬をふるまひ申候。相伴は今枝内記・小塚權太夫・上坂又兵衛、勝手衆神谷信濃・脇田帶刀・今井左太夫・村井又兵衛などにて候所に、但馬初而御出に付て、きぐ仕立にて膳を出し候へば、但馬守膳をおさへ、加樣に御法度そむき候事は我等も不罷成、亭主も其通に候。扨又兵衛これへ御出候へと被申、ひらおしき給候へと、きぐを返し被申候。左候へば、物かずに肴も用意、半左衛門いたし候へ共、かうの物まで三さいに出し申候。扨も但馬殿可然家長と申慣。其儀利長公御耳に西村六右衛門入申候由、殊外御機嫌よく、但馬を御ほめ候由申慣候之事。

二月。上國に德川家康加賀を征すとの流言止み、上杉景勝を討伐すべしとの風聞漸く盛なり。

〔天寛日記〕

一、去冬より北國陣と下々雜說申候、おひては越中の中納言殿なり。二月の時分より北國陣の沙汰やみ、奥州陣と專沙汰申候。慶長日記

三月。前田利長臣橫山長知及び有賀直政を大阪に遣はし、前の和議を尋めしむ。

ゆふかは有賀齋

多野村は種村

宥加は有賀齋

〔象賢紀畧〕

一、上方より横山大膳・有賀ゆふかを御上せ候へ由、あつかひ心に大谷刑部少より申越、明三月上り被申候。扨昔利長樣に有之多野村三郎四郎、其比はせうすいじと申、京にひつこみ有之候。これは太田但馬守とえんじやにて候。其ものを下候て、色々の儀候て、あつかひ濟候て、扨芳春院樣江戶へ御人じちに御下に相極候事。

〔村井長時筆記〕

一、慶長五年之春大谷刑部少より申來、橫山大膳・有賀宥加三月罷登、種村せうすいと申候など御中爲曖罷出、御和睦色々相濟。芳春院樣江戶へ御證人に御越に究申候由。

〔關屋政春古兵談〕

慶長四年利長公御歸國の後、內府公伏見より大坂へ御越被成、芳春院樣並利長公御內室樣を人質に取、番を付たりと秀家よりの注進也云々。大膳下國して上方の樣子申上、又大坂へ登る事。三度目に無事に成る、慶長五年の春也。利長公の御內室は加州に下り給ひ、芳春院樣は江戶へ人質として御下向。村井豐後守御供也。其時分種村三郎四郎と云者、御家を立退て上方に有合せ、古主の御義也とて種々御馳走申上たる也。

春。前田利家の廟を野田山麓に建て、寶圓寺象山徐芸退隱の後こゝに住持せしむ。後之を桃雲寺と號す。

〔寺院來歷〕

高德院樣如御遺言當山に御廟御築、慶長五年之春瑞龍院樣御建立。開山は高德院樣引導師寶圓寺二代象山和尚隱居、後住持被仰付候。其時分之御書に野田之寶圓寺こ被遊候。其後寺號桃雲寺こ從瑞龍院樣御付被爲成候。

四月十日。芳春院鳳至郡輪島蓮江寺に拾石の地を寄進す。

〔寺社來歷〕

當寺二代象山和尚加州寶圓寺住持之砌、高德院樣御燒香被勤、追付當寺ね隱居被遊候。其節從芳春院樣、高德院樣御壽影被遣、則爲御靈供米、居屋敷門前共に高拾石之御印御書兩通被下置候。其後從微妙院樣御一行致頂戴、今以所持仕候。右拾石高先年御檢地被仰付候處に、四石五斗出分御座候。此分は橫山大膳折紙を以、于今寺納來候。

芳春院君御判書等寫

返々さういあるまじく候。

このの日附年不詳

のこのわじまれんこう寺、ふるやしき、しんやしき、もんぜんごけんこもに、たか二十ひやう、物成七ひやうは、われ〳〵きしん申候まゝ、さういあるまじく候。

きやうちやう五年四月十日　（芳春院）判

返々さをいあるまじく候。

一ふで申候、そのてらやしきもんぜんごけんこもに、まへ〳〵より申つけ候ごこく、さをい候まじきこの事、大くわんしゆに此文みせられ候べく候。

四月廿六日　印

れんこうじ　　はうしゆんゐん

能登國和島村蓮江寺古屋敷高拾石之所、芳春院寄進之通相違有之間敷候。全可有寺納之狀如件。

元和四年十月廿八日　松平筑前守　利光　印

鳳氣至郡　蓮江寺

五月六日。村井長賴將に芳春院に隨ひて江戸に赴かんとするを以て、子長明之を訪はんが爲金澤を發す。

〔象賢紀略〕

又兵衞は豐後長賴の子長明

左馬助は長賴の長子長次

五月十七日に芳春院様江戸へ入じちに御下に相極候刻、利長様より御意にはゝ、奥村伊豫は大納言様御存生の内より芳春院に付られ、いづかたへ御越之時も御供仕もいゝ事に候間、此度は伊豫御供申罷下候へ。自然長々江戸に逗留においてはゝ、村井豐後を替に來年は可被遣よし被仰出候へば、伊豫其時中川宗半をかたらひ、煩候事、色々物語有之。其時豐後をたのませられ候由被仰出候處に、豐後御請に、大納言様御代には度々御用に立申私に御座候。たゞ今は伊豫、此度は芳様御供被申はずに候へ共、煩ゝ被申上は無是非、又候哉大納言様御逝去の御跡までもこれがをさゝの之御奉公、又は利長様へ御奉公に候間御供可仕由申上候へば、金澤にて肥前様きこしめされ、扨も〳〵此時分被申やう、一人豐後心中滿足申候。左候へばいそぎ又兵衞も罷上、豐後に暇乞可仕旨忝被仰出、太但馬をもつて御意候て、忝御請申上候へば、ひこへ物・あはせ・かたびら三・銀子十まい又兵衞に被下、豐後方へはゝ先用意仕候へ由御意にて、金子五まい御自筆の御書をそへられ、又兵衞五月六日に金澤を立候て伏見へ罷上候事。

〔象賢紀略〕

一、其比村井左馬助は孫四郎様衆にて、上方に居申候付て、右又兵衞罷上刻、左馬助方へも御書、利長様より被遣、芳春院様御供申豐後守參可申候御請を、御滿足被成候由、御禮狀被下事。

五月十三日。芳春院將に江戸に下らんとするを以て、豐臣氏の奉行等令を遠江濱松城主堀尾忠治に傳へ便宜を與へしむ。

〔加賀古文書〕

羽柴肥前守殿御袋江戸へ御下に付而、濱松に一夜御泊り賄方に、八木五石・大豆一石之分、奥村伊豫守・村井豐後守兩人に可被相渡候、恐々謹言。

以上

五月十三日

長大正家判

增右長盛判

德善玄以判

堀尾信濃守殿 御宿所

五月十六日。上國將に干戈の事あらんとするを以て、前田利長山崎長徳に書を與へ武具を準備せしむ。

〔加賀古文書〕

尙々、こうぶんさし物もち申候はゞ、みせ候へと申ふれたく候。其方よりは、まづ越中より

いけ本のまま

はひは羽柴肥前守

こし物どもへふれられ候べく候。
一ふで申候。仍上方内々がんようゐのさた御いり候。さ候へば、われらてまわりの物、さし物いけよういさせ申度候。まづこうぶんさし物いたし候。もた申物候はゞみせ申候へと申ふれ度候。もた不申物は、こふ月中は出來申候。六月五日以前にみせ候やうに申つけられ候べく候よし。

五月十六日　はひ

長門どの参

五月十七日、芳春院德川氏に質たらんが爲伏見を發し、村井長賴及び諸證人等之に隨ふ。

〔桑華字苑〕

子の夏内府樣江戸御下向の時、先へ芳春院樣は江戸へ御下向也。右無事相調たる時、芳春院樣山城に被仰付は、侍は家を立る事第一なり。我等年寄末近し。人質に行くからは覺悟在。かまへて我等の事などおもひて、家をつぶすべからず。つまる所は我等をば捨よ、少も心にかくるな、家を立る所を專にせよと、利長へ言へと被仰渡由。

〔天寛日記〕

一、秀吉薨逝之後五奉行之輩、大權現に對し奉りてひそかに野心をさしはさむ。此時にあたりて羽柴肥前守利長、その母芳春院をして江戸に赴て人質として、前田對馬守・横山山城守・太田但馬守・山崎長門守等をして、おの〳〵其子をもつておなじく質となして江戸にゆく。是列國の主人質のはじめなり。

〔象賢紀略〕

一、扨又右之ごとく、芳春院樣五月十七日に江戸へ御下に二三日まへに、太田但馬守御使に被罷上候。其時前波加右衞門・野村勘兵衞などゝも、御見立に御意にて罷上候。江戸まで御見おくりは、高畠石見守殿人數めしつれ、舍弟高畠木工・高畠平右衞門兩人也、伏見惣袋の間取はなし候て、孫四郎樣衆大名小名不殘、扨は中川宗半など有之。太田但馬守・村井豐後に肥前樣より御書、其上御口上を被申渡候。今度豐後早速御請被申御供被仕候儀、利長樣御滿足におぼしめし候儀。江戸まで芳春院樣下し申候儀、大納言樣御逝去候て、年を二年共孝行も不仕儀無念思召候。此度は成事ならば、肥前守芳樣の御供にも參度事とおぼしめし候へ共、不及是非候と御意被申渡候。其時豐後守謹而忝御諚御座候。即伊豫も是に被居候所にて、但馬殿・宗半も御聞候へ、我等若き時は度々武道に御用に立、利家樣忝御諚共も、はや此度がを さい之御奉公と存候間、御心やすくおぼしめし候へ、我等儀には伊豫もよく被存候と高言被申

本文に二十日とするは非なるべし

本文亦五月二十日の條にあり

源峰は前田對馬長種

候へば、伊豫は、尤豊後殿儀は御いげんに不及と被申候へば、其時太但馬、豊後殿の儀はまづ三箇國には御手柄並仁も無御座候。今ほどは他國にも御座有間敷と、肥前樣も御いげん御意に候と、せいもんにて被申候へば、いづれも尤〳〵と被申候。

〔村井家譜〕

慶長四年閏三月三日利家公薨ぜらる。長頼大坂に有。五月十七日芳春院樣御證人として武州江戸に御下向。長頼利長公の命を奉て供奉し、江戸に到る。

〔瑞龍閣記〕

慶長五年庚子五月二十日尊慈高畠氏（于時稱芳春院）暨舊勳之長臣村井長頼（豊後守）山崎長郷（河内）。發山城伏見邸。而質于武江。

〔天寛日記〕

一、羽柴肥前守利長が母芳春院及家臣前田對馬守・横山山城守・太田但馬守・山崎長門守等が子供、各今日伏見を發して武州江戸におもむく。（家忠日記、増補日記。榮松錄には十四日とす。）

〔重輯雜談〕

一、源峯老初て江戸へ證人御上被成候義は、芳春院樣江戸御下向の刻、源峯老の爲證人、先々今枝民部（紹識也 信齋父）室宗頓（法名也）被遣候。右宗頓天正十八年の產に候故、慶長五年江戸へ被罷越候

了心は前田孝知

刻は、年齢十一歳の筈かと覺申候由。宗頓年闌候に及、緣付有之度との御願にて御暇出、證人代り候由。但宗頓御國へ被歸候時分の年齢は覺不申候由。

一、源峯老御息女の中横山式部殿（領一万石也、神谷信濃へ養子に不往以前の室也。此妻歿後神谷養子と成。）奥方、右宗頓爲代御越候。但式部殿奥方は、如何成故に御座候哉、如永江戸へ不罷越以前に御歸候に付、如永江戸へ不罷越以前、御國にて懸御目候由。

一、三番目の證人に如永罷越候。但慶長十五年九月如永二歳にて江戸へ罷越。元和元年九月七歳にて罷歸候。如永江戸參着以後暫時間御座候而、其以前より爲證人罷越被居候近藤大和娘御國へ被歸由、後に承候旨に候。如永七歳にて罷歸候時分、交替の證人（利治之母）長九郎左衞門殿息女、並岡島兵庫一所に御國へ罷歸候由に御座候。

一、宗頓より如永迄替る〱常證人にて御座候處、如永罷歸候以後餘程間御座候て、了心老爲交替之證人御越候。其時分了心老は九歳の御年比と覺申候。總而交替の證人衆は三年代り故、了心老も十一歳の御年小松へ御歸かと覺申候。源峯老・內記殿御兩代の證人は、了心老迄にて濟申候。源峯老證人の分は、如永迄公儀より百人扶持、其外御國の證人は五十人扶持宛被下候由承及候由。

五月廿七日。前田利長加賀河北郡森下村孫二郎を以て、金澤の染工を統

きそうはそうか

この文書は慶長五年五月廿六日のものなるべし

べしむ。

〔舘紺屋藏文書〕

尚々たちこんやしだいに、きそうなるかたびら、わき〳〵のこんやへくばり、そめさせ候やうに申つけ候、以上。

われ〳〵そめ物いたし申候こんや、きうふちこんやのかしらに申つけ、きゝうなるそめ物をば、いまいこんやよりわきいこんやへくばり申し、そめさせ申候やうに、明日より申つけ候て、明日にもおりかみをこらせ、こんやのかしらに申つけ候べく候よし。

三　郎　へ　参　は　ひ

〔舘紺屋藏文書〕

以　上

金澤中之こん屋のかしら申付候條、可成其意候。染物多申付刻、手傳仕候事は、惣こん屋中へ割付可申付候也。

慶長五　五月廿七日　判（利長）

森本　たちかうや孫二郎

〔舘紺屋由緒書〕

私先祖高桑四郎左衞門義、於越前紺屋職仕罷在候處、高德院樣御染物御用被爲仰付相勤罷在、折々御前ゟ被爲召、御懇之蒙御意候由に御座候。其後御當地ゟ被召寄、當時紺屋坂と申所に居宅被爲仰付、舘紺屋与家名相名乘、御用相勤罷在、御書頂戴仕候。右四郎左衞門病死後、せがれ孫次郎与申者相續仕、則御用相勤罷在、從瑞龍院樣御書頂戴仕、高岡ゟ被爲入候砌、彼地に被爲召連、於櫻之馬場百間四方之地面拜領被爲仰付、居住仕罷在候得共、御逝去後御當地ゟ罷越、四丁壹番丁に居住仕、從微妙公樣御書頂戴仕、御用相勤罷在申候。由緒は度々火難に逢候節燒失候得共、傳承仕候處如斯御座候。四郎左衞門三代目より先代之者共代々新五と申候。尤累代御用相勤來候御書者、今以所持仕候、以上。

卯四月　　舘紺屋理兵衞

金澤は非にして伏見なり是なりとす

六月六日。芳春院江戸に着す。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

慶長五年庚子五月一作去年九月非前年の約信を以て、母君を質として金澤を一作伏見非發駕あり。村井豐後守長賴之に從ふ。六月一作正月非六日一作七日非東武に到る。

〔烈祖成蹟〕

慶長五年六月三日前田利勝所生芳春院。及村井豐後・山崎安房。自伏見至江戸。家忠日記曰五月二十日芳春院前田對

馬守横山山城守太田但馬守山城長門守等子發伏見。六月六日江戸關原合戰志不係今月。而云村井豐後從芳春院自加賀至江戸。石印余吏係去年九月。松榮記事係是年正月。皆誤。今以關原記大全按。去年冬利勝之質至大阪。而大全又云。五月二十日發伏見。豈其後移之伏見邸耶。未詳。

六月十一日。徳川家康會津の城主上杉景勝を伐たんとし、軍令を發して前田利長を津川口の先鋒たらしむ。

〔天寛日記〕

一、大神君景勝御征伐として、東國會津に至而攻入べき御軍列を定しめ給ふ。白川口は従會津二十里隔なる大神君・台徳院殿兩君、信夫口は大崎少將正宗、米澤口は従會津二里隔最上出羽守義光、津川口は羽柴肥前守利長を先陣として、羽柴久太郎秀治・村上周防守・溝口出雲守等を是に向はしめ給ふ。七月廿一日各會津に至て、大手搦手一同に亂入すべき旨兼而諸將に被命。

本文六月十一日の條に在り

六月十六日。前田利政書を以て夫人を下國せしめんことを人に託す。

〔國初遺文〕

尙々路次にて成とも、能樣御申上候て、女共罷下り候樣萬事たのみ入申候間、肥前樣へ能樣御談合奉願存候。

肥前は利長

一筆令啓候。仍而罷下候刻、御暇乞可申處、少相煩候故、無其儀候。然者先日如申入候、女

越後侍從は堀秀治

共北國へ罷下候樣、連々御才覺賴入申候。か樣罷下候へども、たしか成留主何にも持不申候。母之者も江戸に候へば、萬事十方なき躰之間、是非共賴入候。いさいの儀は清和可申入候、恐々謹言。

六月十六日　　羽孫四　利政判

田　清六殿　人々中

七月七日。徳川家康、村上頼勝・溝口秀勝の中一人をして、前田利長の嚮導たらしめんが爲、屋代勝永を遣はし令を傳へしむ。

〔加賀古文書〕

一、加賀中納言殿北國筋を米澤へ打出、會津へ亂入候節、案内者に候之間、先手は山形出羽守、中納言殿可爲旗本事。

一、置目已下之儀、中納言殿可被仰付候。御隔心有間敷候事。

一、越後侍從津川筋出陣之義、無越度樣に可然段口上に可申候。兼而又村上周防守・溝口伯耆守兩人之內、手寄次第一人、中納言殿爲案內者、北國筋へ可有參陣候事。

七月七日　　家　康

屋代左衞門どのへ

本文七月七日の條に在り

〔天寛日記〕

一、屋代左衛門尉勝永、會津景勝追討御發向之時、北陸道之御大名に御下知狀並御朱印、其外陣中軍法之御朱印御渡、七月八日出立越後國に趣、從夫加州に至、加賀利長參會、御朱印差出、上意述之。屋代家譜

七月十三日　前田利長寶圓寺象山徐芸の隱居桃雲寺に、野田山の下伐を許さしむ

〔國事雜抄〕

なを〱しばき・かや・まつの下ゑだなど、いづれも御取候やうに申付候。

いんきよはうゑん寺へ米つかひ候はゞ、其つゐでに可申候。のだ山下がりなど寺へ御取候やうに可申候。大松などは其まゝ御おき候やうに申べく候。其外に下がりはいづれも寺に御とり候やうに申べく候。

七月十三日　はひ

大ぜん參

大膳は横山長知

七月十六日、越中新川郡芦見村の民孫市が製陶に從事せんとするを嘉し、

藤圭本のまま

燃料を附近の地より採るを許す。

〔越中古文書〕

急度申付候。越中芦見邊に而可燒瀨戶旨尤に候。草柴入用は其所之手寄次第に可仕候。諸役捨免、若ふらち非義ども申かけ候者有之候はゞ。此方に可申來候。急度可申付候、以上。

慶長五年七月十六日　　奥村藤圭判

芦見せこ　孫市

七月廿五日。前田利長軍律に關する高札を加賀能美郡湊村に立つ。

〔湊村藏文書〕

禁制　　湊村

一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事。

付、人取り事。

一、放火之事。

一、苅田之事。

右條々、若於違犯之輩者速可處嚴科者也。仍如件。

判（利長）

七月廿六日。前田利長兵を率ゐて金澤を發し上國に向ふ。

〔村井重頼覺書〕

一、關原の時秀頼樣より大谷刑部少・增田右衛門などより御印を持たせ、御味方被成候はゞ、北國七ヶ國可進旨申越、金澤御殿にて相談。高畠石見・太田但馬・横山大膳・山崎長門、大名衆御次の間迄皆々被參、御陣立の時御味方被成可然と被申上候衆御座候。芳春院江戸へ遣し置候へば、母をすて候事いやにて候。秀頼樣御ためによく候間、證人下し候へと、此奉行共申越候ゆゑ、無是非共通にいたし候に、又我等を奉行共ゑにかひ申候由御腹立に而、七月廿六日に利長樣福富村迄出陣に而御座候事。

〔象賢紀略〕

一、關原陣の時、上方より利長樣へ、秀頼公御書を石田治部少など下し候刻、金澤御書院にて高畠石見・青山佐渡・太田但馬・山崎長門・横山大膳・篠原出羽など、肥前樣御前にて御相談の時高畠石州被申分、利長樣御意、色々物語有之。其時石見一言に、殊外利長公御機嫌あしく御をばむこに候へ共、跡もしかと御立なく候。これは芳春院樣御すて候て、上方と一所に御成候へと被申候事。

本文七月廿五日の條に係く、非なり

公は家康

〔高畠氏藏文書〕

爲見舞早々使者、寔心入之段別而祝着候。今日福富迄着陣候。明日寺井三堂山まで相移候。爰元之儀追々注進可申候。其方留守中之事御氣遣専一候、恐々謹言。

七月廿六日　　利　長　判

石見守殿

〔天寛日記〕

一、羽柴肥前守加州金澤より石田治部少輔が謀反を聞、此日利長大權現之旨を聞て、金澤より兵を發す。

〔山口軍記〕

公は江戸に赴給ひ、檄書を羽柴利長及び利政に遣して曰、石田・小西等の賊徒亂を起す、我以爲討暴逆平呑四海、各加越能之軍合、旌旗進北國逆賊討滅、畢て兵を洛邊畿内に進て、予が兵に併義軍、石田・小西等の賊徒を挾みて討平げ玉ふべしと也。利長檄書を拜戴し軍用頻り也。能登侍徒（利政）は公の尺素を見ると等しく、前田孫左衛門（良勝）・息播磨（利好）を七尾の城代として、速に發能州至金澤城。利長諸將を召て、軍評定有て軍備を整へ、關東の左右を待玉ふ。三成方にも利長の押として、加賀・越前に數ヶ所の城主石田に與力し、利長を防ぎ止んと相待つ。

長鏡は長德の初名江田中は田中なるべし

當時石川郡松任四萬石は丹羽長重の領地なり

加州小松の城には羽柴加賀(長重本名丹羽十二万石)同大正持の城には山口玄蕃(宗永八万石)息右京、爲加勢織田孫左衛門守之。越前丸岡城には青木伊賀、北の庄城には青木紀伊、東郷の城には羽柴藤五郎(秀一本名長谷川)敦賀の城には大谷刑部、其外江原小五郎・友町左門等、皆越前に在て三成に組す。同國府中の城には堀尾帶刀(吉晴)が隱居領たるに依て、嫡孫宮內(忠晴)守る處、大谷人數を率し、此を攻んと順見し、北の庄に赴き、青木紀伊と併兵、大軍を以急に攻んとす。堀尾(忠晴)驚き急に使を馳て利長へ加勢を乞。依之先上方へ討て登らんには最初の城なれば、小松の長重へ使を馳て意を述るに、長重答て、秀頼爲守護於上洛は、長重も奉對秀頼無逆心、人質を給ふに於ては何ぞ御人數をさゝへ申事有んと、双方爲約諾、小松より江口三郎右衛門、金澤より太田但馬・横山大膳(長知)・山崎長門(長鏡)、爲目付市川長左衛門等、野々市・松任の間に出向、於江田中村兩方雖伸意趣曖切れて、加州金澤の城代には奥村伊豫(永福)・青山佐渡(吉次)、越中富山の城には前田對馬(長種)、加州劍の城には高畠石見(定吉)、越中魚津の城には青山佐渡が家人寺西兵部・同息主馬守之。七月廿六日利長・利政、府中の城後詰又は關東御手合として二萬五千餘人を率し、金澤を發し、長重が領分金澤より二里半松任に陣取、小松の城を窺はる。奥村河内(榮明)・高山右近(長房入道)南坊・篠原出羽(一孝)・太田但馬・山崎長門(長鏡)・横山大膳(長知)・長九郎左衛門(連龍)等を集て軍評定有しに、小松を攻給はんは、名城と云ひ、其城主長重軍事に賢く、剩越前の東郷侍從加勢の由なれば、たとへ

下文七月廿七日の條に出す

落るとも數日ふるべし。纔の小城に數日を經る、則公と上方手合の日限も相違すべし。唯此城を指置、人數を越前に進めらるれ可然と、何も一統に評定究り、一兩日滯留有て云々。

〔袂草〕

一、家康に對し石田治部依逆心、關東より就御出勢、利長も出馬逆徒可有退治由の處、小松城主丹羽五郎左衞門長重拾貳万石・大正持城主六万石山口玄蕃・同息右京、越前北庄城主七拾五万石餘青木紀伊守、彼等石田一味也。因玆先小松へ御手入有處、秀賴公爲守護於御上洛、某も逆心無之條、人質申請ば無恙旨申に付、小松より江口三郎右衞門、金澤より太田但馬・横山大膳・山崎長門、爲目付石川長左衞門、野々市・松任邊に出向、互の意趣を述といへども、媛切れて御出勢也。金澤城代高畠石見、越中の締は前田對馬に仰て御出陣。

〔殘囊拾玉集〕

一、慶長五年庚子七月下旬、利長公金澤を御首途、松任は迄御出の砌、小松より物見を三堂山迄出したると也。

〔白石先生紳書〕

一、長重小松拜領の時、大坂に在て先へ人を遣す時、大津にてのみ・さいづち・鋸千人前づつ調へ下れと言はれし也。扨關原の時、利長金澤にて高山南坊に向て、小松を攻落して味方を

ふくどみは福留
三どう山は三堂山又は三道山

勇まんと有しに、高山小松においてはいかゞ御座あるべきやと云ひしかば、利長無興の色見えたり。其比小松の城は惣構は大竹藪にて、櫓もなくかき上げの様なりしに、金澤勢押來ると聞て、長重下知して、門壁丈夫にして、竹藪を切拂ひ切株をそぎて、足場よからぬ様にかまへられたり。利長是を見て、流石長秀の子也と感じ、小松をばせめずとぞ。南坊が積り老功也と云傳ふ。又長重の遠き思慮をも、家人等始て思ひ合せしなり。

〔武家混日集〕

一、日本名城三ヶ所と云は、武州河越・濃州大垣・加州小松と云。落城なく名譽有故にかく云ふと云へり。河越は天文十五年北條左衞門大夫綱成籠る。氏康後詰夜軍勝利也。大垣は慶長五年福原右馬助籠、二丸敵に成と雖も本丸を持こたへたり。小松は同年丹羽五郎左衞門長重居住、加州勢と戰の名譽有。

七月廿七日。前田利長進みて加賀能美郡三堂山に陣し、滯留數日、又千代に堡壘を築き、以て小松に備ふ。

〔象賢紀略〕

一、其年七月廿六日に、ふくどみまで利長公御出馬。明廿七日三どう山御本陣、四五日御逗留候て取出も出來。せんだいにも取出。扨三どう山には、岡島備中・不破彥三人數、鐵炮大將

三人、せんだいには前田孫左衛門殿人數、寺西善太郎其外鐵炮大將二人、孫四郎樣衆おかせられ、八月朔日に山路にかゝり、大聖寺へ御人數出し被成候事。

せんだいは千代
孫四郎は前田利政

〔山口軍記〕

七月晦日小松より二里此方三堂山迄人數を進ませ、物見を遣す所、物見の道を取切る。其勢足輕大將兩人、足輕五六十人引率。於粟生邊小荷駄奉行富田越後、釆拜を振て人數を下知して曰、騎馬の勢は皆おり立て、馬を弓手に引付て戰を待つべし。小荷駄は山の手へ退き備を亂す事なかれ。小荷駄を追落されざるを本意として、心を一致にして相戰ふべし。唯我と枕をならべ討死と心得べしと、足輕を進め四方を下知して防ぐ。先陣山崎長門・横山大膳などは、軍列を不亂取て返す。高山右近入道南坊・青山豐後長次・淺井左馬助は、敵の後を取切んと寺井邊に横合に進む。利長下知有て、唯彼等と追々進むべしと、何も備を寺井邊に進む。富田越後が備の足輕大將上坂又兵衞・大橋九郎兵衞は、一町計進出で下知して鐵炮を放つ。上坂は一流の鐵炮の家也。大橋も稻富流の印可の弟子也。故に新參に召抱らる。上坂と鐵炮の論にて常々不和なる處、敵方の鐵炮大將、一人は白しない切先、今一人は黑しないに切さきの指物にて、馬を乘廻々々下知するを見て、大橋上坂に向て曰、日比の廣言今也、其方は老人目かすむべし、白しないを討べし、某は黑しないを討んといへば、上坂聞き、尤也、よく言

七月廿六日の條より續く、晦日とあるは非なるべし

つゝ物哉、其方は若き間、向後は子と思ふべし、某を親と思へと云て、互に彌進出て、大橋脚臺にてたゝこむ處、我が指物二間計の竪の棒に大四半を指たる故、彼四半鐵炮の前へ下り不見。時に大橋が若黨來て四半を卷き引上る所を、敵鐵炮にて若黨を打倒す。又大橋が若黨近藤萬右衛門四半を卷き上れば、大橋終に黑しないを打落し、上坂に詞を掛れば、上坂心得にもさ、立放にして白しないを打落す。上坂は身代七千石なれば、侍七八人も馳付、其備鎗おつ取出んとす。時に大橋は鎗も不付。依之大橋曰、其方も某も鐵炮大將なれば、何國迄も鐵炮を下知しうたすることこそ本意なれと云へば、上坂尤と不進。其内に大橋が若黨萬右衛門走歸り、鎗取來り大橋に渡す。大橋鎗取を見て、上坂さがれに取かれたりと走り出るといへども、大橋は若し、上坂は六十に餘れば、大橋少し進てぞ見えし。又鐵炮大將松平久兵衛康定・池田彌五右衛門・杉江兵助・後藤又助・水越縫殿・佐藤久右衛門・鹿毛内膳等馳付て、跡よりも又惣勢進來るを見て、敵間鎗長に成て、敵打れし兩人の死骸を引掛け、小松へ退く。漸日暮に及び、足場も惡き故、本陣三堂山へは不行、何も此所に宿陣し、定て今夜は夜討有べしと各討死に定め、篝を稠く燒て明しけれども、夜討もなかりしかば、翌朝本陣三堂山へ來る。利長富田越後を御前へ召、働きの品御僉議有て、越後が下知を感じ玉ひ、次に九人の足輕大將を召出され僉議の上、上坂義は今に不始、大橋神妙の働と御感有て、爲褒美黃金一枚宛、羽織一

下文八月朔日に出す

つ宛給。仍利長三堂山を城に築きて、岡島備中一吉・不破彥三病氣に依て爲名代同大學を入置。又千代に城を築き、寺西治右衞門秀勝・不破丹波・藤田八郎兵衞・矢島權兵衞、並前田播磨利好爲軍代淺井淸十郎を籠置。三堂山・千代の二壘を以小松の城を押ふ。

七月廿七日。宇喜多秀家・毛利輝元書を前田利長に與へて、その力を西軍に假さんことを求む。

〔加賀古文書〕

態申入候。去年以來內府被背御置目、上卷誓紙被違之、恣之働條々、從年寄衆可被申入候。殊更奉行年寄一人宛被相果候而者、秀頼樣爭可被取立候哉。其段連々存詰、今度各申談及鉾楯申候。御手前も定而可爲御同前候。此節秀頼樣江可有御馳走段不及申候歟。御返事待入候、恐々謹言。

七月廿七日　　安藝中納言　輝元　判

備前中納言　秀家　判

肥柴肥前守殿　御宿所

〔桒華字苑〕

一、石治部亂の時備前中納言秀家より利長公江の御使者村田四郎兵衞なり。北國より罷歸、

秀家の御前に出る。秀家のたまふは、四郎兵衛歸りたるか、定て同心にてあるまいと被仰る。四郎兵衛御返事に文箱を直に秀家に渡し、何やらんさゝやく。秀家御機嫌よからず、四郎兵衛には骨をりたりとて、一文字の御脇指を被下たり。何事なるも不知。其時御前に居て右の樣子を見たりと、一色古主膳語る。四郎兵衛は村田半助父なり。

七月廿九日。豐臣氏の奉行等、書を眞田昌幸に與へて、前田利長が陽に東軍と斷絶することを報ず。

〔眞田氏藏文書〕

態申入處、好便候條令啓候。去年已來内府被背御置目、上卷誓紙旨被違、恣に働條々、一書先度進之候。相違候哉。殊更今度景勝可被相果儀、不謂旨樣々理申候へ共、無同心下向候。如此一人宛被相果候ては、秀頼樣可被取立義にあらず候に付て、各申談、西之丸之留守追出、伏見に有之留守居爲可討果、塀際まで取詰、築山を申付、大筒石火矢にて責詰候。急度可爲落居候。大坂之事西の丸へ輝元被移、長大・徳善・增右丸々へ移り、何も日本國之諸侍妻子番等堅く申付、且上に人質被取置候。美濃・伊勢手先之城々へは加勢を入、自身之事は不及申、家老まで人質を相下申候。九州・西國・北國一遍に申談候。但羽肥州は、老母人質に出候間、先引切候事迷惑之由内儀の理に候。關東へ罷立候衆妻子人質も、堅召置候間、不可有異儀歟。下略

羽肥州は利長

七月廿九日

長大正家判
増右長盛判
徳善玄以判

眞田安房守殿 御宿所

〔眞田氏藏文書〕

一、羽肥前儀も、對公儀毛頭無疎意覺悟に候。雖然老母江戸へ遣候間、内府へ無疎略分之體に先いたし候間、連々公儀如在不存候條、各御得心候而給候へとの申され分に候事。(前後略)

七月晦日　三成判

眞房州 御報

七月晦日。前田利長書を高畠定吉に與へて、先に輸送を命じたる貨幣及び鐵楯を領收したることを告ぐ。

〔高畠氏所藏〕

如申遣候代物百貫並鐵楯十挺被指越候。尚更用事追々可申遣候。此方無替事、番所も漸出來候、恐々謹言。

公儀は秀頼

七月は大盡なり

利　長判

七月晦日

高畠石見守殿

八月朔日。前田利長、大聖寺に向はんとせしに、小松の兵路を遮りしも撃ちて之を郤け、遂に加賀江沼郡松山に次す。

〔山口軍記〕

七月廿七日の條より續く

八月朔日の曙、利長・利政三堂山を發し、能美・吉竹・木場・燕より備を進める。時に長重足輕を以、木場の湖に舟を浮べ、百二十挺の鐵炮を打懸。利長も神尾圖書・上坂又兵衛・堀才之助・大橋九郎兵衛に二百挺の鐵炮を指添、湖水の邊に指むけ給ひ、進で八月朔日、大正寺より二里此方、松山と云古城に陣し給ふ。

下文八月二日に出す

八月朔日。徳川家康、土方雄久を前田利長に使せしむ。

〔天寛日記〕

本文八月朔日に在り

一、土方勘兵衛加州利長に被遣。増補慶長日記

八月二日。前田利長馬廻の士の軍規を定む。

〔國初遺文〕

一、武者押之次第、組頭之馬之次々に乘可申候。自然私之用事在之などと申、跡先へ乘、一處に無之者可爲曲言事。
一、陣取小屋場、組頭一所に可有之事。
一、右頭番替に一組先へ、一日替に押可申事。
一、普請並番不仕者在之者、其普請所を明置、交名をしるし可申事。
一、組頭へも不及理、其組をかへ候儀、可爲曲言事。
右之趣若相背、みだりの作法仕者有之者、誰々によらず、組頭として不及申上可成敗、ひいき偏頗仕間敷之旨、組頭として誓詞上可申者也。

慶長五年八月二日　判(利長)

松平九郎右衛門殿

九郎右衛門は久兵衛の誤寫か

八月二日。前田利長加賀江沼郡加茂野に全軍を閲す。

〔象賢紀略〕

一、右夫こにだ之小松おさへに、富田下野・小塚權太夫・神尾圖書、鐵炮大將上坂又兵衛・稻垣與右衛門・大橋九郎兵衛、其外六七人おかせられ候へば、小松より出、舟にてつき、鐵炮打懸、たがひに打あひ、あしをもみたさず候。明四つ時分にかも野へ人數おし來り、利長樣御

八月朔日の條より續く、

目見いたされ、殊外御滿足被成候。扨其のゑ、八月二日にかも野に皆々御人數そろへ、ゑ相候て、明三日に大正寺へ御取懸御せ被成候。

八月二日、前田利長使を大聖寺城主山口宗永に遣はし、諭して降せしめんとす。宗永聽かず。

〔山口軍記〕

同二日九里九郎兵衛・村井久左衛門を山口玄蕃方へ遣て曰、貴殿石田に組する由を密に聞く、分明いづれに有哉。若賊に屬せば早く心を改て、義軍に隨ひ、人質を出し、先陣せらるべきや、又一戰に及ばるべきや、有無の段承度旨申述る處、玄蕃返答には忝き仰に候、併老いて子に隨ふと申習の候間、右京に此段可申聞と、室に入て右京と僉議し、父子共に出向、使に向て右京口上に曰、尤御先手可仕儀本意に候へども、小松の城を被指置候て、當家御先手仕らん事武士の非本意候間、此上は所詮御人數を引請、討死仕より外無御座候、玄蕃も同事に申上ると申の儀に付、兩人歸り此旨申上る。久左衛門申には、玄蕃父子の心底を推量仕に、一戰仕り城を持、夫を規模にして降參仕、御先手に加る躰に候と申。利長山口父子が返答を聞給ひ、諸將を集め軍評定未決處、太田但馬進出て曰、我思ふに上方へ打て上り給はんに、必此城より出で後殿を襲ひ申さん間、明日小松の手當を殘し、即時に攻落し、越前へ兵を進め、

下文八月三日に出す

八月二日の條より續く

二男勝兵衛長徳は嫡男庄兵衛長國なるべし

下總は下野

丸岡・北庄の二城を攻干し、直に軍を江州に進め給はんにはしかじと申。利長・利政及び諸將尤と同じ、評議已に究り、明日可打立由陣觸有。

八月三日。前田利長大聖寺城を攻めて之を陷る。城主山口宗永その子修弘之に死す。

〔壬子集録〕

一、石田治部少逆心之砌、利長樣は權現樣ゟ御一味に被仰合、加賀國大正寺之城ゟ被押寄、即時被爲攻崩。山口玄蕃父子被爲討捕候付而、權現樣御感不斜候事。

〔山口軍記〕

同三日黎明、利長・利政松山を發し、大正持に諸勢を進めらる。先手山崎長門長鏡・二男勝兵衛長徳、二陣は太田但馬・横山大膳長知、三陣奥村河内榮明・舍弟因幡易英・青山豐後長次・利政の先鋒長九郎城左衛門連龍・息安藝好連、二陣は高山右近長房入道南坊・富田下總等の群將、大正持へ競進。玄蕃より後藤勘兵衛を以、加勢を小松に乞。是豫め山口宗永小松に馳て長重と約諾あり。我思ふに大正持は不堅固也。小勢を以金澤の大軍を引請、數日の籠城保ちがたし。同くは大正持の城を破却し、小松へつぼみ、金澤の勢を小松に引請防がんと云。其時長重は、山口父子が心底も忘れがたき故、計て曰、金澤の大軍何ぞ最初の當城を指置、五里の長途を經、大正持を攻んや。必當

經次は戸次

城を攻ん。其時大正持より後詰し給へ、若大正持を攻なば、小松より後詰すべしと約せし故、使を馳急を告る。金澤の先陣山崎長門作見邊に進む時、山口が家臣成田勝左衞門・山口源右衞門・吉井吉兵衞・青木三郎右衞門等、南郷の桑島迄進で弓鐵炮を備、先陣に打掛る。山崎見之、二陣横山大膳へ使を越、敵思の外に進みたり、唯今追立付入に城を可乗取間、後陣可被續の由にて人數を進ませ、相懸りに鐵炮を打、相戰事稠しかりしに、杉江兵助一番首取、旗本へ持參、利長譽給ふ。又兵助驅出んとす。時に使の義有と留給ふ處、利政宣ふは、指可申間早く可被遣やとあれば、いやとよ加様の小城にて、よき者を討死させて益なし、唯留置れよと宣ふ。大正持勢味方の大軍續くを見て難叶思ひ、鐵炮少々打捨引のかんとする處、利政人數に先立て、采幣を振り諸士を下知し、敵を追事甚急也。敵舩橋にて取て返し鑓を合す。利政の勇士大道寺玄蕃・丹羽織部、一二を爭ひ鎗を合す。九里庄藏先登に進み討死す。利長の士山田出羽相續き鎗を合す。城兵防ぎ戰ふといへども、兩家の軍士水の湧く如く競ひ進むに依て、叶難く引退く處を、追討にして惣軍一度に城を取巻、時を揭、四方より鐵炮を打立相戰ふ。城主右京鐵炮の上手なれば、今日も鐵炮を持て四方を下知す。利長總尾の兜を召、人衆を率し、經次坂より石堂山に上り順見の處、右京惣打に三放打しといへども、藥立消し不中。右京常々、利長城攻に於て此所巡見ならん、其時必打取んと、人形を拵此所に立置、百

打するにあだ玉なきに、利長卿運强ければ不叶。右京家運の盡きたるを察し、鐵炮を捨て四方を下知し相防ぐ。時に利長の士大將富田藏人、手勢二百餘を率し、金が丸に馳せ先登に進み、手勢を下知し稠く戰ひ、金が丸を打破ること等しく城內に亂入り、もみ立相戰ひ、敵を討事數不知。然ども城兵勢力盛にして一足も不退、勇敢を振て枕を並べ戰死す。此藏人は古關白秀次の寵臣なりしが、秀次於高野御生害の時追腹可仕者成るも、さもなきこと天下の人に笑はれ、久敷流浪して有しを、利長其器量を見知給て、七千石賜ひ召抱給ふ。御恩骨髓に思入り、金澤出陣の時軍評定の座へ出、諸將に向て曰、我久く流浪の身たり、然に利長卿の御恩に依て大祿を蒙る事年有。此度小松・大正持の城にて武勇を勵し、討死して御恩を報せんと欲す。然といへども運强く遂功、存命し歸陣の時は我が命たり。爰に篠原出羽我に耻を與へ、遺恨を含事年久し。歸陣より直に馳合せ刺違へ死なん。各皆聞置玉へと申切て立しが、今討死をとぐる、皆人感之。富田が一備必死に打破る故、城兵大に亂騷ぐ所を、透間なく淺井左馬舍弟兵部・岡島市正、先登に進て手勢を下知し、自身鎗を合す。相續て九里九郎兵衞・葛卷藤十郎・宮崎藏人鎗を合す。中にも岡島市正苦戰し討死す。淺井兵部生年十七歲、壯年に依て勢力盛にして、深く進て力戰數回たり。城兵大身の鎗にて胸板を突く處、事ともせず勇を振ひ、猶進て內塀を乘る處、首の骨を突れ討死す。舍兄左馬助も深手薄手十七ケ所蒙たり。

二男勝兵衛長徳とあるは嫡男庄兵衛長國なるべし

一、去程に利長ハ足輕大將奥村六平・山田勘六も討死す。大音主馬（好次）先登に進みて疵を蒙る。生田富田越後・今井左太夫・氏家内藏勇を振て相戰ふ。藤掛監物は屋に登て精兵ハ術を顯す。生田四郎兵衛・西村六右衛門等、鐵炮を稠く打立る。山崎長門が二男勝兵衛（長徳）、金ケ丸ハ侍大將蒔田次郎兵衛と相戰ひ、蒔田を討て首を取る。時に馬より落て殆危き處、家人西村次右衛門・堀角左衛門馳來て馬に乘せたり。西村・堀も相共に戰ひ首を得たり。長九郎左衛門（連龍）・息安藝（好連）・山崎長門（長鏡）・奥村河内（榮明）・横山大膳（長知）・青山豐後（長次）・太田但馬・村井出雲（長次）・高山南坊・富田下總等ハ軍、鋒功を一擧に爭ひ、鐵炮亂發し鬨ハ聲夥し。爰に莚ハ指物にて進む者有り。利長見給ひ、堀與三兵衛を以て尋給へば、長連龍が家人富田帶刀と云者也。其外長が鐵炮足輕大將岡部式部、村井監物平士には河野藤兵衛・木村左門・中西間兵衛・六島少三郎・富田新三郎・田向淸右衛門・國府五郎兵衛・板倉傳左衛門、太田但馬が家人中野善九郎、青山豐後が家人岩田傳左衛門・中野小左衛門、先登に進みて金が丸に入り相戰ひ被疵、各首を獲たり。山崎長門が家人木村三郎右衛門・服部忠右衛門・石原七左衛門・中西忠兵衛、青山豐後が家人野上甚五左衛門・宮崎小兵衛・五十子又八、猶進て蒙疵。高山南坊が家人伊豆原五郎左衛門・山川左京、長連龍が家人石黑次郎助・浦野孫右衛門・堀内兵左衛門・中田喜兵衛・四柳名左衛門・横田久右衛門・池上甚助・關左近・藤田六左衛門等首を取。加藤紋兵衛・小原十郎左衛門・長市右衛門・河

野理助・宮川甚兵衛・神保八郎左衛門・富田帯刀・石黒瀨兵衛・木島太郎左衛門等、勵武勇被疵。城兵も命を不顧防ぐと云へども、加越能の豪將篠原出羽(一孝)・奥村(榮明)・舍弟因幡(易英)・山崎(長鏡)・二男勝兵衛(長德)・長(連龍)・息安藝(好連)・太田但馬・村井出雲(長次)・富田越後・横山大膳(長知)・青山豐後(長次)・富田下總・加藤石見(重朝)・高山右近(長房入道南坊)・今枝內記(直恒)其外神尾圖書・上坂又兵衛・松平久兵衛・大橋九郎兵衛・鹿毛內膳・堀才助・水越縫殿助・佐藤久右衛門・後藤又助・池田彌五右衛門・杉江兵助・稻垣與右衛門・西村六右衛門・生田四郎兵衛等、手勢を下知し競進み、四方一統に時を揚て乘破る。城兵討死不知數。大將玄蕃(宗永)不相叶、本丸につぼみ、塀の上より金澤の大軍を見るに、勇力甚盛にして、弓鐵炮の音、呼はる聲々、天を動し進み戰ひ、城兵も命を拋ち戰と云へども、寄手弓鐵炮を事ともせず、切れども突けども不顧爭ひ進むにより、宗永氣おとろへ勢盡て、塀の上より大音上げ降參す。然ども寄手の將不用之、急に擊て其日の申の刻遂に本城を攻破。山崎長門が家人木崎長左衛門本丸に入、山口右京が首を取。此時右京已に本丸の破るゝを見、木崎を呼びて、我が名を名乘て、太刀に手も不掛切腹し、首を討たす。あつぱれ武將の器量と可謂、諸人感之。利長四井主馬に仰て、城郭の室屋悉く燒く、其煙天に聳ゆ。宗永及び織田孫左衛門等自害す。家臣成田勝左衛門・水足五兵衛・山口源右衛門、其外成田喜太郎・飯田又六・松井宗助・渡邊勘右衛門息市助・同彌十郎・吉井吉兵衛・市ノ邊淸兵衛・河村三郎右衛門・同善九郎・

中村岩策・石川理右衛門・青木三郎右衛門・桐山久三郎・中井源三郎・馬場五郎兵衛・梅垣小五郎・今村喜左衛門・同十阿彌・福森藤藏・河合八右衛門・高屋平兵衛・竹村傳右衛門・竹島宗助・同小太郎・藤井六之助・大脇加右衛門・西村作助・同八右衛門・山脇三右衛門・內藤右京・藤島五左衛門・長井勝十郎・梅原吉藏・中山六藏・中村宗左衛門・同彥七郎・瓜生孫四郎・林藤七郎・同新五郎・井岡才五郎・福井彥左衛門・八木七右衛門・塚田喜助・北尾新左衛門・竹岡萬之助・同千之助・富田半左衛門・山田宗現・森平右衛門・柳田兵右衛門・飯田藤助・南太郎八・林彌助・八代市之助・物集女六左衛門・同又九郎・吉田源太郎・藤堂三十郎・岡理助・加藤傳吉・村源助・瀨村與兵衛・同與吉郎等、歷々の侍三百餘人、八月三日申の下刻に或は戰死或は自害す。此外死亡の者數不知。時に加賀守長重大正持の急を聞、人數を進め、小松を出で動橋迄進むと云へども、大正持城の煙を見、城已に落たるを知り、小松へ返す。利長城落て對面所に入、松平久兵衛康定を召、此所にて首實檢有て軍忠を正さる。宗永が首は年老やせたれば首も不損、右京が首は肥滿たる故首の相も替る。此外七百餘級也。味方にも侍大將・物頭・平士・雜兵どもに、討死手負數百人に及ぶ。中にも淺井左馬は深手薄手十七ヶ所被疵、其上弟兵部を討せ無念なる間、生殘て甲斐なしと養生せず、人々色々云へども不聞。利長聞給ひ、御見廻有て異見を加らる。第一に關が原一戰を心掛、小松をも不攻、其方養生を遂、關が原にても用にも可立とは不存やと

山田出羽は諸書に利長の士とせり

法壽は三輪志摩

宜ふに付、謹て御請を申。即小林久右衞門並横山大膳をも付置れ、夫より大音主馬好次が額の疵、深手故見廻給ひ、額の疵は大事なる間油斷仕るまじと有て、知音今枝内記に保養の事仰て、其後軍忠の甲乙を正し、當座の賞祿を賜ふ、尤次第有り。

〔新山田畔書〕

一、慶長五年石田逆亂に付て、大正寺城被責時、九里庄藏・丹羽織部・大道寺玄蕃能働。又夜明方に城より打て出、九里・丹羽・大道寺と挑合て、九里は討死、丹羽・大道寺手負ふ。城方山田出羽・佐久間右衞門、金が丸の長屋へ引入、人數を催し突掛る。閑島帯刀・同市正・富田藏人・宮崎藏人、塀を乘超亂入、丸の内にて迫合。繼いで山田勘六郎大に働討死。次に富田藏人討死。奥村因幡・大音主馬・藤掛豐前・鹿毛内膳・淺井左馬（左馬此時いまだ不可皈參不審也）・田邊助太夫・葛卷隼人・西村右馬・氏家内藏・大石木工・今井左太夫・生田四郎兵衞・山崎次郎兵衞・土肥庄兵衞・佐賀隼之助、如此面々何茂鎗合太刀討、首を取高名す。

〔桑華字苑〕

一、法壽二番目の子齋宮、大聖寺にて金ケ丸にのるとて、敵に大身の鑓を以てつかれたれども、塀へのりあがりたる事なれば、つかれながら城中へとび入、つきたる者を切伏する。道具持つゞいてのり込、鑓を取りぬきければ、身には少もあたらず、身具足の間をつき通したる

計なり。齋宮病死して子なく跡たえたり。

〔可觀小說〕

大正寺合戰之時鯰橋之鎗、此口へは利政公御人數かゝる。橋の内に柵を附たり。夜明方に山口右京、五拾人計にて鐵炮鎗等を爲持て、柵之内を下知して通る。九里庄藏（利政公之臣）母衣かけ、母衣之𥿻を腰にはさみ、刀を拔て懸る。右京が家來五六人にて、庄藏を突伏せ首を取る。丹羽織部・大道寺玄蕃鎗を合す。玄蕃大身の鎗にて足の甲を割られて引取る。家來三人付たる內、少次郎と云者は鐵炮にて死す。殘る貳人にて玄蕃を扶け退く。織部鎗にて敵を押て迫合ふ所に、鐵炮にて左の脇を打たれ鎗をおとす。織部家來矢田小左衛門敵を押ふ。小左衛門の弟半袖の鎗持彥兵衞、二人にて織部を肩にかけて退處に、はじめに玄蕃退來を見て、利政公の人數、前に鎗合有とて驅來る者共に道にて行合。然所に後織部に御加增千石、玄蕃に五百石被下候。玄蕃口惜くおもひて、御國を退去、尾州に奉公す。二度目の一番鎗は山田出羽也。其時佐藤久右衛門鎗脇の鐵炮を能く打たり。

〔桑華字苑〕

一、大聖寺なをず橋にて山田出羽鑓を合、佐藤久右衛門鑓脇の鐵炮を能く討たり。是を出羽守、久右衛門鐵炮をよく討申に付、我等鑓をも合せ申と云。又久右衛門は、出羽守鑓を合せ

敵を押ふるに付而、我等鐵炮を心安く打ち申こと云。利長公いかゞおぼしめしけん、兩人ともに力おなじと云云。

〔象賢紀略〕

孫四郎様をほめ申候は、大正寺御せめ候時の儀に候。其ゆゑは、能州を御請取候てより被仰候は、今ほど新座によそより心もしらぬ侍をよび可申候よりは、大納言様まへ〳〵よりめしつかはれ、越中陣又は關東陣、度々御家にてあひ申候侍共、よそへは遣申間敷候こて、利家公の時御せつかん、又はふそくを申立退申もの共、河村善五郎・半井庄八・九里九郎兵衛・小泉彌一郎・丹羽權助・大道寺新四郎など、御かゝへおかれ候へば、皆々御用に立、あるひは討死、又は一番鑓、扨又御のぼりをよく立させ、いづれも不殘孫四郎様御用に立申候。武道の儀はさりこては〳〵大納言様の御子様と、上下ほめ申候事。

孫四郎は利政

〔横山古文書〕

一、加州大正寺之城。利長様被爲成御攻候時、御先手之者共取寄申内に、拙者自分並與中一番にかねが丸を乘取、其より本丸に移申候。其以後諸手の者共本丸に攻入申。金が丸乘破申候儀は、私與中之外先に參候者は無御座候事。

拙者は横山長知

〔耳底記〕

一、同早く首を取たるは、不破大學・山崎小右衞門・小原文内なり。奥村主殿助後因幡守・菊池大學は働強くして數ヶ所疵を蒙る。富田藏人・岡島市正・奥村六平・九里加兵衞・池田彌左衞門・奥村掃部・山田勘六以下討死す。中村安右衞門・大石木工、鑓を以城中に入、散々突合、兩人共に深手を負うて倒れたり。山崎次郎兵衞は旗本に有りければ、人の跡に成けるが、先手の兵思ひの外に崩れければ、山崎次郎兵衞と名乘、太刀を以大に戰ふ。元來劍術の妙法を盡しければ、人數是が爲に切伏らる。田邊助太夫能き首を取。次郎兵衞も手疵を蒙りけるが、大音を上げ、先程より眞先に進み、働は人の見る處也、今又家の内へ只一人入るを見置て語れよと呼ばゝつて、家の内へ只一人飛入る。玄蕃が弟山口勘左衞門と名乘、次郎兵衞と戰ふ。城兵勘左衞門を討せじと、引つゝみて奥へ行。次郎兵衞一人切て廻りけるが、數ヶ所疵を蒙り倒るゝ處を、葛野藤太夫來て、引立て御本陣に連歸る。次郎兵衞が働諸人目を驚かす。

〔關屋政春古兵談〕

一、大聖寺鐘ヶ丸にて働之衆中

淺井左馬鑓　大音主馬鑓其後組討　葛卷喜一郎高名　宮崎藏人高名

石川茂兵衞　山崎次郎兵衞　杉江兵助　大石木工

氏家内藏允　淺野勘右衞門　今井左太夫　佐賀關太夫

生田四郎兵衛 弓　　藤掛豊前　　西村右馬助 鐵炮

〔横山山城守覺書〕

一、大正寺にて打死。

富田藏人、九里加兵衛、半井長左衛門、先此分覺申由候。

〔北藩秘鑑〕

大聖寺御陣戰死

岡島市正 初代備中次男　　淺井兵部 左馬弟　　富田藏人 信濃守信高弟初仕秀次君生害後瑞龍公一万石を賜事略之

山田勘六 子孫無之

五百石

横山五右衛門 半喜之三男

四百石

不破忠左衛門 子孫只八に至而天明八年出奔斷絕

千　石

永井兵右衛門 富山永井源兵衛祖

貳百五十石

荒木兵太郎　八王寺御陣戰死之善太夫子也初兵太郎与云則善太夫祖　池田彌五右衛門　子孫不知

貳百石

青山金右衛門　八百次郎祖　佐分次郎左衛門　大聖寺佐分儀兵衛祖

百八拾俵

稻垣豐左衛門　與三右衛門嫡子與三右衛門遺跡者養子三之丞相續則新叟祖

五千石

奧村采女　孫助之孫也戰死之後遺跡弟源左衛門相續則源左衛門祖采女嫡流は今之勘兵衛也　奧村六平　子孫不知

右之外長家之士、戰死之輩多有之。姓名略之。

〔象賢紀略〕

一、大正寺御せめの時討死衆富田藏人・奧村采女・山田勘六・淺井兵部・岡島市正、此外十七八人討死也。其外手おひ其上高名大方は、淺井左馬助・高巻隼人・日根助五郎・村井又兵衛、其外十人あまり、人の口に入よく仕候由申もの共有之事。

〔利長公御代之おぼえ書〕

利長公大正寺御せめおとし御陣の時

一、御のぼり白く、ひら〳〵も、三十本。

一、御馬じるし、地こんに、五はゞにして、金こ云字即金にておき候て、二本。
一、御使番は其時十人有之、くろほろ。
一、御馬廻金ののし。
一、御小姓おもひ〳〵之様に候事。
一、長柄御鑓百本。

八月三日。前田利長書を高畠石見に與へて大聖寺の戰勝を告ぐ。

〔菅君雜錄〕

爲見舞書狀令祝着候。今日三日に大正寺之城へ取懸、即時に乘入候而、山口父子を始、一人も不殘討取候事に候。大慶不過之候。何も手柄共仕候事不大方候。尙追而申遣候、恐々謹言。

八月三日　(利長)判

高畠石見守殿

八月五日。前田利長越前に進み、尋いで軍を班す。

〔前田出雲覺書〕

翌日五日、金津の上野へ御人數を押出さる。越前丸岡城主靑木伊賀守御禮に罷出。同國北庄城主靑木紀伊守は、父子ともに病氣甚しき旨にて、大原才藏を以て、我等義秀賴公に對し逆

此城代は大聖寺のなり

心無之上は、少も御人數に構無之旨申越。然處に今庄之戸田武藏守方より、澤崎平左衛門と云者を使者として、利長卿如御存、石田治部少輔とは一味可仕義にても無之候へども、同名內記石田とは衆道の知音たるに依て、今度於江州稲葉藏人と某に謀反の事を申開、一向賴申故、內記を捨ては非人倫と存、彼に與して候。更に多年の御厚恩を忘たるにも非ず。然ば北國へは已に西國勢數を盡して相向、家康公も未無御出勢候に、賀越の境へ御出陣、前には大敵後には小松城あれば、御一所計遙々と御上りあらん事如何可有之候哉、家康公被仰合、重而御出勢可然と申越に付て、上野より大聖寺まで御勢を打入れ給ひけり。

〔袂　草〕

一、此城代には篠原出羽・加藤石見を被置。扨越前北庄の城主青木紀伊守へ、御使藤掛豐前を被遣、即翌日金津邊迄（先手は五本長崎迄出張、本陣は金津に居させ給ふ。）御働の處、御使歸、紀伊守は十死一生の煩に候、其上秀賴へ對し逆心無之上は、少も御人數に構なしと云、又丸岡の城主青木伊賀も、御旗下に罷成由申越。然處上方より、小松へ爲加勢、服部土佐守・寺西備中守・戸田武藏守・上田主水など四五人（或曰惣大將大津宰相相從ふ、侍には大谷刑部・戸田武藏・平塚因幡・小川土佐・朽木河內・澤備後如此あれども、本書の四人行末の事迄あれば不審。）下向の由。長重聞之、戸田武藏は利長にちなみ有者也、無用と申遣故、今庄より呼登す。此時利長武藏より（是を中川武藏と云說有）（中川は十年前宗半に成、其上今度御供也。一說に宗半其比病氣爲養生上方に在、石田茶の會に宗半を呼、すき屋にて狀を書せしなりと云。）以飛札申越は、家康未登不給處、利長

御一人登給て益なし。先御歸城有、家康被仰合可然と申越。幸大正持にて各指物等も損ずる間、十日の御逗留にて可有上洛とて、八月七日金澤へ御歸也。

〔殘嚢拾玉集〕

一、慶長五年八月三日大聖寺の城御攻落、直に越前金津の上野迄利長公御馬出るに、近郷の百姓ども、亂妨御免の札を奉乞、竹の先に付立て持、各御迎に出、上下食餌を持出御馳走申上たりと也。敵國にては、放火・亂妨御免の札を望乞ものと也。

八月八日。前田利長の軍加賀能美郡大領野淺井畷を過ぐ。丹羽長重の兵急に襲ひて之と戰ふ。

〔可觀小說〕

一、加州小松淺井畷の戰、諸書に記すと云ども誤多し。我成田助九郎に逢て直談を聞に因てこゝに記す。抑此合戰は或は九月九日と云、或は八月八日と云。成田話は八月八日也。加賀肥前守は、小松城主丹羽五郎左衛門長重押として、三道山には岡島備中を置、八月三日より大正寺を攻ん爲に、小松の南三谷海道に人數を推出す。丹羽長重は惣構へ出、町屋の上に登り見て、肥前守利長の大軍、東は手取川三道山より三谷に至て推續き、野も山も皆旗也。諸軍懼色見え候處、坂井與右衛門聲をあらゝげて云。勝負は大將に在て人數の多少にあらず。少

九月九日とあるは八月九日なるべし

きばは木場

高山・前田は南坊と孫四郎となり

もこわき事なしといさむる。長重は古田五郎兵衛等百四拾餘を淺井口へ遣し、又櫻木助左衛門八十挺の鐵炮を潟の海に出し船に載せ、上の方より利長の後陣を撃たんとす。利長後備は前田孫四郎利政・高山南坊（前攝津城主高山右近是なり。）兩備は早々きばは村へ取込申候。古田・櫻木勝に乘て頻に射立候。利長は小松勢後陣へ取懸るとみて立止り、馬より下り、床几に腰を懸て備被申候。其時長重は南部無右衛門・寺澤勘右衛門を物見に出し、利長旗下を爲見被申候。高山南坊見之て、小松の者物見に不馴、あれ撃取候へと下知仕候。馬武者七八騎乘出候。初小松方古田・櫻木打出候時、若利長の人數今井橋の方へ推廻り候はゞ、我等は跡を取きられんとて、馬武者五六騎に鐵炮廿挺、御幸塚の方へ出し置けり。物見の南部・寺澤見渡して、利長人數を今井橋へ廻し、小松の城へ取懸候と致注進候。小松城中大に騷動す。長重はいまだ町屋の屋根に被居候が、南部・寺澤が注進に付て、使番を遣し、潟へ出張たる古田・櫻木早々引取可申候、利長人數を分て、御幸塚より今井橋に懸り、城へ被掛候と被申遣。是より古田・櫻木淺井口と潟の船手を早々引入、小松へ來り候。孫四郎・南坊はきば村より馳出、古田・櫻木が跡を付候得共、不構して引入、高山・前田も引返。それより利長は小松城を跡になし、大正寺の方へ押通けり。長重は物見の兩人を召、利長人數を分け、今井橋へ取込候と注進に付、淺井口と潟とに出申候古田・櫻木を呼戻し候き。今利長は此城へ不懸、西を指して推通候は如何成事に

て有之と云咎候。南部・寺澤申候は、我等大呂村・一ッ屋にて見候得ば、今井橋・御幸塚に人數見え候に付、右之段注進申上候と云。古田・櫻木大に怒て懸出で申は、其人數は我等出し候物見鐵炮にて、先刻淺井口潟の湖にて軍に仕勝て、利長人數をきば村へ追入候處に、各の物見あしき故に人數を引取、近頃口惜殘念に候と云。長重も南部・寺澤を言外被叱候。

偖利長は大正寺城を攻取、夫より此處に陣取、越前へ可働支度いたされ候。此時大谷刑部少輔吉隆は鯖並に陣取、府中の城の堀尾帶刀吉隆が留守を攻んといたし候處、北莊城主青木紀伊守早飛脚を以て大正寺落城の旨告來候。皆寄合相談にて、府中の城を捨て北莊城の後卷をせば、府中の敵を後に置不可然、先府中を攻落し、其後北莊へ向ひ可然と申候。刑部申候は、北莊落城仕候者、小松の五郎左衞門も、丸岡の青木伊賀守も力を落し、彌味方弱り可申候。只我等存候は、此府中を攻取れば、人數を分て不入ば不叶。此儘置時は其苦心なく、敵の居るをば能留守居を置と存候。北莊手に合ば、府中の城をば不攻して可取候。只府中を捨て北莊へ推詰可然と極む。因之府中の城の圍を解て、二萬七千を一手にして、星月夜を便として、四日の夜丑刻に北莊へ推着す。利長は大正寺に在城して、先手は細呂木・金津上野・五本松・長崎邊に陣を張候。此時利長一族に中川宗半といふ者、秀賴近習の伽の衆也。大坂より加賀へ通候を大谷聞付、人を出し宗半を推留、是非をいはせず謀書をかゝせ候。其詞に云。

此度北國筋大谷刑部請取、四萬餘に而取向候。一萬七千は北莊口より推詰、三萬は船手に而大廻を仕、加州へ着岸し、金澤を可攻取催しに而候條、御油斷不可有之候、恐々謹言。

八月三日　　中川宗半

肥前守殿

右之通認書候。中川は希代の能書に而紛無之候。若宗半狀を書くまじきならば、當座に可打果樣子に而候故、不及違儀候。利長は宗半自筆無疑ければ大に駭き、八月七日大正寺を引拂、金澤へ引取可申と極被申候。扨七日之朝小松押へとして長九郎左衛門・山崎長門（初稱庄兵衛 後號閑齋）・高山南坊・太田但馬四備を御幸塚へ遣し陣取候。是を小松城より見て、すはや利長寄來候と、町中も城内も騷動仕候。皆合戰の支度仕候處、長重手配して云、丹羽五郎助は矢倉に上り、敵寄ば鼓を打て諸軍に告べし、坂井若狹は大手を守べし、坂井與右衛門は先手たるべしと申渡候。若狹は年若に候間、御先手を被仰付候得と頻に望候へば、長重云、汝は與右衛門が子なるを以て、慥に存大事を申附候。家老の子に不似合事を申候とて叱候。長重は城を出、町屋の上へ登り、敵の動靜を窺被申候。然共利長はかまはずして三谷・本江へかゝり、三道山へ引取被申候。小松押へは御幸塚に陣取候而、物見足輕に上坂圭馬助を出し候て、今井橋迄出張候。小松方も伏を大呂村に置て、鐵炮軍及數刻候。互に跡よりかゝり、大勢に罷成候得共、

小松方は宵より潟の湖に船を置、相圖を定、横合に船より上り仕懸候故、利長方打立られ、上坂主馬敗北し、御幸塚へ引取申候。小松方も引取候。御幸塚の四備、明八日の早天に陣拂して三道山へ引取可申候。三谷へ廻り候へば、路遠く候間、今井橋潟の湖を渡、淺井畷へかかり可申と定候。使番松平久兵衛進出、淺井畷は兩方深田に而、若小松より跡を付ば味方大事に可及と云。山崎長門・長九郎左衛門・高山南坊承引不仕候。久兵衛立腹し、敵出可申事は必定にて候、左候はゞ拙者一番鎗可仕と申て座を立候。一座の人々内々久兵衛を嘲笑申候。長重は佐々七兵衛を今井橋迄忍物見に遣候處、御幸塚より打立候敵の人數頭を見、早々小松へ告申候。高山・山崎・長・太田段々に御幸塚を立、今井橋へ出、一つ屋より大呂村・北淺井・南淺井・本江へ懸り、東の山際へ引取申候。長重家老江口三郎右衛門は、御幸塚の人數引取申候注進を聞、物馴たる兵七八十計に而、大物見に罷出候はんと、町口へ出候處に、物見の衆乘切つて參り、敵今井橋を越て大呂へ打出、淺井畷へ懸り引取候と注進す。江口三郎右衛門云、天の與ふる所なり、追討に可討取、門を開けと下知仕候。惣構の門番古田五郎兵衛・櫻井兵右衛門合点不仕、殿樣之無御證文ば、門を出す事不罷成と申候。江口眼をいからし、拔懸を止るは葉武者の事也。大將を止る義は不覺也。敵眼前を通り候を、餘所に見なし候ては、末代弓矢の恥なり。各も出られよとはげまされ、尤にて候とて門を開きて、江口馬寄引打乘、

悉皆八十餘騎大物見に大呂・一つ屋の北へ打出候へば、如案利長乘四備、魚貫に東の方さして推返候。江口は右の所に有之候て、小松へ注進仕候。長重打て出んといたされ候を、家老水岡越前と永原實報院と、馬の口に取付諫止候に付、馬を惣門の内に扣へ、究竟の兵數百人を出して江口が手に掛り候。古田五兵衛・坂井彌五左衛門・澤次郎左衛門・佐々多右衛門・森野次左衛門・團七兵衛・村松孫三郎等也。江口は其勢を合せて進候。既に利長方の陣へ二三町に近付候と、江口麾を采て揮り、軍兵をいさめ、初て鐵炮を放懸候。長重惣門に在て鐵炮の音を聞て馬を出し被申候。利長方、退口へ江口が付候と見て崩申候。江口勝に乘追討ち、龍の馬場邊にて古田五兵衛・坂井彌五左衛門・佐々多右衛門・森野治左衛門・團七兵衛高名仕候。團七兵衛高名を松村孫三郎奪取しに付其後改易す。長九郎左衛門は備を立直し、江口と暫守合候。初江口注進に付、城中より思ひ思ひに推出す。或は大呂・一つ屋・北淺井へかゝり馳出す。坂井與右衛門・大谷與兵衛は、五百餘に而北淺井へ打出、沼を前に當て備候所に、長九郎左衛門只一騎、歩者廿餘人にて沼の東へ來り、馬を乘寄候。坂井・大谷が備の物、主の下知をも不待、皆々鑓おつ取、沼を渡り懸り候を見て、長は靜々と本江の方へ引取候。江口は長が先手と沼を隔てゝ指向候。南淺井と大呂野との間にて、九郎左衛門は本江の方へ引取さまに使を遣し、先手早々可引取と申遣し、先手を引取るを見て、江口が備より松村孫三郎芦毛の大馬に乘、眞先に沼を乘超、長が先備の

中へ乘込候處を、鑓玉に擧て馬より下へ突落す。松村五ヶ所深手負て、既に首をとられんと見え候處、小池新兵衞掛付、鎗にて突拂、松村を助け申候、木村治左衞門懸付け、首一打取候得共、膝口に鑓手負、小松へ引取候。江口麾を揮り懸入、長九郎左衞門先備を追崩し、首廿五討取候。長が人數崩て本江の方へ引取候。太田但馬二千餘にて山代橋の南三町程に踏止り、池の南に陣取扣候。其備より水越縫殿只一騎馬より下立、鎗提て取て戻し、橋の際に伏て罷在、折々立あがり鎗を揮り、小松衆を招候。小松方見之て皆進候。坂井與右衞門手づから旗を推立、能き圖にて鎗をさせ候はん間、はやるべからずと制止候。水越縫殿は猶橋の南の詰に伏候て鎗を揮申候。見之使番松平久兵衞只一騎にて乘來、山代橋の東にて馬より下立、水越が伏てある所へ參候と、水越も立起り一度に橋を渡懸申候。小松方より成田助九郎後稱半右衞門・安彥淸左衞門後稱作大夫初左馬助二人、鎗提て橋の上へ出向、鎗を伏せ折敷て松平・水越と相向候。拜鄕治太夫・不破李兵衞・宮田小兵衞跡より加り、成田・安彥と立並、鎗先を並立こたへ候。橋の南三町程に扣候太田但馬備より、井上勘左衞門・岩田內藏助此時稱傳左衞門・大野甚兵衞かけ來、松平・水越に加り鎗を構候。互に折敷候所に松平久兵衞先立上り懸候と、小松方拜鄕治太夫も掛り候。兩方一度に立上り鎗を合候。久兵衞は成田助九郎と鎗合候。井上は拜鄕を突伏候得共、せはしき場に而首を不取得。然處に埴土八幡宮別當堯仙と云者かけ來、太刀を構て拜鄕が首を得

んと一刀切付候得共、烈敷鎗下なれば是も不取得。水越は不破杢兵衞と鎗を合候所に、杢兵衞鐵炮に當り倒れ候。然共是もせはしき故首不取得。小松方二人ともうたれ、成田・宮內・安彥三人、橋の上より七八間突立られ候を見て、跡に扣たる小松の同勢二百計崩候。不破與左衞門踏こたへ、鎗を揮廻り候。岡田縫殿助は跡より駈付、安彥・成田を推除けてかゝり候內に、利長方松平・水越・大野・井上・岩田引取て間切仕候處、岡田追かけ鎗を拋付申候。同勢猶崩るゝを、櫻木源太夫母衣かけ馬より下立かゝり候故、皆々返し候て、成田・安彥後に續申候。利長方上坂主馬・鷹巢刑部も駈付候得共、久兵衞・縫殿等物離れいたし引上候所へ參付、同敷引取候。長重は先手鎗初ると聞て早々引拂、本江の方へ引退候。江口三郎右衞門は南部無右衞門・永原實報院等貳百計に而嶮路をつたひ、三谷の本道へ出、蓮臺寺村の高き所に備を立、太田但馬が引取候所を討立候。利長方富田源太郎以下手負申候。高山南坊は壹番に引取所に、後陣の戰を開き、只一騎にて乘來り、江口が深入して蓮臺寺村に備たるを見て、手を打て天の與ふる處也とて、使を長・太田・山崎方へ遣し、早々返し來候へ、小松を乘取んと申遣候故、三人も備を亂し乘戻候。江口は是をしらず、猶蓮臺寺村に陣取候。坂井與右衞門は南淺井へ來り、長重を諫る。今日の御勝は御仕合と申者也。大敵前にあり深入仕候ば、三道山の敵其虛に乘て懸橋口へ直に乘込候はゞ、此表へ出候人數敵の跡に成て、何の用に立可申哉、早々

松平家譜に千五百石加恩とあり

可引取處也と異見申候故に、長重引取被申候。坂井與右衞門は五百餘にて、萩谷に備て罷在、長重歸城の左右を聞て引候。高山・太田・長・山崎四備、淺井畷乘戾し候得共、長重方は勝を得て城へ入、近邊に只人も見え不申候故、空敷三道山へ引取申候。利長も淺井口の戰を聞、只一騎にて三道山より乘來、長重が出るを見て、幸の事也懸橋より小松城へ乘入、長重留守を取んとて、三道山の人數呼に被越候。旗本一萬餘、金の熨斗(或云金昆布)の指物にて、光り渡て駈付候得共、長重早々城へ入、坂井與右衞門掛橋口を固め候故、空く被引候。淺井畷は小松城より數十町南也。掛橋口は小松城の艮にて城の惣構にて、而も三道山と甚近し。若長重淺井口に有之、城へ未入内に、三道山より利長駈付、掛橋口より小松の留守を乘取らば、利長の大利可有之を、坂井が才智にて長重勝を全する事は、千兵は易得一將は難求とかや。水越縫殿は松平久兵衞と功を論じ候。利長曰、水越は先立て進むといへども、久兵衞を待て一度にかかる。久兵衞は遲しといへども馬より下、少も不止山代橋の上へ進み候處、其手柄一番鎗也と定られ、本知三百石の上に壹萬石を充行ける。其後久兵衞を改て伯耆と稱す。殘四人にも感狀をくれ被申候。上坂主馬も走つゞき鎗場迄參候間、感狀可出かとあり。鷹巢刑部は上坂よりも早し、上坂感狀取ば我も取候はんと爭ふ故に、上坂・鷹巢は鎗の數に不入。水越縫殿は初より橋際に踏止候。其上に而鎗を合せ、上の功也といへども、太田但馬と中惡敷加增

本文淺井畷合戰の事に係る

惣勢御幸塚に陣したるは七日にして明日は八日なるべし

に不預。小松方は鎗切り候場を推立られ、橋の北にて間切いたし候間、突立られ候と有之て、感狀は不給、加增くれ被申候。此物語を成田助九郎に直に聞て書記候。其後松平久兵衛に此筆記見せ候へば、少しも相違無之と申候。

〔越登賀三州志鞬嚢餘考〕

年譜・創業記及び長家臣大領の碑上に九日とあり。然れども七日は御幸塚著陣なれば、八日は的當なるならん。且成田・九里本にも、八日朝と正しく載せたれば今從之。

〔袂　草〕

一、利長八月八日曉木場潟の山手を御通、三堂山に陣し、手負どもを先へ被遣、惣勢は御幸塚に陣し、明日押んと云時、松平久兵衛（此時二千石にして鐵炮大將なり。）長門に云、明日必敵慕可申間、其心得あれと云。長門答、付んならば最前付ん、何ぞ今可付哉と云。久兵衛、目の前を通るに明日不付ば男成まじ、是非付んと云時、長門其方の働を見ねば不知、某は五度も十度も仕たり、身代こそ替れ武道の替はなきぞと云。互に荒言の處、但馬久兵衛を叱るに付、是非明日は可付、一番鑓は某せんと云て立し也。此心得なく、長九郎左衛門長柄など結集めかつぐ躰也。

一、御幸塚より人數押出す。長九郎左衛門父子跡に押時、小松勢一ッ屋・大領邊より舟津三昧へ懸出る。其内より松村孫三郎唯一騎、長が備を（此時如庵が人數足長に引故數十人討る。但馬踏留敵を追返故長無恙。）乘わる處、小林平

長の右衛門は長中務
八田喜右衛門は八田三助か

拜海は拜鄕

左衛門鑓を合す。然ども松村に突落さる。松村も手を負ふ時に、團七兵衛來て小林が首を上る。長の右衛門・堀内一秀・八田喜右衛門・小林平左衛門・鹿島路六左衛門など討死す。小松方松村孫三郎も突落さる。長父子も働、息十左衛門手を負。

一、又山城橋の爪に水越縫殿殘て有。太田が内井上勘左衛門・大野甚丞・岩田傳左衛門其所へ來る。水越誰と問。爾々と答。水越曰、某是にあれども、跡つゞかざるに出で討死せば、却て味方の難と思ひ扣へたり。某一所に討死せらるべし。鐵炮筋なる間、それにおりて居られよ。必某下知次第にせられよといへば、心得候と段に居る。扨久兵衛乘來り、水越かと云時、爰は橋也と久兵衛が馬の口をとれば、馬より飛おり、久兵衛一番に橋を越。一説に、山城橋の爪に、初より木越此處を鑓場と知て在しを、久兵衛黑の馬に乘來るを、此所を引候へとの御使に心得、如何にと云時、久兵衛馬より飛下り、おるゝや等しく一番鑓久兵衛なるぞ、見て置けと云て橋をこす、縫殿其時先をこされ、二番に成、口惜と後々迄悔いりし二番水越、三番大野、四番井上、五番岩田越す。向は一番拜海次太夫、二番不破木工兵衛・成田助九郎・安彦左馬・宮田小兵衛也。拜海は柴田殿にて、久兵衛よりおや舊友成故、互に笑て行違。松平は不破と鑓くむ。不破を突倒す處を、井上・大野首を取んとす。水越は拜海と鑓を合せ、拜海を鑓付るを、岩田又突て剣さまに、鑓しほ首より折る。久兵衛見て、敵よりは見えぬ物ぞ、唯追立よと云。其時深田を隔て太田但馬・堀才助打せたる鐵炮、拜海に中り、道端の溝へ倒るゝ所を、太田が小々姓上坂主馬來て首を取んとしけれども、急成故拜海・不破が首二つと

もに不取。敵味方五人宛にて、鑓場は此方へ取り相退にし、最前橋を越たる次第に引時、小松の岡田縫殿と云者來り、鑓を横にし、さもしゝと云走出、なげ突にしたる鑓岩田がけさんに中る。其鑓を取、橋の下へさかさまに突込歸る。其儘取可來物をと後悔すと也。偖岩田但馬前へ來、唯今の働見給哉と云へば感ず。鑓を折候可給と云に付、持鑓の内一本遣すと云に、道具持渡すまじと云を、叱りやまして鑓を取。又橋爪へ行處、杉江兵助在て詞をかはす。兵助云、唯今は惣人數の内に有故遲參し殘多し。敵追立られ候間垂而出ん。是にて枕をならぶべしと云て、待てども不出故引取。

一、鑓散じて後、江口三郎右衛門御幸塚の北方岸の上へ馬を乘上たるを、上坂又兵衛云は、鐵炮五十挺我に加へられよ、あの如く出過たる敵を付候て、引かば追、又取て返さばあひしらひ、小松へ不引取樣に可仕。其内利長卿可有御越間、不殘討取んと再三云へども、各無許容。此時利長三堂山に御膳を上り御座候處、鐵炮の音四つ五つ聞ゆ。何事哉と被仰を、各定て今夜の雨に藥しめりたる故打捨中にこそと申上れば、いや打捨るとは音替りたり。敵付る物にて可有。此間の評議圖に當れり。小松の城は乘取るぞと、使番の稻葉左近を召、急御先へ參、唯今御越被成條、其迄敵を引とらせまじく候、附入に可被成と被仰置。乍立湯漬を參、御出の時三百計の御小姓並居たるに、唯今其方どもを召連城を可取ぞ、續て可參と被仰、わ

孫四郎は利政

本文は小松方より述べたるなり

大良野は大領野

たり黒に召御急也。名馬なれば御供の馬ども早程隔り、鯰尾の御甲の尾先計見ゆる。彌我劣らじと乗處に、向に銀の甲の武者一騎、又一町計跡に一騎見ゆる。誰哉らんと思ふ處、孫四郎殿馳來り、敵を付可申と利長卿へ宣へば御悦喜也。跡一騎は小々姓なり。偖利長淺井の北方へ御乗付、かすかに見ゆる人數は小松方かと御尋あれば、其通と申上る。其時長門・大膳を御叱、松任にて日々夜々の談合は何成つるぞ、呼引出し付入にせよと堅申合處、唯今の敵を無恙引とらする事無念千萬也。皆々は若き時用に立らし者ども、年寄て臆したるかと、以の外御怒候處、上坂又兵衛申、長門某が申に違たるやと云へば、長門頭を揚て、せがれ何を申ぞ、已れ天筒の戰に何としたるぞと、跡の事をいへば、上坂夫はもんじんして候、於唯今は某申所不達と云。其より無是非御引取被成なり。

〔桑華字苑〕

一、慶長五年八月八日の朝、金澤衆御幸塚より東の山ぎはに引取。坂井與右衛門は、小松を出で付く事あやうし、若大軍にてくひとめられたらば、付入に小松の城を被取事うたがひなし。城を不被取を勝にして居たまへと云。長重其時廿五歳の將なれば、是非可付とのたまへども、違てとむる内に、江口三郎右衛門はや大良野に出で敵とやり合とうしん在。此上はとて坂井もともに出る。大良の方は早江口出で跡になるに依て、左の方淺井の方に行。南淺井

松村・團二人共に小松方の士

もとなりは本折

山代橋にて鑓合せたり。江口出たる大良にては鑓不合に依て、三郎右衛門殘念に思ひて、猶敵に可付と、蓮大寺の南の山に上りて備を立る。坂井與右衛門長重へ申上。今日不慮の合戰御勝利なり、此上は早速小松へ引取たまへ。利長寺井より懸付候はゞゆ々敷大事なるべしと云。さらば江口早々引入よと使を被遣。三郎右衛門不聞入、猶山の上に居る。與右衛門行て是非とも引取候へ、今日の勝を無するはと云て、ひきつれて小松へ歸る。ほどなく利長公本江まで來りたまへども、小松勢一人もなく引取故、不及是非御馬入ると、今の坂井與右衛門語る。

一、右の時松村孫三郎と團七兵衛、首のき入の首尾、伴八矢、坂井土佐に尋ければ、土佐云、八矢殿よく御がつてんなるべし、首一つ取てはたわいもなくくたびるゝ物なり。七兵衛長家來の小林が首を取てくたびれ、もとをりの八幡の前に首を前に置、休みて居たる所を、孫三郎馬にいり、若黨七八人つれて通る所に、孫三郎若黨、あの首はそれさまのつきたふしたまふ者の首なりと云。さらば此方へ取かへせとて、七八人してうばふ故、七兵衛もやるまいとくみあひけれども、首をば孫三郎方へうばひ取らる。然所へ傍輩どもをり合、先無事にする。孫三郎其時はや四十歳計にて、跡々場數も在者なり。七兵衛は廿二三歳の若者なり。孫三郎をとなげなき仕樣との取沙汰。七兵衛をば事の外ほめ申と語りけるを、是も與右衛門脇にて聞たると語る。

〔桑華字苑〕

一、淺井縄手の時、小松より江口三郎右衞門大良野ゟ出、長九郎左衞門手ゟ仕懸。九郎左衞門大形敗軍。其より淺井縄手ゟ取つゞき人數を出す。南淺井村山代橋のきはに、太田但馬殘る。其北に奥村河内殘る。山崎閑齋・横山山城・高山南坊以下東の山に備て、定て但馬・河内も唯今追立られ可來、二の見をすべきと待所に、敵かるく引取子細は、高山南坊能き様子を以てなり。脇の縄手より長重の居給ふ方ゟ懸るいきほひを見せければ、敵頓て引取るなり。山城は閑齋を目あてに仕て居る。上坂又兵衞かゝらんと云けれども、閑齋何を知てとて同心せぬ内に右之通なり。利長公わたり黒と云大き成名馬にめし、本江村の上まで懸着たまへども、敵はや小松ゟ取入たり。利長公南坊・閑齋にむかはせたまひ、松任にての談合は失念か、あはれ敵小松を出よかし、付入にせんと云合たるは。是まで足ながに出たる敵をのがしたる事の口惜さよと、御なみだをながさせたまひ御立腹。閑齋も南坊もとかくの御返事可申上様なく、頭をたれて居たり。上坂又兵衞さればこそ某申さぬか、付んと云し物をといひければ、閑齋其方手筒山の事わすれたるかといはれて、又兵衞ことばを入たり。手筒山の事は何事ぞ聞たし。

〔續漸得雜記〕

殿樣は前田綱紀

九日は八日なるべし

八日は七日にして九日は八日なるべし

寛文元年九月十九日之朝、殿樣南淺井に御越被爲成。此節大領村彦左衛門と申者、淺井繩手合戰之首尾、若年之時分見屆申候由に而、其趣を南淺井村九郎兵衛・北淺井村久兵衛兩人罷出申上候口上之趣。且又年寄申候者共之物語承傳申候品々、追而書加へ申候覺書左之通。

一、肥前守利長樣大聖寺より御歸陣之節、小松之城より丹羽五郎左衛門樣人數御出し、於淺井御合戰御座候。慶長五年庚子八月九日辰之刻に而御座候。

一、龍が馬場より丹羽五郎左衛門樣御出被成、一つ屋村より大領村へ御うつりに成候と承及申候。龍が馬場は往還筋今江村ちまたの際を申候。一つ屋村と申候に大領中村を申候。

一、利長樣しんがりは、長九郎左衛門尉連龍樣に而御座候。八月八日申之刻、今江村御幸塚に御着被成候。九日辰之刻今江村領の内早松の東に而、丹羽五郎左衛門樣御家老江口石見殿と御合戰御座候。兩方之御人數手負討死あまた御座候。南淺井村南の方、畠下より二拾間程南の方に而、九郎左衛門樣御家來討死之人々。

長　中　務殿　　小林平左衛門殿　　堀　內　一　秀殿

隱　岐　覺左衛門殿　　鹿島路六左衛門殿　　鈴木權兵衛殿

八　田　三　助殿　　岩　田　新　助殿　　柳　彌　平　次殿

右之人々此處にふみ留り、散々に相戰、二度迄小松勢を追くずし、手々に首を御取被成、其

後御討死被成候。此時小松方には雜賀兵部殿・寺岡勘左衞門殿・松村孫三郎殿、其外あまた討死御座候。小松方澤次郎左衞門殿・深町九郎右衞門殿、其外手負數多御座候。

一、山代橋近邊に而、長九郎左衞門尉樣・同安藝守樣、此處にて可返合處なり、かへせ〳〵と御馬を乘まはし〳〵御下知被成、橋より三十間ばかり東に御備を被立、小松勢をば待被成候。太田但馬樣も此處に御人數を御立被成候。

一、丹羽五郎左衞門樣は、山代橋より四百間計西北に人數御立被成候。

一、山代橋より二十間計西の方に而、兩方之御人數出合亦御合戰御座候。小松方拜郷治太夫殿・不破杢兵衞殿、其外數十人討死被成候。金澤方討死被成候御人々も數多御座候。松平久兵衞樣此所に而鑓御合せ御手柄御座候。九郎左衞門樣御人數に而、小松勢を橋より一町ばかり追かへし被成候へば、後陣より崩れさわぎ立候而、小松方敗軍に而引退申候に付、九郎左衞門樣御父子樣共、本江に御引取被成候。太田但馬守樣も此所に而小松勢を追散し、御手柄御座候。惣而金澤勢討死三十餘人之由に御座候。小松方討死七十餘人に而御座候。最初は小松方きほひ申樣に見え申候へ共、後は小松方追かへされ、備崩れ敗軍に成、討死之人々もあまた御座候。

一、山代橋、長さ二間三尺計幅四尺計之板貳枚に而、昔はかゝり居申由に御座候。

一、慶長五年より寛文元年迄六十二年也。
一、寛文元年より寶永七年迄四十九年也。
一、九郎左衛門尉様御家來討死之御面々筋目、寶永七年之頃左の通り。
家老長新丞・物頭小林平六郎・物頭堀内七郎兵衛・八田孫太夫・鈴木孫八郎・岩田新右衛門。
鹿島路六左衛門・隱岐覺左衛門・柳彌平次。此三人子孫追而可記。
一、一つ屋村、吉兵衛と申者、元和三年に貳拾七石六斗七升四勺に開申候由に御座候。此高元和十年正月廿七日大領村に請取申候。

〔前田家雜錄〕　杉本義隣覺書

一、慶長五年七月廿六日前田肥前守利長・舍弟同孫四郎利政、加賀・能登・越中の軍勢を引具して、大正寺表へ發向す。本道は小松城主丹羽五郎左衛門長重敵に成故、三堂山を附城に拵、岡島備中と云者を押として指置、八月朔日東の山手の道を津波倉村を押通り、江沼郡の内松山城に陣取、同三日大正寺山口玄蕃を攻落し、夫より細呂木邊に先手打出、越前北の庄へ可働との處に、上方勢肥前守可打果と近日下向仕旨、中川宗半注進に付て、急加州勢金澤の城へ引取。其節最前之道筋を押通り、肥前守は三堂山へ着と也。御幸塚といふ古城に、長九郎左衛門其外押へとして差置、金澤勢同八日の夜御幸塚の上に陣取、高き所に篝火を焼と云。

本文亦九日とするものの非なるべし

一、明る九日の朝今江村川上におこしの渡りを越、大領村淺井縄手を可押行と仕處に、長九郎左衞門後殿ゆゑ、先手と遙に間切れて押通る所に、小松より江口三郎右衞門・松村孫三郎、其外物見に大領村・一つ屋邊へ出、跡勢に附可申由、五郎左衞門方へ急勢を被出樣にと注進す。依之小松より拔蒐致し、大領村にて長九郎左衞門勢と渡り合、散々に戰ける。九郎左衞門勢廿四人被討と也。小松方にも手負死人有之、江口三郎左衞門と差向、長九郎左衞門殘り申處を、孫三郎其外前の江を越、九郎左衞門備の中へ馬を入申、孫三郎鎗手を負、馬より落ると云。金澤方退口に而首は不取と也。寺岡勘左衞門と云者一番首を取ると也。又立歸相戰ひ手を負ひ、以後死すと云へり。其外古田五兵衞・坂井又左衞門・澤次左衞門・佐々太右衞門・森次左衞門・不破八右衞門高名致すといへり。松村孫三郎は長九郎左衞門家老小林平左衞門と云者を鎗付たる所に、首は團七兵衞取と也。相討の僉義有と云傳る。落着は不聞届に付不記之。九郎左衞門内の八田三助が首は、西脇左門と云者討取。左門は八田と組で下に成、首をかゝんと仕ける所に、名をなのらせて捕れと云。さらば名乘れと少くつろげ候得者、刎返して八田を突き首を取と也。猪俣小平六則綱が越中前司盛利並高橋判官長綱が入善の小太郎行重に討れし事をも不聞歟、强力を賴みて討れ侍り。以德勝人則榮、以力勝人則滅すと云へり。八田は大力にて常に人々今辨慶と云侍り。此譬爰には入間敷ものなれども、常々人の可心得事

成によりて顯してけり。

一、江口依注進、小松より追々に出、或大領邊に心ざし、或は北淺井より南淺井へ出、山城橋へ懸る所、金澤勢太田但馬山城橋の南の方に殘り、橋際に水越縫殿助伏て有之、折々立上り鎗を振り申候由。其後松平久兵衞馬にて參り、橋の東の方に而下り、水越と一度に橋を越る。續て岩田傳左衞門・井上勘左衞門・大野甚丞橋を越、何も鎗を合、中にも久兵衞一番鎗を合。小松方拜鄉治太夫一番鎗といへり。不破杢兵衞續て早く鎗を仕ると也。次に宮田小兵衞・安彥清右衞門・成田助九郎何も鎗を合。小松方の者拜鄉、鎗にて突倒され死すと也。不破鐵炮にて被打殺たりと云へり。此時殘る三人鎗場を突立らると云。然共小松方後に人數有之に付、松平・水越・岩田・井上・大野五人共に引取しと也。拜鄉・不破が首は不取と也。

一、鎗場散じ、小松方岡田縫殿助と云もの跡より參、殘多く候哉安彥・成田・宮田を押退て前に走り出、橋の邊にて退く敵に鎗を投突に致すと也。

一、不破與左衞門と申者、右鎗場小松方被突立候刻、裏崩致候處、不破與左衞門殘有之由。岡田・不破も心ばせの由感じ、加增取と侍り。

一、安彥・成田も鐵炮にて足を被討しと也。

一、江口三郎右衞門蓮臺寺村の高き所に上り、金澤方退申候所を、猶も付可申とて有之由に

候得共、五郎左衞門方より兩度使者を遣し引取せ申と也。

一、右鎗場にて井上勘左衞門も手負と也。

一、太田但馬山城橋の南の方に上り、鐵炮打しと也。但馬此所に踏止り、鐵炮打下知仕により、何も鎗仕と也。

一、江口を但馬鐵炮に而打んとしける所に、乘返し申由、但馬申しゝ也。

一、淺井口後殿に小松より勢付たると申、三堂山は注進有之に付、肥前守佐々木の渡りを越、白井村迄馳向ふと云へども、早敵引取旨注進に付、無是非引取と也。

一、淺井より敵付、三堂山は注進有之、肥前守蒐出申刻、鐵炮頭稻垣與右衞門其外之者共呼出、其方どもは梯口へ押寄有之可燒之由申付る。何れも畏と申蒐出す處に、呼返し、道に伏可有之間氣遣仕可參旨申と也。流石物馴たる大將にて能く申と也。足輕大將共參り、島田村・御舘村兩所燒立し故、淺井口は出し小松勢も驚き、早々引取と侍り。

一、前田孫四郎千代村古城に陣を居しと也。

一、淺井戰の時分、孫四郎も淺井邊迄返し參るといへども、早敵引入故是非なき次第と也。

一、坂井與右衞門は梯口へ向たるによりて、淺井戰には不逢といへり。後江口に、可知所を致隱密たるとて不和に成と也。

一、大正寺へ肥前守人數押通時、木場村の潟舟手に、金澤方より上坂又兵衛と云者に鐵炮百挺、神尾圖書に六十挺、大橋九郎兵衛に三十挺屬、押へとして置と也。

一、金澤勢木場村を押通る刻、小松方より木場の潟に舟を浮べ、鐵炮五十挺壹組・七十挺壹組に而打せしに依て、氣遣仕と也。

一、松平久兵衛・水越縫殿助兩人は、肥前守昵近の者也。岩田傳左衛門・大野甚丞・井上勘左衛門は太田但馬家來の者也。但馬死去以後、三人共に肥前守呼出し、昵近に成と也。久兵衛・縫殿助並勘左衛門・傳左衛門・甚丞方へ、肥前守方より感狀を遣す。爰に不記也。但馬家來上坂主馬と云者働有といへども、不聞屆によりて不記之。

一、御幸塚よりおとしの渡りへ懸り、三谷村・本江村へ行道筋を見るに、沼田にて間々に畠有之。高さ三四尺計にて、馬に而も歩にても中々輙く可通所に非ず。九郎左衛門勢、不案內に而難所へ懸り討れしとなり。ケ樣の追口は習ありと云へり。

一、大領村に而九郎左衛門勢小松方へ討取首、五郎左衛門小松町の內久了橋に而實檢仕と也。金澤方の首數三十六、小松方馬上十三騎討死すと侍り。雜兵共に七十五人、手負死人共に有之といへり。

一、淺井の鑓は大領村戰より少以後也と云。金澤勢山手へ引くに隨ひ、小松町の外穢多共の

有之土居の上へ、五郎左衛門人數を備有之といへり。小松町端より此處まで六町廿壹間、是本道と淺井村への追分也。其以後金澤勢山手へ引取るに隨ひ、江橋といふ所迄、五郎左衛門馬を出し人數を備しと也。鎗の合たる山城橋より五町十三間あり。大領表戰所より山城橋迄六町五十五間有り。

一、右大形を書付事、丹羽五郎左衛門長重の内田中兵左衛門と云者、鎗場の少此方に伏て有之、立上り蒐出鎗を仕らんと致す所に、鐵炮にて膝口を打れ、居ながら見て居たると具に物語致す也。金澤方は井上勘左衛門に物語を聞き、其外小松・金澤に而傳へ聞し通、端々書付畢。六十年以後に記事なれば相違も可有之。但此以後に傳へ聞きし衆も、猶以樣子知まじなれば、端々生殘る者共の口を聞記之也。右の兵左衛門も褒美を取るといへり。

一、用人の内のぼり奉行・鎗奉行・弓鐵炮預る者・物見・使番等、品々心得有といへり。

一、後備の仁、一入慥に用にも立、志をも置事專一也と聞傳申候也。

一、仕寄の儀も、當代品々口傳多しといへども、別の儀もなきが、大坂寅年の御陣に諸手を見るに、替事なし。但平城・山城付樣有りと侍る。信長公・秀吉公御代の、古き用にも立申衆の口を端々聞に付て如斯記之也。

一、頃世間に武者物語と號して見えたり。此書を見るに、淺井の戰に肥前守利家と有、一代

先の儀を書記す。然与様子を不知人書たりと見えたり。其上戰の儀も鎗の合たる人々をも別人を書記す。金澤勢散々の様に書れたり。長九郎左衛門は纔貳萬九千石の身上なれど、雜兵共に六七百計も可有か、此仁金澤勢と遙間切れて、小松方拾貳萬石の人數、少分成共雜兵共に貳千餘可有之に、殊越前東郷衆長谷川藤五郎家中、爲加勢小松に來り梯口を堅めたりと云り。敦賀衆大谷刑部少輔も小松の城見廻として來るといへども、此戰の時分は歸りぬと侍り。小松勢の附たるとて、金澤方記したるには有まじき也。能聞屆可記事也。分も不聞屆被書しと見えたり。今少小松勢遲く引取るに於ては、金澤勢引返し喰留たらば、城を附入に可乘取に、早く引取り仕合也。長重の親父古五郎左衛門長秀は、信長公・秀吉公の御時度々御先手を被仰付、物なれたる用にも立者共を、長重不相替被召置故に、目利して輕々と早引也。とかく能人程の實はなしと、古より申傳る事今更の様なり。

〔象賢紀略〕

一、大正寺落去候て、八月九日に御引取の時、淺井にて松平久兵衛・水越縫殿・岩田傳左衛門・井上勘左衛門・大野甚丞鑓合申事色々物語。太田但馬守其時手柄、かたをならぶるものなく候事。

〔桑華字苑〕

一、わたり黑と云名馬、利長公御ひざうにて、淺井繩手の時、寺井の三堂山より本江村まで、立田の中を一文字にめされけるに、馬場を行ごとくなり。たけ五尺計なる、まつくろなる馬なり。元來堀久太郎家中わたり八右衞門と云侍の所持の馬なるに依て、わたりぐろと云老馬なり。其後加藤清正所望在て被遣、四拾七歲にて死たりと云々。

〔丹羽家御年譜〕

八日未明雨漸く止ぬ。朝霧深うして物の色さだかならず、物見の相圖もなし。定而夜明ば城攻あるべし。面々持口を固て相守れと御下知あり。此時江口步卒十餘人召連、木戶に往て郭外を見れば、人馬の聲ほのかに聞えたり。すはや金澤勢引退くぞ、門をあけよ、二番の軍士も早く來て敵を追擊てと使を遣す。されども櫻木・古田門を開ずして曰、昨夜殿の仰には、坂井・江口たりとも御印を帶せずば木戶を開く事なかれと、重き御意也と答ふ。江口忿て君命も時に依て用捨あり、あれ聞候へ敵大半は引退と覺ゆ。それ〳〵開かせよ、各々かけ出て高名せよと、城戶を開き郭外にかけ出で、大呂野邊に馳行ば、橫山・山崎が軍兵今井橋を過行ぬ。其間二町計也。二番の軍士も既に進み來る。鐵炮を放ちかけ聲をあげて、敵を打つ共首取な、北るを追ふとも行列をみだすな、かゝれ〳〵ともみたてたり。金澤勢辟易して足をみだして敗走す。長重卿鐵炮の音を聞召すとひとしく、御馬に鞭してかけ出給へり。丹羽掃部・

成田兵庫淺黃幌を附て左右に隨ひ走る。其軍容整齊にして號令嚴肅たり。一番備坂井・大谷も、既に郭外に張出んとして藪際に備へたり。長重卿御覽ありて、江口は最早敵に慕ひ附たりと聞ゆるぞ、汝等は此所に備を立て、若敵兵競ひ來らば防ぎ留べし、あへて敵に附く事なかれと仰含られ、馳過させ給へり。江口を召て、汝は精兵を率し敵の行列を衝ぬけ、淺井山に上り敵軍の前後を斷べし。さあらば味方大きに利を得ん。江口仰を奉て、騎兵二百餘を擇で、轡を一面に並て、横に敵の行隊を衝破り、淺井山に登り、騎兵を備て山を段々に取敷ぬ。是に依て金澤の軍士、隊伍を亂し進退度に迷ふ。長重卿一千の兵を進め勵し、敵の前後に衝て追撃たしめ給へり。昨夜の大雨に、利長の總軍甲冑ぬれ、鐵炮の玉藥濕り、火繩消て放つことあたはず。馬足深泥に踏滯り、進退自由ならず、騎兵は泥濘に僵まろび、步卒は水田に溺れ、前後狼狽する所を城兵にせり立られ、死傷者多し。此時城兵澤野次郎左衞門は堀帶刀が首を取、佐々太左衞門は沖毘兵衞が首、坂井彌五左衞門は北淺井より來て、鹿島路六左衞門が首、西脇左門は八田三助が首、江口が從者出口隼人と云者も首二つ取る。其外古田五兵衞・櫻木助左衞門等各働き有。坂井三右衞門・大谷與兵衞は、山代橋の北大呂野邊まで段々に備を立て押出し、北淺井村に屯し居たり。爰に長九郎左衞門父子七・八十騎にて、坂井・大谷の備に向ふ。坂井・大谷備をみださず、足輕を出して鐵炮を放ち打すくめ、騎兵を前の江を渡し

て戰を以てかゝる。九郎左衞門父子戰ずして本江村に向て引退けり。太田但馬前陣の敗走するを見て、味方まばらに引取故利を失へり。各心を一致にして勢をもり返し、爰を支へよと、自ら山代橋の邊に於て旗幟を押立て備へ居たり。爰に金澤方水越縫殿と云もの、淺井畷に馬を扣て山代橋に隱れふし、時々立あがり鎗を横に振て小松勢を待居たり。時に松平久兵衞馳來り、水越に言を合せ、縫殿が前に進む。水越鎗を橋上に横たへてふせぎ留む。久兵衞鎗を飛越て進み行事數十歩にして、松平久兵衞一番鎗と名乘る。小松方よりも成田助九郎・安彥淸右衞門・宮田彥七郞・不破杢兵衞・寺村又右衞門・拜鄕治太夫爭競て鎗をあはす。金澤方より大野甚之允・太田但馬が從者岩田傳左衞門・上坂主馬・井上勘左衞門と名乘て進み來り、久兵衞・縫殿に力を合せ、はげみ戰て刻を移す。互に戰屈して相引に引けり。拜鄕・不破は此所に於て討死す。松村孫三郞・森治左衞門は小松の軍士也。御幸塚より味方の軍士久兵衞・縫殿等と鎗交するを見て、畷に馳來る。松村は長九郎左衞門が備の中に進入て、步卒三四人を乘倒し、長が從者小林平左衞門と戰て、馬より小林をつきおこし、首を取んとする所を、小林が僕六七人來て、松村を鞍より鐙にて突おとし、既に危く見えし所を、小池新之丞・團七兵衞走寄て、小林僕を追拂て松村を扶起し、馬に打のせて引取ける。小林の首は團七兵衞取來る。森次左衞門も鈴木權六が首を取、成田兵庫は井上勘左衞門が首を取ぬ。其外岡田縫殿・不破

三陀山は三
堂山に同じ

與左衛門と云者も武功あり。

利長卿は三陀山にいませり。前軍中軍の士將等、小松方より追打に逢ひ、進退度を失ふと聞て大きに忿怒し、淺井山へ取上らんと近所迄馳來り給へり。淺井山をば既に江口取敷て、城兵等前後に進で金澤勢を追撃するを見て、如何ともする事あたはず、彌忿激し左の小指をくひきり血を含て、敵方は纔に二三千に過ぎず、味方は四萬有餘也。大勢を以て小勢に討負るのみならず、淺井山を乘とらする事末代まで我恥辱也、是皆士將等が致す所と、震怒止事なし。終に小松の城を攻べしと、段々に備を繰出して、詰寄るいきほひを見せ給ふ。小松の城より、金澤勢段々に詰寄るを見て、使を長重卿の御陣に遣し、此事を告奉る。然所江口は手勢の中を分て、蓮代寺の高みまで進ませ、敵の敗走するを追討せんとす。是に於て長重卿使番を以て、江口早々勢をあげ引取べしと仰遣さるといへども、江口いまだ勢を引あげず、重而御使を以て、既に晩日に及べり、士卒等も疲るべし、敵方より能き場所に伏兵置事もあらん、隆氣を討れては却而功を失ふべし、勝を殘して早々引されと仰を承り、其時江口も勢をくりあげて、長重卿の御陣に馳來る。爰に於て惣軍勢を城に入れさせ給へり。

高山右近蓮臺寺村のしげみに伏兵を置て窺ふ所に、江口も進み來らず既に引取に、右近が謀も徒になりぬ。士將等小松方兵を入るゝを見て、敗走する士卒を集め、所々の陣營を守

九日は八日なるべし

り、利長卿は三陀山に陣し給へり。

〔淺井畷戰歿九士之碑〕

此爲九士戰歿之地。九士一曰小林平左衞門秀備。一曰堀内一秀軒。一曰長中務。一曰鹿島路六左衞門。一曰八田三助。一曰鈴木權兵衞。一曰岩田新助。一曰沖角右衞門。一曰栁田喜平次。隷卒從死者尙有二十餘人。皆亡其名。九士並皆長連龍麾下之臣也。慶長五年庚子。石田氏作亂中原也。金澤前田公。欲與神君爲援。因發兵將東。是時丹羽長重居小松城。心方持首鼠兩端。或欲攻之。公曰小松城堅固。急難拔。不如先赴大聖寺。取山口玄蕃父子。破越前而以行會神君。八月朔日公率兵東取路燕橋行。旣陷大聖寺。而進軍於越之金津。是時丹羽長重欲出兵爲大聖寺後援。家臣諫止之。長重乃遣兵。縱火燒金澤沿海諸村。以劫之。公聞之引兵還於大聖寺。七日發大聖寺。復取路徒燕橋。行命先鋒高山南坊及長九郎左衞門連龍等五人。曰且留於御幸塚古城。明日當以押小松。而向淺井三堂山。來與大軍會。高山氏等以爲。淺井與敵城近勢危。不如與大軍同歸。公不聽。其夜五人率兵陣于御幸塚。翌九日發御幸塚。自塚走三堂山。多岐路且險。諸人乃各取路分行。而長連龍爲之殿。命麾下取路過早松渡。出南淺井村東南而行。長重臣江口三郎左衞門。出城以觀察兵勢。見長氏兵過險而行艱。令松村孫三郎等。率兵出自舟津而以遮之前。長重麾下衆士。來集以助之。江口大呼以進兵。遂逼長氏。連

龍方由田澤畔行。既將陷深泥。會其控馬卒。爲之伏身泥濘中。令連龍行於其身背上。而以救之得免。前此夜雨。長氏麾下兵炮皆受濕不能發。而又困在險中。不得相救援。其勢將全沒。於是九士乃爲奮身力戰。以拒敵致死。長氏父子及諸人。所以得全身免還者。此九士之力也。後人皆感其仁勇。乃即其地築塚建碑。而以表其功。後二百年。若杉邑人有林正道。字子淳。爲人好義。每稱九士之義。未嘗不爲之涙下也。而常思世久而或失九士之烈節。及寛政七年己卯秋。遂謀捐貲。爲九士建碑。勒其事蹟以誌之不朽。其友人金有斐。素爲予門人。乃介請予爲之碑記。夫予之不文。恐不足以不朽九士也。雖然林氏之請敦不可辭。因略錄舊聞。且銘曰。

行間禦敵。九雖同心。見危授命。袵革之金。淺井舊表。宿莽之陰。闡幽改銘。明彰自今。

寛政十年戊午仲夏三日　　平安　皆川愿撰並書

八月十二日。前田利長淺井畷の役に於ける有功の士を賞す。

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所、無比類働、其上家中之者共鑓を合盡粉骨之條、不可勝計候。彌可勵忠功事尤肝要候、謹言。

八月十二日　　利長判

太田但馬守殿

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所、一番合鑓、其働無比類之條、爲褒美刀・熨斗付之脇指並黃金三枚遣之候訖。彌可抽忠節之事尤肝要候、謹言。

八月十二日　　利長判

松平久兵衛尉殿

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所合鑓、其働無比類之條、爲褒美熨斗付之脇指並黃金三枚遣之訖。彌可勵忠節之事尤可爲肝要者也。

八月十二日　　利長判

井上勘左衛門殿

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所合鑓、其働無比類之條、爲褒美熨斗付之脇指並黃金三枚遣之訖。彌可勵忠節事尤肝要候、謹言。

八月十二日　　利長判

水越縫殿助殿

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所合鑓、其働無比類候條、爲褒美熨斗付之脇指並黄金三枚遣之訖。彌可抽忠節之事尤可爲肝要候也。

八月十二日　利長判

大野甚之丞殿

〔前田家雜錄〕

今度於小松表淺井之在所合鑓、其働無比類之條、爲褒美熨斗付之脇指並黄金三枚遣之訖。彌可勵忠節之事尤可爲肝要者也。

八月十二日　利長印

岩田傳左衛門殿

〔漸得雜記〕

扨金澤へ御歸城被成、今般大正持・淺井繩手に而働し者共、何茂御感狀被下。中にも松平久兵衛は御加増被仰付、若武者といへ共武功比類なきにより、松平伯耆守に被成ける。小松にも鑓を合せ侍る者共、感狀を給ふ樣に長重へ訴訟申ければ、合戰の終は淺井繩手のあなたか

こなたかと被詰ければ、橋よりは二三間此方こ申。左あらば前かどは橋の眞中にての鑓なれ共、味方おくれたるによつて、橋の此方にて軍は終りぬこて、感狀を出されぬこ也。

八月十三日。前田利長再び兵を出さんとし、弟利政に出陣を促す。

〔三輪家傳書〕

尙々今日金澤の先手をば松任まで遣申候、以上。

態令申候。仍越前地之人數小松迄相越候由申來候。自然働など仕義有之ば、はづれをも可申付覺悟候。爲心得申入候。能州人數をもはしばし相越候樣に可被申付候。爲其申遣候、恐々謹言。

八月十三日　　利長判

孫四郎殿

八月十二日。徳川家康書を前田利長に與へて軍狀を問ふ。

〔舊藩遺文〕

其表御存分之由承目出度存候。彌其元御陣之樣子承度候而、以使者申入候。此方之儀も各令談合、美濃口へ可罷出存候。雖不及申候、何分にも無聊爾樣被仰付尤候。猶使者口上可申候、

恐々謹言。

八月十三日　　家　康　判

加賀中納言殿

八月廿四日。先に前田利長野村五郎兵衛を遣して大聖寺陣の勝利を報ぜしむ。是日家康書を以てその功勞を賞す。

〔前田家雜錄〕

一、慶長五年八月三日大聖寺の城落城に付、則從利長公此注進に御使野村五郎兵衛被遣之處に、從家康公被進御書の寫。

共許無御心元存候而度々以飛脚申入候處に、御注進之狀本望之至候。殊大正持被乘崩、始山口父子數多被討捕之由、潔御事共候。先に小山迄御歸陣之由尤候。猶期後音之時候、恐々謹言。

八月廿四日　　家　康　判

加賀中納言殿

〔漸得雜記〕

小山は尾山

扨利長公は、野村五郎兵衛を家康公へ御使者に被遣、爾々の通に候得共、未御出馬無御座こ承候而歸城仕候。御一左右次第に、重而出勢可仕由被仰遣に依て、家康公滿悅にて、野村を召て黄金三枚被下。

〔桑華字苑〕

一、石田亂の時利長公より、家康公ゑ御一味の御使者野村五郎兵衛なり。家康公事の外御機嫌能御滿足の由にて、五郎兵衛に御對面、備前守家の御腰物被下、利長の事常に御わちぎしやなれば、御母儀を捨、石田の不義者に組したまふべしとはおもはなんだれども、是ほど早速に其方を越したまはんとは又おもはず。扨々滿足なる事なり、今夜は夜とともに語んと被仰、五郎兵衛を御次の間に御ねさせなされ、其方は鷹ずきと内々聞及たり、鷹咄せんとていろ〳〵御咄被遊。鷹は羽先の長くとがりたるがはやき物なり、其方は何とおもふぞなど〻御意なされ、御念比の上意どもなり。此五郎兵衛後宗順といふ。

八月廿六日。德川家康書を村井長賴に與へて、北國を前田利長の略取に任ずべしと告ぐ。

〔村井重賴覺書〕

尙々われらひさ〴〵ふみかき申さす候へ共、まんぞく申候間、自筆にて申入候、以上。

今度はひぜん殿、かゞ之國之内大しやうじおもてへ御はたらき、御手がら之やうす申來、ちうせつと存候。一入〳〵まんぞく無申計候。此上はほつこく之儀、きり取に進じ候。此よしはうしゆいん殿へ、よく心得御申候て可給候。其方も長々御くらうと存候。やがて上方きりなびけ、はうしゆいん殿御むかいまいらせ申まいらせ候、めで度かしく。

八月廿六日　家　康　判

村井ぶんご殿

はうしゆいんは芳春院

〔象賢紀略〕

一、大府公よりは、最前大正寺おもてへ肥前様御出馬之時、うつの宮より江戸へ御歸候て、村井豐後を御よび候て、豐後方へ名付に被成、三十年自筆にて狀書不申候へ共、肥前殿今度之御忠切誠難忘候間、自筆にて其方まで狀進之候。芳春院殿へよく心得被申たまはり候へ。頓而〳〵上方きりなびけ候て、肥前殿にあひ候て、芳春院殿御迎進じ可申候由、御口上にも被仰渡候。其御文、即芳様より利長公へ被遣候御事。

九月三日。前田利長、書を黑田長政・藤堂高虎に與へて、不日自から再び征途に上らんとするを告ぐ。

かふとは合渡

金法印は金森法印

〔黑田家藏文書〕

態飛脚を以申入候。依今度濃州表爲御先手、早々被成御越、岐阜表之仕合、羽左・羽越・加左馬より申來候。誠こゝち能仕合、申可入樣も無之候。かうと川口迄、治少罷出候處、御兩人川を被越、彼人數被追崩、數多被討捕之旨、御手柄共候。就夫すぐ佐和山表可被押寄儀、彌其分候哉、樣子承度候。此表之儀、一兩日中に小松表急度可相働覺悟候。尙追而可申入候、恐々謹言。

九月三日　　羽　肥前守　利長　判

黑　甲州樣

藤　佐州樣

九月五日。前田利長、書を村井長頼に與へて、大垣寺の戰勝を報じ、且つ利政の能登の兵を出さゞるを以て、自から征途に上るの遷延せることを告ぐ。

〔瑞龍公親翰〕

金法印よりひきやく給候。しうちやく申候。我等七月廿六日に小松おもてへはたらき候所に、

久太郎は堀秀治

おいさし物は負指物か

のといは能登に居

めこは妻子

かうしつは芳春院

ふしみのしろせめ申候由うけ給候間、八月一日に大せう寺へはたらき、ふしみのしろのたよりにもなり可申候かと存、三日に大せう寺へ取かけ、そくじにせめほし、山口おやこうち取候。すなわち越前へはたらき可申と存候所に、ふしみのしろ一日におち申候由候。其上越後いつきおこり申由、久太よりちうしん候間、まづ人じゆうち入候て、おいさし物つけなをし申候間、二三日中にはたらき可申候と存候。孫四郎おんなども、上方にい申につゐて、孫四郎色々の申分候てのとい申、人じゆをだし候まじきよし申候間、此中もしゆえこゝとわり申候。なかばにきかいのへやがても出度候所に、かやうの事にてはかゆかず候事、てんどうつき申かと存候。かやうの申ひらき、大ふへ申されず候事候間、われ／＼のめいわくすいれう候べく候。左馬助などはわれ／＼かたへ人じちを出し申候。其ほかの人もちも、大方人じちを出し申候。孫四郎かたよりわれ／＼に、色々さま／＼のふそくがましき事申候。此ひごろ、おこゞひのなかにても、一人ならてはなく候間、あつけなくいけんを一つ申さず候間、をんなめこ上方に候つるとて、がてんすまざる事申候。此よしかうしつへもよく申度候。大なごん殿より、色々せいしなどおもいたさせ候。其上かうしつなども、其方に御いり候間、一かどせいおも入候て、よく候所に、かやうにふんべつちがい候事、われ／＼しやわせあしきゆへ候。めこども上方には入候物ども何ほども御入候。孫四郎は與人にかわり、かうしつをゑご

におき、其上われ〳〵しうにもおやにももち申候間、おんなゐこらをすて候てくるしからぬ事候。おかしきしやわせ候。しかしながらせがれの事候間、くるしからぬ事、心やすかるべく候。大せう寺の事にひきやくまいらせ候へば、ろじにこゞこうりあるまじく候よし。

九月五日　　　　　　　　はひ

ぶんごとの　参

九月八日。徳川家康書を前田利長に與へて、その軍の狀況を報じ、且つ速に出陣すべきを促す。

〔國初遺文〕

三枝源三罷歸、其表之樣子承令滿足候。然者濃州一篇申付、大柹城に備前中納言・石田治部・嶋津・小西以下取籠置候得者、爲後詰敵罷出候所をくい留置候由申來付而、爲可討果以夜次日罷上候。殊大津宰相も罷歸色を立候。其許早々御手合之儀尤存候。爲其申入候、恐々謹言。

九月八日　　　　　　　　（家康）判

加賀中納言殿

九月十一日。前田利長軍を帥ゐて金澤を發す。而して利政は遂に來り會

十六日は十一日の誤なること、十八日の條に載せたる利長の消息によりて知るべし

たいら本のまゝ

せず。

〔天寛日記〕

一、加賀利長は大聖寺城攻落して後に、金澤へ歸陣有けるが、家康公御上りの由承り、已に出陣可有と用意す。能登侍從上方よりかたらはれ、兄の命を背きて上るまじと申。上方勸兵衞を以再三誘引有しかども、上るまじと被申候間、九月十六日利長金澤より出勢す。小松の丹羽五郎左衞門は、西尾藤兵衞來りて家康公へ降參の間、利長と和睦、互に人質取かはし、利長加勢して大津へ參着して、内府公へ參會被申候。慶長見聞書

〔象賢紀略〕

一、二番の肥前樣御出馬の時、孫四郎樣能登より早々御出候樣にと御使參候。其内に大谷刑部小才かくにて、京之常わと云町人坊主をかたらひ、孫四郎樣御内儀樣上方たいらへ御かくれ御座候を、彼常わ引出可申候、左候はゞ無本を被成候へよし申を、色々御兄弟に御申分出來、其ゆゑ孫四郎樣御出陣なく候。其ゆゑ孫四郎樣御身代相はて、扨上方にて大府公へ、肥前樣得御意、彼常わせいばいにあひ申、色々物語多候事。

〔前田出雲覺書〕

去八月朔日内府家康公江戸御出陣之旨注進有之付て、利長卿重而御勢を被出。然處に於上方

利政の內室を石田治部少輔三成が計として縮を仕出告來ければ、利政妻子を捨ては末代までの耻辱なる上は、今度出勢仕まじき旨能州より申來。利長卿、被申越通所謂なきに非ず、去乍江戶に芳春院殿爲人質御在すなれば、何れに一方は捨ざれば事不行。母を捨たること妻子を捨たることは後難何れぞや。其上對秀頼公弓を曳くにてもなければ、曲て出勢可有こ宣被遣けれども無承引。去ば人數計は不殘御手に屬らるべしこて、各打て上りける。去に依て御出勢延引也。

九月十三日。德川家康書を土方雄久に與へ、前田利長に小松の丹羽長重、北庄の青木一矩と和し、速に南進すべきを傳へしむ。

〔國初遺文〕

急度申候。仍從小松宰相方書狀指越候間、爲披見中納言殿へ進之候。此節有御入魂、先々墓行候樣に尤候。青木紀伊守も內々申越候間、何樣にも中納言殿可爲相談旨申遣候間、其方被致才覺、御入魂候て、早々越前表へ御手合候事肝要候。今十三日至岐阜着陣候。近日凶徒可討果條可心易候、恐々謹言。

九月十三日　　家康

土方勘兵衛殿

九月十四日。徳川家康の臣西尾隠岐守等、書を丹羽長重に報じて、先にその前田利長と和せんと告げたるを賞す。

〔丹羽家御年譜〕

猶以ひぜん殿へも飛脚被遣候條、早々被仰談尤に存候、已上。

又申候、佐州は先手に被居候間、返事無御座候。

去月廿二日尊書、昨十三日ぎふに於て令拜見候。肥前守殿と御入魂可被成候由被仰下候。內府別而滿足被仕候。たとへ如何樣之義御座候とも、此時に御座候間、諸事御堪忍候而被仰合、旁御手合尤に存候。內府も昨十三日ぎふに着陣被申、則今日赤坂表へ被相働候。此而早速可被申付候條、其地も無油斷御かせぎ被成可然存候。貴殿樣御如在無之通、內府へ具に申聞候間、可御心安候。頓而於大坂可得御意候、恐惶謹言。

九月十四日　　西尾隠岐守　判

同　藤兵衛　判

羽加州樣　人々貴報

九月十五日。徳川秀忠書を前田利長の臣横山長知に與へて、大聖寺に於

犬千代は猿千代の後の名にして前田利常
利長の金澤に入りたりとの文は誤なり

ける戰勝を賞し、その再び上國に出兵せんとするに同意を表す。

〔横山氏藏文書〕

大久保相模守所迄來書本望候。然ば大聖寺之事御手柄段難申盡候。就中越後一揆蜂起に付而、肥前守殿可有御加勢由候處、彼表平均に罷成付而、上口に可有御働由尤候。此方も上洛差急候。尙相模守可申候間令省略候、恐々謹言。

九月十五日　　秀忠判

横山大膳殿

九月十八日。前田利長小松に至り丹羽長重と和す。利長乃ち弟利常を質として長重に與へ、長重は弟長紹を致す。

〔丹羽家御年譜〕

十八日利長卿・長重卿互に盟書を取かはして、小松へは犬千代、金澤へは長重卿の弟左近長紹に、坂井與右衞門・江口三郎右衞門・大谷與兵衞・丹羽九兵衞、各質を出して長紹と共に金澤に入る。利長卿小松に來る。長重卿懸橋口まで御出迎ひ、橋を隔て床几にて互に御對面、畢て利長卿總軍勢を金澤に引入れたまへり。

加賀守は前田綱紀

加賀守おいとあるは丹羽長重弟なるべし

御母義とあるは誤なるべし

〔村井長時筆記〕

貞享四年二月廿一日加賀守樣御尋に付申上候跡書

一、重而御出陣之時は、小松水攻之御用意。丹羽加賀守長重甲を拔、土方勘兵衞など噯御和睦、互に人質、お猿樣小松へ御越、加賀守おい此方へ御取。小松町中御人數御押し、越前北庄噯に罷成、二の丸不破彥三人數御入置、御上洛。

〔前田家雜錄〕

一、利長公小松於掛橋、丹羽五郎左衞門と和睦御對面、互に子息人質に取替、利長公無御實子、御舍弟利常公（此時七歲、秀賴公御同年。）を爲御養子被遣之、丹羽氏同道上洛也。

〔松梅語園〕

一、微妙院樣御七つ之年、小松丹羽五郎左衞門殿へ證人に御越被成御座候。五郎左衞門殿事之外御いとほしがり、自身梨子之皮など取被進候。其外御懇に被成、度々御咄被遊候。此義は酒井寒印も御咄之旨、藤田氏はなしに候。右之比五郎左衞門殿よりの證人には、御母義を被指越候旨に候、藤田氏はなし。

九月十八日。前田利長書を村井長賴に與へ、小松・北庄との和既に終り、將に上國に赴きて德川家康に謁せんとするを告ぐ。

かゞのかみは丹羽長重
かうしつは芳春院

〔瑞龍公親翰〕

尙々大ふさまもあかさかおもてへ御つきこ申候間、かみがたさつそくすみ可申候、いづれも〳〵御心やすかるべく候よし。

一ふで申候。仍我等も今月十一日に出陣いたし候て、小松へとりかけ候所に、色々こんぱう申候間、すなわちかゞのかみもしつれまかりのぼり候。きたのせうもすみ申候間、心やすかるべく候。上方にて大ふさまへ御目にかゝり候はゞ、やがてかうしつむかひの事御申候べく候間、御供申御のぼり爲申候。此中はしん勞ども候。孫四郞はいまだ出不申候。中〳〵ふでにも申されず候。

九月十八日　　　　はひ

村井ぶんごどの　參

九月十八日、前田利長書を溝口彥三郞に與へ、爲に德川家康に對して周旋せんことを誓ふ。

〔彥根溝口彥右衛門藏文書〕

敬白天罰起請文前書之事

今度羽賀州申談就罷上、各御用心之旨尤候。然上は御身上之儀、內府公御前之事無親疎馳走

可申、於手前も疎略存間敷候。若右之趣僞申儀於有之者、忝も日本國大小神祇、殊者愛宕大權現・正八幡大菩薩・富士大權現・白山妙理權現・熊野三所權現・北野天滿天神・山王七社權現・祇園・稻荷大明神・多賀大明神・伊豆筥根大明神・鹿島大明神、別而氏神御罰罷蒙、於此世者、受白癩黑癩之重病、於來世者墮在阿鼻无間、不可有浮期者也。仍起證文如件。

慶長五年九月十八日　　羽柴肥前　利　長　判

溝口彥三郎殿

九月十八日。前田利長、秋田城主秋田實季の書に應へて、加賀に於ける形勢を報じ、又速かに德川家康の爲に出兵するを勸む。

〔瑞龍公親翰〕

追而申候。如此書狀相調候內、濃州表ことごとく落着之由申來候。天下迄も平均之事候間、其心得尤候、已上。

八月廿二日御書札、今月十八日加州之內至寺井山參着候。寔遠路被入御念預示候段、書中にも難現候。前邊より別申談筋目と申、旁慶此事に候。隨而上方衆より內府江鉾楯に付而、双方行半より、拙子事最前申來刻より、內府申合筋目、今以不存疎意候。扨は內府公去十二日濃州表出勢儀候。此表之儀、小松之城に押申付、大正寺へ押詰、山口父子即時に討果、城中

一人も不殘討捕申候。就其小松之儀も、色々懇望付而無事相究、明日十九日羽柴加賀守爲先手、上口へ罷立候。加越兩國無異儀申付、江州表に罷通候間、可御心易候。貴殿義も御出勢之覺悟專一候。上方御用之儀も候はゞ可蒙仰候。不可有踈意候。尙齋藤刑部具可申入候、恐々謹言。

九月十八日　　羽柴肥前守利長　判

秋田藤太郎殿　御返報

藤太郎は出羽秋田城主秋田實季

九月十八日。前田利長書を金澤の守將高畠定吉に與へて、進軍の顚末を報ず。

〔高畠氏藏文書〕

尙々るすの事たのみ入候。

わざと申入候。小松表すみ候。明日大しよう寺までおんがへ申候。左候時は越前もきをひ有まじく候間、すぐにきの本へ出可申候哉。跡の事たのみ入候。かわる事追而可申入候よし。

九月十八日　　はひ利長　判

石見守殿

九月十九日。前田利長、靑木一矩の越前北庄城下を經て南上す。

本文の事十八日利長の消息より推すに十九日にあるへし

〔漸得雜記〕
扨て越前北庄へは藤掛豊前を被遣、彌最前の通に候哉と被仰遣候處に、紀伊守は猶々病氣迫て一円方なし。東郷より羽柴藤五郎人數を北庄に加る。其内より津田刑部・紀伊守家臣荻野河内守兩人、利長公へ來りて、無異儀通申事難成とて、罷立て歸る。さるによつて北庄をいたんに攻よと御下知に付て、舟橋川の橋より上の曲りを一度に渡し、已に城に攻入られとする處に、關ヶ原御陣散じて石田敗軍したりと注進す。敵味方ともに聞えければ、城中鐵砲をも不打に依て、此上は攻ても益なしとて、只通れとの御下知に付て、町を通るといへども、城中より不構して、御上洛有し也。

九月廿二日、徳川家康書を前田利長に與へてその勝利を告ぐ。

〔續漸得雜記〕
御書中之通得其意候。先書如申入候、悉討果一篇申付候間、可被成御滿足与令推量候。大坂も一兩日中相濟可申候。即乘懸躙可攻崩候、秀頼様御座所に而候間致遠慮候、恐々謹言。

九月廿二日　家康判

加賀中納言殿

九月廿二日、前田利長近江大津に至りて徳川家康に謁し、同行せる丹羽

公は利長

利長の大津着を二十日とするもの多し。然れども前出家康の廿二日附書狀によれば二人尙相見ざるを知るべきか。故に、その大津着は早くも二十二日ならざるべからず

本文二十日の條に在り

かいづは近江海津、いまずは今津

長重は罪を得て封を除かる。

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

二十二日公大津に抵り、神君に謁見し、北國兵革騷擾の原委、及び利政君出役なきによりて延滯せし旨を口陳し、且長重の成敗あるべきを免じ、本領に安堵せしめんことを囑托し給へども、神君許し玉はず、長重の領地を除きぬ。

〔丹羽家御年譜〕

廿日利長卿牒し合て、長重卿大津の御陣前に參着。即日上使を以て、明朝御逢可被成由上意を承る。然所に長重卿上意に逆ひ奉るの事ありて、拜謁し奉る事あたはず。ひそかに上洛して大德寺に入り、後に鳥羽邊に蟄居し給ふ。

〔天寛日記〕

一、今日加賀大納言大津に來る。

〔象賢紀略〕

一、其内に九月十五日せき原合戰やぶれ、大府公御上候ゆゑ、肥前樣かいづよりふねにて、人數はいまず近邊に有之、大津へ御越候て、大府公へ御對面、殊外肥前樣へ御禮御申。其時石田治部少・小西つのかみ・あんこく寺しばり置候を、肥前樣御らひ候て、色々物語これに有

之候。肥前樣御あひ候を、上下ほめ申候。

〔漸得雜記〕

扨又丹羽加賀守を被召登、御成敗可有之旨、家康公被仰出所に、秀忠公西尾隱岐を以御斷なり。然共是非可被刎首に相極に付て、隱岐申上は、私心得にも、再三秀忠公へ御斷叶間敷旨申候得共、長重御成敗候得ば、秀忠公天下に御面目を被爲失との御意に候と申に付、家康公も不審被成所に、古へ秀忠公と長重は衆道の御知音成故、此度も御內通再三なるよし申上るに依て、命を御免被成也。

〔梅華無盡藏〕

本支利長の事に係る

長重御成敗有べき仰有之由に候得共、召連來候間、何卒本領安堵させ給へと、御願有と雖、神君仰に、長重の罪死に當る、太閤長重の領地を減じ、僅成を給ふを、此方彼父長秀と舊き好あるを以て、力を盡して是を佑く。其後小松之城主となして加賀守に任ず。皆此方の吹擧する處也。其恩を忘れ逆徒に與し、其許と爭ふは何の謂やらん。又先達而其方使を小松へ遣し、降參を進らるゝと雖從はず、却而栖を突く、是惡むべき所行に非ずやと。公並傍に土方雄久在しかど、皆答へなし。台德公側に在して、仰の如くなれど、又金澤の大軍と雌雄を爭ふ、是義を重んずる也。今其領地を放たれ、彼罪に當られ、新に所領を賜ひ、幕下となし給ふなら

公は利長

ば、必恩を感じ、力を盡さんこ。神君是に從ひ給ふ。依而長重所領を失ひ、關東に至り、芝浦に蟄居して、五郎左衞門と改む。

九月廿五日。前田利長書を家臣に與へて、德川家康の命により明日兵を京師西岡附近に進めしむ。

〔加賀古文書〕

尙々おうかめ通西岡へ人數を通し可申候。馬廻小姓をも引付、行義にて可越候。いかにもくヽ念を入申され、めしつれ申べく候、以上。

家中人數置所之事、內府公得御意申候へば、如此御返事候間、爲持遣候。爲其早々より、先手・本陣ともに、行義にて念を入、めしつれ可申候。武者おしみだれ候はゞ皆々可爲越度。正龍寺・西岡に陣取被積候こ御意候。可然所にて備立申、明日はよの內より罷出可申候、謹言。

九月廿五日　利長判

南坊

長九郎左衞門殿

山崎長門殿

太田但馬殿

横山大膳殿
其外先手中

九月廿六日、前田利長書を在能登の三輪藤兵衛に與へて上國の形勢を報じ、戰亂の定まれるを報ず。

〔三輪家傳書〕

爲見廻書狀、殊に鹽雁二到來、令祝着候。將又先書に申遣しほ千表・すみ二千表、宮腰迄相届由尤候。寔に被入念を、早々相届候事令祝着候。次濃州表事早速相濟、天下太平か樣之目出度事無之候。治少・安國寺・長束・小西生捕申候。こゝち能事不及是非にも候。尙長兵衞かたより可申候也。

九月廿六日　利長判

三輪藤兵衛殿

九月廿七日、前田利長書を溝口彥三郎に與へ、昨日京師の西岡に至り、明日大阪に入らんとすることを報ず。

〔彥根藩江彥右衛門藏文書〕

芳墨致收手候。仍昨日西岡邊へ罷越候而、陣取有之事候。大坂へは明日可罷越存候。御書中得其意候。尙自是可申述候間、不能細詳候。恐々謹言。

以上

九月廿七日　　羽肥前　利長　判

溝　彥三郎殿　御返報

十月十七日。徳川家康その臣榊原康政を使とし、前田利長の戰功を賞して、山口宗永、丹羽長重の遺領を賜ふ。能登の前田利政もその領を沒收せられ、之を利長の封に倂合せしむ。

〔又新齋日錄〕

前田利勝在大坂。十七日神祖以榊原康政爲使。賞利勝北國軍功。增封加賀能美・江沼二郡二十萬石。責弟利政之有貳。放之。奪能登加賜利勝云々。歸藩。自此統領加賀・能登・越中三州。利政流寓京師。

〔天寬日記〕

一、榊原式部大輔康政を上使として、加賀利長が亭に至て命に曰、今度國表之軍功に依て、

十七日は十月

利勝は利長の前名

本文十月十

七日の條に在り

中納言は徳川秀忠

犬千代は前田利常

本文能美江沼二郡を利常に與へたりとすれば非なり

近藤大和の大聖寺城代となりたりとするは非なり

加賀國能美・江沼二郡二十萬石御加増せらる。則利長に休暇を給ふ。前田利政關原の役に辭る。此罪に依て能登國を除る。榮松錄

〔壬寅妄志〕

家康公より同五庚子年加州能美・江沼兩郡御拝領。但大聖寺之山口父子は城中に切腹、小松の丹羽長重は牢々にて、兩郡瑞龍公之御手に入。此時能登守利政公の御領、能州一國上るに付、瑞龍公三箇國全く御領となる。

〔天寛日記〕

一、加賀の前田孫四郎も、敵一味の約有とて、兄いうつたへ有之。牢人也。慶長見聞書

〔利長公御代之おぼえ書〕

一、大坂にて中納言様と御えんへん、ひめ君様を犬千代様へ御越に相極。さかき原式部少御使にて、能美・江沼二郡犬千代様へと御意にて御拝領。其まゝ小松を犬千代様御取候。肥前様御大慶にて、中納言殿へわたし黒い馬あがら申事。

〔前田家雜錄〕

一、慶長五年江沼・能美兩郡利長公御加増也。前田對馬守山より小松へ引越、大聖寺へ近藤大和を被置。

公は利長

猿千代及び微妙公は並に前田利常

太田但馬の大聖寺城代たりしことは是にても知るべし

〔越登賀三州志鞬櫜餘考〕

十月十七日公浪華に到て再び神君に拜謁す。神君榊原康政をして北國平治の恩惠として、賀州の能美郡長重舊封八萬石。石川郡松任長重舊封四萬石。江沼郡宗永舊封七萬石。を以て公に益封し、亦利政君の軍役に怠りしを以て、其領知能州口郡壹萬五千石。を除きて金澤に還城也。而して小松城には猿千代公並前田對馬慶長十年微妙公嗣立後よりは對馬のみ置せらる。大聖寺城には太田但馬世本作近藤大和非也。能州七尾城には前田利好をして戍らしめ、其外所々の郡將等を定む。是より我加越能州全く領し玉ひ、政事潔霜の如く、仁恕春風のごとく、社稷千載不拔の基嗚呼固きかな。

〔考據摘錄〕

寛文十一年伴八矢與力吉田五兵衛由緒帳

一、祖父　吉田茂右衛門

生國尾州、當御國ゟ罷越、高德院樣ゟ被召出、御知行百石致拜領、能登末森・越中鳥越之御陣御供仕、百石之御加增拜領仕。其後大聖持御陣之刻、鑓下之首を取、二百石御加增、先知引合四百石に罷成、其上鐵炮者二拾人被仰付候。太田但馬大聖持御城被爲成御預候節、鹿田木工・祖父茂右衛門兩人、諸事談合相手に被遣候。

十一月五日。前田利長小松の市人大文字屋源兵衛に加賀能美郡中の天秤

職を命ず。

〔國初遺文〕

能美郡中天秤職之事、申付之條、金銀とも如前々、全可裁許者也。

慶長五年十一月五日　　利　長　判

小松大文字屋源兵衛方へ

十一月十日。前田利長、その弟利常の徳川秀忠の女珠姫と婚を約するを以て、在江戸の村井長頼に命じ結納の使者たらしむ。

〔瑞龍公親翰〕

尙々いんしんまでに、金子一まいまいらせ候。御共にて下給い候べく候。

わざと申入候。依こんごはねをりぶんとして、大ふ樣より加州二かうに被下候。かたじけなく存候。それにつき、我等おこゝさるに、中なごん殿ひめぎみ樣を給り、其しうぎに御うへさまへしん上の物御禮、其方もたせて可參候。又々かうしつ殿、こうはん中御下候やうにと存候へ共、いまだ其さたこれなく、めいわく申候。田中・本田さごにもよく申候べく候。われわれ四五日以前に、御いとまにて下申候よし。

御共にては後室芳春院に供奉しての意なるべし

さるは前田利常

本田は本多

天正十年八月利家社領四百俵修理同三百俵を寄進す、當時一俵三斗入なりしを以て之を改めて合計二百石となししなるべし

十一月十日　　　　は　・　ひ

ぶんこ殿　參

十二月十日。前田利長前例により能登羽咋郡氣多神社に二百石の地を寄進す。

〔能登古文書〕

一宮へ社領寄進之事、利家如印判、二百石之所無相違可有知行、仍如件。

以　上

慶長五年極月十日　　　利　長　判

一　宮　大　監　物　殿

〔能登古文書〕

一宮ゟ御寄進二百石事、利家樣如御印無相違被遣候。利長樣如御意、少も滯事有者可被申上候。彌御祈念專一候、恐々謹言。

以　上

慶長五　極月十日　　　奧　村　長　兵　衞　判

一　宮　監　物　殿

館濱は能登鹿島郡田鶴濱

是歳。土方雄久、前田利長より越中新川郡の内壹萬石を分與せらる。

〔壬寅妄志〕

此年瑞龍公の御母方從弟土方勘兵衛殿へ、新川郡之内一萬石御當家よりの御加増知に渡候。

後年能州之内所々と代る也。

〔天寛日記〕

一、土方勘兵衛雄久、關東被遊御出馬之砌、於野州小山父子三人被召出、御目見仕、前田肥前守へ雄久義由緒御座候に付、御內通之御使被仰付、直に加州へ罷越、肥前守越前表へ御手合有之候樣、依御諚早速罷越候節、岐阜に而九月十三日御書頂戴仕、則肥前守同道仕、於江州大津御目見仕、其砌越中野々市に而新地一萬石被下置。家譜

是歳。長連龍の邸地を金澤城內に賜ひ、その子元連に前田利長の妹福姫を嫁せしむ。

〔可觀小說〕

慶長五年大正寺軍終て後、連龍へ金澤の城西丸にて宅地を賜り、家作す。嫡子十左衛門元連へ、高德公の女福姫を嫁娶せしむ。連龍は隱居し、如庵と號し、館濱に居住也。

是歳、能登鳳至郡總持寺の塔頭に芳春院を建て、豫め利家夫人芳春院の菩提所となす。

〔寺社來歴〕

一、當院開闢は、慶長五年芳春院樣御戒名を、寺之院號に御付被爲成、御建立被成、總持寺御寺領四百石之内、當院ゟ高三拾石御寄附被爲成、則芳春院樣御位牌、當院に御立置被爲成候。慶長五年より貞享三年迄、八拾七年に罷成候。開寺住持象山和尚より、只今迄住持六代に罷成候。居屋敷總持寺御寺領之地に罷在候、以上。

妙高庵塔頭芳春院看主明瑩　印

慶長六年

正月二十日。前田利長土木の事に關し、令を金澤の町人平野屋半介に下す。

〔國初遺文〕

おぼえ

一、ふしんい節、鐵炮の者・小者どもをよびいだし、つかひ可申事。

一、くぎ・いたの事は、右に申をつかい可申事。

一、しいびがへしの木の事は、よう次第、小大ざんに可申付事。やくはゆるし可申い事。

以上

慶長六　正月廿日　（利長）判

半　介

正月廿八日。前田利長、加賀能美郡橘新村及び今湊村の民の荒蕪地を開墾せんとするを許す。

〔加賀古文書〕

能美郡之内橘新村之事、近年不作之地可致開作之旨就申上、定置條々。

一、田畠何も令検知、以其有様開作可申付。然ば物成之事、當年・來年は壹つ半成に相定之間、可成其意。以後は見立次第可申付之事。

一、諸役三ヶ年免除之事。

一、當在所可爲藏納之事。

右之趣不可有相違者也。

慶長六年正月廿八日　はん　肥　前　判

検知は検地

橋新村肝煎次介

〔國初遺文〕

能美郡之内今湊村並出村之事、不作之地可致開作之旨就申上、定置條々。

一、當村物成之事以撿知之上、當年・來年は高に付而三分一に可收納、以後は見立次第可申付之事。

一、當村諸役、當年・來年中令免除候事。

一、海上之舟並渡舟、如前々成次第可仕候事。

右之趣不可有相違者也。

慶長六年正月廿八日　判(利長)

今湊村きもいり・惣百姓中

この寄進狀は慶長五年十二月十日寄進地の目的を示したるものにして、新なる寄進にはあらざるべし

二月六日。前田利長再び能登羽咋郡氣多神社領二百石の使途を定む。

〔國事雜抄〕

氣多大神宮社頭事、大納言殿任遺判之旨二百石之處、並社僧神主等居屋敷令寄附、如先規祭禮修造不可有怠慢者也。

慶長六年二月六日　利長判

當社々官中

〔氣多神社藏文書〕

氣多大明神宮爲社領令寄進二百石之所配分之事。

一、百二拾石　社頭修造並祭祀料

一、四拾石　大宮司　正大宮司

一、四拾石　寺家中　社家中　神人神子以下

已上

右年貢米御神之御藏に納置、毎年以定納之上、應高分可配分之。社中法度如先規堅相守之。社頭修理年々不可油斷、若於令私曲輩は、爲惣衆中可致言上、急度可申付者也。

慶長六年二月六日　利長判

當社々官中

五月十六日、前田利長能登羽咋郡妙成寺に、先規に從ひ米拾參俵の地を寄進す。

〔妙成寺藏文書〕

土田庄之内拾三俵之所、對當寺任利家公墨付之旨、令寄附之條、如前々有來知行不可有相違

之狀如件。

慶長六年五月十六日　　　　利　長　判

能州瀧谷妙成寺納所

五月十七日。前田利長、鬪爭・朋黨・賭博・狼藉・殺害・謀害・訴訟・逃亡等の事に關して法十九條を發布す。

〔萬治已前御定書〕

定

庭は場なり

一、喧嘩者、理非に不立入、双方可成敗。次其庭へ懸向候者、縱とへ人たりといふ共、一切可令停止。勿論贔負として相集者可爲同罪事。

付、相手殺害之上、其庭を相退候はゞ、親兄弟並彼妻子爲隣單可押置、遂穿鑿依輕重可成敗。もしみのがすにおゐては、近所之者可爲越度事。

一、徒黨を立者有之者、聞出次第、不寄上下可申付事。

一、諸勝負方之事、最前如申出堅令停止畢。若妄之儀於有之者、聞出次第可申上。然には褒美として、其者之跡職、不寄上下可遣之事。

一、狼藉人誰々所へ懸入事有之者、則亭主として令成敗可出之。或見遁或於抱置者可爲曲言

事。

一、往還之者於途中殺害之事、遠近を改、近所之村人可糺明事。

一、盗人・惡黨、知行之内に不可隠置事。

一、致謀書謀者可誅罰事。

一、侍並小者出入之事者、天下如御法度三度相屆、於不返者奉行所へ可申斷。其書理非相究可裁許。若背御法度、路頭に而於相捕者、彼小者當主人へ可相付。但彼小者居候所、先主於不知者、捕候而當主名字を相尋渡置可及斷。若彼小者當主之名を於不申者、奉行所へ可相渡。若又雖相屆候、不返置内に爭、小者走候はゞ、當主より人代可遣之事。

付、取替之小者先主人へ返候に於ては、其取替之分十二月に割合、小者奉公之月數程引之、殘分當主ゟ可返付事。

一、在々百姓等類之内、申分於有之者、奉行所ゟ罷出可申。若私として申事仕出においては、手出之方可成敗事。

一、逃散之百姓相抱候はゞ、宿主は可成敗。其村としては家別に八木一石充可出之事。

一、百姓奉公に出候はゞ、月年を究、互之書物にて可相定候。書物於無之は、主人可爲越度候事。

一、給人並代官、當知行之百姓召遣候共、知行替有之者、三ヶ年以來之ものを、其在所に可殘置。及四ヶ年候はゞ、其主人可召仕。自然百姓を不遂、又於致奉公は、先主へ可相付事。
一、用水之事は、昔之水道相絶於不通は、誰々雖爲知行所、當給人ゟ相理、其地如本年貢相當之井料を出、新水道をほるべき事。
一、父子兄弟讓之事、兄は不及論、若弟並他人に於讓置は、可爲證文次第事。
一、田畠境目之事は、繩打候て可爲如相定時之事。
一、山野堺目は、能登・加賀は利家御入國以來、越中は利長入國以來可爲如有來事。
付、公事人、奉行中より日限を究可罷出旨申付候處に、遲參之者非分に可定事。
一、公事聞候内に而、理非決斷之儀は可付多分事。
一、非公事をかまへ申者、批判之上、奉行人贔負之者申沙汰するに於ては、可爲曲言事。
一、公事錢は訴論共三百疋宛致持參、理運之方は手前之三百疋可返遣之事。
右之條々定置所如件。

慶長六年五月十七日　　　　利　長　判

五月廿四日。前田利長令を下して、加賀白山川・湊川・手取川等に鮎を漁するを許し、その稅額を定む。

ふとうげは二曲

十七日は八月なり

〔加賀古文書〕

河役定之事

一、白山川・みなと河・てどり川・ふとうげ河・河井川、其外在々へ出ゑに河ともに、あゆ取候事一圓申付候。然ば爲河役銀子五枚可指上由尤候事。

一、河ながれ木之事、一間より長き可上之。一間よりみじかきは被下之事。

右相定所如件。

慶長六年五月廿四日　　は　こ　判

あ　ふ　や（後闕）

八月十七日、是より先前田利長京師に往き、是日豐國神社に參拜す

〔梵舜日記〕

十七日　天晴。

前田肥前（卅貫奉納）早天被參。次神事湯立（大原上野弟勤之、巫女一釜。）次政所御社參（金子一枚奉納）云々。

八月廿六日。能登羽咋郡氣多神社社僧等、惣中の智識米寄進を喜び、毎年入峰勤行すべきを約す

樽本のまゝ
被か

〔能登古文書〕

一宮氣多社地藏山智識之義御寄進被成候、大慶不過之候。就其如先例二月より入峯之儀、無懈怠可勤行事に候。其上每年兩度之御樽相違有間敷候。自然於無沙汰は、智識之義從一宮御支配可被成候。其時一儀申間敷候。仍後日之狀如件。

慶長六年八月廿六日　寶池院　判

自性坊　判

一宮惣中參

八月廿八日。加賀藩吏令を越中礪波郡信光寺に下して、寺域内の諸事を處分せしむ。

〔越中國礪波郡手洗野村信光寺藏文書〕

追而山年貢之事は可爲如前々之者也、以上。

當寺家中屋敷門前上下並山竹木以下事、以御判筋策配可有之候。自然及莵角者於有之は、此方へ可被申斷者也。

慶長六　八月廿八日　前田對馬守長種　判

國吉手洗野信光寺

九月三日、越中射水郡二上の渡船を新造し、今年を限り特に通行人より錢を徴するを許す。

〔國初遺文〕

二上渡之船今般新造仕立候條、地下人商人牛馬通路、馬一疋に米五合宛、人壹人に三合宛、當年中可取之者也。

慶長六　九月三日　　對馬守　長　種　判

二上渡守船頭中

九月九日、前田利長加賀江沼郡敷地天神に田二町を寄進す。

〔舊藩遺文〕

爲社領、敷地田地之内二町令寄附候。彌祭禮以下不可有怠慢之狀、如件。

慶長六年九月九日　　利　長　判

敷地天神宮神主

九月廿七日、越後本庄の城主村上頼勝使を遣して、前田利常の婚を德川氏と定めたるを賀す。

〔國初遺文〕

態致言上候。仍江戸大納言樣御姫樣、御猿樣に御祝言之儀目出度奉存候。尤罷越御祝儀可申上之處、南部表一揆少々蜂起之由に付而、下人數可相働之旨被仰出候間、當國人數庄內邊迄罷立候。就其拙者式も出陣仕候條、乍存以使札申上候。隨而御太刀一腰・御馬代黃金一枚並紅花百斤致進上之候、委曲横大膳殿迄申入候間、可被得尊意候、恐惶謹言。

九月廿七日　　　　村上周防守賴勝　判

利長樣　人々御中

九月晦日。徳川秀忠の女珠姫金澤にて前田利常に入輿す。

この月は大盡なり

〔壬子集錄〕　横山山城守覺書

一、天德院樣加州金澤に被爲入御輿候年月者、慶長六年九月晦日にて御座候事。

〔象賢紀略〕

一、明年九月江戸よりひめ君樣金澤へ御こし入申事。御迎に肥前樣手取川まで御越候。小姓廿人御供御書出、奥村主殿助・大音主馬助・栂大學・木村九郎三郎・奥村右近・脇田帶刀・今井左太夫・宮崎藏人・河原兵庫・横山左兵衛・村井又兵衛、此外九人、合廿人、きらびやかに用意いたし、騎馬にて御供いたし候也。

大さがみは大久保相模守

鳥兵庫は鵜殿兵庫頭

犬丸は犬千代丸の誤

利光は利常の前名にて犬千代に同じ

一、越前かなづ上野にて御こしを取わたしの時、前田對馬守御こしを請取申事。

一、ひめ君樣金澤へ御越之時、御供衆へ利長公より被遣おぼえ。

一、金子五十まい　一、小袖廿　一、刀脇指　大さがみ殿へ

一、金子三十まい　一、小袖十　一、刀わきざし　青山ひたち殿へ

一、金子二十まい　一、小袖五ツ　一、刀　鳥兵庫に

一、金子二十まい　一、小袖五ツ　一、刀　青山善左衛門に

此外銀子廿まい・十まい、小袖三ツ・二ツづゝ被下候。

〔天寛日記〕

一、天德院樣之姬君（于時三歳）。羽柴肥前守息犬丸に御よめ入御入輿、加州に入て松平筑前守利光に嫁し給ふ。大久保相模守忠隣・青山常陸介忠成是を送り奉る。安藤對馬守（五左衛門、榮松錄）。重信・伊丹喜之助康勝（後號播磨守）・鵜殿兵庫頭（助、紀年錄）・久志本左馬介（助、紀年錄）等奉供す。爲御迎家老前田對馬守越前國金津迄罷出。於爰大久保相模守乘輿を渡し、前田對馬守（利光家臣、紀年錄）（長種、青山家譜）是を請取。青山常陸介忠成、（青山家譜）御貝桶を渡す。長九郞左衛門尉（以上寛永系圖、前田傳、青山家譜ともに同じ）是を受取（此姬君三男五女を誕生す、長男筑前守光高、次男淡路守利次、三男飛騨守利治、長女森右近大夫忠政に嫁す、三女松平安藝守光晟に嫁す、四女八條智仁親王に嫁す、五女二女早世なり。）　家忠日記

〔三壺記〕

三壺記に本文を慶長十年に係けたるは誤なり
村井豐後は在江戸なり
宇喜津は奥津

江戸御發駕は七月朔日にて、大久保相模守・青山常陸介御供にて、越前金津の上野迄參り、金澤より前田對馬守・奥村伊豫守・村井豐後守・神尾圖書、其外の人々不及記。御前樣御家老として宇喜津內記、御用人として由比民部・矢野所左衞門・矢野覺左衞門、其外御徒・御料理人・下男に至迄數百人御供にて、新丸石川御門の外は江戸町として長屋を被爲建、御奥方の御用を承る金澤の人あし、賑か成事申計なし。江戸より金澤迄上通の道筋掃除を致し、橋を新たに掛直し、舟橋を懸け、一里々々に茶屋を建させ、國々の大名御馳走として奉行を付、傳馬人足自由にて、旅行の心はなかりけり。越前は三河守殿御在城、近江路迄役人を附置せ給ひ、御馳走被成けり。金津の上野にて請取渡し規式相濟。路次中の御慰に、酢屋の權七と云狂言師、銀の立烏帽子に朱の丸つけ、素袍袴にてかうべを振り、道すがら御輿の先に立ちをどり、其間には小謠の上手につれ歌うたはせ、諸藝を盡し、金澤へ入らせらるゝ。御供輿百餘挺、御賄方の役人駕籠に乘、馬に乘、江戸より金澤迄、山海の珍味、百味の飮食を供へ、御慰物・御進物・捧物、入違々々、晝夜のさかひもなかりければ、旅行をかねて、はや金澤へ入らせ給ひけり。

十二月十三日。前田利長加賀石川・河北二郡濱方十六村の地子を免除す。

〔御條目等書上帳〕

太郎兵衛塚村今なし遠塚村か、しろは白尾、もろは室、おみや坂は宮坂

十四村は十六村か

已　上

石川・河北濱方地子之事、理申上に付而令赦免者也。

慶長六年十二月十三日　判（利長）

宮腰村　大野村　木津村
松はま村　太郎兵衛塚村　あき濱村
上あき濱村　ひすみ村　しろ村
大崎村　もろ村　あらや村
おみや坂村　ねぶ村　本ねぶ村
向あわが崎村　已上十四村

是歳。加賀藩の街道に松並木を植う。

〔廳事通載〕

一、慶長六年往還並松爲御植被爲成候。

慶長七年

正月八日。前田利長江戸に向ひて金澤を發せんとし、前日村井長明をし

又兵衛は豐後長賴の子長明

むれは牟禮

中納言は大納言秀忠

さがみは大久保相模守

さかき原は榊原式部少輔

て先づ發せしむ。

〔象賢紀略〕

一、明年正月八日にひぜん君樣御越の御禮に、肥前樣江戶御下候。村井又兵衛儀も御供三十八人之内に候處に、六日之夜に入被仰出、豐後江戶に有之彼是に候間、明朝より江戶へ御先に御使に可被遣旨。内々御供用意はいたし有之ゆゑ、七日に金澤を立。殊外越後地大雪ふゞきにあひ、のり物もかなひがたく、そりにかすが山よりのり候て、むれ村までは付候て、正月十五日に江戶へ參着仕、芳春院へ御禮申上、十七日に中納言樣へ御禮申上候。其時又兵衛に、其方は大納言殿御近習に奉公被仕候人と御意の時、さがみ殿よく御おぼえ被成候、其通に御座候、あの又兵衛は村井豐後子息にて御座候由被申候。扨も其分か、しらなんだと御意にて、豐後を御よび出、色々御意。扨江戶御宿を、寺方か町屋おこさるかと被仰遣候へ共、江戶御前樣むすめを遣す禮に御越候肥前殿を、寺などやどには思ひもよらすと被仰候故、さかき原殿に御やど相さだまり候。かく樣之御禮にも、彼是豐後江戶に居申候故、案内者候間、御供衆へ公儀より渡る宿に、ふだをも又兵衛うたせ候へよし、利長公御意にて罷下候事。

一、其時村井又兵衛に、さがみ殿より馬一疋、本田佐渡殿より小袖三つ、青山ひたち殿よりらうそく二百丁、佐竹かみ五そく、さかき原殿より小袖二つ、岡田太郎右殿よりしゆすざう

ぶく一つ、又兵衛に給候。これは豐後江戸に居申候、扨又御使にさきへ參候、昔大納言樣御そばに有候儀を、中納言樣御禮の時被仰出、さがみ殿取成、又は芳春院樣御かげにても御座候由、豐後申、大慶がり申候。

正月廿六日、前田利常江戸に入り、上野舘林城主榊原康政の邸に館す。翌日登城德川秀忠に謁し、後伏見に往きて家康に謁し、又大阪に豐臣秀頼を訪ふ。

〔象賢紀略〕

一、肥前樣江戸御下の時、路次御法度場を御鷹野被成候樣にて、所々へ御迎出、御使中々御馳走可申樣も無御座候。扨かうのすまで又兵衛出向、樣子一々申上候。御機嫌よく仕合よきと御意忝存事。

〔可觀小說〕

一、關ヶ原陣之翌年瑞龍公江戸に御越被成候得者、將軍秀忠公は板橋驛迄御迎として御出。江戸御着翌日御登城之處御饗應。御逗留之內は、三日に一度宛御見廻て御家老井伊兵部少輔・榊原式部少輔・本多中務少輔等、每日爲御機嫌伺、御旅館に相詰たり。

本文關ヶ原陣の翌年とするは誤なり

中納言は利長

中納言は大納言秀忠

〔象賢紀略〕

一、正月廿六日に江戸さかき原式部大夫やどにて御入候。廿七日朝御登城、御ふるまひ御さかもり、ぜんつくしびつくし、御供に參申候我々までも、三の膳にて廿人計に被下候。其時肥前様へあらみ藤四郎御わきざしを、中納言様よりは御進上御馬二匹。

一、さかき原殿御やどめされ候ゆゑ、金子三十枚・小袖廿・御こし物かねみつ一こし被遣候。

〔中川典克筆記〕

瑞龍公慶長七年江戸ゟ御出之時、台德公より御拜領御刀樂研藤四郎。

〔象賢紀略〕

一、肥前様より御進物中納言様へ金子二百枚、御前様へ金子百枚、其外色々かずおぼえ不申候。御ふた方様へ御祝儀に御進上にて候事。

一、肥前様へ江戸にて、御家中衆より馬五十二匹進上候。いづれもへ銀子五十まい・三十まい・二十まい、御小袖二ッ・三ッづゝそへ被遣候事。

一、御供衆へ被下候おぼえ。

一、銀子三百枚　一、御小袖二重　横山大膳に被下。

一、銀子二百枚　一、御小袖二重　富田下野守に。

一、金子十枚　一、御小袖一重　齋藤刑部に。
一、金子十まい　一、御小袖一重　江守平左衛門に。
一、金子十まい　一、御小袖一重　奥村長兵衛に。
一、何れも御供衆へこ被仰、小袖二百被下候事。
一、扨上通御上の時小田原へ御こまり、其時金子三十まい・小袖廿・御馬・わた二百はさがみ殿へ被遣候。さがみ殿より御馳走、御供衆いづれも宿々へ侍二人づゝ付おかれ、色々上下をふるまひにて候事。
一、伏見にて大府公へ御禮の金子百枚、其外色々御進上、御禮利長公被仰候へば、殊外御懇意にて御座候。其後日齋藤刑部を大府公御よび候て、彼御進物之金子を十まい御取候。九十まいは御返し被成候。利長様御ためには忝おぼしめし被仰越候て、色々物語有之事。
一、扨大坂伏見御禮濟候て、金澤へ御歸城の時、越前國三河守殿、去年より拜領にて北庄に御入候時、御禮御立寄、上下殊外三州御馳走に候。其時城にて御ふるまひの時、御供に小姓廿人計參候。敷代まで三河殿頻に候へ共迎に御出、扨御ふるまひ、色々うたひ、萬事〳〵御さかもり。扨われ〳〵おしたゞ候所へも、三河殿手をひかれ御出候て、殊外忝御意、御ちつそう色々さまざま、物語多。

三河守は松平秀康

中納言は利長

三月十七日。徳川秀忠書を與へて、前田利長の先に江戸に來りしを謝す。

〔横山氏藏文書〕

今度中納言殿遠路御越之儀、誠本望不過之候。道中無異儀御上候而、則御下向之由相聞候間、以青山善四郎申入候。猶相含口上候之間不詳候、謹言。

三月十七日　　秀忠判

横山大膳大夫殿

三月廿六日。前田利長、農民の居を轉ずる者に關する法等九ケ條を公布して、去年五月十七日の令を補ふ。

〔慶長以來定書〕

追加

一、百姓共村よりかまひなく他所へ有付候族、於此以前之儀は不及改、向後は給人代官に相斷、同意之上養子緣邊等可令契約。若爲私申合、他村へ指越輩におゐては、双方共に可處越度事。

一、加州能美・江沼郡走百姓之儀は、入國以來互に可令沙汰事。

一、走百姓抱置村々、屋別出來高三分一、逐電百姓之給人可取之、三ケ二は可爲藏納。但未進三分一より過候者、遂算用、殘三分二之內を以給人に可遣之事。

一、此法度以前逃散之百姓は、不及糺可召返、右之屋別は取間舗事。

一、逃散之百姓、自今以後は聞出次第其在所に預置、其上給人に屆可召還事。

一、一年限之奉公人契約之事、其出候月より十二月を定可罷出候。但法度以前之儀は、可爲互之約束次第事。

一、侍小者並百姓、金山へ罷越儀堅可令停止事。

一、一年限之下人給分、年中拾二俵になすべし。但春之取替に五俵、歲之暮に七俵可出事。

一、走百姓かくれ居候村にて女を求有之所に、給人より相屆、本在所へ歸候時は、妻子共に可召連事。

以　上

慶長七年三月廿六日　　（利長）判

三月廿八日、前田利長、能登の農民に關する令三ケ條を頒ち、田園を荒すことなく、船舶水夫を他國に出すこと勿らしむ。

〔三輪家傳書〕

一、能州在々百姓等相煩、就令死去、田畠可不作所之儀者、近鄕より致出作、不荒樣に可被申付候事。
一、當年藏米可指登候條、浦々舟共、私として他國へ遣事堅可令停止事。
一、同かこども、他國へやとはれ相越候儀有之間敷候。若猥に於指越は可爲曲言事。
右之趣堅可被申觸者也。

慶長七　三月廿八日　判(利長)

前田孫左衛門殿
青山佐渡守殿
三輪主水殿
三輪藤兵衛殿
大井久兵衛殿

三月。芳春院夫人江戸より攝津に行き、有馬の溫泉に浴す。老臣村井長賴扈從して京師に至り、遂に暇を得て金澤に歸る。

〔象賢紀略〕

一、其年三月すゑに、芳春院樣有間の湯へ御入被成度由にて御上洛被成、有間へ御入候。豐

後儀は金澤へ罷下、くつろぎ申候へ由にて、金澤へ罷下候。肥前様其時御滿足被成候由御意、豐後に金子十まい・御小袖三ツ・御ごうぶく一つ、ひやうろうに米二百石被下候。

〔村井家譜〕

慶長七年三月芳春院樣江戸より有馬に御湯治、長頼供奉して京師に到る。其節爲休足御暇を賜て金澤に歸る。

四月十四日、太田長知書を近江の今津甚六に遣し、請米の上納を履行すべきこと等を諭す。

〔江州高嶋郡今津甚六藏文書〕

以　上

書狀令披見候。高宮廿端之分請取候。

一、上六端　四拾四わ

一、中七端　四拾九わ

一、下七端　四拾二わ

合百四拾一わ

計數に誤謬あり

右之分相心得候、又外高値に成行候と相見え候。

一、今津弘川六月切之うけ米之義難相調候由、さたのかぎり成申分候。又候哉當年も申やぶり候はんと相見え候。來月は爲御普請令上洛候間、其刻無沙汰候ものゝかたへは、さいそく急度可遣候。

一、出作之百姓共請米之事、是又何かと申候由。是も於無沙汰は、さいそく急度可遣候間、其領かたへ可申渡候。

一、御藏米之儀大津へ急可差上由、後室樣より切々被仰下候條、成其意、無由斷御米差上せ可申事專用候、恐々謹言。

卯月十四日　　　　但　馬　判

今　津　甚　六　殿　參

五月四日。前田利長。横山長知に命じ、大聖寺城の守將太田長知を金澤城中に戮せしむ。

但馬は太田長知

〔横山山城守覺書〕

一、利長樣より太田但馬不相屆仕合に付而、私に被仰付候故、加州金澤御城中にて成敗仕候事。

私は横山長知

〔横山氏系圖〕

太田但馬不義之品有之、依命同七壬寅五月四日於加州金澤御城討之。此時但馬知行分一萬五千石被下、都合三萬石領之。

〔袂　草〕

一、慶長七年五月四日太田但馬於金澤御城御誅罰。横山山城・山崎閑齋兩人に被仰付。閑齋は遲參故山城一人にて討つ。夫故閑齋宿意を含て、山城と一生不通也。

〔前田家雜錄〕

一、太田但馬御成敗は慶長七年五月四日也。横山山城と山崎閑齋に被仰付。閑齋遲參故山城一人して討留。但馬知行一萬石山城に被下也。勝尾半左衞門助太刀せしと也。

〔象賢紀略〕

一、お犬樣小松へ御わたまし、つき申衆。

一、奥村伊豫守御もり。一、岡嶋備中。一、奥村河內・横山左京・津田遠江、此外御陣之刻被召出新座衆、不殘小松衆に罷成候。然所に太但馬、右江戶・伏見御仕廻御歸城候て御せいばい、新座よりき衆皆々御ふちはなされ候。色々是に付て物語多候事。

一、三年い之五月十七日金澤城にて横山大膳に被仰付御せいばい、色々さまゞゝ之儀事。

一、大膳に十日計以前に被仰付時、大膳被申分、利長公被仰分、色々さまゞゝ之儀後にきこ

一萬石は一萬五千石なるべし

お犬樣は前田利常

江戶伏見御仕廻御歸城は利長のことなり

十七日は誤なるべし

下おさは下野なるべし

え申候事。

一、但馬御せいばいにあひ被申候時、大わきざし寸みじかきをさし被申候ゆゑ、大膳身にはあたり不申候へ共、かたびら二つながら、はながみまでもけさがけにきれ申候。扨又助太刀に、大膳つれ候勝尾半左衛門、かたに一刀手をおうせられ、扨大膳普請奉行其下に居申候に、但馬ころびざまにわきざし打付、すねにあたり申候。扨も〳〵三人に手をおうせ申候と、後までも上下但馬をほめ申候、物語色々事。

一、右之時より、横大膳と山崎長門兄弟同前に候へ共、中あしく成申。色々さま〴〵物語多候事。

一、太田但馬がたう御家中人數衆、其比中川宗半・篠原出羽守・村井出雲守・奥村河內守・神尾圖書・三輪しまの守・神谷信濃守・富田下おさ守・岡島備中・上坂又兵衛・松平久兵衛・小塚權太夫此衆にて候。其外五千石・三千石衆七八人も、右但馬と別而懇比の衆。

一、大膳とよき衆長九郎左・高山南坊・富田越後・山崎長門・淺井左馬助・奥野與兵衛・高畠平右衛門・不破若彥三・青山佐渡・おばたするが、此外七八人間柄よく候衆也。色々さま〴〵其比之上下申慣事共多候事也。

一、第一は御手かけ衆おいまをはじめ、中使彼是五人めをぬかせられ、御家中人持衆十人計

へんじ門は塀中門

に御みせ候。其時篠原出羽へんじ門をはいり申候時之申分氣分を、後までほめ候事。
一、但馬御せいばいの時、大正寺へ横山左京本丸、津田遠江かねが丸へ被遣候。近藤大和守は横山因幡相はてられ候て、大正寺へまいり被申候事。
一、太田但馬守大正寺御陣より三年之間、利長様御前出頭、中〳〵かたをならぶるものもなく、大正寺城御あづけ一萬五千石、扨又城れうこ御意候て五千石、合二萬石被下候事。

五月二十日。越後の國主堀秀治使を前田利長に遣して、老臣太田長知を誅戮せしことに關し慰問す。

〔漸得雜記〕

態令啓候。仍太田但馬守事被仰付候事實候哉、千萬無御心許存候。中納言殿へ以書狀可申上候へ共、憚之義不存候條令迄如此候。御次而之節可然樣に御取成賴入候、恐々謹言。

五月廿日　羽　久太郎秀治　判

横山大膳亮殿　御宿所

五月廿二日。越後新發田の城主溝口秀勝、亦使を前田利長に遣して安を問ふ。

〔漸得雜記〕

爲御見廻一書致言上候。仍彌御沙汰無御座候間、御心易可被思召候。然ば太田但馬殿義不屆族御座候に付而、被仰付樣に承驚入存候。無是非仕合共、乍恐御心中奉察候。尙横山大膳殿迄申達候、恐惶謹言。

五月廿二日

溝口伯耆守秀勝 判

利長樣 參人々御中

六月二日。前田利長村井長賴を召して之を饗し、その芳春院を奉じて久しく江戶に在りしを賞す。

〔象賢紀略〕

其年慶長七三月するに、芳春院樣有馬の湯へ御入被成度由にて、御上洛被成、有馬へ御入候。豐後儀は金澤へ罷下云々。扨六月二日に豐後を御ふるまひ被成候。相伴齋藤刑部・江守平左衞門・奥村長兵衞・村井左馬助・三輪主水・村井又兵衞へ相伴仕候へ由被仰出。かまぼこい御引物御自身御引被下。豐後泪をながし忝がり、いづれもかうべを地に付申候。いづれも扨も〳〵豐後殿御手柄、又は御くわほう人かなと申候。其上御手前にて御茶被下、いづれも忝次第にあひ申候。

七月十二日、是より先前田利長京師に往き、是日豐國社に參詣す、

〔梵舜日記〕

十二日天晴。

前田肥前守豐國へ參詣、奉納廿貫文。予俄神社に越了。

七月十三日、越中新川郡黒川の陶工をして、燃料を附近の山谷に採るを許す、

〔越中國新川郡下瀬戸村孫市藏文書〕

猶以かゝり合義、もし申懸もの有之付ては、和右衛門かたへまで可爲申聞候也。

急度申遣候。仍黒川邊にせとやき仕候由尤候。御用木之外並草葉以下は、其谷中之山々にて用次第に取申べく候。其上自然非義をも申懸者有之候はゞ、此方より可申付者也。

慶長七年七月十三日　前田孫九郎　判

せと物やき兩人かたへ

孫九郎は前田長種の子弟なるべしとの説あり

八月上旬、前田利長、利常夫人の觀覽に供せんが爲、舞踊を城中に練習せしめ、自から鼓を打つ。

ひめ君は利常夫人

又兵衛は村井長明

村出雲は村井長次

〔象賢紀略〕

一、其年八月初頃、をごり被成、ひめ君様へみせまゐらせ候はん由、利長公御つゞみうたせられ、をごりいならし御座候。其時奥野金左衛門・松村八兵衛御せつかん。然共八兵衛は頓而めしなほされ、奥野は以來まで御なほしなく候。其をごりの時、村井豐後・安見おきの守・齋藤刑部、此三人鹽くみに成、をけつかうに、扨たき物利長公より被下、くべまはり候へば、先をごりに候座中くんじわたり申候事。

八月十四日。村井長頼諸士をその子長明の邸に招きて茶を饗す。

〔象賢紀略〕

一、金澤大をごり之年、芳春院様ありまの湯へ、將軍様へ御理候て、江戸より伏見へ御上洛候て、御湯治の時、村井豐後儀久々江戸に詰候間、金澤へ罷下慰候へと利長様御意、忝罷下、即又兵衛所へ参有之候。金澤大小名共にちさう、中／＼可申様も無是候。八月十四日の日、肥前様より拜領申候御茶を引、拜領の鶴を豐後料理いたされ、山崎長門・淺井左馬助・寺西宗與・齋藤刑部・江守平左衛門・奥村長兵衛・山森伊織などをふるまひ申候。勝手衆脇田帶刀・山田八右衛門・今井左太夫・脇田善左衛門・河原半左衛門・村出雲・同又兵衛有之候。色々ふるまひ。横山山城殿は六七日さん／＼腹中煩にて、理申候て御出なく、重而廿日時分におなりより

御仕置云々 木のまゝ

はすのまは 蓮沼

大納言は利家

理にて、又豐後拜領の茶を引申候。右十四日にふるまひの日、色々昔物語共被申、咄共有之時、大正寺御せゐ又はのき口の淺井ばなしも出申候。豐後被申候は、御仕置申度事候、長州などは善惡をもはや見申仁、拙は高山南坊、か樣の兩人へは、何時によらず人數百分に、せめて七八百も千ほどもしつれ被出候樣に被成、先手にさゝせ、何時によらず被仰付候て可然と被申候へば、山長州被申候は、武道の上に私儀を左樣に御申候儀、豐後殿御くちにて拙も拙も忝、各も御聞候に、ありがたに存候、貴樣越中御取合の時も、朝日山・末森御先手、はすのまの時は天下にもかくれなき御てがらに被成候御人、豐後殿の、我等儀か樣にいづれもの人中に御意、ありがたき至極と長州御申候へば、いづれも〳〵長州のいたはるが、よく〳〵心に上たる被申分と、勝手までも左馬助・江守平左などもは入、皆々さゞめき被申事。拙其日の物がたり二三日過、利長公御まへにて、長兵衛と齋刑部色々御咄の上に、かたり申候へば、尤〳〵、豐後儀は年寄るが、拙も〳〵おしく候、長門づれがまに上る事は不及申と御意。昔の武篇の儀大納言殿度々御咄承候。左候へば豐後儀三ヶ國にならびなく候。太かう樣御馬廻にも、あれほどたび重而度々おぼえものなく候由御意の事。

九月廿四日、前田利長、村井長賴に命じて再び芳春院の江戸に行くに隨はしむ。

しんこは辛苦か
はうしゆいんは芳春院
お犬様は利常

〔加賀古文書〕

尙々しんこして候わんずれども、此たびは供之事□候。

はうしゆいん十月廿日にゑ戸へ御下候。それにつき其方もたいぎながら、いま一度供し可給候。ゑどにて人もしり候へば、まづこんど供し可給、こしもよられ、くらうたるへぐこ心もとなく候かしく。

九月廿四日　　　　はひ方

村いぶんご参

〔象賢紀略〕

一、其年九月利長公御意に、横山大膳御供にて、芳春院様十月中旬に江戸へ又御下候付而、此度は奥村伊豫を下し供させ度存候へ共、お犬様もりに當座とおもひ付候へば、殊外ちいさきもいなじみ候間、度々乍大儀、豐後又候哉供いたされくれ候樣にと被仰出候。畏て御座候由、かるぐと御請申上候へば、豐後儀今に不初御滿足被成候由御意。

十月十四日。村井長賴能登鹿島郡熊甲宮に田一反を寄進す。

〔能登國鹿島郡宮前村熊甲社藏文書〕

熊木之内宮ノ前田地之内を以、熊甲之宮へ爲御寄進、田一反進上申候。仍如件。

慶長七年十月十四日　　村井豐後守長頼　判

熊甲宮神主殿

甚六は甚右衛門の初名なるべし

十月廿九日。前田利長近江國今津・弘川の領民に、前年分の年貢皆濟狀を與ふ。

〔江州高島郡今津甚右衛門藏文書〕

今津・弘川兩村分、慶長六年分合七百二拾六石六斗五升一合分、皆濟如件。

右内十石、甚六扶助也

慶長七年十月廿九日　　（利長）判

今津弘川甚六

百姓中

〔擢萃錄〕

一、江州今津甚右衛門先祖は、河原林甚右衛門忠行と云。文祿二年秀吉公より芳春院樣に江州今津・弘川兩村被爲進候に付、慶長七年右兩村御代官並御縮方被仰付、御扶持方米十石被下、芳春院樣御書頂戴す。元和三年御逝去後御領分に相成、御代々御上洛之節御入被遊。大坂冬御陣之刻雪深に付、越前まで人足召連御迎に出、其砌甚右衛門家に而、御手自御作被遊

候馬之沓一足被下、于今所持之。夏御陣之刻も國境まで御迎に出、此時も又甚右衛門家へ御入被遊、御船にて夜通に坂本へ御着、御旗本大津に被成御座候に付、爲御案内村越茂助を甚右衛門に被遣候由。芳春院樣御逝去後、右兩村未御領分に相極不申內、三ヶ年之內は右御收納米甚右衛門藏へ納置候樣、年寄中より指圖にて候處、其後甚右衛門江戶へ被遣、公儀へ其段被仰達、則御領分に相成、夫より御代官に被仰付、口米目拂等を可被下旨、御印物被下候。其後今津と苗字改候樣被仰渡、夫より今津甚右衛門と稱す。御書並御植付被遊候松、並石之燈籠、御船の碇等今以所持す。

十月晦日。雷火により金澤城の天守閣燒く。

この月は大盡なり

〔象賢紀略〕

一、其年十月晦日御城天しゆへかみなりおち申事。

其年は慶長七年

〔三壺記〕

一、同年十月卅日の夜は宇賀祭とて、能美・江沼の郡は下々の男女出替りを究る日也。暮六半頃、五時前の事なるに、雷電黟布して金府の天守へ落掛り燒上りける。折しも風强うして雪も少散少は積けれども、大臺所へ燃移り、御本丸の御新亭悉燒失す。南の堤（堤とは堀の事たるべし。）の外は卅三間の的場あり。其外に櫻の馬場あり。其外は堂形（此堂形不審、已後々々卅三間の場を被造、士中稽古被仰付、故に堂形の名あり、右本書に卅三間の的場

同年は慶長十年の意なるも誤なり

とあれば、則是堂形也、心得たがへか、可尋。其より士町へ相續て、其邊高畠平右衛門並子甲斐宅あり。御天守の燒上る頃、瑞龍公石垣の上へ被爲出、平右衛門〳〵と大音に被爲召けるに、平右衛門居間へ、其御聲手に取樣に聞えて、畏ると御請するや否登城しけるが、直・又者の嫌なく人を引回し、御前樣其外女中引連取回し、興津內記亭北の丸へ入奉り、餘りたる人は中川宗半へ入、又二三の丸並新丸居住の高知等は、各下屋敷へ移り、瑞龍公・微妙公も其々へ御這入其所々可尋。なり、御本丸燒け、最早辰巳の下鐵炮の藥倉に火入、半時計の間鳴て、町中も暗夜の如くなる。暫有りて大霹靂の如く、大山崩れ隕る如くに響て、方々へはねつけられ、はじかれて死たる者多し。前田美作亭の外に西方寺と云寺あり。其屋上に長刀持ながら反かへりて死たる者あり。此類繁多也。追日に燒灰を取退、御作事被仰付時、天守は三階櫓に被仰付、翌年正月中旬御移徙。

〔可觀小說〕

一、慶長十年十月晦日雷火にて、金澤城天守より火災して不殘炎上す。此時天德夫人及び公女は興津內記宅、女中等は中川宗半宅へ入。此時鐵炮之藥庫へ火入て、夥敷響き騷動也。冬より普請起り、明春城郭出來す。但此時より城中天守止て、三階の櫓出來す。

〔漸得雜記〕

十年十一月とあるは誤なり

一、慶長十年十一月晦日、加州金澤の城雷火に依り燒失、城下も類燒夥し。或人曰、黑津船

の神木を切て天守の虹梁に遣ひ給ふ故、黒津舟の方より天火來て城を燒くと。是より天守を除き、三階矢倉を被用となり。

〔前田家雜錄〕　杉本義隣覺書

一、慶長十年十一月晦日金澤の御城燒失の時、利長公御立退の刻、沖孫右衛門を召て、城中過半火かゝりけれど、奥方へ未火不移間、火移り申迄あれに附可罷在旨被仰付處に、奉畏旨御請申上、其跡にて申上るは、燒跡にて遺骨を御吟味被遊可被下と申上る處に、夫迄には不及旨御意の由。孫右衛門事大切の場に居り、殊に能き所に心付て、勇しげなる申上樣と、其砌諸人感じける由、横山山城守物語と也。

十一月朔日。前田利長令して、昨夜の火災に諸道具を拾得したる者に屆出しむ。

〔慶長以來定書〕

今度とりおとし候城中諸道具ども、並かたな・わきざし、其外何色によらずひろい候ものゝ、今明日中に指上可申候。急度ほうびせしむべく候。若かくし置においては、聞出次第一類可成敗候。又かくし置ものゝ義申て出輩者、別而褒美せしむべき之條、可成其意者也。

慶長七　十一月朔日　判(利長)

十一月七日。前田利長、先の火災に諸道具を拾得したる者に屆出でしめんが爲、高札を立てしむ。

〔慶長以來定書〕

高札

一、今度取ちらし候城中諸道具、かくし置輩之儀存知候もの、多少によらずひそかに可申上候。其品に隨ひほうびとして、或は知行を遣、或金銀を可遣候。縱ちいん懇切之間に候とも、此度之儀於申出者、可爲忠節事。

一、諸道具ひろひ候ものゝ所より上候はゞ、彌神妙之儀に候條、右之ごとく其品に隨ひ可褒美事。

右如此之上、かくし置もの有之者、後日聞出次第、一類可遂成敗者也。

慶長七年十一月七日

十一月廿六日。德川秀忠上使として安藤正次を金澤に遣はす。

〔天寛日記〕

一、安藤次右衛門尉正次上使として加州金澤へ赴。寛永系譜。

本文十一月廿六日の條にあり

十二月二日。加賀浦々の舟人に命じ、雇傭せられて他國に赴くこと勿らしむ。

〔慶長以來定書〕

掟

一、加州浦々船方共雇こして他國へ罷越義、向後堅令停止訖。若かくし候ても出者有之者、其一類則可遂成敗者也。

慶長七年十二月三日　判（利長）

十二月三日。前田利長、代官・藏奉行・下代等と百姓との關係を定めて之を令す。

〔金城定書〕

掟

一、臺所入在之代官・藏奉行、爲自用人足牛馬等、當座之雇たりこいふ共、一切召仕間敷事。

一、相定役米之外、ぬか・わら・薪等にいたる迄、少も非分申かくる儀有間敷事。

一、下代在所へ立入こいふ共、諸事百姓不迷惑樣に可申付事。

一、百姓手前當分迷惑付而、或子或下百姓迄、譜代之奉公に出儀令停止事。
一、藏米無皆濟以前、借米・借錢不可沙汰事。
右條々先判筋目至違背之族は、爲百姓中可言上。遂糺明急度可申付者也。
慶長七年十二月三日　(利長)判

十二月六日。前田利長、高札を加賀河北郡中山村に立てゝ、工事に從ふ者の農民を苦しむること勿らしむ。

〔加賀國河北郡中山村藏文書〕

高札

普請の者ども在々へ入こみ、百姓等にたいし、いはれざる儀をしかけ、或は四へきの竹木・桑・ちやの木等をきり、或は田畠之さくもう・さいゑん・ぜんさいをあらし申もの有之ば、おさへ置ちうしんすべし、たちまち可成敗者也。
慶長七年十二月六日　(利長)判

十二月七日。前田利長、領民の町人たると百姓たるとを問はず、他國の鑛山に赴くこと勿らしむ。

〔慶長以來定書〕

高　札

一、當國中町人百姓、其外如何樣之者に不寄、他國之金山へ相越事、堅令停止訖。若背法度之旨、於相越輩者、聞出次第、其一類悉可成敗者也。

慶長七年十二月七日　　　　判(利長)

十二月九日。前田利長、越中新川郡立山寺・中宮寺に、利家先判の旨に隨ひ、各百俵の地を寄進す。

〔越中國新川郡岩峅村立山社藏文書〕

越中新川郡岩峅之內百俵令新寄進、利家判形之筋目不可有相違、彌祭禮勤行等無怠慢、可有執行候。並造營之義可被加相應之修理事尤候。仍狀如件。

慶長七年十二月九日　　　　利　長　判

立山寺衆徒中　神主中

〔越中國新川郡芦峅村立山中宮社藏文書〕

越中新川郡芦峅之內百俵令新寄進、利家判形之筋目不可有相違、彌祭禮勤行等無怠慢可有執行候。並造營之義可被加相應之修理事尤候。仍狀如件。

慶長七年十二月九日　　利　長　判

姥堂神宮寺衆徒中　社人中

十二月二十日。前田利長、加賀山中溫泉の湯稅領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

慶長七年分江沼郡山中湯錢請取艮子事。

合七百目者

右請取所如件。

慶長七年十二月廿日　　は　ひ　判

山中百せう中

慶　長　八　年

正月廿三日。越中射水郡宇波村の製鹽稅を定む。

〔越中古文書〕

以　上

其村しほがま新開、當年切に、一枚に付てしほ四俵に相定候。六月中に可御藏納候。來年之

艮子は銀子

當時射水郡氷見町附近を俗に氷見の郡内又は氷見庄といへるなり

義は追而可申付者也。

慶長八年正月廿三日

(小栗)小吉兵正仁
(横地)横小兵
(小島)小民部

氷見郡宇波村助右衞門殿　惣百姓中

二月二十日。越中國新川郡立山岩峅・蘆峅二寺の山税を免除す。

〔考據摘錄〕

以　上

態令申候。依新川郡岩倉・蘆倉山錢之事、大納言樣御代以來相立不申之由候。則利家樣御印有之事候。就其彼兩所之義は、御帳面にも無之躰に相見え候。右之筋目を以、利長樣御代に罷成候刻、岡島備中被得御意候處、可爲如前々之旨被成御書候。然間右御墨附之趣、何も被遂拜見、如有來可被申付事尤候、恐々謹言。

慶長八年二月廿日　横大膳亮長知　判

小島民部殿

横地小兵衛殿

小森吉兵衛殿　御宿所

〔寺社來歷〕　貞享二年岩峅寺由來書

諸役之儀、山錢等御免許被爲成候に付而、横山大膳・岡島備中・前田五郎兵衛書狀所持仕候。

二月。前田利長・利常父子伏見に赴きて、徳川家康及び秀忠に謁す。

〔烈祖成績〕

一、八年二月。是月前田利長と其子利光來謁伏見。利光献黄金三千枚・加賀絹三百端・衣服五十領於神祖。黄金五千枚　加賀絹五百端・衣服一百領於大將軍。神祖・大將軍各賜佩刀一双。創業記

三月十四日。前田利長、越中礪波郡城端善徳寺の紫陽花二株を徴して庭に植う。

〔國初遺文〕

其方庭にあぢさい二本在之由候。定て可爲秘藏候へども、火事に木共不持候條、所望之事候。給之候者滿足可申候、謹言。

火事は慶長七年十月のものをいふ

三月十四日　利長判

善徳寺

四月四日。徳川家康能樂をその京師第に張行し、前田利長諸侯伯と共に之を陪觀す。

〔言經卿記〕

冷は冷泉

一、殿中御能有之間、冷同道早朝參候。辰下刻先朝食給之、事外濟候事也。次大樹御出座、次伴衆各被參候。三寶院准后素絹兩人上之段也。四方也。中之段にて烏丸亞相・日野亞相・廣橋亞相・予・加賀黃門前田・飛鳥井相公・勸修寺相公・越前相公結城、大樹子息・安藝相公毛利・豐後相公長岡・若狹相公京極已上三方也。堀川入道一齋・冷泉羽林・播摩少將池田・廣嶋少將福島・丹後少將京極弟・出羽侍從最上等下之段。足付也。次簾被捲下之段ヽ大樹渡御、各同座傍有之。三番過て座大夫已下に百貫づゝ舞臺被積之。本多縫殿助出合、大夫どもに小袖唐織物二被下、取渡之。次座之衆小袖オリスヂカタ色一づゝ被下、狂言者に二づゝ歟、以上二百餘人也。五番めより狂言無之、七番めに雨ふり候。七時分に各退出候。今日御能高砂觀世・田村今春・芭蕉寶生・山祖母こんがう・舟辨慶觀世・三輪今春・藤永寶生・大會こんがう・吳機觀世きり等也。

吳機は吳服なるべし

良子は銀子

四月廿七日。金澤に泉野新町を加ふ。泉野新町は後に泉新町といふものなり。

〔國初遺文〕

定　　泉野新町

一、當町新儀に取立候之間、諸役儀三ヶ年之間令免許事。

一、材木商賣之義、自今以後當町一所に而可改之事。

一、押買狼藉非分之儀有之は、則奉行所に來可申上事。

右守條々之旨、當町急度可相定者也。

慶長八年卯月廿七日　判（利長）

五月廿二日。前田利長加賀江沼郡山中温泉に湯税の領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

慶長八年山中湯錢良子請取事。

合五百目者

右請取所如件。

慶長八年五月廿二日　　　　は　　ひ判

右京

遠江

五月。加賀藩大判金を鑄る。慶長梅鉢大判金といふもの即ち是なり。

〔大日本貨幣史附錄〕

慶長梅輪内大判金、縱五寸一分五厘弱、横三寸一分、重未詳。

右金銀圖錄に、此圖を載せて云ふ、金銀圖品に慶長大判を載す。梅鉢紋、壹兩・用介の字あり、疑ふべし。茅窻漫錄に慶長八年五月鑄慶長大判、是は金銀圖錄に載す。丸の内に五曜星の紋に、慶長八五月極の六字を分ち書し、壹兩用介花押の字を刻することあるも、此判金の事なれども、二書とも加賀の製造なることを知らず。用介は天正年中前田氏にて、封内寶達山等の金銀を掘て、封内通用の貨幣を製造せんため、其時の金工後藤家族の一人を賜はんことを、豐臣太閤に請ひし時、太閤より賜はりたる後藤の家族なり。是に於て加賀金澤に銀座・吹座を設け、用介をして專ら其事を掌らしめしなり。判金の裏判は墨書なれば、此判も用介の三字は墨書ならむ。未だ其正金を見ざれば詳ならず。近時の大判は拾兩と書すれども、此判金に據れば、昔は壹兩と刻せしこともあり。

六月十六日。越中礪波郡河崎村等の民、井波村と地境を爭ひしが、是に至り判決して井波を非とせらる。

〔越中古文書〕

已上

今度伊波之百姓与令相論之事、隣郷之山境有之上者、伊波之百姓境無之由申所非分候條、如前々あしのへを境として、自今以後可爲七ヶ村之山者也。

慶長八年六月十六日

南方□□判
江守平左衛門元家判
齋藤刑部景□判
寺西次兵入宗與判
篠原出羽守一孝判
山崎長門守長鏡判
長九郎左衛門連龍判
巨海齋宗半判

河崎村
谷村
戸板村

南方は高山南坊、鉄字は等伯なり

巨海齋は中川宗重

蓮臺寺村　今里村　清玄寺村
五領村　きもいりどもへ

六月。能登口郡百姓の戸税を定めて毎年銀三匁を納めしむ。町立の地に在りても亦同じ。

〔能登鹿島郡眞館氏覺書〕

一、慶長八年六月より、百姓一軒に役銀三匁充相立、則御奉行宮木角兵衛・石川茂平・宮崎太左衛門判印之紙面、村切に相渡す。尤百姓何拾何軒与書記候故、其外は下百姓之趣に而、役銀相立不申候。

〔能登文書〕

能州鹿島郡之內、家付之切手の事。
合二拾一間者　役之家也。
右之家上中下、內輪として相定可致御役義者也。仍如件。
慶長八年六月十四日　石川茂平　判
宮木角兵へ　判

宮崎太左衛門　判

七尾の内着物屋町中に

當時所口町を七尾ともいひしなり

廿七日は八月なり

秀家の八丈島に流されしは慶長十一年四月

八月廿七日。前田利家の女壻宇喜多秀家薩摩より護送せられて伏見に着す。尋いで駿河久能山に幽し、後八丈島に流さる。

〔德川實紀〕

廿七日島津少將忠恒、薩摩國より宇喜多中納言秀家、其子八郎秀親に、桂太郎兵衛並に正興寺文之といへる僧をそへ、大勢護送して伏見にいたる。よつて秀家、庚子逆謀の巨魁なれば、大辟に處せらるべしといへども、忠恒があながちに愁訴するのみならず、其妻の兄なる加賀中納言利長無二の御味方なりし故をもて、其罪を減じ遠流に定められ、先駿河國に下して久能山に幽閉せしめらる。やがて八丈島に流さるべきがためとぞ聞えし。

〔關屋政春古兵談〕

備前宇喜多中納言秀家は、領國備前・備中・美作・播磨の內、合八十萬石の大名にて、秀吉公の御聟也。安土にて利家公の御娘子を、御誕生在と御養子に被成、秀家に被遣。依之威勢も強く、生得才發にして武勇も備り、爲御名代朝鮮に渡海し給ふ。禍亂を好む御人にて、朝鮮にて諸大名を振舞給ふ。野中にて五百餘人の客を、木具仕立にて、三の膳にて振舞給ふ樣成

御人也。是に依て金銀を好み給ふ御心あり。中村次郎兵衛と云者出頭して、所帶を約にし、國中に課役を掛け、金銀を集る。國仕置も大方次郎兵衛する也。譜代家老四人は、戸川肥後守・花房志摩守・宇喜多左京・長船越中也。此程次郎兵衛間惡敷、後には秀家と家老不和に成、四人ながら備前を立退、直に家康公へ行。四人の内長船は何とかしたりけん不行。三人は家康公召抱。是に付て家康公と秀家と中よからず、石田亂のときも、無二の石田方也。然間切腹をもし給はで不叶御人なれども、利家公達御詫言にて、八丈ヶ島へ流人也。右中村次郎兵衛、後御家へ被召出、中村刑部と改む。備前浪人芳賀宗惠語る。

九月廿八日。前田利長能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。

〔氣多神社文書〕

禁札

一、於社中殺生之事。
一、假初にも猥藉之事。
一、當社於山林、侍凡下共に猥に竹木伐取事。
右條々、若於違背之輩者、早速記交名、此方へ可書上、則可遂成敗者也。

慶長八年九月廿八日　利長判

十月十三日。前田利長、その領近江高島郡今津・弘川兩村に定納皆濟書を與ふ。

〔近江高嶋郡今津甚右衛門藏文書〕

慶長七年分、今津・廣河兩村之內、定納八百石に極候通、右皆濟如件。

慶長八年十月十三日　判(利長)

今津・廣河百姓中

十一月廿九日。前田利家の女蕭姬歿す。蕭姬は臣中川光重の妻なり。

〔壬子集錄〕

一、さうはんのおく様はおせう様と申候。

〔本藩歷譜〕

蕭姬、慶長八年十一月廿九日卒、四十一歲。

十二月十四日。前田利長、加賀江沼郡山中溫泉の湯稅に對する領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

良子は銀子

那田は那谷

慶長八年分山中湯銭の良子請取事。

合拾一枚拾六匁者

右請取所如件。

慶長八年十二月十四日　　はひ判

右京

遠江

慶長九年

三月五日。前田利長、加賀國江沼郡林村等本年の租税を免除し、力を耕耘に致さしむ。

〔金澤市中古文書〕

林村・戸津村・下粟津村・那田村・高塚村。

右在々當年中諸役令免許候條、作毛無滯樣に可申付候。若田畠少も於荒者、其村中百姓等可被成敗候。可成其意旨可申聞者也。

慶長九年三月五日　　(利長)判

ちいかうし島本のまゝ

三月廿四日。前田利長越中礪波郡鹿島村の荒蕪を開墾して新村を創めしめ、今後三年の租を免除す。

〔越中古文書〕

越中となみ郡内かの嶋の内ちいかうし嶋に新村をたて、野開可仕候。尤に候。去年より申あつはし候かうしの地共に、末代藏入に可申付候間、家頼をも候はゞ、荒地をも開可申候。諸役之儀三年の間ゆるし可申者也。

慶長九年三月廿四日　判(利長)

かの島□□□

五月十六日。前田利長令して、越前の民を雇傭することを禁じ、又領民の越前に在るものは濫に之を捕ふること勿らしむ。

〔國初遺文〕

一、於分國中、自今以後越前之奉公人抱置儀令停止訖。越前より走り來候者、他國之名をかり、奉公に罷出儀可有之候。於後日越前衆見合被相屆付而は、理非に不立入先可相返、申分於有之者、以來彼御家中年寄衆へ可申理事。

一、町人百姓已下に至迄、越前より走來候者、一切不可相抱事。

付、此法度以前、越前より走來候者之儀付而、御理於有之者、右之ごとく先返遣、追可申理事。

一、分國より走、越前に有之者之儀、諸奉公人・百姓によらず、雖申分有之、理不盡に捕之儀あるべからず。北庄年寄衆へ相理可召返事。

右之條々、若於違犯之輩者可爲曲言者也。仍而如件。

慶長九年五月十六日　判（利長）

五月廿六日。前田利長令して領内農民の他國鑛山に使役せられ、又は商工の出でゝ他鄕に住するを禁じ、既に他鄕に住する者は速かに歸らしむ。

〔慶長以來定書〕

一、分國中在々所々より他國之金山へ罷越候者共、來七月廿日限り不殘可召返。若右之日限以前に不罷歸者有之者、其在所に有之諸親類共可成敗事。

附、ひとり身之者之儀は、一人之手前過怠米として、惣在所中より屋別に一石宛可出之事。

一、自今以後百姓たる者、他國之金山へ罷越者有之者、其在所之おとな百姓並隣家之百姓可成敗。村中としては、過怠米として屋別に一石宛可出之事。

一、近年金山へ罷越者、相改可申上。若見かくし申殘候者、其在所之おとな百姓可成敗事。

一、町人分國を相さり、他國居住一切可停止。此法度以前他國有付候もの有之者、其町中さして召返、若於不歸者諸親類可召返事。

一、町中にわたり奉公之者、他國之金山罷越候儀令停止、並近年罷越候者、不罷歸者有之者、彼一類妻子共に可成敗事。

右條々定所如件。

慶長九年五月廿六日　（利長）判

八月朔日。加賀藩酒販賣に關する法令を定む。

〔國初遺文〕

定

一、新酒之事九月より十二月まで、上々酒京判一升に付て米一升五合宛たるべき事。

一、古酒は三月より八月迄、上々酒京判一升に付て、米二升宛たるべき事。

右自今以後之商賣可爲此分。若此上酒惡敷樣子有之ば、酒屋共可爲曲言旨被仰出者也。

慶長九年八月朔日

八月六日。前田利長戰勝報賽の爲、加賀石川郡寺中佐那武社に神事能の

合戰勝利は慶長五年の役をいふ

さらたけ明神は佐那武明神に同じ

上二郡は江沼能美なり

猿千代は前田利常

今年は慶長九年

興行を命ず。

〔佐那武社古文類聚〕

今度合戰勝利之爲報賽、能美小松邊に罷在候諸橋を以、寺中さらたけ明神神事大夫として、毎歳能可興行之處如件。

慶長九年八月六日　　利長判

〔佐那武社古文類聚〕

慶長六年中納言利長公、加賀國上二郡御拜領之御禮として御上洛、於大坂秀頼公御目見、夫より伏見に被爲入、家康公に御對顏、追付御歸國、小松之御城に被爲入、四五日御逗留、御城におゐて諸橋大夫に猿樂仰付られ、金澤より御連枝方等被召寄、白洲にて町人ども見物被仰付。此時故大納言利家公之御末子猿千代君に御對顏、生田四郎兵衛等御守に仰付らる。時に當寺佐那武大明神之神事能大夫をば諸橋大夫主付、御子孫に至るまで永久相勤可申とのよし仰渡され、今年より仰付られける。抑寺中神事能は、往古よりの事にて、祭禮之役人毎歳八月十四日・十五日之兩日當社に集り、跡に猿樂之式相勤むといへども、口論等出來鎭方無之とて、天正之頃能美郡小松邊に罷在諸橋大夫をば相招き、其時に罷越相勤たるよし。諸橋は元來富樫介抱之能大夫なりとぞ。往古は七月下旬より、囃方等跡へ戸板之上に而藝をば務めた

有賀祐加は
有賀有賀齋

りしが、其内上方より役者來り、彼大夫にも敎習し、囃子方之者も追々出來たる由。其頃に加賀郡之鄕民にも器量之者有之、每歲神事能囃子方等相務めたること也。慶長九年八月十五日之御神事には、囃子方は殊に加賀郡之鄕民之内に藝人多く出來し、よく相務めたることとぞ。

〔佐那武社古文類聚〕

一、寛保元年二月十二日、舞臺再建之義に付願書付に云、當社御祭禮能之義、從利長樣慶長九年八月御合戰御勝利之爲御報賽、諸橋大夫を以、每歲御祈禱能無怠慢與行可仕之御旨、御判書を以被仰付置候。中略右利長樣御判書之義は、正德元年十二月山本源右衞門を以入御覽候處、御由緖等之儀御尋にて、委細達御聽申由申傳候。其時分より鼠喰等茂有之、社頭之雨漏等にて連々朽損申候へども、御判之處は今以慥に相殘り、則先達而懸御目申通に御座候。

八月上旬。前田利長越中礪波郡城端善德寺に宿し、寺屋敷の地子を免除す。

〔越中古文書〕

一、慶長九年八月上旬、瑞龍院樣越中川上ゟ御鷹野に被成御座候候節、當寺に二夜御泊被成、寺屋敷之樣子有賀祐加を以被爲成御尋候故、御年貢上罷在候由申上候處、御地子御免寺屋敷被下候旨被仰出候。同御代富山に懸所御座候所、高岡ゟ引越可申旨被仰出、慶長十四年則高

罔にても懸所寺屋敷拜領仕罷在候。即御直書等于今所持仕候事。

右覺書之通相違無御座候、以上。

延享五年七月　　　　善德寺印

閏八月七日。前田利長令して、物貨の賣買に主として知々見銀を用ひしめ、若し灰吹銀を用ふる場合には秤量して時價に從ひ通用せしむ。

〔萬治巳前御定書〕

定

分國中諸商賣之事、此巳前如有來、ちゞ見之銀子にて可令取沙汰。自然はいふき於相渡は、其時々相場次第、歩を入請取渡可致候。若背此旨輩於有之は、可處曲言者也。

慶長九年閏八月七日　　　判(利長)

九月十二日。前田利好令を能登羽咋郡に下し、僧侶に對して雜稅を免除するも、田租を出さしむ。

〔能登古文書〕

尙以三ヶ國道場坊主衆、何も右之通旨候。自然又申分別有之者、罷出可相理候。聞届可申

付候。並國役之事も、田地之高下に相隨可申付候條、何も可成其意候、以上。

急度申遣候。依最前其地坊主衆役儀之事申遣候。相屆候哉。

一、田地相抱候坊主、田地之役儀仕間敷こ申坊主於有之者、堅可申付事。

一、坊主分者別に役儀有之付而、尤跡帳には付候へ共、役を何も御除申候間、田地にかゝらざる役儀申付候事有間敷候。

一、坊主衆召使之者迄、百姓同前に役儀申付候通、左樣之儀は非常之事候。右何も國中在々並可有之候條、諸事可爲惣並者也。

慶長九年九月十二日　　　　播摩守　利　好　判

七十五村

二口新兵衛

菅原行長

中川太郎右衛門

九月十八日。前田利長令を越中礪波郡二歩村に下して、鮭魚の漁税を徵す。

〔有賀家文書〕

ごいの庄は五位の庄

にんぶは二歩

越中ごいの庄あらまた川たて又川の、とゝじりより上を高木まで、鮭役當年中迄拾尺に相究申付所也。

慶長九年九月十八日　(利長)判

ごいの庄內　にんぶ村彌右衞門

九月廿三日。是より先商估を殺して屍を金澤の城濠に棄てし者あり。前田利長即ち榜を樹て、賞を懸けて犯人を出訴せしむ。

〔萬治已前定書〕

高札

去十日之夜、上方より來商人せつがいせしめ、彼しがひほりの中へなげ捨候。前代未聞之仕合候。若存知候もの有之者、早々申て可出。縱同類たりとも、かゐり忠たるの間、此金子二拾枚可遣之者也。

慶長九年九月廿三日　(利長)判

十月朔日。前田利長賞を懸けて、諸商業に關する規則を犯す者を出訴せしむ。

〔萬治已前定書〕

高札

右今度申出候、諸しやうばい物之事さだめのほか、若みだりにうりかい仕こもがら有之者可申上候。急度ほうびせしむべき者也。

慶長九年十月朔日 （利長）判

十月廿五日。前田利長越中婦負郡轡田・塚原・鵜坂・羽根諸村の居民に新村を創むることを許し、力を開拓に致さしむ。

〔越中古文書〕

越中ねい郡くつわ田村・塚原村・鵜坂村・はね村四ケ村野の内に、新村をたて可申由申上義尤候。新村を立、成次第新開可仕候。來年以檢地を可申付候也。

慶長九 十月廿五日 はひ判

田島村 久三郎

十月廿八日。前田利長、越中婦負郡田島村の民に命じて鮭魚の漁税を納めしむ。

〔有賀家文書〕
ねい郡田嶋村鮭役、近年かくし分申上候。然ば當年より卅尺に究申付候條、毎年無未進樣に取あつめ可上候者也。

慶長九年十月廿八日　　は　ひ　判

田嶋村　久　三　郎

十一月四日。前田利長越中婦負郡井澤村の民に命じて鮭役を納めしむ。

〔有賀家文書〕
越中ねい郡の內井澤村鮭役事、當年より拾尺分可上候旨申上候。かうせんしよりむき島迄の間申付候條、可裁許者也。

慶長九年十一月四日　　判(利長)

井澤村　左藤九郎

孫　十　郎

十一月十八日。加賀藩、越前敦賀の市人高島屋傳左衞門を以て、同地に於ける藏屋敷を管せしむ。

〔國事雜鈔〕

中納言殿藏屋敷、敦賀三日市町之内就有之、其方へ被預置候條、向後可被得其意候也、恐々謹言。

長十一月十八日

神尾主殿助直次　判

青山豐後守長次　判

敦賀高嶋屋傳左衛門殿へ

十一月廿一日。前田利長藩士の服制に關する法令を定めて之を布く。

〔國初遺文〕

掟

一、来正月出仕之衣裳は、有合次第古小袖以下たるべき事。

一、小身之輩あやの小袖、於分國中に令停止訖。但他國へ之供使之時は可爲各別事。

付、又若黨以下あやの小袖一切令停止事。

一、衣類之紋菊桐令停止事。

右條々堅可存其旨。若於背御法度族者、可爲曲言者也。

慶長九年十一月廿一日　判(利長)

十二月七日。越中射水郡東廣上・西廣上二村民の租稅增額を請ふを許す。

〔有賀家文書〕

已　上

越中中郡之内東ひろかみ村・西ひろかみ村臺所入年貢米之事、近年百俵に付而拾二俵宛令納所候所、當年より高百俵に付拾八俵充物成可納所旨申上候。然者兩村臺所分之きもいり、くしだ村三右衛門・本開發村彌四郎兩人に申付候條、令裁許、年貢所當無滯樣可納所者也。

慶長九年十二月七日　(利長)判

くしだ村百姓　三右衛門
本開發村百姓　彌四郎

十二月十八日。前田利長、加賀江沼郡山中溫泉湯稅の領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

慶長九年分山中湯錢艮子請取事。

合一貫目者

右請取皆濟所也。

慶長九年十二月十八日　はひ判

中郡は射水郡をいふ

艮子は銀子

いなば

遠江

十藏は重藏

是歳、能登鳳至・珠洲二郡に里正を置き、十村肝煎と稱せしむ。後世單に十村といふ者是なり。

〔御定書〕

十村と申候儀は、慶長九年能州奥郡へ本保與次右衛門罷下候處、跡々より其所に大百姓共御用相勤候へ共、向後は十村と名を改、百姓共に支配可申付之旨にて相極候由。

〔能登雜錄〕

御國に十村と而名目無之、郷肝煎と云へり。利常公之御叔母聟本保與次右衛門といふ人あり、此與次右衛門輪嶋十藏宮にて初て十村を定むと云々。

〔眞館氏覺書〕

御郡方御用村々肝煎直に相辨候所、慶長九年能州奥郡へ本保與次右衛門罷下、向後は十村与唱、村々支配可仕旨申渡候に付、向寄十村或は拾二ヶ村裁許仕候所、元和二年三月組寄有之、其後寛永十二年右裁許村々を集、大組に被仰付候。

〔河合錄〕

十村子細之事

一、慶長九年能州奥郡ニ、本保與次右衛門罷下り、跡々より其所之大百姓共御用相勤候得共、向後は十村与名を改、百姓共之義支配可申付旨に而相極り候与舊記に有之。十村名目に不被仰付以前肝煎頭或は組頭に被仰付候者有之。十ヶ村程宛致支配來り候故、是を十村と名付候由。さて今の如く村數多く支配いたす起りは、右十村の名目に不相成以前より、寛永の頃までの内、十ヶ村程支配いたし候もの〻内病死或は不埒者等御指除之跡組を、其近村向寄等御用立候十村之内へ組寄せに被仰付、且新村も出來、今の如く付數多く支配いたす義に成候由。

一、三ヶ國に而御用相勤候十村共之内二拾人程、承應二年之春より萬治元年迄に御扶持人十村に被仰付候。尤能州に而熊木村太右衛門・相神村彌六・大澤村内記・粟藏村彥左衛門・中居村三右衛門五人は、高德院樣より御扶持被下置候得共、御扶持人十村与申義は、右承應二年之頃初り候歟与申事之由。

一、無組御扶持人之始は、山本清三郎等四人、寛文元年改作奉行被仰付、存寄可申上旨被仰出候處、一郡一人宛成とも、縮に成候ものを諸事目あかしに被仰付候樣仕度。左候得ば嶋尻村刑部・田中村覺兵衛、中納言樣御代より惣十村之縮に被仰付、御扶持被下置候。然れども組下をかゝへるは遠慮仕候事も御座候間、十村を指除、惣十村之縮に仕度。組下を上候人、手前にしつきやく仕候間、御代官御增被仰付候樣仕度旨略文也。委細格帳有之。申上、其通可申付旨被仰出候与有之。此時分初り候与相見得候事。

一、十村勤方之事、身分は輕く候へども、格別重き御用相勤候ものゝ也。都而一組々々之人支配いたし、其組御收納方は不及申、都而高方等一組に付諸事不預事無之。尤正直才力之事は申に不及、改作方御法之趣得与致會得居、田地方功者に有之、算筆も達者有之、常々村廻いたし、農を勸、驕るものを懲し、出精可爲致譯に候事。十村勤方帳元祿之度書上有之。

一、御扶持人は組持居候得共、惣じて一郡引請取捌爲致有之ものにて、其御郡に付諸事に預り申義に候。去るに依而二組三組宛も廻り与申而立て置、其組々十村ゟ加ゑ談、或は異見にも及ぶべき義、且他郡之臨時御用にも致出役、猶又人品才力之入處也。

一、無組御扶持人は、其郡之首座にして、諸事御用向引請司り、廻り口も相勤、專ら頭取候者にて、惣十村之目當にも成所にして重役也。尤他郡御用も相務候事。

一、並役三等とも本役に准ず。畢竟本役にも可至赴之者、試等として御扶持方不被下、此役に被仰付候。並にて本役に不願、御扶持被下候義も有之。

一、列は三等共、其列位に有之申義に而、多くは役義久々出精相勤候もの、老年におよび役義御免之時、此列に被指置也。勤向に依て是迄の御扶持方其儘被下候者も有り。又半高被下候とか、又御扶持は不被下も有之。又平十村列等之内、十村之勤方を不勤して、餘事にて功勞あるもの、此列に被仰付もあり。分役などの内格別之勤功あるもの、此列に相願被仰付候も有之。是は勤向は是迄之處をつとむる也。

慶長九年前十ヶ村は十村肝煎の誤なるべし

〔十村勤方類聚〕

十村役濫觴並御郡方役人等、寺社町人与縁組難相成義、前々被仰渡候覺書

一、瑞龍院様御代慶長九年に、向後十村与名を改、百姓共之支配可致旨被仰出、同年能州ニ本保與次郎右衞門被罷下候節、能州之分は與次右衞門より上意之趣演述之事。但本保與次右衞門殿は、御郡方御支配之躰与有之。越中筋ニは本保與次右衞門殿被罷下御定被成候由。

附、慶長九年前拾ヶ村与相唱候者茂御座候由。是は十ヶ村支配仕候者は、十村肝煎与相唱候由。右文言被仰出之譯相知不申候。併慶長度十村与名を改候様被仰出之處、其後承應二年村付御印文中に、十村肝煎与御座候節之村付、御印は御腰御印にて、年號の處に御押有之。年號月日之下、伊藤內膳・菊池大學御書判にて、宛處何郡何拾ヶ村村肝煎中与御座候。

一、御扶持人十村は承應元年始而被仰付候事。

但、御印物頂戴は同二年正月十五日に御座候。此節御領國にて九人被仰付、何茂御鐙一筋宛拜領被仰出候事。

附、御印物頂戴御請書は、伊藤內膳様・山本清三郎様・菊池大學様、此様に而御三人御宛所にて、九人連名を以御請書上置候事。

一、十村等御代官は、承應二年御改作御草創之時節、松雲院様御代中、微妙院様御後見之御時節。初而被仰付候事。

承應二年は御領國一統ゟは不被仰付候事。但萬治二年御領國十村山廻一統ゟ被仰付候事。

附、此許には慶安五年十月四日河北郡十村肝煎中与申宛所に而、御代官被仰付候。則御腰物印物頂戴罷在申候。慶安五年改元有之、承應元年に相當申候。

一、十村帯刀之義、明暦二年正月十三日小松御在城之砌、中村久悦殿奉りに而、刀指候儀被仰出候處、帯刀之儀は勝手次第に被仰付置候樣、其節御請申上置候事。

一、十村等御殿におゐて御料理頂戴は、御改作御成就之翌年正月三ヶ國十村共、吉初に御臺所ゟ罷出御振舞被下、依之百姓共三ヶ年目之暮に五歩宛手上免仕与有之。左候得者明暦二年に三ヶ國一統御改作御成就被仰付、御定書被下与有之候得者、御料理頂戴之始は、明暦三年之正月十一日にて可有之哉之事。

右其外十村濫觴之義、色々御座候得共、先づ始り之事あらあら申上候。

一、寺庵与緣組之義、享保度末新川郡之躰に而、十村役与御改作所ゟ前伺有之候處、借分与緣組可有用捨義、先見合候樣被仰聞、三州流例に相成候躰。併無據向は、御詮儀附申儀も有之由、慥成義者相知不申候。

一、町人与緣組之義、何頃より不相成与申義、慥成事只今相知不申事。

右御內々拔書仕上申候、御覽可被成候、以上。

子閏二月廿六日　　　　　　　　　　河合兵右衛門

荒木平助様

右覺書之內、十村肝煎之名目者、十ヶ村致支配節之名目之樣成義有之候得共、寛文之村御印にも十村肝煎与有之候得共、其以前肝煎之名目ぬけ候筈無之、只略にて十村与被唱候事に相聞得候。且御改作御成就は、翌年正月三ヶ國十村共、吉初に御臺所ゟ罷出、御振舞被下。依之百姓共三ヶ年目之暮に五歩宛手上免仕与申事、古人之書集に有之筈に候得共、是等は其御用に不携人之筆記に而、全く可取用舊記には難存候。其故は、昔迚御振舞被下難有がり候共、其故に手上免いたし候筈は決而無之事に候。百姓之借銀御しらべ之上より御なし被下、向後利足にてかり候共返濟仕間敷旨等之被仰渡を以、追々百姓成立候に付而、手上免いたし候義舊記も有之候。然者右樣御用に不預かたにて、物數寄に書集候物には、難取用事共有之候間、舊記も其心得を以可見事歟。右に付三月十三日高畠村に而、能州御郡奉行齋藤與兵衛樣ゟ荒木より書上之覺書左之通り。

一、十村之濫觴御尋に御座候。越中筋に而慶長九年本保次郎左衛門殿御廻り、十村肝煎御立被成。能州は同年本保與次右衛門殿御廻り、十村肝煎御立被成。夫以前所々縮役等定無之、右之節被仰出に而、御領國十村肝煎を以、百姓支配被仰付候由に御座候。右御人撰者、鄕士

之内にも御奉公相屆申者、或は大百姓の内御撰出御座候由。夫以前高徳院様御代より、百姓之内御扶持被下置候者も有之。其後瑞龍院様・微妙院様御代にも、御鑓等拜領之者も有之。元和年中頃より、追々支配村數多に被仰付、元和三年在々之者共他國他領へ出申間敷旨急度被仰渡、村々肝煎に長百姓に誓詞被仰付、彌十村共常に心を付相改可爲申、十五より六拾迄は男一人二升宛取立、十村給恩に被下旨被仰出候旨、加州筋に舊記御座候。礪波郡鍬役米取立方、寛永三年に御取極、同四年より取立申候。正保四年大音主馬様より御郡之人々御呼立、改而十村役被仰付候段被仰渡、此節より支配之村數大略御取極之様に奉存候。承應元年始而十村へ御扶持被下候者御扶持人十村与相唱。此者共九人、同二年正月十五日御印物頂戴被仰付。何れも御鑓一筋宛拜領被仰付、爲縮村廻之節爲持可申段、御次におゐて被仰出之趣被仰渡候。微妙院様御改作可被仰付御發起之砌、十村村廻り之節鑓を爲持申義、身分は鄕士之由等之趣、江戸表御老中様方へ御達被遊候處、微妙の法与被仰候由承申候。十村帯刀之義舊記左之通り。

一、十村帯刀之儀、明暦二年正月十三日小松御在城之砌、中村久悦殿奉りに而、刀指候儀被仰出候處、帯刀之義者勝手次第に被仰付候様、其節御請申上置候事。

一、十村等御殿におゐて御料理頂戴之義、御改作御成就之翌年、明暦三年歟正月相始候を、

吉初御祝之旨杯申唱候義も有之候得共、左樣に而無之、既に御席御舊記御調理之處、御目見被仰付候に就而、御料理被下候譯之旨、是以前廣瀨平丞樣被仰聞候義御座候事。

子三月八日

附、江戸表御老中樣方仰之趣に、先年前田土佐守樣御屋敷に而、內嶋村孫作に拜見被仰付候舊記之內に有之。且廣瀨樣御談与申者、金龍院樣御代御風邪にて、春之御目見御延引被仰出、御料理は正月十三日迄に可被下樣御達に而、御臺所にも其段被仰渡置之處、指懸御席より廣瀨樣御呼立に而舊記御調理之處、前々記候趣之段被仰聞、其時始而廣瀨樣も、右御料理被下候者、右樣之譯与御承知被成候得共、何分御用意も相調、最早御料理可被下前日に至り候事故、兼而御達通りに被成候樣、廣瀨樣より御達、其譯に相成候段、則廣瀨樣御咄に而承之候事。

一、寺社町人与御郡之者緣組不相成趣は、元祿十六年御改作所より御觸置有之段、齋藤与兵衞樣被仰渡。且其以前能美郡今江村左源次先代之者、右に付御咎受候義有之。然ば元祿に始り候義に而は無之段、得能覺兵衞申聞に候事。

嘉永五年子三月記之

是歲。前田利長書を金澤の市人金屋彦四郎に下し、その有する漁船十艘

の稅及び町稅を除く。

〔金澤家柄町人金屋彥四郎藏文書〕

獵船十艘、分國之內浦々諸役、付町並之諸役、末代令免許者也。

慶長九年　月　日　　利長判

新太夫むこ彥四郎

是歲。加賀藩令して諸臣各其俸祿に應じて金澤卯辰八幡社に報賽せしむ。この社は前田利家を祀るを以てなり。

〔金澤八幡町卯辰神社藏文書〕

慶長九年被仰出候通、八幡宮に御家中之面々、知行に應、一統最花可上候樣被仰出候。急度相心得可申候、恐々謹言。

慶安四年九月四日　　岡島市郎兵衛

葛卷藏人

八幡左京殿

是歲。前田利長、能登羽咋郡氣多神社の講堂を建立せしむ。

〔寺社來歷〕一宮由來書

一、講堂者、慶長九年に瑞龍院樣御建立に而、至當年貞享二八十二年に罷成申候。

是歲。前田利長加賀石川郡佐那武社を再建せしむ。

〔佐那武社古文類聚〕元和九年言上書

一、慶長九年に御宮立可申と御理り申上候へば、從肥前樣米二拾石被下之。二拾石之米者大工之作料迄にて御座候。其上御宮立申に付て、材木我等かひ申候へば、過分之借銀出來申候處に、小三郎慶長拾一年二月廿五日に相果申候故云々、右之銀子を年々を以、方々をかりかへ相濟申候。

肥前は利長

瑞龍公御書寫

□□參　　はひ

さらたけへ米廿石まへらせ候間、かき出し申つけ可申候。かんぬしへ申、みやなどおも廿石にてよくたて候やうに申つけ可申候よし。

〔佐那武社古文類聚〕

さらたけへ米廿石まいらせ候。彌祈禱も能もけたいなくつとめられ候べく候よし。

八月十五日　　利長

此文書は佐那武社に與へたるものにして、前書は藩吏に與へたるものなり

〔佐那武社古文類聚〕　寛永十五年言上書

一、宮腰寺中大宮佐那武大明神社領之御事、天正拾四年正月廿二日に、從大納言樣御田地二町永代御寄進被爲成、則御印頂戴仕申候。利長樣御代にも、慶長九年に當社御建立被爲仰付被下候御事。

慶長十年

二月廿三日。前田利長能登鳳至郡俎倉村の復興を許し、三年間の租を免ず。

〔能登古文書〕

能州鳳至郡諸橋組之内まな板くら村、廿ヶ年以來退轉之處、新村を相立可開作旨尤候。然者三ヶ年之內諸役令免許候。年貢米之事、當年は納所有間敷候。來年檢地を遣見せ次第、年貢可令納所者也。

慶長十年二月廿三日　(利長)判

能州木づゝみ村百姓新四郎

木づみは木住

三月五日。前田利長越中礪波郡内島村の農民の新村を創建するを許す。

〔越中國礪波郡内嶋村少助藏文書〕

已上

越中利波郡五位庄之內うち嶋村先高之外、野あれの就有之、當年よりひらき可申旨申上候付而、東五位庄之內新村、衛門・彥右衛門に申付候。來秋檢地之上、年貢米之事可相究候。然ば用水之事、見立次第新江をほり可申候。但他村之田地ほり候に付而は、如定井料可相立者也。

慶長十年三月五日　判(利長)

東五位之內新村百姓　衛門・彥右衛門

三月廿九日。前田利長越中富山城を修めて退老せんと欲し、堀田平右衛門等上つる所の設計書を見る。

〔國初遺文〕

普請繩張の間數並石の積り、以目錄被申越、慥に披見、尙替事候者可被申越候。何も辛身共候。

三月廿九日　肥　利　長

堀田平右衛門

宮川與左衛門

辛身は辛苦なるべし

四月六日。越中新川郡宮崎村の神社を前田利長の祈願所とし、神林を寄進す。

〔越中新川郡宮崎村藏文書〕

先規より有來候宮崎村大明神林、近年打捨候由申上候條、則如先年之御寄進相付候。肥前樣爲御祈願如此候。其上近所より人牛馬出入致間敷候。境目立、山廻いたすべき者也。

慶長十年四月六日　　松本與三左衞門尉吉正　印判

宮崎村　東太夫どのへ

肝煎　六郎左衞門

四月上旬。前田利長世子利常と共に伏見に至り、徳川家康・秀忠に謁す。

〔當代記〕

四月上旬　羽柴肥前守上洛、養子犬丸を同道、則前將軍家康公へ出仕、犬丸進上物金卅枚・加賀羽二重三百端・小袖五十也。從家康公刀・脇指被下。大將秀忠公へ犬丸出仕、進物金子五十枚・加賀羽二重五百端・小袖百也。肥前主進物、黄金卅枚・加賀羽二重三百端也。從右大將犬丸へ刀・脇指被下也。肥州家老何も右大將へ有禮、進物各小袖也。此犬丸者秀忠聟也、肥前

東太夫は藤太夫

犬丸は犬千代丸の誤なり

大納言は秀忠

從五位下は從四位下なり

本文慶長六年五月十一

守者則有歸國、犬丸在伏見。

〔藩翰譜〕

十年三月大納言家御上洛あり。これ大將拜賀の御爲なり。同き四月の初、利長父子伏見に赴き、大御所へ參りて色々の獻物あり。兩御所物を賜ふこと多し。利長頓て歸國し、子息筑前守をばこゝに留めらる。

四月八日。前田利常侍從に任じ、松平氏を稱す。

〔武家補任〕　德川昭武本

慶長十年、從四位下肥前守男侍從源利光四月八日任叙。

〔天寛日記〕

一、前田猿千代元服、賜松平氏、叙從五位下、任侍從兼筑前守、十三歲。慶長日記

〔天寛日記〕

一、前田犬千代利光、從四位下侍從兼筑前守、賜御家號。補任東照宮賜長光御腰物、光包御脇差。從台德院樣、賜長光御腰物、吉光御脇差。寛永系譜。何れも日不知。

〔天寛日記〕

一、羽柴利光元服本姓前田、後改利常、于時十二歲。侍從に任じ、大神君より松平の姓を賜ふ。松平筑前守と號

す。家忠日記

〔烈祖成績〕

五月十一日前田利勝嗣子利光、實利家第四子、幼名猿千代、利勝無子故養子云。來謁伏見、時十三歲、神祖爲加首服、奏請爲侍從筑前守、賜松平氏、約以世子女妻之、利勝大喜。

四月十九日。前田利長越中五ケ山より焰硝を献じたるを以て領收書を與ふ。

〔五ケ山古文書〕

慶長十年分五ケ山あげゑんせう請取事。

一、九百四十七斤は

此目百八十九貫四百め

但壹斤に付貳百め宛

右請取所也。

慶長十年卯月十九日　はひ判

五ケ山市介

四月廿六日。前田利常徳川秀忠に從ひて入朝す。

〔船橋秀賢卿記〕

廿六日陰、今日大樹秀忠公可有御參內之由也。仍齋了、着繪唐草夏袍參內。堂上衆悉參集。巳刻末大樹參內。入唐門。中略後還御、唐門外立石之邊にて車に被召、路次行粧事外也云々。先同朋權阿彌乘馬、臺後籠二如件令荷持、次先打青山常陸介・板倉伊賀守兩人騎馬、次隨身衆十二人乘馬、次諸大夫百人步行、次布衣七人、次御車、次騎馬諸大夫十六人、次轅輿十三丁、毛利宰相・米澤中納言・京極宰相・福嶋・嶋津・最上・佐竹・松平上總介殿・池田越後侍從・加賀侍從・會津侍從等也云々。

五月四日。前田利長加賀河北郡中條村の民、布を献じたるを以て領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

慶長拾年中條村あげ布の事。

去年まで拾卷の所、そ人有之て、當年より卅五卷に請乞上之。

右請取所如件。

慶長拾年五月四日　（利長）はい判

林小左

能加村は苗加なるべし

六月朔日。前田利長越中礪波郡沖・院瀬見兩村の山税を定む。

〔越中古文書〕

越中利波郡之内おき村・いせみ村兩村之山錢二貫六百十文年來納來之外、かくし山就有之、當年より拾五俵宛可令納所之由申上候條、右之かくし山能加村百姓次郎兵衛・おき村百姓五郎兵衛兩人に申付之間令裁許、二貫六百十文之山錢並八木拾五俵之所、毎年無滯可令納所者也。

慶長十年六月朔日　判（利長）

能加村百姓　次郎兵衛

六月十四日。徳川秀忠使を前田利長に與へて起居を問ひ、併せて太刀・馬を贈る。

〔國初遺文〕

肥前守殿に以使者申入候之條令啓候。仍太刀一腰・馬一疋進入、祝義計に候。將又子息無何事來着候而可心安候。猶大久保治部大輔可申候、恐々謹言。

六月十四日　秀忠判

横山大膳殿

六月十六日。前田利長將に退老せんとするを以て、諸老臣に命じて誓書を上らしむ。

〔國初遺文〕

敬白天罰靈社上卷起請文前書之事

一、萬端被仰出御法度之旨、於手前聊疎略不可致、若下々不相届儀候者可申付事。

一、諸事御法度を相背、猥之儀於承付者、誰々内衆たりと云とも、互に無用捨、其主人可申理。少も見隱聞隱申事不可有之事。

一、喧嘩口論並公事篇之儀、有樣之旨を乍存、爲贔負偏頗非分之儀申立有之間敷事。

右之條々若構曲折、於令違犯者、忝も此靈社上卷起請文天罰忽可罷蒙者也。

慶長十年六月十六日　家老衆判

六月十七日。前田利長市坊に高札を立てゝ辻斬等を禁ず。

〔慶長以來定書〕

高札

一、辻ぎりの事。
一、札を立並おこし文の事。
一、夜中に於路頭に、女をとらふる事。
右條々狼藉人之事、前後共に同類たりといふ共、告しらするにおゐては、褒美として金子廿枚可出之、並惡黨人之知行則宛行者也。
慶長十年六月十七日　(利長)判

六月十九日。前田利長士民の風俗に關する禁令七條を布く。
〔金城定書〕
法　度
一、下々夜あるき之事。
一、辻立の事。
一、辻うたひ・ほそりの事。
一、辻尺八の事。
一、辻ずまふの事。
一、辻おどりの事。

一、ほうかぶりの事。

右條々堅令停止訖。若違背之者有之者、横目之者として見あらはし、其主人の屋敷へ立入候者、則主人へ可申届。若彼科人私宅へ立入候者、其隣單へ慥に申届、其上奉行人に可遂披露。科人歴然之上、其者之儀者可爲成敗、主人は可爲過錢。しかれば知行五千石取より上は銀子三枚宛、其下之知行取以下は銀子壹枚宛可出之。但横目之者共、自然自分之意趣遺恨を以、無失之儀申懸候者可爲曲言者也。

慶長十年六月十九日　(利長)判

六月廿八日。前田利長老を告げ、封を世嗣利常に讓る。後利長富山城に徙り、新川郡二十二萬石を食む。

〔越登賀三州志鞬嚢餘考〕

六月二十八日公(瑞龍公也、貴庚四十四。)于時位を我世子に讓らせられ、(按ずるに系譜には此嗣位を慶長十一年六月二十八日とし、武德大成記には六年とす。古典本には九年とす。皆非也。寬永十八年官へ上らる諸牒に、今年六月二十八日の爲家督の文あり。有澤武貞云、此頃までは利光公小松に在ますと。又一書に今年金城に徙らせらるといひ、或は慶長八年に金城に徙り玉ふと云。諸說不同。)

〔村井長時筆記〕

貞享四年二月廿一日加賀守樣御尋に付申上。

一、同十年犬千代樣十三歲、任侍從、秀忠樣より御名字被進、松平筑前守利光御改稱、同年

本文は慶長十年六月廿八日に在り

本文慶長六年廿五日の條に在るもの誤なり

六月利長樣御隠居被成御家督。

〔村井長時筆記〕

肥前守利長越前府中より富山へ移住かと被仰下候へ共、時代違申候。加越能三ヶ國治り、慶長拾年松平筑前守利光にゆづり、利長越中富山へ隠居に而御座候事。

〔前田貞親手記〕

慶長十年利長公金澤御城微妙院樣江御讓り、越中富山江御隠居。

〔袂　草〕

同十年利長公富山江御隠居、新川郡二拾二萬石御隠居知。金澤御城利常公江御讓。

〔壬寅妄志〕

同十乙巳年瑞龍公越中富山へ御隠居、新川一郡二十二萬石にて富山へ御遷住。微妙公（利光公後に利常公）へ金澤を御讓り、此時松平筑前守利光と奉申也。其頃迄は微妙公は小松在城。

〔天寛日記〕

一、羽柴肥前守利長致仕。（武家補任）養子松平筑前守利常家督相續。（寛永系譜）

〔天寛日記〕

一、松平筑前守利光、中納言利長が續家督。利光實は利家四男、利長が弟。（家忠日記 榮松錄）

〔續漸得雜記〕

一、一國一郡を領し給ふ御大名は、御幼少たりといへども、いか樣其御器量有之と見えたり。去ば贈大納言利長公高岡へ御隱居ましく／＼、御國を利常公へ被爲讓に付、金澤の御城へ御入候時分、御家中之諸士各登城、御白洲に列候して御目見仕る。中にも御家老安房守・山城守其外何れも御玄關の兩落へ御迎に罷出也。然に利常公御若年の御事なれば、年寄中も御心易立の氣味にや、少頭高に見えける。推參に思召けるか、御乘物より御出有て、つる／＼と御通りの時分、兩臣目出度御事抔、御祝之御會釋被申けれ共、無御返事、左右を御白眼被成、つと御通り也。兩臣皆不興氣に見えけるに、安房守居直り、偖々目出度御事候、昨今迄前田玄峯方に御穩便にて被成御座候しかば、此大國の差引、御うひ／＼敷社おはしまさんと、無心元存ぜしに、只今の御樣子は、年寄たる我等共を、物の數とも思召さぬ御有樣、うら若き者ども賴母しく思ふべし、御武運長久あら目出たやと、山城守と打うなづき、喜悦之躰餘念なく見えけるとぞ。寔に御家老中の了簡に違はず、古今の御名將とぞなり給ふなり。されば此旨を察せざる侍は、御若き殿樣に無禮をいたし、したゝかに見せつけられ、白髮衆のへらず口をいはるゝと私語けるを、老功は深く感じけるとかや。昔源賴朝伊豆の伊東より御出あり、平家を討亡さん爲御旗を上らるるに付、國々の源氏集りしかども、未微勢の處に、上總介廣

常數千騎を率ゐて馳參す。賴朝聞召、廣常は源氏の舊臣なるに、遲參之條不心得とて御對面なし。廣常おもふ樣、佐殿は源氏之棟梁たるべき器量也。此不勢の所へ多勢にて加るを御喜色なく、遲參を怒りて對面なきこそ大丈夫なれ、荒賴母敷とて、無二の忠貞を盡しけるとぞ。誠に良臣の了簡如斯。利常公源峯は御室にはごくまれ、微々成御暮しにて、俄に大國を領し給へば、件の老臣にも御氣兼あるべけれども、自然と御大將の德を備へ給ふ故と感じぬ。

〔三國事蹟集覽〕

一、利長公御隱居之御願御使木村主計相勤候。越中富山に被召連候頭立御供仕人々、神尾圖書・奧村攝津・淺井左馬・篠原出羽・篠原織部・宮城采女・水原左衞門・近藤甲斐・稻垣與右衞門・生田四郎兵衞・木村主計・神戶淸左衞門・宮崎藏人・津田庄右衞門・古江治右衞門・長田牛之助・土肥源兵衞・渡邊助太夫・吉田三右衞門、是を初大勢也。

〔新山田畔書〕

一、御移徙已後、木村主計を御使者に被遣、富山御隱居所に被成度由被仰遣、御願の通りになり、富山へ奉行人を被遣。折節前田美作城代なりしが、神尾圖書・篠原出羽守代之御用人共、段々に往て、地割指圖入御覽、安養坊・吳服・八町・水橋・新庄・岩瀨・百塚・鼬河に至迄、奉行人ども集居て、御作事御用其外家中士屋敷割等をなし、當分屋敷に小屋掛にて居て普請作

事するも有り。神尾圖書・横山山城・淺井左馬左馬不審・篠原出羽守・今枝内記・宮城采女・神戸淸菴・三輪法受・才伊豆・近藤甲斐・水原左衞門・稻垣與右衞門・生田四郎兵衞・木村主計・宮崎藏人・津田庄左衞門・古江次右衞門・長田牛之助・土肥庄兵衞・田邊助太夫・吉田逸角・行山新右衞門・杉本覺之丞・團七兵衞・佃源太郎を初として、其外郡代・町奉行・代官等追々に引越、いたち河よりすはの川原、磯部・八町・吳服に至るまで、透も無く屋敷となり作事をなす。富山より駿府・江戸・大坂の御勤を被成、四年富山に御座ありける。

〔前田家雜錄〕

一、慶長十年利長公富山ヘ御隱居、新川一郡二拾二萬石、後八萬石金澤ヘ御返しと也。右御隱居の時分より、自然秀賴公如何樣之事御座候共、於利長公は秀賴方と可被思召旨御申と云々。

八月十五日。前田利常越中礪波郡五ケ山の稅額を定む。

〔越中古文書〕

五ケ山納所之事、金子卅枚・ゑんせう千五百斤に相究申付候。小成物共に小百姓不沙汰者有之候はゞ、直に可申上。代官を以申付候間、市助さくばい仕候て、納所方無油斷樣に可申付者也。

慶長十年八月十五日　　印(利長)

五ヶ山市助

〔覺帳〕

五ヶ山納所、附山名並所あざ名之事

一、慶長拾年五ヶ山金納所三拾枚、鹽硝千五百斤、同拾二年より金四拾枚、鹽硝二千斤と有之。

礪波郡五ヶ山の名。赤尾谷、上梨谷、下梨谷、小谷、梅谷以上五ヶ山。

一、奥山と申は、吉野より奥の分奥山と申也。

八月廿一日。加賀藩吏越中礪波郡院瀬見村の山税を增徴す。

〔越中古文書〕

已上

越中河上沖村・いせみ村山錢御納所方之事、年に二拾六俵四斗之所、拾五俵增之可指上由、沖村太郎兵衞就申上、最前彼山沖村へ雖被仰付、此度二拾八俵增之、合七拾俵年々可致進納旨申上候條、右之山いせみ村百姓中被仰付候由御諚候間、可成其意者也。

慶長十年八月廿一日　　(橫山)大膳長知判

（篠原）出羽一孝判
（奥村）伊豫家福判

いせみ村　百姓中

八月廿一日。立像寺開山日治上人寂す。

〔本化別頭佛祖統紀〕

加越立像寺四刹開山日治上人傳

師諱日治。號蓮藏院。不詳何許人。洛龍華門下宿德。一時望重。加州亞相利家卿。道契尤篤。所往請師。永祿中小松城下。築玉樹山立像寺。越中高岡邑。啓妙法山立像寺。富山府造妙法山立像寺。天正中加州金澤府。建妙布山立像寺。於後國主有命。替地於同府泉野。蓋崇往古像菩薩北越驛次舊蹤也。復築寶林山妙感寺。實師道餘烈風乎。以慶長十年乙巳八月二十一日。泊然而化。

九月五日。加賀藩豆腐及び味噌賣買に關する法令を定む。

〔慶長以來定書〕

高札

一、御分國中豆腐並味噌仕、賣候事堅令停止候。但味噌之事、所々町宿並におゐて、旅人・商人已下に、當分少宛賣買程之儀は可仕之旨、被仰出者也。

慶長十年九月五日

横山大膳
奥村伊豫守
篠原出羽守

九月廿八日。前田利長越中礪波郡金屋鑄物師の柹を献じたるを謝せしむ。

〔越中古文書〕

かなや鑄物師彌右衞門かたより、柹七十果之候。まんぞくの由心へ候て、申聞べく候也。

慶長十年九月廿八日　利長印

横地兵部殿

十月五日。加賀藩吏、能登鳳至郡皆月村の灌漑に注意すべきを命ず。

〔能登古文書〕

能州鳳至郡之內皆月村は、當續日損大分之荒地難心得に付、樣子相尋候所に、手末不勝手、水割不相應故、年々日損仕由、沙汰之限に候。以後江筋村々田地見合、手末も水割相應多少無之候樣に仕、江筋田地相應に日損不仕候樣に可致者也。

慶長十年十月五日

岡嶋右近
今枝與右衛門
高畠孫十郎

皆月村　彦　方へ

十月十一日。前田利好、能登珠洲郡高座。金分兩社再興に付、能登國內に募緣せしむ。

〔能登國珠洲郡須々神社藏文書〕

尙以國中在々心おち次第可有御進候。奉加帳之事、已來此方へ少可有御爲見候。少も油斷有間敷候、以上。

急度啓達候。仍三崎御兩宮爲再興、諸國可有勸進之旨尤候。然ば當國之儀書初之條、先我等爲本願人、其外不依一紙半錢、心指次第可有御進候。聊油斷有間敷候。恐々謹言。

慶長十年十月十一日　　前田播磨守利好　判

三崎大宮殿　御宿所

十月十三日。前田利家の女摩阿姫歿す。

心おちは心內

〔前田氏系譜〕

女。名摩阿。元龜三年壬申生。中略慶長十年十月十三日卒。年三十四。祥雲院隆室宗盛。

〔大德寺中興臨院由來書〕

一、大納言樣御逝去之時、與臨院にて御弔執行御座候。並御息女養泉院樣・祥雲院樣御弔御座候。右之御牌于今御靈供備候。祥雲院殿隆室宗盛大禪定尼。十月十三日毎日靈供。

〔壬子集錄〕笠間半七郎母文

古ひうが樣御ふくろ樣御名は御まあ樣、御年三十四にて十月十三日に御せいきやうあそばし、ことしまで六十八ねんにて御ざ候。御たんじやう月日はしれ不申候。

半七郎はゝ

きしの樣

小川樣

〔壬子集錄〕香壽院覺書

一、かゞ樣はおまあ樣と申候。

〔壬子集錄〕香壽院文

一、かゞ樣の御事、大こう樣に御ざなされ候のより、までいこうぢ大なごん樣へ御ざなされ候。

まへだひうが殿御たんじやうのよしうけ給および申候。こなたへ御歸なされ候て、又いこまないぜん殿へ御ゐんぺんの御事はうけ給申さず候。ないぜん殿御ないぎは、ぎよくせんゐん樣御一もんのよしうけ給申候。

〔金澤古蹟志〕

阿茶子屋敷

村井長明自記に云、天正十一年柳ヶ瀨敗軍之時、秀吉公御人數越前府中に到着、利家卿此城は予が墓所なり、立退度者は早々退候へと御下知にて、城中より嚴敷鐵炮爲御打候へば、堀久太郎殿先手にて府中の城近く押寄、暫く矢留に被成候へ、申談度事有之よし矢文を射越、城門近く立寄、陵に參られたる由久太郎殿被申演候へば、利家卿柴田へ我等娘を證人に出し置たり、難捨旨被仰故、一日一夜秀吉公御在陣有之處、其内に北庄への御證人の介添に付被置候あちやこ、才覺を以て矢倉より忍び出、頓て町屋へ出、人を賴其段府中へ注進申ける。此あちやこと申は、後に少將と申、金澤彥三町二番丁に屋舖被下在之、庭に千本櫻多植く置、花盛の頃には利家卿御成有之義、私も覺罷在となり。又亞相公夜話錄にも、柳ヶ瀨破軍にて、利家樣府中城へ御入候へば、太閤樣府中の城へ鐵炮打懸內より打出す。扨堀左衞門殿を陵に御越候て、それより無事に成、利家樣太閤樣へ御附被成。但し北庄の人質の左右を利家樣御

待候義、後々までも何れも感じ被申。其時御證人加賀樣にて、御供にはあちやこ、後には少將殿に成被申候と見ゆ、菅家見聞集にも此文のまゝを載たり。三壺記に德庵といふ者、利家卿の人質を盜出し、つれて行きけれども、不忠の者とて御恩賞もなかりしかば、立歸り籠城すとあり。右人質は則加賀樣なるべし。さて加賀樣といふは、利家卿第三の息女にて、後に秀吉公の裏方と成給へり。前田家略譜に、利家卿第三女阿麿姬、天正十年春定婚于佐久間十藏、同十一年羽柴柴田鉾楯、以姬爲北庄之證人、于時佐久間十藏死于城中、依之同十三年八月仕官于豐太閤、時人稱加賀殿、とあり。靑地禮幹の本藩略譜に、磨阿一作阿茶、爲豐主宮人、稱加賀殿及少將是也とあり。按に壬子集錄に載たるかうじゆ院覺書に、かゞ樣はおまあ樣と申と載たれば、阿磨とあるも磨阿の誤り、また一作阿茶とあるは、北庄へ介添に付られし阿茶子の名と混じたるもの也。また少將といふも阿茶子の事なるべし。

十月十九日。前田利長能登鹽釜の使用料を定む。

〔國初遺文〕

能州鹽釜納所方定

一、百拾七枚　上上釜

此代二百卅四貫文、一枚に付二貫文宛、但大納言時之分。

一、五百四拾三枚　上　釜
此代八百拾四貫五百文、一枚に付一貫五百文、同理。
一、百拾九枚　中　釜
此代百卅貫九百文、一枚に付而一貫百文宛、同理。
一、五拾六枚　下　釜
此代十九貫二百文、一枚に付七百文、同理。
以上千二百拾八貫六百文
右之鹽釜納所増分
一、百拾七枚　上上　釜
此代二拾三貫四百文、一枚に付二百文宛。
一、五百四拾三枚　上　釜
此代百卅五貫四百五十文、一枚に付百五十文宛。
一、百拾九枚　中　釜
此代拾五貫百文、一枚に付百廿文宛。
一、五拾六枚　下　釜

此代二貫八百文、一枚に付五拾文宛。
以上百七拾六貫七百五十文
都合千三百九拾五貫三百五十文
（付紙都合千三百四十一貫七百廿文）
右納所分、當年より以後無滯樣に可收納候。若於致未進者可爲越度者也。仍如件。
慶長十年十月十九日　　はひ利　長印
三輪藤兵衛殿

十月廿六日。村井長頼卒す。

〔諸士系譜〕
豐後守長頼。初長八郎。又兵衞。一萬千貳百四拾五石。慶長十・七・廿六卒。五十九歲。法號相光寺殿。

次に載せたる村井氏由緒によれば享年六十三なるべし

〔村井氏由緒〕
村井豐後守長頼。弘治二年十四歲に而高德院樣に被召出、永祿十二年名長八郎与申候處、又之御字被下、又兵衞に改申候。天正十九年叙爵被仰付、豐後守に可改之旨被仰渡、且人持之組頭竝御政務之御用相勤。天正三年越前府中に而貳百五拾石拜領。其後依戰功、度々御加增、

豐後は長賴出雲はその子長次

長左衛門は好連

都合壹萬千貳百四拾五石餘拜領仕候。慶長四年五月芳春院様爲御證人江戸表ヘ御下向に付、御供被仰付、同七年三月自江戸表有馬ヘ御湯治、同十月重而江戸表ヘ御下向に付、御供仕罷越、慶長十年十月於彼地病死仕候。

〔陳善錄〕

利家様村井豐後を又兵衛と名を御付被成候。又左衛門様の又の御字を被下候は、度々御話承申候。さて又豐後もかたり被申候。伊勢國大河內之城、信長公御攻被成候時、大納言様御そばにて太刀打いたし、首を取申候。其時までは若名村井長八郎と申を、右のごとく又兵衛に被成候。

〔村井文書〕

尙々ぶんご心ざしにてくれ候間心安候。

出雲かたもつぼなく候間、これをつかはし可申候。よく出雲に心へ可申候。

ぶんごゆいもつのよしにて、つぼ・かたなあげ候。ふびんなるしやわせにて候。出雲かたにつぼなく候はゞ、此つぼをつかはし可申候よし。

はひ

長　左兵衛　參

川西三郡は神通川以西の三郡

前田慶次の歿年は確ならず、今この文あるによりて本年十一月九日に係く

十月廿八日。加賀藩吏金澤町に命じて越中礪波・婦負・射水三郡農民の借米に對する利足を免除せしむ。

〔慶長以來定書〕

高札　　　　金澤町

越中川西三郡在々所々百姓等、當年借米之事、本米之儀は可返、並利米之事は不及取沙汰候。縦此已前利足分雖相定候、借り申手前へ可相返、若於相背御法度之旨輩者、可爲曲言之旨被仰出者也。

慶長十年十月廿八日　　篠原出羽守
横山大膳
奥村伊豫守

十一月九日。前田慶次利太歿す。時に年七十三。

〔考據摘錄〕　野崎八左衛門知通筆記

利卓公は實は瀧川左近將監一益の弟なり。利久公養子としたまふ。利卓公心たくましく猛將たり。謂あつて浪人となりたまへり。故に一つの望あり。意趣は秘爰に不語然れども世も末となり次第おごろふの理によりて秀るの日なし。若は利長卿にも背き給はずば可然けれども、只望をと

げんと夫にも隨ひたまはず。剩戰を好て、後々は景勝などの陣中に至り、上杉と心を共にし、望も後は恨に變じ、種々の業を盡したまへり。仍利長卿より詈度々なり。利卓公年歷て痞病發せり。時に病を保育すと號し、大和に越し、洛に至り、種々の犯惑を振舞たまふ故、世人皆惡んで加州に告たり。利長卿より罵つよきによつて、洛の居不叶、大和の刈布に蟄したまへり。利卓公年歷て病甚し。故に入道してみづから龍碎軒不便齋と號したまへり。不便齋此時に至り、淺野・多羅尾・森此三人加州に戻したまへり。知通は利長卿より添へたまへば、謂あるべければ我が死後を見屆べしと留たまひて、知通と纔に下部二人と給仕して月日を經たり。不便齋病次第に盛にして不治、慶長十年十一月九日巳の半刻、享年七十三にて卒したまへり。則刈布安樂寺に葬る。其林中に一廟を築き、方四尺餘、高五尺之石碑を建、銘に龍碎軒不便齋一夢庵主と記せり。俗の姓名並落命之年號月日は謂あつて不記。利卓公の死する所を知る者なしと云はんか。大和國刈布村と云所は、同國の舊跡當麻寺の山を、左りに西へ二里を行て里あり、茂林と云。夫より南に一里あり。

右に遺言する事、利卓公に添へられて、一生の有增をしり、卒したまへるの儀も知れり。他に知る人なし。戸田氏すでに我が主となれり。正に彌五兵衞殿の外祖たり。遠忌及び舊忌此家にてかふむらずばあらじ。我死してなんぞ不知といはゞ、知通何を勤めたりと云ん。爰に

久しき苦心の勤を空しくして、剩他の嘲を需ん。又利卓公の骸にも異笑をつけん事甚口惜。仍て十分一と云ども、只其戸を葬るの地落命の月日を一息一言して殘す。舊忘追善の種と思ふのみ。利家卿・利長卿に命を奉りてより、右皆秘すべき謂あれば、汝能く思ふべし。今の遺言の耳に口をあてゝ必傳べし。彼地に至るの事あらば、誤て乘打すべからずと、後より後に秘て傳べし、以上。

承應元年正月　　　　野崎八左衛門知通七十七歳述書

〔桑華字苑〕

一、前田慶次郎と云ひし仁は、元來瀧川一益のをひに瀧川儀太夫と云人在、此子を腹に持て、前田五郎兵衛殿とて利家公の舍弟の方へ嫁して生あり。幸ひ五郎兵衛殿に子無きに依て、慶次郎を實子の樣にめされたりと、神戸清庵語る。慶次殿上杉景勝にて壹萬石取、白石にて鑓を合、武勇の場數人に越えたる人なり。ひやうげ人にて何事も人に替り、出家のやうなるきやうがいなり。奥州福島にて腹中を煩、十死一生なる時、ひぞうの子小姓に、其方は我死にたらば追腹を可切か、定て切るまじきとのたまへば、子小姓は口惜き事をのたまふ物かな、我等心中御目にかけんと云まゝに、押はだぬぎ、腹十文字に切て、ふえをかき當座に死す。慶次殿こはそも何事ぞ、たはむれにいひたれば、せがれの心にて惡く心得、ふびんなる次第

とてなげかれけるが、一兩日の内になげき死にしなれけるとなり。

〔雜　記〕

一、上杉景勝の家人前田慶次は、武邊人の知たる勇士也。松川合戰の時、福島の城兵深手負しが、彼手負故有者にて有けん、傍輩彼を助け起し、藥を用ひんとせしに、折節あたりに水なければ、小便にて藥を用ひよとて、誰彼と云所に、前田慶次がいはく、かゝる稠敷戰場にて、人の心逆上して小便通じ難きもの也。然共某に於ては尋常の者に替るべしとて、草摺を引きたぐり、立ながら小便をする。則是を呑汁にして藥を與へけると也。此慶次常に朱柄の鎗を持するより、人皆是を笑ひ、きやつが生若き身にて、度々の譽とも不可有。先主謙信の御時さへ粉骨有し輩も、朱柄は憚る家風なり。さればとて私に朱柄を制禁すべき樣もなし。あはれ御下知あれかしと、よる／＼呟きけるを景勝聞給ひ、家中の批判も理りながら、慶次は加賀大納言の猶子なり。當家に暫あればとて、我等は家來とも云ひ難し。殊更兵具の類に於ては、猥に下知を加へ難し。所詮朱柄の鎗におゐては、心任せにせよといはれしと也。

〔重輯雜談〕

一、前田慶次殿は高德公の甥子にて、領は一萬石と聞ゆと云々。（此事顚末の事前田孝貞話、彌委可尋。）三壺記には瀧川一益の子とあれども、御同苗實の由。但連續の段は不詳也。此慶次殿に種々の物語ある

を、孝貞聞及で語るは、世に云ひ傳る通の替り人也。或時京洛にて、高德公の甥御に衛着在由、太閤秀吉公聞召て、隨分替りたる形にて可罷出、御目見可被仰付との事なるに因て、慶次殿髮を片方へ寄て結、虎の皮の肩衣に、袴も異樣なるを着し、拜禮の時頭を疊へ橫に付平伏せらる。此の爲に髮を片寄て結て、髻の拜禮の時直になる樣に拵たるものと見ゆ。太閤の御意に應じて、偖も／＼替たる男哉と御笑有て、定て彌替りたる仕形可仕と思召、御馬一疋被下候間、於御前拜領候へと被仰出。慶次忝由御請申し、退出して裝束を直し、今度は成程くすみたる程に古代に作り、髮をも常に結直し、上下衣服等迄平生に改め、御前へ出て御馬を拜領し、前後進退度に當り、見事なる体也。因之太閤は不及申、末々迄目を驚しける。愈太閤の御意に叶ひ、向後何方にて成とも、心儘に衛き候へと御免の御意を奉りて、以後所々思儘なる衛き事をして一生を遂られけると也。

〔三壺記〕

慶次郎殿は信長公より扶助せられけり。此人若年より人にかはりて異風なる人也。聚樂にてせんとうの風呂屋へ行、小風呂の內へ小脇指をさし入りたまへば、人々氣遣して皆出にけり。慶次郎板の間へ上り、小脇指をずばとぬき、あかをかき給ふ。見れば竹刀にてぞ有ける。伏見の御城にて太閤樣へ御目見えの時、大なでつけにかまひげ・上ひげ長々として、長袴にて御

次まで出たまへば、淺野彌兵衞・猪子內匠など是を見て、是はいかなる有樣ぞ、長髮にて御目見えは叶ふまじきと有し時、畏ると云まゝにつけ髮・かけひげをおつとり給へば、剃立たる有樣なり。國々の大名衆見て興をさまして居られけり。京室町通りを、古紙衣にしなの皮にてあみたるぼうしを着し、脇指一こしにて通りたまふ。或棚を見給へば呉服だな也。肥躰成大男かた足を見せばなへなげ出し、わき成ものと雜談して居たりけり。慶次郎殿するくと立より、膝の上を押へ、亭主此足は何程に賣れ申ぞ、買申度と被仰ければ、百貫に賣可申と申て、足を引可申とすれども、ひざ皿を押つけてひかせ申さず、供廻を呼給へば小姓小者參畏る。此ひざ百貫に買たるぞ、金子を取て參れと被仰。それより町中寄りて御わび事いたし、町奉行あつかひにて相濟無事に成。夫より京中に、足をなげ出す事禁制に成にけり。か樣之事共千萬有に付、皆人恐れ出であはず。關東御陣の後、出羽・奥州へ利家公御檢地に御座被成、南部・秋田の方迄慶次殿走廻り、或家の見せにやうじ木のごとくたばねたる木有、楊枝にもあらず、はし木にもあらず、龜相成木也。是は下々用所達す所に置、鼻紙の代にいたすそつぺらと云物也。慶次殿立寄て、是は何と云ぞ、何の用ぞと尋ねたまへば、是はそつぺらと申候。何につかふぞ、つかうて見せよと被仰ければ、賣主一本取て、はなをくんとかみ出し、へらにてこそげてすてければ、慶次殿少買取、ふところに朝夕入ておはします。庄內

の家老共利家公迄御茶上可申とて、座敷庭等も善盡し申請奉る。こい茶も過、御咄に成、慶次殿ふところより件のへらを取出し、はなをかみ路次になげたまへば、亭主申けるは、さては慶次殿、南部のものどもはかりけるよ、其方樣の鼻を在家のもの共の尻と一つにいたしたりと申されければ、慶次殿被仰は、鼻紙は何にも遣申間不苦と申されたり。今も南部秋田に、此物がたりかくれなくいたし候。此慶次殿に、加州にて娘三人有て、一人は北條采女妻也。一人は戸田彌五衞門妻也。今一人はお花殿と申、利長公の妾の姫にてましますを、山田彌右衞門につかはさるゝ。戸田彌五左衞門娘三人有て、一人は清泰院樣のお召仕今井の方、一人は長谷川安入妻女、一人は吉田又右衞門妻女なり。次なれば爰に記す。

〔可觀小說〕

一、前田慶次は加州利家卿のいとこ也。天性徒ものにて一代の咄色々あり。初は利家へ奉仕、武功度々不及申、學問歌道亂舞に長じ、源氏物語の講釋伊勢物語の秘傳をうけて、文武の士と云。利家慶次が世を輕く存候をひたと叱り給ふを、慶次不足に存、此家に久敷不可居と思ひ、大息ついて獨言しけるは、萬戶侯の封といふとも心に不叶は浪人に同じ、只に心に適ふを以萬戶侯と云べし。去るも留るも其處を得るを樂しと思ふ也、所詮立退くべしと思ひしが、又持病の徒心起り、只立退かんは無念也とおもひ、利家へ御茶を上んと望む。利家聞給ひ、

慶次が心直りて我に茶をくれんと申候と悦び給ひ、慶次が宅へ入給ふ。慶次水風呂に冷水をたぶ／＼と汲入、茶濟て後慶次申候は、今日事の外寒じ候、私爐を用ひ不申候に付、風呂を申付候間、御入可被成哉と、横山山城守（是は傳聞の相違なるべし。山城守は利長之寵臣なり。）を以伺ひしが、利家則浴室に入り給ふ。慶次湯加減を試みて、成程能候と申上る。利家裸に成て、たぶと入給ふに冷水也。利家屹度驚き、其徒もの遁すなと呼び給ふ。慶次は松風といふ早馬を持ちければ、兼て裏門に立て置きたりしが、其儘打乘て行方しらず成にけり。利家大に急ぎて方々を被尋候得共、關東へ逃下りけり。景勝へ五千石にて出たり。利家を憚り、出家して穀藏院ひよつと齋と名をかへ、今は長袖なりとて二幅袖にして着之、景勝へ目見する。其砌會津へ入部の比にて、諸浪人新參者多し。山上道及、是は關東浪人、首供養三度したるもの也。其外蒲生家の浪人多し。志賀與三左衞門・粟生美濃守等云は、殿樣の御歸依僧なれ共、林泉寺が顏ほごにくていにて、一拳はり度き顏は世になしと云。慶次さらば我等往て林泉寺が顏をはらんと云て、巡禮にばけ、林泉寺へ行、庭の築山所望して見物し、五言絕句の詩を即刻に作り、方丈に進上いたしければ、和尙出會ひて巡禮は奇特也、扨々作者哉とて唱和など給はり、中々馳走ありけり。客殿に碁盤あり、慶次見て碁咄しをする。和尙問、巡禮は碁が成る樣、一番打たんとあり。慶次御相手仕候はん、但負候はゞ鼻梁へしつぺいを當る筈に極めて碁を初る。慶次態と負た

り。されば御約束の通私へしつぺいを御當て候へといふ。和尚約束之事なれども、僧の身にて人を痛め候はん事如何とある。慶次左候へば不面白とて續いて所望す。和尚は沙門に不似合事なればとて、態とあて候とて爪彈を當らるゝ。さて二番目は慶次思ふ樣に勝ち、さらば我等にもしつぺい御當て候へと被望。慶次申候は御僧樣へしつぺい當て候事は、佛身を破るに同じ、後生にも恐れ候と云。和尚それは其答にてなし、其身へはしつぺい當、我はしつぺい不當は道に違ひたり、是非受けんとあり。慶次左候はゞ乍恐當て申さんとて、拳を握りすまし、力に任せ和尚の目と鼻の間を、したゝかにはつたり。和尚は氣を取失ひ、衂ながれ、皆是は〳〵と云内に、慶次は行方しらず逃去れり。扨此よしを粟生・志賀等へ語りしかば、皆ゑつぼに入りて笑ひけり。

一、關ヶ原軍の時、慶次奥州の指物は、白の四半に大ふへんものと書付たり。人々申は、上杉家武勇なるに、かく押出し大武邊者とは不思寄指物也と咎めしかば、慶次から〳〵と打笑ひ、扨も〳〵何茂は文盲かな、假名の清濁だに不知。我等事久々浪人にて金銀なきゆゑ、大ふべん者と申事なり。讀み樣あしくかく〳〵の給ふは誤也と申けり。又會津へ出仕の時分、皆朱の柄の鎗を爲持ありく。昔より皆朱の鎗と玳瑁の鎗とは、武功勝れねば持たする事を不許、相組の者共咎之。是は我等先祖以來の鎗也、かふる事ならずと云。そこにて水野藤兵衞・薙塚理

右衛門・宇佐美彌五左衛門・藤田森右衛門等語て云、多年奉公候得共、我等には皆朱之鎗御免無之、新參之慶次朱柄の鎗持する事遺恨に而候間、我等も朱柄の鎗御免可被成候。無左候はゞ慶次に朱柄を止候樣に被仰付可被下候といふ。直江山城守兼續、其頃なれば內意にて色々異見すれども不聽。因之慶次にも改而皆朱柄御免とあり、藤田・薙塚・宇佐美・水野にも御免ありしが、慶長五年九月廿九日最上陣洲川と云所に而、慶次と薙塚・宇佐美・藤田・水野五人、一所に朱柄にて鎗を合す、希代の珍事也。慶次其日の出立は、黑糸縅の鎧に、猩々緋の羽織、金のいらたかの珠數に金の瓢を付たるを襟にかけ、鐵錆の山伏頭巾の冑、十文字の鎗を提げ、黑の馬の野髮なるに金の山伏頭巾をかぶらせ、唐鞦かけて乘りたりけり。

一、松風の名馬を、京にて夏の比每夕河原へ冷やしに出ける。其馬捕の腰に烏帽子を付けさせたり。路にて往來の大名小名に逢ふ時、見事なる馬なれば立戻り、誰の馬ぞと尋るに、彼馬捕其儘烏帽子引かぶり、足拍子を踏んで、此鹿毛と申は、あかいちよつかい革袴、茨がくれの鐵冑、鷄のとつさか立烏帽子、前田慶次の馬にて候と、幸若を舞、通る人尋る度に如此。或時慶次錢湯の風呂に入、頰かぶりして忍入、下帶に一尺計の脇刺を指して入る。入込の輩、すはや曲者よ、爰にて風呂に不入ば、恐れて不入といはれんとて、皆脇指を持て風呂に入けり。數刻過ぎて、慶次は板の間へ出、彼小脇差をするりと拔たるを見るに竹のへら也。足の

本文は前田慶次が信濃善光寺に在りける時の作なりとて傳へらるゝものなり

裏の垢をこそげるを、風呂へさして入、柄も下緒も役に不立、身は汗かきなさして、皆捨たりとて憤りたるとかや。

一、關ヶ原陣の後、上杉景勝百萬石を召放、只三拾貳萬石に成、米澤へ所替、家中大形陣出る。慶次は元來覺の者、殊に最上口の鎗にて高名の誉天下へ聞え、七八千石にて抱へ度といふ人々數多あり。慶次云、天下に我が主は景勝の外には一人もなし。其子細は石田治部一味の大名小名關ヶ原にて上方負候といなや、人質を渡し便を求め、降參して立つ足もなく淺間敷体也。此の衆を主に取事は、堅くいやなり。又家康公譜代の衆は、近頃迄又者也。それを主には猶いやなり。越前の黄門か、尾張の下野か、扨は景勝より外はなし。關ヶ原にて味方敗北しけれども、少も弱氣を見せず、一言の降を不請、翌年四月迄ひたと合戰せられしを見れば、大剛の大將は景勝なり。主には上あるべからずとて、景勝の家を不出、子息彈正大弼忠勝まで長命にて、米澤にて病死しけるとなむ。

〔無苦庵記〕

抑此無苦庵は、孝を勤むべき親もなければ、憐むべき子もなし。こゝろは墨に染ねども、髮結ふがむづかしさに、つむりを剃り、手のつかひ不奉公もせず、足の駕籠かき小揚やとはず。七年の病なければ三年の蓬も用ひず。雲無心にして岫を出るもまたをかし。詩歌に心なけれ

ば、月花も苦にならず。寐たき時は晝も寢、起きたき時は夜も起る。九品蓮臺に至らんと思ふ欲心なければ、八萬地獄に落つべき罪もなし。生るまでいきたらば、死ぬるでもあらうかとおもふ。

【本藩歷譜】

慶次郞利太、初名利益、初通名宗兵衞と稱す。或慶次とす、謹按皆常に郞の字を省き唱へるか故に、書記にも移たると見ゆ。天正十三年阿尾城攻衆の内に前田宗兵衞利益とあり。實は瀧川左近將監從子儀太夫益氏の子也。或一益の子と云。眞僞一統志云、益氏討死の後懐婦妾利久の室と成、故出生の息自然に利久の養子と成とあり、考に附す。利久君養子とし女婿とす。初信長公に仕へ、後高德公に從ひ、六千石の地を與へ玉ふ。高德公譜略云、能州を賜ふ時御越、利久君へ七千石被進處、利益へ五千石御渡と見えたり。能州松尾に居せらる。松尾一松應に作る、鄕に此地を正すに今此邑名なし。七尾の内の一つに松尾と云あり。島山氏の城址也。又鹿島路村に松尾と唱る地あれども、是等の地に居せらるゝ事、士人傳言の說なしと云。初尾州に居せらる。卽壬子集錄中荒子城圖中に巽方慶次殿居敷あり、東西二十間南北十八間とあり。後祿を辭し、高德公譜略に、慶次殿關東陣迄御家に御入候とあり。京師に至れり。寺町通に僑居とあり。慶長五年關原の軍起りし前奥州へ至り、國老直江山城守兼續が吹擧を以て、上杉景勝に仕へ、二千石を領す。奥村氏本御系譜。兼續に屬せしめ、出羽最上家の兵と戰ひ、天童城攻等に奮戰屢功あり。戰功の事春日山日記等に詳也。又武邊咄聞書に高德公を憚り出家して穀藏院ひよつと齋と更名せられし事あり。景勝封を米澤へ移されし時處士となる。諸侯其勇名を聞て徵せども並に就かず。奥州會津にて卒しぬ。卒年未詳。或云農夫田畑村大隅が家にて卒せしとも云。米澤志曰小梁川伏の隱居疊東山上村戸の內に山鷲の館と云あり。此所前田慶次郞屋敷とあり。石碑は善光寺にあり。堂守松田山善光寺は延德寺末寺とあり。謹按山鷲館は、嘗官仕の時の第地なるを傳稱する成べし。性豪爽にして驍勇なり。武邊咄に載す。又恢諧にして能詩を賦し、五言絶句を卽時に作て、林泉寺方大に進覽すること混見滴

寫に見えたり。又大島維直曰、當上杉侯家士山田長三郎云、慶次君か詩集若干あり。其藩中に行はる。又内書の韻臺一本あり、公庫に現存すと云。詩集我藩に傳はらざること遺憾餘りあるなり。並に連歌に工なり。昌叱の輩と唱和をなすと云。一本御系譜に一句を載するあり。因に附す前田慶次君嘗遊法橋昌叱宅、雪折やつれなき杉の下涼み、慶次殿、時雨行かと揮の嶠山、昌叱。室同宗五郎兵衞安勝君女也。利久君養女として利太に妻す。卒年未詳、一男五女あり、安太夫正虎利太の子也。初我藩にて采地二千石を賜ふ。寺島覺書光悦の風を學で書を能す。後浪士を以て能州七尾にて終れり。卒年知れず。嗣なし。利太君五女、長は名花、初瑞龍公に宮仕し、後有賀左京直治へ嫁し、再び山本彌左衞門に嫁す。一作彌五右衞門、彌左衞門は大正持候に仕ふ。高德公幾功略に、山本彌左衞門へ利長様御遺行の後玉泉院様御意を以て被遣候とあり。次は北條采女に嫁す。采女初少次郎と稱す、采女父は安房守氏邦と云、武州鉢形城主也、秀吉公小田原を攻伐ありし時、高德公に降り、又秀吉公氏邦をして公へ屬せらる、因て采地千石を賜ふ。氏邦子は僧となつて紫野に喝食と成て在しを、氏邦卒して後召て還俗させ采女と云。其子主殿女は名かめと云、寛永四年八月廿一日十人扶持を賜ふ。又寺西彥丞妻と成、延寶二年十二月二日死す。又寺西家傳にには主殿妻にして、彥丞へ再嫁すとあり。猶考べし。今の藤馬祖。次は長谷川三右衞門へ嫁す。次は平野彌次右衞門へ嫁す。御本作彌右衞門。次は戸田彌五左衞門政秋一本作方經。に嫁す。政秋始加藤嘉明に仕へ、後微妙公に奉仕し、又富山侯に奉仕す。二女あり、長は長谷川大學重價に嫁す。次を今井と稱す。今井初高德公女千代姫に仕へ、後微妙公松雲公に歷仕し、其甥大學重價、二男小源太重方、嘗て奥小將に召出され有しを、今井養子とし二百五十石を賜ふ。然に早世子なし。因て再び重方妹を養女とし、津田宗七郎二男を女婿とし召出され、戸田彌五兵衞直方と稱す、即右近方幸祖。

【前田氏系譜】

利治。或利益。又利太。自稱宗兵衞。後慶次。實瀧川左近將監一益從子。儀太夫某男。或曰一益男也。爲利久嗣。冒姓前田氏。被仕信長公。後遭天正之變。屬子利家。祿六千石。居能州松應村。後辭祿退居于京師。關原役屬上杉氏家臣直江兼續。有戰功。軍敗之後。祿仕上杉氏於會津。遂終

其士。善連歌矣。嘗拜佐渡守云々。妻五郎兵衛安勝女。

○利　治。

- 正　虎。　稱安太夫。倣光悅風善書。以處士終于能州。無嗣子。
- 女。　嫁有賀左京某。再嫁大聖寺士山本彌五右衛門某。
- 女。　嫁北條主殿某。是小田原氏政伯父北條安房守氏邦子也。關東陣利家陷鉢形城。氏邦降服。而後太閤使之預于利家。於是利家與之采田千石。其子主殿。幼名稱少三郎。爲紫野大德寺喝食。氏邦卒。於是利家使德山五兵衛招之。以父遺知千石與之。稱主殿。無嗣男。故家斷。有一女初仕于利常。後嫁寺西十藏某。
- 女。　嫁長谷川三右衛門某。
- 女。　嫁平野彌右衛門某。
- 女。　嫁富山士戶田彌五右衛門某。

十二月十六日。前田利長加賀江沼郡山中溫泉湯稅の領收書を與ふ。

〔加賀古文書〕

慶長十年分、加州山中湯錢艮子請取事。

合一貫目者

艮子は銀子

右請取相濟所也。

慶長十年十二月十六日　はひ判

遠江

十二月廿九日。前田利長、越中國天秤税の領收書を與ふ。

〔國初遺文〕

慶長十年天秤役、銀子四十枚之内請取銀子之事。

合十五枚者

右請取所如件。

慶長拾年十二月廿九日　はひ判

てんひんや　せい兵へ

是歳。定納米壹石に對し口米五升と定む。

〔眞館覺書〕

慶長十年口米一石に付五升、京升に而五斗二升俵。

〔河合覺書〕

一、慶長十一年之頃より物成何ッ何分斗代与有之、口米石に五升充。但慶長九年迄口米之書

物見に不申事。

〔改作要錄〕

一、口米慶長十一年頃より、口米石に付五升宛之由。慶長九年迄は口米の書き物見得不申候。同十五年頃は、八升之所、寛文八年七月より、京升・新京升に改り候に付、最前之斗升与之升違程口米增す。石に付一斗一升二合四勺に相成候得共、算用合六ヶ敷に付、四勺見捨に相極り候由、格帳に有之。又口米元和六七年頃迄は、御家中侍に收納金計り不申に付、人々より家來等指遣、數日百姓方に付置、致催促候內、右家來共等百姓賄致難義候由に付、其入用大概御圖り米になほし、口米と名付、御家中に被下、百姓斗候由。其後新京升に相成、升違程口米增、寛文十年より一斗一升二合に相成候由、横山兵庫・野村勘兵衛より書上候旨趣、舊記に有。格帳之趣と年號相違。

附録年表

天文七年　戊戌　皇紀二一九八

是歳　○前田利家尾張愛智郡荒子に生る。(一)

天文十六年　丁未　皇紀二二〇七

七月　○九日前田利家夫人芳春院尾張海東郡沖之島に生る。(一六)

天文十九年　庚戌　皇紀二二一〇

是歳　○前田利家夫人芳春院來嫁す。(三二)

天文二十年　辛亥　皇紀二二一一

正月　○前田利家織田信長に仕へ田五十貫を食む。(三三)

八月　○前田利家初て擐甲し織田信長に從ひて尾張海津の戰に首級を獲。(三四)

是歳　○前田利家元服して孫四郎利家と稱す。(三五)

弘治二年　丙辰　皇紀二二一六

八月　○廿四日前田利家織田信長に從ひて尾張稻生の戰に敵將宮井恒忠を斬る。(三六)

是歳　○前田利家稻生の戰功により祿百貫を加賜せらる。(三一)

永祿元年　戊午　皇紀二二一八

七月　○十二日前田利家織田信長に從ひて尾張浮野に戰ひ敵首を獲。(三三)

是歳　○前田利家通稱を又左衛門と改む。(三五)

永祿二年　己未　皇紀二二一九

六月　○七日前田利家の女幸姬生る。(三五)

○前田利家織田信長の同朋十阿彌を害し爲に譴を蒙る。(三六)

永祿三年　庚申　皇紀二二二〇

五月　○十九日前田利家私に尾張桶狹間の役に從ひ首級を獲て之を織田信長に獻す。(三八)

七月　○十三日前田利家の父利春歿し尾張荒子觀音寺に葬る。(四一)

是歳　○前田利家の兄利久家を繼ぎ祿二千貫を領す。(四三)

永祿四年　辛酉　皇紀二二二一

五月　○十三日前田利家美濃森部の戰に從ひ功あり織田信長乃ち利家の譴を解く。(四三)

是歳　〇前田利家森部の戰功を以て祿三百貫を增す。（四五）

永祿五年　壬戌　皇紀二二二二

正月　〇十二日前田利家の世子利長尾張荒子城に生る。（四六）

二月　〇十五日前田利長尾張熱田社に參詣す。（四七）

五月　〇三日前田利家織田信長に從ひ美濃輕海に戰ふ。（四七）

永祿六年　癸亥　皇紀二二二三

是歳　〇前田利家の女蕭姬生る。（四八）

永祿七年　甲子　皇紀二二二四

八月　〇五日前田利家織田信長に從ひ齋藤龍興を美濃稻葉山城に攻む。（四九）

永祿八年　乙丑　皇紀二二二五

十二月　〇五日前田利久の女某歿す。（五〇）

是歳　〇能登國能登部を改めて鹿島郡と稱す。（五一）

永祿十年　丁卯　皇紀二二二七

是歳　〇織田信長赤幌黑幌諸騎を置き前田利家は赤幌に列す。（五二）

永祿十一年　戊辰　皇紀二二二八

九月　〇十二日前田利家織田信長に從ひて近江箕作城を攻め敵首を獲又創を蒙る。（五四）
〇廿八日前田利家織田信長に從ひて京師に入る。（五六）

永祿十二年　己巳　皇紀二二二九

八月　〇下旬前田利家織田信長に從ひて伊勢大河內城を攻む。（五七）

十月　〇前田利家兄利久に代りて宗家を繼ぎ舊祿に併せて二千四百五十貫を食む。（五八）

元龜元年　庚午　皇紀二二三〇

四月　〇廿五日前田利家織田信長の軍に從ひて越前手筒山城を攻む。（六一）

五月　〇六日村井長賴近江嚀村に戰ひて功あり。（六二）

六月　〇廿二日織田信長淺井長政を近江小谷城に攻め急に軍を收む前田利家奮鬪し村井長賴亦功あり。（六三）
〇廿八日織田信長淺井朝倉二氏と近江姉川に會戰し前田利家又功あり。（六四）

九月　〇十四日前田利家織田信長の攝津大阪城攻擊に從ひ村井長賴と共に敵數人を殪す。（六五）
〇前田利家織田信長の命を受け諸將と共に近江比叡山を攻む。（六八）

元龜二年　辛未　皇紀二二三一

〇前田利家近江長濱に封ぜられ一萬石を食む。（六九）

九月 ○三日前田利家諸將と近江金ヶ森の賊を撃ち村井長頼戰功あり。(七〇)

元龜三年　壬申　皇紀二二三二

七月 ○廿一日前田利家織田信長に從ひて近江虎御前山に陣し淺井長政を攻む。(七一)

十二月 ○廿二日前田利家の弟佐脇藤八郎遠江味方原に戰死す。(七四)

是歳 ○前田利家の女摩阿姫生る。(七五)

天正元年　癸酉　皇紀二二三三

八月 ○十四日前田利家等朝倉義景を越前刀根山に撃ち敵將を殲す。(七六)

○前田利家奥村永福を祿す。(七七)

○廿六日前田利家織田信長に從ひて再び近江虎御前山に陣す。(七七)

○廿八日前田利家諸將と共に淺井長政を近江小谷城に攻む。(七八)

十一月 ○十六日前田利家諸將と共に三好義繼を河内若江城に攻めて之を滅す。(七八)

○廿四日前田利家の母長齡院歿す。(七九)

天正二年　甲戌　皇紀二二三四

正月 ○元日織田信長岐阜城に諸將の賀正を受け宴を張りて饗す、前田利家亦之に與る。(八〇)

○前田利長近侍の士と破魔弓を弄す。(八一)

是歳 ○前田利家の女豪姫生る。(八一)

天正三年　乙亥　皇紀二二三五

五月 ○廿一日前田利家織田信長に從ひ三河長篠に戰ふ。(八三)

八月 ○十五日前田利家織田信長に從ひて發し、越前の賊を撃ち遂に加賀に入る。(八六)

九月 ○廿三日前田利家越前府中に封ぜられ三萬三千石を食む。(八七)

是歳 ○前田利家配下の將士漸次越前府中に移り住す。(八九)

天正五年　丁丑　皇紀二二三七

八月 ○八日前田利家諸將と加賀に赴きて上杉輝虎を拒まんとし後戰はずして歸る。(九五)

是歳 ○前田利家の女與免姫生る。(九八)

天正六年　戊寅　皇紀二二三八

十一月 ○九日前田利家織田信長に從ひ荒木村重の攝津高槻城を攻撃の爲に出發す。(九八)

是歳 ○前田利家の子利政生る。(九九)

○前田利家の女菊姫生る。(一〇〇)

天正七年　己卯　皇紀二二三九

三月　〇七日前田利家織田信長に從ひて攝津伊丹附近に陣す。(一〇一)

四月　〇八日前田利家織田信長に從ひて播磨に向ひ出發す。(一〇二)

十二月　〇十六日前田利家荒木村重一族の京師六條磧に戮せらるゝを監す。(一〇三)

天正八年　庚辰　皇紀二二四〇

五月　〇七日前田利家の女千代姫生る。(一〇三)

六月　〇廿五日前田利家羽柴秀吉に副として發し、因幡鳥取城を攻む。(一〇四)

天正九年　辛巳　皇紀二二四一

二月　〇廿八日前田利家織田信長に從ひて禁裏の馬揃に參加す。(一〇四)

三月　〇前田利家織田信長の命を奉じ上杉景勝の兵を撃退せんが爲越中に出陣す。(一〇五)

〇前田利家菅屋長頼等と共に織田信長の命を受け能登の國事を監す。(一〇五)

八月　〇十七日前田利家能登一國に封ぜらる。(一〇八)

九月　〇八日前田利家能登鳳至郡道下村逃亡の農をして歸りてその業に就かしむ。(一一〇)

十月　〇二日織田信長前田利家に越前府中領を返還せしむ後利家利長倘是に居る。(一一〇)

〇九日前田利家令を能登珠洲郡正院に下し農民をして寃枉を訴へしむ。(一一三)

是歲　〇前田利長織田信長の命によりてその女と婚す。(一一三)

〇前田利家寶圓寺を能登七尾郊外に創し大遠をして住持たらしむ。後改めて長齡寺と號す。(一一四)

天正十年　壬午　皇紀二二四二

正月　〇二十日前田利家能登七尾築城の用に供する鑄物を同國鳳至郡中居に徵す。(一一六)

〇廿一日前田利家能登鳳至郡鳳至町鍛工の稅を復舊す。(一一九)

二月　〇廿一日大納言日野淳光禁裏御料所能登鳳至郡中居釜屋村の事に關して書を式部卿法印に與ふ。(一一九)

三月　〇八日日野淳光又能登鳳至郡中居釜屋村の事に關して書を前田利家に與ふ。(一二〇)

〇十一日越中富山神保長住の家臣亂を爲して城を奪ふ、尋いで前田利家等之を討す。(一二〇)

〇廿四日前田利家越中富山より書を能登に留守する前田安勝に與へて警戒を嚴にせしむ。(一二一)

五月　〇十五日前田利家又令を能登に下して戒嚴せしむ。(一二二)

〇廿二日長連龍能登鳳至郡棚木城を攻めて長景連を誅す。(一二三)

六月　○二日前田利家等越中魚津城を陷る。(一三七)
○二日前田利長京師に赴く途近江瀬田に於いて織田信長横死の報に接す。(一三二)
○四日本能寺の變報越中魚津の陣中に達し織田氏の諸將大に驚駭す。(一四〇)
○五日前田利家 越中 魚津を發して 七尾城に歸る。(一四〇)
○羽柴秀吉その養女豪姫を宇喜多秀家に嫁せしむべきを約す。(一四一)
○十七日前田利家一揆蜂起の風聞あるを以て自から兵を上國に出し得ざるを柴田勝家に告ぐ。(一四四)
○十九日温井景隆三宅長盛能登を襲ふと流言するを以て前田利家豫め柴田勝家佐久間盛政に報ず。(一四五)
○廿三日温井景隆三宅長盛越後の兵を率ゐて能登鹿島郡石動山に入り荒山に城く。(一四八)
○廿四日前田利家書を柴田勝家佐久間盛政に與へて温井景隆三宅長盛の侵入を報じ援を求む。(一四八)
○廿六日前田利家石動山を攻撃し佐久間盛政金澤より來りて之を援く。(一四九)

八月　○五日前田利家能登羽咋郡菅原の農行長に十五俵の地を與ふ。(一六二)
○十五日前田利家能登羽咋郡中川村の農太郎右衛門に十五俵の地を給す。(一六三)
○二十日前田利家能登羽咋郡菅原天神及び社僧に田地を寄進す。(一六三)
○廿一日前田利家能登羽咋郡瀧谷妙成寺に十三俵の田地を寄進す。(一六五)
○廿四日前田利家能登羽咋郡氣多神社に四百俵の地を寄進す。(一六五)
○廿五日前田利家能登羽咋郡氣多神社に三百俵の修理田を寄進す。(一六七)
○廿九日 前田利家 能登羽咋郡氣多神社に 制札を與ふ。(一六七)
○廿九日前田利家能登鹿島郡石動山天平寺より沒收したる地を長連龍に與ふ。(一六八)

九月　○朔日前田利家能登鹿島郡熊木村の農與一に十俵を扶持す。(一六八)
○朔日前田利家能登鳳至郡穴水南北の農民に命じ木材を同郡諸橋に輸送せしむ。(一六九)
○五日前田利家能登羽咋郡中川村の太郎右衛門に命じて先の戰に潜匿せる農民を歸住せしむ。(一六九)
○六日前田利家能登鹿島郡七尾の市人氷見屋某に宅地及び田地を與ふ。(一七〇)
○六日前田利家山城男山八幡宮に七拾俵の地を寄進す。(一七〇)

十月　○十日前田利家能登鳳至郡道下村寶泉寺に十俵の地

を寄進す。(一七二)
○十日前田利家能登鳳至郡道下村の民三郎左衛門に十五俵を扶持す。(一七三)
○十日前田利家能登鳳至郡阿岸中村の民高右近に十俵を扶持す。(一七三)
○十日前田利家能登鳳至郡荒屋の民三郎左衛門に十五俵を扶持す。(一七四)
○十日前田利家能登鳳至郡川島村の民七郎兵衛に十俵を扶持す。(一七四)
○十日前田利家能登鳳至郡中居村の鑄物師三右衛門に二十俵を扶持す。(一七四)
○十一日前田利家能登羽咋郡富來の民上島彌五郎に百四十俵を扶持す。(一七五)
○十六日前田利家能登鳳至郡長井村の民番頭に十俵を扶持す。(一七八)
○十八日前田利家能登羽咋郡瀧谷村妙成寺に制札を與ふ。(一七八)
○廿一日前田利家能登鹿島郡太田村海門寺に三十俵の地を寄進す。(一七九)

十一月 ○十一日前田利家將士を能登鹿島郡石動山に置きて警備に任ぜしむ。(一八〇)
○廿九日前田利家能登鳳至珠洲二郡の炭燒に山林伐採を許し課役を命ず。(一八一)

十二月 ○十五日能登鳳至郡山田鄕の民に木炭上納を命ず。(一八一)

天正十一年　癸未　皇紀二二四三

閏正月 ○廿九日前田利家能登羽咋郡氣多神社神幸の加輿丁を命ず。(一八二)

二月 ○七日前田利長近江國柳ヶ瀨陣の先鋒となる。(一八二)
○九日前田利家能登鳳至郡道下の大工にして耕作する者に夫役に服せしむ。(一八三)

四月 ○十六日前田利家能登珠洲郡上戶の農民に命じ、寺社領を耕作する者といへども諸役に服せしむ。(一八三)
○廿一日近江柳ヶ瀨に於ける柴田勝家の軍敗れ前田利家越前府中に退却す。(一八四)
○廿五日前田利家羽柴秀吉の軍に從ひて加賀金澤に入る。(一九六)
○廿六日前田利家羽柴秀吉より加賀石川河北二郡を增賜せられ、利長は松任四萬石を受く。(一九七)
○羽柴秀吉加賀の諸村に制札を立つ。(一九九)

五月 ○十一日奧村永福能登羽咋郡末森城に移る。(二〇〇)

六月 ○四日前田利家能登の前田安勝に書を與へて歸陣を告ぐ。(二〇一)
○廿七日前田利家能登鳳至郡穴水の民に命じて七尾城の用に供する木材を運送せしむ。(二〇二)

七月 ○八日前田利家能登珠洲郡飯田等四ヶ村の堂宇を毀

ちて鹿島郡七尾に輸送せしむ。(二〇二)
〇十二日前田利家能登珠洲郡直郷の民に觸使等の爲來る者に食料等を給するなからしむ。(二〇二)

八月　〇廿九日前田利家能登鳳至郡穴水城營繕の爲に竹及び板を同郡諸橋六郷より徴す。(二〇三)
〇廿九日前田利家能登羽咋郡氣多神社に境内の伐木を禁ずる等の制札を與ふ。(二〇三)

九月　〇朔日前田利家能登羽咋郡氣多神社の贄を漁する船舶一艘の使用を許す。(二〇四)

十一月　廿二日前田利家山城下賀茂領を寄進すべき命を羽柴秀吉より受く。(二〇五)

十二月　〇五日前田利家能登珠洲郡金峰寺より幟用の竹を徴して七尾に輸送せしむ。(二〇五)

是歳　〇前田利家加賀金澤に寶圓寺を興造し大透圭徐を寺主たらしむ。(二〇六)

天正十二年　甲申　皇紀二二四四

正月　〇前田利家使を越前北庄の丹羽長秀に遣して新正を賀せしむ。(二〇八)

三月　〇六日前田利家能登珠洲郡金分高座雨社の別當高勝寺に三拾俵を寄進す。(二〇八)
〇七日前田利家能登珠洲郡法住寺の弘法大師御影堂造營の爲に勸進を許す。(二〇九)

五月　〇前田利家加賀石川郡倉谷四ヶ村及び河北郡高阪村の諸役を免除す。(二一〇)

六月　〇十六日前田利家能登羽咋郡氣多神社に成敗せられたる社僧の所領を寄進す。(二一一)
〇廿六日佐々成政、前田利家の子利政を養子とするが爲結納を贈る。(二一二)

七月　〇廿八日前田利家能登鳳至珠洲二郡の民をして法住寺の智識米を奉加せしむ。(二一四)
〇前田利家能登羽咋郡氣多神社造營の爲國中の奉加を求むることを許す。(二一五)

八月　〇十七日佐々成政の茶坊主養頓金澤に來りて村井長賴の家臣に成政の密謀を告ぐ。(二一五)
〇廿一日前田利家の女菊姫逝去す。(二一七)
〇廿八日前田氏の加賀河北郡朝日山砦佐々成政の爲に攻撃せらる。(二二〇)

九月　〇五日前田利家能登鳳至珠洲二郡民に命じ佐々成政の水軍の侵入に備へしむ。(二二三)
〇五日前田利家佐々成政の叛亂を告げて越中瑞泉寺主僧の下國を促す。(二二三)
〇八日羽柴秀吉書を前田利長父子に與へて輕擧を戒む。(二二四)
〇九日奥村永福の守備する能登羽咋郡末森城佐々成政の爲に攻撃せらる。(二二五)
〇十日 末森の戰報 金澤に 達し 前田利家 直に 出馬

す。（二三八）
○十一日前田利家佐々成政の軍を末森に破る。（二三六）
○十二日前田利家金澤城に凱旋す。（二五四）
○十四日前田利家利長再び金澤より出馬し加賀河北郡鳥越城の形勢を探る。（二五七）
○十四日前田利家利長父子能登の青木善四郎に末森の戰勝を告げ自から輕擧すること勿らしむ。（二五八）
○十六日羽柴秀吉前田利家の末森の戰捷を祝す。（二五九）
○十六日前田利家、奧村永福千秋範昌の末森に於ける戰功を賞す。（二六〇）
○十七日前田利長奧村永福の戰功を賞す。（二六二）
○十八日上杉景勝の臣須田滿親、書を前田利家に致して交歡を求む。（二六三）
○十八日上杉景勝の臣土肥政繁等、書を能登七尾の前田安勝に致して交歡を求む。（二六三）
○十九日前田利長、千秋範昌の末森に於ける戰功を賞す。（二六四）
○能登七尾の將前田安勝等佐々軍の鹿島郡勝山砦を襲ふ。（二六五）

十月 ○十四日前田利家佐々軍に屬する加賀河北郡鳥越城を攻擊す。（二六五）
○廿四日前田利家能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。（二六六）
○廿六日前田利家青木善四郎等に命じ佐々成政に屬する能登鹿島郡荒山砦の監視を嚴にせしむ。（二六六）
○前田秀繼利秀父子屢加賀河北郡俱利伽羅に出で、佐々成政の將佐々平左衛門と戰ふ。（二六七）

十一月 ○六日前田利家越中礪波郡澤川の農田畑兵衛に山林を安堵せしめ末森役の際盡力せるを賞す。（二六八）
○八日前田利家書を越中射水郡阿尾城主菊池武勝に與へ誘ひて款を納れしむ。（二六九）

是歲 金澤に住して公役に當る大工百餘人に邸地を與ふ。（二六九）

天正十三年　乙酉　皇紀二二四五

二月 ○廿一日前田利家能登羽咋郡大福寺の修葺を大福寺村等三ヶ村に命ず。（二七一）
○廿二日前田利家能登羽咋郡大福寺の修葺を命じたる諸村に尾山の平夫を免除す。（二七二）
○廿四日前田利家羽柴秀吉の命により船舶の領外に航するを禁ず。（二七二）
○廿五日前田利家越中礪波郡蓮沼に入りて民屋を焚き佐々氏の軍と戰ふ。（二七三）
○廿八日前田利家村井長賴の越中蓮沼攻擊に於ける功を賞して祿を增す。（二八一）
○廿九日前田利長亦村井長賴の戰功を賞す。（二八二）

○前田利家越中射水郡宇波の民助右衞門に賞を與へ同國に侵入の際馳走せしむ。(二八三)

三月 ○廿一日佐々成政加賀石川郡鷹巣城を襲ひ前田利家等尾撃して數十級を獲。(二八三)

四月 ○朔日前田利家能登に令し士民の船に乘りて他國に往くを禁ず。(二八五)

○八日前田利家兵を出して加賀河北郡鳥越城の佐々勢を攻む。(二八五)

○二十日前田利家先に奥村永福千秋範昌等の越中礪波郡上野村に夜襲したるを賞す。(二九〇)

五月 ○二日前田利家兵を率ゐて越中射水郡阿尾城を收め諸將をして同郡氷見を焚かしむ。(二九一)

○七日前田利家前田安勝に羽柴秀吉の北伐近きにあるを告ぐ。(二九三)

○十八日前田利家富田重政に七尾城の守備を嚴にせしむ。(二九四)

○二十日溝口秀勝、前田利家上京の途次大聖寺城に休憩せんことを請ふ。(二九五)

○二十日前田利家將に上洛せんとするを以て能登羽咋郡大福寺の僧北坊に祈禱せしむ。(二九五)

○佐々軍の加賀河北郡鳥越城及び倶利伽羅に在るもの守備を撤して去る。(二九六)

○佐々成政の將佐々平左衞門越中礪波郡今石動城の前田秀繼を襲ひ逆撃せらる。(二九七)

六月 ○六日前田利家能登の青木善四郎等に羽柴秀吉の下國するまで國境を嚴守せしむ。(二九八)

○廿二日前田利家龍門寺に能登鹿島郡小島の寺地を與ふ。(二九九)

○廿二日前田利家德翁寺に能登鹿島郡小島の寺地を與ふ。(三〇〇)

○廿四日佐々成政の部將神保氏張越中射水郡阿尾城を襲ひ前田勢繼に之を擊退す。(三〇〇)

○七尾城の守將前田利好等佐々軍の能登鹿島郡荒山砦を拔く。(三〇三)

○前田利家能登の農民に荒蕪地の開墾を怠らざらしむ。(三〇三)

七月 ○四日前田利家越中射水郡阿尾城主菊池武勝に受降條件を示す。(三〇五)

○五日前田利家又能登の青木善四郎等に羽柴秀吉の出馬近きを以て嚴に國境を守備せしむ。(三〇七)

○十七日羽柴秀吉越中に出馬すべきを前田利家に告ぐ。(三〇七)

○廿八日越中射水郡阿尾城主菊池武勝先に降を納れしを以て前田利家之に誓書を與ふ。(三〇八)

八月 ○五日前田利家羽柴秀吉を饗する爲能登鹿島郡大呑浦に命じ魚類を輸送せしむ。(三一〇)

○七日前田利家能登の青木善四郎等に羽柴秀吉進軍の期彌迫れるを告ぐ。(三二一)
○十二日前田利家菊池武勝に羽柴秀吉の軍既に加賀に至れるを告ぐ。(三二二)
○十七日前田利家能登の長連龍等に十八日を期して河北郡津幡に着到せしむ。(三二三)
○十八日前田利家羽柴秀吉を金澤城に迎ふ。(三二三)
○廿九日羽柴秀吉越中呉服山に陣し佐々成政降を納る。(三二四)

閏八月 ○十一日前田利長越中射水郡西田國泰寺の方丈を守山に徴發す。(三二七)
○廿五日 前田利長越中 射水郡二上の渡守に 書を與ふ。(三二九)
○前田利長 越中射水郡 古國府 勝興寺に 制 札を 與ふ。(三二九)

九月 ○十一日羽柴秀吉前田利家に羽柴筑前守の稱を賜り越中三郡に前田利長を封す。(三三〇)
○廿七日前田利家去年諸士の末森における戰功を嘉して祿を加賜す。(三三四)

十一月 ○十二日前田利家能登羽咋郡氣多神社鶴祭の神事に奉仕する鹿島郡鶴浦村に田地を與ふ。(三三五)
○晦日越中礪波郡木船地方大に震ひ前田秀繼之に死す。(三三五)

天正十四年　丙戌　　皇紀二二四六

正月 ○廿二日前田利家加賀石川郡佐那武社に田地を寄進す。(三三〇)
○廿二日前田利家加賀河北郡黒津舟社に田地を寄進す。(三三二)

二月 ○八日前田利家能登羽咋郡氣多神社に例年の如く神幸を命ず。(三三四)
○十三日前田利家能登珠洲郡金分高座兩社に田地を寄進す。(三三五)

四月 ○二日前田利家加賀河北郡倶利伽羅の民をして舊貫に歸住せしむ。(三三七)

五月 ○二日前 田利家 加賀石川郡 佐那武社に 制 札を 與ふ。(三三八)
○廿七日上杉景勝上洛の途越中礪波郡木船に着し前田利秀之を饗す。(三三八)
○廿八日 上杉景勝 金澤に至り 翌日前田利家之を饗す。(三三九)

六月、○十四日豊臣秀吉大阪にて上杉景勝を饗し前田利家之に與る。(三四〇)
○十五日前田利家伊勢大神宮に越中礪波郡小坂の地を寄進す。(三四一)

七月 ○朔日上杉景勝 歸國の途 加賀 石川郡宮腰に着す。(三四一)

八　月　○四日前田利家能登鹿島郡七尾に於て魚町以外に魚類賣買を禁す。（三四一）
○十三日前田利長越中礪波郡篠河村の市日を定む。（三四二）
○十六日前田利家京都に邸第を營むを以て能登鹿島郡火呑の人夫を徵す。（三四二）
九　月　○廿一日前田利長越中礪波郡埴生八幡宮に社領を寄進し制札を與ふ。（三四三）
十　月　○十二日前田利秀越中礪波郡矢波村高德寺に寺領を寄進し先考秀繼の菩提を弔す。（三四四）
十二月　○八日前田利家能登羽咋郡農民の駒を隱匿するを禁す。（三四五）
○十三日京都大德寺塔頭興臨院に納めたる前田利春の畫讚成る。（三四六）

天正十五年　丁亥　皇紀二二四七

二　月　○十三日前田利家能登の郡村の境界を正し農民に開墾を努めしむ。（三四七）
○十四日前田利家金澤寶圓寺に命じて能登總持寺を再建せしむ。（三四七）
○十七日前田利家能登羽咋郡に產する駒の稅額を定む。（三四八）
○二十日前田利長豐臣秀吉の討薩軍に從ひて京師を出發す。（三四八）

三　月　○朔日豐臣秀吉討薩の爲大阪を發し前田利家をして京師を守衞せしむ。（三四九）
四　月　○朔日前田利長等豐前巖石城を攻めてこれを拔く。（三四九）
○二日豐臣秀吉前田利長の巖石城攻擊に於ける軍功を賞す。（三五四）
五　月　○廿四日前田利家越中新川郡寶福寺に土地を寄進す。（三五五）
○廿八日能登鳳至郡院內村の土民に山地を配與す。（三五五）
六　月　○廿九日前田利家能登鳳至郡輪島崇髮座の事に關して書を與ふ。（三五六）
○佐々成政肥後に移され前田利家假にその舊領越中新川郡を領す。（三五六）
七　月　○六日前田利秀越中礪波郡今石動永傳寺に山地を寄進す。（三五八）
○横山長知人に疵つけられ却りて之を殺す。（三五八）
八　月　○七日前田利長家臣の豐前巖石城に於ける戰功を賞す。（三五九）
○十四日前田利家の兄利久歿す。（三五九）
十二月　○七日前田利長越中射水郡大窪村の大工に邸地を與ふ。（三六二）
○前田利家能登羽咋郡新開田の租額を定む。（三六七）

是　歲　○豐臣秀吉丹羽長重の若狹小濱領を除き加賀石川郡松任に封す。（三六七）

天正十六年　戊子　　皇紀二二四八

正　月　○十三日前田利家豐臣秀吉に從ひて入朝し正を賀す。（三六八）
○十八日前田利長能登羽咋郡氣多神社の大宮司より御祓等を贈られたるを謝す。（三六八）

二　月　○廿三日前田利家能登鳳至郡荒屋本鄉の民に荒地を開墾せしむ。（三六九）

四　月　○五日前田利家米澤城主伊達政宗に山形城主最上義光と難を構ふるの不利を諭す。（三六九）
○十四日後陽成天皇豐臣秀吉の聚樂第に幸し前田利家利長之に供奉す。（三七〇）
○十五日前田利家利長聚樂第に於て誓書を後陽成天皇に上つる。（三七〇）
○十六日前田利家利長聚樂第に於て和歌を後陽成天皇に上つる。（三七二）

六　月　○朔日前田利家能登氣多神社社僧等の所務を沒收して神領に寄進す。（三七三）

七　月　○廿九日毛利輝元、前田利家及び利長の邸を訪ふ。（三七三）

十　月　○朔日前田利長越中射水郡勝興寺に土地を寄進す。（三七四）
○朔日豐臣秀吉茶會を北野松原に開き前田利家亦之に與る。（三七五）
○廿四日前田利家能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。（三七五）

十一月　○六日前田利家命を受けて京都大佛殿の釘を製する爲農民の有する刀劍を徵す。（三七六）
○廿日前田利家越中新川郡立山寺及び中宮寺に土地を寄進す。（三七七）

十二月　○五日前田利家能登羽咋郡の各村に自ら産駒の稅を出すを諭す。（三七八）

是　歲　○米一俵三斗入なりしを改めて五斗入とす。（三七八）
○蒲生氏鄉等前田利家に目賀田又右衛門の罪を赦し再び祿仕せしめんことを請ふ。（三七九）

天正十七年　己丑　　皇紀二二四九

正　月　○十一日前田利家片山延高等に能登七尾城の塹濠掘鑿を命す。（三八〇）
○十五日前田利家能登羽咋郡氣多神社大宮司の御祓等を贈りたるを謝す。（三八〇）

三　月　○十五日前田利家三輪藤兵衛に七尾城塹濠掘鑿の事に關して意を傳ふ。（三八一）

六　月　○六日前田利家墻垣の用に供する杪木を能登鳳至郡穴水等に徵す。（三八二）
○廿六日能登鳳至郡山田太郎院内村に繩打目錄を與

ふ。(三八二)

七　月　○五日前田利家能登鳳至郡大澤村定請の額を定む。(三八三)

○廿一日前田利家伊達政宗にその會津を取るは豐臣秀吉の旨に忤ふを報ず。(三八三)

八　月　○廿九日前田利家越中礪波郡北野村の民に蓑谷村の山に入るを許す。(三八四)

九　月　○九日前田利家豐臣秀吉に聚樂第に伺候し、利家の臣村井長賴上杉景勝の臣直江兼續と爭ふ。(三八四)

○十八日前田利家能登鳳至郡櫛比八ヶ並に輪島のつゞら藤に對し納税せしむ。(三八六)

○廿二日前田利秀越中礪波郡北野村民の蓑谷村の山に入るを禁ず。(三八七)

十　月　○十四日前田利家能登羽咋郡氣多神社の社領に關して書を與ふ。(三八七)

○十八日前田利家能登七尾の築城に關し書を三輪藤兵衛に與ふ。(三八八)

天正十八年　庚寅　皇紀二二五〇

正　月　○廿一日前田利家參議に任ぜられ正四位下に叙す。(三八八)

二　月　○十日前田安勝越中新川郡立山寺及び中宮寺に屬する衆徒神主の諸役を免除す。(三八九)

○十六日前田利家利長、豐臣秀吉の關東征伐に從ふ爲金澤を發す。(三八九)

三　月　○十三日前田利家信濃檜井原孫右衛門の我が領内に商を營む時租税を免除せんとの書を與ふ。(三九一)

○十六日前田利家北陸道軍の總督と爲る。(三九一)

○廿五日前田利家今井左太夫等に令し軍糧を信濃川中島に輸送せしむ。(三九二)

○前田利家の卒信濃路に於て上杉景勝の從者と鬪諍す。(三九三)

四　月　○二十日前田利家等上野松井田城を攻め守將大道寺直宗等をして降を乞はしむ。(三九三)

○廿二日前田利家小田原に至り豐臣秀吉に謁して伊達政宗の異心なきを告ぐ。(三九六)

五　月　○二日河島重信伊達政宗に復書して前田利家の戰況を告げ急に小田原に會せしむ。(三九七)

○三日前田利家前田安勝をして軍糧を越前敦賀に輸送せしむ。(三九七)

○前田利家制札を武藏上野の社寺に建つ。(三九八)

六　月　○三日前田利家家臣長連龍等に命じ武藏石橋村に陣せしむ。(四〇一)

○十四日前田利家等武藏鉢形城を陷る。(四〇二)

○廿三日前田利家等武藏八王寺城を陷る。(四〇五)

○廿四日前田利長八王寺の戰況を有賀有賀齋に報ず。(四一五)

〇廿七日前田利家八王寺の戰況を三輪藤兵衛に報ず。(四一五)
〇前田利家武藏多摩郡高乘寺に榜す。(四一六)

七月　〇十日前田利家先に小田原城主北條氏直の降したることを國に報ず。(四一六)
〇廿二日前田利家關東の悉く平定せるを三輪藤兵衛に告ぐ。(四一七)
〇豐臣秀吉陸奥を徇へ前田利家檢田使となりて之に從ふ。(四一八)

八月　〇十八日前田利家の侍女ちよぼ能登鹿島郡悲眼寺に利家の伽藍建立の意あることを告ぐ。(四二〇)

十月　〇廿三日前田利長、明日利家の出羽仁賀保に轉ずべきを不破彦三に告ぐ。(四二一)
〇前田利家金澤の前田安勝に將に歸陣せんとするを告げ且つ越中新川郡の納税を催促せしむ。(四二二)

天正十九年　辛卯　皇紀二二五一

閏正月　〇廿三日伊達政宗遠江濱松より使を遣して前田利家の懇情を謝す。(四二三)

二月　〇十七日前田安勝能登鳳至郡諸村に書を與へて農民を撫恤し敢て逃走する勿らしむ。(四二四)

三月　〇十九日豐臣秀吉前田利家の去年關東に於ける戰功を賞す。(四二四)

四月　〇廿七日前田利長越前敦賀の高島傳右衛門に加賀越中の米穀賣却を命ず。(四二六)

五月　〇十四日前田利家越前敦賀の高島傳右衛門に加賀越中能登の米穀裁許を命ず。(四二六)

六月　〇十四日前田利家の臣村井長頼及び篠原一孝叙爵せらる。(四二七)

十月　〇二十日前田利家參議を辭す。(四三〇)

十一月　〇三日前田利家領内の傳馬人足徵發の法を定む。(四三〇)
〇七日前田利長越中礪波郡澤川村田畑兵衛に所有の山林を安堵せしむ。(四三一)
〇廿五日前田利家能登鹿島郡石動山天平寺に土地を寄進す。(四三一)
〇前田利家京師より歸り村井長頼の邸に臨みてその饗を受く。(四三一)

是歲　〇前田安勝等丹羽權助上村孫一二人の訴訟を裁決す。(四三三)
〇中川光重卒す。(四三四)

文祿元年　壬辰　皇紀二二五二

正月　〇七日前田利長金澤に在り、配下の士に命じ日を期して征明の軍に從はしむ。(四三五)
〇廿九日前田利長豐臣秀吉の乘艦の用に供せんが爲銅及び金箔を封内に徵す。(四三六)

二月　〇十五日前田利家高島定吉の銖進したる從軍步騎の

少きを叱責す。(四三七)
○十八日前田安勝越前敦賀の米穀を九州に輸送する爲水主を加賀能登に徴す。(四三八)
○下旬前田利家京師に赴き金澤に留守する利長をして城壘を修築せしむ。(四三八)

三月 ○五日前田利家征明軍に從はんとするを以て夫人芳春院吉田兼見に囑して祈禱せしむ。(四四〇)
○十六日前田利家石見の津吏に牒し肥前名護屋に輸送する兵糧米に對し船税を徴せざらしむ。(四四〇)
○十七日前田利家兵を率ゐて京師を發す。(四四一)

四月 ○十四日前田利長の近臣數人越中射水郡岩淵に爭鬪す。(四四一)
○前田利家肥前名護屋に至り城北に陣す。(四五一)

五月 ○五日前田利家の臣篠原一孝の從僕德川家康の奴と汲水の事によりて爭鬪す。(四五一)

九月 ○七日前田利家豐臣秀吉より征明都督たることを命ぜられ將に海に航せんとす。(四五四)
○十五日豐臣秀吉明軍退却の報を得たることを前田利家に告ぐ。(四五六)
○十九日前田利家陣中の費莫大なるを以て金澤の計吏に命じ嚴に今年の租を徴せしむ。(四五七)
○廿一日豐臣秀吉前田利家の征明都督たることを免ず。(四五八)

十月 ○十四日前田利長豐臣秀吉が製壺の材を能登に求めんとするを告ぐ。(四五八)

十一月 ○五日前田利家肥前名護屋の陣營に於いて豐臣秀吉を招き茗讌を開く。(四五九)

文祿二年　癸巳　皇紀二二五三

正月 ○三日前田利家第二軍の將たる命を受け渡海せんとするを以て船具水夫を送るべきを命ず。(四六〇)

二月 ○二十日前田利家小幡彦三郎に將に渡海せんとするを告ぐ。(四六二)

三月 ○二日前田利家後藤五郎左衛門に令し判金に署する花押を愼重にせしむ。(四六二)
○十四日前田利家今月二十日を以て啓行せんとする風聞あり、後故ありて果さず。(四六三)
○二十日前田利長越中礪波郡今石動永傳寺に田地を寄進す。(四六四)

四月 ○朔日前田利長越中新川郡上瀨戸村の陶工彦右衛門に國中隨意に窯を興さしむ。(四六四)
○七日前田利家明使接待の任に當るべきを以て、軍容を示す爲槍柄に施す金箔を徴す。(四六五)

五月 ○十五日明の講和使肥前名護屋に來り、徐一貫前田利家の營に館す。(四六六)
○廿三日本願寺家宰下間賴廣能登珠洲郡鵜飼妙嚴寺に宗祖繪像安置の許可せられたるを告ぐ。(四六七)

六月 ○三日前田利長德山五兵衛に利家歸陣の期を問ふ。(四六七)
○十七日前田利家の女與免姫歿す。(四六八)
○廿八日豐臣秀吉前田利家等の肥前名護屋滯陣を慰むる爲讌遊す。(四七〇)

八月 ○下旬先に豐臣秀頼大阪に生れしを以て秀吉軍事を前田利家等に委して肥前名護屋より歸る。(四七〇)

十月 ○三日豐臣秀吉參朝し天盃を賜はる、前田利家等之に陪し利長利政等拜賞あり。(四七〇)
○五日前田利家入朝し豐臣秀吉と共に猿樂を奏す。(四七一)
○十一日前田利家豐臣秀吉に從ひ入朝猿樂を奏す。(四七一)

十一月 ○廿五日前田利家の子利常金澤城に生る。(四七三)
○前田利家金澤に歸りて國政を視、不正の代官廣瀬作內を誅す。(四七六)

十二月 ○九日越中礪波郡今石動城主前田利秀歿す。(四七六)
○前田利政蒲生氏郷の女と婚し村井長頼利家の命により京師に留りて周旋す。(四七七)

文祿三年　甲午　皇紀二二五四

正月 元日前田利家、一門及び諸士の年賀を受け禮錢を收む。(四七九)
○二日前田利家諸隷の年賀を受く。(四八〇)
○五日前田利家從三位に敍せらる。(四八一)
○二十日前田利家諸士に具足の餅を饗す。(四八一)

二月 ○朔日前田利家命を受けて豐臣秀吉の城を伏見に築く。(四八二)
○二十日前田利家豐臣秀吉に物を獻ず。(四八二)
○廿一日豐臣秀吉伏見に於て秀次に茶を饗し、前田利家之に陪す。(四八二)
○廿七日豐臣秀吉吉野山に遊び花を賞し前田利家等隨從す。(四八三)
○廿九日前田利家豐臣秀吉に和歌を上つる。(四八三)
○晦日前田安勝前田利家の命により能登一向宗寺院の諸役を免除す。(四八四)

三月 ○廿五日前田安勝能登鹿島郡七尾町奉行に檜物師の上洛を命ぜしむ。(四八五)
○廿八日豐臣秀吉山城宇治に赴き前田利家之に隨ふ。(四八五)
○廿九日前田利家豐臣秀吉を伏見第に迎へて茶を饗す。(四八六)

四月 ○三日豐臣秀吉前田利家の邸に臨むに先だち豫め猿樂の番組を定む。(四八六)
○六日豐臣秀吉京都北野に赴き歸途前田利家の邸に臨む。(四八七)
○七日前田利家權中納言に任ぜらる。(四八七)

〇八日豐臣秀吉公式に前田利家の京都邸に臨む。（四八九）

〇十五日豐臣秀吉聚樂第に於て猿樂を奏し前田利家之に與る。（四九三）

五月 〇前田利家利長に金五百枚を贈る。（四九四）

〇二十日前田利家權中納言を辭す。（四九五）

〇廿三日前田利家の兄安勝歿す。（四九五）

〇前田 利家 京より 歸らんとし 途上 新座者を 延見す。（四九六）

六月 〇十五日前田利家伏見の工事を懈りたる木村作右衛門等の知行を沒收す。（四九六）

〇廿二日加賀江沼郡山中の流木に關し前田利家書を小林彌六左衞門に與ふ。（四九七）

〇廿九日前田利家德川家康を訪問す。（四九八）

〇前田利家本願寺末寺を金澤に再興せしめ制札を與ふ。（四九八）

八月 〇廿一日前田利家利長、承兌の伏見に創立する寺院に米を寄進す。（五〇〇）

九月 〇七日前田利家金澤犀川淺野川兩大橋の架替に關して書を町奉行に與ふ。（五〇一）

〇豐臣秀吉前田利家の伏見邸に臨み主從共に灸を點ず。（五〇一）

十月 〇八日前田利家金澤町奉行の伏見に來り犀川淺野川兩大橋の改修を謝したるを嘉す。（五〇二）

〇十四日 前田 利家、 德川 家康を その伏見第に 訪ふ。（五〇三）

〇十五日前田利家利長と共に豐臣秀吉の命を奉じ宇治川の堤防を作る。（五〇三）

十一月 〇十七日前田利家伏見の邸を築かんとするを以て書を鶴見彥助に與ふ。（五〇九）

〇廿八日 前田利長 越中礪波郡井波大工に 米を扶持す。（五一〇）

十二月 〇前田利家伏見より金澤に歸りその從者途に傷けらる。（五一一）

是歲 〇前田利家の子利孝生る。（五一四）

文祿四年　乙未　皇紀二二五五

正月 〇廿九日豐臣秀次前田利家に放鷹の禽を贈る。（五一四）

二月 〇九日是より先蒲生氏鄉卒す。豐臣秀吉、德川家康及び前田利家にその國政を監せしむ。（五一五）

三月 〇六日豐臣秀吉前田利家に近江高島郡今津弘川二邑を與ふ。（五一九）

〇七日豐臣秀吉伏見より來り前田利家の京都邸に臨む。（五二三）

春 〇十五日豐臣秀吉前田利家の伏見邸に臨む。（五二三）

〇前田利家宿衞の士の警戒を嚴にせしむ。（五二四）

四月 〇廿一日前田利家飛驒白川に米穀輸送の事に關し書

を小林彌六左衛門に與ふ。(五二四)

五月 〇前田利家 豊臣秀吉の 命によりて 傾城を使役す。(五二五)

六月 〇十六日前田利家淺野幸長を能登鹿島郡津向に置かんとするを以て書を三輪藤兵衛に與ふ。(五二六)

〇十八日淺野幸長能登に移らんとするを以て前田利政亦三輪藤兵衛に書を寄す。(五二九)

七月 〇八日前田利家豊臣秀吉に召されて登城す、此日關白秀次廢せらる。(五三〇)

秋 〇豊臣秀吉先に前田利家に預けたる越中新川郡を加封す。(五三〇)

八月 〇廿四日是より先豊臣秀次の伏見第を前田利家に與へらる、利家此日移り住む。(五三一)

九月 〇朔日前田利長今枝重直を祿して家臣とす。(五三二)

十一月 〇三日前田利家村井長賴等に茶を饗す。(五三三)

是歲 〇前田利長左近衛權中將に任す。(五三四)

〇前田利家 射手 百人を 祿し 奧村 榮明等に 屬せしむ。(五三四)

慶長元年 丙申 皇紀二二五六

正月 〇十三日前田利家徳川家康を訪ひ茶會に列す。(五三五)

三月 〇廿一日徳川家康前田利長の邸を訪ふ。(五三六)

四月 〇十日前田利長越中檜物師の京都勤番に關する法令を定む。(五三六)

〇十五日 前田利家 能登 七尾町に 對する 條々を定む。(五三七)

〇晦日前田利家等參内して近衛前久及び菊亭晴季の左遷を免されんことを請ふ。(五三八)

〇前田利家權大納言に任じ、臣下の諸大夫二人を加ふ。(五三九)

五月 〇十三日前田利家豊臣秀吉及び秀賴と同車して參内す。(五四〇)

〇十七日前田利家又豊臣秀吉及び秀賴と共に參内し猿樂を奏す。(五四二)

六月 〇廿九日前田利家能登鹿島郡能登部上村兒宮に制札を與ふ。(五四三)

閏七月 〇十二日伏見の地大に震ひ前田利家豊臣秀吉の安否を訪ふ。(五四三)

〇十五日前田利家伏見城修築の爲能登より竹釘繩を越前敦賀に輸送せしむ。(五四五)

〇廿二日前田利家能登に謫せられたる淺野幸長の赦されたることを三輪藤兵衛に告ぐ。(五四六)

〇豊臣秀吉大佛殿に詣り前田利家病によりて從はざるを以て人の爲に讒せらる。(五四七)

八月 〇三日前田利家能登七尾町民の地震に關し安を候したるを嘉す。(五四八)

〇明使沈惟敬を前田利家の伏見邸に置く。此時利家

の臣にして諸大夫たるものを增す。(五四八)

九月　○二日豐臣秀吉明使を饗し、秀吉利家等明の衣冠を着す。(五五一)

○十五日越中高岡法光寺開山日養寂す。(五五一)

十月　○金澤愛宕寺に神明宮を勸請す。(五五二)

是歲　○前田利家加賀石川郡白山比咩神社の社殿を再興す。(五五三)

慶長二年　丁酉　皇紀二二五七

正月　○十六日前田利家權大納言を辭す。(五五四)

三月　○廿五日前田利家登營して豐臣秀吉の茶會に陪す。(五五四)

四月　○二日豐臣秀吉前田利家の伏見邸に臨む。(五五四)

○七日本願寺教如金澤に寺院の建立を命ず。(五五四)

○十二日德川家康前田利家を訪ひその臣村井勘十郎奧野金左衞門を賞す。(五五六)

○前田利家の伏見邸にて石川左馬助宮川與左衞門鬪諍出奔す。(五五六)

七月　○九日前田利家能登鹿島郡石動山天平寺の僧に天正十年以前の寺地に還住するを許す。(五五八)

九月　○廿八日前田利長參議に任ぜらる。(五六〇)

○豐臣秀吉前田利家の伏見邸に臨む。(五六一)

十月　○十八日前田利長越中三郡の本願寺道場に對して法令を布く。(五六一)

○廿二日豐臣秀吉秀賴、前田利家の邸に臨む。(五六二)

十一月　○前田利長越中守山城より富山城に移る。(五六三)

○十三日豐臣秀吉前田利家に富士茄子の茶入を與ふ。(五六四)

是歲　前田利政能登口郡に封ぜらる。(五六五)

慶長三年　戊戌　皇紀二二五八

二月　○越前國主堀秀治の伏見邸焚く、前田利家細川忠興の邸に至りて消防に從ふ。(五六五)

三月　○十五日前田利家豐臣秀吉に陪して醍醐に遊び櫻花を見、芳春院夫人亦政所に從ふ。(五六六)

○十六日前田利家の男利貞生る。(五六七)

○下旬前田利家上野草津入湯の途に上り越中今石動に於て初て子利常を見る。(五六七)

四月　○二日越前國主堀秀治封を越後に移され前田利家之をその邸に饗す。(五六九)

○二十日前田利家封を利長に讓り、利長權中納言に昇る。(五七〇)

○廿一日前田利家加賀河北郡森下村紺屋源十郎に藩用の染色を司らしむ。(五七一)

○前田利家此月より五月に至る間病を上野草津溫泉に養ふ。(五七一)

六月　○三日絹布の丈尺を定む。(五七五)

○二十日前田利家越中富山より能登羽咋郡氣多神社

宮司に湯治見舞を謝す。(五七五)
○廿六日前田利家能登所々の山稅增徵を三輪藤兵衞に命ず。(五七六)

七　月　○七日豐臣秀吉病癒えざるを測り遺物を前田利家の邸にて分與す。(五七七)
○十日前田利長越中國內適宜の地を選びて陶器を製せしむ。(五七八)
○廿三日前田利長能登の山錢に關する法令を定む。(五七八)

八　月　○五日前田利家豐臣秀吉の薨後秀賴に對して忠誠を盡すべき誓書を上つる。(五七九)
○八日前田利家再び登城して誓書を五奉行に交付す。(五八一)
○十八日豐臣秀吉伏見城に薨ず。(五八三)
○晦日前田利家の弟佐脇藤八郞歿す。(五八七)
○前田利長、豐臣秀賴の傅となる。(五八八)

九　月　○三日前田利家等復豐臣秀賴の爲に忠誠を盡すべきを誓ふ。(五八八)
○七日前田利家越後能生より櫻樹を徵す。(五九〇)
○八日前田利家加賀石川郡番田上安田兩村の諸稅を免除す。(五九〇)
○二十日大透圭徐能登長齡寺に示寂す。(五九一)
○廿三日前田利長その妹千世姫に食祿五百石を與ふ。(五九一)
○廿五日前田利政諸士の伏見に勤番する制を定む。(五九一)

十　月　○十五日加賀石川郡倉ヶ嶽に金鑛發見に付前田利家より高畠定吉に發掘を命ず。(五九二)
○二十日宇喜多秀家等來りて前田利家を訪ひ軍事を問ふ。(五九三)

十一月　○九日前田利家この村の茶入を利長に與ふ。(五九四)
○前田利家近臣に物を頒つ。(五九五)

十二月　○廿九日前田利家豐臣秀賴に贈るため矮小の馬を領內に求めしむ。(五九六)

是　歲　○前田利家の女福姫長好連に嫁す。(五九六)
○前田利長利家の命を受けてその臣奥野金左衞門等を放つ。(五九七)

慶長四年　己亥　皇紀二二五九

正　月　○元日豐臣秀賴初て諸侯の賀正を受け前田利家大に警戒を嚴にせしむ。(五九八)
○七日前田利家豐臣秀吉の遺命に從ひて秀賴を伏見より大阪に移らしむるの議を決す。(五九九)
○九日豐臣秀賴前田利家の稟議により島津氏に加封す。(六〇〇)
○十日豐臣秀賴大阪に移り前田利家之に從ひて蜂須賀氏の館に宿す。(六〇一)

〇廿一日前田利家等使を德川家康に遣してその豐臣秀吉の遺命を奉ぜざるを詰る。（六〇二）

〇二十日前田利家等の德川家康を詰責したる事件略解決す。（六〇三）

二月

〇十一日前田利家已に病を發せしが諸臣を會し篠原出羽・神谷信濃を登庸したる理由を語る。（六一〇）

〇十四日前田利家能登の領民の坑夫となりて佐渡に赴くを禁ぜしむ。（六一一）

〇廿九日前田利家德川家康と好を修めんが爲大阪を發す。（六一三）

〇晦日前田利家德川家康の伏見邸に至る。（六一四）

〇前田利家金澤寶圓寺に加賀河北郡月影村の田地を寄進す。（六一九）

三月

〇八日德川家康前田利家の大阪邸に來り前の訪問に應ふ。（六二〇）

〇十三日德川家康書を以て前田利家の病狀を問ふ。（六二四）

〇十五日前田利家病癒えざるを測り夫人に命じて遺物分配に關し記さしむ。（六二四）

〇十九日德川家康書を以て復前田利家の病を問ふ。（六二八）

〇廿一日前田利家その夫人に命じて遺書を記さしむ。（六二九）

〇下旬前田利家の病篤く在大阪の侯伯騷擾す。（六三三）

〇下旬前田利政髻を斷ちて嵯峨に遁れんとす。（六三四）

〇前田利家加賀河北郡津幡の傳馬人足に關する規定を令す。（六三四）

閏三月

〇前田利長德川家康と兩判を以て政令を布く。（六三五）

〇朔日前田利家經帷子の着用を却く。（六三六）

〇二日前田利家什器の目錄に華押を加へ薨後諸吏の嫌疑を受くること勿らしむ。（六三八）

〇三日前田利家大阪に薨す。（六三八）

〇前田利家行狀。（六四二）

〇三日大阪俄に騷擾す。（六九八）

〇四日前田利家の遺骸大阪を發して金澤に向ふ。（七〇〇）

〇四日德山五兵衛去りて德川家康に仕ふ。（七〇〇）

〇十日前田利長人を遣して片山伊賀をその大阪邸に弑せしむ。（七〇一）

〇中旬前田利長伏見に至り德川家康を訪ふ。（七〇三）

〇廿四日故前田利家に從一位を贈らる。（七〇三）

〇山崎種善坊歿す。（七〇四）

四月

〇三日前田利長、利家葬禮の事を篠原出羽高畠石見に託す。（七〇四）

〇六日前田利家の遺骸金澤に着す。（七〇五）

〇八日前田利家の葬禮を寶圓寺に行ひ尋いで城南野

田山に葬る。(七〇五)

五　月　○廿九日前田利長襲封の賀筵を開き家康を招く、家康病と稱して之を辭す。(七一〇)

六　月　○前田利長の大阪邸に、諸士辨當の饗應を行ふこと流行す。(七一〇)

七　月　○前田利長攝津播磨に放鷹す。(七一一)

八　月　○廿八日前田利長德川家康の慫慂により大阪を發して封に就く。(七一三)

九　月　○七日德川家康大阪に至り前田利長の異圖ありとの報に接す、尋いで丹羽長重に先鋒を命ず。(七一五)

○前田利長越中に放鷹しその讒を構へられたる報を得、尋いで横山長知を遣して分疏せしむ。(七二〇)

十　月　○八日前田利長の從兄弟土方雄久、德川家康の命により配所常陸太田に赴く。(七二八)

十二月　○二十日前田利長權中納言を辭す。(七二九)

○金澤城外に塹濠を掘鑿し、明年正月に至りて成る。(七二九)

是　歳　○越中守山海老阪八幡を金澤卯辰に遷座す。(七二九)

慶長五年　庚子　皇紀二二六〇

正　月　○九日德川秀忠書を前田利長に與へて先に分疏の爲申請したる條件の容れらるべきを報ず。(七三〇)

○德川秀忠前田利長の上洛を促し、又丹羽長重が先鋒の命に服したるを賞す。(七三一)

○前田利長法令を制し家臣の奢侈を禁じ燕飲の制を定め違ふ者に贖罪金を出さしむ。(七三一)

二　月　上國に德川家康加賀を征すとの流言止み上杉景勝を討伐すべしとの風聞漸く盛なり。(七三二)

三　月　○前田利長臣横山長知及び有賀直政を大阪に遣はし前の和議を尋めしむ。(七三二)

春　○前田利家の廟を野田山麓に建て寶圓寺象山徐芸退隱の後こゝに住持せしむ後之を桃雲寺と號す。(七三四)

四　月　○十日芳春院能登鳳至郡輪島蓮江寺に拾石の地を寄進す。(七三四)

五　月　○六日村井長賴芳春院に隨ひて江戸に赴かんとするを以て子長明之を訪はんが爲金澤を發す。(七三五)

○十三日芳春院江戸に下らんとするを以て豐臣氏の奉行等濱松城主堀尾忠治に便宜を謀らしむ。(七三七)

○十六日上國將に干戈の事あらんとするを以て前田利長山崎長德に命じ武具を準備せしむ。(七三七)

○十七日芳春院德川氏に質たらん爲伏見を發し村井長賴等之に從ふ。(七三八)

○廿七日前田利長加賀河北郡森下村孫二郎を以て金澤の染工を統べしむ。(七四一)

六　月　○六日芳春院江戸に着す。(七四三)

○十一日德川家康上杉景勝を伐たんとし前田利長を津川口の先鋒たらしむ。(七四四)

七月

○十六日前田利政書を以てその夫人を下國せしめんことを人に託す。(七四四)

○七日徳川家康、村上頼勝溝口秀勝の中一人に前田利長の嚮導たるべき命を傳しむ。(七四五)

○十三日前田利長寶圓寺象山徐芸の隱居桃雲寺に野田山の下伐を許さしむ。(七四六)

○十六日越中新川郡芦見村孫市が製陶に從事せんとするを嘉し燃料を附近より採るを許す。(七四七)

○廿五日前田利長軍律に關する高札を加賀能美郡湊村に立つ。(七四七)

○廿六日前田利長兵を率ゐて金澤を發し上國に向ふ。(七四八)

○廿七日前田利長進みて加賀能美郡三堂山に陣し又千代に堡壘を築きて小松に備ふ。(七五二)

○廿七日宇喜多秀家毛利輝元書を前田利長に與へてその力を西軍に假さんことを求む。(七五五)

○廿九日豐臣氏の奉行等書を眞田昌幸に與へ前田利長が陽に東軍と斷絶する能はざるを報す。(七五六)

○晦日前田利長書を高畠定吉に與へて先に輸送を命じたる貨幣鐵楯を領收したる事を告ぐ。(七五七)

八月

○朔日前田利長大聖寺に向ふの途小松の兵を擊退し遂に加賀江沼郡松山に次す。(七五八)

○朔日徳川家康土方雄久を前田利長に使せしむ。(七五八)

○二日前田利長馬廻の士の軍規を定む。(七五八)

○二日前田利長加賀江沼郡加茂野に全軍を閱す。(七五九)

○二日前田利長使を大聖寺城主山口宗永に遣はし諭して降せしめんとす、宗永聽かず。(七六〇)

○三日前田利長大聖寺城を攻めて陷る、城主山口宗永その子修弘之に死す。(七六一)

○三日前田利長書を高畠石見に與へて大聖寺の戰勝を告ぐ。(七七三)

○五日前田利長越前に進み尋いで軍を班す。(七七三)

○八月前田利長の軍加賀能美郡淺井畷を過ぐ、丹羽長重の兵急に襲ひて之と戰ふ。(七七五)

○十二日前田利長淺井畷の役に於ける有功の士を賞す。(八〇四)

○十三日前田利長再び兵を出さんとし弟利政に出陣を促す。(八〇七)

○十三日徳川家康書を前田利長に與へて軍狀を問ふ。(八〇七)

○廿四日徳川家康前田利長の大聖寺役に於ける功勞を賞す。(八〇八)

○廿六日徳川家康書を村井長賴に與へて北國を前田利長の略取に任すべきを告ぐ。(八〇九)

九月

○五日前田利長書を黒田長政藤堂高虎に與へて不日自から再び征途に上らんとするを告ぐ。(八一〇)

○五日前田利長村井長頼に大聖寺の戰勝を報じ且つ利政の出兵せざることを告ぐ。(八一一)

○八日徳川家康書を前田利長に與へてその狀況を報じ且つ速に出陣すべきを促す。(八一三)

○十一日前田利長軍を帥ゐて金澤を發す。(八一三)

○十三日徳川家康書を土方雄久に與へ前田利長に丹羽長重等と和し速に南進すべきを傳へしむ。(八一五)

○十四日徳川家康の臣西尾隱岐守等、丹羽長重が先に前田利長と和せんと告げしを賞す。(八一六)

○十五日徳川秀忠書を横山長知に與へ前田利長の再び上國に出兵せんとするに同意を表す。(八一六)

○十八日前田利長丹羽長重と和す、利長弟利常を質として長重に與へ長重弟長紹を致す。(八一七)

○十八日前田利長村井長頼に將に上國に赴きて徳川家康に謁せんとするを告ぐ。(八一八)

○十八日前田利長書を溝口彦三郎に與へ徳川家康に對して周旋せんことを誓ふ。(八一九)

○十八日前田利長秋田城主秋田實季に加賀の形勢を報じ徳川家康の爲出兵するを勸む。(八二〇)

○十八日前田利長書を金澤の守將高畠定吉に與へて進軍の顚末を報ず。(八二一)

○十九日前田利長青木一矩の越前北庄城下を經て南上す。(八二二)

○廿二日徳川家康書を前田利長に與へてその勝利を告ぐ。(八二二)

○廿二日前田利長近江大津に至り徳川家康に謁し同行せる丹羽長重は罪を得て封を除かる。(八二三)

○廿五日前田利長家臣に徳川家康の命により明日兵を京師西岡附近に進めしむるを告ぐ。(八二四)

○廿六日前田利長在能登の三輪藤兵衛に上國の形勢を報じ戰亂の定まれるを報ず。(八二六)

○廿七日前田利長溝口彦三郎に昨日京師の西岡に至り明日大阪に入らんとするを報ず。(八二六)

十月

○十七日徳川家康前田利長の戰功を賞し山口宗永丹羽長重及び前田利政の舊領を與ふ。(八二七)

十一月

○五日前田利長小松の市人大文字屋源兵衛に加賀能美郡中の天秤職を命ず。(八二九)

○十日前田利長の弟利常徳川秀忠の女と婚約するを以て村井長頼に結納の使者を命ず。(八三〇)

十二月

○十日前田利長前例により能登羽咋郡氣多神社に二百石の地を寄進す。(八三一)

是歲

○土方雄久前田利長より越中新川郡の内一萬石を分與せらる。(八三三)

是歲

○長連龍の邸地を金澤城内に賜ひ子元連に前田利長

是歳　の妹福姫を嫁せしむ。（八三一）
　○能登鳳至郡總持寺の塔頭に芳春院を建て豫め利家夫人芳春院の菩提所となす。（八三三）

慶長六年　辛丑　皇紀二二六一

正月　○二十日前田利長土木の事に關し令を金澤の町人平野屋半介に下す。（八三三）
　○廿八日前田利長加賀能美郡橋新村及び今湊村の民の荒蕪地を開墾せんとするを許す。（八三四）
二月　○六日前田利長再び能登羽咋郡氣多神社領二百石の使途を定む。（八三五）
五月　○十六日前田利長能登羽咋郡妙成寺に先規に從ひ米參拾俵の地を寄進す。（八三六）
　○十七日前田利長鬪爭朋黨賭博狼藉殺害訴訟逃亡等の事に關し法十九條を發布す。（八三七）
　○廿四日前田利長令を下し加賀白山川湊川手取川等に鮎を漁するを許しその稅額を定む。（八三九）
八月　○十七日前田利長京師豐國神社に參拜す。（八四〇）
　○廿六日能登羽咋郡氣多神社社僧等惣中の智識米寄進を喜び毎年入峰勤行すべきを約す。（八四〇）
　○廿八日加賀藩吏令を越中礪波郡信光寺に下し寺域内の諸事を處分せしむ。（八四一）
九月　○三日越中射水郡二上の渡船を新造し今年を限り特に通行人より錢を徴するを許す。（八四二）
　○九日前田利長加賀江沼郡敷地天神に田二町を寄進す。（八四二）
　○廿七日越後本庄の城主村上頼勝使を遣して前田利常の婚を德川氏と定めたるを賀す。（八四二）
　○晦日德川秀忠の女珠姫金澤にて前田利常に入輿す。（八四三）
十二月　○十三日前田利長加賀石川河北二郡濱方十六村の地子を免除す。（八四五）
是歳　○加賀藩の街道に松並木を植う。（八四六）

慶長七年　壬寅　皇紀二二六二

正月　○八日前田利長江戸に向ひて金澤を發せんとし前日村井長明をして先づ發せしむ。（八四六）
　○廿六日前田利常江戸に入り榊原康政の邸に館し翌日德川秀忠及び家康に謁す。（八四八）
三月　○十七日德川秀忠書を與へて前田利長の先に江戸に來りしを謝す。（八五一）
　○廿六日前田利長農民に關する法九ヶ條を公布して去年五月十七日の令を補ふ。（八五一）
　○廿八日前田利長能登の農民に關する令三ヶ條を頒つ。（八五二）
　○芳春院攝津に行き有馬溫泉に浴す、村井長賴扈從して京師に至り暇を得て金澤に歸る。（八五三）
四月　○十四日太田長知書を近江の今津甚六に遣し請米の

上納を履行すべきこと等を諭す。(八五四)

五月 ○四日前田利長横山長知に命じ大聖寺城の守將太田長知を金澤城に戮せしむ。(八五五)

○廿日越後の國主堀秀治使を前田利長に遣して、太田長知を誅戮せしことに關し慰問す。(八五八)

○廿二日越後新發田の城主溝口秀勝亦使を前田利長に遣して安を問ふ。(八五八)

六月 ○二日前田利長村井長頼を召して之を饗し芳春院を奉じて久しく江戸に在りしを賞す。(八五九)

七月 ○十二日前田利長京師豐國社に參詣す。(八六〇)

○十三日越中新川郡黑川の陶工をして燃料を附近の山谷に採るを許す。(八六〇)

八月 ○上旬前田利長利常夫人の觀覽に供せんが爲舞踊を城中に練習せしめ自から鼓を打つ。(八六一)

○十四日村井長頼諸士をその子長明の邸に招きて茶を饗す。(八六一)

九月 ○廿四日前田利長村井長頼に命じて再び芳春院の江戸に行くに隨はしむ。(八六二)

十月 ○十四日村井長頼能登鹿島郡熊甲宮に田一反を寄進す。(八六三)

○廿九日前田利長近江高島郡今津弘川の領民に前年分の年貢皆濟狀を與ふ。(八六四)

○晦日雷火により金澤城の天守閣燒く。(八六五)

十一月 ○翌日前田利長令して昨夜の火災に諸道具を拾得したる者に届出しむ。(八六七)

○七日前田利長先の火災に諸道具を拾得したる者に届出しめんが爲高札を立てしむ。(八六八)

○廿六日德川秀忠上使として安藤正次を金澤に遣はす。(八六八)

十二月 ○二日加賀浦々の舟人に命じ他國に雇傭せらるゝことを勿らしむ。(八六九)

○三日前田利長代官藏奉行下代等と百姓との關係を定めて之を令す。(八六九)

○六日前田利長高札を加賀河北郡中山村に立てゝ無頼の徒の農民を苦しむること勿らしむ。(八七〇)

○七日前田利長領民の町人たると百姓たると問はず他國の鑛山に赴くこと勿らしむ。(八七〇)

○九日前田利長越中新川郡立山寺中宮寺に利家先判の旨に遵ひ各百俵の地を寄進す。(八七一)

○廿日前田利長加賀山中溫泉の湯税領收書を與ふ。(八七二)

慶長八年　癸卯　皇紀二二六三

正月 ○廿三日越中射水郡宇波村の製鹽税を定む。(八七二)

二月 ○廿日越中新川郡岩峅蘆峅二寺の山税を免除す。(八七三)

○前田利長利常父子伏見に赴きて德川家康及び秀忠

三　月　に謁す。（八七四）
〇十四日前田利長越中礪波郡城端善德寺の紫陽花を徵す。（八七四）

四　月　〇四日德川家康猿樂をその京師第に張行し前田利長之を陪觀す。（八七五）
〇廿七日金澤に泉野新町を加ふ。（八七六）

五　月　〇廿二日前田利長加賀江沼郡山中溫泉に湯稅領收書を與ふ。（八七六）
〇加賀藩大判金を鑄る。（八七七）

六　月　〇十六日越中礪波郡河崎村等と井波村との地境爭議を判決す。（八七八）
〇能登口郡百姓の戶稅を定めて每年銀三匁を納めしむ。（八七九）

八　月　〇廿七日前田利家の女婿宇喜多秀家薩摩より護送せられて伏見に着す。（八八〇）

九　月　〇廿八日前田利長能登羽咋郡氣多神社に制札を與ふ。（八八一）

十　月　〇十三日前田利長その領近江高島郡今津弘川兩村に定納皆濟書を與ふ。（八八二）

十一月　〇廿九日前田利家の女蕭姬歿す。（八八二）

十二月　〇十四日前田利長加賀江沼郡山中溫泉の湯稅領收書を與ふ。（八八二）

慶長九年　甲辰　皇紀二二六四

三　月　〇五日前田利長加賀國江沼郡林村等本年の租稅を免除し力を耕耘に致さしむ。（八八三）
〇廿四日前田利長越中礪波郡鹿島村の荒蕪を開墾して新村を創めしめ今後三年の租を免除す。（八八四）

五　月　〇十六日前田利長越前の民を雇傭するを禁じ又領民の越前に在るものを捕ふること勿らしむ。（八八四）
〇廿六日前田利長領民の他國鑛山に使役せられ又は商工の出でゝ他鄕に住するを禁ず。（八八五）

八　月　〇朔日加賀藩酒販賣に關する法令を定む。（八八六）
〇六日前田利長戰勝報賽の爲石川郡佐那武社に神事能の興行を命ず。（八八六）
〇上旬前田利長越中礪波郡善德寺に宿し寺屋敷の地子を免除す。（八八八）

閏八月　〇七日前田利長物貨の賣買に知々見銀を用ひしめ灰吹銀は秤量して時價に從ひ通用せしむ。（八八九）

九　月　〇十二日前田利好令を能登羽咋郡に下し僧侶に對して雜稅を免除するも田租を出さしむ。（八八九）
〇十八日前田利長令を越中礪波二步村に下して鮭魚の漁稅を徵す。（八九〇）
〇廿三日前田利長賞を懸けて奇佑を殺し屍を金澤の城濠に棄てし犯人を出訴せしむ。（八九一）

十　月　〇朔日前田利長賞を懸けて諸商業に關する規則を犯す者を出訴せしむ。（八九一）

十一月 ○廿五日前田利長越中婦負郡普田塚原鵜坂羽根諸村の居民に新村を創むることを許す。(八九二)
○廿八日前田利長越中婦負郡田島村の民に命じて鮭魚の漁税を納めしむ。(八九二)
○四日前田利長越中婦負郡井澤村の民に命じて鮭魚の漁税を納めしむ。(八九三)
○十八日加賀藩越前敦賀の市人高島屋傳左衛門を以て同地に於ける藏屋敷を管せしむ。(八九三)
○廿一日前田利長藩士の服制に關する法令を定めて之を布く。(八九四)

十二月 ○七日越中射水郡東廣上西廣上二村民の租税増額を請ふを許す。(八九五)
○十八日前田利長加賀江沼郡山中湯税の領收書を與ふ。(八九五)

是歳 ○能登鳳至珠洲二郡に里正を置き十村肝煎と稱せしむ。(八九六)

是歳 ○前田利長書を金澤市人金屋彦四郎に下しその有する漁船十艘の税及び町税を除く。(九〇三)

是歳 ○加賀藩令して諸臣各其俸祿に應じて金澤卯辰八幡社に報賽せしむ。(九〇四)

是歳 ○前田利長 能登羽咋郡 氣多神社の 講堂を建立せしむ。(九〇四)

是歳 ○前田利長加賀石川郡佐那武社を再建せしむ。(九〇五)

慶長十年 乙巳 皇紀二二六五

二月 ○廿三日前田利長能登鳳至郡俎倉村の復興を許し三年間の租を免ず。(九〇六)

三月 ○五日前田利長越中礪波郡内島村農民の新村を創建するを許す。(九〇六)
○廿九日前田利長越中富山城を修めて退老せんとし堀田平右衛門等上つる所の設計書を見る。(九〇七)

四月 ○六日越中新川郡宮崎村の神社を前田利長の祈願所とし神林を寄進す。(九〇八)
○上旬前田利長世子利常と共に伏見に至り德川家康及び秀忠に謁す。(九〇八)
○八日前田利常侍從に任じ松平氏を稱す。(九〇九)
○十九日前田利長越中五ヶ山より焔硝を獻じたるを以て領收書を與ふ。(九一〇)
○廿六日前田利常德川秀忠に從ひて入朝す。(九一〇)

五月 ○四日前田利長加賀河北郡中條村の民布を獻じたるを以て領收書を與ふ。(九一一)

六月 ○朔日前田利長越中礪波郡沖院瀨見兩村の山税を定む。(九一三)
○十四日德川秀忠使を前田利長に與へて起居を問ひ併せて太刀馬を贈る。(九一三)
○十六日前田利長將に退老せんとするを以て諸老臣に命じて誓書を上らしむ。(九一三)

○十七日前田利長市坊に高札を立て、辻斬等を禁す。(九一三)
○十九日前田利長士民の風俗に關する禁令七條を布く。(九一四)
○廿八日前田利長封を世子利常に讓る。後利長富山城に徙り、新川郡二十二萬石を食む。(九一五)

八月 ○十五日前田利常越中礪波郡五ヶ山の税額を定む。(九一九)
○廿一日加賀藩吏越中礪波郡院瀬見村の山税を増徴す。(九二〇)
○廿一日立像寺開山日治上人寂す。(九二一)

九月 ○五日加賀藩豆腐及び味噌賣買に關する法令を定む。(九二一)
○廿八日前田利長越中礪波郡金屋鑄物師の棟を獻じたるを謝せしむ。(九二二)

十月 ○五日加賀藩吏能登鳳至郡皆月村の灌漑に注意すべきを命す。(九二二)
○十一日前田利好能登珠洲郡高座金分兩社再興に付能登國内に募緣せしむ。(九二三)
○十三日前田利家の女摩阿姫歿す。(九二三)
○十九日前田利長能登鹽釜の使用料を定む。(九二六)
○廿六日村井長賴卒す。(九二八)
○廿八日加賀藩吏金澤町に命じて越中礪波婦負射水郡民の借米に對する利足を免除せしむ。(九三〇)

十一月 ○九日前田慶次利太歿す。(九三〇)

十二月 ○十六日前田利長加賀江沼郡山中温泉湯税の領收書を與ふ。(九四三)
○廿九日前田利長越中國天秤税領收書を與ふ。(九四四)

是歳 ○定納米壹石に對し口米五升と定む。(九四四)

昭和四年四月十五日印刷
昭和四年四月二十日發行

（非賣品）

著作者　東京府荏原郡目黑町大字上目黑字駒場八百六十一番地
侯爵前田家編輯部

發行者　東京府東京市本郷區本富士町二番地
石黑文吉

印刷者　石川縣金澤市彦三三番丁三番地
大村重松

印刷所　石川縣金澤市高岡町九十番地ノ二
明治印刷株式會社

